

## 会 議 録

|             |   |   |    |
|-------------|---|---|----|
| 会議の名称       | 令和6年度(2024年度)第2回つくば市子ども・子育て会議   |   |    |
| 開催日時        | 令和6年8月9日(金) 開会13時15分 閉会18時30分   |   |    |
| 開催場所        | 防災会議室(2)(3)   |   |    |
| 事務局(担当課)    | こども部事務局(こども政策課)   |   |    |
| 出席者         | 委員  | 土井 隆義(会長)、長塚 俊宏、阿部 未保子、千代原 義文、<br>深井 太洋、古谷野 好栄、橋本 幸雄、大久保 良文、青山<br>夏樹、岡山 拓史、間野 聡子、柳下 浩一朗、森田 修司、<br>大戸 達之、宮本 美穂     |    |
|             | その他   | 5-6(仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プラン策<br>定支援業務委託受託者(株式会社名豊)   |    |
|             | 事務局   | (こども部)安曾部長、吉沼次長<br>(こども政策課)木村課長、小野課長補佐、飯塚係長<br>(こども未来センター)中澤課長<br>(幼児保育課)岩田課長、菊池課長補佐<br>(こども育成課)桐生課長<br>(学務課)笹本課長 |    |
| 公開・非公開の別    | <input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 | 傍聴者数  | 2名 |
| 非公開の場合はその理由 | つくば市情報公開条例第5条第1号、第3号に該当する情報を扱うため  |   |    |
| 議題          | 協 議 事 項   |   |    |
|             | (1) 第2期つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価<br>(令和5年度実績)   |   |    |
|             | (2) 第3期つくば市子ども・子育て支援プラン策定に向けた方針等について  |   |    |

|  |   |   |       |
|--|---|---|-------|
|  |   | 報 告 事 項   |       |
|  |   | (1) つくば市公立保育所個別整備計画（上横場保育所）<br>について<br>(2) つくば市公立保育所個別整備計画（高見原・城山保<br>育所）について<br>(3) 令和6年（2024年）4月1日時点の待機児童数につ<br>いて<br>(4) 令和6年度つくば市放課後児童クラブ待機児童数<br>について<br>(5) つくば市放課後児童室の定員設定について |       |
| 会議録署名人   |   | 確定年月日   | 年 月 日 |
| 会<br>議<br>次<br>第   | 1 | 開 会   |       |
|  | 2 | あいさつ  |       |
|  | 3 | 協議事項  |       |
|  | 4 | 報告事項  |       |
|  | 5 | そ の 他   |       |
|  | 6 | 閉 会   |       |
| <審議内容><br><b>土井会長：</b> 早速ですが本日の協議事項に入ります。まず協議事項の1です。今日は協議事項2件と報告事項が5件あります。まず協議事項の1、第2期つくば市子ども子育て支援プラン点検評価で、昨年度のものです。令和5年度の実績につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。<br><b>事務局(こども政策課)：</b> (説明)<br><b>土井会長：</b> ありがとうございます。事務局からご説明がありましたように、グループ討議中に事業内容につきまして、ご質問がある場合は、各関係課の職 |   |   |       |

員の方にご質問をしていただければと思います。今日は関係課の職員の皆様にご参加いただいておりますので、ぜひ積極的にご質問をしていただければと思います。なお、評価結果は後日、内容を確認していただいた後に市のホームページで公開することになりますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。まずは、グループ討論を今から60分、14時30分まで行います。多くの基本事業シートを点検評価していただくため、各グループとも時間配分には十分にご留意いただきたいと思います。皆様からは事前にグループ討論に係る意見を聴取させていただき、一覧にまとめてありますので、机上配付資料をご参照の上討論にご活用いただければと思います。なお、本日欠席の委員の意見も記載されておりますので、併せてご活用いただければと思います。中間30分、従って2時ですね、それから10分前の14時20分に予鈴を鳴らしたいと思います。では早速グループ討論を始めていただければと思います。

(グループ討論)

(休憩)

**土井会長**：お疲れ様です。各グループの取りまとめも終わったようですので、再開したいと思います。では、各グループからの発表に移りたいと思います。発表は各グループ、10分程度でお願いいたします。なお、3つのグループ全体の発表が終わった後に、全体討議を行いますので、その際全体としての点検評価をお願いしたいと思います。では、まず基本目標1のグループ1からお願いいたします。

**間野委員**：間野です。それでは7ページの確かな生命と元気を育むという基本目標、基本方針1、継続的包括的な支援の充実、1番の出産施設開設支援事業です。増床に繋がり非常によかったということで、今後はそちらの活用を、お産に困る人がいなくなるように事業継続をお願いしたいということになりました。2つ目に、丸の2、子育て世代包括支援事業になります。8ページから10ページまでですね、3つの事業になるのですが、こちらについては評価の方法

が何件、何人という数ですべて書かれているのですけれども、数のみで計れないものがとても多い内容ではないかと思うので、例えばアンケートをとって、その利用者さんがまた利用したいか、他の方に薦めたいかなど、質的なものが見えるような評価をできないか工夫をしていただきたいという意見がありました。また、保育コンシェルジュの相談件数が減っているというところをお聞きしたところ、保育園の情報が欲しくて相談する人が多くいらっしやり、ホームページに保育園関係の情報を充実させたことや、電子申請が令和4年から始まったということから減ったのではないかというお話がありまして、そういった工夫で、お母さんたちお父さんたちが出かけて書類を出してという手間や大変さが少し軽減されたりという工夫もしていただいているのだなということがわかったこともとてもよかったです。ぜひ、そういったところを今後も継続していただけたらありがたいなと思っています。また、10ページの病児保育のところですが、本当に足りているかの評価といったところなどがわかるようなものがあるといいというお話が出ていました。それから11ページに入って、③の子育てしやすい環境整備事業ですね、11ページから13ページまでの3つの事業になりますけれども、一時預かりやファミリーサポートなど、関わっていただく方の受け入れ、申し込みのしやすさなど、そういった色々な工夫がされているのが非常にありがたいなと思っていて、ファミリーサポートや一時預かりは本当にお母さんたちが頻繁に使ったり、また、使わないまでも登録をすることで安心に繋がるというところもあり、非常にありがたいところですので、ぜひ継続していただきたいです。ただ、こちらも同様に数も大事なのですが、もう少し質的な面がわかるような実績の報告方法というか、評価の方法を少し考えていただけたらいいという話が出ています。また、赤ちゃんの駅についてなのですが、公共施設にあるのは知っているのですが、公共施設以外でもあるにはあるのですが、そのあたりの情報があまりわからないという話が出てきたので、そちらの周知活動をしていただけて、お母さん

たちが利用しやすいようにしていただけたらというお話がありました。次に基本方針の2になります。発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実、①の産前産後のサポートケア事業ということで、14と15ページの2つの事業になりますが、こちらも数での評価になってしまっているのも、ぜひ内容がどういったものがあったのか、ニーズに合っているのかということや、利用した方がどういうところがよかったのかなど、そういった質的な部分がわかるような評価方法を少し考えていただけたらいいなというお話がありました。次の②ですね、子ども家庭総合支援拠点事業。16ページになりますが、こちらは公認心理士の方がつくば市は4名いらっしゃるということなのですが色々なところに関わっているので負担がとても大きいのではという意見がありまして、人数を増やしていただくとか、継続的に進めていただけるような体制を整えていただきたいという意見が出ています。次の③番、児童発達支援センターとの連携のところではペアレントメンターとペアレントトレーニングのお話が出ていますが、非常に大事なところでニーズもとてもあるということです。しかし、開催するための場を作ることが難しかったり、参加も回数が多いとなかなか出られないとか色々難しい部分があるようです。つくば市はとてもニーズが高いというお話もありまして、広報の充実や回数ももう少し増やすような工夫をしていただけたらという意見が出ています。

全体的に赤ちゃん連れであったり、困難を抱えるお子さん子育て中の家庭であったり、ありがたい事業が展開されていて、私も子育て中なのですけれども非常にありがたいなと。ぜひこのまま継続していただけたらと思います。

**土井会長：**ありがとうございました。では続きまして、グループの2、お願いいたします。

**古谷野委員：**グループ2の民間保育協会の古谷野です。よろしく願いいたします。ページでは19ページ、緑色の7番のところですね。教育・保育ニーズに合わせた教育・保育体制の整備事業ということで我々の基本目標の2の、この

緑のシートの評価としましては、概ね良好ということなのですが、プラスアルファのところのみをお伝えしていきたいと思います。先ほどの19ページのところの実績と実績に対する課題改善策というところの、国の待機児童の定義に含まれない潜在待機児童数が100名を超えているということで、その定義を教えてくださいまして、令和6年4月で大体169名いるという中で、追加として課題があるのではないかという意見がございました。潜在待機児童の受け皿の確保は今まで通りしていただくのですが、既存園の定員割れという問題があるという現状があるので、実績に対する改善や、そういう方針を今後も検討していただきたいと思っております。2つ目が21ページです。保育人材の確保事業ということで実績と実績に対する課題が下に書いてあるのですがけれども、こちらでも大きな予算を確保している中で概ねありがたい実績であり、私も保育園を運営してまいりまして本当にありがたい事業だと思います。さらにここに幼稚園で働いている幼稚園教諭免許のみの方の助成金もつけて欲しいという意見がございました。そちらも課題として入れていただきたいと思っております。続きまして23ページです。9番の幼児教育及び保育の推進事業ということで、下に書いてある実績と実績に対する課題の中に、交流などのそういった体験ができているのですがけれども、以前、つくば市で保育の質のガイドラインを作られたと思うのですがけれども、それに加えて、幼児教育・保育の質の向上に向けた取り組みというところをさらに組み入れてもらいたい、また、ガイドラインの作成という希望がございました。時間が1時間ということで、最後の方の障害部門の方も、本当はもう少し話し合っただけ意見を入れたかったところですが、ここは追加時間がもう少しあると深まった意見が出たのではないかと感想です。グループ2は以上です。

**土井会長：**ありがとうございました。続きましてグループ3、お願いいたします。

**千代原委員：**よろしく申し上げます。基本目標3、主体的に広く豊かな経験を

育むということで、発表は千代原がさせていただきます。対象の内容はレジュメ 28 ページないし 36 ページになります。事業内容として 11 番から 16 番までになります。11 番から 16 番までそれぞれの課題はあったのですが、大まかにすべてのものに対して共通事項がありました。それを最初にお話させていただきます。大きく分けて 3 点あるのですが、子どもたちが安心安全を確保するため、より良いサービスを提供するためにはどうすべきなのかというところを前提として、まず 1 点目、人員不足の改善をどうするのか。2 点目、確保した上でどう処遇を改善するのか。3 点目、広報の仕方と仕組みについて周知徹底はどうすべきなのかということに至りました。個別に見ていきたいと思っております。28 ページ。事業 11 番の放課後児童クラブ事業、放課後児童健全育成事業に関しましては、先ほども申し上げました、処遇改善を長期的な視点を立って、どう雇用を確保するのかということを進めるべきという意見が出ました。

その上でアイデアを出して、いい環境を作るにはどうした方がいいのか。例えば、移動型の学童保育のバスを新設して、そのバスで遊んだり、或いはそのバスの近所で遊んだりするという意見が出ました。また、つくば市は人口増加というところもあって、特に駅周辺、TX 沿線沿近辺は整備されていると思うのですが、そこから離れた場所に住んでいる子どもたちに対してどう提供していくのか。例えば、駅から離れているところでも設備を整えるのかなどという意見も出ました。レジュメ 29 ページ、放課後子ども教室推進事業について、地域住民から声を大にして学校に働きかけるべきという意見が出ました。また、事業の場所もアイデアを出して工夫して行う。例えば学校施設以外という意見がありました。学校の近所の空き地であるとか、或いは学校の空き教室がないとしても、体育館を使ったり、校庭を使ったりという意見も出ました。次がレジュメ 31 ページ、事業 13 番、また 14 番も共通してはありますが、子どもの居場所、学習支援事業ということで、学習会に参加するためのアクセス方法を整

えるべきという意見が出ました。また、学習会に参加する点に関して、通知の効果測定の方法、参加するにあたって通知がきちんと届いているのかどうかというところを確認するべきではないかという意見が出ました。また、学習会は必ず対面でやるべきではなく、例えば、オンライン、Zoom を利用して、学習会に参加する方法も検討するべきという意見が出ました。通知の効果測定という点で、対象者にきちんと情報が届いているかどうかという意見で、出すだけではなく受け答えはできるかきちんと確認した方がいいと。また、学習会自体の周知広報ですね、こちらを徹底していただきたいと。場所に関しても、周知徹底するということ。例えば交流センターで行うということであれば、どこの交流センターで行うということを含めて欲しいと思います。アクセス数の問題に関して、送迎ができないところも、送迎がなければいけないところもあると。今の時期は夏なので、夕方は日が長いということでも明るい、それが冬になると、もう4時5時なんて真っ暗になると、真っ暗なところを女の子が1人歩けるかと。それは少し無理な話ということで、そういうアクセスの問題もクリアしていかないといけないという意見が出ました。また、つくばならではの問題なのですけれども、つくば市は、私の認識で間違いなければ、140カ国ですよ。大体それぐらいの数の国の方がいらっしゃるのだと思います。多様性という点で、外国の方の需要もあるということ、特に外国籍の方に関しては食べ物であるとか、宗教上の問題とか、そういったところも配慮する必要があるという意見が出ました。そのため、教育だけでなく複式的なアプローチも必要で、学習会だけですべて解決するのは難しいので、相談支援等も行う必要があるとスクールソーシャルワーカーにつなげていく必要があるのではないかという意見が出ました。次の14番も同じ内容でしたので、飛ばして項番の15ですね、レジュメ35ページ。特別な配慮を必要とする児童の支援事業ということで、障害を持つ子どもに対する点に関して、私が最初に申しあげました共通事項で、人員確保、人員確保をしてもその次のステッ

プの処遇をどうするのかというところで問題として意見が出ました。処遇改善するのだったら正職員と同等の職員採用を公表して対応すべきではないかという意見が出ました。また、つくば市全体ではなくて国全体の問題になると思うのですけれども、放課後児童支援員という名称も工夫を検討すべきと。つまり、支援員という名称自体が福祉的な要素があり、その福祉的な要素からボランティアとどうしても繋がってしまうという連鎖があるという意見が出ました。そのため、名称も少し工夫すべきじゃないかという意見が出ました。あともう1つ、事業のサービス、仕組み、要件をもう少し丁寧に広報して欲しい。また、障害児というどうしても拭い切れない偏見ですね、偏見をなくすためにはどうすべきなのかという意見が出ました。

そのため、サービスを利用したいのだけれど、そういった偏見的な面があるから差し控えたいとか、本当は利用したいのだけれど、そういった目があるから、控えるとか、或いは利用はするのだけれども、仕組みが複雑だから、もう少しわかりやすく要件を教えて欲しいといった意見が出ました。最後、事業16のレジュメ36ページ、プレイパークに関してですけれども、プレイパークの団体が各地に生まれると、生まれるのはいいのだけれども、プレイリーダーの育成であったり団体の援助、このプレイパーク自体の援助、その金銭的経済的な支援が必要だという意見が出ました。基本目標3は以上です。

**土井会長：**どうも、ありがとうございました。続きまして全体協議に移りたいと思います。まず基本目標の1、協議資料1-1-3の次、事業番号の1ですね。1から6までで、ページでいきますと7から18の部分になります。先ほどグループ1からご報告をいただきましたが、今、いただいたのはグループとしての意見ですので、これを全体としての意見とするかどうかをここで決めなければなりませんので、まずこのグループ1の意見につきまして、追加或いは修正等のご意見がある方は、ご発言をお願いしたいと思います。グループ1の意見ですから特にグループ2グループ3の方、いかがでしょうか。グループ1の

意見を全体の意見としてよろしいかどうかです。

**千代原委員**：よろしくお願ひします。質問させていただきます。レジュメの7ページですけれども、継続的包括的な支援、出産施設開設支援事業ということで交付実績なしとなっていますけれども、実際に開設したいという病院のドクターはいるのですか。どうしてこういった質問をするのかというと、つくば市は人口増加率が日本一ということ、また、子どもの数も多いということで、世帯的には20代ないし30代、その次に40代の世帯が多いはずで、ということは必ず子どもが生まれる割合もやはり日本一だろうと思うのですけれども、それに伴って赤ちゃんを産むためには出産施設が必要だと。聞いたところによると、つくば市ではどこも空きがないので、市外で出産をせざるをえないという意見が、私の方に入ってきますがいかがでしょうか。実際に開設したいというドクターはおられるのですか。

**土井会長**：まずグループ1から、その点について何か話はありましたか。ありませんでしたか。では担当課の方、分かりましたらお願いいたします。

**事務局(健康増進課)**：今のところ医師の方から開設したいというお話はこちらでは受けていないというのが現状です。

**千代原委員**：もう1つ質問させていただければ。産婦人科を設ける病院が、つくば市では今後ない、当座ないという認識で間違いないでしょうか。

**事務局(健康増進課)**：つくば市内では現状そういった話は出ていません。

**千代原委員**：ということは、赤ちゃんを産もうと思っている世帯、20代ないし30代の世帯がいるが、病院が足りなくてドクターがいなくて、仕方なくつくば市外で出産せざるをえないという状況があるということ、つくば市としてはどう考えていますか。

**事務局(健康増進課)**：今年度、つくば市のバースセンターが現状6床だったところが、12床に増床されて、全面供用開始する予定となっております。そのため6床増えることによって、市内で出産できる方も増えることが予想されます。

現状はそのようになっております。

**千代原委員**：追加の質問で、6床から12床増えるということはとても素晴らしい話だと思いますし、いいことだと思うのですが、それで十分ニーズに対応できるという認識ですか。つまりどれだけ出産するという予測はされているのかなど。つくば市は人口が日本一で、人口が増え、流入してきているというのはあるのだけでも、若い世帯、特に20代、30代の世帯が、つくば市は住みやすいということで、流入してきていると。あと学生さんもそうですよね。つまり、つくば市で、生活の本拠地を置くという認識で進むということですよ。そうなってくると、結婚して家庭を持つ。家庭を持つということは、家族が増えるということで、それだけ人口は増えてきますよね。ということは、大人だけ増えるのではなくて子どもも増えるということですよ。赤ちゃんも増えるということですよ。赤ちゃんが増えるということは、出産する病院を確保する必要性があるということですよ。そういったことを考えると、6床だけ増えて、12床になったということで、それに考え切れるのかなというのはとても疑問なのですが、いかがでしょうか。

**事務局（こども未来センター）**：こども未来センターの久保田と申します。現在、市内では5ヶ所、出産できる医療機関の施設がございますが、昨年度の12月につくばみらい市でも1つ、出産できる施設が開設しています。今のところ、赤ちゃん訪問という事業で、皆さんに市内産科での出産希望者の分娩予約についてアンケートをとっていて、その率としては毎年下がってきていて、少しずつ、つくば市で出産できる方の充足はされてきているという状況です。ただ、生みたかったけど予約が取れなかったのが、市外、県外で出産されたという方はいらっしゃるのですが、その医療施設をどうやって増やしていくかというところは県の医療を、計画的、広域的に広げていくという点で、県との計画もあるので、市内で出産を希望する方が受けられるというところは、進めていきたいというところではあるのですが、医療施設や病床数を増やすというところ

は、検討、計画を立てながら進めていくというところになると思っています。

**千代原委員**：産婦人科医がそもそも少ないのかなというのは私自身の個人的な考えです。そこに拍車がかかって、つくば市は人口が増加しており、なおさら病院も少ないという数字になっているのかなと私は思いました。また、県と協議するとおっしゃったのですけれど、これは県からの補助など、そういったものがあるということですか。補助などそういった、枠が決まっているのですか。

**事務局（こども未来センター）**：県の医療施設、医療機関を増やすことにおいては、保健所と県の会議に市も参加しており、医療機関を増やすことに関しては、基本的には茨城県が病床数等を管理している形になりますので、つくば市だけでは決められない部分になっているのが現状です。

**千代原委員**：つくば市は人口率が日本一で爆発的に増えていますよね。TX 沿線沿いで人が増えているということもあって、普通の病院、内科、整形外科、また小児科は開業しているところが見受けられます。ただ、産婦人科がどうかと考えたとき、全く聞かないのですよね。そのため、その支援の仕方にも問題があるのかなと。また、広報の仕方にも問題があるのかなと思ってしまいました。そのため産婦人科を、病院を建てるのであれば、県として或いは市としてこれだけの援助をしますよというような施策を作られた方がいいのかなと思います。

**事務局（こども未来センター）**：出産施設に関しては、今も産科施設を建てる場合の補助、助成を行っている状況です。こちらはあくまで産科施設のみの助成にはなっておりますが、現状はそういった補助を実施はしている状況で、ホームページ等で周知しております。現状としてはそういった形の補助金を実施しているということです。

**土井会長**：今の点につきまして、委員の皆様の方で医療関係者もいらっしゃいますので、まず、委員の方で今の点につきまして、補足でご意見等ある方がいらっしゃれば、ご発言をお願いしたいと思います。他の委員の皆様いかがで

しょうか。今の千代原委員のご意見につきまして、どのようにお考えでしょうか。

**間野委員：**人口はとても増えているのですが、社会的流入の増加ということでしたか。流入で人口が増えているということはよく聞きますし、若い人たちが入ってきて、子育てをする年代の人たちがかなり多いということも聞いているのですけれども、そもそもの出生数は、つくば市内も減っているということは聞いたことがあります。確かに5%ぐらいの方が、アンケートでも市内の分娩施設で生みたかったけれど予約が取れなかったという方はいらっしゃるのですが、そういった方は、市内に分娩施設が欲しいということはあるかと思うのですが、アンケート結果も減っているということもありますし、実際、本当に出生数は少しずつですけれど減っているということも聞くので、現時点で、とても不足しているというところではないのかなという印象は持っているのですが共有させていただきます。

**土井会長：**ありがとうございます。

**橋本委員：**千代原さんや間野さんの話を聞いていて、確かに人口は増えているけれども、人口が流入しているところも加味しなくてはいけないと。つくば市の出生率はどのくらいなのか。というものを年次的に追って行って、上がっているのか、下がっているのか、ただ人口が増えているということよりも、その出生率で見ればそれが明らかになるのではないかなと思います。

それから去年から、国の方は、いわゆる出生率を上げようということで、出産費用を、補助しようということで頑張ってくれているようですが、まだまだ足りない。若者には、子どもを産むだけの財力がないというのが現状かと思うのですよね。ですから、まずその2点、1つは出生率はどういう推移をたどっているのか。二つ目、出生率を上げるために、今ある女性向けだけではなく、若者に対する何らかの助成をさらに踏み込んだ助成を考えていくのかどうかということをお教えいただきたいなと思います。

**土井会長**：まず、つくば市の出生率統計はどこかに載っていましたか。お願いします。

**事務局（こども未来センター）**：令和4年1月1日から令和4年12月31日の1年間の出生率が、9.1になっています。前年度のデータは確認をさせていただいてわかった時点でお示しさせていただきます。ただ、合計特殊出生率、1人の女性が生涯、何人お子様を産むかという割合に関しては、年々、つくば市も下がっている状況というところなんです。また、出生率について、令和3年は9.7、令和4年が先ほど言った9.1なので、少し下がっている状況です。

**土井会長**：ありがとうございます。それから出生率を上げるための施策は別のところで、行いたいと思います。それでは、今のグループ1の取りまとめにつきまして千代原委員から提起がありましたご意見を全体意見として付け加えるかどうかについてです。出生率が下がっているということではあるけれども、5%ぐらい、希望に沿えていないところもあるということで、何らかの意見を全体として加えるかどうかですがいかがでしょう。

**間野委員**：間野です。今の橋本先生のお話も聞いた上で、確かに少子高齢化の対策が急がれるところで、もしかしたらまた出生率も上がってくるかもしれない。そうすると産科が本当に足りないという話にはなってくると思うのですが、それについてはここで議論するところではないと思うので、入れるとするならば5.2%の人の分娩予約が取れないということは事実だと思うので、引き続き産科開設の支援事業で出産、出生数を上げていくという努力はぜひ続けていただきたいなと思います。現時点で何かとても大きく増やしていかなくてはなど、そういうところは、現実問題難しいというか、タイミング的には今じゃなくてもいいのかなと思います。

**土井会長**：橋本委員お願いします。

**橋本委員**：出生率9.7というのは、普通は1.52等、世間では言われておりますよね、9.7というのは非常に高い数字なのかなと思います。

**事務局（こども未来センター）**：今言っておられる、1.5いくつというのが合計特殊出生率というもので、出生率というものが、1,000人に対しての割合になるので、それは9.1。茨城県だと5.7なので、県の平均よりはつくば市の出生率は高いけれども、合計特殊出生率で1人の女性がという割合は、年々、1.いくつということで下がってきている状況です。全国では、合計特殊出生率が令和5年は1.2、つくば市もやっぱり1.2。少し出生率と合計特殊出生率は計算の出し方が違うというところになります。

**土井会長**：全体の人口の中で、どのぐらい出生があるかということが出生率で、1人の女性が生涯何人産むのかが合計特殊出生率で、この前東京都が0.99になったというのは合計特殊出生率の方の話ですね。それでは、いかがでしょうか。

例えば案ですけれども、出生率、或いは合計特殊出生率でもいいですが、つくば市のエビデンスをきちんと出して、それを踏まえて、今後の対応も検討していただきたいというような形の文言は、考えられるかと思いますが、千代原委員いかがでしょうか。

**千代原委員**：はい。いいと思います。

**土井会長**：ありがとうございます。では、ご異論なければ今のような形で文案をこちらで考え、まとめさせていただいて付け加えたいと思いますがご異論ありませんか。

**委員一同**：（異議なし）

**土井会長**：ありがとうございます。ではそういった形で、エビデンスを踏まえた上で今後検討をさらに加えたいと思います。他にグループ1の箇所につきまして、全体としてのご意見、或いは修正意見もありませんか。グループ1に対する何かありますか。ないですか。では、続きましてグループ2のご担当のところに行きたいと思います。業務目標の2ですね。基本目標2は、事業番号7から10ですね。ページ19から27ですね。特にご異論なければ、グループ2の

意見を全体意見としたいと思いますが、それで異論ないでしょうか。ではないようですのでそうさせていただきます。続きましてグループ3がご担当いただきました、基本目標3です。事業番号は11から16、資料は28ページから36ページの部分になります。この基本目標3のご意見につきまして全体としての取りまとめにあたりまして、追加のご意見、或いは修正意見等ありましたらお願いいたします。特にグループ1の方、グループ2の方いかがでしょうか。

**青山委員：**グループ3の青山です。自分がいたところなのですが、言い忘れたことがあったのでこの場でお話させていただきます。11番ですね。放課後児童クラブ事業のところなのですが、施設面のことで、近年の猛暑によって特に夏休み期間、子どもたちが朝から来るのですが、本来であれば外に行けたような時間も、この酷暑ですので室内にいざるをえないというか、外に行くと危険な状態なので、私たちとしても子どもたちの安全を守るためには外へ出して遊ばせることができないということで、通常であればそれなりの室温が保たれるような環境であってもこの酷暑であっては、子どもたちの状態がどうしても過密になってしまって、適切な室温がなかなか難しいという状態がございます。その上で、事業概要のところでは児童クラブ員の受入枠の拡大や、指導員の処遇改善等を書きいただいているのですが、それに付け加えて施設面の改善等についても施策を取り込んでいただきたいというのが付け加えというところで、よろしく願いいたします。

**土井会長：**ありがとうございます。今のご発言は先ほどご報告をいただきましたグループ3の全体意見に付け加えるものと理解いたしますが、その点につきましてよろしいですか。皆様、ご異論ないでしょうか。施設の改善等も追加意見として全体意見として付け加えるということでよろしいですか。ではそのようにさせていただきますと思います。

**柳下委員：**お聞きしたいのは、本当にこの夏、そういう状況で学校も部活ができないとなっているのだけど、学校の冷房のことは大分私も把握してるのです

が、児童クラブとか、一番暑い夏のときには、どのくらいの冷房の設備になっているのでしょうか。全員が問題なく利用できる、キャパシティは大丈夫なのかどうかを知っている方がいらっしゃればお願いします。

**土井会長**：お分かりの部署はお願いします。

**事務局（こども育成課）**：基本的には民間の児童クラブであれば各事業者の方で整備いただいている中で、基本的な、冷房施設、設備というものは入れているものと理解しております。また、公営の児童クラブにつきましてもほとんどのクラブの方で、冷房の整備をしておりますし、新設の児童クラブにつきましても、各教室等で冷房等の空調設備を設置しておりますので、児童の安全の確保というところは担保できていると考えております。

**土井会長**：ありがとうございます。ということは今のことは、意見として付け加えなくてもよろしいですね。他に何か、今基本目標3までやりましたが1、2、3通しまして全体として、ご発言できなかったことがあれば、全体で構いません。1、2、3、通して何かありますでしょうか。では、ないようですので、今いただいた意見を踏まえまして、各グループでおまとめいただいたものを、この会全体の意見として取りまとめをしたいと思います。文言は私におまかせいただきたいと思います。またお任せいただいて取りまとめた上で、皆様にご確認をいただければと思います。では、基本目標につきましては以上になります。続きまして重点目標に移りたいと思います。重点項目の点検評価につきましてお願いしたいと思います。まず、事務局からお願いいたします。

**事務局（こども政策課）**：（資料説明）

**土井会長**：ありがとうございました。それでは点検評価に入りたいと思います。まず協議資料、57ページからですが、各シートにつきましてご意見のある方はご発言をお願いしたいと思います。評価の仕方は、協議資料1-1の2ページ裏側ですね、評価の基準というところにABCDと書かれていて、このような、値で評価をしていることになります。ご覧いただいて、ご質問ご意見等ありまし

たらお願いいたします。いかがでしょうか。A プラスは、表に出すものではなくて、表に出すときにはA ということになります。では少しお考えいただき、私から確認をさせていただきます。これは前も問題だったと思うのですが、見込み量というか、当初予定したものを母数において、そのうち実際にはどれだけ実現できているか、率を出しているわけですね。このときに、見込み量と実際のニーズが違っているものがありますよね。そうすると、そもそも見込み量がどういう根拠かも含めつつ、見込みを作ったかに関わってくると思うのですが、ニーズがなければ、当然ながら、100%にいかないわけですね。そういったときに、例えば、あくまでもこの評価としては、分母を見込みで出すことは妥当であるのかどうかについて気になります。事務局のご意見はありますか、場合によっては見込み量の中での ABCD と、実際のニーズに基づいた ABCD がないと、きちんとしたことがわからないかなという気もしなくはないのですが、そもそもまず見込みをどうやって算出しているのかというところから少しお話いただければありがたいです。

**株式会社名豊：**量の見込みの算定については5年前も弊社でお手伝いさせていただきましたので、私からご説明させていただければと思います。量の見込みにつきましては、アンケート調査を5年前も実施しておりまして、その結果を見ながら、実績を踏まえて、量の見込みを算定しております。基本的には人口の増減といったところを基準にしながら、アンケート調査の結果でどれぐらいの方が利用したいかといったところの、個別の事業の対象の方といったところを踏まえながら、この事業については0歳から2歳を対象としているかどうか、この事業については3歳から5歳の保育要件を満たしている方が対象など、個別の事業の対象要件を踏まえながらアンケート調査の結果を踏まえ、アンケート調査のニーズが実績よりも低い場合については、実績といったところで補正をするなどの調整をして、見込みを立てております。

**土井会長：**ありがとうございます。例えば昨年度実施してみたところ、実際の

ニーズは見込み量に達してなかった、逆もあるかもしれませんが、こういったずれがあったときにはこの評価においては考慮していないってことですかね。

**事務局（こども政策課）**：今、会長からお話があったところで例でいけば71ページを見ていただければと思うのですけれども。乳児家庭全戸訪問事業ということで、今、名豊からお話があったように、量の見込みというのはそういった事情で出しています。確保方策として2,213人分、量の見込みから、そのイコールということで確保方策は出しているのですけれども、実際には2,213に数字が合うことはなくて、今回の場合では、実際に確保できたのは2,281人です。そのため、比較すると103%という評価になるはずなのですけれども。この自由記述欄のところにあるように、実際のところは訪問対象者というのは、生まれた方と、前年度訪問にいけなかったような方も入っていると思うのですけれども、実際には2,300人いると。その中で実際に訪問に行けたのは2,281人であって、確保量というのは99.2%になりますので、単純に確保方策の2,213と比較して103%ではなく、99.2%なので、評価の基準に則るとB評価にするというような形で、事業の性質に合わせて、本来のパーセンテージは出して、適正な理由をつけて評価をしているという形になります。

**土井会長**：ありがとうございます。ということは71ページの例で言うならば、見込み量よりも実際は多かったということですよ。見込み量から言うと100%だけど、実際のニーズから言うと、99.2%なのでB評価にしましたということですね。他のところも、その方針で全部評価出されているという理解でよろしいですか。

**事務局（こども政策課）**：はい。

**土井会長**：ありがとうございます。では、それを踏まえて何かご意見がありましたらよろしくお願ひいたします。

**橋本委員**：橋本です。このいわゆる実際の量や、いわゆる見込み量というものを、基にして、市は、いわゆる幼児施設、保育施設を作っているのかどうか。

実際とかけ離れているという部分もあるのではないのかなと思ひながら、今話を聞いていたのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

**事務局（幼児保育課）**：プランとしましてはこの子ども・子育て支援プランを、5年間の見込みを見越しながら整備するとともに、国では安心プランという単年度ごとに見込み量を出すプランがございます。それに基づいてその2つのプランで、保育所等を整備していくというものを、毎年、市で計画しながら行っているところです。

**橋本委員**：現実的にいつも申し上げておりますけれども、幼児施設、保育施設の、いわゆる定員割れが起きているということは、どう解釈したらいいのかなと思うわけでありまして。公立、私立の両方を合わせても、85%の充足率ですから、これが正しいのであれば、全部100%いくはずなのですけれども、現実的には85%ぐらいの充足率。公立に関しては先ほども出ていましたけれども、幼稚園の方では50%ぐらいの、充足率だということがあります。私立でも、80、85%ぐらいかな。85%というのは、いわゆる施設全体で見ても、決して100%に到達していないということが現実だということなのすけれど。

**土井会長**：そうすると現実のニーズに対して見込み量の方が多過ぎるのではないかと。それで、見込みに応じて充実をさせていくと、実際の人数はそんなにいないのに過剰供給になっていくと。それで、例えば官と民とをやっているところは、民の方が圧迫されるという。そういう可能性もありますよねということですよ。

**事務局（幼児保育課）**：こちら、1号、2号、3号と分かれているというところで1号というのが幼稚園の部分の見込み量となっております。2号、3号というのが保育所の部分になっておりまして、3号というのは0歳から2歳児2号というのが3歳児から5歳児の人数でそれを分けながら、計画をしているところでございます。そのような中で1号認定とはやはり少し乖離があるように我々も考えているところではありまして、今保育所の整備というのはこの2号

と3号の部分の整備を実施しているところです。これにつきましては、例えば9月1日の保育所の申し込みで、直近のものです。空き情報で見ると例えば2歳児の空きというのが14人ぐらいしかないような状況で、未だに先ほどの基本目標のところにもありましたが、潜在的待機児童がまだいるところで、今後の報告のところでも少しお伝えさせていただこうと思っているのですけれども、もう少し保育所の整備は必要かなと考えているところです。1号認定というところに関しては幼稚園部分ということになっておりまして、こども部では、保育所の整備を行っている中で、認定子ども園等1号の幼稚園部分の整備というのは進めていないところでございます。民間の部分についてはこども部でそのように考えているところです。

**土井会長：**ということですがいかがですか。

**橋本委員：**幼稚園の方は誰も手を出してこないです。実際のところでは、今まで10数年20数年経っても新しく幼稚園が設立されたことはありません。

認定子ども園になったことはありますけれども、要するに認定子ども園というのは、1号の子も2号の子も、3号の子も同時に預かれるという場所でありませけれども、ただ、人口は増えている云々ということであれば、地域的に増えていくのであって、民間の場合は広域ですから、どこどこが増えているから減っているからといっても、バスで迎えに行っているという現状がある。そういう中에서도、子どもの獲得というのですかね、園児数をきちんと充足していくことができないから、数字で言われればそうかもしれないのですけれども、現実的にはどう逆立ちしても、定員割れを起こしている。保育所も定員割れを起こしている。もうそれを言うことしかありません。それをどのように、市の方は対応していつてくれるのかという感じがします。作れば作るほど民営を圧迫していくのではないか。公立も完全に圧迫されているとは思いますが、その辺はいかがでしょう。

**土井会長：**ここは認識が違うので、市の方はまだ足りない定義でも、橋本委員

はむしろ過剰だということで、何かそこはエビデンスをどう評価するかですけどね。統計的に言うと、足りないようだという事ですよね。ただ、実感としては、余っているという感じがするのでしょうか。何かご意見ありましたらお願いいたします。

**橋本委員**：よろしく再検討をお願いいたします。

**土井会長**：でもそれはエビデンスで話をしないといけないと思うので。

**橋本委員**：だからエビデンスが正しいとは言えないと。結果的にはそういう現象が生じていっているわけだから、何をもってエビデンスを取ったかということになっていくのですけれども、もしそれが正しかったら上手にマッチングしているはずなのですけれども、マッチングされてない。

**事務局（幼児保育課）**：橋本委員がおっしゃるように TX 沿線地域でないところの施設というところに関しては子どもが減っているというような数字というのも、少しずつですが、あると思っております。我々としては施設整備をしなければいけないというところをやはり TX 沿線地域を中心として考えているところで、先週あたりなのですけれども、今年度の、公募エリアというのも、ホームページでオープンにしたところではございますが、やはりつくば駅周辺を重点エリアにしたり、万博記念公園駅エリアというのが非常に住宅地が開発されている中で、今後の子育て世帯の流入ということが考えられる中で、そのエリアを大分絞った状況で、公募しているところでございます。そういった中で、先ほど、14 人しか空いていないといった 2 歳児も、公立保育所の北部地域だけが空いているような状況というのは実際にありますので、もちろん国の施策として待機児童対策というのは、重要なものとされている中で我々は待機児童を出さないように市として考えていかなくちゃいけないことは勿論なのですが、今後は、先ほど出生数の話などもありましたが、恐らくは横ばい、低下傾向、減少傾向ということが出てくる中で、つくば市として、幼児教育保育施設の施設事業、進められている事業者の皆様と、中心部だけではなく、地方の部分等

においても、どのように充足していくかというのはもちろん検討していかなくちゃいけないことと考えています。また、施設数だけではなく、つくば市の大きな課題としては保育士の確保ということも1つの問題になっておりまして、実際には、90人は入れる施設で70人しか預かれない、ということも実際起きているのが現状でして、保育士の確保というものに、事業者さんと市と一緒にどう考えていくか。そういうことでまた施設整備をする。あるいはしなくても済むといったことも今後一緒に検討していきたいと思っております。

**土井会長**：ありがとうございます。つくば市と言っても広く、地域差が結構あるので、その地域ごとにエビデンスを出して、この地域は必要この地域はもう過剰であるとか、ということを出していかないといけないのかもしれないですね。今日のこの会としましては、この見込み量を考えるときに、つくば市全体ではなくその地域差も考慮して今後は考えた方が良いのかなとは思いますが。その点は、議事録に残しておいていただければと思います。

**橋本委員**：橋本です。あとは私立というのは、広域性がありますから、つくば市から土浦市、牛久市へ流れている子どもたちもいるはずなのですよね。逆に土浦市や牛久市等、近隣からつくば市の方へ流入している子どもたちもいると思うのですが、その辺をどのようにエビデンスしているか。ということも考えていただきたいのです。その辺は入っていないのではないかという感じもしますけれども。市の方では、つくば市から近隣の市町村の方へ、子どもが行っているというの、把握していますよね。どのぐらい出ていっているか。逆につくば市の方へ入ってきているか。そのプラスマイナスもきっとわかるのではないかなと考えるわけでありませう。

**事務局（幼児保育課）**：我々の方では2号3号という保育所部分になってしまうのですけれども、市外、市内、どちらも受託というような言い方をするのですけれども、どちらも同じぐらいの150人程度ですね。150人が市外の方へ行っていますし、150人ぐらい市外からも預かってほぼイコールの数字です。また

市外から、つくば市に入るといふものに関しまして、つくば市は待機児童対策としては非常に待機児童が発生していた市でもありますので、そこは厳しくしておりまして、まずはつくば市の方を優先という条件を取らせていただいている状況でございます。

**橋本委員**：それは、幼稚園の部分ですか。1号の部分ですか。

**事務局（幼児保育課）**：これは保育部分2号3号の部分だけで1号に関しましては、我々は数字はわからないのですよね。

**橋本委員**：というところが少し見えてないところなんじゃないかなと思います。

**土井会長**：では、見込みを考えるにあたって、きちんとまだ把握できない部分もあるかもしれないので、そこは今後要検討ということは、議事録に残しておきたいと思います。それでよろしいですか。

**橋本委員**：はい。

**土井会長**：他にありますでしょうか。重点目標につきまして、少し確認させてください。先ほど方針ですね、ABCをつけているときに、例えば、69ページのところは、B評価になっていて、その理由として、自由記述のところに、D用の仕組みに対してはほとんど全員に対してサービス提供していることからB評価としたと書いてあるので、これはほとんどがついているので、100%ではないのでB評価という、そういった理解でよろしいですか。

**事務局（こども政策課）**：はい、おっしゃる通りです。

**土井会長**：ありがとうございます。それからですね、少し私の方で確認させていただきたいと思いますが、72ページですね。こども未来センターの妊婦健康診査事業ですね、ここはB評価になっているのですが、妊娠の経過により、妊婦全員が検査を14回受診するわけではないが、実際に必要な回数の検診を受診していると考えているのですが、ということはニーズはもう満たしているという理解ですか。だとするさっきの基準から言えばむしろBではなくてAになりますよね。満たしているならば、100%ならばA評価になりますよね。ご説明い

ただければと思います。

**事務局（こども未来センター）**：最大 14 回ということで、受診券をお渡ししているところですが、早めに出産されるという方もいらっしゃるので、全部の回数には利用していない。という状況ですけれども、実際それを妊婦さん皆さんには、確実に全部受けましたかというのは確認していないところもありまして、この 80% というその数値、検診の延べ回数から、B 評価としています。恐らくは全員受けているだろうというところですが、実際には確認をしていないというところで B 評価にしています。

**土井会長**：わかりました。おそらく満たしているのだろうけれども確認できていないので B 評価という理解ですね。ありがとうございます。続きまして確認しておきたいのですが、73 ページですね、ここの B 評価で、実際は 67% で、C 評価になるはずなのだけれども、実際の訪問で対象者に対しては、訪問等で実施しているため、評価は B とするというのも、実質的に換算するとおそらく 80% いくだろうという、そういう理解で B ですか。

**事務局（こども未来センター）**：おっしゃる通りです。

**土井会長**：ありがとうございます。続いて 75 ページ、事務局（幼児保育課）のところですが、ここも B 評価なのですが、ここは下のところに実際の必要量に対して 100% 供給できていると書かれているので、そうすると、基準からいくと A 評価になるはずですが、ここが B となっているのはどういう理由からでしょうか。

**事務局（幼児保育課）**：B 評価としているところなのですが、担当者と確認し、この内容であれば、A 評価でいいのではないかと修正をさせていただければと思っているところです。

**土井会長**：では基準は、統一をした方が良くと思うので、先ほどの基準で全体としていくなれば A 評価の方に変えていただいた方がいいと思います。こういう理由であるならばですね。それからですね、77 ページですね。新たに開始す

る公設児童クラブの箇所数が67%でC評価になっていって、下のCになった理由ですね、と新設校開校に合わせて、公設児童クラブを整備しているため、確保目標と整備量に差が生じているという理由が書かれているのですが、本来これは妥当なのか、それとも、新設校開設に合わせて考えると、本来はもっと高い評価になるべきだとお考えなのか。ベースの確保目標の出し方ですよ。ここが違うわけですよ。当初の確保目標の出し方とそれから実際に運用しているときは新設校に合わせて整備しているのでまず大きなずれが生じているという、こういうご指摘だと思うのですが、これは本来のニーズから言うとどっちに合わせるべきものなのか。お願いします。

**事務局（こども育成課）**：本来であれば、新設校開校に合わせて、児童クラブ整備はしているため、妥当だと考えてはいるのですが、実際の数、箇所数ということでありましたら、実際の整備の量になりまして、そのため、率は67パーセントだったものと考えております。

**土井会長**：先ほどの本来のニーズに合わせて評価を出すのであれば、これはCで、本来のニーズに合っていないということになるならば、むしろ、CではなくてBとかAとかになる可能性があるってことですよね。そこはご検討いただいた方が良いのかなと思います。

**事務局（こども育成課）**：実際は、学校の開校に合わせて児童クラブを整備しているというところもありまして、数値で言うと67名だったのでCにしましたけども、BもしくはAが妥当なのかなというところで、AまたはBでもいいのかなとは思っています。

**土井会長**：ではそこは備考欄にそのように理由を書き添えて、修正いただいた方が良いかと思っております。ご検討いただければと思います。

**事務局（こども育成課）**：はい。わかりました。

**土井会長**：それからついでに申し訳ありません。どうしてもCは気になるので、次の78ページです。これも事務局（こども育成課）ですが、上側のイベントの

実施回数が、見込み 213 で実際 117 で 52%でC評価ということですが、下の欄、自由記述のところに、年度当初の予定実施予定回数は 126 回と書いてあるのですが、これ 126 という回数はどこから出てきているのですか。見込みは 213 ですよね。

**事務局（こども育成課）**：放課後子供教室については、年度当初に学校に開催の調査依頼をさせていただいておりました、その予定では年間 126 回というところで考えてはいたのですが、この時期ですねインフルエンザと感染症、そして学級閉鎖、大規模学級閉鎖等で学校行事が開催ができなくなったということがあって、当初の学校に調査させていただいて 126 回というのが少なくなりました、実際は 110 回になってしまったと。そういう状況でございます。

**土井会長**：わかりました。そうすると、この 126 というのが、ニーズに合っていれば、126 分の 110 で計算しないといけないと思いますが、そもそもその学校から出されてきた 126 というものが妥当かどうかというところもありますよね、ニーズに合っているのかどうか、見込みは 213 なので、本来 213 やるべきところを、学校側では 126 しか準備できなかったというふうに考えるのか、ニーズは 126 回というところで考えるのかによって評価が変わってくると思うのですね。そこはどのようにお考えでしょうか。もう 1 度言いますと、126 という数が、ニーズに合っているものなのか、或いはニーズが本当は 200 ぐらいあるはずなのだけど、学校側で対応できるものは 126 だったのか。どちらかによって評価が変わってくると思うのです。

**事務局（こども育成課）**：見込みが多かったのかもしれませんが、当初すべての学校に調査を打診し、内容について、調査をして、126 になってしまった。だとすると、この見込みが少し多かったのかなと思います。

**土井会長**：そうすると 126 の方がむしろ現実のニーズという理解ですか。

**事務局（こども育成課）**：学校は学校の都合とか行事とか規模とか、地域みたいなものがございますので。

**土井会長**：そうであるならば、やはり基準を 126 分の 110 で換算していただいで。そうすると B 評価になるかなと思いますので、ここもご検討いただければというふうに思います。少し私の方で気になったところを先にお話しさせていただきましたが他にありましたらお願いいたします。重点目標につきまして、資料 1-1-7 の方で落合委員からもあらかじめご意見いただいておりますけれども、重点項目につきまして、お気づきの点はないでしょうか。では、ないようですので以上で重点項目の点検も終わりにしたいと思います。では以上をもちまして基本事業及び重点項目の点検評価は終了とさせていただきます。

本日の会議での評価等は改めて事務局と私の方で整理をいたしまして、委員の皆様全員に送付いたしますので、ご確認をいただきたいと思います。その上で子ども・子育て会議での全体としての点検評価としまして、市のホームページにて公開をいたしますので、ご了解いただければと思います。今後の手続きにつきまして、何かご質問等ありますでしょうか、ご意見等ありますでしょうか。よろしいですか。ではそういった形で進めさせていただきます。では、審議事項の 1 を終わりにしたいと思います。

**(休憩)**

**土井会長**：時間になりましたので次の審議、協議事項 2 に移りたいと思います。先ほどやっていたのは第二期のプランの点検評価ですが、今度は第三期ですね、第二期がもう終わりますので、第三期のつくば市子ども子育て支援プラン策定に向けた方針等につきまして、ということになります。資料ですと 155 ページから 196 ページということになりますね。まず、事務局から、この第三期プランについての説明をお願いいたします。

**事務局（こども政策課）**：（資料説明）

**株式会社名豊**：（資料説明）

**土井会長**：はい、ありがとうございます。このクロス集計は、落合委員と鈴木委員のリクエストがあって、集計をかけていただいたものなのですね。

今日はお2人ともご欠席なので、なぜ、ここのクロスを必要とされたかご本人にお伺いできないのですが、参考に見ていただければと思います。それで、このクロス集計表はお持ち帰りいただくことができるのですが、最後にご説明のありました横長の自由回答は恐縮ですが、ここ限りさせていただいて、お持ち帰りいただくことができないので、ここでしばらく皆様方に目を通していただくお時間を設けたいと思います。クロス集計はお持ち帰りいただいて、ご自宅でも確認できると思いますので、優先的に自由回答の方をまず目を通していただければと思います。その前に見方等について今ご説明をいただきましたが、質問がある方、確認されたいことがある方は、まず、質問をお願いいたします。

**柳下委員：**市民委員の柳下です。教えていただきたいのですが、このアンケートは総数1,336通って出ているのですが、これはつくば市の該当する何%に当たるのか。例えばたくさん送ったのだけど、返ってきたのはこのくらいなのかという、返却率はわかってらっしゃると思うので少し教えていただきたいと思います。

**株式会社名豊：**資料協議事項資料2-2の163ページをご覧くださいと思います。こちら1,336通の部分については就学前児童の保護者になりますので、配布数としては2,500通、お配りして1,336通返ってきて、有効回答数が53.4%と、回収状況の5番に記載させていただいております。他の小学生保護者、小学生の4年生と6年生についても同様に記載させていただいております。

**柳下委員：**わかりました。配布数はわかったのだけれど、これが市のどれだけの割合になるかというのは、誰かわかりますか。

**事務局（こども政策課）：**母数については調べます。確認ができ次第お答えさせていただきますてもよろしいでしょうか。

**柳下委員：**よろしくお願ひします。また、気になることで186ページの第3期プランに盛り込む課題で私は教員だったので、子どもの権利条約は伝えていたのですよね。ここの認知度の意味合いが少し知りたいのです。例えば言葉を知

っているということなのか、その中身を知っているということの問いかけなのか。これを答えたのは、保護者だけですよね。ここで保護者が3割、小学生本人が1割となっているが、この小学生本人が1割というのは、小学生が答えたわけではないですよ。

**事務局（こども政策課）**：確認いたします。

**土井会長**：今回は小学生にもアンケートをとっていて、聞いているのですよね。

**柳下委員**：小学生は何年生かな。1年と6年じゃ偉い違いだからね。

**株式会社名豊**：小学生本人は小学4年生から6年生です。

**柳下委員**：4、5、6ですね。

**株式会社名豊**：子どもの権利の部分について、権利条約の認知度について説明させてください。まず保護者の認知度なのですが、子どもの権利条約を知っていますかというアンケートになっておりまして、選択肢が、「名前も内容も知っている」、「名前は知っているが内容は知らない」、「知らない」という3択になっておりまして、就学前の保護者、小学生の保護者含めて、名前も内容も知っている方が3割となっております。子ども本人につきましても、子どもの権利条約について聞いておりまして、「聞いたこともあるし内容も知っている」、「聞いたことがある」、「聞いたことがない」、「答えない」の4択になっておりまして、聞いたこともあるし内容も知っているというのが9.5%となっております。

**柳下委員**：今、資料を見させてもらいました。わかりました。

**事務局（こども政策課）**：合わせて先ほどの件でお答えさせていただければと思います。アンケートの対象なのですけれども、上の163ページの⑤のところにある就学前児童の保護者2,500通というのは、児童約1万1,500人の中から、2,500人？で、小学生の保護者というのは8,518人から1,500人を抽出しております。兄弟がいる場合には下の子など、ある程度整理した数字になります。

**土井会長**：ありがとうございました。他に何か確認したいことありますでしょ

うか。

**岡山委員：**市民委員の岡山です。青い冊子の95ページを見ると、先ほどの配布数1,500が書かれているのですが、小学校ごとに、配布数の数値が異なっているのですが、これは何か狙いがあるのでしょうか。

**株式会社名豊：**こちらのアンケート報告書の冊子の1ページの調査概要を見ていただきますと、抽出の考え方を注釈で書かせていただいております。調査の概要の2番の調査対象の部分の③の少し下に抽出にあたっての記載をさせていただきます。こちらの第二期つくば市子ども子育て支援プランの教育保育の提供区域ごとに、十分な回答数の確保を見込んだ割合で配布するとなっております。教育保育の見込みを立てていく際に、必要な回答数といったところでどうしても駅周辺が人口が多く、北部は少ないとなりますが、その人口比で配ってしまいますと、北部の教育保育の見込みの部分について、統計的に有効な集計ができなくなってしまいますので、人口、地域の部分について配慮した調査という形で実施させていただいたことによって、先ほどご指摘いただいた提示の形になったというところになっております。

**岡山委員：**ありがとうございます。アンケートを見ると配布した学校のエリアの意見がとても多いというのが、感じたところですね。やはり上郷とか荃崎、このエリアの意見が多いなということがあったので、俯瞰したときに、その意見がとても多いことがこのアンケートのバランスとしていいのかということも、少し気になったのですね。人口が多い場所の意見というのは非常に少ない。そのため、目立たないイコールそのフォローをしなくてもいいのかというアンケートの平等性みたいな部分が少し気になりました。

**株式会社名豊：**貴重なご指摘ありがとうございます。おっしゃる通りで、配布数の見込み量の部分について、考慮しながら配布したというところになります。また地域別のクロス集計をしていくことによって、そうした配布数の人口比ではない部分について影響がどうなのかというところを先ほどのクロス集計の形

にさせていただきますと、人口が多い地域ではそういう傾向ではないといったところがわかりますので、そこは細かく見ていきたいなと思っております。

**岡山委員**：ありがとうございます。

**大戸委員**：初めて参加する大戸と申します。このアンケートはすごいと思ってこういったアンケートをやっているのは、茨城県ではどの市でもやっているのですか。

**株式会社名豊**：こちらについては国から基本的には全国の市町村がやるようにという通達がきており、自治体で実施しているというところがございます。

**大戸委員**：日本全国どこでもこれは作られているのですか。

**株式会社名豊**：おっしゃる通りです。

**大戸委員**：ありがとうございます。

**土井会長**：他はいかがでしょうか。ご質問ないでしょうか。では、私から1点質問をさせていただきます。先ほどのご説明の中で、158ページのところで説明されたように、今回から子ども若者育成支援推進法も加わってくるということですよ。それを踏まえて186ページの、先ほどの子どもの権利のところになりましたが、その資料⑤で、子ども若者育成支援に関することと書かれているのですが、これまでは、この会議も子ども子育て会議ですし、対象が子どもだったと思うのです。そこにこの若者支援が入ってくると、若者の定義は今は国の定義で39歳までですよ。政策によっては49歳まで入ってくるわけですよ。私達の今度作るプランには、若者も入れるということは、30代まで入れて今後は考えないといけないということなのか、或いは、子ども若者支援法に基づくけれども、その中で、子どもだけ、要するに学齢期までに限定してやるのか、そこはどう考えたらいいのでしょうか。若者、20代、30代まで含めていくなれば、相当抜本的な見直しが必要かなと思うのですけれど。

**株式会社名豊**：現段階におきましては39歳までというところを見ていくのではなく、そうした子ども若者支援育成法の視点を踏まえて、子どもの部分につい

ての方針もありますのでその内容について位置付けていくという形で考えております。

**土井会長**：私たちとしては従来と同じく小学生までが対象ということで、このプランは、第3期も考えれば良いということですかね。

**株式会社名豊**：はい。

**土井会長**：ありがとうございます。ただ、切れ目のない支援ということがあるので、それも見越しながらということではあるとは思いますが。

**柳下委員**：小学生までだったのですね。完全に私は中学生までと考えていたのですけれど。そうすると186ページの性や妊娠に関する正しい知識を身につける、プレコンセプションという言葉がわからなかったのを教えていただきたい。これは小学生を考えていらっしゃるのでしょうか。なかなか学校ではこの性に関することができなかつたので、どんなことをイメージなされているのでしょうか。

**株式会社名豊**：プレコンセプションケアの説明をさせていただきます。こちらにつきましては、将来の妊娠といったところを考えながら、女性や、そのパートナーの方が、自分たちの身体的な性の部分について向き合うという形になっております。こちらについては、不妊治療といったところもありまして、身体的な性の中で、特に女性の方につきましては身体的な部分について子どもを産むといったところの年齢に応じてリスクといったところが生じていくといったところが生物学的にありますので、そうしたところを、望む子どもの人数であるとか、望む出産ができるような形を、結婚する前から知識として知っていくことで、そうした望む出産をできるといったところの啓発が国の方でも、そうした未然に、知識を知っていくことによって、子どもを増やすといったところになっております。また別の視点として課題の部分に書かせていただいておりますのは、若者支援といったところでこういった視点が求められているという点で参考に記載させていただいております。また、今回の計画の中で、

こういった視点が有効なのかどうかや、先ほどあった小学生には早いのではないかとといったところも踏まえまして、ご議論いただければありがたいなと思っております。

柳下委員：わかりました。

土井会長：ありがとうございます。若者を39歳まで考えるならば、このままの文案でも問題ないと思いますが、私たちのプランが小学生までのプランであるならば、このまま39歳までの方も前提としてはこの文章でいいのかどうかを考えないと、このままパブリックコメントをかけたら、いっぱい市民からの意見が来るのではないかと思います。他に確認されたいことはありますでしょうか。では今から時間を15分取らせていただきます。35分まで15分。自由回答の方を中心に読みいただければと思います。クロス表はお持ち帰りいただきますので、自由回答はお持ち帰りできないので、自由回答にじっくり目を通していただければと思います。

千代原委員：千代原です。お願いがあるのですが、クロス集計の落合委員と鈴木委員のデータがあると思うのですが、データをいただくことはできますか。

土井会長：データというのはどういう意味ですか。

千代原委員：エクセルか何かでお願いします。どうしてかというと文字が小さすぎるのですよね。

土井会長：これはデジタルデータでお配りすればよろしいですか。

千代原委員：はい。

土井会長：これはデジタルデータで、また改めてご用意をいたします。今から35分まで読みいただければと思います。この場でしか確認できませんので今日しかありません。よろしく願いいたします。では今から35分までお願いいたします。

(データ読込)

土井会長：まだ十分に読み切れてはいないと思いますが、時間になりましたのでこのあたりにさせていただければと思います。先ほど申し上げましたように、クロス集計値で落合さんと鈴木さんのリクエストがあったクロス表につきましては、後程、エクセル表、或いはPDFにしたものをお送りいたしますので、そちらをご覧くださいできればと思います。それから今ご覧いただいていた自由回答ですが、今読んでいただいている資料をお持ち帰りいただくことはできません。十分に読み込めてはいないと思いますので、確認されたい方は市役所のこども政策課に来ていただければ、その場で読んでいただくことができますので、ご関心のある方はこども政策課に足を運んでいただければと思います。それから、先ほど少し触れました、子ども、若者をどこまでというプランのターゲットをどうするかという話で、言葉を補っておきたいと思います。先ほどの186ページのところの子ども若者育成支援に関するところで、様々な困難を抱える若者への切れ目のない支援と書かれています。最近よく言われることですが、例えば青年期、20代や30代は色々な困難な問題を抱えている。その問題を抱えるに至ったのは、20代30代からではなく、その種が撒かれるのは幼少期であるとか、或いは小学校学齢期に種がまかされている。それがだんだんと続いていって、20代30代で問題として拡大をしていく。ということはよく言われているので、このように切れ目のない支援が今必要だというふうに言われているわけです。従って私たちは、プランのターゲットは、ほぼ小学生ではあるけれども、それは小学生で終わるものではなくて、中学生高校生、或いは青年期を念頭に置きながら今、小学校の段階までで何をしたら良いのか、将来、大きな問題を抱えさせないためには、今現在、学齢期前に何をすべきなのかという視点でこのプランを考えていくというふうにお考えいただければと思います。具体的な文言をどのように書き込むかは事務局と相談をしたいと思いますが、そういった形でプランを考えていきたいと思っております。それでは、先ほど名豊からもご説明がありました協議2-3という用紙の裏側を見てください。190ページで

すね。進行の流れというのがあります。今、上から3つ目までやりました。15分程度データを読んでいただくというところまでやりましたので、次にいきたいと思います。皆様への意見をいただきますというところでは。そこを見ていただきますと第2章2のアンケート調査の主な結果に掲載すべきアンケート結果項目。それから第2章の5、子ども子育て支援に関わる課題、それから第3章基本理念等の書きぶりへのご意見についてご提案をお願いしますと書かれています。ここをこれからやろうとしているところです。これを踏まえまして、何かご意見ご質問、コメント等があればお願いいたします。特に基本理念はこの後の時間でやりたいと思います。まずは基本理念の前までですね。アンケートの結果、掲載すべき項目、或いは先ほど名豊から説明がありました第2章の5、子ども子育て支援に関わる課題というところでは。ここで何かお気づきの点ご質問ご意見等ありましたらお願いいたします。今の自由回答を読まれた段階でも、それを踏まえて、何かご意見等ありましたら、こういうことが必要なのではないだろうかなど、ありましたらお願いいたします。

**間野委員：**間野です。アンケート調査の結果についてなのですが、こちらの課題一覧に書かせていただいたのですが、アンケートの結果で回答者のうち700万円以上の方の回答が半分を占めているというのを見まして、正直かなり偏っている内容になっているのではないかと考えています。支援が必要な低所得の方や、子どもの貧困なども言われていますけれども、そのあたりの意見がどこまで反映されているかというところ、こちらのアンケートだと少ないのかなと考えています。また、先ほどの自由回答を読ませていただいて、サービスを利用するとか、既存のものを使うとか、お金を払って何かをさせてもらうとか、そういったサービスを利用するという意識が、お母さんたちお父さんたちの回答でも結構高いということ、仕方がないかもしれないのですが、そこを自分がやるとか何か参加するとか、そういう方向にいけないのかなというところも考えています。子どもたちの回答とかも見させてもらって思ったのですが親

や大人のニーズなど、色々な都合に合わせているところが多いのではないかなというのもとても懸念してまして、今、国で子ども真ん中ととても押し出していますけれど、果たして本当に子ども真ん中ですかと正直思います。子どもの権利というのも今回アンケートで聞いていただいているのですけれども、大人の良かれという気持ちはとても大事ですし、もちろん必要なのですけれども、立ちどまるというか、これまでの施策というのが本当に子どもの権利をきちんと認めたものになっているのか、本当に子どもの意見をきちんと聞いた上での施策というか子ども子育てのプランでないと、子どものためのプランにはならないのではないかなということを思っています。そのため、その偏りがありそうというところと、本当の意味でのその子どもの施策というところを考えるとという意味では、このアンケートの回答の結果をどこまでどの部分を載せるかというのもとても難しいと感じています。アンケートのどこを載せるかでも、その偏りの部分が出てしまうようなものにもなりかねないこともとても不安に思っています。年収とのクロス集計が出ているので、そのあたりをもう一度見させていただいてとは思っているのですが、はい自由回答も全部は全然見られなかったもので、また少し後程改めて読ませていただきたいなと思います。

**土井会長：** どうもありがとうございます。2点のご意見でした。まず、後半の方です。この子どもの意見がどこまで反映しているかということは、先ほどの子ども若者支援のものでも子どもの意見表明権と盛んに言われていて、当事者の意見をきちんと聞き取るように、ということもうまく組み込まれています。それもあったので、今回は親だけではなくて、小学生にも調査はかけたのですよね。きちんと子どもの意見を聞くことということは行っています。そうするとこのプランにこの案件を上げるときに、子どもの意見としては、1個しかない、最後のアンケート調査の主な結果で、小学生のものは、ご本人当事者のものは子どもの権利条約の認知度 173 ページのものだけですね。他に何かもう少し子どものたちの意識をそんなに聞いてないのでもしも拾えるものがあれば、

もう少し子ども自身の回答を入れた方がいいのかもしれないですね。今のご意見を踏まえるならばですね。せっかくアンケート調査をかけているので、数は少ないですけど、それも1つ要検討かなと思いました。それから、アンケートだけではなくて、施策の中に、子どもの意見を聞くというシステムを取り入れていって入れていかないといけないと思うのですよね。なので、今度個々の施策を検討していくプランの中で、いかに子どもたちの意見を吸い上げるような仕組みを、作ってもらうのかってことを入れていくことが大切かと思うので、それはまた個別の各論に入ったときに、例えばこういうところでは子どもの意見を聞くようなシステムがあった方がいいのではないだろうかということは、また追々やっていければと思っていますので、またその時にご発言いただければと思います。それから、1つ目の問題ですが、これは先ほどの地域による偏りというご意見もありましたし、経済階層による偏差というのが、確かに偏って出てしまうとまずいので。ただそこを、操作した場合に、どれだけ統計的に有意なことがいえるのかと。サンプル数の問題もあるので、なかなかそこは難しいなとは思っているのですが、このあたりについて名豊いかがでしょうか。

**株式会社名豊：**こちらの収入については、あくまでアンケートとしては世帯の収入という形になっておりますので、例えばお父さんお母さんが正規雇用という場合にプラスした収入になりますし、また、3世代で暮らしている方につきましては、おじいちゃんおばあちゃんの年金収入も加わる形になりますので、700万円以上を超える世帯というのは、一定数見られるのかなと思いますので、分布としては、正式な市の税情報を見てみないと何とも言えない部分がありますし、今回は子育て世帯のみになっておりますので、実績として把握していくのは難しいとは、お聞きしているのですけども。統計的にそこまでずれているという形ではないのではないかなと考えております。

**土井会長：**今おっしゃっていることは、全体の経済階層、そうした分布自体が市全体の分布とそんなにずれていないのではないかというご意見ですね。つま

り、足すと 700 万円ぐらいになるのはボリュームゾーンではないだろうか。そのため、それを反映しているのではないだろうか。だから、高年収の人だけが返してきたわけではなくて、市全体の子育て世帯の年収分布を一応反映しているじゃないだろうかということですね。ということのようですが、間野さんどうですか。

**間野委員**：先にどうぞ。

**土井会長**：橋本さんどうぞ。

**橋本委員**：橋本です。書いてあることがとても立派で、そうなのだろうなと思って話を聞いていたのですけれども、先ほど土井会長が大変いいことを言ったのですよね。切れ目ない云々ということ。幼児期から少年そして、青年、成人と切れ目ない、育ちというか成長ということは非常に大切なのですけれども、かつてアメリカの経済学者のヘックマンという人が、質の高い幼児教育を受けた者は将来的に犯罪は少なくなるし、高収入を得るようになるのだから、幼児教育が大事だということを言って、経済学者なのにノーベル賞を受けたという経緯があるのですね。それほど、今、幼児教育を大切にしなきゃいけない。その中で幼児教育、幼児教育保育、何をもってやっていかなきゃいけないか、一番核になるところは、アタッチメント、愛着形成というところが、非常にこの時期は大事だと思うのです。その部分がこれは抜けているのではないかなと思うのです。保育の質のガイドラインなんかにもそこは抜けているのではないかなと思うのです。その辺は、ここに入っていますか。

**株式会社名豊**：ご指摘の部分については課題のところに記載がないというふうに思います。

**土井会長**：そこは今のアンケートについてではなくて、課題のところですね。課題にそういう文章を入れるべきだということですよ。

**橋本委員**：量と本質というものに触れていかないということになってしまって、何に向かって支援したり、ニーズが必要なのかというところが、見えてこない

ですよね。だから、保育の大事なところというのは、一言で言えば、この時期にきちんとした愛着形成を築いてあげる。それが将来の子どもの心の安定に繋がって、小学校からのいじめとか、意地悪とか、そういったものの解消をしていけるんだと思っているのです。愛着形成をよくされてない子どもたちは満ち足りていませんから、不満気ですから、何かしらをもってその不安を解消しなきゃいけないというのが現実であります。幼児教育、保育の中の大事な部分というのは、この愛着形成アタッチメント。保育の専門家だったらみんなこれを知っているはずですので必ずそこは触れてください。それから、子ども真ん中ということも今うたわれています。かつて、全日本私立幼稚園の方では、子ども真ん中プロジェクトというものを15年ぐらい前から立ち上げて、教育をやってきたところがありますので、ぜひそれをもう一度名豊の方で、少し見てみてください。

**土井会長：**ありがとうございます。間野委員からもありました年収分布については、つくば市の子育て世帯の年収分布がわかるかどうか、もしわかれば、その分布と、今回の調査結果がずれていないかどうかを確認いただきたいと思います。それから、橋本委員からお話のあった点は、課題のところに書き込むということ。それから、基本理念にも関わってくると思います。時間的な問題もありますので次に移りたいと思いますが、特に基本理念につきましては、令和7年度から5年間の市の計画の根幹となる理念の部分ですので、積極的な意見をお願いしますと書いてあります。187ページですね、この基本理念はたたき台があるので、これの検討を今の段階でできればと思います。

大切な部分なので読みます。つくば市未来構想戦略プランでは繋がりを力に、未来を創るまちづくりの理念としています。この理念の実現に向け、子ども若者の目指すまちの姿として、未来を創る人が育つまちを掲げ、子育て環境が充実した親子が一緒に楽しみながら成長できるまち。子どもたちが自分の好きなことを見つけ、個性を伸ばしながら未来を切り拓いていく力を育めるまちを目

指しています。また、こども大綱においては、子どもや若者への必要なサポートが年齢で途切れてしまうことなく、子どもや若者をそれぞれの状況に応じて、社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示しており、本市においても次代を担う子どもから若者まで対象範囲を広げ、切れ目のない支援の充実を図っていくものとします、と書かれています。このままだと先ほど申し上げたように、39歳まで入ると決まっていることになりますから、これも文案を考えないといけないと思いますけれども、まず、この基本理念につきましてご意見があればお伺いしたいと思います。

**柳下委員：**市民委員の柳下です。基本理念なので、どんなことを言っても大体網羅されると思うのですが、これを読んだ人がどう感じるかとても大事だと思うのですよね。似たような言葉を使うときには注意が必要じゃないかなと思うのです。例えば、子どもたちが個性を伸ばしながら未来を切り拓いていく力を育めるまちと、基本理念の共に未来を招く力をすべての子どもたちに育むまちというものが被るのです。同じ言葉が使われているので、よく読めば違うと思われるかもしれないのだけれど、なるべくシンプルに伝えたかったら未来を拓く力、未来を切り拓いていく力など。これを何かうまく表現できるのであれば、もっとシンプルじゃないかなと思います。それからもう1つは、この未来を創る人が育つまちを掲げればいいんだけど、子育ての環境が充実した、親子が一緒に楽しみながら成長できるまちはよくわかる。そのあと、子どもたちが自分の好きなところを見つけ個性を伸ばしながら未来を切り拓いていくと、どうしても未来を切り開いていく力の前に修飾がつくのが、何か限定されているような気がするのですよね。個性を伸ばしながらじゃなきゃ駄目なのだというような。あくまでも個性を伸ばしながらも1つだろうし、個性じゃなくやっぱりみんなと協力してやりたいと、そういう人だっているかもしれない。誰かのためだけで構わないって思う人もいるかもしれない。そう思うと、前に修飾語はあまりつけたくないほうが私はシンプルに思います。

**土井会長**：ありがとうございます。今日はまだこれで決まりではないので、色々なご意見があった方が良く、自由にご発言ください。深井委員お願いします。

**深井委員**：意見というか質問です。「こども」の表記はどちらに揃えるのですか。

**土井会長**：私もそれは気になっていたのですけれど、元になっている国の方で、子供が漢字のものと、それからこども計画のように平仮名のものの両方があるのですよね。そこからおそらく持ってきているので、これが混在しているのだと思います。ただ、ここで基本理念としてまとめるときには、どちらかに統一した方がよいと思います。それも私たちが決めればよいと思います。こどもと開くのか、或いは子は漢字にするのか、これはまさに私たちの考え次第ですから。ただ、開くか、或いは漢字にするかによって、前提となっている国の方が違うので、当然読む方はそれをイメージすると思いますから、どちらを私たちは前提しているのかということ念頭に置きながら、全部平仮名にするか、或いは漢字にするかは、考えていくべきだと思います。

**橋本委員**：「こども」という文字の使い方については一時、漢字で「子供」と書くことはよろしくないというような、文部科学省の見解があったのですよね。3年前ほど前に、別にそれでもいいのではないかというようなこともあり、平仮名を交えた「子ども」と、漢字の「子供」を使い分けてもいいというような見解が出ていると思うのです。それはお調べいただけますか。これはきちんと文部科学省で見解が出ていると思います。

**土井会長**：これは「子」だけを漢字にして、平仮名に開くというものが一般的になってきていたのですが、今揺り戻しが始まっていて、一部の政治家から全部漢字にすべきだという意見も出てきているのですね。その中で今そういった立場の人もいるのは事実です。ただ、色々な政策の元、最初から子供の全部が漢字のパターンと、子だけが漢字で他が平仮名のパターンと、「こ」も平仮名

で全部平仮名というパターンと、3つあるのです。そのため、私たちはどれでいくのかということ、ここで決めるべきだと思うのですね。

**株式会社名豊**：先生がすべておっしゃっていただいたのですけれども、文部科学省については「こども」の「供」を漢字にすることが国の文書でも増えてきておりますので、そうしたところの揺り戻しは文部科学省では出てきているというところがございます。ただ、こども家庭庁については平仮名にするというところが、まだ正式な文章としてはこども家庭庁準備室の時代で、子どもの表記のところ、参考として通達が出ております。そちらについては基本的には「こども」は平仮名にするというところや、法令等の正式な名称については、その正式な名称を使うというところが推奨という形で出されております。ただ先生のおっしゃる通りで、それはあくまでこども家庭庁の考え方の「子ども」の表記であって、文部科学省も違うというところがありますので、こちらの会議の中で決めていくというところが望ましいのではないかなと思います。

**土井会長**：1点確認ですが、この基本理念については、私たちがどの表記でいくかということを決めれば、それは何か法令上の制限がかかっているということはないですか。

**事務局（こども政策課）**：基本的には会議で決めていただくことが大切かと思うのですが、その部分については庁内で確認をさせていただいて、また共有をさせていただいてもよろしいでしょうか。

**土井会長**：ではそれは次回ということですが、ただ、私たちの意見としてどうするかは出しておけば良いと思うのでそれも含めて自由にご意見があればご発言ください。

**柳下委員**：基本理念が今までと同じと聞いたのですけれども、そうするとこの「共に」は、何をイメージしてつけたのですか。人によって色々と「共に」が違うので、この作られたときの「共に」はどんなイメージの「共に」でしょうか。

**土井会長**：今おっしゃっているのはキャッチコピーのところですね。コピーの

ところの下のキャッチフレーズの、「共に未来を拓く力をすべての子どもに育むまち」というものですね。これは第二期プランのときに作られたので、私はいなかったのだから知らないです。

**橋本委員**：私はいました。

**土井会長**：ご記憶ですか。

**橋本委員**：この「共に」というものをどうしてつけたかということは、あまり記憶はないのです。ただ、この時代には共生とか協働とかね。そういった言葉が、いわゆる保育業界というのですかね。その中でよくうたわれていたことなので、そこからきっと持ってきているように思っています。

**土井会長**：今キャッチコピーのご意見もありましたので、これも私たちが考えないといけないと思います。仮置は第二期のプランのものでありますから今度はどうするかですよね。どういうキャッチコピーを作るかも、何か良いアイデアがあればお出しいただきたいと思います。先ほどいくつか意見が出ているように、例えば子ども真ん中など、そういった言葉を盛り込むかどうかですよね。確かに子どもの意見表明権などが言われているので、子ども真ん中というのを入れるのも1つの案かなとは思いますが、何かご意見あれば自由にどうぞ。

**橋本委員**：前回これを決めたときも一気には決まらなかったのですよね。何回か、それぞれがキャッチコピーを持ち合って、いくつか選んでいって、さあこれにしましょうかというようなやり方をしたような記憶があるのです。

だから同じようにしてほしいような気もしますし、今ここでどういうキャッチコピーにしようかというのは少し難しいと思います。

**土井会長**：私が申し上げたように今決めましょうという話ではなくて、今日は特に意見出しですから、自由にブレインストーミングでご意見を出してくださいということなのですが、今すぐには難しいかもしれませんので、委員の皆さんの宿題にしてよろしいでしょうか。次回までに、それぞれがこういうキャッチコピーがいいのではないのかということをお考えいただいて、そして次回まで

にご提案いただき、その中で吟味していくということをやっていきたいと思います。次回の会議です。その時に、キャッチコピーを入れていただいて、ご自身の案を書いていただいて、お出しいただければ、それをまとめてここでお示しをして考えていくという形にしたいと思いますので、ぜひセンスのいいものを考えてください。時間が予定より10分ほどオーバーしているのですが、この基本理念につきまして、現時点でのご意見があれば承りたいと思いますがいかがでしょうか。何かこういう観点が必要じゃないかということがあれば、ご発言いただきたいと思います。

**青山委員：**市民委員の青山です。先ほど少し言及されていた「こども」をどう表記するかというところについてなのですが、色々な考え方やいわゆる思想というか信条があると思うので一概に何が正しいかということはとても難しいところだと思うのですが、私の認識している範囲でいくと、「子供」を漢字表記した場合に「供」とは供え物の「供」であって、子どもが供えられるべき存在というのはその価値観を反映したものであると認識しておりまして、そういった観点からいくと今日において「子ども」に「供える」という漢字を使うことは私は不適切だと考えています。子どもの権利条約に言及されていたり、今日において子どもたちが主体的に自分たちの生き方を選択できるということがとても大事だと私は考えていますし、それは日本社会でも、世界的にも同じように大切だと思われている価値だと私は思っているので、「供」の漢字表記は避けるべきだと考えています。また、こども大綱の「こども」は平仮名表記だと思いますので、子どもは全部平仮名の方が丸くていいのではないかなと考えていました。

**土井会長：**ありがとうございます。今日は自由にご発言いただければと思います。今おっしゃるように子どもの「供」についてご意見があったので、平仮名にしましょうってなってきたのですが、今保守系の政治家たちが言っているのは、そういう意味ではないということも主張されていて、漢字に戻すべきだと

いう意見も一方であるのもまた事実ですよ。色々な意見があります。他にはご意見ありますでしょうか。

**間野委員：**質問なのですけれど、宿題でみんなでこの基本理念を考えてくださいということだったのですが、前回はこういった経緯だったのかわからないのですが、その理念があってその後に目標が出てきて、方針が出てきて、事業になってという流れになっていくのだと思います。理念があって、目標があって、方針があってすごいと思っていたら事業がそこ止まりなのかと思った覚えがあります。第二期のプランを見たときに、その基本理念を考えるとなったときに、理念はすごいけれど、そのあとの目標方針事業に反映されていくのかというのはここで議論をしていくことなのかなというイメージなのですけれどもどう考えてこの案というものを、提案すればいいのかがよくわからなくなってしまっています。そのため、本当に理想を出してしまっているのか、それとも第二期はこういった感じであったから、第三期もいきなり大きく変わるということは難しいのかなと思っているのです。そのため、どのあたりの塩梅で案を出せばいいのかなということをお聞きしたいのです。

**土井会長：**まさにそれ自体は私たちがここで決めるべきことだと思います。2つあると思います。1つは、実際に施策はこういうことやりましょうということを決めた後、それに合わせて基本理念を考えるということもあると思いますが、一方で、まず基本理念があって、少しでもその理念に近づけるようにいろんな施策を考えていく。というのと両方あると思うのです。私個人的には後者だと思います。まず理念があって色々な施策を打った方がいいと思いますが、具体的施策を考え、最後に理念を合わせて考えましょうということもないとはいえないと思うので、委員の皆様のご方針で決めれば良いと思います。ただ、その前の文章部分もありますから、先にキャッチコピーを考えてそれに合わせて文章を作っていくのか、或いはその文章、基本理念の部分の次の文に合わせてキャッチコピーを考えていくのかということも、1つは考えるところだし

ようか。どっちにするのかということはあると思います。いかがでしょうか。もう少し、まだ何回かありますので、基本理念の文章を揉んでから、それからキャッチコピーを宿題にしますか。その方がよろしいですか。何か皆さんうなずいてらっしゃるようですが。

**千代原委員：**今、基本理念やキャッチコピーという意見が出たのですが、私は本来子どもを育てる、或いは子どもを育てる環境というものを考えたときに、自分たちはそれぞれありたい姿というのがそれぞれ違い、それは当然だろうと思うのですが、最終的なところの理想ではないのですが、こういった状況があったらいいなという最終的なありたい姿を各位がイメージしていただいて、それに基づいて基本理念は作ればよいと思います。そして最終的に、短くキャッチコピーをまとめた方がいいのかなと思いました。

**土井会長：**では、その方式でいきたいと思いますので、施策を考えた後ではなくて、最初に理念を掲げて施策を具体的に検討していくという方式でよろしいでしょうか。ではその方式でいきたいと思います。その基本理念の地の文を皆さんに書いてきていただくのは大変だと思いますから。ここはある程度、今日のご意見を承ってご意見を踏まえて少し名豊の方で揉んでいただいて、地の文を作っていただき、その地の文を次回もう一度検討し、その地の文がある程度コンセンサスが取れた段階で、その地の文を反映するようなキャッチコピーを皆様方に、次々回に宿題として出すという段取りで間に合いますか。

**千代原委員：**今、土井会長からお話があった基本理念ですね、基本理念を委員の中には作ってみたい、考えてみたいという方もいるかもしれません。

**土井会長：**今おっしゃっていた文章の方ですか。

**千代原委員：**そうですね。長い文章ですね。考えてみたいと思う方もいるかもしれませんが、その意見も合わせて考えていただければと思います。名豊だけではなくて。

**大戸委員：**第1期は、人と自然と科学の調和なんて書いてあったかと思うので

すけど、その基本理念につくばらしさを入れるのか、それとも今のものはどこでも使える文句ですよ。たたき台に挙げていただければ、その辺はつくばらしさを入れるのかどうかというのは、皆さんご意見はございますでしょうか。

**土井会長：**人と自然と科学も扱うようであるし、第二期の未来を拓くというものも、一般的ではあるけども、少しつくばらしい感じに見えなくはないと思うのですけど。未来志向都市のような、いわゆる高齢化が進んでいる地方都市とは違うという気がしますけどね。それでは、時間的なもの、スケジュール等をお願いします。

**事務局（こども政策課）：**名豊と考えたものについては、次回の会議のときにお見せするよりも早く、また皆様にお見せできるように調整させていただければと思います。その中で、もしこういう文案を考えたのだけれどということでは、言っていただければ、それも踏まえて、またどういう形かで、参考にさせていただいて作っていただければと思っております。

**土井会長：**キャッチコピーの分はそのあとの会でも大丈夫ですか。

**事務局（こども政策課）：**キャッチコピーのところも、イメージとしては基本理念のところについて、ある程度地の文というものを名豊に作っていただいて、それをお示しできればと思っております。次回までにそのやりとりを見た上で、キャッチコピーをもしご意見があれば、次回の会議までにいただきたいと思っております。

**岡山委員：**1期2期という文章・理念ができ上がってきて3期を目指し、3期を表す言葉ということなのですけど、その1期2期の何か揉まれた、捨てられてしまった、削られてしまったものというものは残っていますか。要するに、この話というのは切れ目のない支援ということがとても大事なわけだけれど、2期の話がこちらに伝わってこない、ここが切れていることにとっても私は、違和感を感じていまして、理念というものを期によって変えることがそもそも必要

なのかどうかということ踏まえて、今までこういった議論がなされてこういった言葉に落ち着いたんだ。その時は選ばれなかったけど、3期を目指すにあたってはそれを実は復活できるとか、こういったものが実は3期だったら目指した方がいいという、今までの時間をこちらも共有させていただいて次の期を目指すということが私はいいのかなというのが少し違和感を感じたところで

**事務局（こども政策課）**：第三期のプランを作る上ではもちろん第二期のプランも、参考にして作っていただくのは当然のことだと思いますけれども、今委員からご指摘のあったような、そこにあらわれなかった経緯というものも、探してみまして、参考になるものはご提示できればと思います。よろしくお願いします。

**土井会長**：アンケートだから何回か分けてやる必要ありますね。早めに委員の皆様から、この地の文をお考えいただける方はお考えいただく。ただ、その前提として第1期第2期でどういう議論があったのか。その時に何が落ち、何が残ったのかというような資料がないと地の文を作りようがないので、まず資料をお送りいただく。その資料を前提として、委員の皆様にお考えいただける方は、基本理念の地の文をお考えいただきご提案いただく。さらにそれを踏まえて名豊を交えて、基本理念の提案をできるようなものを作っていて、もう1度それを返していただいて、今度はそれに基づいて、キャッチコピーをまた出していただくという段取りになります。

**事務局（こども政策課）**：イメージとしては、1期2期プランの過去の情報をお渡しする。それから、名豊が地の文をお渡ししてそれを踏まえて皆様からキャッチコピーをいただくというような3つの段階の中で、並行してもし地の文を考えてご提案したいという方がいれば、それに提案をいただくという形で並行したやり方で進めさせていただければと考えています。

**土井会長**：今のご趣旨は、今回の会議では、この基本理念をある程度確定する

ということですか。

**事務局（こども政策課）**：確定ではないですけど、ある程度固めたものを進めていくということではその通りです。

**土井会長**：さっき申し上げたのは、それがある程度確定してから、キャッチコピーは考えたほうがいいのではないだろうかということをお願いしたのです。その分だけでも入れ替えればいいのだから、それは間に合うのではないですか。

**事務局（こども政策課）**：キャッチコピーについては、間に合うかといえば間に合うと思います。そのため、かなり確実なものにまで確定してからのキャッチコピーということであれば、それでも大丈夫ですけども、ある程度地の文で思いついたキャッチコピーがあるというのであればそれをご提示いただいてもいいかなと思います。

**土井会長**：では、過去の資料をお送りいただき、それに基づいてキャッチコピーと地の文、基本理念をお考えいただける方をお考えいただき、それを参考にして名豊でもう一度揉んでいただき、やりとりする中で、キャッチコピーについても同時並行的にもし考えていただけるならばお考えいただくということですね。ただ次回確定するのは、地の文であり、その地の文に基づいて、キャッチコピー自体を確定するのはその次の回でも構わないということですね。

**事務局（こども政策課）**：はい。

**土井会長**：ではそういう形で今後は進めたいと思います。他に今確認されたいことありますでしょうか。或いはご意見でも良いです。報告がまだ残っていて、予定の時間の6時半なのですがよろしいですか。

**委員一同**：はい。

**土井会長**：ありがとうございます。ではこれで審議事項の2を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。では、続きまして報告事項に移りたいと思います。報告事項につきましては、傍聴されたい方がいらっしゃいますので入室を認めたいと思います。では、事務局から報告をお願いいたします。

**事務局（こども政策課）**：（資料に基づいて説明）

**土井会長**：ありがとうございます。何かご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。では続きまして報告の3、4ですね。お願いします。

**事務局（幼児保育課、こども育成課）**：（資料に基づいて説明）

**土井会長**：ありがとうございます。3、4合わせて、何かご質問ありますでしょうか。よろしいですか。では報告の5をお願いいたします。

**事務局（こども育成課）**：（資料に基づいて説明）

**土井会長**：はい、ありがとうございました。ご質問ありますか。

**柳下委員**：放課後児童室の趣旨はもちろん安全でわかるのだけれど、3年後の経過措置の後というのは、これから3年間かけて考えていくと思うのですけれど、当然需要があるわけですのでその受け皿はぜひいいものをお願いします。アフタースクールがこれからスタートすると思うので、それがうまくいくように、アイデアを皆で出していければと思っておりますので、できればそういった情報もいただけると子どもの育成にはいいと思います。よろしくをお願いします。

**事務局（こども育成課）**：ありがとうございます。3年間の経過措置の間には色々と検討することがあると思います。アフタースクールも含めて、児童クラブの整備や、小学校の教室の活用や、民営児童クラブの積極的な誘致等、色々とやる場合がございます。それを丁寧に考えていきたいと思っております。

**千代原委員**：経過措置を設けていただいているということなので、その中で色々な課題が出てくると思います。色々な問題も出てきて、或いは各児童館、児童クラブで色々な要望が出てくると思うのですけれども、それを丁寧に、ゆっくり、少しずつ拾い上げていただいて、市のみで考えるのではなく、地域であるとか、子ども・子育て会議もそうなのですけれども、市だけで考えず、みんな考えて、みんなで問題解決して、いい方向に進めるように、そういう施策をみんな考えていければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

**土井会長**：ありがとうございます。他にご発言されたい方はいらっしゃいますか。よろしいですか。では以上で報告を終わりにしたいと思います。あとその他ですけれども委員の皆様、或いは事務局からその他何かありますでしょうか。特にはないですね。では、今日は大変な長時間になりましたのでどうもお疲れ様でした。これで審議と報告をすべて終わりにしたいと思います。それでは議事進行を事務局にお返ししたいと思います。

**事務局（こども政策課）**：土井会長ありがとうございました。本日の会議録につきましては後日、皆様にご確認をいただいた後に、市のホームページで公開させていただきます。以上をもちまして、令和6年度第2回つくば市子ども・子育て会議を閉会いたします。本日は長時間にわたり、皆様ご協力いただきましてありがとうございました。

—以上—

# 令和6年度（2024年度）第2回つくば市子ども・子育て会議

日時：令和6年（2024年）8月9日（金）

13時15分から18時30分まで

場所：つくば市役所本庁舎2階 防災会議室（2）（3）

## 〈 次 第 〉

### 1 開 会

### 2 任命書の交付及び挨拶

### 3 協議事項

- （1）第2期つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価（令和5年度実績）  
（P. 1～P. 154）
- （2）第3期つくば市子ども・子育て支援プラン策定に向けた方針等について  
（P. 155～P. 196）

### 4 報告事項

- （1）つくば市公立保育所個別整備計画（上横場保育所）について（P. 197～  
P. 210）
- （2）つくば市公立保育所個別整備計画（高見原・城山保育所）について（P. 211  
～P. 226）
- （3）令和6年（2024年）4月1日時点の待機児童数について（P. 227～P. 228）
- （4）令和6年度つくば市放課後児童クラブ待機児童数について（P. 229～  
P. 230）
- （5）つくば市放課後児童室の定員設定について（P. 231～P. 235）

### 5 そ の 他

### 6 閉 会



## 第2期つくば市子ども・子育て支援プラン（令和5年度実績）の 点検・評価の実施方法について

### 1 点検・評価の目的

第2期つくば市子ども・子育て支援プランについては、毎年度1回、つくば市子ども・子育て会議で実施状況の点検・評価を行い、その結果を各担当課へフィードバックすることでプランの着実な実施と必要に応じた見直しを図っています。

### 2 点検・評価の対象事業

#### ①基本事業

プラン「第4章 施策の展開」の基本目標と事業の体系（P34）に記載されている各基本目標に紐づけられている基本事業（16事業）

#### ②重点事業

プラン「第5章 重点事業」内の

「3. 教育・保育の見込量と確保方策」（P50～）

「4. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策」（P55～）

「5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保」（P63～）

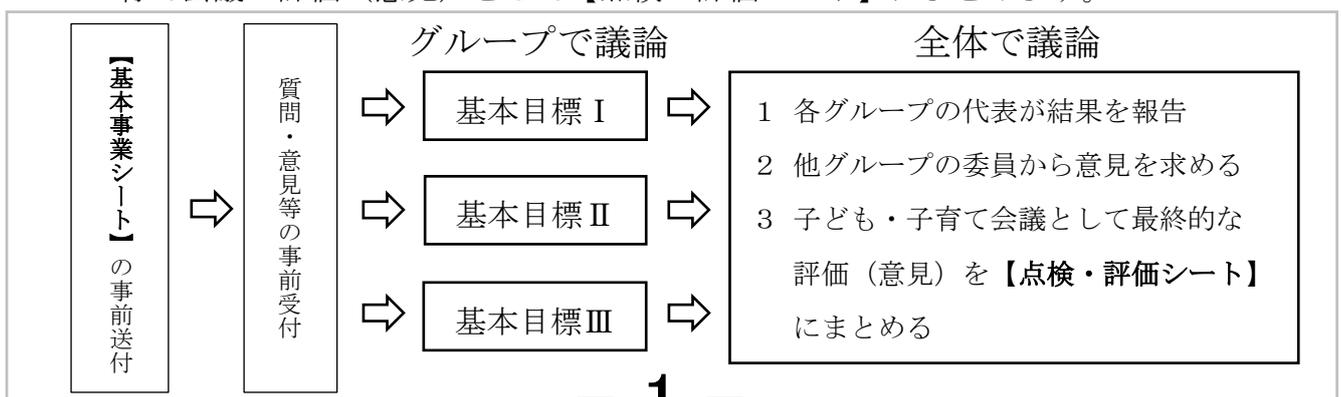
### 3 点検・評価方法

#### ①基本事業

基本事業に関連した担当課が作成した【基本事業シート】を、会議に先立って送付いたします。（※本シートに関する、皆様からの質問・意見等も事前に受け付けます。）

会議当日は、事前に分けたグループ（基本目標Ⅰ～Ⅲ）で、基本事業シート及び事前に受付した質問・意見等を踏まえ議論をしていただきます。

その後、各グループでまとめた評価（意見）を会議全体で報告し、子ども・子育て会議の評価（意見）として【点検・評価シート】にまとめます。



## ②重点事業

重点項目に関連した担当課が予め作成する「事業担当課一覧および重点項目評価表」を使用します。評価表は、各事業の実績及び評価の基準を基にしたA～Dの評価を記載しています（※）。

委員の皆様には、事前に評価表を御確認いただき、その上で、御質問・御意見等をいただきます。

会議当日は、担当課が作成した評価表及び委員の皆様からの御質問・御意見等を取りまとめた資料で議論いただき、子ども・子育て会議の評価とします。

※個別の事業固有の事情により、実績の数値と評価に使用した数値が異なる場合には、評価に使用した数値及びその理由を併記します。

### 評価の基準

| 評価 | 進捗度（数値上の目安※（実際の確保数値/目標確保数値） |            |
|----|-----------------------------|------------|
| A  | 計画通り又は<br>計画に先行して進んでいる      | 100%以上     |
| B  | おおむね計画通り                    | 80%-100%未満 |
| C  | 遅れが生じている                    | 50%-80%未満  |
| D  | 大幅に遅れが生じている                 | 50%未満      |

※担当課による評価を達成率の数値以外で行っている場合は、括弧書きで評価に使用する数値を併記した上で、自由記述欄に達成率の数値以外で評価を行った理由を記載しています。

※参考として、達成率が100%を超えている場合は、担当課による評価に[A+]を併記しています。

## 4 点検・評価結果の公表

会議での点検・評価結果は、事業を所管する各担当課へフィードバックし、翌年度以降の事業実施の参考とさせていただきます。

また、点検・評価結果は、市ホームページで公表します。

第2期子ども・子育て支援プラン基本事業 点検・評価グループ  
(令和6年度第2回子ども・子育て会議)

(敬称略)  
(委員名簿順)

| 基本目標と事業の体系 (P34)  | 組織等       | 氏名     |
|---|-----------|--------|
| 基本目標Ⅰ たしかな生命と元気を育む(P35)<br>～安心して産み育てられる子育て環境の充実～<br><br>6名            | 学識経験者     | 深井 太洋  |
|   | 子育て支援団体   | 浦里 晴美  |
|   | 公立小中学校校長会 | 園田 浩美  |
|   | 市民委員      | 落合 美智子 |
|   | 市民委員      | 間野 聡子  |
|   | 小児医療      | 大戸 達之  |
| 基本目標Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む(P38)<br>～幼児教育・保育の環境の充実～<br><br>6名                | 議会        | 長塚 俊宏  |
|   | 学識経験者     | 堀内 明由美 |
|   | 民間保育園     | 古谷野 好栄 |
|   | 民間幼稚園     | 橋本 幸雄  |
|   | 子育て支援団体   | 鈴木 朱里  |
|   | 保育園保護者会   | 宮本 美穂  |
| 基本目標Ⅲ 主体的にして広く豊かな経験を育む(P41)<br>～地域や放課後等における子どもの活動環境の<br>充実～<br><br>7名 | 幼稚園PTA    | 阿部 未保子 |
|   | 児童クラブ     | 千代原 義文 |
|   | 主任児童委員    | 大久保 良文 |
|   | 市民委員      | 青山 夏樹  |
|   | 市民委員      | 岡山 拓史  |
|   | 市民委員      | 柳下 浩一朗 |
|   | 小・中学校PTA  | 森田 修司  |



【基本事業】事業担当課一覧（その①）

| 事業番号 | 基本目標  | 基本方針                     | 基本事業                                     | プラン記載ページ  | 取組  | 担当課①  | 担当課②      | 担当課③      | 担当課④    |   |
|------|---|--------------------------|--|---|---|---|-----------|-----------|---------|---|
| 1    | I 確かな生命と元気を育む   | 1 継続的・包括的な支援の充実          | ①出産施設開設支援事業                              | P36   | ○市内の分娩施設での出産を希望する妊婦が市内で出産できるように、分娩施設開設や増床に対する費用の一部助成等の支援を行います。  | 健康増進課   | -         | -         | -       |   |
| 2    |   |                          | ②子育て世代包括支援事業                             |   | ○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）と健康診査等の参加型（デイサービス型）、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。  | こども政策課  | こども未来センター | 幼児保育課     | -       |   |
| 3    |   |                          | ③子育てしやすい環境整備事業                           |   | ○母子保健事業と子育て支援事業に関わる機関の連携・協力を得て、利用者支援事業の「母子保健型」と「基本・特定型」が連携した子育て世代包括支援事業によって継続的・包括的な支援の推進を図ります。  | こども政策課  | 幼児保育課     | こども未来センター | -       |   |
| 4    |   | 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実  | ①産前・産後のサポート/ケア事業                         | P37   | ○妊産婦が持つ不安や悩みを軽減するために、産婦人科等の医療機関や助産所に来所してもらった参加型（デイサービス型）の産後ケアや、家庭を訪問する訪問型（アウトリーチ型）の養育支援訪問によって、傾聴や相談（寄添い）を行うとともに、助産師や保健師等による専門的な支援やケアを行います。  | こども未来センター   | こども政策課    | -         | -       |   |
| 5    |   |                          | ②子ども家庭総合支援拠点事業                           |   | ○家庭児童相談の増加・内容の複雑化に対応したり、虐待から子どもを守ったりするために、子ども家庭総合支援拠点を設置することにより、専門的な相談・支援体制の整備を行います。それにより、すべての子どもとその家庭及び妊産婦が必要なサービスにつながるソーシャルワークの機能を果たすとともに、関係機関と連携して子育ての孤立化、養育困難等の子育て家庭の状況を把握しながら支援していきます。 | こども未来センター   | -         | -         | -       |   |
| 6    |   |                          | ③児童発達支援センターとの連携                          |   | ○子育て世代包括支援事業や保育所等で把握した発達で気になる子どもについて、子どもとその家庭を適切な支援につなげるとともに、児童発達支援センターの設置にあわせて連携の強化を図ります。  | 障害福祉課   | こども未来センター | -         | -       |   |
| 7    | II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む   | 1 教育・保育の提供体制の整備          | ①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業               | P39   | ○喫緊の課題である待機児童の解消を図るため、産休明けに求められる保育ニーズを的確に把握したり、地域ごとの保育ニーズの特徴を詳細に把握ししながら、各種保育施設や地域型保育事業の特徴をいかした保育体制の整備を行います。   | 幼児保育課   | 学務課       | -         | -       |   |
| 8    |   |                          | ②保育人材の確保事業                               |   | ○利用希望を勘案し、公立・私立の特徴をいかしつつ、計画的に幼稚園・認定こども園の配置・定員管理を行います。   | 幼児保育課   | 教育総務課     | -         | -       |   |
| 9    |   |                          | ○保育士や保育教諭、幼稚園教諭を確保するため、保育士等の処遇改善等を実施します。 |   |   |   |           |           |         |   |
| 10   | 2 子どもの豊かな育ちの促進  | ①幼児教育及び保育の推進事業           | P40                                      | ○幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿に向けて、つくば保育の質ガイドラインの活用、幼児教育の指針の制定、幼児教育及び保育に関して高い専門性を有する人材の活用等を行います。加えて、保育所・幼稚園から小学校・義務教育学校への円滑な移行が可能となるよう、関係機関の連携を強化します。   | 幼児保育課   | 学び推進課   | -         | -         |         |   |
| 11   |   |                          |  | ②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業  | ○国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。   | 幼児保育課   | 特別支援教育推進室 | 障害福祉課     | -       |   |
| 12   |   |                          |  | ○発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用ができるように保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が専門的な知識・技術による支援を受けられるように、児童発達支援センターとの連携を図ります。  |   |   |           |           |         |   |
| 11   | 1 特色をいかした放課後等の居場所の整備  | ①放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業） | P42                                      | ○つくばエクスプレス沿線開発による急速な人口増加に伴い、当市の放課後児童クラブニーズが高まり、待機児童や床面積要件超過の課題が生じているため、国の面積要件（児童一人当たり1.65㎡以上）に従い、児童クラブ室の増設や小学校の余裕教室等を活用するなどし、待機児童や床面積要件超過の課題を解決していきます。また、民設民営児童クラブの積極的な誘致を行い、多様な利用ニーズに対応していきます。 | こども育成課  | （学び推進課）   | -         | -         |         |   |
| 12   |   |                          |  | ②放課後子供教室推進事業  | ○子ども一人ひとりの「遊び場」や「生活の場」である放課後児童クラブにおいて、子どもの自主性と社会性の向上をより一層図るため、国の基準に従って放課後児童支援員の適正配置を推進していきます。また、放課後児童支援員の雇用確保策として、研修機会の拡大や民営児童クラブに対する処遇改善の補助金を拡大していきます。                                     | こども育成課  | （学び推進課）   | -         | -       |   |
| 13   |   |                          |  | ③子どもの居場所・学習支援事業   | ○放課後子供教室の事業拡大のため、市民ボランティアの掘り起こしや人材育成等に努めるとともに、子どもたちにとって放課後の魅力的な選択肢となるように、科学技術、国際性、自然環境等の当市の特性をいかして、研究機関・市民団体等との連携・協力により、多様な体験・交流活動の充実を図ります。   | こども育成課  | （学び推進課）   | -         | -       |   |
| 14   |   |                          |  | ○当市では、市内に各地域のニーズに応えるべく多数の児童館があり、放課後子供教室と同様に、様々な体験活動等の行事を実施して、この事業の一役を担っています。よって、計画期間内においては、放課後子供教室の専門講師による魅力的な行事を児童館でも取り入れ、より一層、子どもたちの放課後の充実を図っていきます。   |   |   |           |           |         |   |
| 14   | III 主体的にして広く豊かな経験を育む  | 2 子どもが主体的に活動するための支援の充実   | ①新・放課後子ども総合プラン運営事業                       | P43   | ○児童館のない小学校区では、子どもたちの居場所づくりのために、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携をより一層強めていく必要があり、放課後子供教室の開催数の増加に努めるとともに、児童クラブ員を含めた子どもたちが主体的に参加できるよう、学校の施設利用を促進したり、職員間の情報共有や連携を密にしていきます。                                   | こども育成課  | （学び推進課）   | -         | -       |   |
| 15   |   |                          |  |   | ②特別な配慮を必要とする児童の支援事業   | ○平成30年度に開校した3義務教育学校（学園の森・みどりの学園・秀峰筑波）では、学校敷地内又は近接地の児童クラブ専用施設で、放課後児童クラブの運営と放課後子供教室の定期開催を一体的又は連携して実施しています。つくばエクスプレス沿線開発に伴う新設予定の小学校についても、3義務教育学校の実施モデルを参考に、放課後の居場所づくりに努めていきます。 | こども育成課    | 障害福祉課     | （学び推進課） | - |
| 16   |   |                          |  |   | ③遊びの機会と場の充実   | ○放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な実施を推進するために、地域住民への呼びかけや地域ボランティアを募るなど、地域の実情を把握している人材の掘り起こしや育成支援を行っていき、地域全体を巻き込んだ事業展開を目指します。  | 公園・施設課    | （こども政策課）  | -       | - |
| 15   |   |                          |  |   | ○障がいのある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待やいじめを受けた児童及び外国につながる児童等が、主体的に活動を行える放課後の居場所づくりを目指していきます。そのために学校や専門性を有する関係機関と連携を密にし、児童の情報や近況を把握するなどし、受入れ体制を構築していきます。   |   |           |           |         |   |
| 16   | ○経済的に困難を抱える世帯の子どもに対する支援として、地域や実施団体、大学、学校等と連携しながら、学習支援や安心できる居場所の提供を行います。 |                          |  |   |   |   |           |           |         |   |
| 16   | ○プレイパーク等、子どもが自由にのびのびと遊べるような機会・場所を提供し、子どもやその保護者が安全に安心して過ごせる環境を整備します。     |                          |  |   |   |   |           |           |         |   |



基本目標 I たしかな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担当課

健康増進課

基本事業

①出産施設開設支援事業

プラン記載  
ページ

P36

関連するプラン名

■ 事業内容 ■

○市内の分娩施設での出産を希望する妊婦が市内で出産できるように、分娩施設開設や増床に対する費用の一部助成等の支援を行います。

■ 事業概要 ■

○産科、産婦人科を設ける病院、診療所及び分娩を取り扱う助産所を開設しようとする方、あるいは増床しようとしている方に建物の建設費や医療機器購入費などの費用の一部を助成します。

実績

○交付実績なし  
○つくば市バースセンターの施設再整備が工事の遅れにより竣工が令和5年11月から令和6年7月予定に延長された。

実績に対する課題・改善方針

○令和5年度あかちゃん訪問時アンケートでは、市外（県外）の分娩施設で出産した理由のうち「市内の分娩施設で産みたかったが、予約が取れなかったから」と回答した人の割合は5.2%となり、昨年度より減少した。  
※詳細な回答を得るため、前回のアンケートより設問の選択肢を増した。  
○令和6年度に再整備されるつくば市バースセンター（12床）の周知を推進していく。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 I たしかな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担当課 **こども政策課** こども未来センター 幼児保育課

基本事業 ②子育て世代包括支援事業

プラン記載ページ P36

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）と健康診査等の参加型（デイサービス型）、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。

○地域子育て支援拠点など身近な場所で情報を提供したり、地域で活動する子育て支援者等の協力を得たりしながら、制度の谷間で必要な支援を受けることができずにいる親子を支援につなげる子育て支援事業を実施します。

○母子保健事業と子育て支援事業に関わる機関の連携・協力を得て、利用者支援事業の「母子保健型」と「基本・特定型」が連携した子育て世代包括支援事業によって継続的・包括的な支援の推進を図ります。

■ 事業概要 ■

○地域子育て支援拠点事業  
つくば市子育て総合支援センターをはじめ地域子育て支援拠点（11か所）を設置し、地域の子育て親子の交流を促進することで子育ての不安感を緩和し、子供の健やかな育ちの支援を行っている。具体的には、拠点場所の開放及び出張子育てひろばを行っており、その中で子育て相談等の支援を行っている。

【市内地域子育て支援拠点】

- ・子育て総合支援センター（つくば市流星台）
- ・かつらぎクラブ（つくば市西大橋）
- ・チェリークラブ（つくば市上野）
- ・おとなり（つくば市みどりの）
- ・おひさまクラブ（つくば市高崎）
- ・こどもの森広場（つくば市沼崎）
- ・すぎのこクラブ（つくば市下河原崎）
- ・なないろくらぶ（つくば市大角豆）
- ・ままとーんつどいの広場（つくば市館野）
- ・花畑ひろば（つくば市花畑）
- ・みらいくらぶ（つくば市下萱丸）

○利用者支援事業（基本型）  
子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

実績

実績に対する課題・改善方針

○地域子育て支援拠点事業（令和5年度利用実績）  
・子育て総合支援センター（けやき広場(拠点)33,427人、出張子育てひろば1,109人(122回)）  
・かつらぎクラブ(拠点3,563人、出張子育てひろば114人(22回)）  
・チェリークラブ(拠点5,950人、出張子育てひろば337人(23回)）  
・おとなり(拠点7,875人、出張子育てひろば383人(24回)）  
・おひさまクラブ(拠点2,035人、出張子育てひろば82人(24回)）  
・こどもの森広場(拠点4,339人、出張子育てひろば376人(23回)）  
・すぎのこクラブ(拠点5,344人、出張子育てひろば274人(24回)）  
・なないろくらぶ(拠点3,777人、出張子育てひろば157人(24回)）  
・ままとーんつどいの広場(拠点2,341人)）  
・花畑ひろば(拠点3,852人、出張子育てひろば325人(23回)）  
・みらいくらぶ(拠点2,170人、出張子育てひろば32人(3回)）  
・合計(拠点74,673人、出張子育てひろば3,189人(312回)）  
※みらいくらぶは令和5年10月より委託開始。  
※ままとーんつどいの広場は、委託契約内容が異なるため、出張子育て広場は実施対象外)

●令和4年度の課題に対する取組  
TX沿線駅から徒歩圏内の常設の子育て支援拠点の設置が課題であったが、令和5年10月より、TXみどりの駅より徒歩4分の位置に地域子育て支援拠点（みらいくらぶ）を開設した。  
・参加人数が少ない出張子育て広場があることが課題となっていたことから、令和5年度は出張子育て広場についての情報発信をホームページやつくスマで行ったものの、未だ参加人数が少ないため、引き続き積極的な広報活動を行う必要がある。

○利用者支援事業（基本型）  
・令和5年度相談実績：552件（来所：461件、電話：91件）  
・令和5年から、子育てコーディネーター直通の電話を導入した。  
・令和5年6月より出張子育て広場への子育てコーディネーターの出張を開始。  
●令和4年度の課題に対する取組  
・関係機関とのさらなる連携・協働体制の構築が課題となっていたことから、保健センターや地域子育て支援拠点、子育て支援団体とのネットワーク会議を開催したほか、より幅広い市民への支援を行うため、子育てコーディネーターの出張子育て広場への出張を行った。

○地域子育て支援拠点事業  
・昨年度は、みどりの駅から徒歩4分の位置に地域子育て支援拠点（みらいくらぶ）を開設したが、将来的に、TXの各駅に常設の拠点を1か所以上開設できるよう、引き続き民間事業者との調整を行う。  
・出張子育て広場の参加人数が少ない場所があるため、SNS等を活用した周知など広報活動を積極的に行い、利用者の増加を図る。

○利用者支援事業（基本型）  
・令和4年から令和5年にかけての、相談件数の増加に伴い、相談内容の多様化や、専門職の知見を要する案件も増加していることから、こども未来センターや子育て支援団体、子育て支援拠点と定期的に打ち合わせ等を行い、関係機関とのさらなる連携・協働体制の構築を図っていく。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議が必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議が必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

**基本目標** I たしかな生命と元気を育む

**基本方針** 1 継続的・包括的な支援の充実

|            |        |           |       |
|------------|--------|-----------|-------|
| <b>担当課</b> | こども政策課 | こども未来センター | 幼児保育課 |
|------------|--------|-----------|-------|

|             |              |          |     |
|-------------|--------------|----------|-----|
| <b>基本事業</b> | ②子育て世代包括支援事業 | プラン記載ページ | P36 |
|-------------|--------------|----------|-----|

|                |  |
|----------------|--|
| <b>関連するプラン</b> |  |
|----------------|--|

**■ 事業内容 ■**

○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）と健康診査等の参加型（デイサービス型）、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。

○地域子育て支援拠点など身近な場所で情報を提供したり、地域で活動する子育て支援者等の協力を得たりしながら、制度の谷間で必要な支援を受けることができずにいる親子を支援につなげる子育て支援事業を実施します。

○母子保健事業と子育て支援事業に関わる機関の連携・協力を得て、利用者支援事業の「母子保健型」と「基本・特定型」が連携した子育て世代包括支援事業によって継続的・包括的な支援の推進を図ります。

**■ 事業概要 ■**

○保健師等がおおむね生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問する「乳児家庭全戸訪問事業（あかちゃん訪問）」により、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握等を行います。また、妊婦健康診査事業により疾病の早期発見、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対して、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じて医学的検査を実施します。

○「母子保健型」利用者支援事業として、母子保健コーディネーター、保健師等の専門職を配置し、妊娠届出時の面接等の機会を通し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応し、必要な支援につなぐための相談等を行います。また、妊娠8か月アンケート、妊娠9か月頃に初妊婦及び要支援妊婦に対し、電話相談等を行い、必要に応じて支援プランを作成し、支援プランに策定されたサービスについては、本人、家族、関係機関との調整のうえ、必要な支援が提供されるように連絡・調整を行います。

| 実績  | 実績に対する課題・改善方針   |
|---|---|
| <p>○利用者支援事業（母子保健型）「つくば市母子健康包括支援センター」</p> <p>①妊娠届出時面接 2,305件</p> <p>②転入妊婦面接 167件</p> <p>③要支援妊婦支援プラン作成数 73件</p> <p>④妊娠8か月アンケート電話フォロー 225件</p> <p>⑤妊娠9か月電話相談 328件</p> <p>⑥母子保健コーディネーター 4名配置</p> <p>⑦利用者支援事業（母子保健型） 4か所</p> <p>○妊婦健康診査 25,055人（償還払い含）</p> <p>○赤ちゃん訪問 2,281件 実施率 99.2%</p> | <p>○相談や対応件数が増加したが、母子保健コーディネーターを増員し4名配置としたことにより、相談者に対してもきめ細やかな相談ができた。</p> <p>○母子健康手帳交付から切れ目のない相談支援につなげるため、地区担当保健師カードを配布し周知した。</p> <p>○伴走型相談支援での妊娠8か月アンケートから、フォローが必要な方に対して電話等で状況確認し、必要な支援につなげた。</p> <p>○要支援妊婦に対し、支援プランを作成し必要な支援を提供した。</p> |

**担当課 自由記述欄**（※子ども・子育て会議での協議が必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 I たしかな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担当課 こども政策課 こども未来センター 幼児保育課

基本事業 ②子育て世代包括支援事業

プラン記載ページ P36

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）と健康診査等の参加型（デイサービス型）、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。

○地域子育て支援拠点など身近な場所で情報を提供したり、地域で活動する子育て支援者等の協力を得たりしながら、制度の谷間で必要な支援を受けることができずにいる親子を支援につなげる子育て支援事業を実施します。

○母子保健事業と子育て支援事業に関わる機関の連携・協力を得て、利用者支援事業の「母子保健型」と「基本・特定型」が連携した子育て世代包括支援事業によって継続的・包括的な支援の推進を図ります。

■ 事業概要 ■

○乳幼児等が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースで看護師等が保育する病児保育の受け入れ施設数の充実を図ります。

○保育コンシェルジュ事業、子育て家庭等からの保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行います。

実績

○令和5年度利用実績  
 ・病児保育 6施設（うち休止1施設）  
 ・病後児保育 4施設  
 ※延べ利用人数 1,826人

○令和5年度保育コンシェルジュ相談件数  
 ・1,265件（令和4年：1,314件）  
 窓口：988件（令和4年：1,002件）  
 電話：277件（令和4年：312件）

実績に対する課題・改善方針

○病児、病後児保育については、予約時の空き情報が不明な点が課題であるため、利用者の利便性が向上するよう、現在予約システム等の導入を検討している。  
 また、その他の課題を整理するため、各施設の担当者との意見交換を継続的に実施している。

○令和5年度の保育コンシェルジュの相談件数は前年から減少してはいるものの、高い水準を維持している。  
 今後は、コンシェルジュの相談予約にシステムを導入して利便性を高めていくとともに、ホームページの充実等で保育情報の発信を強化していく。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

**基本目標** I たしかな生命と元気を育む

**基本方針** 1 継続的・包括的な支援の充実

**担当課**

こども政策課

幼児保育課

こども未来センター

**基本事業**

③子育てしやすい環境整備事業

プラン記載  
ページ

P36

関連するプラン

**■ 事業内容 ■**

○保護者の突発的な事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かる事業の充実や、あかちゃんの駅の設定等の安心して外出できる環境整備を図ります。

**■ 事業概要 ■**

- 一時預かり（子育て総合支援センター（つくば市流星台61-1））  
保護者の事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かる。
- つくば子育てサポートサービス（ファミリー・サポート・センター事業）  
つくばファミリーサポートセンターを設置し、児童の預かり援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との調整を行うことで、地域における育児の相互援助活動を推進する。  
主なサービス：保育サービス、送迎サービス、家事援助サービス
- つくば市あかちゃんの駅  
乳幼児を抱える子育て家庭を応援する取り組みの一環として、外出中に授乳やおむつ替えなどで立ち寄ることができる施設を「つくば市あかちゃんの駅」として登録する。あかちゃんの駅では、授乳の場、おむつ替えの場、ミルク用のお湯の提供を行う（提供内容は施設によって異なる）。

**実績**

**実績に対する課題・改善方針**

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○一時預かり（子育て総合支援センター）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間預かり人数1,937人（令和4年度2,046人）</li> <li>・令和4年度から開始したインターネット予約システムを、利用者が使いやすいように機能のアップデート等を行った。</li> </ul> </li> <li>○つくば子育てサポートサービス（ファミリー・サポート・センター事業）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員数1,548人（令和4年度1,422人）（利用会員1,336人、協力会員181人、利用・協力会員31人）</li> <li>・年間利用者数785人（令和4年度690人）</li> <li>・主なサポート内容（200回以上のもの） 育児困難（親の障害、育児ストレス等）900回 保護者等の外出の場合の援助484回 保育者の短時間・臨時的就労の場合の援助290回 保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の預かり286回</li> <li>・パンフレットを増刷し、公共機関等に配布し事業周知を行った。令和5年度の新規登録会員数は過去最高の238名となった（令和4年度は189人）。</li> <li>・令和4年度よりZoomでの会員登録対応を開始したが、令和5年度のZoom利用での登録者数が45件と、昨年度の1.5倍以上になっており、大きな効果を上げている。</li> <li>●令和4年度の課題に対する取組                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度の点検・評価では、支援の依頼が増加傾向にあり、その対応が課題となっていたことから、昨年度に引き続き、ポスター掲示やイベント等での協力会員の募集や市報でのサポーター基礎研修の周知・募集を行った。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○つくば市あかちゃんの駅                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内72施設（公共施設：54 民間施設：18）が登録</li> <li>●令和4年度の課題に対する取組                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度の点検・評価では、より多くの場所への設置が課題となっていたことから、つくばエクスプレスの駅を含めた7施設を新規に登録した。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○つくば子育てサポートサービス（ファミリー・サポート・センター事業）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用会員の多岐にわたる要望に対応するため、昨年度に引き続き協力会員を増やす取り組みを実施する。</li> </ul> </li> <li>○つくば市あかちゃんの駅                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・さらに多くの場所にあかちゃんの駅を設置できるように、公共施設・民間施設と調整を進める。また、多くの保護者が利用できるよう積極的に事業を周知する。</li> </ul> </li> </ul> |
|--|---|

**担当課 自由記述欄**（※子ども・子育て会議での協議が必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議が必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 I たしかな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担当課 こども政策課 幼児保育課 こども未来センター

基本事業 ③子育てしやすい環境整備事業

プラン記載ページ P36

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○保護者の突発的な事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かる事業の充実や、あかちゃんの駅の設置等の安心して外出できる環境整備を図ります。

■ 事業概要 ■

○家庭において保育を受けることが一時的に困難な乳幼児について、主として昼間、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行います。

実績

○令和5年度利用実績  
 ・一時預かり（一般型） 48施設  
     （うち補助実績なし 15施設）  
 ・一時預かり（幼稚園型） 1施設  
 ※延べ利用人数（補助実績による） 15,873人

実績に対する課題・改善方針

○実施施設数は増加しているが、利用定員が設定されているため、利用者の希望日に利用できない場合がある。また全体的な空き情報がないため、各施設に何度も問い合わせをしなければならないケースがある。  
 利用者の利便性の向上を図るため、現在予約システムの導入を検討している。

○保育士不足により、通常保育以外の事業に保育士を配置できる園が限られている。  
 保育士確保に向けて引き続き助成金等の給付を行っていく。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 I たしかな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担当課 こども政策課 幼児保育課 **こども未来センター**

基本事業 ③子育てしやすい環境整備事業

プラン記載ページ P36

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○保護者の突発的な事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かる事業の充実や、あかちゃんの駅の設置等の安心して外出できる環境整備を図ります。

■ 事業概要 ■

○子育て短期支援事業  
 ・家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等においてあらかじめ登録した児童を保護者の申請により、ひと月あたり最長7日まで預かるショートステイがあります。また、平日の夜間に保護者が不在となる場合に利用できるトワイライトステイ、休日に保護者が不在となる場合に利用できる休日預かりがあり、トワイライトステイと休日預かりを利用の場合は、1年間で合計で30日まで利用できます。  
 ・今年度の委託契約施設等は、「日本赤十字社茨城県支部乳児院」、「社会福祉法人同仁会 さくらの森乳児院」、「社会福祉法人同仁会 つくば香風寮」、「社会福祉法人筑波会 愛児園」、「社会福祉法人恋愛園」、「社会福祉法人茨城県道心園」の5法人6施設及び里親3世帯となっています。  
 ・利用料は、市民税課税の有無、ひとり親家庭等の別、生活保護該当の有無で判定し、1日あたり0円から5,350円に区分しています。

実績

○事前登録者数：54人（令和5年4月1日時点）  
 ・令和5年度新規登録者数：47人  
 ・令和5年度延べ利用者数：58人  
 ・令和5年度延べ利用日数：214日

実績に対する課題・改善方針

○利用の要望は増えており、委託施設の受け入れ人数に限りがあるため、里親家庭において児童を預かる「ショートステイ里親」の委託里親数を増やし、要望に応えられるよう受け入れ数を確保していきます。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 I たしかな生命と元気を育む

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

担当課 子ども未来センター 子ども政策課

基本事業 ①産前・産後のサポート/ケア事業 プラン記載ページ P37

関連するプラン

**■ 事業内容 ■**

○妊産婦が持つ不安や悩みを軽減するために、産婦人科等の医療機関や助産所に来所してもらう参加型（デイサービス型）の産後ケアや、家庭を訪問する訪問型（アウトリーチ型）の養育支援訪問によって、傾聴や相談（寄添い）を行うとともに、助産師や保健師等による専門的な支援やケアを行います。

**■ 事業概要 ■**

○退院直後に支援が必要な産婦に対し、産後ケア事業の利用を通じて、産婦の心身のケアや育児サポートをすることにより、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ります。

○養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援します。

**実績**

**実績に対する課題・改善方針**

○産後ケア事業  
 ①利用施設 10施設  
 ②利用者実人数 130人  
     <内訳>  
     通所個別 32人 短期入所 50人 通所集団 5人  
     通所個別+短期入所 28人  
     通所個別+通所集団 8人  
     短期入所+通所集団 3人  
     短期入所+通所個別+通所集団 4人  
 ③利用延日数 365日  
     <内訳>  
     通所個別 136日 短期入所 214日 通所集団 15日

○養育支援訪問事業 177件

○妊娠8か月アンケートフォロー者 225件  
 ○妊娠9か月電話（該当者） 606件

○昨年度より産後ケア事業の利用者は増加しており、希望の日程で利用できない対象者がいる。利用者が、希望の日程でサービスが受けられるよう、新規委託施設を増やし、次年度の訪問型産後ケア導入に向けて体制を整えた。

○養育支援訪問の件数は昨年度より減っているが、地区担当保健師が、来所での相談や電話等で対象者を支援した。

○伴走型相談支援の妊娠8か月アンケートでフォローが必要な妊婦に、電話や面談等で必要な支援を提供できた。妊娠後期妊婦の全数を把握できるよう、プッシュ通知等で全数把握を目指す。

**担当課 自由記述欄**（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 I たしかな生命と元気を育む

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

担当課 こども未来センター **こども政策課**

基本事業 ①産前・産後のサポート/ケア事業 プラン記載ページ P37

関連するプラン

**■ 事業内容 ■**

○妊産婦が持つ不安や悩みを軽減するために、産婦人科等の医療機関や助産所に来所してもらい参加型（デイサービス型）の産後ケアや、家庭を訪問する訪問型（アウトリーチ型）の養育支援訪問によって、傾聴や相談（寄り添い）を行うとともに、助産師や保健師等による専門的な支援やケアを行います。

**■ 事業概要 ■**

○ホームスタート事業（養育支援訪問事業）  
 …妊娠や子育てに不安を持つ家庭や生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、支援を必要とする家庭に訪問し、寄り添いながら利用者の話を「傾聴」し、家事及び育児等を「協働」により行い問題の解消を図る。  
 （特定非営利活動法人 kosodateはぐはぐ（つくば市手代木）による市の業務委託として実施）

**実績**

**実績に対する課題・改善方針**

○特定非営利活動法人 kosodateはぐはぐ（会員数及び利用実績）  
 ・会員数 35人  
   内 訳：トラスティ（業務責任者1人）  
           ：オーガナイザー（訪問のコーディネーター5人）  
           ※内1名はトラスティを兼ねる。  
           ：ホームビジター（訪問スタッフ28人）  
           ※内1名はオーガナイザーを兼ねる。  
           ：事務スタッフ（3人）  
 ・依頼件数 39件  
 ・延べ訪問回数 268回

●令和4年度の課題に対する取組  
 前回の点検・評価においては、利用者が増えてきていることに対し、利用者増を目指すだけでなく、必要に応じて運用方法等を見直す等し、利用者、委託事業者、市のいずれにとっても円滑に事業が活用できる制度のあり方を検討するとした。  
 令和5年度は、委託事業者と話し合いの上、訪問時のルールや取決めといった手続きの簡略化など、運用方法の一部見直しを行い、事業の円滑な実施に努めた。

○令和5年度は「延べ訪問回数」が前年度の128回から倍以上に増加したことから、様々なケースや利用者のニーズに対応できるよう、必要に応じて運用方法等を見直す等し、利用者、委託事業者、市のいずれにとっても円滑に事業が活用できる制度のあり方を引き続き検討していく。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 I たしかな生命と元気を育む

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

担当課 こども未来センター

基本事業 ②子ども家庭総合支援拠点事業

プラン記載ページ P37

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○家庭児童相談の増加・内容の複雑化に対応したり、虐待から子どもを守ったりするために、子ども家庭総合支援拠点を設置することにより、専門的な相談・支援体制の整備を行います。それにより、すべての子どもとその家庭及び妊産婦に必要なサービスにつなぐソーシャルワークの機能を果たすとともに、関係機関と連携して子育ての孤立化、養育困難等の子育て家庭の状況を把握しながら支援していきます。

■ 事業概要 ■

○令和4年度までに全市町村で子ども家庭総合支援拠点を設置することが義務化され、つくば市では令和2年9月1日に設置しました。

人員配置基準（中規模型：児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満）

- ①子ども家庭支援員 常時3名（1名は非常勤可）
- ②心理担当支援員 常時1名（非常勤可）
- ③虐待対応専門員 常時2名（非常勤可）

○つくば市の体制

社会福祉士1名、公認心理師4名、保健師1名、事務担当1名、子ども家庭支援員（旧家庭相談員）8名

実績

実績に対する課題・改善方針

|              |                     |
|--------------|---------------------|
| (1) 相談件数（延べ） |                     |
| ・訪問          | 608件（昨年比 - 351件）    |
| ・面談          | 664件（昨年比 + 73件）     |
| ・電話          | 8,890件（昨年比 + 635件）  |
| ・その他         | 2,388件（昨年比 - 42件）   |
| 計            | 12,550件（昨年比 + 318件） |
| 新規相談         | 1,135件（昨年比 - 51件）   |
| （うち虐待）       | 481件（昨年比 + 158件）    |

|            |         |
|------------|---------|
| (2) 相談内容内訳 |         |
| 育児不安       | 6,267件  |
| 発達障害       | 615件    |
| 虐待         | 5,241件  |
| 不登校        | 210件    |
| 非行（家出等）    | 70件     |
| その他        | 147件    |
| 計          | 12,550件 |

○相談件数は毎年増加傾向で、また相談内容も多様化、複雑化の傾向にあります。継続して、専門職の配置をし、また適時研修などにも参加し、職員の専門職としての知識や能力の向上を図ることにより、様々な相談に対応できるようにしていきます。令和6年度より、こども家庭センターを設置し、母子保健分野とも一体的に支援する体制を整えます。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 I たしかな生命と元気を育む

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

担当課 障害福祉課 こども未来センター

基本事業 ③児童発達支援センターとの連携

プラン記載ページ P37

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○子育て世代包括支援事業や保育所等で把握した発達が気になる子どもについて、子どもとその家庭を適切な支援につなげるとともに、児童発達支援センターの設置にあわせて連携の強化を図ります。

■ 事業概要 ■

○発達の気になる子とその保護者に対し、臨床心理士等が発達相談を実施し、適切な支援につながるよう助言等の支援を行います。（障害福祉課、子育て総合支援センター、保健センターで実施）  
 ○児童発達支援センター設置に先立ち開設した、障害児相談支援事業で障害を持つ子に対する保護者からの相談に応じ、関係機関等との調整を行います。  
 ○児童発達支援センター設置に向けて保護者支援の充実を図るため、障害のある子の保護者に対してペアレントトレーニングとペアレントメンターカフェ（交流会）を実施します。

実績

○発達相談 相談件数：418人（延べ人数）  
 ○ペアレントメンターカフェ（年2回）。  
 参加人数：11人  
 ○ペアレントトレーニングを2回実施した。  
 参加人数：10人

実績に対する課題・改善方針

○発達が気になる子やその保護者の相談件数は依然多い状況が続いている。今後も関係各課・関係機関と連携を図り、適切な支援につなげていく。ペアレントトレーニングやペアレントメンターカフェについては、必要な人に広く周知し、保護者支援の事業を充実させていく。  
 また、障害福祉サービス利用などの必要性に応じて障害児相談支援事業の利用を促し、保護者が関係機関との連携を図ることをサポートし、適切な支援につながるようにしていく。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 I たしかな生命と元気を育む

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

担当課 障害福祉課 こども未来センター

基本事業 ③児童発達支援センターとの連携

プラン記載ページ P37

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○子育て世代包括支援事業や保育所等で把握した発達が気になる子どもについて、子どもとその家庭を適切な支援につなげるとともに、児童発達支援センターの設置にあわせて連携の強化を図ります。

■ 事業概要 ■

○発達相談巡回  
公立保育所、民間保育園、こども園を対象に公認心理師が巡回訪問をし、保育所等職員が発達について気になった子どもの様子を確認し、保育所等と子どもの関わり方等について助言・指導をしていきます。

実績

○令和5年度巡回施設数 : 39か所  
令和5年度相談対応のべ児童数 : 111人

実績に対する課題・改善方針

○相談件数の増加、相談内容が複雑化していることから、今年度は公認心理師4名を配置し、多様化する相談に対応しました。また民間保育園からも要望があり、令和5年度は民間保育園も対象に実施しました。民間保育園等は、今年度から対象にし、全体数に比べると依頼があったのが少なかったため、今後も事業の広報・啓発をしていきます。

担当課 自由記述欄 (※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。)

**基本目標** II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

**基本方針** 1 教育・保育の提供体制の整備

**担当課**

幼児保育課

学務課

**基本事業**

①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業

プラン記載  
ページ

P39

**関連するプラン**

■ 事業内容 ■

○喫緊の課題である待機児童の解消を図るため、産休明けに求められる保育ニーズを的確に把握したり、地域ごとの保育ニーズの特徴を詳細に把握しりしながら、各種保育施設や地域型保育事業の特徴をいかした保育体制の整備を行います。

○利用希望を勘案し、公立・私立の特徴をいかしつつ、計画的に幼稚園・認定こども園の配置・定員管理を行います。

■ 事業概要 ■

○保育を必要とするすべての子どもの入所希望に対応して、待機児童の解消を図るとともに、集団保育を通じた心身ともに健全な児童の育成を目指して保育体制の整備を推進します。

**実績**

**実績に対する課題・改善方針**

【目標値】  
認可保育所、小規模保育事業整備による保育供給量の確保  
426名分（2・3号定員）

【実績値】  
○特定教育・保育施設、地域型保育事業による保育供給量の確保  
259名分増加（2・3号定員）

<内訳>  
認可保育所 4施設創設（360名分）  
小規模保育事業 1施設創設（12名分）  
定員変更による増加（47名分）  
定員変更、公立保育所民間移管による減（160名分）

計 保育供給量 259名分の増加

【幼稚園の新制度移行】  
子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園3施設が令和6年4月より確認を受け、特定教育・保育施設となった。  
アカデミア幼稚園 つくば白帆幼稚園 吉沼幼稚園  
※いなほ幼稚園については、引き続き確認を受けない幼稚園

○待機児童数については、保育施設の整備を積極的に進めたことにより、令和5年4月1日時点の1人に引き続き、令和6年4月1日時点で解消となった。

○国の待機児童の定義に含まれない潜在待機児童数については100名を超えていることから、引き続き保育の受け皿の確保を行っていく。

**担当課 自由記述欄**（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標

Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針

1 教育・保育の提供体制の整備

担当課

幼児保育課

学務課

基本事業

①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業

プラン記載  
ページ

P39

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○喫緊の課題である待機児童の解消を図るため、産休明けに求められる保育ニーズを的確に把握したり、地域ごとの保育ニーズの特徴を詳細に把握し、各種保育施設や地域型保育事業の特徴をいかした保育体制の整備を行います。

○利用希望を勘案し、公立・私立の特徴をいかしつつ、計画的に幼稚園・認定こども園の配置・定員管理を行います。

■ 事業概要 ■

○公立幼稚園における、3歳児の受け入れの利用希望を勘案し、手代木南幼稚園で令和4年度から実施し、また、高崎・岩崎幼稚園を統合し、荃崎幼稚園として令和5年度から3歳児の受け入れを実施します。  
○各幼稚園の定員に対する入園者数等を踏まえ、幼稚園の統廃合を視野に入れた適正な幼稚園の配置を庁内で協議していきます。

実績

○手代木南幼稚園で令和4年度から3歳児の受け入れを実施した。  
○高崎・岩崎幼稚園を統合し荃崎幼稚園として令和5年度から3歳児の受け入れを実施した。  
○各幼稚園の定員の見直しを行い定員に対する入園者数を注視した。

実績に対する課題・改善方針

○3歳児保育の成果の把握  
○公立幼稚園全体の今後の方向性の検討

担当課 自由記述欄 (※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。)

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 1 教育・保育の提供体制の整備

|     |       |       |  |  |
|-----|-------|-------|--|--|
| 担当課 | 幼児保育課 | 教育総務課 |  |  |
|-----|-------|-------|--|--|

|      |            |          |     |
|------|------------|----------|-----|
| 基本事業 | ②保育人材の確保事業 | プラン記載ページ | P39 |
|------|------------|----------|-----|

|         |  |
|---------|--|
| 関連するプラン |  |
|---------|--|

■ 事業内容 ■

- 保育士や保育教諭、幼稚園教諭を確保するため、保育士等の処遇改善等を実施します。
- 保育者に選ばれ長く働くことができる保育所等となるように、保育者の適正な配置と良好な労働環境の確保ができるような支援を行います。

■ 事業概要 ■

- 保育人材の確保及び離職防止を図り、質の高い保育を安定的に提供するため、市内の私立保育所等に勤務する常勤保育士等に対して月額3万円の処遇改善助成金を支給します。
- 保育人材の確保及び定住促進を図るため、市内の私立保育所等に新たに勤務し、つくば市に転入した常勤保育士等に対して家賃の2分の1（最大2万円/月）の就労促進助成金を支給します。
- ハローワークとの共同事業により、保育士人材確保のための支援を行います。

| 実績  | 実績に対する課題・改善方針   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○つくば市保育士等処遇改善助成金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度交付決定者 延べ869人（決算額282,480千円）</li> <li>・令和4年度交付決定者 延べ942人（決算額302,670千円）</li> <li>・令和5年度交付決定者 延べ975人（決算額315,150千円）</li> </ul> </li> <li>○つくば市保育士就労促進助成金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度交付決定者 延べ29人（決算額4,225千円）</li> <li>・令和4年度交付決定者 延べ39人（決算額6,924千円）</li> <li>・令和5年度交付決定者 延べ22人（決算額2,753千円）</li> </ul> </li> <li>○助成金の広報活動                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内外の保育士養成機関8施設へ保育士助成金に関するリーフレットを配布</li> </ul> </li> <li>○ハローワークとの共同事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育施設の見学ツアーを開催し、保育の仕事に興味のある求職者8名が参加した。</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○助成金事業により保育人材確保に一定の成果が見られている。今後も新規施設の整備に伴う人材確保が求められるため、保育士養成施設等を含めた広報活動が引き続き必要と考えられる。</li> </ul> |

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 1 教育・保育の提供体制の整備

担当課 幼児保育課 教育総務課

基本事業 ②保育人材の確保事業 プラン記載ページ P39

関連するプラン

**■ 事業内容 ■**

- 保育士や保育教諭、幼稚園教諭を確保するため、保育士等の処遇改善等を実施します。
- 保育者に選ばれ長く働くことができる保育所等となるように、保育者の適正な配置と良好な労働環境の確保ができるような支援を行います。

**■ 事業概要 ■**

- 幼稚園教諭の人員確保及び適正配置
- 保育を充実させるための外部人材の活用

**実績**

**実績に対する課題・改善方針**

- 総務部人事課が実施する「必要となる専門職に関する調査」により、新規採用職員の確保に努めた。
- 健全な幼稚園運営と幼稚園教諭一人ひとりにとって働きやすい職場環境となるよう、管理職だけでなく、全ての幼稚園職員と人事面談を実施し、状況により訪問回数を増やして相談対応を行い、実情を把握し適正な人員配置につなげた。
- 各園1人以上のフリー教諭を配置する人事配置に努めた。
- 年度途中の育児休業等による欠員補充のため、育休代替のための任期付職員の募集を行った。
- 令和6年度から、幼稚園管理員の配置開始に向けて予算措置を行った。(学務課)

○年度途中の職員欠員に対する人員の補填が難しい。公募してもなかなか人材が集まらないという課題はあるが、クラス担任を務められる育休代替任期付職員の募集を必要に応じて行っていく。

**担当課 自由記述欄** (※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。)

**基本目標** II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

**基本方針** 2 子どもの豊かな育ちの促進

|            |       |       |  |
|------------|-------|-------|--|
| <b>担当課</b> | 幼児保育課 | 学び推進課 |  |
|------------|-------|-------|--|

|             |                |              |     |
|-------------|----------------|--------------|-----|
| <b>基本事業</b> | ①幼児教育及び保育の推進事業 | プラン記載<br>ページ | P40 |
|-------------|----------------|--------------|-----|

|                |  |
|----------------|--|
| <b>関連するプラン</b> |  |
|----------------|--|

**■ 事業内容 ■**

○幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿に向けて、つくば保育の質ガイドラインの活用、幼児教育の指針の制定、幼児教育及び保育に関して高い専門性を有する人材の活用等を図ります。加えて、保育所・幼稚園から小学校・義務教育学校への円滑な移行が可能となるよう、関係機関の連携を強化します。

**■ 事業概要 ■**

○保育の質の確保・向上を実現するため、一人ひとりの職員の資質向上及び職員全体の専門性の向上を図ります。

○施設での体験教育・体験保育を実施するとともに、異年齢児交流・世代間交流事業を実施します。

○就学前における子どもの遊びと体験の充実を図ります。

○幼・保・小が連携を強化し、交流事業を行うことにより、小学校・義務教育学校への円滑な接続を図ります。

**実績**

**実績に対する課題・改善方針**

- 保育士研修
  - ・子どもの非認知能力を向上させるための研修 268人
- 交流事業
  - ・園庭開放
  - ・幼保小交流
  - ・保育所交流
  - ・支援センター交流
  - ・中高生との交流
  - ・地域の方との交流

○保育士の非認知能力への理解が進み、受講可能な研修内容についてもレジリエンスが含まれるものが増えてきている。保育士が主体的に学ぶことができる環境づくりと学びの水平展開の機会を設けることで、全体的な保育の質を高め、こども一人ひとりの個性を伸ばすことができる人材を育成していく。

○対面式での地域交流が再開されたため、引き続き子ども達が様々な体験・交流ができる機会を確保していく。

**担当課 自由記述欄**（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

**基本目標** II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

**基本方針** 2 子どもの豊かな育ちの促進

|            |       |       |  |  |
|------------|-------|-------|--|--|
| <b>担当課</b> | 幼児保育課 | 学び推進課 |  |  |
|------------|-------|-------|--|--|

|             |                |              |     |
|-------------|----------------|--------------|-----|
| <b>基本事業</b> | ①幼児教育及び保育の推進事業 | プラン記載<br>ページ | P40 |
|-------------|----------------|--------------|-----|

|                |  |
|----------------|--|
| <b>関連するプラン</b> |  |
|----------------|--|

**■ 事業内容 ■**

○幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿に向けて、つくば保育の質ガイドラインの活用、幼児教育の指針の制定、幼児教育及び保育に関して高い専門性を有する人材の活用等を図ります。加えて、保育所・幼稚園から小学校・義務教育学校への円滑な移行が可能となるよう、関係機関の連携を強化します。

**■ 事業概要 ■**

【幼児教育の指針・保幼小の連携について】  
 「つくば市教育大綱」や「つくばの学び推進方針」では、幼児教育において育成されてきた非認知能力の重要性を再認識することや、「幼児期に育ってほしい10の姿」を保幼小間で共有し、その上で連続性と一貫性のある教育を実現することの必要性を重視している。  
 また、これらを実現するために様々な施策を実施する。

| 実績  | 実績に対する課題・改善方針   |
|---|---|
| <p>○幼稚園訪問や小学校訪問時には、つくば市教育大綱やつくばの学び推進方針の方向性を広く周知するとともに、保育参観・授業参観を行い、幼児教育から小学校教育への円滑な接続のため指導・助言を行っている。</p> <p>幼稚園では「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をもとにしたアプローチカリキュラムを、小学校では学びの芽生えと自覚的な学びをつなぐスタートカリキュラムを作成している。また、保幼小の先生方が5歳児から小学校1年生（架け橋期）の発達を一体的に捉えた架け橋期のカリキュラムの作成や実践を呼びかけています。</p> <p>加えて、幼児と児童の交流活動や保育者と教員の交流を実施している。</p> <p>今年度は、県の幼児教育アドバイザーである茨城大学教育学部神永直美教授を講師に招き、対面とオンラインのハイブリッドによる保幼小の合同研修会を実施し、保幼小連携や接続の必要性について理解を深めることができた。</p> | <p>○つくばの学び推進方針や目指す方向性を幼稚園や学校にさらに周知・浸透させることができるよう機会を捉えてより具体的な指導・助言を行い、主に遊びを中心とした非認知能力の育成を図っていく必要がある。</p> <p>また、これまで作成してきた接続カリキュラムの見直しや改善を継続し、より幼児や児童の実態、地域の実情などを考慮しながら、必要性に応じたものにしていくことが求められる。</p> <p>さらには、架け橋プログラムを意識した効果的な交流の在り方を検討し、人的交流に加えて、保育・指導内容を共有し合える仕組みを構築していくことを目指していく。</p> |

**担当課 自由記述欄**（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

**基本目標** II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

**基本方針** 2 子どもの豊かな育ちの促進

**担当課** **幼児保育課** 特別支援教育推進室 障害福祉課

**基本事業** ②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業 プラン記載ページ P40

**関連するプラン**

**■ 事業内容 ■**

○国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。

○発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用ができるように保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が専門的な知識・技術による支援を受けられるように、児童発達支援センターとの連携を図ります。

**■ 事業概要 ■**

○子ども又は保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。

○民間保育園等に補助金を交付するなどをして、特別な支援が必要な幼児の教育・保育施設での受入れ、職員配置等の体制整備を図ります。

○公立及び民間の保育所において、公認心理師による発達相談巡回支援を行います。

**実績**

**実績に対する課題・改善方針**

○保育コンシェルジュ実績

【相談件数】

窓口988件、電話277件

【主な相談内容】

- ・保育所等について
- ・一時預かり保育等について 等

○民間保育園障害児保育補助事業費補助金

令和5年度実績 47施設 130,050千円

○保育所発達相談巡回

令和5年度実績

公立 22園 75人

民間 17園 36人

○より多様で、繊細な相談内容も増えており、それらに対応できるよう更なる情報の収集や知識の習得が必要である。

○加配保育士等の不足により、保育所受け入れを保留せざるを得ないケースがある。加配が必要と判断される児童の入所選考方法等について、調査・研究していく。

○令和5年度から施設における加配職員の雇用実情に沿った補助内容に改正した。

○令和5年度から民間保育園においても、巡回相談を実施した。

**担当課 自由記述欄** (※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。)

**基本目標** II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

**基本方針** 2 子どもの豊かな育ちの促進

**担当課** 幼児保育課 **特別支援教育推進室** 障害福祉課

**基本事業** ②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業 プラン記載ページ P40

**関連するプラン**

**■ 事業内容 ■**

○国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。

○発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用ができるように保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が専門的な知識・技術による支援を受けられるように、児童発達支援センターとの連携を図ります。

**■ 事業概要 ■**

※上記事業内容の下段の事業のみ該当（児童発達支援センターは未だ開所してないことから、関連する令和5年度実績のみ記入）

○特別な支援や配慮を必要としている幼児について、特別支援教育指導員が就学相談に応じるとともに学校見学や体験学習にも同行し、安心して就学を迎え、適切な教育環境でそれぞれの力を伸ばせるよう支援する。併せて、公立幼稚園を巡回訪問し、随時、支援や配慮が必要な幼児の実態把握や指導助言を行う。

**実績**

○未就学児（3歳児、4歳児、5歳児）の就学相談件数454件、幼稚園・保育所等に出向いての幼児観察92件、学校見学や体験学習の引率、学校等との打合せ・引継ぎ等174件、公立幼稚園巡回相談及び発達検査42件を実施した。複数回の相談や見学・体験、話し合いなど、可能な限り同一の指導員が対応し本人・保護者と共に就学を考えることで、納得した就学先決定ができ、安心して入学を迎えることができた。

**実績に対する課題・改善方針**

○課題  
・就学相談に関わった幼児については、就学に関する情報提供を受け、話し合いをもつことで適切な就学先の選択が可能になるが、心配を感じながらも就学相談に関わらずに就学を迎えた場合は入学後に学校生活に困難さを抱えることもある。

○改善方針  
・入学後学校生活に困難さがある児童に関しては、指導主事や特別支援学校地域支援センターの巡回を活用し、支援策を共有する。就学相談は電話予約のみだったが、年度当初よりいばらき電子申請から申込できるようにし、時間を気にせず気軽に相談申込ができるよう引き続き支援する。

**担当課 自由記述欄**（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

**基本目標** II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

**基本方針** 2 子どもの豊かな育ちの促進

**担当課** 幼児保育課 特別支援教育推進室 **障害福祉課**

**基本事業** ②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業 プラン記載ページ P40

関連するプラン

**■ 事業内容 ■**

○国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。

○発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用ができるように保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が専門的な知識・技術による支援を受けられるように、児童発達支援センターとの連携を図ります。

**■ 事業概要 ■**

○発達気になる子や保護者に対し、臨床心理士等が発達相談を通じて、子どもが保育所等の生活に適應できるよう助言等の支援を行います。また、保護者の同意を得て、支援内容の助言等を保育所等と共有し、適切な利用ができるように支援します。

○児童発達支援センターの開設に先立ち、障害児相談支援事業を行い、障害を持つ子に対する保育所等や障害サービスの利用が円滑にできるよう相談に応じ、関係機関等との調整を行います。また、保育所等訪問支援事業では、発達気になる子どもが保育所等で集団に適應できるような専門的な支援を保育所等に訪問して実施します。

**実績**

**実績に対する課題・改善方針**

○発達相談 相談件数：418人（延べ人数）  
（基本目標 I-2③ 実績の再掲）  
○つくば市障害児相談支援事業所  
計画相談件数（基本相談、継続相談含む）：122人  
（延べ人数）  
○つくば市保育所等訪問支援事業所  
訪問支援件数：27人（延べ人数）

○発達気になる児童の保育所等の生活への適應に関する相談は、保護者や保育所などの関係機関からも寄せられている。関係各課・関係機関と連携しながら、個々の児童に応じて障害児相談支援や保育所等訪問支援、その他障害児通所支援など必要な支援につなぎ、保育所等における適應を促す支援をしていく。また、保護者の同意を得て、保育所等の関係機関に対して支援方法の助言等も行っていく。

**担当課 自由記述欄**（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標

Ⅲ 主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針

1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

担当課

|        |  |  |  |
|--------|--|--|--|
| こども育成課 |  |  |  |
|--------|--|--|--|

基本事業

①放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

プラン記載  
ページ

P42

関連するプラン

|  |
|--|
|  |
|--|

■ 事業内容 ■

○つくばエクスプレス沿線開発による急速な人口増加に伴い、当市の放課後児童クラブニーズが高まり、待機児童や床面積要件超過の課題が生じているため、国の面積要件（児童一人当たり1.65㎡以上）に従い、児童クラブ室の増設や小学校の余裕教室等を活用するなどし、待機児童や床面積要件超過の課題を解決していきます。また、民設民営児童クラブの積極的な誘致を行い、多様な利用ニーズに対応していきます。

○子ども一人ひとりの「遊び場」や「生活の場」である放課後児童クラブにおいて、子どもの自主性と社会性の向上をより一層図るため、国の基準に従って放課後児童支援員の適正配置を推進していきます。また、放課後児童支援員の雇用確保策として、研修機会の拡大や民営児童クラブに対する処遇改善の補助金を拡大していきます。

■ 事業概要 ■

○放課後に保育を受けることができない児童に対して、公営のみならず民間事業者が運営する児童クラブを活用しながら、遊びを主とした生活の場・活動の場を提供します。

○つくばエクスプレス沿線開発による急速な人口増加やライフスタイルの変化に伴う児童クラブニーズの高まりにより、待機児童や児童館内の飽和状態などの喫緊の諸課題が発生しているため、児童クラブ員の受入れ枠を拡大する取組を進めます。

○配慮が必要な児童への対応方法等について児童館職員向けに研修会を実施するとともに、民営児童クラブの指導員の処遇改善を図るための補助事業を実施します。

実績

実績に対する課題・改善方針

○待機児童や床面積要件超過の課題解決  
・小学校隣接地及び敷地内に整備した研究学園小学校児童クラブ（4支援単位分）及び香取台小学校児童クラブ（4支援単位分）について、令和5年度から新たに児童の受け入れを開始した。

○民設民営児童クラブの積極的な誘致  
・国の補助金を活用し、民間事業者の児童クラブ室（2支援単位分）整備を実施した。

○放課後児童支援員の雇用確保策  
・民営児童クラブに勤務する職員の処遇改善として、3種類の処遇改善に関する補助を実施した。  
・近隣の大学や専門学校を直接訪問し、学生へ向けた公営児童クラブ放課後児童支援員募集情報の掲示やちらしの設置を依頼した。

つくばエクスプレス沿線の小学校については、児童クラブの需要が急速に増大しており、引き続き①児童クラブ室の整備、②小学校の余裕教室等の活用、③民設民営児童クラブの積極的な誘致を進めていく必要がある。

公営、民営児童クラブともに放課後児童支援員の雇用が不足している状況であるため、公営児童クラブについては近隣大学生等への公募や「つくスマ」の活用など、積極的な募集を行うとともに、民営児童クラブの処遇改善関連補助事業については継続して実施する。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 III 主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針 1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

担当課

こども育成課

基本事業

②放課後子供教室推進事業

プラン記載  
ページ

P42

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○放課後子供教室の事業拡大のため、市民ボランティアの掘り起こしや人材育成等に努めるとともに、子どもたちにとって放課後の魅力的な選択肢となるように、科学技術、国際性、自然環境等の当市の特性をいかして、研究機関・市民団体等との連携・協力により、多様な体験・交流活動の充実を図ります。

○当市では、市内に各地域のニーズに応えるべく多数の児童館があり、放課後子供教室と同様に、様々な体験活動等の行事を実施して、この事業の一役を担っています。よって、計画期間内においては、放課後子供教室の専門の講師による魅力的な行事を児童館でも取り入れ、より一層、子どもたちの放課後の充実を図っていきます。

○児童館のない小学校区では、子どもたちの居場所づくりのために、事業の推進をより一層強めていく必要があります。各小学校の利用ニーズに応じた放課後子供教室のメニューを実施するとともに、開催回数を増やしていきます。

■ 事業概要 ■

市内小学校及び義務教育学校等において、余裕教室等を利用し、全児童対象に放課後子供教室を開催します。地域住民の参画を得て、様々な体験活動や交流活動等を行い、豊かな遊びと学びの機会を提供します。

実績

実績に対する課題・改善方針

○地域人材の掘り起こし  
こども未来課主催の「ボランティア登録説明会」で、市が実施する放課後子供教室の取組を紹介したことから、新規の教育活動推進員や教育活動サポーターを増やすことができました。

【地域ボランティア協力者数】

- ・コーディネーター 16人（令和4年度 14人）
- ・教育活動推進員 1,156人（令和4年度 859人）
- ・教育活動サポーター 1,300人（令和4年度 1,066人）
- 合計 2,472人

○学校の施設で借用できる場所に限りがあり、開催場所の確保が困難な場合があった。  
また、児童数の規模が大きい学校については、開催場所と参加児童数の都合上、十分な感染対策を行った実施が難しいことから、実施を断念せざるを得ない学校もあった。  
引き続き、学校施設を活用した放課後子供教室の実施が可能となるよう教育局や学校と連携を強化していく。

○放課後子供教室の実施について  
市内小学校及び義務教育学校の余裕教室や体育館等を利用した放課後子供教室のほか、児童クラブ施設内に専用スペース（交流ひろば）を市内で4か所設け、一体型の放課後子供教室の定期開催の体制を整えている。  
交流ひろばのうち、「秀峰交流ひろば」は週5日、「学園の森交流ひろば」及び「みどりの交流ひろば」は週4日、令和5年度から新たに開設した「研究学園交流ひろば」は週3日開室している。

**【開催数】**

令和5年度 557回（前年度比66回の増）

- ・市内小学校及び義務教育学校 110回
- ・秀峰交流ひろば 112回
- ・学園の森交流ひろば 127回
- ・みどりの交流ひろば 130回
- ・研究学園交流ひろば 76回
- ・市内児童館 2回

**【参加児童数（延べ）】**

- ・18,098人（令和4年度 16,599人）

**担当課 自由記述欄**（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

**基本目標** III 主体的にして広く豊かな経験を育む

**基本方針** 1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

**担当課**

|           |  |  |  |
|-----------|--|--|--|
| こども未来センター |  |  |  |
|-----------|--|--|--|

**基本事業** ③子どもの居場所・学習支援事業 プラン記載ページ P42

**関連するプラン**

|              |
|--------------|
| つくば市こども未来プラン |
|--------------|

**■ 事業内容 ■**

○経済的に困難を抱える世帯の子どもに対する支援として、地域や実施団体、大学、学校等と連携しながら、学習支援や安心できる居場所の提供を行います。

**■ 事業概要 ■**

○支援団体との協働による「つくばこどもの青い羽根学習会」の実施（学習支援＋居場所支援）

(1)学習支援  
勉強の復習、宿題の習慣づけ、学び直し、受験のための進学支援等を利用者個人々の状況に応じて指導するとともに、ひとりで学習できる力を身につけられるようにします。

(2)居場所支援  
利用者が安心して通える場所として、社会性や自己肯定感を持つための支援を行い、将来への関心や生きる力をつけられるようにします。

**実績**

**実績に対する課題・改善方針**

○「つくばこどもの青い羽根学習会」

- ・学習支援拠点数：18か所
- ・利用登録者数：365人（R6.3月末時点）

10事業者との協働事業として、それぞれ特色のある教室を提供できており、利用者が利便性や特色に合わせて教室を選択できるようになった。各教室へのアンケートで、「テストの点数があがった。」「人見知りがなおった。」など、生徒に対して学習面・居場所面での効果が見られる回答があった他、「子どもの個性を認めて励ましてくれた。」「学習会の日は余裕が持てるようになった。」など、保護者の精神的なサポートも提供できていることを確認できた。

○「つくばこどもの青い羽根学習会」

- ・青い羽根学習会への支援対象者である小中学生は市内に1,289名いるが、支援につながっている児童生徒は365名と一部であることから、今後も案内通知やアウトリーチを強化し参加人数を増やしていく。また、学習会拠点までのアクセスの問題で利用しづらいという問題が無くなるよう、場所や事業者を検討しながら新たな拠点の開設を進めていく。

**担当課 自由記述欄**（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 III 主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針 2 子どもが主体的に活動するための支援の充実

担当課

こども育成課

基本事業

①新・放課後子ども総合プラン運営事業

プラン記載  
ページ

P43

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○放課後のすべての子どもが主人公になり、多様な体験・活動を行うことができるよう、こども部、教育局及び学校が一体となって放課後対策の共通理解や情報共有を図るとともに、ボランティア等の地域人材を巻き込んで、放課後の居場所づくりを推進していきます。

○当市は、全国的に見ても多数の児童館を有しており、児童館のある小学校区では、児童館の機能を活用して、施設内で放課後児童クラブの運営及び行事や遊び等を実施することで、新・放課後子ども総合プランを実施しています。今後もプランの強化のため、児童館の他の機能との調整を図りつつ、児童クラブ室の増築による定員拡大や放課後子供教室で実施する魅力的な遊び等の導入によって、小学校の放課後に関わる児童館機能の充実を図っていきます。

○児童館のない小学校区について、子どもたちの居場所づくりのために、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携をより一層強めていく必要があり、放課後子供教室の開催数の増加に努めるとともに、児童クラブ員を含めた子どもたちが主体的に参加できるよう、学校の施設利用を促進したり、職員間の情報共有や連携を密にしていきます。

○平成30年度に開校した3義務教育学校（学園の森・みどりの学園・秀峰筑波）では、学校敷地内又は近接地の児童クラブ専用施設で、放課後児童クラブの運営と放課後子供教室の定期開催を一体的又は連携して実施しています。つくばエクスプレス沿線開発に伴う新設予定の小学校についても、3義務教育学校の実施モデルを参考に、放課後の居場所づくりに努めていきます。

○放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な実施を推進するために、地域住民への呼びかけや地域ボランティアを募るなど、地域の実情を把握している人材の掘り起こしや育成支援を行っていき、地域全体を巻き込んだ事業展開を目指します。

■ 事業概要 ■

○教育局や学校と連携し、利用ニーズに応じて放課後子供教室の開催数を増やし、放課後の居場所づくりを推進していきます。

○多様な体験活動を行えるよう、児童館における行事等の充実や特色ある放課後子供教室を開催していきます。

○新設予定の小学校については、平成30年度に開校した3義務教育学校（学園の森・みどりの学園・秀峰筑波）で実施する放課後児童クラブの運営と放課後子供教室の定期開催をモデルとして、放課後の居場所づくりに努めていきます。

実績

実績に対する課題・改善方針

○小学生の児童館来館者数  
329,444人（前年度比15,733人の増）  
内訳

- ・一般来館児童 106,333人
- ・児童クラブ員 223,111人

○放課後子供教室の開催数  
557回（前年度比66回の増）  
内訳

- ・市内小学校及び義務教育学校 110回
- ・交流ひろば（4か所） 445回
- ・市内児童館 2回

市内18児童館において、月1回程度行事等を実施し、来館児童の交流の機会を創出した。新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられたことも、来館児童増加の一因となった。

児童クラブ員を含めた子どもたちが放課後子供教室へ主体的に参加できるよう、こども部、教育局及び学校との連携を密にとりながら、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な実施を推進し開催数の増加に努め、子どもたちが安全・安心に参加できるよう職員やボランティアの方と連携しプログラムを実施する。

○交流ひろばにおける定期開催

令和5年度から新たに研究学園交流ひろばが開室し、週3回の放課後子供教室の定期開催（うち週1回は学習支援）を実施した。

**担当課 自由記述欄**（※子ども・子育て会議での協議が必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 III 主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針 2 子どもが主体的に活動するための支援の充実

担当課 **こども育成課** 障害福祉課

基本事業 ②特別な配慮を必要とする児童の支援事業 プラン記載ページ P44

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○障がいのある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待やいじめを受けた児童及び外国につながる児童等が、主体的に活動を行える放課後の居場所づくりを目指していきます。そのために学校や専門性を有する関係機関と連携を密にし、児童の情報や近況を把握するなどし、受入れ体制を構築していきます。

■ 事業概要 ■

○公営児童クラブでは、障がいのある児童の受入れのために、学校から当該児童の日々の学校生活における意見書を提出していただき情報の把握に努め、状況に応じて加配の放課後児童支援員を配置します。

○民営児童クラブでは、障がいのある児童の受入れのために、加配の放課後児童支援員を配置した場合に、運営委託料に加算をして人件費の補助をします（国庫補助事業の活用）。

実績

実績に対する課題・改善方針

○公営児童クラブ  
・障がいのある児童の受入れについて、学校長の意見書や保護者を通じた医師の診断書等の提出により児童の情報把握をするとともに、各児童館・児童クラブにおいて、予算の範囲内で加配の職員を配置することができた。

○民営児童クラブ  
・障がいのある児童を受け入れるために、加配の放課後指導員を配置し、委託料を加算した児童クラブは、45クラブあった。（前年度比5クラブの増）

○放課後児童支援員の募集  
・近隣の大学や専門学校を直接訪問し、学生へ向けた公営児童クラブ放課後児童支援員募集情報の掲示やちらしの設置を依頼した。

○放課後児童支援員は、全員がパートタイム会計年度任用職員で運用されており、恒常的な人員体制が整備されていない。

そのような体制の中、クラブ員数や障がいのある児童が増加傾向にあり、放課後児童支援員の募集を実施しても、応募者数は少なく適正な人員配置が困難な状況にある。

令和5年度は近隣の大学に加え、はじめて市内の専門学校にも直接訪問し学生へ向けたチラシによる募集情報の周知を行った。

令和6年度においては、市外の短大及び市外の専門学校にも直接訪問し、学生へ向けた情報の周知エリアを拡大する。

また、各交流センターや各窓口センターにもチラシの設置を行う。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 III 主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針 2 子どもが主体的に活動するための支援の充実

担当課 

|        |       |  |  |
|--------|-------|--|--|
| こども育成課 | 障害福祉課 |  |  |
|--------|-------|--|--|

基本事業 ②特別な配慮を必要とする児童の支援事業 プラン記載  
ページ

|     |
|-----|
| P44 |
|-----|

関連するプラン 

|  |
|--|
|  |
|--|

**■ 事業内容 ■**

○障がいのある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待やいじめを受けた児童及び外国につながる児童等が、主体的に活動を行える放課後の居場所づくりを目指していきます。そのために学校や専門性を有する関係機関と連携を密にし、児童の情報や近況を把握するなどし、受入れ体制を構築していきます。

**■ 事業概要 ■**

○障害のある児童に対して、放課後等デイサービス等を支給決定することで、授業の終了後や学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進を支援します。

**実績**

○放課後等デイサービス 支給決定者数901人  
○障害児相談支援 支給決定者数506人

**実績に対する課題・改善方針**

○放課後等デイサービスの利用者数が増加傾向にあるが、サービス利用者の数と比較すると、障害児相談支援の利用者が少ない。  
個々の利用者に適したサービスを提供するため、相談支援の必要性について理解を求め、利用を推進していく。

**担当課 自由記述欄**（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 III 主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針 2 子どもが主体的に活動するための支援の充実

担当課 公園・施設課

基本事業 ③遊びの機会と場の充実 プラン記載ページ P44

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○プレイパーク等、子どもが自由にのびのびと遊べるような機会・場所を提供し、子どもやその保護者が安全に安心して過ごせる環境を整備します。

■ 事業概要 ■

- プレイパーク場の機会、場所の提供
- ・流星台プレイパーク：つくば市流星台59番地
  - ・中央公園：つくば市吾妻二丁目7番地5
  - ・研究学園駅前公園：つくば市学園南二丁目1番地

実績

- ・流星台プレイパーク：6団体（年間4,291人）  
プレイパーク場維持管理等の実施  
【除草、材料の提供】
- ・中央公園：1団体（毎月30人程度）9回実施
- ・研究学園駅前公園：1団体（毎月30人程度）12回実施

実績に対する課題・改善方針

○プレイパーク参加団体からの報告により、施設に対する要望などを確認した。  
流星台プレイパークについては、トイレの設置要望がされており、プレイパーク近接のトイレ設置が課題となっている。

**担当課 自由記述欄**（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）  
・現在、流星台プレイパーク場では、近隣施設のトイレを借用し、使用している状況である。そのため、流星台プレイパーク専用のトイレ設置に対する要望がされており、その対応を早急に検討する必要があると考えています。

## 令和5年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

**基本目標** I 確かな生命と元気を育む**【目標】**

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

**基本方針** I 継続的・包括的な支援の充実**基本事業** ① 出産施設開設支援事業**■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】****■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】**

## 令和5年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

**基本目標** I 確かな生命と元気を育む**【目標】**

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

**基本方針** I 継続的・包括的な支援の充実**基本事業** ②子育て世代包括支援事業**■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】****■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】**

## 令和5年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 I 確かな生命と元気を育む

## 【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

## 基本方針 I 継続的・包括的な支援の充実

## 基本事業 ③子育てしやすい環境整備事業

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

## 令和5年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

**基本目標** I 確かな生命と元気を育む**【目標】**

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

**基本方針** 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実**基本事業** ①産前・産後のサポート/ケア事業**■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】****■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】**

## 令和5年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

**基本目標** I 確かな生命と元気を育む**【目標】**

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

**基本方針** 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実**基本事業** ②子ども家庭総合支援拠点事業**■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】****■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】**

## 令和5年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

**基本目標** I 確かな生命と元気を育む**【目標】**

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

**基本方針** 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実**基本事業** ③児童発達支援センターとの連携**■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】****■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】**

## 令和5年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

## 【目標】

利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

## 基本方針 I 教育・保育の提供体制の整備

## 基本事業 ①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

## 令和5年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

## 【目標】

利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

## 基本方針 Ⅰ 教育・保育の提供体制の整備

## 基本事業 ② 保育人材の確保事業

## ■ 子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## ■ 子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

## 令和5年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

## 【目標】

利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

## 基本方針 2子どもの豊かな育ちの促進

## 基本事業 ①幼児教育及び保育の推進事業

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

## 令和5年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

## 【目標】

利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

## 基本方針 2子どもの豊かな育ちの促進

## 基本事業 ②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

## 令和5年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む

## 【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

## 基本方針 Ⅰ特色をいかした放課後等の居場所の整備

## 基本事業 ①放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

## 令和5年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む

## 【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

## 基本方針 Ⅰ特色をいかした放課後等の居場所の整備

## 基本事業 ②放課後子供教室推進事業

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

## 令和5年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

**基本目標** Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む**【目標】**

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

**基本方針** Ⅰ特色をいかした放課後等の居場所の整備**基本事業** ③子どもの居場所・学習支援事業**■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】**

|  |
|--|
|  |
|--|

**■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】**

|  |
|--|
|  |
|--|

## 令和5年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む

## 【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実に努めます。

## 基本方針 2子どもが主体的に活動するための支援の充実

## 基本事業 ①新・放課後子ども総合プラン運営事業

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

## 令和5年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む

## 【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

基本方針 2子どもが主体的に活動するための支援の充実

基本事業 ②特別な配慮を必要とする児童の支援事業

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

## 令和5年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む

## 【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

基本方針 2 子どもが主体的に活動するための支援の充実

基本事業 ③遊びの機会と場の充実

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

| 目標  | 方針 | 事業 | 事業番号 | 質問・意見 | 内容  | 回答   | 担当課    | 委員名  |
|-----|----|----|------|-------|---|--|--------|------|
| I   | I  | ①  | I    | 質問    | 産科・産婦人科・助産院などの開設及び増床だけではなく、つくば市は全体的に出産費用が高いので、妊婦自身が出産費用額で選べるような産院作りをすることはできないのでしょうか。  | 出産費用については産院ごとに設定しており、市が出産費用を決めることはできないため、ご質問のような産院作りは難しいと考えます。また、国では出産費用の保険適用について検討しており、保険が適用されれば、出産費用の均一化が見込まれます。   | 健康増進課  |      |
| II  | I  | ①  | 7    | 質問    | 手代木南幼稚園、荃崎幼稚園の3歳児受け入れ人数の実績を教えてください。3歳児から受け入れたことで、例年より4歳児の人数が増えましたか。   | 直近の園児数の推移は別表のとおりとなります。手代木南幼稚園については、園区内だけでなく園区外からの入園希望もある状況であり、3年保育の実施により、4歳児については例年に比べ増加傾向にあると考えています。また、荃崎幼稚園は、高崎・岩崎の2園を統合したことから、単純な比較が難しい状況ですが、4歳児については概ね例年とおりの人数となっています。   | 学務課    | 鈴木委員 |
|     | 2  | ①  | 9    | 質問    | 支援センター交流、中高生との交流はどのようなことをしたのかを教えてください。  | ・福祉支援センターとの交流について<br>保育所と福祉支援センターを相互に訪問し、一緒に歌を歌う、パネル掲示を見る、所庭で一緒に遊ぶなどの交流を行いました。<br><br>・中高生との交流について<br>保育所において中学生の職場体験学習や生活科事業の受け入れを実施。保育士体験や、中学生が作成したおもちゃと一緒に遊ぶといった交流を行いました。 | 幼児保育課  |      |
| III | I  | ①  | 11   | 質問    | 児童館は保護者が働いていても働いていなくても利用できると思いますが、つくばエクスプレス沿線の児童館がないエリアに保護者が働いていなくても利用できる場所を作る予定はないのでしょうか？放課後子供教室だけのカバーは難しいと思うので。   | 児童の放課後の居場所づくりについて、保護者の就労等にかかわらず、多様な体験・活動を行う場の拡充を検討しており、児童館だけにとらわれず、児童が安心・安全に過ごせる居場所を提供できるよう努めてまいります。<br>なお市では、アフタースクールモデル事業を今年度から事業構築し、令和7年度からの実施を予定しています。                   | こども育成課 |      |
| I   | I  | ②  | 2    | 意見    | 参加人数が少ない出張子育て広場があることが課題となっていたことから、令和5年度は出張子育て広場についての情報発信をホームページやつくスマで行ったものの、未だ参加人数が少ないため、引き続き積極的な広報活動を行う必要がある、という記載について。<br>⇒広報活動も大切かと思いますが、参加人数がそもそも増加しない要因を別の視点で議論することも大切かと思いました。その要因によっては広報活動ではクリアできない別の課題が見えてくることもあるかと思えます。 |  | こども政策課 | 岡山委員 |
|     |    |    |      | 意見    | TX沿線に拠点があった方がいいかもしれませんが、車社会のつくば市においては、駅近に拘らなくとも車で駅から10～20分程度の場所にあった方が、逆に利用しやすいというニーズもあるかと思いました。もし駅から遠い場所に住んでいる家庭の方が、世帯年収が低い傾向にあるなら、エリア毎に必要なとされているサービスの内容や営業時間なども異なるかと思えます。  |  |        |      |
|     |    | ③  | 3    | 質問    | 一時預かり、つくば市あかちゃんの駅など、他にも様々な素晴らしいサポートがありますが、これらのサービス内容が集約し一覧で確認できる総合アプリなどはありますか？WEBの個別ページなどで各種サービスを確認する場合、どうしても他のサービスを発見する機会も少なくなるのと、通知などの機能も無いので情報発信の伝達スピードも遅くなります。また忙しい家庭では、それぞれのサービスページに定期的にアクセスして更新された新しい情報を得ることも難しいかとも思いました。 | 市のホームページにて、子育てに係る様々なシーン（「子どもをあずける」、「子どもの救急」、「手当・助成」など）に応じてお使いいただける「つくば市子育てナビ」を公開しています。<br>また、妊娠からはじまる子育てに役立つ情報をまとめた「つくば子育てハンドブック」の電子書籍版もホームページにて公開しています。                     |        |      |

|   |   |   |   |    |   |  |   |      |  |           |  |
|---|---|---|---|----|---|--|---|------|--|-----------|--|
| I | 1 | ① | 1 | 意見 | 5.2%の方が市内での出産を希望しながら叶わなかったという数字は依然大きいのでパースセンターの周知も含め引き続き出産施設開設の支援をよろしく願います。                 |  | 健康増進課   | 落合委員 |  |           |  |
|   |   |   | 2 | 意見 | 出張子育て広場の参加は、一部を除き前回調査と変わらず少ないように思う。周知が不足なのか参加しにくいのか調べて改善が必要に思う。                             |  | こども政策課  |      |  |           |  |
|   |   |   |   | 質問 | 8ヶ月アンケートフォロー電話と9ヶ月電話相談、要支援妊婦支援プランの流れについて知りたい。9ヶ月電話相談数が減ったのは8ヶ月アンケート電話フォローとの関連性はどうか評価しているのか。 | 令和5年1月までは、妊婦相談の1事業として、初妊婦やリスクのある妊婦を対象に「妊娠9か月電話相談」をご案内し、実施していました。そして、令和5年2月からは、伴走型相談支援の1事業として、全妊婦を対象に、「妊娠8か月アンケート」を開始したため、「妊娠9か月電話相談」は、初妊婦を対象者から外し、リスクのある妊婦のみとしたため、相談数は減っている状況です。現在の妊婦相談は、リスクのある妊婦の「妊娠9か月電話相談」と全妊婦を対象とした「妊娠8か月アンケート」を行い、希望者には面談を実施、また、アンケート回答によって、必要な情報提供や電話相談などの支援をしています。<br>支援プランは、妊娠届出時の妊婦面談でのアセスメント項目から要支援妊婦を判定し、リスクの高い妊婦に対して支援プランを作成し、手交しています。 | こども未来センター   |      |  |           |  |
|   |   |   |   | 意見 | 病児保育や病後児保育の一定の需要があり大切な事業だと思うので利用しやすい制度や予約システムの導入を急ぐことが必要に思う。                                | 病児保育については、利用者の負担軽減と利便性向上のため、予約システムの導入を検討しています。現在、システム事業者からの情報収集や、実施事業者からの意見聴取等を重ねています。   | 幼児保育課   |      |  |           |  |
|   |   |   | 3 | 意見 | 小さな子どものいる家庭にとって、安心して子どもを連れて出かけられることはたいへん大事だと思う。赤ちゃんの駅の一定のガイドラインを定め利用についての周知を期待する。           |  | こども政策課  |      |  |           |  |
|   |   |   |   | 質問 | 一時預かり：実施するなら利用者にとって利用しやすいように地域的偏りや需要があっても利用されない理由の調査の実施と予約システムなどの導入などについても検討をできないか。         | (こども政策課)<br>つくば市子育て総合支援センターでは、インターネット予約システムを令和4年度から実施しています。また利用者の声を受けて、利用者が使いやすいように機能のアップデート等も行っています。<br>(幼児保育課)<br>一時預かりについては、病児保育と同様に、利用者の負担軽減と利便性向上のため、予約システムの導入を検討しています。<br>需要があっても利用できないケースとしては、保育士の配置状況によって、通常の保育を優先し、一時預かりの申込みがあってもお断りする場合がありますと聞いております。  | こども政策課<br>幼児保育課                                     |      |  |           |  |
|   |   |   |   | 意見 | 子育て支援短期療育事業について周知を図ることや「ショートステイ里親」の実施に向けて協力者を募ることを期待する。                                     |  | こども未来センター   |      |  |           |  |
|   |   |   | 2 | ①  | 4   | 意見   | <産前産後のサポート・ケア>の施設や実施内容について把握し、必要とする方に案内をできる体制を期待する。 |      |  | こども未来センター |  |

鈴木委員質問への学務課回答（別表）

4月の園児数で比較(人)

| 手代木南幼稚園    |      | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 4歳児前年比 |
|------------|------|-----|-----|-----|--------|
|            | R3年度 |     | 2   | 15  |        |
| R4 3歳児受入開始 | R4年度 | 15  | 7   | 4   | 5      |
|            | R5年度 | 18  | 20  | 11  | 13     |
|            | R6年度 | 15  | 15  | 20  | -5     |

| 荃崎幼稚園      |      | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 4歳児前年比 |
|------------|------|-----|-----|-----|--------|
|            | R3年度 |     | 14  | 24  |        |
|            | R4年度 |     | 23  | 16  | 9      |
| R5 3歳児受入開始 | R5年度 | 18  | 19  | 24  | -4     |
|            | R6年度 | 8   | 19  | 20  | 0      |

(内訳)高崎 6 岩崎 8

(内訳)高崎 15 岩崎 8

※令和5年度に高崎幼稚園と岩崎幼稚園を統合し、荃崎幼稚園とする。



## 【重点事業】事業担当課一覧（その②）

協議 1 - 6

| 事業番号     | 事業                      | 重点項目                            | 基本目標   | プラン記載ページ | 担当課①      | 担当課②   | 担当課③      |
|----------|-------------------------|---------------------------------|--------|----------|-----------|--------|-----------|
| 3        | 教育・保育の見込量と確保方策          | (1)教育・保育の見込量と確保方策（全体）           | Ⅱ      | P50、51   | 幼児保育課     | -      | -         |
|          |                         | (2)①教育・保育の見込量と確保方策（北部エリア）       | Ⅱ      | P52      | 幼児保育課     | -      | -         |
|          |                         | (2)②教育・保育の見込量と確保方策（中央部エリア）      | Ⅱ      | P53      | 幼児保育課     | -      | -         |
|          |                         | (2)③教育・保育の見込量と確保方策（南部エリア）       | Ⅱ      | P54      | 幼児保育課     | -      | -         |
| 4        | 地域子ども子育て支援事業音見込み量と確保方策  | ①利用者支援事業                        | Ⅰ      | P55      | こども政策課    | 幼児保育課  | こども未来センター |
|          |                         | ②地域子育て支援拠点事業                    | Ⅰ      | P55      | こども政策課    | -      | -         |
|          |                         | ③一時預かり事業（幼稚園型、幼稚園型イ以外）          | Ⅰ      | P56      | 幼児保育課     | こども政策課 | -         |
|          |                         | ④病児保育事業                         | Ⅰ      | P57      | 幼児保育課     | -      | -         |
|          |                         | ⑤子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | Ⅰ      | P57      | こども政策課    | -      | -         |
|          |                         | ⑥子育て短期支援事業                      | Ⅰ      | P58      | こども未来センター | -      | -         |
|          |                         | ⑦乳児家庭全戸訪問事業                     | Ⅰ      | P58      | こども未来センター | -      | -         |
|          |                         | ⑧妊婦健康診査事業                       | Ⅰ      | P59      | こども未来センター | -      | -         |
|          |                         | ⑨養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業           | Ⅰ      | P59      | こども未来センター | こども政策課 | -         |
|          |                         | ⑩時間外保育事業（延長保育事業）                | Ⅱ      | P60      | 幼児保育課     | -      | -         |
|          |                         | ⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業               | Ⅱ      | P60      | 幼児保育課     | -      | -         |
|          |                         | ⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業     | Ⅱ      | P60      | 幼児保育課     | -      | -         |
|          |                         | ⑬放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）          | Ⅲ      | P61      | こども育成課    | -      | -         |
| ⑭放課後子供教室 | Ⅲ                       | P62                             | こども育成課 | -        | -         |        |           |
| 5        | 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 | ①子育てのための施設等利用給付について             | Ⅱ      | P63      | 幼児保育課     | -      | -         |
|          |                         | ②茨城県との連携について                    | Ⅱ      | P63      | 幼児保育課     | -      | -         |

## 重点項目評価表（評価の基準）

赤字：令和4年度の点検・評価から見直しした箇所

| 評価 | 進捗度（数値上の目安※（実際の確保数値/目標確保数値） |            |
|----|-----------------------------|------------|
| A  | 計画通り又は<br>計画に先行して進んでいる      | 100%以上     |
| B  | おおむね計画通り                    | 80%-100%未満 |
| C  | 遅れが生じている                    | 50%-80%未満  |
| D  | 大幅に遅れが生じている                 | 50%未満      |

※達成率は自動計算で表示されますが、事情により達成率以外の数値にて評価を行う場合は、（ ）書きで評価に使用する数値を併記し、自由記述欄に達成率以外の数字を使用した理由を入力してください。

※達成率が100%を超えている場合は、こども政策課の方で参考として【A+】を併記させていただきます。

重点項目評価表（評価一覧）

| 事業番号  | 事業                     | 重点項目                                | 担当課の評価                  |         |       |       |
|-------|------------------------|-------------------------------------|-------------------------|---------|-------|-------|
| 3     | 教育・保育の見込量と確保方策         | (1)教育保育の見込量<br>(全体)                 | 1号認定                    |         | A[A+] |       |
|       |                        |                                     | 2号認定                    |         | A[A+] |       |
|       |                        |                                     | 3号認定                    | 0歳児     | A[A+] |       |
|       |                        |                                     |                         | 1・2歳児   | A[A+] |       |
|       |                        |                                     | (2)①教育保育の見込量<br>(北部エリア) | 1号認定    |       | A[A+] |
|       |                        |                                     |                         | 2号認定    |       | B     |
|       |                        | 3号認定                                |                         | 0歳児     | A[A+] |       |
|       |                        |                                     |                         | 1・2歳児   | B     |       |
|       |                        | (2)②教育保育の見込量<br>(中央部エリア)            |                         | 1号認定    |       | A[A+] |
|       |                        |                                     |                         | 2号認定    |       | A[A+] |
|       |                        |                                     | 3号認定                    | 0歳児     | A[A+] |       |
|       |                        |                                     |                         | 1・2歳児   | A[A+] |       |
|       |                        |                                     | (2)③教育保育の見込量<br>(南部エリア) | 1号認定    |       | A[A+] |
|       |                        |                                     |                         | 2号認定    |       | A[A+] |
|       |                        | 3号認定                                |                         | 0歳児     | A[A+] |       |
| 1・2歳児 | A[A+]                  |                                     |                         |         |       |       |
| 4     | 地域子ども子育て支援事業の見込み量と確保方策 | ①利用者支援事業                            |                         | 基本型・特定型 |       | A     |
|       |                        |                                     |                         | 母子保健型   |       | A     |
|       |                        | ②地域子育て支援拠点事業                        | 施設数                     |         | A[A+] |       |
|       |                        |                                     | 出張ひろば数                  |         | A[A+] |       |
|       |                        | ③一時預かり事業                            | 幼稚園型                    | 在園児対象型  | A[A+] |       |
|       |                        |                                     |                         | 施設数     | A     |       |
|       |                        |                                     | 幼稚園型以外                  | 全体      | A[A+] |       |
|       |                        |                                     |                         | うち一時預かり | A[A+] |       |
|       |                        | ④病児保育事業                             | 病児対応型                   |         | A[A+] |       |
|       |                        |                                     | 施設数                     |         | A[A+] |       |
|       |                        | ⑤子育て援助活動支援事業<br>(ファミリー・サポート・センター事業) | 全体                      |         | B※    |       |
|       |                        |                                     | うち就学後                   |         | B※    |       |
| 提供会員数 |                        |                                     | B                       |         |       |       |

| 事業<br>番号 | 事業                      | 重点項目                        | 担当課の評価              |          |       |
|----------|-------------------------|-----------------------------|---------------------|----------|-------|
|          |                         |                             |                     |          |       |
| 4        | 地域子ども子育て支援事業の見込み量と確保方策  | ⑥子育て短期支援事業                  | 確保人数                |          | A[A+] |
|          |                         |                             | 施設数                 |          | A[A+] |
|          |                         | ⑦乳児家庭全戸訪問事業                 |                     |          | B     |
|          |                         | ⑧妊婦健康診査事業                   | 延べ回数                |          | B     |
|          |                         | ⑨養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業       |                     |          | B     |
|          |                         | ⑩時間外保育事業(延長保育事業)            |                     |          | A[A+] |
|          |                         | ⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業           | 物品購入費等              |          | B     |
|          |                         |                             | 副食費                 |          | B     |
|          |                         | ⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 |                     |          |       |
|          |                         | ⑬放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)      | 新たに開設する公設児童クラブの箇所数  |          | C     |
|          |                         |                             | 新たに開設する公設児童クラブのクラブ数 |          | A[A+] |
|          |                         |                             | 新たに開設する民間児童クラブのクラブ数 |          | A     |
|          |                         | ⑭放課後子供教室                    | 放課後子供教室のイベント開催      | イベント実施回数 | C     |
|          |                         |                             | 放課後子供教室の定期開催実施校     | 学校数      | A     |
| イベント実施回数 | B                       |                             |                     |          |       |
| 5        | 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 | ①子育てのための施設等利用給付について         |                     |          |       |
|          |                         | ②茨城県との連携について                |                     |          |       |

担当課：幼児保育課

3(1) 教育・保育の見込みと確保方策（全体）（プランP.50）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込みを勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図ります。

1号・・・幼稚園・認定こども園 3～5歳

2号・・・保育所（園）・認定こども園 3～5歳

3号・・・保育所（園）等 0～2歳

（単位：人）

| 区分           | 1号認定          |       |                |           | 2号認定   |       |      |           | 3号認定   |       |       |       |      |       |           |           |    |     |      |      |
|--------------|---------------|-------|----------------|-----------|--------|-------|------|-----------|--------|-------|-------|-------|------|-------|-----------|-----------|----|-----|------|------|
|              | プラン記載値        | 実際の量  | 達成率            | 評価        | プラン記載値 | 実際の量  | 達成率  | 評価        | プラン記載値 |       | 実際の量  |       | 達成率  |       | 評価        |           |    |     |      |      |
|              |               |       |                |           |        |       |      |           | 0歳児    | 1・2歳児 | 0歳児   | 1・2歳児 | 0歳児  | 1・2歳児 | 0歳児       | 1・2歳児     |    |     |      |      |
| ①量の見込み       | 1,502         | 1,443 |                |           | 4,701  | 4,845 |      |           | 771    | 2,991 | 500   | 3,135 |      |       |           |           |    |     |      |      |
| ②確保方策        | 特定教育・保育施設     | 3,167 | 2,673          | 84%       | 4,962  | 5,100 | 103% |           | 847    | 2,623 | 876   | 2,696 | 103% | 103%  |           |           |    |     |      |      |
|              | 確認を受けない幼稚園    | 1,370 | 420            | 31%       |        |       |      |           | 40     | 0     | 0%    |       |      | 0     |           |           | 0  |     |      |      |
|              | 特定地域型保育事業     |       | 0              |           |        |       |      |           |        | 0     |       |       | 85   | 334   |           |           | 88 | 350 | 104% | 105% |
|              | 企業主導型保育施設の地域枠 |       | 0              |           |        |       |      |           | 94     | 94    |       |       | 37   | 102   |           |           | 37 | 102 | 100% | 100% |
| ③確保見込量（②の合計） | 4,537         | 3,093 | 68%<br>※（214%） | A<br>[A+] | 5,096  | 5,194 | 102% | A<br>[A+] | 969    | 3,059 | 1,001 | 3,148 | 103% | 103%  | A<br>[A+] | A<br>[A+] |    |     |      |      |
| 過不足（③-①）     | 3,035         | 1,650 |                |           | 395    | 349   |      |           | 198    | 68    | 501   | 13    |      |       |           |           |    |     |      |      |

**【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】**  
 （1号について）  
 ・公立幼稚園の定員減により、1号の実際の量が計画に対して不足となっている。  
 ・確認を受けない幼稚園4施設のうち、3施設が特定教育・保育施設へ移行しているため、確認を受けない幼稚園の実際の量が計画に対して不足となっている。  
  
 ※ 1号認定については、①量の見込み（実際の量）を③確保見込量（実際の量）が大きく上回っていることから、①量の見込み（実際の量）に対する③確保見込量（実際の量）で評価する。

**青色欄入力不要（自動計算のため）**  
 自由記述欄のみ記載願います。

担当課：幼児保育課

3(2)① 教育・保育の見込量と確保方策（北部エリア）（プランP.52）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図ります。

1号・・・幼稚園・認定こども園 3～5歳

2号・・・保育所（園）・認定こども園 3～5歳

3号・・・保育所（園）等 0～2歳

（単位：人）

| 区分           | 1号認定          |      |                 |           | 2号認定   |      |     |     | 3号認定   |       |      |       |      |       |           |       |  |
|--------------|---------------|------|-----------------|-----------|--------|------|-----|-----|--------|-------|------|-------|------|-------|-----------|-------|--|
|              | プラン記載値        | 実際の量 | 達成率             | 評価        | プラン記載値 | 実際の量 | 達成率 | 評価  | プラン記載値 |       | 実際の量 |       | 達成率  |       | 評価        |       |  |
|              |               |      |                 |           |        |      |     |     | 0歳児    | 1・2歳児 | 0歳児  | 1・2歳児 | 0歳児  | 1・2歳児 | 0歳児       | 1・2歳児 |  |
| ①量の見込み       | 49            | 42   |                 |           | 352    | 355  |     |     | 32     | 183   | 25   | 208   |      |       |           |       |  |
| ②確保方策        | 特定教育・保育施設     | 240  | 540             | 225%      |        | 548  | 530 | 97% |        | 36    | 196  | 42    | 188  | 117%  | 96%       |       |  |
|              | 確認を受けない幼稚園    | 840  | 420             | 50%       |        |      |     |     |        |       |      |       |      |       |           |       |  |
|              | 特定地域型保育事業     |      |                 |           |        |      |     |     |        |       |      |       |      |       |           |       |  |
|              | 企業主導型保育施設の地域枠 |      |                 |           |        |      |     |     |        |       |      |       |      |       |           |       |  |
| ③確保見込量（②の合計） | 1,080         | 960  | 89%<br>※（2286%） | A<br>[A+] | 548    | 530  | 97% | B   | 36     | 196   | 42   | 188   | 117% | 96%   | A<br>[A+] | B     |  |
| 過不足（③-①）     | 1,031         | 918  |                 |           | 196    | 175  |     |     | 4      | 13    | 17   | -20   |      |       |           |       |  |

**【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】**  
 （1号について）  
 ・吉沼幼稚園が確認を受けない幼稚園から特定教育・保育施設に移行したため、確認を受けない幼稚園の確保方策の達成率が50%となっている。  
 ・公立幼稚園の定員減により、1号の実際の量が計画に対して不足となっている。

※ 1号認定については、①量の見込み（実際の量）を③確保見込量（実際の量）が大きく上回っていることから、①量の見込み（実際の量）に対する③確保見込量（実際の量）で評価する。

担当：幼児保育課

3(2)② 教育・保育の見込量と確保方策（中央部エリア）（プランP.53）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図ります。

1号・・・幼稚園・認定こども園 3～5歳

2号・・・保育所（園）・認定こども園 3～5歳

3号・・・保育所（園）等 0～2歳

（単位：人）

| 令和5年度         | 区分           | 1号認定      |       |                |           | 2号認定   |       |      |           | 3号認定   |       |      |       |      |       |           |           |
|---------------|--------------|-----------|-------|----------------|-----------|--------|-------|------|-----------|--------|-------|------|-------|------|-------|-----------|-----------|
|               |              | プラン記載値    | 実際の量  | 達成率            | 評価        | プラン記載値 | 実際の量  | 達成率  | 評価        | プラン記載値 |       | 実際の量 |       | 達成率  |       | 評価        |           |
|               |              |           |       |                |           |        |       |      |           | 0歳児    | 1・2歳児 | 0歳児  | 1・2歳児 | 0歳児  | 1・2歳児 | 0歳児       | 1・2歳児     |
|               | ①量の見込み       | 1,349     | 1,276 |                |           | 4,112  | 4,265 |      |           | 709    | 2,691 | 456  | 2,797 |      |       |           |           |
|               | ②確保方策        | 特定教育・保育施設 | 1,695 | 69%            |           | 4,117  | 4,264 | 104% |           | 770    | 2,295 | 787  | 2,361 | 102% | 103%  |           |           |
| 確認を受けない幼稚園    |              | 530       | 0     | 0%             |           | 40     | 0     | 0%   |           |        |       |      |       |      |       |           |           |
| 特定地域型保育事業     |              |           |       |                |           |        |       |      |           | 85     | 334   | 88   | 350   | 104% | 105%  |           |           |
| 企業主導型保育施設の地域枠 |              |           |       |                |           | 94     | 94    |      |           | 37     | 102   | 37   | 102   | 100% | 100%  |           |           |
|               | ③確保見込量（②の合計） | 2,971     | 1,695 | 57%<br>※（133%） | A<br>[A+] | 4,251  | 4,358 | 103% | A<br>[A+] | 892    | 2,731 | 912  | 2,813 | 102% | 103%  | A<br>[A+] | A<br>[A+] |
|               | 過不足（③-①）     | 1,622     | 419   |                |           | 139    | 93    |      |           | 183    | 40    | 456  | 16    |      |       |           |           |

**【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】**  
 （1号について）  
 令和6年4月よりアカデミア幼稚園、つくば白帆幼稚園が確認を受けない幼稚園から特定教育・保育施設に移行し、中央部において、確認を受けない幼稚園が0施設となっている。  
 公立幼稚園の定員減にともない、1号の実際の量が計画に対して不足となっている。  
 ※ 1号認定については、①量の見込み（実際の量）を③確保見込量（実際の量）が大きく上回っていることから、①量の見込み（実際の量）に対する③確保見込量（実際の量）で評価する。

担当：幼児保育課

3(2)③ 教育・保育の見込量と確保方策（南部エリア）（プランP.54）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図ります。

1号・・・幼稚園・認定こども園 3～5歳

2号・・・保育所（園）・認定こども園 3～5歳

3号・・・保育所（園）等 0～2歳

（単位：人）

| 令和5年度         | 区分           | 1号認定      |      |                |           | 2号認定   |      |      |           | 3号認定   |       |      |       |      |       |           |           |  |
|---------------|--------------|-----------|------|----------------|-----------|--------|------|------|-----------|--------|-------|------|-------|------|-------|-----------|-----------|--|
|               |              | プラン記載値    | 実際の量 | 達成率            | 評価        | プラン記載値 | 実際の量 | 達成率  | 評価        | プラン記載値 |       | 実際の量 |       | 達成率  |       | 評価        |           |  |
|               |              |           |      |                |           |        |      |      |           | 0歳児    | 1・2歳児 | 0歳児  | 1・2歳児 | 0歳児  | 1・2歳児 | 0歳児       | 1・2歳児     |  |
|               | ①量の見込み       | 104       | 125  |                |           | 237    | 225  |      |           | 30     | 117   | 19   | 130   |      |       |           |           |  |
|               | ②確保方策        | 特定教育・保育施設 | 486  | 438            | 90%       |        | 297  | 306  | 103%      |        | 41    | 132  | 47    | 147  | 115%  | 111%      |           |  |
| 確認を受けない幼稚園    |              |           |      |                |           |        |      |      |           |        |       |      |       |      |       |           |           |  |
| 特定地域型保育事業     |              |           |      |                |           |        |      |      |           |        |       |      |       |      |       |           |           |  |
| 企業主導型保育施設の地域枠 |              |           |      |                |           |        |      |      |           |        |       |      |       |      |       |           |           |  |
|               | ③確保見込量（②の合計） | 486       | 438  | 90%<br>※（350%） | A<br>[A+] | 297    | 306  | 103% | A<br>[A+] | 41     | 132   | 47   | 147   | 115% | 111%  | A<br>[A+] | A<br>[A+] |  |
|               | 過不足（③-①）     | 382       | 313  |                |           | 60     | 81   |      |           | 11     | 15    | 28   | 17    |      |       |           |           |  |

**【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】**  
 ※ 1号認定については、①量の見込み（実際の量）を③確保見込量（実際の量）が大きく上回っていることから、①量の見込み（実際の量）に対する③確保見込量（実際の量）で評価する。

担当課：幼児保育課、こども未来センター、こども政策課

#### 4① 利用者支援事業

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

令和5年度評価

(単位：か所)

|         | ①量の見込み | ②確保方策 | ③実際の確保量 | 達成率 (③/②) | 評価 |
|---------|--------|-------|---------|-----------|----|
| 基本型・特定型 | 2      | 2     | 2       | 100%      | A  |
| 母子保健型   | 4      | 4     | 4       | 100%      | A  |

#### 担当

こども政策課・・・基本型  
幼児保育課・・・特定型  
健康増進課・・・母子保健型

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

担当課：こども政策課

4② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和5年度評価

(単位：人)

(単位：か所)

| 区分                 |         |           |        |      | 評価 |         |
|--------------------|---------|-----------|--------|------|----|---------|
| ①量の見込み<br>(年間利用人数) | 211,042 | ②確保方策     | 施設数    | 10   | /  |         |
|                    |         |           | 出張ひろば数 | 6    |    |         |
| ①実際の量<br>(年間利用人数)  | 77,862  | ③実際の確保量   | 施設数    | 11   |    |         |
|                    |         |           | 出張ひろば数 | 7    |    |         |
|                    |         | 達成率 (③/②) | 施設数    | 110% |    | A [A +] |
|                    |         |           | 出張ひろば数 | 117% |    | A [A +] |

参考

施設数・・・地域子育て支援拠点数  
 出張ひろば数・・・  
 春日交流センター（子育て総合支援センター、なないろくらぶ）  
 北条保育所（子育て総合支援センター）  
 市民ホールやたべ（おとなり、すぎのこクラブ）  
 BiViつくば（花畑ひろば、こどもの森広場）  
 研究学園小学校児童クラブ（子育て総合支援センター、チェリークラブ）  
 荃崎交流センター（子育て総合支援センター、みらいくらぶ）  
 二の宮交流センター（おひさまクラブ、かつらぎクラブ）

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

担当課：幼児保育課、こども政策課

4③ 一時預かり事業

【幼稚園型】

1号認定者を対象とする幼稚園や認定こども園において、保護者の希望に応じて、主に教育時間後や土曜・日曜、長期休業期間中に、幼稚園において教育活動を行う事業です。

令和5年度評価

幼稚園型 (単位：人) (単位：人、か所)

| 区分                 |       |         |        | 評価    |   |         |
|--------------------|-------|---------|--------|-------|---|---------|
| ①量の見込み<br>(年間利用人数) | 4,231 | ②確保方策   | 在園児対象型 | 6,240 | / |         |
|                    |       |         | 施設数    | 2     |   |         |
| ①実際の量<br>(年間利用人数)  | 6,939 | ③実際の確保量 | 在園児対象型 | 8,379 |   |         |
|                    |       |         | 施設数    | 2     |   |         |
| 達成率 (③/②)          |       |         | 在園児対象型 | 134%  |   | A [A +] |
|                    |       |         | 施設数    | 100%  |   | A       |

【幼稚園型以外】

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、保護者が家庭での保育が困難となった乳幼児を一時的に預かる事業です。

幼稚園型以外 (単位：人) (単位：人、か所)

| 区分                 |        |         |         | 評価     |         |
|--------------------|--------|---------|---------|--------|---------|
| ①量の見込み<br>(年間利用人数) | 46,654 | ②確保方策   | 全体      | 45,813 | /       |
|                    |        |         | うち一時預かり | 43,200 |         |
|                    |        |         | 施設数     | 30     |         |
| ①実際の量<br>(年間利用人数)  | 21,872 | ③実際の確保量 | 全体      | 70,330 |         |
|                    |        |         | うち一時預かり | 68,132 |         |
|                    |        |         | 施設数     | 45     |         |
| 達成率 (③/②)          |        |         | 全体      | 154%   | A [A +] |
|                    |        |         | うち一時預かり | 158%   | A [A +] |
|                    |        |         | 施設数     | 150%   | A [A +] |

担当

こども政策課  
 …子育て総合支援センターで実施している一時預かり事業の利用人数 (ア)  
 …つくば子育てサポートサービスで就学前児童を対象とした利用人数 (イ)  
 幼児保育課 …それ以外の利用人数 (ウ) 及び施設数 (エ)

「幼稚園型以外」の③実際の確保量のカウント方法

全体 … (ア) + (イ) + (ウ) = 1,937 (人) + 2,198 (人) + 66,195 (人) = 70,330 (人)  
 うち一時預かり … (ア) + (ウ) = 1,937 (人) + 66,195 (人) = 68,132 (人)  
 施設数 … (エ) + 2 (子育て総合支援センターとつくば子育てサポートサービス) = 45 (施設)

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など (自由記述)】

担当課：幼児保育課

4④ 病児保育事業

乳幼児等が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

令和5年度評価

(単位：人)

(単位：人、か所)

| 区分                 |       |           |       |       | 評価 |         |
|--------------------|-------|-----------|-------|-------|----|---------|
| ①量の見込み<br>(年間利用人数) | 1,756 | ②確保方策     | 病児対応型 | 2,880 | /  |         |
|                    |       |           | 施設数   | 4     |    |         |
| ①実際の量<br>(年間利用人数)  | 1,608 | ③実際の確保量   | 病児対応型 | 4,860 |    |         |
|                    |       |           | 施設数   | 5     |    |         |
|                    |       | 達成率 (③/②) | 病児対応型 | 169%  |    | A [A +] |
|                    |       |           | 施設数   | 125%  |    | A [A +] |

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

担当課：こども政策課

4⑤ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

令和5年度評価

(単位：人)

(単位：人)

| 区分              |       |           |       |       | 評価 |
|-----------------|-------|-----------|-------|-------|----|
| ①量の見込み<br>(就学後) | 1,262 | ②確保方策     | 全体    | 3,920 | /  |
|                 |       |           | うち就学後 | 1,307 |    |
|                 |       |           | 提供会員数 | 245   |    |
| ①実際の量<br>(就学後)  | 756   | ③実際の確保量   | 全体    | 2,954 |    |
|                 |       |           | うち就学後 | 756   |    |
|                 |       |           | 提供会員数 | 212   |    |
|                 |       | 達成率 (③/②) | 全体    | 75%   | B※ |
|                 |       |           | うち就学後 | 58%   | B※ |
|                 |       |           | 提供会員数 | 87%   | B  |

参考

・就学前の子どもを持つ利用者に対する活動は全て乳幼児の一時預かりとみなして、③一時預かり事業の【幼稚園型以外】の「全体」の項目に計上するため、本項目の実績は就学後で評価する。  
 ・協力会員181人、利用・協力会員（自身でもサービスを利用し協力会員でもある者）31人の合算値212人を提供会員数として計上した。

**【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】**  
 ※ ③実際の確保量内の「全体」と「うち就学後」について、②確保方策の人数の利用申込みがなかったものの、事業の実施体制は整備されており、利用申込みに対しては、ほとんど全員（※2）に対してサービスを提供できていることからB評価とした。  
 ※2 時間外の保育など利用者のニーズに対応できない場合がある等の理由から、サービス提供に至らないケースが数件ある。

担当課：こども未来センター  
4⑥ 子育て短期支援事業

令和5年度評価

(単位：人)

(単位：人、か所)

| 区分                                   |     |           |                        |      | 評価      |
|--------------------------------------|-----|-----------|------------------------|------|---------|
| ①量の見込み<br>(年間利用人数)<br>(※延べ利用日数 単位：日) | 202 | ②確保方策     | 確保人数<br>(※延べ利用日数 単位：日) | 153  | /       |
|                                      |     |           | 施設数                    | 6    |         |
| ①実際の量<br>(年間利用人数)<br>(※延べ利用日数 単位：日)  | 216 | ③実際の確保量   | 確保人数<br>(※延べ利用日数 単位：日) | 216  |         |
|                                      |     |           | 施設数                    | 9    |         |
|                                      |     | 達成率 (③/②) | 確保人数                   | 141% | A [A +] |
|                                      |     |           | 施設数                    | 150% | A [A +] |

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

事業を委託している近隣の児童養護施設には限りがあり、確保方策人数に限界があり、契約している6施設も定員超過で受け入れが困難である場合も多いため、市内の里親3世帯と委託し、里親家庭において児童を預かる「ショートステイ里親」を実施し、受け入れ可能人数を増やすことができました。

担当課：こども未来センター

4⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

保健師がおおむね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握等を行う事業です。

令和5年度評価

(単位：人)

| 区分                |       |           |       | 評価 |
|-------------------|-------|-----------|-------|----|
| ①量の見込み<br>(出生見込数) | 2,213 | ②確保方策     | 2,213 |    |
| ①実際の量<br>(年間利用人数) | 2,281 | ③実際の確保量   | 2,281 |    |
|                   |       | 達成率 (③/②) | 103%  | B  |

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

②確保方策（2,213人）に対する③実際の確保量（2,281人）としては、103%だが、令和5年度の実際の乳児家庭全戸訪問対象者数2,300人に対しての③実際の確保量は99.2%となるため評価をBとする。

担当課：こども未来センター

4⑧ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対して、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じて医学的検査を実施する事業です。

令和5年度評価

(単位：人、回)

(単位：回)

| 区分               |        |           |        |        | 評価 |
|------------------|--------|-----------|--------|--------|----|
| ①量の見込み<br>(延べ人数) | 2,235  |           |        |        |    |
| ①量の見込み<br>(延べ回数) | 31,290 | ②確保方策     | 延べ回数   | 31,290 |    |
| ①実際の量<br>(延べ人数)  | 2,203  | ③実際の確保量   | 延べ検診回数 | 25,055 |    |
| ①実際の量<br>(延べ回数)  | 25,055 | 達成率 (③/②) | 延べ回数   | 80%    |    |

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

- ・妊娠の経過により、妊婦全員が妊婦健康診査を14回受診するわけではないが、実際に必要な回数の健診を受診している。
- ・①量の見込み（延べ人数）は、翌年度の⑦乳児家庭全戸訪問事業の見込み数とリンクしていることから、実人数で計上している。
- ・①実際の量（延べ人数）は、妊婦健康診査の第1回目（14回の中で受診者が1番多い）を計上した。

担当課：こども未来センター、こども政策課

4④ 養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業

【養育支援訪問事業】

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【要保護児童等支援事業】

要支援児童・要保護児童等を支援するために、要保護指導対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の取組を行う事業です。

令和5年度評価

(単位：人)

| 区分                 |     |                   |     | 評価 |
|--------------------|-----|-------------------|-----|----|
| ①量の見込み<br>(延べ訪問回数) | 265 | ②確保方策<br>(延べ訪問人数) | 265 |    |
| ①実際の量<br>(延べ訪問回数)  | 177 | ③実際の確保量           | 177 |    |
|                    |     | 達成率 (③/②)         | 67% | B  |

(単位：回)

| ホームスタート事業実績 (令和5年度)  |
|--|
| 問い合わせ件数：49件、説明訪問件数：39件、利用申込数：37件、<br>許可件数：37件、延べ訪問回数：268件<br>※説明訪問と利用申込数の差は、説明訪問時にホームスタート事業の内容を聞いて<br>利用につながらない方が一定数いるため。主な理由は、申込者がホームスタートを<br>単なる無料家事手伝いと考えているケース等。 |

| 要保護児童対策地域協議会開催数 (令和5年度) |
|-------------------------|
| 39                      |

担当

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| こども未来センター | …①実際の量、③実際の確保量欄   |
| こども未来センター | …要保護児童対策地域協議会開催数欄 |
| こども政策課    | …ホームスタート事業実績      |

| 【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など (自由記述)】  |
|--|
| ・養育支援訪問対象者数は変動があるため、②確保方策 (265人) に対する③実際の確保量 (177人) としては、67%だが、実際の養育支援訪問対象者に対しては訪問等で支援しているため評価をBとする。 |

担当課：幼児保育課

4⑩ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所や認定こども園等で保育を実施する事業です。

令和5年度評価

(単位：人)

(単位：施設)

| 区分                     |       |                |      | 評価     |
|------------------------|-------|----------------|------|--------|
| ①量の見込み<br>(一日当たりの利用人数) | 248   | ②確保方策<br>(施設数) | 96   |        |
| ①実際の量<br>(一日当たりの利用人数)  | 1,937 | ③実際の確保施設数      | 107  |        |
|                        |       | 達成率 (③/②)      | 111% | A [A+] |

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

担当課：幼児保育課

4⑩ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して支払うべき日用品、文房具等その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等や新制度未移行幼稚園における服飾の提供にかかる費用の一部を補助する事業です。

令和5年度評価

(単位：人)

| 区分                 |     |                      |                   | 評価 |
|--------------------|-----|----------------------|-------------------|----|
| ①量の見込み<br>(物品購入費等) | 15  | ②確保方策<br>(物品購入費等)    | なし(見込人数に対し100%対応) |    |
| ①量の見込み<br>(副食費)    | 300 | ②確保方策<br>(副食費)       | なし(見込人数に対し100%対応) |    |
| ①実際の量<br>(物品購入費等)  | 1   | ③実際の確保人数<br>(物品購入費)  | 1                 |    |
| ①実際の量<br>(副食費)     | 80  | ③実際の確保人数<br>(副食費)    | 80                |    |
|                    |     | 達成率(③/①)<br>(物品購入費等) | 7%                | B  |
|                    |     | 達成率(③/①)<br>(副食費)    | 27%               | B  |

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など(自由記述)】

・実際の必要量に対しては100%の供給ができているため、評価はBとしている。

担当課：幼児保育課

#### 4⑫ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

##### 令和5年度評価

※プラン中に具体的な見込量、確保方策の記載なし。

過年度の内容を参考に、令和5年度における特定教育・保育施設等の参入実績（法人の種類と数（認可数と参入法人数））について記載願います。

##### ◆認可保育所：4施設4法人

（内訳）社会福祉法人3：既存法人3（本部県内1、本部県外2）  
学校法人 1：既存法人1（本部県外）

##### ◆小規模保育事業：1施設1法人

（内訳）有限会社 1：新規参入1（本部県内）

##### 【用語】

新規参入：特定教育・保育施設等の運営実績がない法人

既存法人：特定教育・保育施設等の運営実績がある法人

本部市内：法人の本部や本店所在地が市内にある法人

本部県内：法人の本部や本店所在地が県内にある法人（つくば市以外）

本部県外：法人の本部や本店所在地が県外にある法人

担当課：こども育成課

4⑬ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の余裕教室、児童館及び児童クラブ施設を利用して適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図る事業です。

令和5年度評価

【量の見込み】

（単位：人）

| 区分      |     | 令和元年度実績 | ①見込み  | ①実際の量 |
|---------|-----|---------|-------|-------|
| 児童クラブ員数 | 1年生 | 1,143   | 1,736 | 1,378 |
|         | 2年生 | 1,112   | 1,696 | 1,323 |
|         | 3年生 | 869     | 1,247 | 1,185 |
|         | 4年生 | 598     | 862   | 784   |
|         | 5年生 | 376     | 531   | 498   |
|         | 6年生 | 214     | 282   | 316   |
|         | 合計  | 4,312   | 6,354 | 5,484 |
| 児童クラブ数  |     | 104     | 166   | 157   |

【目標整備量】

（単位：か所、クラブ）

| 区分                   | ③確保目標 | ④実際の整備量 | 達成率（④/③） | 評価     |
|----------------------|-------|---------|----------|--------|
| 新たに開設する公設児童クラブの箇所数   | 3     | 2       | 67%      | C      |
| 新たに開設する公設児童クラブのクラブ数※ | 6     | 9       | 150%     | A [A+] |
| 新たに開設する民間児童クラブのクラブ数  | 9     | 9       | 100%     | A      |

※実際にR5から新たに運用を開始した支援単位数（葛城1、研究学園4、香取台4）

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

新設校開校に併せて公設児童クラブを整備しているため、確保目標と整備量に差が生じている。

担当課：こども育成課

4 ⑭ 放課後子供教室

放課後において、学校施設等を活用してすべての児童の安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することで、児童の社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を養う事業です。

令和5年度評価

■放課後子供教室のイベント開催

(単位：回)

| 区分       | 平成30年度実績 | ①見込み | ②実施回数<br>(実際の確保数) | 評価<br>(②/①) | 評価 |
|----------|----------|------|-------------------|-------------|----|
| イベント実施回数 | 138      | 213  | 110               | 52%         | C  |

※定期開催除く

■放課後子供教室の定期開催実施校

(単位：校、回)

| 区分       | 平成30年度実績 | ①見込み | ②実施回数<br>(実際の確保数) | 達成率<br>(②/①) | 評価 |
|----------|----------|------|-------------------|--------------|----|
| 学校数      | 1        | 4    | 4                 | 100%         | A  |
| イベント実施回数 | 79       | 390  | 369               | 95%          | B  |

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

放課後子供教室のイベント開催について、年度当初の実施予定回数は126回であったが、インフルエンザ等感染症による学級閉鎖や学校行事の変更により、110回の実施となった。また、児童数の規模が大きい学校では、開催場所と参加児童数の都合上、安全な活動スペースが確保できないことから、実施を断念せざるを得なかった。

## 担当課：幼児保育課

### ①子育てのための施設等利用給付について

子ども・子育て支援法第30条の11に基づき、新制度に移行していない幼稚園に対して施設等利用費を給付する場合は、幼稚園における円滑な運営に支障を来す事のないように一月ごとに給付を行います。

また、預かり保育事業や認可外保育施設等の利用料については、複数のサービスや施設を利用した場合にはそれぞれの利用料を合算し、上限額の範囲内において子育てのための施設等利用給付を受けることができるため、償還払いを原則とし、過誤請求・支払い防止に努めます。また、給付の実施回数は年4回を目安とします。

## 令和5年度評価

※プラン中に具体的な見込量、確保方策の記載なし。

### <プランに対する実績>

新制度未移行の幼稚園に対しての利用給付については、毎月遅滞なく、円滑に給付することができた。

預かり保育、認可外保育施設の利用児童の保護者に対して行う利用料の償還払いについては、認定情報等から利用見込みのある児童の保護者に対して手続きの案内をし、給付についても遅滞なく円滑に進めることができた。

担当課：幼児保育課

②茨城県との連携について

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、茨城県に対し、施設等の所在等の情報提供、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請していく等、協力・連携をしていきます。

令和5年度評価

※プラン中に具体的な見込量、確保方策の記載なし。

<プランに対する実績>

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示について、茨城県と協力・連携をすることで、公平・公正な給付事務を実施することができた。

また、令和6年度より事務の効率化を図るため、施設型給付費における処遇改善等加算の認定事務についての権限移譲を受けたため、茨城県とより連携を深めて遂行する。

| 事業番号 | 重点項目                            | 質問・意見 | 内容  | 回答  | 担当課    | 委員名  | プランページNo |
|------|---------------------------------|-------|---|---|--------|------|----------|
| 4    | ④病児保育事業                         | 質問    | 病児保育事業は理想としてはもう少し地域的に偏りなく実施できることが保護者と子ども双方にとっても望ましいのもう少し実施施設が多くなる可能性はないのだろうか。 | 病児保育の実施施設数については、実績値が計画数を上回っておりますが、利便性が高く需要が大きい病院やクリニックの併設型施設については、今後も開設の相談に応じる等、検討を続けたいと考えています。 | 幼児保育課  | 落合委員 | p.55     |
|      | ⑤子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | 意見    | 協力者の登録等にズームを利用することで登録者の負担が減り登録者数が増えたように更に登録者を増やす方策が有効のように思う。                  |   | こども政策課 |      |          |



## 事業担当課一覧 (基本事業)

| 事業番号  | 基本目標                   | 基本方針                    | 基本事業  | プラン記載ページ   | 取組  | 担当課①     | 担当課②      | 担当課③   | 担当課④ |
|---|------------------------|-------------------------|---|--|---|----------|-----------|--------|------|
| 1   | I 確かな生命と元気を育む          | 1 継続的・包括的な支援の充実         | ①出産施設開設支援事業   | P36  | ○市内の分娩施設での出産を希望する妊婦が市内で出産できるように、分娩施設開設や増床に対する費用の一部助成等の支援を行います。  | 健康増進課    | -         | -      | -    |
| 2   |                        |                         | ②子育て世代包括支援事業  |  | ○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）と健康診査等の参加型（デイサービス型）、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。  | 子ども政策課   | 健康増進課     | 幼児保育課  | -    |
| 3   |                        |                         | ③子育てしやすい環境整備事業  |  | ○母子保健事業と子育て支援事業に関わる機関の連携・協力を得て、利用者支援事業の「母子保健型」と「基本・特定制」が連携した子育て世代包括支援事業によって継続的・包括的な支援の推進を図ります。  | 子ども政策課   | 幼児保育課     | 子ども未来課 | -    |
| 4   |                        | 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実 | ①産前・産後のサポート/ケア事業  | P37  | ○妊産婦が持つ不安や悩みを軽減するために、産婦人科等の医療機関や助産所に来所してもらい参加型（デイサービス型）の産後ケアや、家庭を訪問する訪問型（アウトリーチ型）の養育支援訪問によって、傾聴や相談（寄添い）を行うとともに、助産師や保健師等による専門的な支援やケアを行います。   | 健康増進課    | 子ども政策課    | -      | -    |
| 5   |                        |                         | ②子ども家庭総合支援拠点事業  |  | ○家庭児童相談の増加・内容の複雑化に対応したり、虐待から子どもを守ったりするために、子ども家庭総合支援拠点を設置することにより、専門的な相談・支援体制の整備を行います。それにより、すべての子どもとその家庭及び妊産婦に必要なサービスにつなぐソーシャルワークの機能を果たすとともに、関係機関と連携して子育ての孤立化、養育困難等の子育て家庭の状況を把握しながら支援していきます。      | 子ども未来課   | -         | -      | -    |
| 6   |                        |                         | ③児童発達支援センターとの連携   |  | ○子育て世代包括支援事業や保育所等で把握した発達が気になる子どもについて、子どもとその家庭を適切な支援につなげるとともに、児童発達支援センターの設置にあわせて連携の強化を図ります。  | 障害福祉課    | 子ども未来課    | -      | -    |
| 7   | II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む      | 1 教育・保育の提供体制の整備         | ①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業  | P39  | ○喫緊の課題である待機児童の解消を図るため、産休明けに求められる保育ニーズを的確に把握したり、地域ごとの保育ニーズの特徴を詳細に把握ししながら、各種保育施設や地域型保育事業の特徴をいかした保育体制の整備を行います。   | 幼児保育課    | 学務課       | -      | -    |
| 8   |                        |                         | ②保育人材の確保事業  |  | ○利用希望を勘案し、公立・私立の特徴をいかしつつ、計画的に幼稚園・認定こども園の配置・定員管理を行います。   | 幼児保育課    | 教育総務課     | -      | -    |
| 9   |                        | 2 子どもの豊かな育ちの促進          | ①幼児教育及び保育の推進事業  | P40  | ○幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿に向けて、つくば保育の質ガイドラインの活用、幼児教育の指針の制定、幼児教育及び保育に関して高い専門性を有する人材の活用等を図ります。加えて、保育所・幼稚園から小学校・義務教育学校への円滑な移行が可能となるよう、関係機関の連携を強化します。   | 幼児保育課    | 学び推進課     | -      | -    |
| 10  |                        |                         | ②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業  |  | ○国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。   | 幼児保育課    | 特別支援教育推進室 | 障害福祉課  | -    |
| 11  | III 主体的にして広く豊かな経験を育む   | 1 特色をいかした放課後等の居場所の整備    | ①放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）  | P42  | ○つくばエクスプレス沿線開発による急速な人口増加に伴い、当市の放課後児童クラブニーズが高まり、待機児童や床面積要件超過の課題が生じているため、国の面積要件（児童一人当たり1.65㎡以上）に従い、児童クラブ室の増設や小学校の余裕教室等を活用するなどし、待機児童や床面積要件超過の課題を解決していきます。また、民設民営児童クラブの積極的な誘致を行い、多様な利用ニーズに対応していきます。 | 子ども育成課   | (学び推進課)   | -      | -    |
| 12  |                        |                         | ②放課後子供教室推進事業  |  | ○子ども一人ひとりの「遊び場」や「生活の場」である放課後児童クラブにおいて、子どもの自主性と社会性の向上をより一層図るため、国の基準に従って放課後児童支援員の適正配置を推進していきます。また、放課後児童支援員の雇用確保策として、研修機会の拡大や民営児童クラブに対する処遇改善の補助金を拡大していきます。   | 子ども育成課   | (学び推進課)   | -      | -    |
| 13  |                        |                         | ③子どもの居場所・学習支援事業   |  | ○放課後子供教室の事業拡大のため、市民ボランティアの掘り起こしや人材育成等に努めるとともに、子どもたちにとって放課後の魅力的な選択肢となるように、科学技術、国際性、自然環境等の当市の特性をいかして、研究機関・市民団体等との連携・協力により、多様な体験・交流活動の充実を図ります。   | 子ども育成課   | (学び推進課)   | -      | -    |
|   |                        |                         |   |  | ○当市では、市内に各地域のニーズに応えるべく多数の児童館があり、放課後子供教室と同様に、様々な体験活動等の行事を実施して、この事業の一役を担っています。よって、計画期間内においては、放課後子供教室の専門講師による魅力的な行事を児童館でも取り入れ、より一層、子どもたちの放課後の充実を図っていきます。   | 子ども未来課   | (学び推進課)   | -      | -    |
| 14  | 2 子どもが主体的に活動するための支援の充実 | ①新・放課後子ども総合プラン運営事業      | P43   | ○児童館のない小学校区では、子どもたちの居場所づくりのために、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携をより一層強めていく必要があり、放課後子供教室の開催数の増加に努めるとともに、児童クラブ員を含めた子どもたちが主体的に参加できるよう、学校の施設利用を促進したり、職員間の情報共有や連携を密にしています。 | 子ども育成課  | (学び推進課)  | -         | -      |      |
| ○平成30年度に開校した3義務教育学校（学園の森・みどりの学園・秀峰筑波）では、学校敷地内又は近接地の児童クラブ専用施設で、放課後児童クラブの運営と放課後子供教室の定期開催を一体的又は連携して実施しています。つくばエクスプレス沿線開発に伴う新設予定の小学校についても、3義務教育学校の実施モデルを参考に、放課後の居場所づくりに努めていきます。 |                        |                         |   | 子ども育成課   | (学び推進課)   | -        | -         |        |      |
| ○放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な実施を推進するために、地域住民への呼びかけや地域ボランティアを募るなど、地域の実情を把握している人材の掘り起こしや育成支援を行っていき、地域全体を巻き込んだ事業展開を目指します。  |                        |                         |   | 子ども育成課   | (学び推進課)   | -        | -         |        |      |
| ○障がいのある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待やいじめを受けた児童及び外国につながる児童等が、主体的に活動を行える放課後の居場所づくりを目指していきます。そのために学校や専門性を有する関係機関と連携を密にし、児童の情報や近況を把握するなどし、受入れ体制を構築していきます。                                   |                        |                         |   | 子ども育成課   | 障害福祉課   | (学び推進課)  | -         |        |      |
| 15  | ②特別な配慮を必要とする児童の支援事業    | P44                     | ○障がいのある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待やいじめを受けた児童及び外国につながる児童等が、主体的に活動を行える放課後の居場所づくりを目指していきます。そのために学校や専門性を有する関係機関と連携を密にし、児童の情報や近況を把握するなどし、受入れ体制を構築していきます。 | 子ども育成課   | 障害福祉課   | (学び推進課)  | -         | -      |      |
| 16  |                        |                         | ③遊びの機会と場の充実   | ○プレイパーク等、子どもが自由にのびのびと遊べるような機会・場所を提供し、子どもやその保護者が安全に安心して過ごせる環境を整備します。  | 公園・施設課  | (子ども政策課) | -         | -      |      |



基本目標 I たしかな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担当課 健康増進課

基本事業 ①出産施設開設支援事業

プラン記載  
ページ

P36

関連するプラン名

■ 事業内容 ■

○市内の分娩施設での出産を希望する妊婦が市内で出産できるように、分娩施設開設や増床に対する費用の一部助成等の支援を行います。

■ 事業概要 ■

○産科、産婦人科を設ける病院、診療所及び分娩を取り扱う助産所を開設しようとする方、あるいは増床しようとしている方に建物の建設費や医療機器購入費などの費用の一部を助成する。

実績

・交付実績なし  
・バースセンターでの分娩数が前年度より増加した。  
筑波大学附属病院内のつくば市バースセンターの再整備が令和5年11月に竣工予定となり、つくば市内の産科病床数が増加する予定（6床増加）となった。

実績に対する課題・改善方針

○令和4年度あかちゃん訪問時アンケートで、市外・県外の分娩施設で出産した方のうち「市内で予約が取れなかった方」は52人と昨年度より減少した。  
○令和5年度に再整備されるつくば市バースセンター（12床）の周知を推進していく。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 I たしかな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担当課

こども政策課

健康増進課

幼児保育課

基本事業

②子育て世代包括支援事業

プラン記載  
ページ

P36

関連するプラン名

■ 事業内容 ■

○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）と健康診査等の参加型（デイサービス型）、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。

○地域子育て支援拠点など身近な場所で情報を提供したり、地域で活動する子育て支援者等の協力を得たりしながら、制度の谷間で必要な支援を受けることができずにいる親子を支援につなげる子育て支援事業を実施します。

○母子保健事業と子育て支援事業に関わる機関の連携・協力を得て、利用者支援事業の「母子保健型」と「基本・特定型」が連携した子育て世代包括支援事業によって継続的・包括的な支援の推進を図ります。

■ 事業概要 ■

○地域子育て支援拠点事業

つくば市子育て総合支援センターをはじめ地域子育て支援拠点（10か所）を設置し、地域の子育て親子の交流を促進することで子育ての不安感等を緩和し、子供の健やかな育ちの支援を行っている。具体的には、拠点場所の開放及び出張ひろばを行っており、その中で子育て相談等の支援を行っている。

●市内地域子育て支援拠点

- ・子育て総合支援センター（つくば市流星台）
- ・かつらぎクラブ（つくば市西大橋）
- ・チェリークラブ（つくば市上野）
- ・おとなり（つくば市みどりの）
- ・おひさまクラブ（つくば市高崎）
- ・こどもの森広場（つくば市沼崎）
- ・すぎのこクラブ（つくば市下河原崎）
- ・なないろくらぶ（つくば市大角豆）
- ・ままとーんつどいの広場（つくば市館野）
- ・花畑ひろば（つくば市花畑）

○利用者支援事業（基本型）

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

実績

実績に対する課題・改善方針

○地域子育て支援拠点事業

●令和4年度利用実績

・子育て総合支援センター

- （けやき広場（拠点）30,283人、出張ひろば559人（94回））
- ・かつらぎクラブ（拠点1,458人、出張ひろば101人（25回））
- ・チェリークラブ（拠点4,265人、出張ひろば46人（25回））
- ・おとなり（拠点8,088人、出張ひろば265人（23回））
- ・おひさまクラブ（拠点2,188人、出張ひろば109人（24回））
- ・こどもの森広場（拠点3,261人、出張ひろば場251人（23回））
- ・すぎのこクラブ（拠点4,249人、出張ひろば214人（23回））
- ・なないろくらぶ（拠点3,556人、出張ひろば95人（23回））
- ・ままとーんつどいの広場（拠点2,023人、出張ひろば未実施）
- ・花畑ひろば（拠点3,833人、出張ひろば241人（25回））
- ・合計（拠点63,204人、出張ひろば1,881人（285回））

※コロナの影響により、出張広場の回数差あり。

※オンラインでの利用者は除く。

●令和3年度の課題に対する取組

- ・つくば駅徒歩圏内のBiViつくばで出張子育て広場を開始した。
- ・TX沿線での常設の拠点開設に向けて、民間事業者等と調整を進めた。

○利用者支援事業（基本型）

- ・令和4年度相談実績：287件（来所253件、電話34件）
- ・令和4年度から開始の事業のため、専用のパンフレットを作成し、関係機関へのPR活動及び連携を図るため、庁内関係部署、公立及び民間の保育所・幼稚園、小児科などを巡回し、パンフレットの配布を行った。また、市内外の子育て支援団体との勉強会を行った。

○地域子育て支援拠点事業  
・将来的に、TX沿線に常設の拠点を1か所以上開設できるように、民間事業者等と継続的に調整を行う。  
・参加人数が少ない出張子育て広場があるため、SNS等を活用した周知など広報活動を積極的に行う。

○利用者支援事業（基本型）  
・今後は、関係機関とのさらなる連携・協働体制構築のため、日々の相談業務における連携のほか、子育て支援団体や子育て支援拠点と打ち合わせ等を行い、協力体制を図っていく。また、子育て支援拠点等へ向くとといった支援を行う。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 I たしかな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担当課

こども政策課

健康増進課

幼児保育課

基本事業

②子育て世代包括支援事業

プラン記載  
ページ

P36

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）と健康診査等の参加型（デイサービス型）、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。

○地域子育て支援拠点など身近な場所で情報を提供したり、地域で活動する子育て支援者等の協力を得たりしながら、制度の谷間で必要な支援を受けることができずにいる親子を支援につなげる子育て支援事業を実施します。

○母子保健事業と子育て支援事業に関わる機関の連携・協力を得て、利用者支援事業の「母子保健型」と「基本・特定型」が連携した子育て世代包括支援事業によって継続的・包括的な支援の推進を図ります。

■ 事業概要 ■

○保健師等がおおむね生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問する「乳児家庭全戸訪問事業（あかちゃん訪問）」により、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握等を行う。また、妊婦健康診査事業により疾病の早期発見、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対して、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じて医学的検査を実施する。

○「母子保健型」利用者支援事業として、母子保健コーディネーター、保健師等の専門職を配置し、妊娠届出時の面接等の機会を通し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応し、必要な支援につなぐための相談等を行う。また、妊娠9か月ごろに初妊婦及び要支援妊婦に対し、電話相談等を行い、必要に応じて支援計画を作成し、支援計画に策定されたサービスについては、本人、家族、関係機関との調整のうえ、必要な支援が提供されるように連絡・調整を行う。

実績

実績に対する課題・改善方針

○利用者支援事業（母子保健型）「つくば市母子健康包括支援センター」

①妊娠届出時面接 2,255件

②転入妊婦面接 190件

③妊娠9か月電話相談 670件

④母子保健コーディネーター 3名配置

⑤利用者支援事業（母子保健型） 4か所

○妊婦健康診査 25,771人（償還払い含）

○あかちゃん訪問 2,293件 実施率 96.7%

○母子保健コーディネーターが1人増員で3名配置となったため、相談や対応件数が増加し、相談者に対してもきめ細やかな相談ができた。

○妊娠届出時や転入妊婦に対し、セルフプランシートを活用して必要な支援につなげた。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 I たしかな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担当課

こども政策課

健康増進課

幼児保育課

基本事業

②子育て世代包括支援事業

プラン記載  
ページ

P36

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）と健康診査等の参加型（デイサービス型）、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。

○地域子育て支援拠点など身近な場所で情報を提供したり、地域で活動する子育て支援者等の協力を得たりしながら、制度の谷間で必要な支援を受けることができずにいる親子を支援につながる子育て支援事業を実施します。

○母子保健事業と子育て支援事業に関わる機関の連携・協力を得て、利用者支援事業の「母子保健型」と「基本・特定型」が連携した子育て世代包括支援事業によって継続的・包括的な支援の推進を図ります。

■ 事業概要 ■

○乳幼児等が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースで看護師等が保育する病児保育の受け入れ施設数の充実を図る。

○保育コンシェルジュ事業、子育て家庭等からの保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

実績

実績に対する課題・改善方針

○令和4年度利用実績  
・病児保育 6施設  
（うち休止1施設、補助実績なし1施設）  
・病後児保育 4施設（うち休止1施設）  
※延べ利用人数 1,121人

○令和4年度保育コンシェルジュ相談件数 1,314件  
（令和3年：1,254件）  
窓口：1,002件（令和3年：924件）  
電話：312件（令和3年：330件）

○病児、病後児保育については、利用者の利便向上及び配慮を要する児童の受入れが課題となっている。そのため市及び各施設のホームページの見直しを行った。また、配慮を要する児童の受入れについては、各施設の担当者との意見交換を継続的に実施している。

○令和4年度の保育コンシェルジュの窓口での相談件数が前年から増加し、電話での相談が減少していることから、新型コロナウイルスの影響は落ち着いたものと考えられる。令和4年度に保育所申請の電子申請を本格化したことにより、相談機会が減り、コンシェルジュへの相談が増加したものと考えており、引き続きホームページの充実等で保育情報の発信を強化していく。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 I たしかな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担当課 こども政策課 幼児保育課 こども未来課

基本事業 ③子育てしやすい環境整備事業 プラン記載ページ P36

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○保護者の突発的な事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かる事業の充実や、あかちゃんの駅の設置等の安心して外出できる環境整備を図ります。

■ 事業概要 ■

- 一時預かり（子育て総合支援センター（つくば市流星台））  
保護者の事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かる。
- つくば子育てサポートサービス（ファミリー・サポート・センター事業）  
つくばファミリーサポートセンターを設置し、児童の預かり援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との連絡・調整を行うことで、地域における育児の相互援助活動を推進する。  
主なサービス：保育サービス、送迎サービス、家事援助サービス
- つくば市あかちゃんの駅  
乳幼児を抱える子育て家庭を応援する取り組みの一環として、外出中に授乳やおむつ替えなどで立ち寄ることができる施設を「つくば市あかちゃんの駅」として登録する。あかちゃんの駅では、授乳の場、おむつ替えの場、ミルク用のお湯の提供を行う（提供内容は施設によって異なる）。

実績

実績に対する課題・改善方針

- 一時預かり（子育て総合支援センター（つくば市流星台））  
・年間預かり人数2,046人（令和3年度1,697人）  
・インターネット予約を開始し利用者が予約しやすい環境にした。
- つくば子育てサポートサービス（ファミリー・サポート・センター事業）  
・会員数1,424人（令和3年1,365人）  
（利用会員1,211人、協力会員171人、利用・協力会員42人）  
・年間利用者数690人（令和3年512人）  
・主なサポート内容（200回以上のもの）  
育児困難（親の障害、育児ストレス等）701回  
保護者等の外出の場合の援助460回  
保育者の短時間・臨時的就労の場合の援助309回  
保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の預かり268回  
・協力会員を増やす取り組み  
チラシの配布や退職予定の保育士等へ協力会員登録を依頼した。  
未研修の登録会員に対して年に一度行っていたサポーター基礎研修を2回実施した。また、広く一般に向け市報やSNSで研修の受講者とサポーターの募集を行った。  
・会員登録受付方法の変更  
社会福祉協議会の窓口のほか、オンライン、市役所、訪問での登録を開始した。  
・父母共同の子育てに対応した新たなパンフレットを作成
- 令和3年度の課題に対する取組  
・協力会員を増やすための取り組みを、上記、実績のとおり実施した。また、保育士、幼稚園教諭の有資格者で、現場を離れて間もない者が協力会員となった場合は、活動前に受講する基礎研修の一部の要件を緩和し活動可能とした。
- つくば市あかちゃんの駅  
・市内65施設（公共施設：54 民間施設：11）が登録（令和5年1月時点）。
- 令和3年度の課題に対する取組  
・児童館での環境整備が課題となっていたことから、全児童館の設備状況を確認し、要望のあったおむつ替え用のベッドや授乳用の椅子などを支給した。  
また、つくばエクスプレス駅等も含めた新規施設での実施について検討を進めた。

- つくば子育てサポートサービス（ファミリー・サポート・センター事業）  
・支援の依頼が増加傾向にあり、対応するため今後も協力会員を増やす取り組みを継続して行っていく。
- つくば市あかちゃんの駅  
・より多くの場所にあかちゃんの駅を設置できるように、引き続き新規施設での実施に向けて調整を進める。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議が必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議が必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 I たしかな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担当課 こども政策課 幼児保育課 こども未来課

基本事業 ③子育てしやすい環境整備事業

プラン記載  
ページ

P36

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○保護者の突発的な事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かる事業の充実や、あかちゃんの駅の設置等の安心して外出できる環境整備を図ります。

■ 事業概要 ■

○家庭において保育を受けることが一時的に困難な乳幼児について、主として昼間、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う。

実績

実績に対する課題・改善方針

令和4年度利用実績

○一時預かり（一般型） 38施設  
（うち補助実績なし8か所）

○一時預かり（幼稚園型） 1施設

※延べ利用人数 21,232人

○実施施設数は増加しているが、利用定員が設定されているため、利用者の希望日に利用できない場合がある。利用者にとって利用しやすい環境を整えるため、調査・研究していく。

○実施施設が少なく利用者にとっては不便な地域もある。新規で事業を始める事業者は利用者ニーズに沿った事業実施場所を模索していく。

○保育士不足により、通常保育以外の事業に保育士を配置できる園が限られている。保育士確保に向けて引き続き助成金等の給付を行っていく。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 I たしかな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担当課 こども政策課 幼児保育課 **こども未来課**

基本事業 ③子育てしやすい環境整備事業

プラン記載ページ P36

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○保護者の突発的な事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かる事業の充実や、あかちゃんの駅の設置等の安心して外出できる環境整備を図ります。

■ 事業概要 ■

○子育て支援短期療育事業  
・家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等においてあらかじめ登録した児童を保護者の申請により、ひと月あたり最長7日まで預かる。  
・今年度の委託契約施設等は、「日本赤十字社茨城県支部乳児院」、「社会福祉法人同仁会 さくらの森乳児院」、「社会福祉法人同仁会 つくば香風寮」、「社会福祉法人筑波会 愛児園」、「社会福祉法人窓愛園」、「社会福祉法人茨城県道心園」の5法人6施設及び里親2世帯。  
・利用料は、市民税課税の有無、母子家庭等の別、生活保護該当の有無で判定し、1日あたり0円から5,330円に区分しています。

実績

○事前登録者数：81人（令和4年4月1日時点）  
令和4年度新規登録者数：45人  
令和4年度延べ利用者数：7人  
令和4年度延べ利用日数：33日

実績に対する課題・改善方針

○委託施設の受け入れ人数に限りがあるため、里親家庭において児童を預かる「ショートステイ里親」を実施し、受け入れ可能人数を増やしていきます。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 I たしかな生命と元気を育む

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

担当課 健康増進課 こども政策課

基本事業 ①産前・産後のサポート/ケア事業

プラン記載ページ P37

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○妊産婦が持つ不安や悩みを軽減するために、産婦人科等の医療機関や助産所に来所してもらう参加型（デイサービス型）の産後ケアや、家庭を訪問する訪問型（アウトリーチ型）の養育支援訪問によって、傾聴や相談（寄添い）を行うとともに、助産師や保健師等による専門的な支援やケアを行います。

■ 事業概要 ■

○退院直後に支援が必要な産婦に対し、産後ケア事業の利用を通じて、産婦の心身のケアや育児サポートをすることにより、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る。

○養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援する。

実績

実績に対する課題・改善方針

○産後ケア事業  
①利用施設 7施設  
②利用者実人数 104人  
＜内訳＞  
通所個別 22人 短期入所 47人 通所集団 6人  
通所個別+短期入所 22人  
通所個別+通所集団 2人  
短期入所+通所集団 0人  
短期入所+通所個別+通所集団 5人  
③利用延日数 313日  
＜内訳＞  
通所個別 112日 短期入所 187日 通所集団 14日  
○養育支援訪問事業 289件  
○妊娠9か月電話（該当者） 1,342件

○昨年度より産後ケア事業の利用者は増加している。利用希望者の増加に伴い、希望の日程でサービスが提供できるよう、アウトリーチや新規委託施設の検討を行う。  
○妊娠9か月電話時には、セルフプランの内容を確認して妊婦が望む妊娠生活や出産に向けた準備、産後のイメージができるよう支援することができた。  
○令和5年2月から伴走型相談支援の1つとして妊娠8か月アンケートがスタートした。妊娠9か月電話から妊娠8か月アンケートにスムーズに移行できるよう、支援体制を整える。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 I たしかな生命と元気を育む

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

担当課

健康増進課

こども政策課

基本事業

①産前・産後のサポート/ケア事業

プラン記載  
ページ

P37

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○妊産婦が持つ不安や悩みを軽減するために、産婦人科等の医療機関や助産所に来所してもら参加型（デイサービス型）の産後ケアや、家庭を訪問する訪問型（アウトリーチ型）の養育支援訪問によって、傾聴や相談（寄添い）を行うとともに、助産師や保健師等による専門的な支援やケアを行います。

■ 事業概要 ■

○ホームスタート事業（養育支援訪問事業）  
妊娠や子育てに不安を持つ家庭や生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、支援を必要とする家庭に訪問し、寄り添いながら利用者の話を「傾聴」し、家事及び育児等を「協働」により行い問題の解消を図る。（特定非営利活動法人 kosodateはぐはぐ（つくば市手代木）による委託事業として実施）

実績

実績に対する課題・改善方針

○特定非営利活動法人 kosodateはぐはぐ（会員数及び利用実績）

- ・会員数 25人  
内訳：トラスティ（業務責任者 1人）  
：オーガナイザー（取りまとめ 3人）  
※内1名はトラスティを兼ねる。  
：ホームビジター（訪問スタッフ 18人）  
：事務スタッフ（4人）
- ・依頼件数 33件
- ・延べ訪問回数 128回

●令和3年度の課題に対する取組  
前回の点検・評価において課題としていた、訪問回数の減、及び事業の周知徹底については、委託事業者と連携し子育て関連のイベントに出展し事業のPRを行った。また、庁内他課と連携し、事業のパンフレットを母子手帳交付の際にあわせて配布したり、あかちゃん訪問の際に必要なに応じて配布するなどするとともに、「つくっこ！すくすくアプリ」で事業の配信を行った。

○令和4年度はホームスタート事業を、様々な方法により周知し、それが依頼件数、延べ訪問回数の増加につながったと考える。  
今後は単に利用者を増やすだけではなく、必要に応じて運用方法等を見直す等し、利用者、委託事業者、市のいずれにとっても円滑に事業が活用できる制度のあり方を検討していく。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議が必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議が必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 I たしかな生命と元気を育む

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

担当課 こども未来課

基本事業 ②子ども家庭総合支援拠点事業

プラン記載ページ P37

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○家庭児童相談の増加・内容の複雑化に対応したり、虐待から子どもを守ったりするために、子ども家庭総合支援拠点を設置することにより、専門的な相談・支援体制の整備を行います。それにより、すべての子どもとその家庭及び妊産婦が必要なサービスにつなぐソーシャルワークの機能を果たすとともに、関係機関と連携して子育ての孤立化、養育困難等の子育て家庭の状況を把握しながら支援していきます。

■ 事業概要 ■

○令和4年度までに全市町村で子ども家庭総合支援拠点を設置することが義務化され、つくば市では令和2年9月1日に設置した。

人員配置基準（中規模型：児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満）

- ①子ども家庭支援員 常時3名（1名は非常勤可）
- ②心理担当支援員 常時1名（非常勤可）
- ③虐待対応専門員 常時2名（非常勤可）

つくば市の体制

社会福祉士2名、公認心理師2名、保健師1名、事務担当1名、家庭相談員5名

実績

実績に対する課題・改善方針

(1) 相談件数（延べ）

|      |         |                |
|------|---------|----------------|
| ・訪問  | 959件    | (昨年比 + 373件)   |
| ・面談  | 591件    | (昨年比 + 128件)   |
| ・電話  | 8,252件  | (昨年比 + 822件)   |
| ・その他 | 2,430件  | (昨年比 + 965件)   |
| 計    | 12,232件 | (昨年比 + 2,288件) |

|        |        |              |
|--------|--------|--------------|
| 新規相談   | 1,186件 | (昨年比 + 141件) |
| （うち虐待） | 323件   | (昨年比 + 69件)  |

(2) 相談内容内訳

|         |         |
|---------|---------|
| 育児不安    | 5,604件  |
| 発達障害等   | 1,103件  |
| 虐待      | 3,809件  |
| 不登校     | 1,159件  |
| 非行（家出等） | 51件     |
| その他     | 506件    |
| 計       | 12,232件 |

○相談件数は毎年増加傾向で、また相談内容も多様化、複雑化の傾向にある。継続して、専門職の配置をし、また適時研修などにも参加し、職員の専門職としての知識や能力の向上を図ることにより、様々な相談に対応できるようにしていく。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 I たしかな生命と元気を育む

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

担当課 こども未来課 障害福祉課

基本事業 ③児童発達支援センターとの連携

プラン記載  
ページ

P37

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○子育て世代包括支援事業や保育所等で把握した発達が気になる子どもについて、子どもとその家庭を適切な支援につなげるとともに、児童発達支援センターの設置にあわせて連携の強化を図ります。

■ 事業概要 ■

○発達相談巡回  
公立保育所を対象に公認心理師が巡回訪問をし、保育所職員が発達について気になった子どもの様子を確認し、保育所と子どもの関わり方等について助言・指導をしていく。

実績

○令和4年度巡回施設数 : 23か所  
令和4年度相談対応のべ児童数 : 349人

実績に対する課題・改善方針

○相談件数の増加、相談内容が複雑化していることから、今年度は公認心理師2名を配置し、多様化する相談に対応した。民間保育園からも要望があり、令和5年度は民間保育園も対象に実施していく。

担当課 自由記述欄 (※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。)

|         |                         |       |              |
|---------|-------------------------|-------|--------------|
| 基本目標    | I たしかな生命と元気を育む          |       |              |
| 基本方針    | 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実 |       |              |
| 担当課     | こども未来課                  | 障害福祉課 |              |
| 基本事業    | ③児童発達支援センターとの連携         |       | プラン記載ページ P37 |
| 関連するプラン |                         |       |              |

■ 事業内容 ■

○子育て世代包括支援事業や保育所等で把握した発達が気になる子どもについて、子どもとその家庭を適切な支援につなげるとともに、児童発達支援センターの設置にあわせて連携の強化を図ります。

■ 事業概要 ■

○発達の気になる子とその保護者に対し、臨床心理士等が発達相談を実施し、適切な支援につながるよう助言等の支援を行う。(障害福祉課、子育て総合支援センター、保健センターで実施)

○児童発達支援センター設置に先立ち開設した、障害児相談支援事業で障害を持つ子に対する保護者からの相談に応じ、関係機関等との調整を行う。

○児童発達支援センター設置に向けて保護者支援の充実を図るため、障害のある子の保護者に対してペアレントトレーニングとペアレントメンターグループ相談会を実施する。

実績

実績に対する課題・改善方針

○発達相談 相談件数：395人(延べ人数)

○令和4年度から、ペアレントメンターグループ相談会を開始した(年2回)。参加人数：15人

○ペアレントトレーニングを2回実施した。参加人数：10人

○発達が気になる子やその保護者の相談件数は依然多い状況が続いている。今後も関係各課・関係機関と連携を図り、適切な支援につなげていく。ペアレントトレーニングやペアレントメンターグループ相談会などについては、必要な人に広く周知し、保護者支援の事業を充実させていく。

また、障害福祉サービス利用などの必要性に応じて障害児相談支援事業の利用を促し、保護者が関係機関との連携を図ることをサポートし、適切な支援につながるようにしていく。

担当課 自由記述欄 (※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。)

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 1 教育・保育の提供体制の整備

担当課 幼児保育課 学務課

基本事業 ①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業 プラン記載ページ P39

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○喫緊の課題である待機児童の解消を図るため、産休明けに求められる保育ニーズを的確に把握したり、地域ごとの保育ニーズの特徴を詳細に把握しながら、各種保育施設や地域型保育事業の特徴をいかした保育体制の整備を行います。

○利用希望を勘案し、公立・私立の特徴をいかしつつ、計画的に幼稚園・認定こども園の配置・定員管理を行います。

■ 事業概要 ■

○保育を必要とするすべての子どもの入所希望に対応して、待機児童の解消を図るとともに、集団保育を通じた心身ともに健全な児童の育成を目指して保育体制の整備を推進する。

実績

実績に対する課題・改善方針

【目標値】
認可保育所、小規模保育事業整備による保育供給量の確保
328名分（2・3号定員）
【実績値】
○特定教育・保育施設、地域型保育事業による保育供給量の確保
395名分増加（2・3号定員）
<内訳>
認可保育所 3施設創設（290名分）
小規模保育事業 5施設創設（81名分）
定員変更・分園設立による増加（24名分）
計 保育供給量 395名分の増加

○待機児童数については、保育施設の整備を積極的に進めたことにより、令和4年4月1日時点の3人に引き続き、令和5年4月1日時点も1人と低い水準で推移している。
○国の待機児童の定義に含まれない潜在待機児童数については100名を超えていることから、引き続き保育の受け皿の確保を行っていく。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 1 教育・保育の提供体制の整備

担当課 幼児保育課 学務課

基本事業 ①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業 プラン記載ページ P39

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○喫緊の課題である待機児童の解消を図るため、産休明けに求められる保育ニーズを的確に把握したり、地域ごとの保育ニーズの特徴を詳細に把握しりしながら、各種保育施設や地域型保育事業の特徴をいかした保育体制の整備を行います。

○利用希望を勘案し、公立・私立の特徴をいかしつつ、計画的に幼稚園・認定こども園の配置・定員管理を行います。

■ 事業概要 ■

○公立幼稚園における、3歳児の受け入れの利用希望を勘案し、手代木幼稚園で令和4年度から実施し、また、高崎・岩崎幼稚園を統合し、荃崎幼稚園として令和5年度から3歳児の受け入れの実施に向けて準備をしていく。

○各幼稚園の定員に対する入園者数等を踏まえ、幼稚園の統廃合を視野に入れた適正な幼稚園の配置を庁内で協議をしていく。

実績

実績に対する課題・改善方針

○手代木南幼稚園で令和4年度から3歳児の受け入れを実施した。

○高崎・岩崎幼稚園を統合し荃崎幼稚園として令和5年度から3歳児の受け入れを実施するため、通園区域等の規則改正や消耗品を購入するなど体制を整えた。

○3歳児の受け入れ人数を見直した。

○各幼稚園の定員に対する入園者数を注視した。

○幼稚園教諭の適正配置  
○3歳児保育の成果の把握  
○充足率の低い幼稚園の今後の方向性の検討

担当課 自由記述欄 (※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。)

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 1 教育・保育の提供体制の整備

担当課 幼児保育課 教育総務課

基本事業 ②保育人材の確保事業

プラン記載ページ P39

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○保育士や保育教諭、幼稚園教諭を確保するため、保育士等の処遇改善等を実施します。

○保育者に選ばれ長く働くことができる保育所等となるように、保育者の適正な配置と良好な労働環境の確保ができるような支援を行います。

■ 事業概要 ■

○保育人材の確保及び離職防止を図り、質の高い保育を安定的に提供するため、市内の私立保育所等に勤務する常勤保育士等に対して月額3万円の処遇改善助成金を支給する。

○保育人材の確保及び定住促進を図るため、市内の私立保育所等に新たに勤務し、つくば市に転入した常勤保育士等に対して家賃の2分の1（最大2万円/月）の就労促進助成金を支給する。

○ハローワークとの共同事業により、保育士人材確保のための支援を行う。

実績

実績に対する課題・改善方針

○つくば市保育士等処遇改善助成金  
令和2年度交付決定者 延べ769人（決算額249,330千円）  
令和3年度交付決定者 延べ869人（決算額282,480千円）  
令和4年度交付決定者 延べ942人（決算額302,670千円）

○つくば市保育士就労促進助成金  
令和2年度交付決定者 延べ34人（決算額4,168千円）  
令和3年度交付決定者 延べ29人（決算額4,225千円）  
令和4年度交付決定者 延べ39人（決算額6,924千円）

○ハローワークとの共同事業  
保育施設の見学ツアーを開催し、保育の仕事に興味のある求職者3名が参加した。

○助成金事業により保育人材確保に一定の成果が見られている。今後も新規施設の整備に伴う人材確保が求められるため、保育士養成施設等を含めた広報活動が引き続き必要と考えられる。

○ハローワークとの共同事業は、新型コロナウイルス感染症拡大状況を考慮しながら企画検討していく。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 1 教育・保育の提供体制の整備

担当課 幼児保育課 教育総務課

基本事業 ②保育人材の確保事業

プラン記載ページ P39

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○保育士や保育教諭、幼稚園教諭を確保するため、保育士等の処遇改善等を実施します。

○保育者に選ばれ長く働くことができる保育所等となるように、保育者の適正な配置と良好な労働環境の確保ができるような支援を行います。

■ 事業概要 ■

○幼稚園教諭の人員確保及び適正配置

○保育を充実させるための外部人材の活用

実績

○総務部人事課が実施する「必要となる専門職に関する調査」により、新規採用職員確保に努めた。

○健全な幼稚園運営と幼稚園教諭一人ひとりにとって働きやすい職場環境となるよう、管理職の意見だけでなく、全ての幼稚園職員と人事面談を実施し、適正な人員配置に努めた。

○年度途中の育児休業等による欠員補充のため、育休代替のための任期付職員の募集を行った。

○ほかの出先機関における管理員等の配置状況を調査し、関係機関と協議を行い管理員の配置に努めた。(学務課)

実績に対する課題・改善方針

○幼稚園職員の働き方改革を進めるうえで、職員の増員が必要であるが、市の財政状況から、大幅な増員が難しい。

○年度途中の職員欠員に対する人員の補填が難しい。公募してもなかなか人材が集まらないという課題はあるが、育休代替任期付職員の募集を必要に応じて行っていくとともに、市独自の講師登録制度の拡充についても検討を進める。

担当課 自由記述欄 (※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。)

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 2 子どもの豊かな育ちの促進

担当課

幼児保育課

学び推進課

基本事業

①幼児教育及び保育の推進事業

プラン記載  
ページ

P40

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿に向けて、つくば保育の質ガイドラインの活用、幼児教育の指針の制定、幼児教育及び保育に関して高い専門性を有する人材の活用等を図ります。加えて、保育所・幼稚園から小学校・義務教育学校への円滑な移行が可能となるよう、関係機関の連携を強化します。

■ 事業概要 ■

- 保育の質の確保・向上を実現するため、一人ひとりの職員の資質向上及び職員全体の専門性の向上を図ります。
- 施設での体験教育・体験保育を実施するとともに、異年齢児交流・世代間交流事業を実施します。
- 就学前における子どもの遊びと体験の充実を図ります。
- 幼・保・小が連携を強化し、交流事業を行うことにより、小学校・義務教育学校への円滑な接続を図ります。

実績

- 保育士研修
  - ・子どもの非認知能力を向上させるための研修 130人
- 交流事業
  - ・園庭開放
  - ・幼保小交流
  - ・保育所交流
  - ・支援センター交流
  - ・中高生との交流
  - ・地域の方との交流

実績に対する課題・改善方針

- 子どもの非認知能力の向上については教育の基礎として位置づけられている分野であるため、引き続き教育局と連携していくことが重要となる。
- 新型コロナウイルス感染予防のためオンラインや所内での研修を中心に行われたが、直接対面による研修のニーズもあることから、感染拡大状況を考慮しながら開催を検討していく。
- 新型コロナウイルス感染拡大を背景に、直接対面する交流事業は中止されることがあったが、今後は感染拡大状況を考慮しながら開催を検討していく。

担当課 自由記述欄 (※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。)

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 2 子どもの豊かな育ちの促進

担当課

幼児保育課

学び推進課

基本事業

①幼児教育及び保育の推進事業

プラン記載  
ページ

P40

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿に向けて、つくば保育の質ガイドラインの活用、幼児教育の指針の制定、幼児教育及び保育に関して高い専門性を有する人材の活用等を図ります。加えて、保育所・幼稚園から小学校・義務教育学校への円滑な移行が可能となるよう、関係機関の連携を強化します。

■ 事業概要 ■

【幼児教育の指針・保幼小の連携について】  
「つくば市教育大綱」や「つくば市教育指導方針」では、幼児教育において育成されてきた非認知能力の重要性を再認識することや、「幼児期に育ってほしい10の姿」を幼小間で共有し、その上で連続性と一貫性のある教育を実現することの必要性を重視している。  
また、これらを実現するために様々な施策を実施する。

実績

実績に対する課題・改善方針

○幼稚園訪問や小学校訪問時には、つくば市教育大綱やつくば市教育指導方針の方向性を広く周知するとともに、保育参観・授業参観を行い、その方針に則った指導・助言を行っている。  
また、幼小の接続カリキュラムの作成や実践を呼びかけ、幼稚園ではアプローチカリキュラムを、小学校ではスタートカリキュラムを作成している。  
加えて、幼児と児童の交流活動や保育者と教員の交流を実施している。  
今年度は、県の幼児教育アドバイザーである筑波大学水野智美准教授を講師に招き、対面とオンラインのハイブリッドによる幼保小の合同研修会を実施し、幼保小連携や接続の必要性について理解を深めることができた。

○つくば市の方針や目指す方向性を幼稚園や学校にさらに周知・浸透させることができるよう、機会を捉えてより具体的な指導・助言を行い、主に非認知能力の育成を図っていく必要がある。  
また、これまで作成してきた接続カリキュラムの見直しや改善を継続し、より幼児や児童の実態や地域の実情、必要性に応じたものにしていくことが求められる。  
さらには、架け橋プログラムを意識した効果的な交流の在り方を検討し、人的交流に加えて、保育・指導内容を共有し合える仕組みを構築していくことを目指していく。

担当課 自由記述欄 (※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。)

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 2 子どもの豊かな育ちの促進

担当課 幼児保育課 特別支援教育推進室 障害福祉課

基本事業 ②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業 プラン記載ページ P40

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。

○発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用できるように保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が専門的な知識・技術による支援を受けられるように、児童発達支援センターとの連携を図ります。

■ 事業概要 ■

○子ども又は保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う。

○民間保育園等に補助金を交付するなどをして、特別な支援が必要な幼児の教育・保育施設での受入れ、職員配置等の体制整備を図る。

○公立保育所において、公認心理師による発達相談巡回支援を行う。

実績

実績に対する課題・改善方針

○保育コンシェルジュ実績
【相談件数】
窓口 1,002件、電話 312件
【主な相談内容】
・保育所等について
・一時預かり保育等について 等
○民間保育園障害児保育補助事業費補助金
令和4年度実績 33園 87,321千円
○公立保育所発達相談巡回
令和4年度実績
上半期 23園 180人
下半期 23園 169人

○より多様で、繊細な相談内容も増えており、それらに対応できるよう更なる情報の収集や知識の習得が必要である。
○加配保育士等の不足により、保育所受け入れを保留せざるを得ないケースがある。加配が必要と判断される児童の入所選考方法等について、調査・研究していく。
○令和5年度から、より加配職員の雇用状況に沿った補助内容に改正した。
○令和5年度から民間保育園においても、巡回相談を実施する。

担当課 自由記述欄 (※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。)

|         |                      |           |              |
|---------|----------------------|-----------|--------------|
| 基本目標    | Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む     |           |              |
| 基本方針    | 2 子どもの豊かな育ちの促進       |           |              |
| 担当課     | 幼児保育課                | 特別支援教育推進室 | 障害福祉課        |
| 基本事業    | ②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業 |           | プラン記載ページ P40 |
| 関連するプラン |                      |           |              |

■ 事業内容 ■

○国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。

○発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用ができるように保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が専門的な知識・技術による支援を受けられるように、児童発達支援センターとの連携を図ります。

■ 事業概要 ■

※上記事業内容の下段の事業のみ該当（児童発達支援センターは未だ開所していないことから、関連する令和4年度実績のみ記入）

○特別な支援や配慮を必要としている幼児について、特別支援教育指導員が就学相談に応じるとともに学校見学や体験学習にも同行し、安心して就学を迎え、適切な教育環境でそれぞれの力を伸ばせるよう支援する。併せて、公立幼稚園を巡回訪問し、随時、支援や配慮が必要な幼児の実態把握や指導助言を行う。

実績

実績に対する課題・改善方針

○未就学児（3歳児、4歳児、5歳児）の就学相談件数410件、幼稚園・保育所等に出向いての幼児観察118件、学校見学や体験学習の引率、学校等との打合せ・引継ぎ等168件、公立幼稚園巡回相談及び発達検査87件を実施した。複数回の相談や見学・体験、話し合いなど、可能な限り同一の指導員が対応し本人・保護者と共に就学を考えることで、納得した就学先決定ができ、安心して入学を迎えることができた。市ホームページに相談票を掲載し就学相談前に記入して持参できるようにしたことにより、相談時間の確保につながった。

【課題】  
就学相談に関わった幼児については、就学に関する情報提供を受け、話し合いをもつことで適切な就学先の選択が可能になるが、心配を感じながらも就学相談に関わらずに就学を迎えた場合は入学後に困難さを抱えることもある。

【改善方針】  
市内幼稚園・保育所・福祉支援センター等へのポスター配付や市ホームページでの周知を行い、就学相談の内容やスケジュール等について広く周知し、気軽に相談ができるよう支援する。入学後に小学校を巡回し、困難さに対する具体的な助言を行う。

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 2 子どもの豊かな育ちの促進

担当課

幼児保育課

特別支援教育推進室

障害福祉課

基本事業

②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業

プラン記載  
ページ

P40

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。

○発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用ができるように保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が専門的な知識・技術による支援を受けられるように、児童発達支援センターとの連携を図ります。

■ 事業概要 ■

○発達の気になる子や保護者に対し、臨床心理士等が発達相談を通じて、子どもが保育所等の生活に適應できるよう助言等の支援を行う。また、保護者の同意を得て、支援内容の助言等を保育所等と共有し、適切な利用ができるように支援する。

○児童発達支援センターの開設に先立ち、障害児相談支援事業を開始し、障害を持つ子に対する保育所等や障害サービスの利用が円滑にできるよう相談に応じ、関係機関等との調整を行う。また、保育所等訪問支援事業では、発達が気になる子どもが保育所等で集団に適應できるような専門的な支援を保育所等に訪問して実施する。

実績

実績に対する課題・改善方針

- 発達相談 相談件数：395人（延べ人数）  
（基本目標 I-2③ 実績の再掲）
- つくば市障害児相談支援事業所  
計画相談件数（基本相談、継続相談含む）：94人  
（延べ人数）
- つくば市保育所等訪問支援事業所  
訪問支援件数：49人（延べ人数）

○発達の気になる児童の保育所等の生活への適應に関する相談は、保護者や保育所などの関係機関からも寄せられている。関係各課・関係機関と連携しながら、個々の児童の必要性に応じて障害児相談支援や保育所等訪問支援につなぎ、保育所等における適應を促す支援をしていく。また、保護者の同意を得て、保育所等の関係機関に対して支援方法の助言等も行っていく。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 III 主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針 1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

担当課 こども育成課

基本事業 ①放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業） プラン記載ページ P42

関連するプラン

■ 事業内容 ■

〇つくばエクスプレス沿線開発による急速な人口増加に伴い、当市の放課後児童クラブニーズが高まり、待機児童や床面積要件超過の課題が生じているため、国の面積要件（児童一人当たり1.65㎡以上）に従い、児童クラブ室の増設や小学校の余裕教室等を活用するなどし、待機児童や床面積要件超過の課題を解決していきます。また、民設民営児童クラブの積極的な誘致を行い、多様な利用ニーズに対応していきます。

〇子ども一人ひとりの「遊び場」や「生活の場」である放課後児童クラブにおいて、子どもの自主性と社会性の向上をより一層図るため、国の基準に従って放課後児童支援員の適正配置を推進していきます。また、放課後児童支援員の雇用確保策として、研修機会の拡大や民営児童クラブに対する処遇改善の補助金を拡大していきます。

■ 事業概要 ■

〇放課後に保育を受けることができない児童に対して、公営のみならず民間事業者が運営する児童クラブを活用しながら、遊びを主とした生活の場・活動の場を提供する。

〇つくばエクスプレス沿線開発による急速な人口増加やライフスタイルの変化に伴う児童クラブニーズの高まりにより、待機児童や児童館内の飽和状態などの喫緊の諸課題が発生しているため、児童クラブ員の受入れ枠を拡大する取組を進める。

〇配慮が必要な児童への対応方法等について児童館職員向けに研修会を実施するとともに、民営児童クラブの指導員の処遇改善を図るための補助事業を実施する。

実績

実績に対する課題・改善方針

〇待機児童や床面積要件超過の課題解決  
・竹園東児童館及び今鹿島小学校児童クラブ敷地内の児童クラブ、葛城小学校児童クラブ（かつらぎ交流館）について、令和4年度から児童の受け入れを開始した。また、香取台小学校及び研究学園小学校敷地内に児童クラブの整備を行った。  
・みどりの学園義務教育学校の多目的室を新規に借用することで、みどりの学園児童クラブの定員拡充を図った。

〇民設民営児童クラブの積極的な誘致  
・国の補助金を活用し、3つの民間事業者の児童クラブ室整備を実施した。

〇放課後児童支援員の雇用確保策  
・公営児童クラブにおいては、近隣の大学や専門学校の学生をターゲットとし、大学等に訪問し募集情報の掲示やちらしの設置を依頼した。

・民営児童クラブにおいては、支援員の処遇改善を支援した。具体的には、既存のキャリアアップ補助金、処遇改善補助金に加え、令和4年度に「放課後児童支援員月額賃金改善補助金」を新設した。

〇つくばエクスプレス沿線の小学校については、児童クラブの需要が急速に増大しており、引き続き①児童クラブ室の整備、②小学校の余裕教室等の活用、③民設民営児童クラブの積極的な誘致を進めていく必要がある。

〇公営、民営児童クラブともに放課後児童支援員確保が十分にできていない状況が続いている。そのため、公営児童クラブにおいては、広報紙、ホームページ等を活用するとともに、「つくスマ」アプリや、近隣大学生等をターゲットとした周知活動を継続していく。合わせて、民営児童クラブにおいては、処遇改善関連補助事業を継続して実施する。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議が必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

# (参考資料) 令和4年度の点検・評価結果

令和4年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

12

基本目標 III 主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針 1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

担当課

こども育成課

基本事業

②放課後子供教室推進事業

プラン記載  
ページ

P42

関連するプラン

## ■ 事業内容 ■

○放課後子供教室の事業拡大のため、市民ボランティアの掘り起こしや人材育成等に努めるとともに、子どもたちにとって放課後の魅力的な選択肢となるように、科学技術、国際性、自然環境等の当市の特性をいかして、研究機関・市民団体等との連携・協力により、多様な体験・交流活動の充実を図ります。

○当市では、市内に各地域のニーズに応えるべく多数の児童館があり、放課後子供教室と同様に、様々な体験活動等の行事を実施して、この事業の役割を担っています。よって、計画期間内においては、放課後子供教室の専門の講師による魅力的な行事を児童館でも取り入れ、より一層、子どもたちの放課後の充実を図っていきます。

○児童館のない小学校区では、子どもたちの居場所づくりのために、事業の推進をより一層強めていく必要があり、各小学校の利用ニーズに応じた放課後子供教室のメニューを実施するとともに、開催回数を増やしていきます。

## ■ 事業概要 ■

○市内小学校及び義務教育学校等において、余裕教室等を利用し、全児童対象に放課後子供教室を開催する。地域住民の参画を得て、様々な体験活動や交流活動を行い、豊かな遊びと学びの機会を提供する。

### 実績

○地域人材の掘り起こし  
こども未来課主催の「ボランティア登録説明会」で、市が実施する放課後子供教室の取組を紹介したことから、新規の教育活動推進員や教育活動サポーターを増やすことができた。

#### 【地域ボランティア協力者数】

・コーディネーター 14人 (令和3年度 15人)  
・教育活動推進員 859人 (令和3年度 549人)  
・教育活動サポーター 1,066人 (令和3年度 727人)  
合計 1,939人

○放課後子供教室の実施について

市内小学校及び義務教育学校の余裕教室や体育館等を利用した放課後子供教室のほか、児童クラブ施設内に専用スペース(交流ひろば)を設け、「一体型」放課後児童教室の定期的な実施体制を整備してきた。

これまで、平成30年度に秀峰筑波児童クラブ施設の2階で「秀峰交流ひろば」を開設し、現在は週5日開室するとともに、令和元年度には学園の森児童クラブ及びみどりの学園児童クラブ施設の各新館の1階に「学園の森交流ひろば」及び「みどりの交流ひろば」を開設し、令和3年度までは週3日、令和4年度からは、週4日開室しており、交流ひろばにおける放課後子供教室の実施回数を年々増やしてきた。

なお、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、子どもたちが安全かつ安心して参加ができるプログラムと場を職員とボランティアが協力して提供した。

#### 【参加児童数(延べ)】

・16,599人 (令和3年度 10,707人)

### 実績に対する課題・改善方針

○一部の学校では、余裕教室等がない、または、余裕教室等があっても、新型コロナウイルス感染症対策(三密の回避)をとることができない広さの教室であった等の理由から、事業を実施することができなかった。

そのため、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症対策は、「個人・事業者の判断が基本」となることから、教育局と連携を強化し、学校施設を活用した放課後子供教室の実施が可能となるよう学校側に働きかけを行っていく。

担当課 自由記述欄 (※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。)

基本目標

Ⅲ 主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針

1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

担当課

こども未来課

基本事業

③子どもの居場所・学習支援事業

プラン記載  
ページ

P42

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○経済的に困難を抱える世帯の子どもに対する支援として、地域や実施団体、大学、学校等と連携しながら、学習支援や安心できる居場所の提供を行います。

■ 事業概要 ■

○支援団体との協働による「つくばこどもの青い羽根学習会」の実施（学習支援＋居場所支援）

(1)学習支援

勉強の復習、宿題の習慣づけ、学び直し、受験のための進学支援等を利用者個々人の状況に応じて指導するとともに、ひとりで学習できる力を身につけられるようにする。

(2)居場所支援

利用者が安心して通える場所として、社会性や自己肯定感を持つための支援を行い、将来への関心や生きる力をつけられるようにする。

実績

実績に対する課題・改善方針

○つくばこどもの青い羽根学習会

・学習支援拠点数：16か所

・利用登録者数：341人（R5.3月末時点）

10事業者との協働事業として、それぞれ特色のある教室を提供できており、利用者が利便性や特色に合わせて教室を選択できるようになった。各教室へのアンケートで、テストの点数が上がった、授業がわかるようになった、勉強習慣が付いてきたという回答が多数みられた。不登校の生徒が学習の遅れを取り戻して高校に合格し、進学後も継続利用している事例もある。

○つくばこどもの青い羽根学習会

青い羽根学習会への支援対象者である小中学生は市内に約1,300名いるが、支援につながっている児童生徒は約340名と一部であることから、今後も新たな拠点を設置するとともに、案内通知やアウトリーチを強化し参加人数を増やしていく。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標 III 主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針 2 子どもが主体的に活動するための支援の充実

担当課

こども育成課

基本事業

①新・放課後子ども総合プラン運営事業

プラン記載  
ページ

P43

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○放課後のすべての子どもが主人公になり、多様な体験・活動を行うことができるよう、こども部、教育局及び学校が一体となって放課後対策の共通理解や情報共有を図るとともに、ボランティア等の地域人材を巻き込んで、放課後の居場所づくりを推進していきます。

○当市は、全国的に見ても多数の児童館を有しており、児童館のある小学校区では、児童館の機能を活用して、施設内で放課後児童クラブの運営及び行事や遊び等を実施することで、新・放課後子ども総合プランを実施しています。今後もプランの強化のため、児童館の他の機能との調整を図りつつ、児童クラブ室の増築による定員拡大や放課後子供教室で実施する魅力的な遊び等の導入によって、小学校の放課後に関わる児童館機能の充実を図っていきます。

○児童館のない小学校区について、子どもたちの居場所づくりのために、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携をより一層強めていく必要があり、放課後子供教室の開催数の増加に努めるとともに、児童クラブ員を含めた子どもたちが主体的に参加できるよう、学校の施設利用を促進したり、職員間の情報共有や連携を密にしていきます。

○平成30年度に開校した3義務教育学校（学園の森・みどりの学園・秀峰筑波）では、学校敷地内又は近接地の児童クラブ専用施設で、放課後児童クラブの運営と放課後子供教室の定期開催を一体的又は連携して実施しています。つくばエクスプレス沿線開発に伴う新設予定の小学校についても、3義務教育学校の実施モデルを参考に、放課後の居場所づくりに努めていきます。

○放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な実施を推進するために、地域住民への呼びかけや地域ボランティアを募るなど、地域の実情を把握している人材の掘り起こしや育成支援を行っていき、地域全体を巻き込んだ事業展開を目指します。

■ 事業概要 ■

○教育局や学校と連携し、利用ニーズに応じて放課後子供教室の開催数を増やし、放課後の居場所づくりを推進していく。

○多様な体験活動を行えるよう、児童館における行事等の充実や特色ある放課後子供教室を開催していく。

○新設予定の小学校については、平成30年度に開校した3義務教育学校（学園の森・みどりの学園・秀峰筑波）で実施する放課後児童クラブの運営と放課後子供教室の定期開催をモデルとして、放課後の居場所づくりに努めていく。

実績

実績に対する課題・改善方針

○児童館機能の充実  
・竹園東児童館の敷地内に建設した児童クラブ室の利用を開始した。

○放課後子供教室の実施回数  
令和4年度 491回（前年度比165回の増）  
内訳

- ・市内小学校及び義務教育学校 101回
- ・秀峰交流ひろば 120回
- ・学園の森交流ひろば 134回
- ・みどりの交流ひろば 136回

○交流ひろばにおける放課後子供教室の定期開催  
令和3年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策をしながら、「秀峰交流ひろば」は週5回、「学園の森交流ひろば」・「みどりの交流ひろば」は週4回の定期開催を行い、うち「秀峰交流ひろば」は週2回、「学園の森交流ひろば」・「みどりの交流ひろば」は週1回の学習支援を実施した。  
なお、令和4年度から「学園の森交流ひろば」・「みどりの交流ひろば」の実施回数は、利用児童数の増加に伴い、令和3年度までの週3回から、週4回に増やしている。

○令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、小学校等の体育館や余裕教室を利用した学校開催の放課後子供教室の実施回数が当初の見込みより減少した。

そのため、これまで児童クラブ員を含めた子どもたちが放課後子供教室へ主体的に参加できるような体制をこども部、教育局及び学校の間で整えてきたところだが、今後も三者間で情報共有や意見交換等を図り、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な実施を推進し、実施回数を増加させていく。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

基本目標

Ⅲ 主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針

2 子どもが主体的に活動するための支援の充実

担当課

こども育成課

障害福祉課

基本事業

②特別な配慮を必要とする児童の支援事業

プラン記載  
ページ

P44

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○障がいのある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待やいじめを受けた児童及び外国につながる児童等が、主体的に活動を行える放課後の居場所づくりを目指していきます。そのために学校や専門性を有する関係機関と連携を密にし、児童の情報や近況を把握するなどし、受入れ体制を構築していきます。

■ 事業概要 ■

○公営児童クラブでは、障がいのある児童の受入れのために、学校から当該児童の日々の学校生活における意見書を提出していただき情報の把握に努め、状況に応じて加配の放課後指導員を配置する。

○民営児童クラブでは、障がいのある児童の受入れのために、加配の放課後指導員を配置した場合に、運営委託料に加算をして人件費の補助を行う。(国庫補助事業の活用)。

実績

実績に対する課題・改善方針

○公営児童クラブ  
障がいのある児童の受入れについて、学校長の意見書や保護者を通じた医師の診断書等の提出により児童の情報把握をするとともに、各児童館・児童クラブにおいて、予算の範囲内で加配の職員を配置することができた。

○民営児童クラブ  
障がいのある児童を受け入れるために、加配の放課後指導員を配置し、委託料を加算した児童クラブは、38クラブあった。(前年度比13クラブの増)

○放課後児童支援員の募集  
近隣の大学や専門学校を直接訪問し、学生へ向けた公営児童クラブ放課後児童支援員募集情報の掲示やちらしの設置を依頼した。

○障害のある児童を受け入れるために、加配の放課後指導員が必要となった場合に、職員の募集をしても、すぐには見つからない状況である。そのため、令和4年度は近隣の大学に加え、初めて市内の専門学校にも直接訪問し、学生に対して募集情報の周知を行ったことから、令和5年度も近隣の大学や専門学校への募集活動を継続する。合わせて、募集の方法や指導員の処遇改善を研究・検討していく必要がある。

担当課 自由記述欄 (※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。)

基本目標 III 主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針 2 子どもが主体的に活動するための支援の充実

担当課

こども育成課 障害福祉課

基本事業

②特別な配慮を必要とする児童の支援事業

プラン記載  
ページ

P44

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○障がいのある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待やいじめを受けた児童及び外国につながる児童等が、主体的に活動を行える放課後の居場所づくりを目指していきます。そのために学校や専門性を有する関係機関と連携を密にし、児童の情報や近況を把握するなどし、受入れ体制を構築していきます。

■ 事業概要 ■

○障害のある児童に対して、放課後等デイサービス等を支給決定することで、授業の終了後や学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進を支援する。

実績

○放課後等デイサービス 支給決定者数791人  
○障害児相談支援 支給決定者数335人

実績に対する課題・改善方針

○放課後等デイサービスの利用者数が増加傾向にあるが、サービス利用者の数と比較すると、障害児相談支援の利用者が少ない。  
個々の利用者に適したサービスを提供するため、相談支援の必要性について理解を求め、利用を推進していく。

担当課 自由記述欄 (※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。)

基本目標

Ⅲ 主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針

2 子どもが主体的に活動するための支援の充実

担当課

公園・施設課

基本事業

③遊びの機会と場の充実

プラン記載  
ページ

P44

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○プレイパーク等、子どもが自由にのびのびと遊べるような機会・場所を提供し、子どもやその保護者が安全に安心して過ごせる環境を整備します。

■ 事業概要 ■

- プレイパーク場の機会、場所の提供
- ・流星台プレイパーク：つくば市流星台59番地
- ・中央公園：つくば市吾妻二丁目7番地5
- ・研究学園駅前公園：つくば市学園南二丁目1番地

実績

- ・流星台プレイパーク：4団体（年間2,790人）  
プレイパーク場維持管理等の実施  
【除草、材料の提供】
- ・中央公園：1団体（毎月30人程度）11回実施
- ・研究学園駅前公園：1団体（毎月30人程度）12回実施

実績に対する課題・改善方針

○プレイパーク参加団体からの報告により、施設に対する要望などを確認した。  
今後、プレイパークの関心を高められるよう、プレイパークに関する周知活動を実施する。

担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）

・現在のプレイパーク団体が必要となる、プレイパーク場の整備（提供）については、ある程度終了しています。

他課の事業とはなりますが、今後、ハード面（整備・場所の提供）だけではなく、ソフト面（プレイリーダー育成など）の充実が必要になると考えます。

令和4年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

基本事業 ① 出産施設開設支援事業

■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

- ・市内の出産施設で予約がとれなかった人数（あかちゃん訪問時アンケート）の分母（全体数）が不明瞭であるため、増減についての評価がしづらい。次回からはパーセンテージで表記して欲しい。
- ・実績として、実際に市内で予約が取れなかった人の人数が、昨年度より減っていることには評価できる。
- ・事業の周知は引き続き徹底して行って欲しい。

■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【追加・修正】

表記の仕方を工夫をしてもらいたい（アンケートについての母数の記載等）。

令和4年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

基本事業 ②子育て世代包括支援事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

(地域子育て支援拠点事業)

・駅周辺に子育て支援拠点の設置を積極的に進めて欲しい。また、出張子育て広場等の周知も併せて進めて欲しい。各子育て支援拠点、出張子育て広場の周知方法として、回覧版等を検討してはどうか。

(母子保健事業)

・健康診査等の参加型（デイサービス型）に参加できない人もいるので、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）を積極的に進めて欲しい。

(保育コンシェルジュ事業)

・保育コンシェルジュについても相談件数が増えているので評価する。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

・表記の仕方を工夫をしてもらいたい（あかちゃん訪問通知に対する受入割合の記載等）。

令和4年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

基本事業 ③子育てしやすい環境整備事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

・子育てサポートサービス事業、一時預かり事業、ショートステイの実績について、それぞれ評価できるが、つくば市は毎年人口がかなり増えている街で当然子どもの数も増えている。対応の遅れがないようにして欲しい。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

令和4年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

基本事業 ①産前・産後のサポート/ケア事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

- ・前年度から比較すると、令和4年度の実績は評価できる。
- ・生活環境等について、不適切な養育状況にあるということを、実際に自覚していない家庭もあるで、そういったところに対しては、情報の連携をいかに保っていくかということ改善しながら進めて欲しい。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

令和4年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

基本事業 ②子ども家庭総合支援拠点事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

・実績件数も伸びているので評価はするが、実際に利用をされた方々からのフィードバックについて、利用者の満足度については調査等を行っていないとのことなので、今後の課題として検討して欲しい。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

・子供家庭総合支援拠点について、イメージがわかりにくいのでニックネーム等のネーミングを検討してほしい。

令和4年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

基本事業 ③児童発達支援センターとの連携

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

・実績については評価する。

・当事業にかかわらず、他の事業全般も含めてのことであるが、グレーなところを極力作らないで子育て支援を進めて欲しい。また、各事業においてどれだけ周知できるかが大切である。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

令和4年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

【目標】

利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

基本方針 1 教育・保育の提供体制の整備

基本事業 ①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

- ・市の計画や、各地域の実情もあるだろうが、人口などの推移も見ながら引き続き教育・保育の充実に努めてほしい。
- ・公立幼稚園における3歳児の受け入れについて、利用者からの需要があるのであれば、現行実施している園以外でも前向きに検討していただき、もっと周知・PRに努めてほしい。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

令和4年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

【目標】

利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

基本方針 1 教育・保育の提供体制の整備

基本事業 ② 保育人材の確保事業

■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

(保育人材の確保、幼稚園教諭の人員確保)  
・市としての事業は評価しているので、引き続き事業実施に努めてほしい。

■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【追加・修正】

令和4年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

【目標】

利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

基本方針 2 子どもの豊かな育ちの促進

基本事業 ① 幼児教育及び保育の推進事業

■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

- ・ 保幼小の子ども、保護者だけでなく、先生の交流についても、引き続き実施に努めてほしい。
- ・ 進学する際の、本人や保護者の不安を和らげるような事業の実施に努めてほしい。

■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【追加・修正】

令和4年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

【目標】

利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

基本方針 2 子どもの豊かな育ちの促進

基本事業 ②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

・発達が気になる子どもに対してはもちろん、外国籍の子どもとその保護者に対しても、入所・入園前から就学後まで切れ目のない支援に努めてほしい。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

令和4年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実に努めます。

基本方針 1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

基本事業 ①放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

・市直営や民間委託など運営の種類に拘らずに、なるべく同じルールで平等に保育ができるようにした方がよい。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

令和4年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

基本方針 1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

基本事業 ②放課後子供教室推進事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

- ・学校の協力が必要な事業となるので、学校での放課後子供教室の実施に向けて、引き続き協力の働きかけを行っていただきたい。
- ・地域ボランティアの募集について積極的に周知を行っていただきたい。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

令和4年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実に努めます。

基本方針 1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

基本事業 ③子どもの居場所・学習支援事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

・各中学校区で学習会が実施できているとのことだが、今後、実施場所をさらに増やし、参加しやすいようにしていただきたい。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

令和4年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

基本方針 2子どもが主体的に活動するための支援の充実

基本事業 ①新・放課後子ども総合プラン運営事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

- ・交流ひろばでの放課後子供教室の開催を増やしていただきたい。
- ・交流ひろばがない学校では、学校での放課後子供教室の実施に向けて、引き続き協力の働きかけを行っていただきたい。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

令和4年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

基本方針 2子どもが主体的に活動するための支援の充実

基本事業 ②特別な配慮を必要とする児童の支援事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

(放課後児童支援員の募集)

- ・放課後児童支援員を増やせるように、学生等の協力を得るための周知活動を引き続き行っていただきたい。

(放課後等デイサービス)

- ・距離等の問題で、通学している特別支援学校から放課後等デイサービスの施設までの送迎がない事例があるので、事業者へ送迎についてお願いしていただきたい。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

令和4年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

基本方針 2子どもが主体的に活動するための支援の充実

基本事業 ③遊びの機会と場の充実

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

- ・遊びの大切さを保護者に周知していただきたい。
- ・遊べる場所をさらに増やしていくべきであるし、子どもだけで遊べない場合もあるので、子どもを見守る大人が増えるとよい。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

## 【基本事業】第2期つくば市子ども・子育て支援プラン(令和4年度実績)に係る質問・意見一覧

| 目標 | 方針 | 事業 | 事業番号 | 質問・意見 | 内容  | 回答   | 担当課             | 委員名   |
|----|----|----|------|-------|---|--|-----------------|-------|
| I  | 1  | ①  | 1    | 意見    | 令和4年度あかちゃん訪問時アンケートで、52人と減少したと記載されていますが、全体の人数が異なってくると思うので、比較する場合%で明記した方が分かりやすいのではないかと思います。   | (参考)<br>「%」で明記することは可能です。(令和4年度8.3%)  | 健康増進課           | 鈴木 朱里 |
|    |    |    | 2    | 質問    | 妊娠9カ月の電話相談の内容は差し支えなければ、どのようなものがあるのか教えてください。   | 陣痛時の交通手段や出産準備、産後の支援サービスについての相談が多いです。   | 健康増進課           |       |
|    |    |    | 3    | 意見    | 一時預かり、つくば子育てサポートサービスの利用が増えていてサービスをより充実させていくとのことですが、それと併せて子育て支援拠点や保健センターなどの利用や相談を促すことも大切なのではないかと思えます。人と繋がることで、そういったサービスを利用しなくても大丈夫な人も増えるのではないかと思うので。 | (参考)<br>・健康増進課<br>母子健康手帳交付時の面談や妊娠8か月アンケート、あかちゃん訪問での面談等で引き続きご案内していきます。<br>・こども政策課<br>地域子育て支援拠点について、引き続き積極的に周知活動を行っていきます。  | 健康増進課<br>こども政策課 |       |
|    | 2  | ③  | 6    | 質問    | 発達相談巡回が保育所だけのようですが、認定こども園や幼稚園からは要望はないのでしょうか。  | 私立保育園から巡回相談実施の要望があったことから、令和5年度から公立保育所に加え、一部の私立保育園及び認定こども園も対象とした巡回相談を開始しました。<br>私立幼稚園から巡回相談の要望はありませんが、現在、公立幼稚園を対象とした巡回相談を特別支援教育推進室で実施しています。<br>令和5年度の実施状況を踏まえ、来年度以降の巡回相談の在り方について検討したいと考えています。 | こども未来課          |       |



## 事業担当課一覧 (重点項目)

| 事業番号 | 事業                      | 重点項目                            | 基本目標 | プラン記載ページ | 担当課①   | 担当課②   | 担当課③   |
|------|-------------------------|---------------------------------|------|----------|--------|--------|--------|
| 3    | 教育・保育の見込量と確保方策          | (1)教育・保育の見込量と確保方策(全体)           | Ⅱ    | P50、51   | 幼児保育課  | -      | -      |
|      |                         | (2)①教育・保育の見込量と確保方策(北部エリア)       | Ⅱ    | P52      | 幼児保育課  | -      | -      |
|      |                         | (2)②教育・保育の見込量と確保方策(中央部エリア)      | Ⅱ    | P53      | 幼児保育課  | -      | -      |
|      |                         | (2)③教育・保育の見込量と確保方策(南部エリア)       | Ⅱ    | P54      | 幼児保育課  | -      | -      |
| 4    | 地域子ども子育て支援事業音見込み量と確保方策  | ①利用者支援事業                        | Ⅰ    | P55      | こども政策課 | 幼児保育課  | 健康増進課  |
|      |                         | ②地域子育て支援拠点事業                    | Ⅰ    | P55      | こども政策課 | -      | -      |
|      |                         | ③一時預かり事業(幼稚園型、幼稚園型以外)           | Ⅰ    | P56      | 幼児保育課  | こども政策課 | -      |
|      |                         | ④病児保育事業                         | Ⅰ    | P57      | 幼児保育課  | -      | -      |
|      |                         | ⑤子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) | Ⅰ    | P57      | こども政策課 | -      | -      |
|      |                         | ⑥子育て短期支援事業                      | Ⅰ    | P58      | こども未来課 | -      | -      |
|      |                         | ⑦乳児家庭全戸訪問事業                     | Ⅰ    | P58      | 健康増進課  | -      | -      |
|      |                         | ⑧妊婦健康診査事業                       | Ⅰ    | P59      | 健康増進課  | -      | -      |
|      |                         | ⑨養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業           | Ⅰ    | P59      | 健康増進課  | こども未来課 | こども政策課 |
|      |                         | ⑩時間外保育事業(延長保育事業)                | Ⅱ    | P60      | 幼児保育課  | -      | -      |
|      |                         | ⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業               | Ⅱ    | P60      | 幼児保育課  | -      | -      |
|      |                         | ⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業     | Ⅱ    | P60      | 幼児保育課  | -      | -      |
|      |                         | ⑬放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)          | Ⅲ    | P61      | こども育成課 | -      | -      |
|      |                         | ⑭放課後子供教室                        | Ⅲ    | P62      | こども育成課 | -      | -      |
| 5    | 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 | ①子育てのための施設等利用給付について             | Ⅱ    | P63      | 幼児保育課  | -      | -      |
|      |                         | ②茨城県との連携について                    | Ⅱ    | P63      | 幼児保育課  | -      | -      |

## 重点項目評価表（評価の基準）

赤字：令和4年度実績の点検・評価から見直した箇所

| 評価 | 進捗度（数値上の目安※（実際の確保数値/目標確保数値） |            |
|----|-----------------------------|------------|
| A  | 計画通り又は<br>計画に先行して進んでいる      | 100%以上     |
| B  | おおむね計画通り                    | 80%-100%未満 |
| C  | 遅れが生じている                    | 50%-80%未満  |
| D  | 大幅に遅れが生じている                 | 50%未満      |

※担当課による評価を達成率の数値以外で行っている場合は、（）書きで評価に使用する数値を併記した上で、自由記述欄に達成率の数値以外で評価を行った理由を記載しています。

※参考として、達成率が100%を超えている場合は、担当課による評価に [A+] を併記しています。

(参考資料) 令和4年度の点検・評価結果  
重点項目評価表 (評価一覧)

| 事業番号                            | 事業             | 重点項目                   | 担当課の評価              |                  |        |
|---------------------------------|----------------|------------------------|---------------------|------------------|--------|
| 3                               | 教育・保育の見込量と確保方策 | (1)教育保育の見込量(全体)        | 1号認定                |                  | A [A+] |
|                                 |                |                        | 2号認定                | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | A [A+] |
|                                 |                |                        |                     | 左記以外             | A [A+] |
|                                 |                |                        | 3号認定                | 0歳児              | A [A+] |
|                                 |                |                        |                     | 1・2歳児            | A [A+] |
|                                 |                |                        | (2)①教育保育の見込量(北部エリア) | 1号認定             |        |
|                                 |                | 2号認定                   |                     | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | -      |
|                                 |                |                        |                     | 左記以外             | B      |
|                                 |                | 3号認定                   |                     | 0歳児              | A      |
|                                 |                |                        |                     | 1・2歳児            | B      |
|                                 |                | (2)②教育保育の見込量(中央部エリア)   |                     | 1号認定             |        |
|                                 |                |                        | 2号認定                | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | B      |
|                                 |                |                        |                     | 左記以外             | A [A+] |
|                                 |                |                        | 3号認定                | 0歳児              | A [A+] |
|                                 |                |                        |                     | 1・2歳児            | A [A+] |
| (2)③教育保育の見込量(南部エリア)             | 1号認定           |                        |                     | A [A+]           |        |
|                                 | 2号認定           | 幼児期の学校教育の利用希望が強い       | A [A+]              |                  |        |
|                                 |                | 左記以外                   | A                   |                  |        |
|                                 | 3号認定           | 0歳児                    | A                   |                  |        |
|                                 |                | 1・2歳児                  | A                   |                  |        |
|                                 | 4              | 地域子ども子育て支援事業の見込み量と確保方策 | ①利用者支援事業            | 基本型・特定型          |        |
| 母子保健型                           |                |                        |                     | A                |        |
| ②地域子育て支援拠点事業                    |                |                        | 施設数                 |                  | A [A+] |
|                                 |                |                        | 出張ひろば数              |                  | A [A+] |
| ③一時預かり事業                        |                |                        | 幼稚園型                | 在園児対象型           | B      |
|                                 |                |                        |                     | 施設数              | C      |
|                                 |                |                        | 幼稚園型以外              | 全体               | A [A+] |
|                                 |                |                        |                     | うち一時預かり          | A [A+] |
|                                 |                |                        |                     | 施設数              | A [A+] |
| ④病児保育事業                         |                |                        | 病児対応型               |                  | A [A+] |
|                                 |                |                        | 施設数                 |                  | A [A+] |
| ⑤子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) | 全体             |                        | B                   |                  |        |
|                                 | うち就学後          |                        | B                   |                  |        |
|                                 | 提供会員数          |                        | B                   |                  |        |

(参考資料) 令和4年度の点検・評価結果

| 事業番号     | 事業                      | 重点項目                        | 担当課の評価              |          |   |
|----------|-------------------------|-----------------------------|---------------------|----------|---|
|          |                         |                             |                     |          |   |
| 4        | 地域子ども子育て支援事業の見込み量と確保方策  | ⑥子育て短期支援事業                  | 確保人数                | C        |   |
|          |                         |                             | 施設数                 | A        |   |
|          |                         | ⑦乳児家庭全戸訪問事業                 |                     | B        |   |
|          |                         | ⑧妊婦健康診査事業                   | 延べ回数                | B        |   |
|          |                         | ⑨養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業       |                     | A [A+]   |   |
|          |                         | ⑩時間外保育事業(延長保育事業)            |                     | A [A+]   |   |
|          |                         | ⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業           | 物品購入費等              | A        |   |
|          |                         |                             | 副食費                 | A        |   |
|          |                         | ⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 |                     |          |   |
|          |                         | ⑬放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)      | 新たに開設する公設児童クラブの箇所数  | A        |   |
|          |                         |                             | 新たに開設する公設児童クラブのクラブ数 | B        |   |
|          |                         |                             | 新たに開設する民間児童クラブのクラブ数 | B        |   |
|          |                         | ⑭放課後子供教室                    | 放課後子供教室のイベント開催      | イベント実施回数 | C |
|          |                         |                             | 放課後子供教室の定期開催実施校     | 学校数      | A |
| イベント実施回数 | A                       |                             |                     |          |   |
| 5        | 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 | ①子育てのための施設等利用給付について         |                     |          |   |
|          |                         | ②茨城県との連携について                |                     |          |   |

担当課：幼児保育課

3(1) 教育・保育の見込みと確保方策（全体）（プランP.50）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込みを勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図ります。

1号・・・幼稚園・認定こども園 3～5歳

2号・・・保育所（園）・認定こども園 3～5歳

3号・・・保育所（園）等 0～2歳

（単位：人）

| 区分           | 1号認定          |          |                 |        | 2号認定             |       |                  |       |                  |      |                  |        | 3号認定   |       |       |       |       |       |      |        |        |
|--------------|---------------|----------|-----------------|--------|------------------|-------|------------------|-------|------------------|------|------------------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|------|--------|--------|
|              | プラン記載値        | 実際の量     | 達成率             | 評価     | プラン記載値           |       | 実際の量             |       | 達成率              |      | 評価               |        | プラン記載値 |       | 実際の量  |       | 達成率   |       | 評価   |        |        |
|              |               |          |                 |        | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外  | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外  | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外   | 0歳児    | 1・2歳児 | 0歳児   | 1・2歳児 | 0歳児   | 1・2歳児 | 0歳児  | 1・2歳児  |        |
| ①量の見込み       | 2,441         | 1,330    |                 |        | 1,037            | 3,876 | 0※3              | 4,441 |                  |      |                  |        | 573    | 2,669 | 772   | 2,852 |       |       |      |        |        |
| ②確保方策        | 特定教育・保育施設     | 3,661    | 3,163           | 86%    | 410              | 4,383 | ※4               | 430   | 4,532            | 105% | 103%             |        | 790    | 2,526 | 847   | 2,623 | 107%  | 104%  |      |        |        |
|              | 確認を受けない幼稚園    | 1,370    | 1,370           | 100%   | 40               |       |                  | 40    | 0                | 100% |                  |        |        |       | 0     | 0     |       |       |      |        |        |
|              | 特定地域型保育事業     |          | 0               |        |                  |       |                  | 0     | 0                |      |                  |        | 59     | 201   | 85    | 334   | 144%  | 166%  |      |        |        |
|              | 企業主導型保育施設の地域枠 |          | 0               |        |                  | 78    |                  | 0     | 94               |      | 121%             |        | 36     | 87    | 37    | 102   | 103%  | 117%  |      |        |        |
| ③確保見込量（②の合計） | 5,031         | ※1 4,533 | 90%<br>※2(341%) | A [A+] | 450              | 4,461 |                  | 470   | 4,626            | 104% | 104%             | A [A+] | A [A+] | 885   | 2,814 | 969   | 3,059 | 109%  | 109% | A [A+] | A [A+] |
| 過不足（③-①）     | 2,590         | 3,203    |                 |        | -587             | 585   |                  | 470   | 185              |      |                  |        | 312    | 145   | 197   | 207   |       |       |      |        |        |

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

※1 環境を整備すれば保育室として使用可能な教室を含めた数値

※2 1号認定については、①量の見込み（実際の量）を③確保見込量（実際の量）が大きく上回っていることから、①量の見込み（実際の量）に対する③確保見込量（実際の量）で評価する。

※3 2号認定のうち、量の見込み（実際の量）の「幼児期の学校教育の利用希望が強い」について、保育所申込等から算出はできないため、左記以外のみ記載。

※4 2号認定のうち、確保方策（実際の量）については、認定こども園（幼保連携型及び幼稚園型）分の2号定員分を「幼児期の学校教育の利用希望が強い」の確保方策として記載。

担当課：幼児保育課

3(2)① 教育・保育の見込み量と確保方策（北部エリア）（プランP52）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込み量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図ります。

1号・・・幼稚園・認定こども園 3～5歳

2号・・・保育所（園）・認定こども園 3～5歳

3号・・・保育所（園）等 0～2歳

（単位：人）

| 令<br>和<br>4<br>年<br>度 | 区 分           | 1号認定   |        |                   |        | 2号認定             |      |                  |        |                  |      |                  |      | 3号認定   |       |      |       |      |       |     |       |
|-----------------------|---------------|--------|--------|-------------------|--------|------------------|------|------------------|--------|------------------|------|------------------|------|--------|-------|------|-------|------|-------|-----|-------|
|                       |               | プラン記載値 | 実際の量   | 達成率               | 評価     | プラン記載値           |      | 実際の量             |        | 達成率              |      | 評価               |      | プラン記載値 |       | 実際の量 |       | 達成率  |       | 評価  |       |
|                       |               |        |        |                   |        | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外   | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 0歳児    | 1・2歳児 | 0歳児  | 1・2歳児 | 0歳児  | 1・2歳児 | 0歳児 | 1・2歳児 |
|                       | ①量の見込み        | 169    | 52     |                   |        | 122              | 307  |                  | ※4 364 |                  |      |                  |      | 14     | 203   | 44   | 197   |      |       |     |       |
| ②<br>確<br>保<br>方<br>策 | 特定教育・保育施設     | 280    | 240    | 86%               |        |                  | 563  |                  | 548    |                  | 97%  |                  |      | 36     | 204   | 36   | 196   | 100% | 96%   |     |       |
|                       | ※1 確認を受けない幼稚園 | 420    | 420    | 100%              |        |                  |      |                  |        |                  |      |                  |      |        |       |      |       |      |       |     |       |
|                       | 特定地域型保育事業     |        |        |                   |        |                  |      |                  |        |                  |      |                  |      |        |       |      |       |      |       |     |       |
|                       | 企業主導型保育施設の地域枠 |        |        |                   |        |                  |      |                  |        |                  |      |                  |      |        |       |      |       |      |       |     |       |
|                       | ③確保見込量（②の合計）  | 700    | ※2 660 | 94%<br>※3(1,269%) | A [A+] | 0                | 563  | 0                | 548    |                  | 97%  |                  | B    | 36     | 204   | 36   | 196   | 100% | 96%   | A   | B     |
|                       | 過不足（③-①）      | 531    | 608    |                   |        | -122             | 256  | 0                | 184    |                  |      |                  |      | 22     | 1     | -8   | -1    |      |       |     |       |

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

※1 1号認定の「確認を受けない幼稚園」について、いなほ幼稚園（前野・定員420名）は北部に位置するが、計画と合わせて中央部に計上した。

※2 環境を整備すれば保育室として使用可能な教室を含めた数値

※3 1号認定については、①量の見込み（実際の量）を③確保見込量（実際の量）が大きく上回っていることから、①量の見込み（実際の量）に対する③確保見込量（実際の量）で評価する。

※4 2号認定のうち、量の見込み（実際の量）の「幼児期の学校教育の利用希望が強い」について、保育所申込等から算出はできないため、左記以外のみ記載。

担当：幼児保育課

3(2)② 教育・保育の見込みと確保方策（中央部エリア）（プランP.53）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込みを勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図ります。

- 1号・・・幼稚園・認定こども園 3～5歳
- 2号・・・保育所（園）・認定こども園 3～5歳
- 3号・・・保育所（園）等 0～2歳

（単位：人）

| 令<br>和<br>4<br>年<br>度 | 区 分           | 1号認定       |          |                 |        | 2号認定                     |       |                          |          |                          |      |                          |        | 3号認定   |       |      |       |      |       |        |        |
|-----------------------|---------------|------------|----------|-----------------|--------|--------------------------|-------|--------------------------|----------|--------------------------|------|--------------------------|--------|--------|-------|------|-------|------|-------|--------|--------|
|                       |               | プラン<br>記載値 | 実際の量     | 達成率             | 評価     | プラン記載値                   |       | 実際の量                     |          | 達成率                      |      | 評価                       |        | プラン記載値 |       | 実際の量 |       | 達成率  |       | 評価     |        |
|                       |               |            |          |                 |        | 幼児期の学校<br>教育の利用希<br>望が強い | 左記以外  | 幼児期の学校<br>教育の利用希<br>望が強い | 左記以外     | 幼児期の学校<br>教育の利用希<br>望が強い | 左記以外 | 幼児期の学校<br>教育の利用希<br>望が強い | 左記以外   | 0歳児    | 1・2歳児 | 0歳児  | 1・2歳児 | 0歳児  | 1・2歳児 | 0歳児    | 1・2歳児  |
|                       | ①量の見込み        | 2,152      | 1,216    |                 |        | 851                      | 3,344 |                          | ※3 3,851 |                          |      |                          |        | 545    | 2,319 | 703  | 2,540 |      |       |        |        |
|                       | ② 確保方策        |            |          |                 |        |                          |       |                          |          |                          |      |                          |        |        |       |      |       |      |       |        |        |
|                       | 特定教育・保育施設     | 2,611      | 2,437    | 93%             |        | 320                      | 3,653 | ※4 300                   | 3,817    | 94%                      | 104% |                          |        | 713    | 2,190 | 770  | 2,295 | 108% | 105%  |        |        |
|                       | 確認を受けない幼稚園    | 950        | 950      | 100%            |        | 40                       |       | 40                       |          | 100%                     |      |                          |        |        |       |      |       |      |       |        |        |
|                       | 特定地域型保育事業     |            |          |                 |        |                          |       |                          |          |                          |      |                          |        | 59     | 201   | 85   | 334   | 144% | 166%  |        |        |
|                       | 企業主導型保育施設の地域枠 |            |          |                 |        |                          | 78    |                          | 94       |                          | 121% |                          |        | 36     | 87    | 37   | 102   | 103% | 117%  |        |        |
|                       | ③確保見込量（②の合計）  | 3,561      | ※1 3,387 | 95%<br>※2(279%) | A [A+] | 360                      | 3,731 | 340                      | 3,911    | 94%                      | 105% | B                        | A [A+] | 808    | 2,478 | 892  | 2,731 | 110% | 110%  | A [A+] | A [A+] |
|                       | 過不足（③-①）      | 1,409      | 2,171    |                 |        | -491                     | 387   | 340                      | 60       |                          |      |                          |        | 263    | 159   | 189  | 191   |      |       |        |        |

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

※1 環境を整備すれば保育室として使用可能な教室を含めた数値

※2 1号認定については、①量の見込み（実際の量）を③確保見込量（実際の量）が大きく上回っていることから、①量の見込み（実際の量）に対する③確保見込量（実際の量）で評価する。

※3 2号認定のうち、量の見込み（実際の量）の「幼児期の学校教育の利用希望が強い」について、保育所申込等から算出はできないため、左記以外のみ記載。

※4 2号認定のうち、確保方策（実際の量）については、認定こども園（幼保連携型及び幼稚園型）分の2号定員分を「幼児期の学校教育の利用希望が強い」の確保方策として記載。

担当：幼児保育課

3(2)③ 教育・保育の見込みと確保方策（南部エリア）（プランP.54）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込みを勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図ります。

- 1号・・・幼稚園・認定こども園 3～5歳
- 2号・・・保育所（園）・認定こども園 3～5歳
- 3号・・・保育所（園）等 0～2歳

(単位：人)

| 令<br>和<br>4<br>年<br>度 | 区<br>分                | 1号認定       |        |                 |        | 2号認定                     |      |                          |      |                          |      |                          |      | 3号認定   |       |      |       |      |       |      |       |  |  |
|-----------------------|-----------------------|------------|--------|-----------------|--------|--------------------------|------|--------------------------|------|--------------------------|------|--------------------------|------|--------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|--|--|
|                       |                       | プラン<br>記載値 | 実際の量   | 達成率             | 評価     | プラン記載値                   |      | 実際の量                     |      | 達成率                      |      | 評価                       |      | プラン記載値 |       | 実際の量 |       | 達成率  |       | 評価   |       |  |  |
|                       |                       |            |        |                 |        | 幼児期の学校<br>教育の利用希<br>望が強い | 左記以外 | 幼児期の学校<br>教育の利用希<br>望が強い | 左記以外 | 幼児期の学校<br>教育の利用希<br>望が強い | 左記以外 | 幼児期の学校<br>教育の利用希<br>望が強い | 左記以外 | 0歳児    | 1・2歳児 | 0歳児  | 1・2歳児 | 0歳児  | 1・2歳児 | 0歳児  | 1・2歳児 |  |  |
|                       |                       |            |        |                 |        |                          |      |                          |      |                          |      |                          |      |        |       |      |       |      |       |      |       |  |  |
|                       | ①量の見込み                | 120        | 62     |                 |        | 64                       | 225  |                          | ※3   | 226                      |      |                          |      |        | 14    | 147  | 25    | 115  |       |      |       |  |  |
|                       | ②<br>確<br>保<br>方<br>策 | 特定教育・保育施設  | 770    | 486             | 63%    |                          | 90   | 167                      | ※4   | 130                      | 167  | 144%                     | 100% |        |       | 41   | 132   | 41   | 132   | 100% | 100%  |  |  |
| 確認を受けない幼稚園            |                       |            |        |                 |        |                          |      |                          |      |                          |      |                          |      |        |       |      |       |      |       |      |       |  |  |
| 特定地域型保育事業             |                       |            |        |                 |        |                          |      |                          |      |                          |      |                          |      |        |       |      |       |      |       |      |       |  |  |
| 企業主導型保育施設の地域枠         |                       |            |        |                 |        |                          |      |                          |      |                          |      |                          |      |        |       |      |       |      |       |      |       |  |  |
|                       | ③確保見込量（②の合計）          | 770        | ※1 486 | 63%<br>※2(784%) | A [A+] | 90                       | 167  | 130                      | 167  | 144%                     | 100% | A [A+]                   | A    | 41     | 132   | 41   | 132   | 100% | 100%  | A    | A     |  |  |
|                       | 過不足（③-①）              | 650        | 424    |                 |        | 26                       | -58  | 130                      | -59  |                          |      |                          |      | 27     | -15   | 16   | 17    |      |       |      |       |  |  |

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

※1 環境を整備すれば保育室として使用可能な教室を含めた数値

※2 1号認定については、①量の見込み（実際の量）を③確保見込量（実際の量）が大きく上回っていることから、①量の見込み（実際の量）に対する③確保見込量（実際の量）で評価する。

※3 2号認定のうち、量の見込み（実際の量）の「幼児期の学校教育の利用希望が強い」について、保育所申込等から算出はできないため、左記以外のみ記載。

※4 2号認定のうち、確保方策（実際の量）については、認定こども園（幼保連携型及び幼稚園型）分の2号定員分を「幼児期の学校教育の利用希望が強い」の確保方策として記載。

担当課：幼児保育課・健康増進課・こども政策課

4① 利用者支援事業

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

令和4年度評価

(単位：か所)

|         | ①量の見込み | ②確保方策 | ③実際の確保量 | 達成率 (③/②) | 評価 |
|---------|--------|-------|---------|-----------|----|
| 基本型・特定型 | 2      | 2     | 2       | 100%      | A  |
| 母子保健型   | 4      | 4     | 4       | 100%      | A  |

担当

こども政策課・・・基本型  
幼児保育課・・・特定型  
健康増進課・・・母子保健型

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

担当課：こども政策課

4② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和4年度評価

(単位：人)

(単位：か所)

| 区分                 |         |         |        |      | 評価 |        |
|--------------------|---------|---------|--------|------|----|--------|
| ①量の見込み<br>(年間利用人数) | 206,961 | ②確保方策   | 施設数    | 9    | /  |        |
|                    |         |         | 出張ひろば数 | 6    |    |        |
| ①実際の量<br>(年間利用人数)  | 65,085  | ③実際の確保量 | 施設数    | 10   |    |        |
|                    |         |         | 出張ひろば数 | 7    |    |        |
| 達成率 (③/②)          |         |         | 施設数    | 111% |    | A [A+] |
|                    |         |         | 出張ひろば数 | 117% |    | A [A+] |

参考

施設数・・・地域子育て支援拠点数

出張ひろば数・・・

北条保育所 (子育て総合支援センター)

荃崎交流センター (子育て総合支援センター)

春日交流センター (子育て総合支援センター、なないろくらぶ)

大穂交流センター (チェリークラブ)

二の宮交流センター (かつらぎクラブ、おひさまクラブ)

市民ホールやたべ (おとなり、すぎのこクラブ)

BiViつくば (花畑ひろば、こどもの森広場)

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など (自由記述)】

(参考資料) 令和4年度の点検・評価結果

担当課：幼児保育課、こども政策課

4③ 一時預かり事業

令和4年度評価

【幼稚園型】

1号認定者を対象とする幼稚園や認定こども園において、保護者の希望に応じて、主に教育時間後や土曜・日曜、長期休業期間中に、幼稚園において教育活動を行う事業です。

| 幼稚園型               |       | (単位：人)    | (単位：人、か所) |       | 評価 |   |
|--------------------|-------|-----------|-----------|-------|----|---|
| ①量の見込み<br>(年間利用人数) | 4,217 | ②確保方策     | 在園児対象型    | 6,240 | /  |   |
|                    |       |           | 施設数       | 2     |    |   |
| ①実際の量<br>(年間利用人数)  | 3,576 | ③実際の確保量   | 在園児対象型    | 5,548 |    |   |
|                    |       |           | 施設数       | 1     |    |   |
|                    |       | 達成率 (③/②) | 在園児対象型    | 89%   |    | B |
|                    |       |           | 施設数       | 50%   |    | C |

【幼稚園型以外】

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、保護者が家庭での保育が困難となった乳幼児を一時的に預かる事業です。

| 幼稚園型以外             |        | (単位：人、か所)    | (単位：人、か所) |        | 評価     |
|--------------------|--------|--------------|-----------|--------|--------|
| ①量の見込み<br>(年間利用人数) | 46,068 | ②確保方策        | 全体        | 44,373 | /      |
|                    |        |              | うち一時預かり   | 41,760 |        |
|                    |        |              | 施設数       | 29     |        |
| ①実際の量<br>(年間利用人数)  | 21,992 | ③実際の確保量      | 全体        | 63,130 |        |
|                    |        |              | うち一時預かり   | 60,840 |        |
|                    |        |              | 施設数       | 40     |        |
|                    |        | 達成率<br>(③/②) | 全体        | 142%   | A [A+] |
|                    |        |              | うち一時預かり   | 146%   | A [A+] |
|                    |        |              | 施設数       | 138%   | A [A+] |

担当

こども政策課  
 子育て総合支援センターで実施している一時預かり事業の確保人数 (ア)  
 つくば子育てサポートサービスで就学前児童を対象とした確保人数 (イ)  
 幼児保育課 …それ以外の確保人数 (ウ) 及び施設数 (エ)

「幼稚園型以外」の③実際の確保量のカウント方法  
 全体… (ア) + (イ) + (ウ) 2,046 (人) + 2,290 (人) + 58,794 (人) = 63,130 (人)  
 一時預かり… (ア) + (ウ) 2,046 (人) + 58,794 (人) = 60,840 (人)  
 施設数… (エ) + 2 (子育て総合支援センターとつくば子育てサポートサービス) = 40 (施設)

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など (自由記述)】

担当課：幼児保育課

4④ 病児保育事業

乳幼児等が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

令和4年度評価

(単位：人)

(単位：人、か所)

| 区分                 |       |           |       |       | 評価 |        |
|--------------------|-------|-----------|-------|-------|----|--------|
| ①量の見込み<br>(年間利用人数) | 1,742 | ②確保方策     | 病児対応型 | 2,880 | /  |        |
|                    |       |           | 施設数   | 4     |    |        |
| ①実際の量<br>(年間利用人数)  | 866   | ③実際の確保量   | 病児対応型 | 5,358 |    |        |
|                    |       |           | 施設数   | 6     |    |        |
|                    |       | 達成率 (③/②) | 病児対応型 | 186%  |    | A [A+] |
|                    |       |           | 施設数   | 150%  |    | A [A+] |

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

担当課：こども政策課

4⑤ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

令和4年度評価

(単位：人)

(単位：人)

| 区分              |       |           |       |              | 評価 |
|-----------------|-------|-----------|-------|--------------|----|
| ①量の見込み<br>(就学後) | 1,271 | ②確保方策     | 全体    | 3,920(2,627) | /  |
|                 |       |           | うち就学後 | 1,307 (337)  |    |
|                 |       |           | 提供会員数 | 245          |    |
| ①実際の量<br>(就学後)  | 332   | ③実際の確保量   | 全体    | 2,622        |    |
|                 |       |           | うち就学後 | 332          |    |
|                 |       |           | 提供会員数 | 213          |    |
|                 |       | 達成率 (③/②) | 全体    | 67%(99%)     | B  |
|                 |       |           | うち就学後 | 34%(99%)     | B  |
|                 |       |           | 提供会員数 | 87%          | B  |

参考

・就学前の子どもを持つ利用者に対する活動は全て乳幼児の一時預かりとみなして、③一時預かり事業の【幼稚園型以外】の「全体」の項目に計上するため、本項目の実績は就学後で評価する。  
 ・協力会員171人、利用・協力会員（自身でもサービスを利用し協力会員でもある者）42人の合算値213人を提供会員数として計上した。

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

※③実際の確保量内の「全体」と「うち就学後」について、新型コロナウイルス感染症の影響で、利用者数は伸びていないが、事業の実施体制は整備しており、実際に申込をされた方についてはほとんど全員（※2）に対してサービスを提供していることからB評価とした。（※2）時間外の保育など利用者のニーズに対応できない場合がある等の理由から、サービス提供に至らないケースもある。

担当課：こども未来課

## 4⑥ 子育て短期支援事業

令和4年度評価

(単位：人)

(単位：人、か所)

| 区分                                   |     |           |                        |           | 評価 |
|--------------------------------------|-----|-----------|------------------------|-----------|----|
| ①量の見込み<br>(年間利用人数)<br>(※延べ利用日数 単位：日) | 203 | ②確保方策     | 確保人数<br>(※延べ利用日数 単位：日) | 153 (112) | /  |
|                                      |     |           | 施設数                    | 6         |    |
| ①実際の量<br>(年間利用人数)<br>(※延べ利用日数 単位：日)  | 33  | ③実際の確保量   | 確保人数<br>(※延べ利用日数 単位：日) | 67        |    |
|                                      |     |           | 施設数                    | 6         |    |
|                                      |     | 達成率 (③/②) | 確保人数                   | 60%       | C  |
|                                      |     |           | 施設数                    | 100%      | A  |

## 【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

令和4年度は、112日の利用希望がありました。45日が希望日に事業所の空きがなく、22日が事業所でコロナが発生したことにより、利用ができず、12日が利用者都合（発熱等）でキャンセルとなり、年間で33日の利用となりました。事業所でコロナ発生のため、利用不可となった22日と利用者都合でキャンセルとなった12日と実際の利用33日との合計67日は本来ならば利用可能であった日数となります。事業を委託している近隣の児童養護施設には限りがあり、確保方策人数に限界がありますので、一時預かりサービスを案内したり、必要に応じて児童相談所へ依頼し、一時保護してもらうなど児童の養育先の確保を行っております。契約している6施設も定員超過で受け入れが困難である場合も多いため、令和4年12月からは市内の里親2世帯と委託し、今後、里親家庭において児童を預かる「ショートステイ里親」を実施し、受け入れ可能人数を増やしていきます。

また、新型コロナウイルスの影響により利用前にPCR検査を求められ、それが利用のハードルとなっていたことから、令和4年1月から、PCR検査にかかる費用の助成を始め、令和3年度よりは利用日数が増えました。

担当課：健康増進課

## 4⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

保健師がおおむね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握等を行う事業です。

令和4年度評価

(単位：人)

| 区分                |       |           |                  | 評価 |
|-------------------|-------|-----------|------------------|----|
| ①量の見込み<br>(出生見込数) | 2,169 | ②確保方策     | 2,169<br>(2,372) |    |
| ①実際の量<br>(年間利用人数) | 2,293 | ③実際の確保量   | 2,293            |    |
|                   |       | 達成率 (③/②) | 106%<br>(97%)    | B  |

## 【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

※②確保方策（2,169人）に対する③実際の確保量（2,293人）としては、106%だが、令和4年度の実際の乳児家庭全戸訪問対象者数2,372人に対しての③実際の確保量は97%となる。

担当課：健康増進課

## 4⑧ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対して、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じて医学的検査を実施する事業です。

令和4年度評価

(単位：人、回)

(単位：回)

| 区分               |        |           |        |        | 評価 |
|------------------|--------|-----------|--------|--------|----|
| ①量の見込み<br>(延べ人数) | 2,213  |           |        |        |    |
| ①量の見込み<br>(延べ回数) | 30,982 | ②確保方策     | 延べ回数   | 30,982 |    |
| ①実際の量<br>(延べ人数)  | 2,211  | ③実際の確保量   | 延べ検診回数 | 25,771 |    |
| ①実際の量<br>(延べ回数)  | 25,771 | 達成率 (③/②) | 延べ回数   | 83%    |    |

## 参考

## 【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

- ・妊娠の経過により、妊婦全員が妊婦健康診査を14回受診するわけではないが、実際に必要な回数の健診を受診している。
- ・①量の見込み（延べ人数）は、翌年度の⑦乳児家庭全戸訪問事業の見込み数とリンクしていることから、実人数で計上している。
- ・①実際の量（延べ人数）は、妊婦健康診査の第1回目（14回の中で受診者が1番多い）を計上した。

担当課：健康増進課、こども未来課、こども政策課

4⑨ 養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業

【養育支援訪問事業】

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【要保護児童等支援事業】

要支援児童・要保護児童等を支援するために、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の取組を行う事業です。

令和4年度評価

(単位：人)

| 区分                 |     |                   |      | 評価     |
|--------------------|-----|-------------------|------|--------|
| ①量の見込み<br>(延べ訪問回数) | 260 | ②確保方策<br>(延べ訪問人数) | 260  |        |
| ①実際の量<br>(延べ訪問回数)  | 289 | ③実際の確保量           | 289  |        |
|                    |     | 達成率 (③/②)         | 111% | A [A+] |

(単位：回)

|   |
|---|
| ホームスタート事業実績 (令和4年度)   |
| 問い合わせ件数：32件、説明訪問件数：33件、利用申込数：22件、許可件数：22件、延べ訪問回数：128件   |
| ※説明訪問と利用申込数の差は、説明訪問時にホームスタート事業の内容を聞いて利用につながらない方が一定数いるため。主な理由は、申込者がホームスタートを単純な無料家事手伝いと考えているケース等。 |

|                            |
|----------------------------|
| 要保護児童対策地域協議会開催数<br>(令和4年度) |
| 37                         |

担当

|                         |
|-------------------------|
| 健康増進課…①実際の量、③実際の確保量欄    |
| こども未来課…要保護児童対策地域協議会開催数欄 |
| こども政策課…ホームスタート事業実績      |

|  |
|--|
| 【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など (自由記述)】                              |
| 計画策定時と比べて、精神疾患既往のある妊婦や精神的に不安定な産婦が増加しており、②確保方策260人より多く実施している。 |

担当課：幼児保育課

4 ⑩ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所や認定こども園等で保育を実施する事業です。

令和4年度評価

(単位：人)

(単位：施設)

| 区分                     |       |                |      | 評価     |
|------------------------|-------|----------------|------|--------|
| ①量の見込み<br>(一日当たりの利用人数) | 245   | ②確保方策<br>(施設数) | 89   |        |
| ①実際の量<br>(一日当たりの利用人数)  | 1,937 | ③実際の確保施設<br>数  | 93   |        |
|                        |       | 達成率 (③/②)      | 104% | A [A+] |

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

担当課：幼児保育課

## 4 ⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して支払うべき日用品、文房具等その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等や新制度未移行幼稚園における服飾の提供にかかる費用の一部を補助する事業です。

令和4年度評価

(単位：人)

| 区分                 |     |                      |                       | 評価 |
|--------------------|-----|----------------------|-----------------------|----|
| ①量の見込み<br>(物品購入費等) | 15  | ②確保方策<br>(物品購入費等)    | なし(見込人数に<br>対し100%対応) |    |
| ①量の見込み<br>(副食費)    | 300 | ②確保方策<br>(副食費)       | なし(見込人数に<br>対し100%対応) |    |
| ①実際の量<br>(物品購入費等)  | 4   | ③実際の確保人数<br>(物品購入費)  | 4                     |    |
| ①実際の量<br>(副食費)     | 104 | ③実際の確保人数<br>(副食費)    | 104                   |    |
|                    |     | 達成率(③/①)<br>(物品購入費等) | 27%<br>(100%)         | A  |
|                    |     | 達成率(③/①)<br>(副食費)    | 35%<br>(100%)         | A  |

参考

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など(自由記述)】

※実際の必要量に対しては100%の供給ができているため、評価はAとしている。

担当課：幼児保育課

#### 4 ⑫ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

##### 令和4年度評価

※プラン中に具体的な見込量、確保方策の記載なし。

過年度の内容を参考に、令和4年度における特定教育・保育施設等の参入実績（法人の種類と数（認可数と参入法人数））について記載願います。

◆認可保育所：3施設3法人

（内訳）社会福祉法人2：既存法人2（本部市内1、本部県外1）

株式会社 1：既存法人1（本部県外）

◆小規模保育事業：5施設5法人

（内訳）社会福祉法人1：新規法人1（本部県内）

一般社団法人1：既存法人1（本部県内）

株式会社 2：新規参入2（本部市内）

有限会社 1：既存法人1（本部市内）

【用語】

新規参入：特定教育・保育施設等の運営実績がない法人

既存法人：特定教育・保育施設等の運営実績がある法人

本部市内：法人の本部や本店所在地が市内にある法人

本部県内：法人の本部や本店所在地が県内にある法人（つくば市以外）

本部県外：法人の本部や本店所在地が県外にある法人

担当課：こども育成課

## 4 ⑬ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の余裕教室、児童館及び児童クラブ施設を利用して適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図る事業です。

令和4年度評価

【量の見込み】

(単位：人)

| 区分      |     | 令和元年度実績 | ①見込み  | ①実際の量 |
|---------|-----|---------|-------|-------|
| 児童クラブ員数 | 1年生 | 1,143   | 1,577 | 1,304 |
|         | 2年生 | 1,112   | 1,532 | 1,271 |
|         | 3年生 | 869     | 1,143 | 1,067 |
|         | 4年生 | 598     | 782   | 817   |
|         | 5年生 | 376     | 485   | 524   |
|         | 6年生 | 214     | 261   | 293   |
|         | 合計  | 4,312   | 5,780 | 5,276 |
| 児童クラブ数  |     | 104     | 151   | 145   |

【目標整備量】

(単位：か所、クラブ)

| 区分                   | ③確保目標 | ④実際の整備量 | 達成率 (④/③) | 評価 |
|----------------------|-------|---------|-----------|----|
| 新たに開設する公設児童クラブの箇所数   | 3     | 3       | 100%      | A  |
| 新たに開設する公設児童クラブのクラブ数※ | 6     | 5       | 83%       | B  |
| 新たに開設する民間児童クラブのクラブ数  | 9     | 8       | 89%       | B  |

※ 公設クラブ箇所数×2＝公設クラブ数

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

担当課：こども育成課

## 4 ⑭ 放課後子供教室

放課後において、学校施設等を活用してすべての児童の安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することで、児童の社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を養う事業です。

令和4年度評価

## ■放課後子供教室のイベント開催

(単位：回)

| 区分       | 平成30年度実績 | ①見込み | ②実施回数<br>(実際の確保数) | 評価<br>(②/①) | 評価 |
|----------|----------|------|-------------------|-------------|----|
| イベント実施回数 | 138      | 198  | 101               | 51%         | C  |

※定期開催除く

※年度当初の確保数 113回

## ■放課後子供教室の定期開催実施校

(単位：校、回)

| 区分       | 平成30年度実績 | ①見込み | ②実施回数<br>(実際の確保数) | 達成率<br>(②/①) | 評価     |
|----------|----------|------|-------------------|--------------|--------|
| 学校数      | 1        | 3    | 3                 | 100%         | A      |
| イベント実施回数 | 79       | 340  | 390               | 115%         | A [A+] |

## 【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

## ■放課後子供教室のイベント開催 ②実施回数について

年度当初の実施予定回数は113回であったが、新型コロナウイルスやインフルエンザ等による学級閉鎖や学校行事の変更により、101回の実施となった。また、児童数の規模が大きい学校では、開催場所と参加児童数の都合上、十分な感染対策を行った実施が難しいことから、実施を断念せざるを得ない学校もあった。

担当課：幼児保育課

## 令和4年度評価

### ①子育てのための施設等利用給付について

子ども・子育て支援法第30条の11に基づき、新制度に移行していない幼稚園に対して施設等利用費を給付する場合は、幼稚園における円滑な運営に支障を来す事のないように一月ごとに給付を行います。

また、預かり保育事業や認可外保育施設等の利用料については、複数のサービスや施設を利用した場合にはそれぞれの利用料を合算し、上限額の範囲内において子育てのための施設等利用給付を受けることができるため、償還払いを原則とし、過誤請求・支払い防止に努めます。また、給付の実施回数は年4回を目安とします。

#### <プランに対する実績>

新制度未移行の幼稚園に対しての利用給付については、毎月遅滞なく、円滑に給付することができた。

預かり保育、認可外保育施設の利用児童の保護者に対して行う利用料の償還払いについては、過去の実績から利用見込みのある児童の保護者に対して手続きの案内をし、給付についても遅滞なく円滑に進めることができた。

担当課：幼児保育課

## 令和4年度評価

### ②茨城県との連携について

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、茨城県に対し、施設等の所在等の情報提供、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請していく等、協力・連携をしていきます。

#### <プランに対する実績>

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示について、茨城県と協力・連携をすることで、施設等利用給付費の公平・公正な給付を実施することができた。

## 令和6年度(2024年度)つくば市子ども・子育て会議 開催スケジュール(案)

注) 本スケジュールは、(仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プランに特化したものであり、それぞれの回に他の協議・報告事項があります。また、プラン業務の進捗状況によりスケジュールが前後することがあります。

| 回   | 日程          | 審議内容                                   |
|---|-------------|--|
| 第1回   | 5月28日(火曜日)  |  |
| <p><b>(実施済み)</b></p> <p>★令和6年5月31日付の(仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プランのための課題の聴取シートについて(依頼)で、子ども・子育て会議委員様向けに、以下のことを聴取させていただきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期つくば市子ども・子育て支援プラン(P.27~28)に係る課題</li> <li>・第3期プランから新たに盛り込む予定の項目に係る課題</li> </ul> |             |  |
| 第2回   | 8月9日(本日)    | (仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プラン(案)             |
| 第3回   | 9月下旬~10月上旬頃 | (仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プラン案(案)            |
| 第4回   | 11月中旬頃      | (仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プラン(案)             |
| ★パブリックコメント 令和7年1月~  |             |  |
| 第5回   | 3月頃         | (仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プラン案(パブリックコメント反映版) |



# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景・趣旨

我が国の子どもたちを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルや価値観のニーズが多様化し、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化に関する問題は依然として解決すべき課題となっています。また、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も近年顕在化しています。

近年の重要な展開として、令和5年（2023年）4月には、「子ども・子育て支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子ども・若者育成支援推進法」等を包含する基本法として、こども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。また、同じく令和5年（2023年）4月に、「こども家庭庁」が発足し、令和5年（2023年）12月には、こども基本法の理念に基づき、子ども政策を総合的に推進するための政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子どもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要であるとされています。

つくば市（以下、「当市」という）においては、出生率、合計特殊出生率ともに、県、国より高い水準で推移しています。また、みどりのや香取台といったつくばエクスプレス沿線開発地域、つくば駅周辺をはじめとする公務員宿舎跡地の再開発が進む研究学園地区等で子育て世代を中心に人口の流入が続いており、その保育ニーズの増加に対応するため、積極的な保育施設の新設整備を進めたことにより、国の定義で最大131人いた待機児童が令和6年（2024年）4月1日時点で0人となりました。しかしながら依然として潜在的待機児童数が100人を超えていることや76年ぶりとなる保育士配置基準の改正を踏まえ、今後も保育の質・量ともに確保を続けていく必要があります。

当市では、平成27年（2015年）3月に「つくば市子ども・子育て支援プラン」を、令和2年（2020年）3月に「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」を策定し、市民と共に力を合わせて、子育て、保育、教育、地域等の環境の整備・充実を図り、これから生まれる子どもも含めたすべての子どもが健やかに暮らし、育つ権利を保障することで、子どもたちがそれぞれに自身の未来を拓きつつ、共に未来の社会を担うことのでき

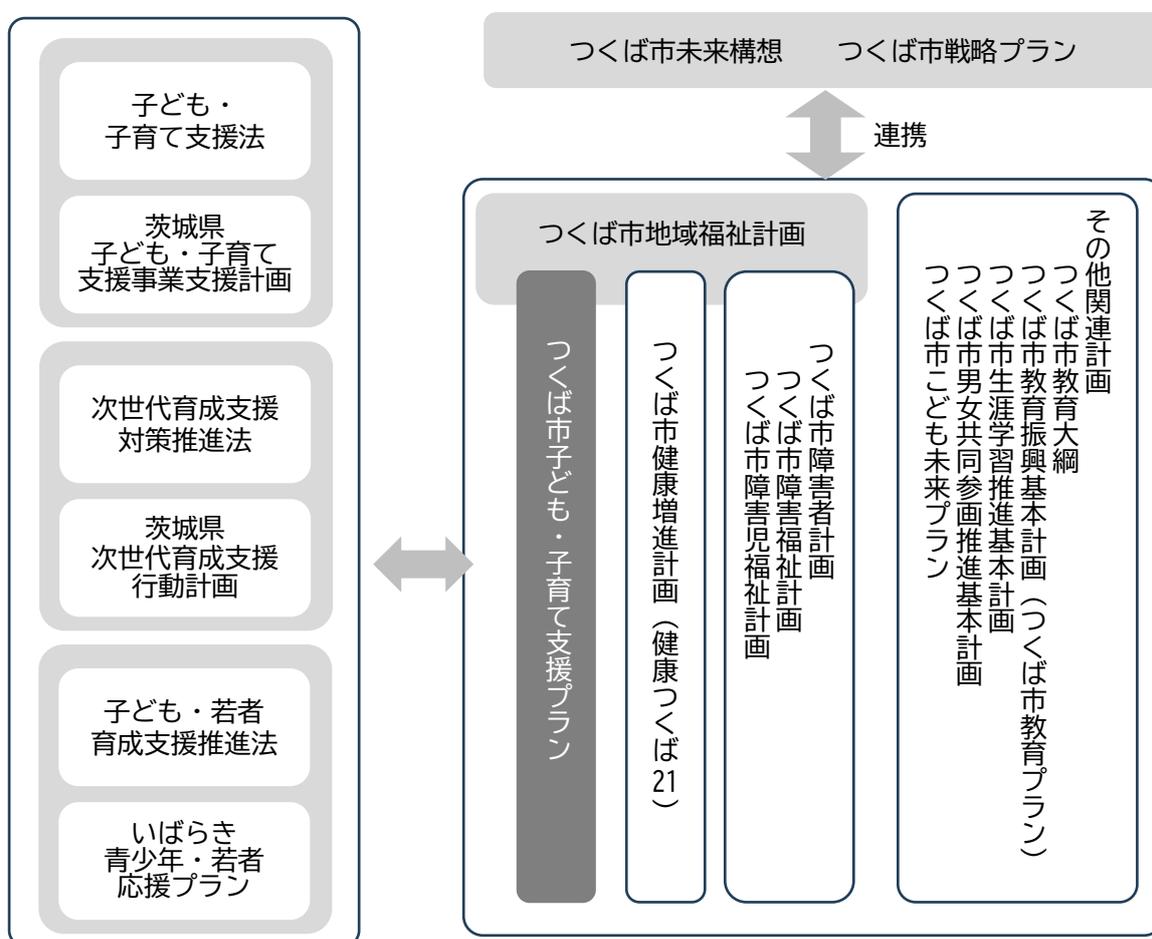
るまちづくりを進めてきました。

当市では、「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」の計画期間が終了することに伴い、社会情勢や「こども大綱」の方向性など国の動向を踏まえ、子どもの権利の擁護や、子ども・若者支援施策の充実を図るため「第3期つくば市子ども・子育て支援プラン」を策定し、そのプランに沿って計画的に施策を推進していきます。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項にもとづく「市町村子ども・若者計画」を一体的に策定したものです。

本計画は、まちづくりの理念や目指すまちの姿を示した「つくば市未来構想」とその実現のための主要な施策等を示した「つくば市戦略プラン」と連携を図りつつ、当市の子ども・子育て支援に関する事項を定める他の計画（地域福祉計画、健康増進計画、こども未来プラン、教育振興基本計画、障害福祉計画・障害児福祉計画等）と調和を保って策定しています。



### 3 計画の期間

本計画を構成する子ども・子育て支援事業計画及び行動計画については、それぞれ5年を1期とすることが法定されているため、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5か年を計画期間とします。

また、各年度において、実施状況や実績等について点検・評価を行うとともに、計画期間において、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

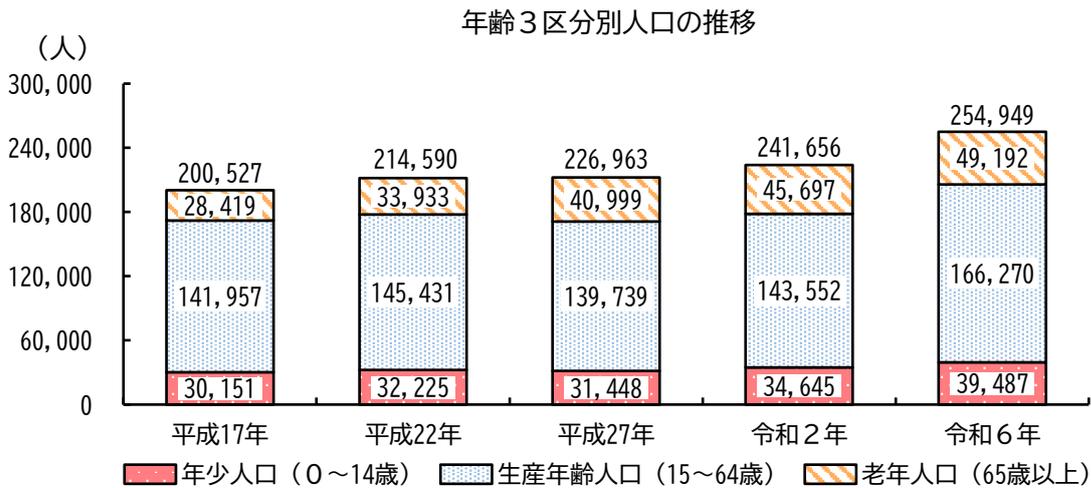
| 令和<br>2年度<br>(2020年度)   | 令和<br>3年度<br>(2021年度) | 令和<br>4年度<br>(2022年度) | 令和<br>5年度<br>(2023年度) | 令和<br>6年度<br>(2024年度) | 令和<br>7年度<br>(2025年度)   | 令和<br>8年度<br>(2026年度) | 令和<br>9年度<br>(2027年度) | 令和<br>10年度<br>(2028年度) | 令和<br>11年度<br>(2029年度) | 令和<br>12年度<br>(2030年度) |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 第2期つくば市<br>子ども・子育て支援プラン |                       |                       |                       |                       | 第3期つくば市<br>子ども・子育て支援プラン |                       |                       |                        |                        | 次期<br>計画               |
|                         |                       |                       |                       |                       | 適宜見直し                   |                       |                       |                        |                        |                        |

# 第2章 つくば市の子どもを取り巻く状況

## 1 子ども、子育て家庭の現状

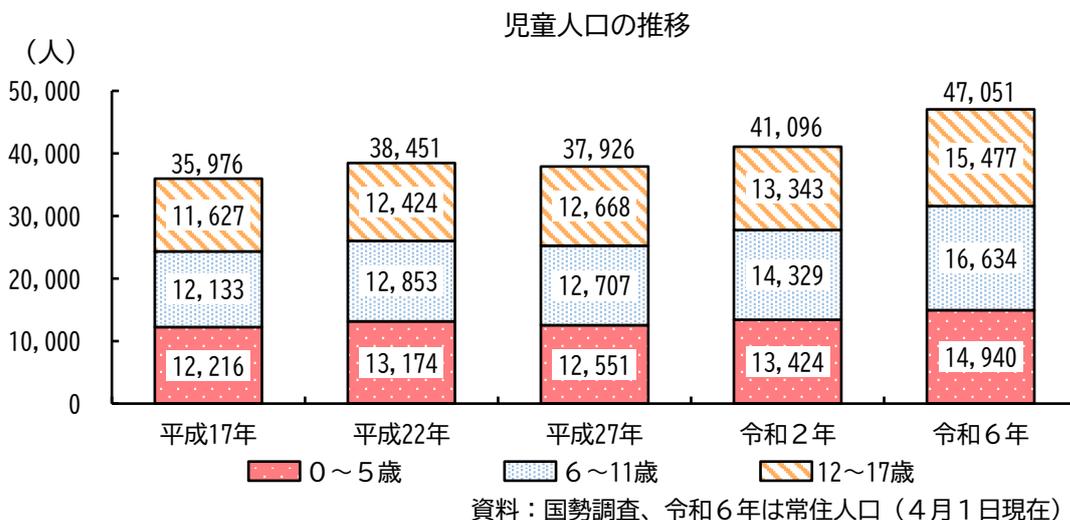
### (1) 人口の推移

当市の総人口は年々増加傾向にあり、令和6年（2024年）4月現在で254,949人となっています。年齢3区分別で見ると老年人口で増加が著しい傾向にありますが、年少人口、生産年齢人口においても増加しており、子育て世代の流入がみられます。



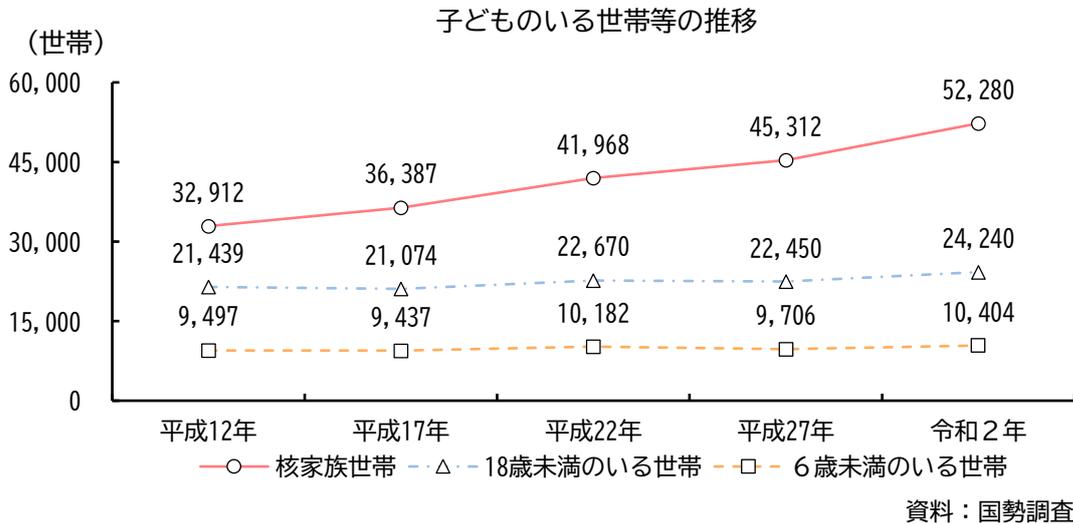
### (2) 児童人口の推移

当市の17歳までの児童人口については、令和6年（2024年）4月現在で47,051人となっています。平成27年（2015年）以降の児童人口は増加傾向にあります。



### (3) 子育て世帯等の現状

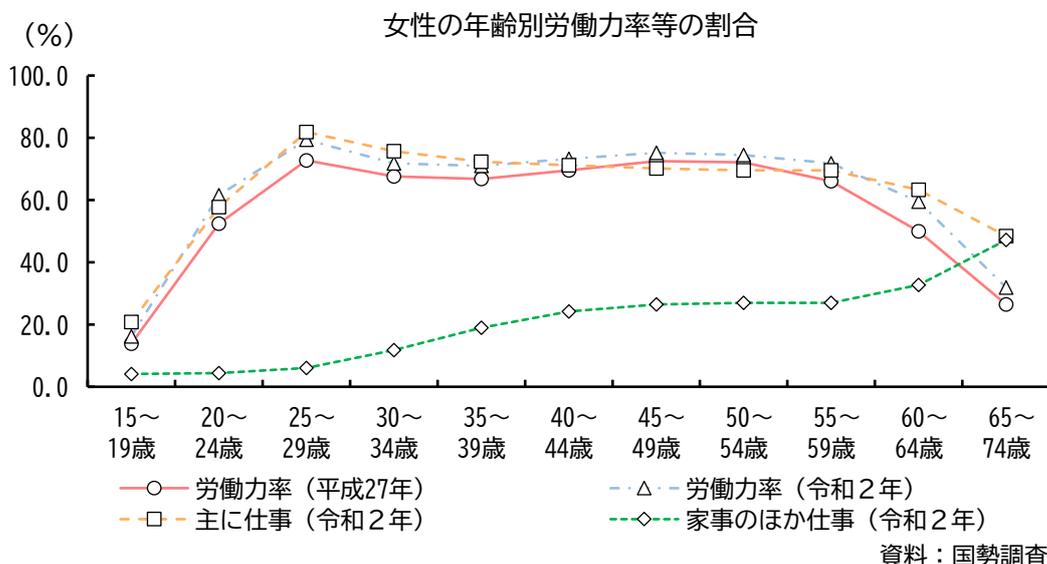
当市の子どものいる核家族世帯については年々増加傾向にあり、令和2年（2020年）で52,280世帯と、平成12年（2000年）に比べ約1.6倍となっています。一方、18歳未満のいる世帯、6歳未満のいる世帯については横ばいとなっており、それぞれ令和2年（2020年）で24,240世帯、10,404世帯となっています。



### (4) 女性の労働力率

当市の女性の労働力率については、25歳から39歳にかけて結婚・出産等により労働力率が下がる「M字カーブ」を描いていますが、平成27年（2015年）と比較すると、令和2年（2020年）でM字カーブの谷が浅くなっています。

「主に仕事」の割合は、25～29歳の81.9%が最も高く、次いで30～34歳の75.7%となっており、「家事のほか仕事」を含めた労働力率の高い年齢は25～29歳で79.3%、45～49歳で75.2%となっています。



※主に仕事：主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしている場合  
 家事のほか仕事：主に家事などをしていて、その傍ら少しでも収入を伴う仕事をしている場合

## (5) 出生数・出生率

当市の出生数・出生率については、令和4年（2022年）でそれぞれ2,178人、9.1となっており、出生率は、近年減少傾向にあります。県、国より高い水準で推移しています。また、当市の合計特殊出生率は、県、国に比べ高くなっていますが、年々減少傾向にあります。

出生数・出生率の推移

単位：人等

| 項目             |     | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年  | 令和3年  | 令和4年  |
|----------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 出生数（市）         |     | 2,196 | 2,231 | 2,133 | 2,167 | 2,178 |
| 出生率<br>（人口千人対） | 市   | 9.8   | 9.8   | 9.2   | 9.7   | 9.1   |
|                | 茨城県 | 6.8   | 6.4   | 6.2   | 5.9   | 5.7   |
|                | 国   | 7.4   | 7.0   | 6.8   | 6.6   | 6.3   |
| 合計特殊出生率        | 市   | 1.43  | 1.46  | 1.39  | 1.36  | 1.32  |
|                | 茨城県 | 1.44  | 1.39  | 1.34  | 1.30  | 1.27  |
|                | 国   | 1.42  | 1.36  | 1.33  | 1.30  | 1.26  |

資料：茨城県人口動態統計

## (6) 婚姻・離婚

当市の婚姻・離婚については、平成31年（2019年）以降減少傾向にあり、婚姻・離婚件数は令和4年（2022年）でそれぞれ1,290件、317件となっています。

婚姻率は県、国に比べ高めで推移し、また、離婚率は令和2年（2022年）以降低くなっています。

婚姻・離婚の状況の推移

単位：件等

|      |            | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年  | 令和3年  | 令和4年  |      |
|------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| つくば市 | 婚姻         | 1,312 | 1,361 | 1,248 | 1,204 | 1,290 |      |
|      | 離婚         | 367   | 382   | 382   | 352   | 317   |      |
|      | 婚姻率（人口千対）  | 5.9   | 6.0   | 5.4   | 5.4   | 5.4   |      |
|      | 離婚率（人口千対）  | 1.64  | 1.68  | 1.64  | 1.58  | 1.32  |      |
| 茨城県  | 婚姻率（人口千対）  | 4.4   | 4.4   | 3.8   | 3.6   | 3.7   |      |
|      | 離婚率（人口千対）  | 1.68  | 1.66  | 1.57  | 1.46  | 1.41  |      |
|      | 平均初婚<br>年齢 | 夫     | 31.1  | 31.3  | 30.8  | 31.0  | 31.3 |
|      |            | 妻     | 29.1  | 29.4  | 29.2  | 29.3  | 29.6 |
| 全国   | 婚姻率（人口千対）  | 4.7   | 4.8   | 4.3   | 4.1   | 4.1   |      |
|      | 離婚率（人口千対）  | 1.68  | 1.69  | 1.57  | 1.50  | 1.47  |      |

|            |   |      |      |      |      |      |
|------------|---|------|------|------|------|------|
| 平均初婚<br>年齢 | 夫 | 31.1 | 31.2 | 31.0 | 31.0 | 31.1 |
|            | 妻 | 29.4 | 29.6 | 29.4 | 29.5 | 29.7 |

## 2 ニーズ調査結果・子育ての現状

### (1) アンケート調査の実施概要

#### ① 調査の目的

近年の社会動向の変化などを踏まえて、第3期つくば市子ども・子育て支援プランの策定の基礎資料として、調査を実施しました。

#### ② 調査対象

つくば市在住の方の中から以下の年代ごとに無作為に抽出

○ 就学前の子どもの保護者（令和5年（2023年）4月1日現在の0歳児～5歳児の保護者）

○ 小学生の保護者（令和5年（2023年）4月1日現在の小学1年生～6年生の保護者）

○ 小学生（4～6年生）（令和5（2023年）年4月1日現在の小学4年生～6年生）

#### ③ 調査期間

令和5年（2023年）12月14日から令和6年（2024年）1月19日

#### ④ 調査方法

郵送により調査票を配布し、郵送またはインターネットによる回答

#### ⑤ 回収状況

|            | 配布数    | 有効回答数  | 有効回答率 |
|------------|--------|--------|-------|
| 就学前児童の保護者  | 2,500通 | 1,336通 | 53.4% |
| 小学生の保護者    | 1,500通 | 714通   | 47.6% |
| 小学生（4～6年生） | 799通   | 294通   | 36.8% |

[ 注 釈 ]

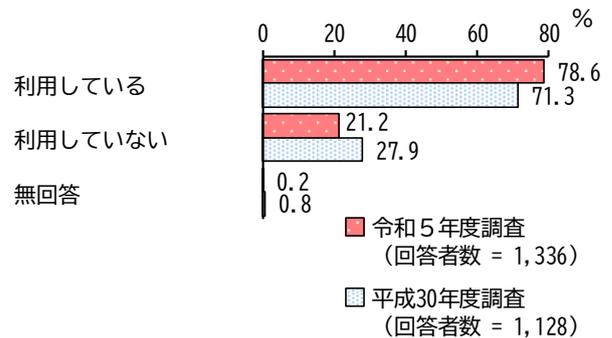
「アンケート調査の主な結果」については、会議に先行して実施した子ども・子育て会議委員に対する課題聴取を踏まえて、株式会社 名豊により抜粋（案）をお示ししています。

## (2) アンケート調査の主な結果（就学前児童の保護者）

### ① 保育園や幼稚園などの利用状況や意向について

#### ○ 幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育事業」を利用しているか（単数回答）

「利用している」の割合が 78.6%、  
「利用していない」の割合が 21.2%  
となっています。<sup>※1</sup>  
平成 30 年度調査と比較すると、「利  
用している」の割合が増加していま  
す。

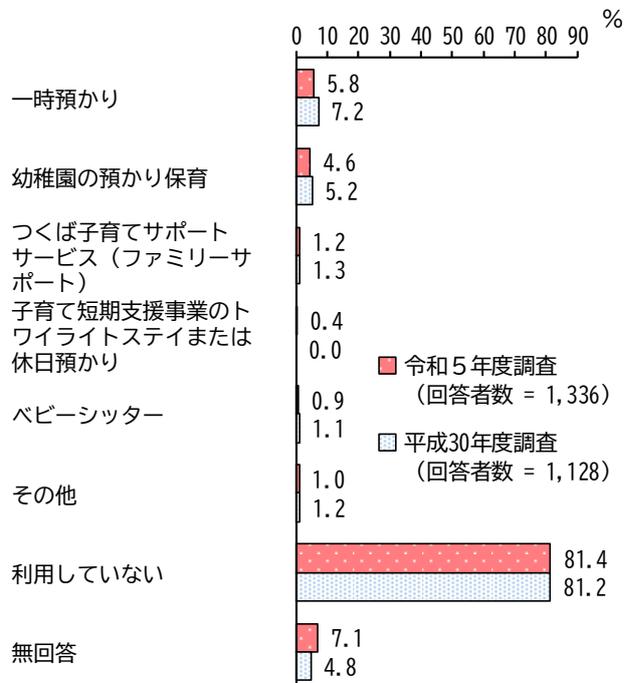


※1：「第1期つくば市子ども・子育て支援プラン」の改訂に向けた基礎資料とし、国が提示する基本指針に沿って、平成30年度にも同様のアンケート調査を実施しています。

### ② 不定期の教育・保育事業や一時預かり事業などの利用について

#### ○ 私用や親の通院、就労等の際に不定期的に利用している事業（複数回答）

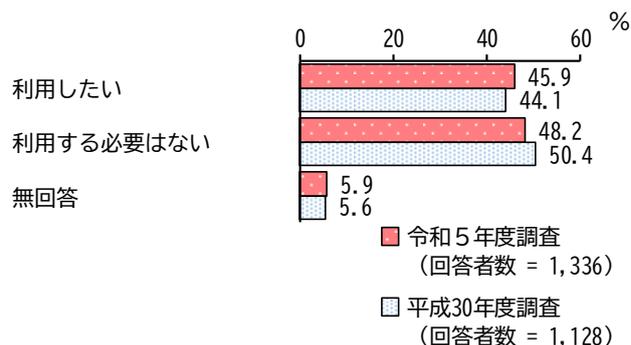
「利用していない」の割合が  
81.4%と最も高くなっています。  
平成 30 年度調査と比較すると、大  
きな変化はみられません。



○ 私用、親の通院、不定期の就労等での目的事業の利用希望（単数回答）

「利用したい」の割合が 45.9%、  
「利用する必要はない」の割合が  
48.2%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、大  
きな変化はみられません。

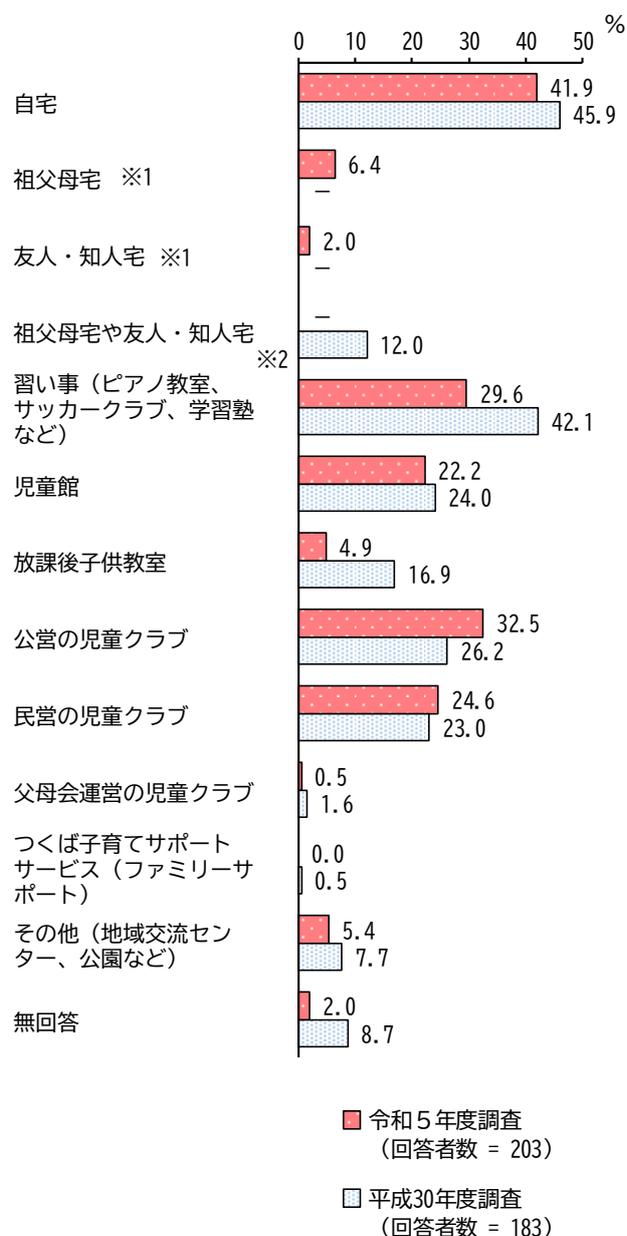


③ 小学校就学後の放課後の過ごし方について

○ 小学校1～3年生の間に放課後を過ごさせたい場所（複数回答）

「自宅」の割合が 41.9%と最も高  
く、次いで「公営の児童クラブ」の割  
合が 32.5%、「習い事（ピアノ教室、  
サッカークラブ、学習塾など）」の割  
合が 29.6%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「公  
営の児童クラブ」の割合が増加して  
います。一方、「習い事（ピアノ教室、  
サッカークラブ、学習塾など）」、「放  
課後子供教室」の割合が減少してい  
ます。

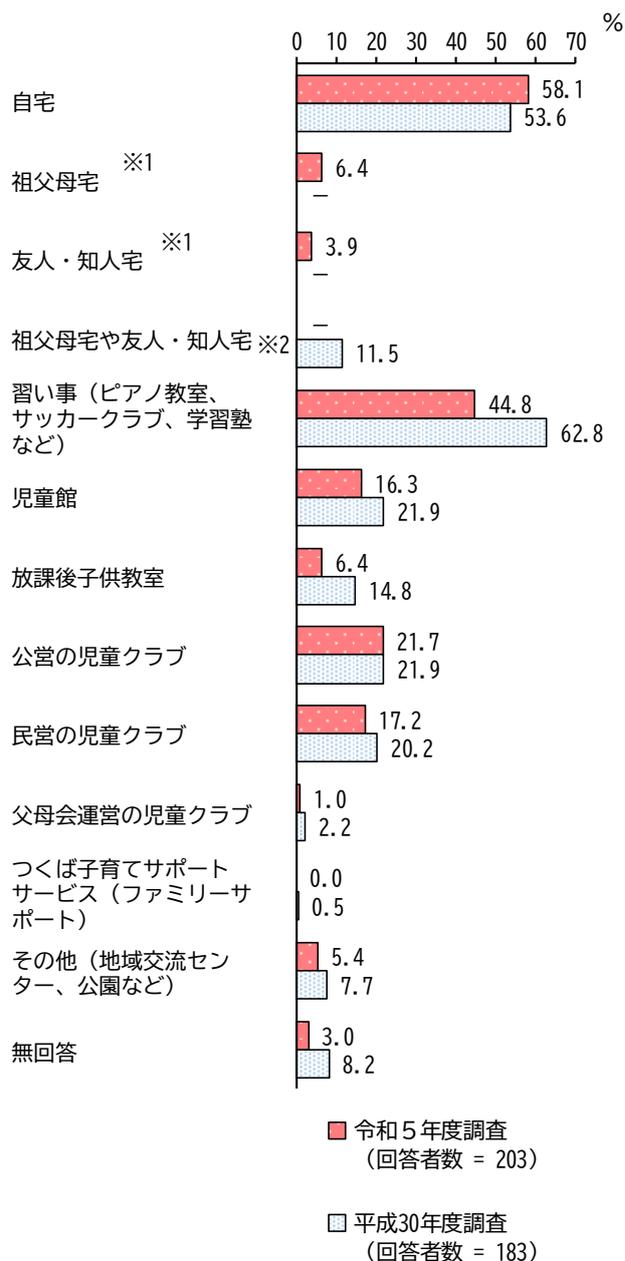


※1：平成 30 年度調査には、選択肢がありませんでした。  
※2：令和 5 年度調査には、選択肢がありませんでした。

○ 小学校4～6年生の間に放課後過ごさせたい場所（複数回答）

「自宅」の割合が58.1%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が44.8%、「公営の児童クラブ」の割合が21.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」、「児童館」、「放課後子供教室」の割合が減少しています。



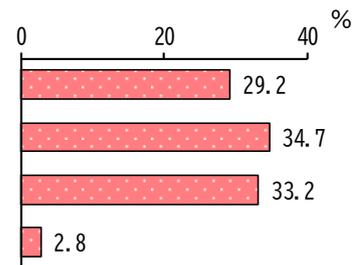
※1：平成30年度調査には、選択肢がありませんでした。  
 ※2：令和5年度調査には、選択肢がありませんでした。

④ 子どもの権利について

○ 「子どもの権利条約」の認知度（単数回答）

「名前は知っているが内容は知らない」の割合が 34.7%と最も高く、次いで「知らない」の割合が 33.2%、「名前も内容も知っている」の割合が 29.2%となっています。

回答者数 = 1,336

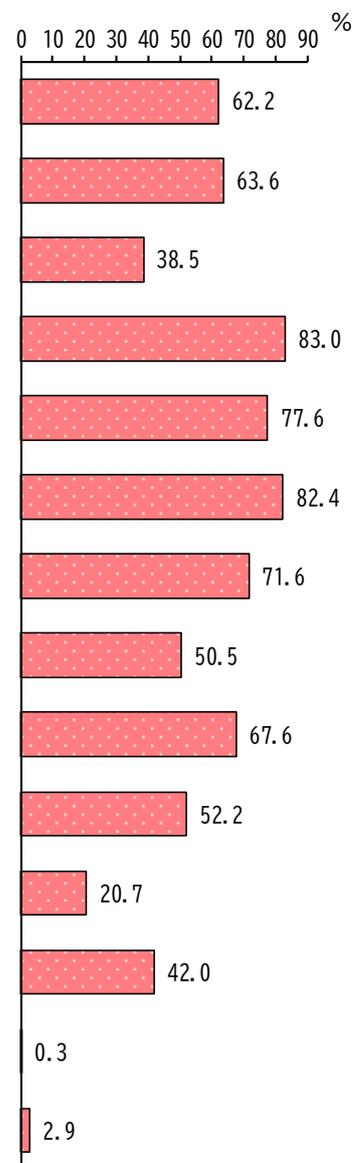


○ 子どもの権利の中で特に大切だと思うこと（複数回答）

「暴力や言葉で傷つけないこと」の割合が 83.0%と最も高く、次いで「自分の考えを自由に言えること」の割合が 82.4%、「家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと」の割合が 77.6%となっています。

回答者数 = 1,336

- 人種や性別、宗教などで差別されないこと
- 障がいのある子が差別されないこと
- 子どもが知りたいことを隠さないこと
- 暴力や言葉で傷つけないこと
- 家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと
- 自分の考えを自由に言えること
- 人と違う自分らしさが認められること
- 自分の秘密が守られること
- 自分のことは自分で決められること
- 自由な時間をもつこと
- 自由な呼び掛けでグループを作り集まれること
- 必要な情報を知ることや、参加する手助けを受けられること
- 特にない
- 無回答

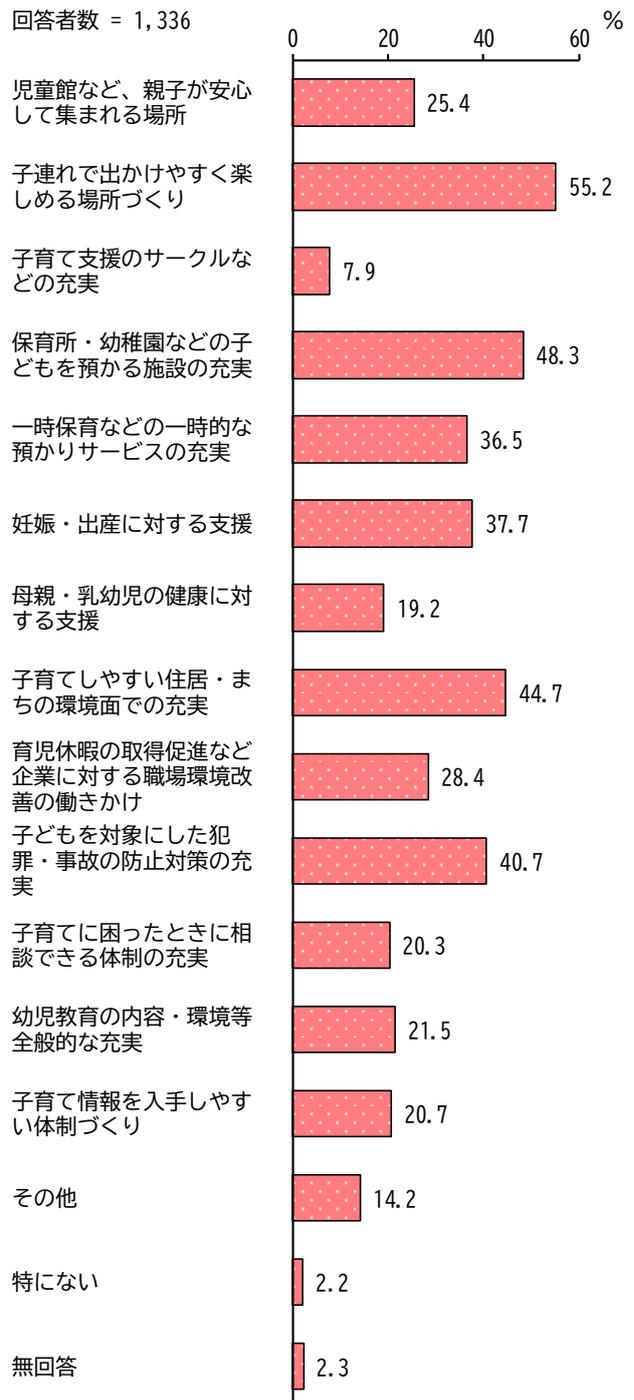


⑤ つくば市の子育て環境や支援対策について

○ 今後、つくば市で力を入れてほしい事業や対策（複数回答）

「子連れで出かけやすく楽しめる場所づくり」の割合が 55.2%と最も高く、次いで「保育所・幼稚園などの子どもを預かる施設の充実」の割合が 48.3%、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」の割合が 44.7%となっています。

回答者数 = 1,336



### (3) アンケート調査の主な結果 (小学生の保護者)

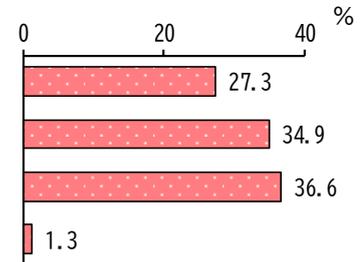
#### ① 子どもの権利について

##### ○ 「子どもの権利条約」の認知度 (単数回答)

「知らない」の割合が 36.6%と最も高く、次いで「名前は知っているが内容は知らない」の割合が 34.9%、「名前も内容も知っている」の割合が 27.3%となっています。

回答者数 = 714

名前も内容も知っている  
 名前は知っているが内容は知らない  
 知らない  
 無回答

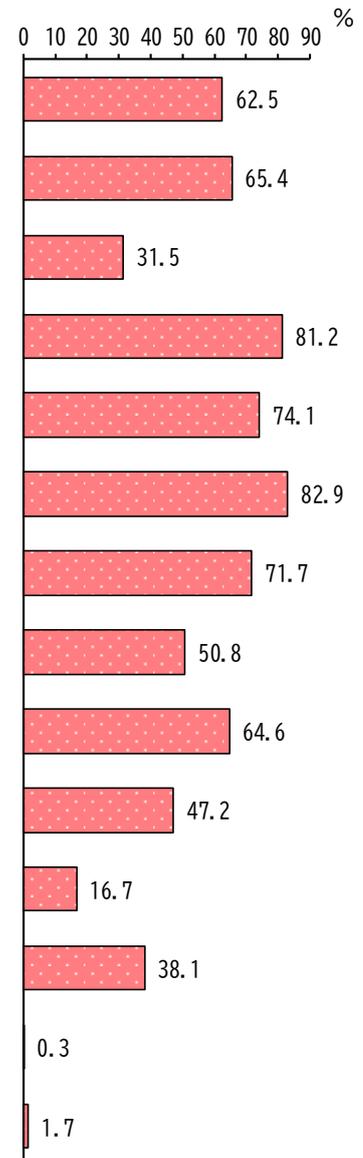


##### ○ 子どもの権利の中で特に大切だと思うこと (複数回答)

「自分の考えを自由に言えること」の割合が 82.9%と最も高く、次いで「暴力や言葉で傷つけないこと」の割合が 81.2%、「家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと」の割合が 74.1%となっています。

回答者数 = 714

人種や性別、宗教などで差別されないこと  
 障がいのある子が差別されないこと  
 こどもが知りたいことを隠さないこと  
 暴力や言葉で傷つけないこと  
 家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと  
 自分の考えを自由に言えること  
 人と違う自分らしさが認められること  
 自分の秘密が守られること  
 自分のことは自分で決められること  
 自由な時間をもつこと  
 自由な呼び掛けでグループを作り集まれること  
 必要な情報を知ることや、参加する手助けを受けられること  
 特にな  
 無回答

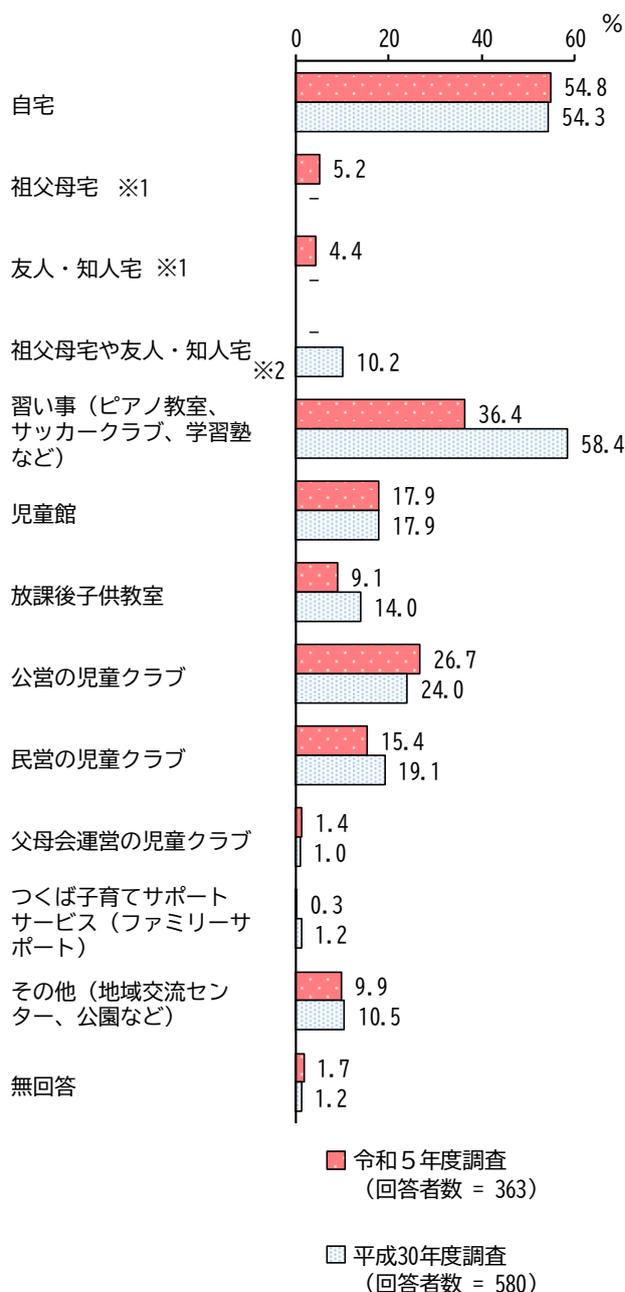


② お子さんの放課後の過ごし方について

○ 小学校1～3年生の間に放課後を過ごさせたい場所（複数回答）

「自宅」の割合が 54.8%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 36.4%、「公営の児童クラブ」の割合が 26.7%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が減少しています。

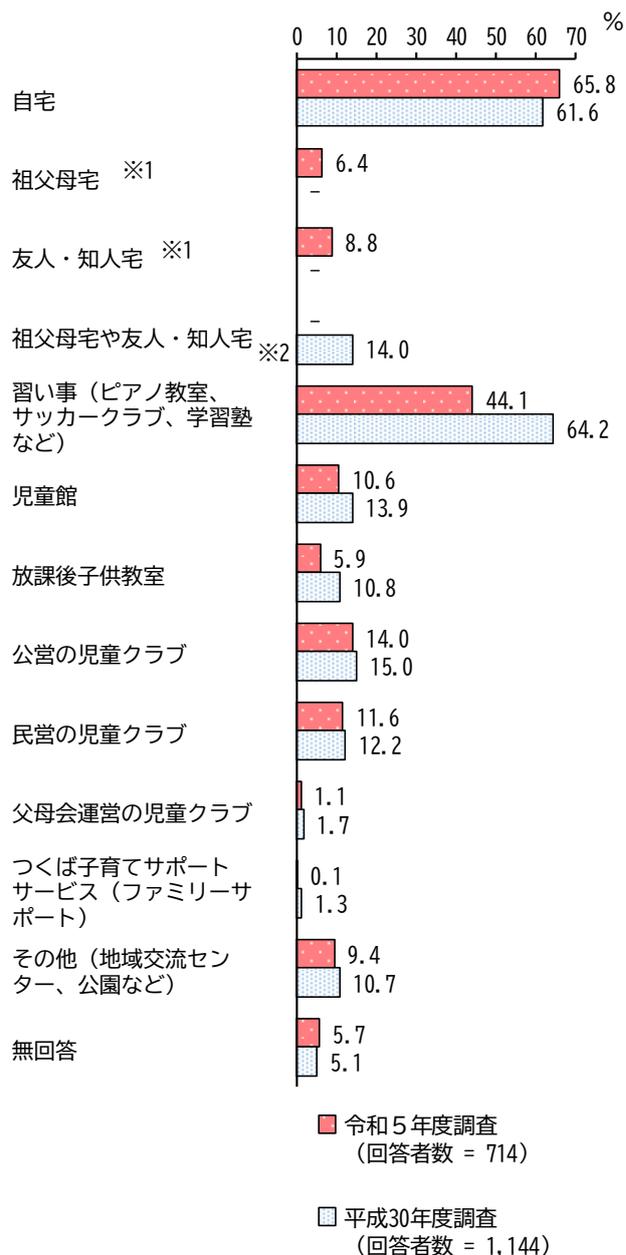


※1：平成 30 年度調査には、選択肢がありませんでした。  
 ※2：令和 5 年度調査には、選択肢がありませんでした。

○ 小学校4～6年生の間に放課後過ごさせたい場所（複数回答）

「自宅」の割合が 65.8%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 44.1%、「公営の児童クラブ」の割合が 14.0%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が減少しています。



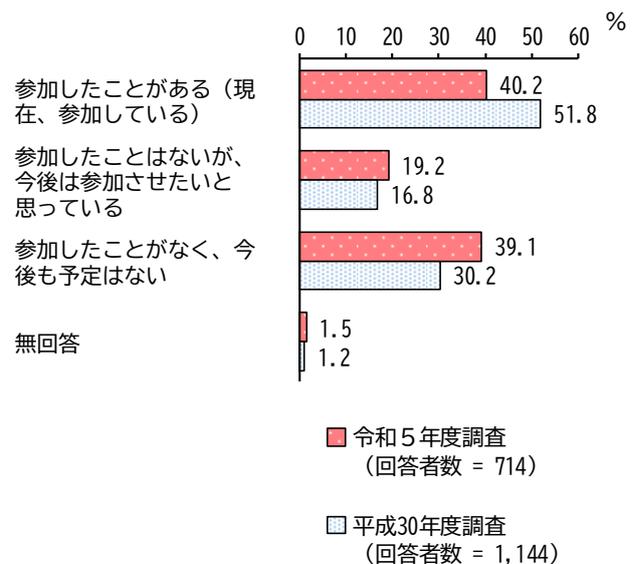
※1：平成 30 年度調査には、選択肢がありませんでした。

※2：令和 5 年度調査には、選択肢がありませんでした。

○ 学校以外の地域活動やグループ活動などへの参加状況（単数回答）

「参加したことがある（現在、参加している）」の割合が 40.2%と最も高く、次いで「参加したことがなく、今後も予定はない」の割合が 39.1%、「参加したことはないが、今後は参加させたいと思っている」の割合が 19.2%となっています。

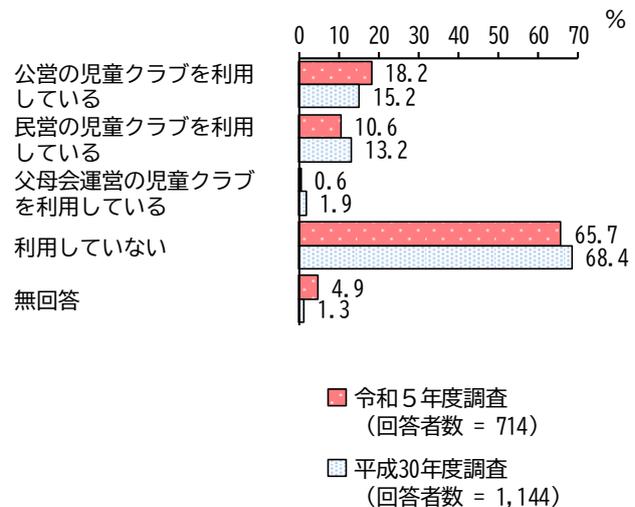
平成 30 年度調査と比較すると、「参加したことがなく、今後も予定はない」の割合が増加しています。一方、「参加したことがある（現在、参加している）」の割合が減少しています。



○ 児童クラブの利用状況（単数回答）

「利用していない」の割合が 65.7%と最も高く、次いで「公営の児童クラブを利用している」の割合が 18.2%、「民営の児童クラブを利用している」の割合が 10.6%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



○ 放課後子供教室（交流ひろばを含む。）の参加状況（単数回答）

「放課後子供教室に参加したことがある」の割合が38.2%と最も高く、次いで「放課後子供教室を知っているが参加したことがない」の割合が34.5%、「放課後子供教室を知らなかった」の割合が24.9%となっています。

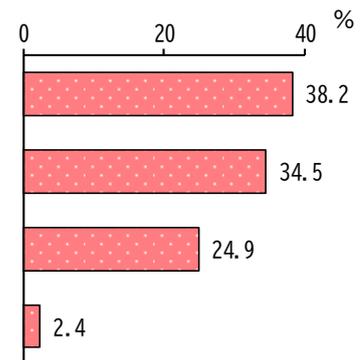
回答者数 = 714

放課後子供教室に参加したことがある

放課後子供教室を知っているが参加したことがない

放課後子供教室を知らなかった

無回答



○ 今後、放課後子供教室に参加したいか（単数回答）

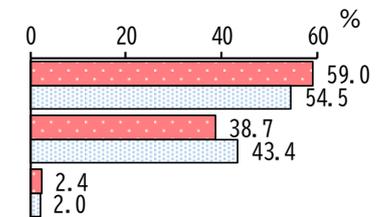
「放課後子供教室に参加したい」の割合が59.0%、「参加しない」の割合が38.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

放課後子供教室に参加したい

参加しない

無回答



■ 令和5年度調査  
(回答者数 = 714)

□ 平成30年度調査  
(回答者数 = 1,144)

(4) アンケート調査の主な結果（小学生（4～6年生））

○ 「子どもの権利条約」の認知度（単数回答）

「聞いたことがない」の割合が67.7%と最も高く、次いで「聞いたことはある」の割合が20.4%となっています。

回答者数 = 294

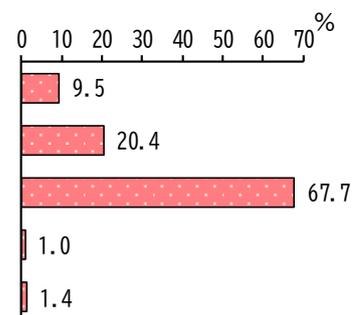
聞いたこともあるし、内容も知っている

聞いたことはある

聞いたことがない

答えない

無回答



### 3 子ども・子育て支援事業の利用状況

#### (1) 教育・保育施設等

市内の教育・保育施設等の利用状況は次のとおりです。

##### ① 幼稚園・認定こども園（教育部分）

幼稚園・認定こども園は、令和4年度（2022年度）を除き、実績値が計画値を上回って推移しています。

##### 【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

|     |                | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値 |                | 5,001             | 5,031             | 5,031             | 4,537             |
| 実績値 | 特定教育・保育施設      | 3,717             | 3,747             | 3,387             | 3,187             |
|     | 確認を受けない<br>幼稚園 | 1,480             | 1,480             | 1,410             | 1,410             |
|     | 実績値 計          | 5,197             | 5,227             | 4,797             | 4,597             |

##### ② 認可保育所等

認可保育所等は令和5年度（2023年度）、実績値が計画値を下回って推移しています。2号認定、3号認定（0歳、1～2歳）ともに増加が続いています。

##### 【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

|              |                | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|--------------|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値          | 2号認定           | 4,332             | 4,731             | 4,911             | 5,096             |
|              | 3号認定（0歳）       | 837               | 864               | 885               | 969               |
|              | 3号認定<br>（1～2歳） | 2,452             | 2,669             | 2,814             | 3,059             |
|              | 3号認定 計         | 3,289             | 3,533             | 3,699             | 4,028             |
| 実績値/<br>利用定員 | 2号認定           | 4,390             | 4,787             | 4,886             | 5,056             |
|              | 3号認定（0歳）       | 836               | 903               | 923               | 969               |
|              | 3号認定<br>（1～2歳） | 2,492             | 2,776             | 2,880             | 3,059             |
|              | 3号認定 計         | 3,328             | 3,679             | 3,803             | 4,028             |

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法における地域子ども・子育て支援事業として位置づけられた事業の概況は以下のとおりです。

### ① 利用者支援事業

利用者支援事業は、計画値通りとなっています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

|     |         | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値 | 特定型・基本型 | 1                 | 1                 | 2                 | 2                 |
|     | 母子保健型   | 4                 | 4                 | 4                 | 4                 |
| 実績値 | 特定型・基本型 | 1                 | 1                 | 2                 | 2                 |
|     | 母子保健型   | 4                 | 4                 | 4                 | 4                 |

### ② 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、概ね計画値通りとなっています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

|     |  | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----|--|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値 |  | 9 か所              | 9 か所              | 9 か所              | 10 か所             |
| 実績値 |  | 9 か所              | 9 か所              | 10 か所             | 11 か所             |

### ③ 一時預かり事業

一時預かり事業は、概ね計画値通りとなっています。一時預かり事業の中でも、一般型は増加が続いています。

#### <幼稚園型>

##### 【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

|     | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値 | 2か所               | 2か所               | 2か所               | 2か所               |
| 実績値 | 1か所               | 1か所               | 1か所               | 2か所               |

#### <一般型>

##### 【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

|     | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値 | 25か所              | 28か所              | 29か所              | 30か所              |
| 実績値 | 31か所              | 36か所              | 42か所              | 50か所              |

### ④ 病児・病後児保育事業

##### 【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

|     |                  | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値 | 延べ利用者数           | 2,160             | 2,880             | 2,880             | 2,880             |
|     | 実施箇所             | 3                 | 4                 | 4                 | 4                 |
| 実績値 | 延べ利用者数           | 79                | 947               | 1,121             | 1,826             |
|     | 実施箇所<br>(病児対応型)  | 4                 | 5                 | 5                 | 5                 |
|     | 実施箇所<br>(病後児対応型) | 1                 | 2                 | 3                 | 4                 |

⑤ ファミリーサポートセンター事業

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

|     |       | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----|-------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値 | 利用会員数 | 1,307             | 1,307             | 1,307             | 1,307             |
|     | 協力会員数 | 245               | 245               | 245               | 245               |
| 実績値 | 利用会員数 | 576               | 444               | 332               | 756               |
|     | 両方会員数 | 45                | 41                | 42                | 31                |
|     | 協力会員数 | 173               | 168               | 171               | 181               |

※量の見込み（就学前）及び確保方策（就学前）は、一時預かり事業（幼稚園型以外）に計上。

⑥ 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、概ね計画値通りとなっています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

|     |  | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----|--|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値 |  | 6か所               | 6か所               | 6か所               | 6か所               |
| 実績値 |  | 6か所               | 6か所               | 8か所               | 9か所               |

⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、概ね計画値通りとなっています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

|          |  | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|----------|--|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値（訪問数） |  | 2,102             | 2,133             | 2,169             | 2,213             |
| 実績値（訪問数） |  | 2,232             | 2,170             | 2,293             | 2,281             |

⑧ 妊婦健診事業

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

|             | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値（延べ対象者数） | 29,862            | 30,366            | 30,982            | 30,290            |
| 実績値（延べ受診者数） | 24,620            | 25,637            | 24,835            | 21,955            |

※計画値（延べ対象者数）は、計画値（妊婦健診対象人数の見込量）×14回から算出。

⑨ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業の訪問数は、増減を繰り返しながら推移していますが、概ね計画値通りとなっています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

|          | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値（訪問数） | 252               | 255               | 260               | 265               |
| 実績値（訪問数） | 307               | 266               | 289               | 177               |

⑩ 時間外保育事業

時間外保育事業は、概ね計画値通りとなっています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

|      |    | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値  |    | 74 施設             | 82 施設             | 89 施設             | 96 施設             |
| 実績値  |    | 77 施設             | 86 施設             | 94 施設             | 100 施設            |
| （内訳） | 公立 | 16 施設             | 16 施設             | 16 施設             | 16 施設             |
|      | 民間 | 61 施設             | 70 施設             | 78 施設             | 84 施設             |

⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

|               | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 量の見込み（物品購入費等） | 15                | 15                | 15                | 15                |
| 実績値           | 7                 | 6                 | 4                 | 1                 |
| 量の見込み（副食費）    | 300               | 300               | 300               | 300               |
| 実績値           | 134               | 105               | 103               | 80                |

⑫ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業は、概ね計画値通りとなっています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

|      |         | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|------|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値  |         | 119               | 134               | 149               | 164               |
| 実績値  |         | 118               | 132               | 150               | 157               |
| (内訳) | 公設公営    | 56                | 63                | 71                | 70                |
|      | 公設指定管理者 | 2                 | 2                 | 2                 | 2                 |
|      | 公設民営    | 7                 | 7                 | 8                 | 7                 |
|      | 民設民営    | 53                | 60                | 69                | 78                |

※クラブ数は、定員40人規模（支援の単位）で算出。

⑬ 放課後子供教室

|                 | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 量の見込み(イベント実施回数) | 168               | 183               | 198               | 213               |
| 実績値             | 72                | 59                | 101               | 112               |

⑭ 放課後子供教室の定期開催実施校

放課後子供教室の定期開催実施校は、令和4年度(2022年度)以降増加しており、量の見込みを上回って推移しています。

|                 | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 学校数(計画値)        | 3                 | 3                 | 3                 | 4                 |
| 学校数             | 3                 | 3                 | 3                 | 4                 |
| 量の見込み(イベント実施回数) | 320               | 330               | 340               | 390               |
| 実績値             | 287               | 269               | 390               | 445               |

## 4 「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」の評価

当市では、毎年「つくば市子ども・子育て会議」において事業の実施状況に関する点検・評価を実施しており、その結果をホームページで公表してきました。

### (1) 重点事業の評価

令和5年度（2023年度）の51事業についての評価は、「A：計画通り又は計画に先行して進んでいる」が0%、「B：おおむね計画通り」が0%、「C：遅れが生じている」が0%、「D：大幅に遅れが生じている」が0%です。

| 評価 | 進捗度（数値上の目安※（実際の確保数値/目標確保数値） |            |
|----|-----------------------------|------------|
| A  | 計画通り又は計画に先行して進んでいる          | 100%以上     |
| B  | おおむね計画通り                    | 80%～100%未満 |
| C  | 遅れが生じている                    | 50%～80%未満  |
| D  | 大幅に遅れが生じている                 | 50%未満      |

#### ① 教育・保育の見込量と確保方策

| 重点項目                     | 評価   |                          |  |
|--------------------------|------|--------------------------|--|
| (1)教育保育の見込量<br>(全体)      | 1号認定 |                          |  |
|                          | 2号認定 | 幼児期の学校教育の利用希望が強い<br>上記以外 |  |
|                          | 3号認定 | 0歳児<br>1・2歳児             |  |
| (1)①教育保育の見込量<br>(北部エリア)  | 1号認定 |                          |  |
|                          | 2号認定 | 幼児期の学校教育の利用希望が強い<br>上記以外 |  |
|                          | 3号認定 | 0歳児<br>1・2歳児             |  |
| (1)②教育保育の見込量<br>(中央部エリア) | 1号認定 |                          |  |
|                          | 2号認定 | 幼児期の学校教育の利用希望が強い<br>上記以外 |  |
|                          | 3号認定 | 0歳児<br>1・2歳児             |  |
| (1)③教育保育の見込量<br>(南部エリア)  | 1号認定 |                          |  |
|                          | 2号認定 | 幼児期の学校教育の利用希望が強い<br>上記以外 |  |
|                          | 3号認定 | 0歳児<br>1・2歳児             |  |

② 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保方策

| 重点項目                            | 評価                     |             |
|---------------------------------|------------------------|-------------|
| ①利用者支援事業                        | 基本型・特定型                |             |
|                                 | 母子保健型                  |             |
| ②地域子育て支援拠点事業                    | 施設数                    |             |
|                                 | 出張ひろば数                 |             |
| ③一時預かり事業                        | 幼稚園型                   | 在園児対象型      |
|                                 |                        | 施設数         |
|                                 | 幼稚園型以外                 | 全体          |
|                                 |                        | うち一時預かり     |
|                                 |                        | 施設数         |
| ④病児保育事業                         | 病児対応型                  |             |
|                                 | 施設数                    |             |
| ⑤子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | 全体                     |             |
|                                 | うち就学後                  |             |
|                                 | 提供会員数                  |             |
| ⑥子育て短期支援事業                      | 確保人数                   |             |
|                                 | 施設数                    |             |
| ⑦乳児家庭全戸訪問事業                     |                        |             |
| ⑧妊婦健康診査事業                       | 延べ回数                   |             |
| ⑨養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業           |                        |             |
| ⑩時間外保育事業（延長保育事業）                |                        |             |
| ⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業               | 物品購入費等                 |             |
|                                 | 副食費                    |             |
| ⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業     |                        |             |
| ⑬放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）          | 新たに開設する公設児童クラブの箇所数     |             |
|                                 | 新たに開設する公設児童クラブのクラブ数    |             |
|                                 | 新たに開設する民間児童クラブのクラブ数    |             |
| ⑭放課後子供教室                        | 放課後子供教室のイベント開催         | イベント実施回数    |
|                                 | 放課後子供教室の定期開催実施校（交流ひろば） | 学校数（交流ひろば数） |
|                                 |                        | イベント実施回数    |

### ③ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

| 重点項目                | 評価 |  |
|---------------------|----|--|
| ①子育てのための施設等利用給付について |    |  |
| ②茨城県との連携について        |    |  |

## (2) 成果指標の評価

「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」において、市民による当市の子ども・子育て支援施策の総合評価として計画全体の成果指標を設定してします。

「保育所・幼稚園を含めた保育サービスを良好と思う保護者の割合」「放課後の子どもの生活を豊かにする事業が良好だと思ふ保護者の割合」が改善している一方で、「つくば市は子育てしやすいまちだと思ふ保護者の割合」「子育てに関して非常に不安や負担などを感じている保護者の割合」は悪化しています。

| 成果指標項目                          | 策定値<br>(H30年) | 目標値<br>(R6年度) | 現状値<br>(R5年) | 評価 | 備考                            |
|---------------------------------|---------------|---------------|--------------|----|-------------------------------|
| 基本目標Ⅰ たしかな生命と元気を育む              |               |               |              |    |                               |
| つくば市は子育てしやすいまちだと思ふ保護者の割合        | 59.9%         | 70.5%         | 55.6%        | ×  | 「子育てしやすい」と「どちらかといえば子育てしやすい」の計 |
| 子育てに関して非常に不安や負担などを感じている保護者の割合   | 9.2%          | 6.2%          | 13.6%        | ×  | 「非常に不安や負担を感じる」                |
| 基本目標Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む            |               |               |              |    |                               |
| 保育所等の待機児童ゼロ<br>(4月1日時点)         | 131人          | 0人            | 1人           | ○  |                               |
| 保育所・幼稚園を含めた保育サービスを良好と思ふ保護者の割合   | 63.7%         | 68.0%         | 73.8%        | ○  | 「良い」と「まあ良い」の計                 |
| 基本目標Ⅲ 主体的にして広く豊かな経験を育む          |               |               |              |    |                               |
| 放課後児童クラブ待機児童ゼロ<br>(5月1日時点)      | 119人          | 0人            | 97人          | ○  |                               |
| 放課後の子どもの生活を豊かにする事業が良好だと思ふ保護者の割合 | 48.3%         | 53.0%         | 83.1%        | ○  | 「良い」と「まあ良い」の計                 |

○=改善 △=横ばい(標本誤差の範囲内の変化) ×=悪化

(注) 当初値は「第2期つくば市子育てアンケート・就学前調査結果」(平成30年11月実施)

## 5 子ども・子育て支援にかかわる課題

### [ 注 釈 ]

「5 子ども・子育て支援にかかわる課題」については本日の議事に加えて、①会議に先行して実施した子ども・子育て会議委員に対する課題聴取、②つくば市子育てアンケート、③国の方針や事業の評価、④つくば市の現況などを踏まえて、次回会議でお示しします。これらは、今後の市の子ども・子育て支援施策や、第3期プランの基本目標につながっていきます。

### (1) 第2期子ども・子育て支援プランの課題

#### ①子どもの育ちと子育てを支援する切れ目のない包括的な支援の展開について

当市では、安心して出産できる環境を整え、母子保健事業と子育て支援事業の、関係機関が連携し、継続的・包括的に実施してきました。

アンケート調査において、子育てに関する相談窓口の認知度をみると、「つくば市子育て総合支援センター」や「保健センター」を知っている人が6割以上となっています。利用希望については、「家庭児童相談」や「家庭教育学級」、「子育てコーディネーター」等幅広い利用希望があります。一方、子育てに不安や負担を感じる保護者も多く、子育てに関する相談支援事業については、今後も、サービス利用の必要性のある保護者がサービスを必要なときに利用できるよう、情報提供の充実を進めるとともに、相談利用しやすい環境づくりを進め、切れ目のない包括的な支援を展開することが必要です。

また、発達や養育に悩む家庭への支援強化が求められています。アンケート調査では、子どもの健康や発育に関する悩みが多く、産後の不安や負担も大きくなっています。特に「十分な睡眠がとれない」や「心身の疲れ」が大きな問題となっています。支援のニーズとしては、母親が休息できるサービスや育児と家事を両立するための経済的支援、子どもを預けるサービス等が挙げられています。

そのため、周産期に求められる様々なニーズに対して、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない情報提供や相談支援の充実、保健・医療・福祉の支援体制の強化が必要です。

また、産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を図るとともに、予期せぬ妊娠等に悩む方が必要な支援を受けられるよう、乳児院や母子生活支援施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取り組みを進めることが必要です。

## ②幼児教育・保育の量的拡充と質の向上について

当市では、フルタイムで働く就学前児童の母親が増加しており、認可保育所等の利用も増加傾向にあります。今後も、共働き世帯や多様化する変則的な勤務をする保護者の多様なニーズに対応するため、教育・保育サービスの充実の検討が必要です。

さらに、保育所等の一時預かりや幼稚園の預かり保育などの事業については、利用を希望する人が多くなっていることから、一時預かり施設の充実を図り、さらにWebなどの活用により事業を利用しやすくする工夫が必要です。また、保育ニーズの高まりに合わせて、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進めることが必要です。

さらに子どもの豊かな育ちを促進するため、地域や家庭の環境にかかわらず、全ての子どもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、子どもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障し、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図ることが必要です。

また、障害のある子どもや医療的ケア児、外国籍の子どもをはじめ様々な文化を背景にもつ子どもなど特別な配慮を必要とする子どもを含め、一人ひとりの子どもの健やかな成長を支えていくことが必要です。

### ③地域や放課後における子どもの居場所づくりについて

「こども大綱」や「こどもの居場所に関する指針」では、全てのこどもや若者が安心・安全に過ごせる多様な居場所づくりが必要とされています。

そのような中で、アンケート調査では、就学前児童の保護者と小学生の保護者ともに、放課後の時間に過ごさせたい場所について、「自宅」が最も多く、次いで「習い事」や児童クラブが多くなっています。また、子どもの学校以外の地域活動やグループ活動については、「参加経験がある」と「今後参加させたい」が合わせて半数を超えています。

当市においても、このような多様なニーズを踏まえた居場所を地域や民間事業者と連携して確保していくことが必要です。

さらに障害のある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待やいじめを受けた児童及び外国にルーツをもつ児童等が、主体的に活動を行える放課後の居場所づくりも引き続き確保していくことが必要です。

## (2) 第3期プランから新たに盛り込む予定の項目に関する課題

### ④子どもの権利に関すること

子どもの権利について、アンケート調査によると、「子どもの権利条約」の認知度は保護者で3割、小学生本人で1割となっており、保護者が子どもの権利の中で特に大切だと思うことは「自分の考えを自由に言えること」が最も高い割合で、次いで「暴力や言葉で傷つけないこと」が高くなっています。今後は、子どもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成が必要です。また、子どもや若者が理解しやすい方法で情報提供を行い、子どもの権利について知る機会を創出することが求められます。

### ⑤子ども・若者育成支援に関すること

様々な困難を抱える若者への切れ目のない支援により、地域で見守り支え合うしくみが必要です。悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実とともに、保健・医療の提供では、性や妊娠に関する正しい知識を身に付けるプレコンセプションケアの推進が重要です。さらに、経済的な支援や出会いの機会を創出する支援も強化しながら、若者の就職活動や早期離職防止、再就職支援に取り組むことが求められます。

[ 注 釈 ]

基本理念は第2期プランのものを仮置きしています。

令和7年度から5年間の市の計画の根幹となりますので、積極的なご意見・ご提案をお願いいたします。

参考：第1期つくば市子ども・子育て支援プラン基本理念

「人と自然と科学の調和 子どもを生み育てやすいまち」

## 第3章 つくば市の子どもを取り巻く状況

### 1 基本理念

「つくば市未来構想・戦略プラン」では、「つながりを力に未来をつくる」をまちづくりの理念としています。この理念の実現に向け、子ども・若者の分野の目指すまちの姿として「未来をつくる人が育つまち」を掲げ、子育て環境が充実した、親子が一緒に楽しみながら成長できるまち、こどもたちが自分の好きなことを見つけ、個性を伸ばしながら未来を切り拓いていく力を育めるまちを目指しています。

また、「こども大綱」においては、こどもや若者への必要なサポートが年齢で途切れてしまうことなく、こどもや若者を、それぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示しており、本市においても、次代を担うこどもから若者までの対象範囲を広げ、切れ目のない支援の充実を図っていくものとします。

#### 【 基 本 理 念 】 (仮)

共に、未来を拓く力をすべての子どもに育むまち



## 令和6年度第2回つくば市子ども・子育て会議 ～協議事項2の進め方について～

令和6年度第2回子ども・子育て会議では、協議事項2「第3期つくば市子ども・子育て支援プラン策定に向けた方針等について」を、以下のように進めたいと思っております。事務局としましては、なるべく分かりやすい会議の運用に努めてまいりますので、何卒、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### (進行の大枠)

協議資料2はあくまでも骨子案であり、子ども・子育て会議、市民（パブリックコメント）、市が一体となり作り上げていくものであるため、基本的にどなたも自由に質疑・発言等いただけます。

※今回の会議で内容を確定させるものではなく、次回以降の会議でも適宜加除修正を加えていく予定です。

### (進行の前提)

つくば市子育てアンケート調査結果について「報告書」及び「クロス集計結果（アンケート調査結果のうち、どの項目についてクロス集計するか前年度委員に希望を募り集計したもの。）」を共有させていただきますので、ご一読いただきますようお願いいたします。なお、前年度から子ども・子育て会議委員を務めていただいている方は、改めて報告書、集計結果の読み込み及び分析をお願いします。

裏面、(進行の流れ)に続きます。

## ( 進行の流れ )

協議資料2で事務局(こども政策課)から、今後のスケジュール(案)をご説明します。



協議資料2と参考資料(自由意見生データ、クロス集計結果)の見方を、株式会社名豊よりご説明します。



委員の皆様は資料(主に自由意見生データ)を読んでいただく時間を設けます。※15分程度。



委員の皆様は協議資料2へのご意見をいただきます。

※第2章の2(2)「アンケート調査の主な結果(P.164~)」に掲載すべきアンケート結果項目、第2章の5「子ども・子育て支援にかかわる課題(P.184~)」、第3章「基本理念(P.187)」等の書きぶりへご意見・ご提案をお願いします。

※特に第3章「基本理念」につきましては、令和7年度から5年間の市の計画の根幹となる理念の部分ですので、積極的なご意見・ご提案をお願いいたします。



次回以降の子ども・子育て会議でお示し予定の、第3期プラン案や今後の資料作成にあたって気を付けていくべきこと等についてご意見ををお願いします。



上記の進行の上、次回の会議資料(協議資料2の修正点や今後の資料)につきましては、事務局と相談の上、子ども・子育て会議会長一任とさせていただきますようお願いいたします。

# 子ども・子育て支援にかかわる課題一覧

(仮称) 第3期つくば市子ども・子育て支援プラン策定のため、子ども・子育て会議委員に対して事前に課題の聴取を行いましたので、その結果を一覧にまとめました。

| 委員名 (順不同) | 第2期子ども・子育て支援プランに関する課題<br>(1) 子どもの育ちと子育てを支援する切れ目のない包括的な支援の展開<br>(2) 幼児教育・保育の量的拡充と質の向上<br>(3) 地域や放課後における子どもの居場所づくり   | 第3期プランから新たに盛り込む予定の項目に関する課題<br>(4) 子ども・若者育成支援に関すること<br>(5) 子どもの権利に関すること  |
|-----------|--|---|
| 阿部委員      | <p>(1) つくば市内の公園整備 (遊具の設置、駐車場確保)</p> <p>(1) つくば市公園内のトイレの再検討 (つくば市はトイレの数が多い。維持費、設備費を遊具に回してほしい。犯罪の場にもなるので)</p> <p>(1) つくば市内の室内遊び場の充実 (日立市Hiタッチランド・ハレニコ!のような、ポーネランドなどと市が組んで、安価な室内遊び場を作ってほしい)</p> <p>(2) つくば市公立幼稚園のあり方の再検討 (全園3年保育の義務化、早朝・延長保育のオプション)</p>   | <p>(5) 外国籍の子ども達へのケアの向上</p>  |
| 岡山委員      | <p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート結果のセグメント化<br/>世帯収入1000万以上=全体の20.4%<br/>世帯収入300万以下=合計4.2%<br/>つくば市は1000万以上の世帯が一番多い為、相対的にサポートを必要としている世帯収入の低い家庭の「声」がアンケート結果に浮かび上がりにくくはないのか。(子育てに対する不安や悩み)</li> <li>世帯収入に合わせたサポート<br/>収入が低い世帯や片親世帯などは平日の空き時間が少なく、有料サービスなどの利用も難しい状況にある為、必要な情報をキャッチすることが困難で、より孤立していく可能性が高いのではないかと。市や団体が有益な情報を発信していても気付けない、またはその余裕がない為、個別のサポートの必要性は無いのか。</li> <li>通院サポート<br/>産前、産後に必要となる通院。車社会のつくば市において車を運転できない、または車を持っていない世帯に対するサポート。既に存在するサービスもあるかもしれませんが、妊婦さん向けのタクシー割引、免許取得費用や車の購入費用の軽減。一時的な長期レンタカーサービス。宇都宮市の路面電車のように電車やバス以外の代替移動手段の検討など。</li> </ul> <p>(2) (3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共働き世帯の増加に合わせた保育園や放課後児童クラブの時間幅と料金等の見直し<br/>延長保育の追加料金や延長可能時間、申請方法など柔軟なサポートの検討</li> </ul> | <p>(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土日祝、または平日夕方などにしか相談 or イベント等に参加できない方向けのサポートの拡充</li> <li>発達障害の症例の周知と理解</li> <li>貧困世帯への教育費や生活費などの補助</li> </ul> <p>(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>校舎の老朽化 (安全性)</li> <li>子どもに対する小中高の適当数</li> </ul> <p>&lt;歩道&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通学路の整備 (歩道の補修)</li> <li>外灯の増加</li> </ul> <p>&lt;車道に関して&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水はけの悪さ→雨の日の横断歩道や道路脇の歩行者への影響</li> <li>中央分離帯、道路脇の植物による視界の低下</li> </ul> |

|             |  |   |
|-------------|--|---|
| <p>間野委員</p> | <p>(1) 子どもの育ちと子育てを支援する切れ目のない包括的な支援の展開<br/>親子を孤立させない支援の拡充が必要。共働きが増え、時間に余裕がない親が多い中で、ぶっつけ本番で子育てに突入してしまうケースが多い印象。困っても自分で解決しようとネット検索に走り、更に追いつめられ、孤立するケースも少なくない。<br/>行政サービスと民間の取り組みとが連携して、真に切れ目のない包括的な支援を展開できる施策を検討したい。<br/>また、少し回り道かもしれないが、中学・高校くらいから、自分の地域での子育てについて具体的に学べる機会があるとよいのでは。そこに地域の大人が協力できると、つながり作りにもなり、好循環につながるかと思う。</p> <p>(2) 幼児教育・保育の量的拡充と質の向上<br/>無償化により選択肢が広がったように見えるが、低所得世帯は依然として選択の幅が広がったとは言えない。また、地域の格差も埋められていない。世帯の所得格差や地域による幼児教育・保育の質の格差は埋める必要がある。</p> <p>(3) 地域や放課後における子どもの居場所づくり<br/>共働き世帯の核家族が増え、希望の学童に入れなかったり、親子共に負担が大きい状況をよく耳にする。家族の中のみ+サービスの利用でどうにかしようとする傾向も大きい。視点を変え、もっと様々な人をまきこんで、コミュニティ内でお互い様の助け合いのシステムを構築するなど、工夫できることがあると思う。<br/>コミュニティスクールが始まったので、地域のつながり作りと共に子どもたちの居場所作りにもなる取り組みができるとうい。行政と民間との連携が必要。</p> <p>※アンケート結果について<br/>・年収700万円以上の世帯からの回答が半分をしめており、かなり偏った内容になっていることを年頭におかなければならない。本当に支援が必要な低所得世帯からの回答が数パーセントしかないのはとても問題で、アンケート結果には全く反映されていないと考えて、検討する必要がある。<br/>・全体的に「サービスを利用する」意識が高く「自分が行う・参加する」意識が低いように感じるのがとても気がかり。<br/>・親や大人のニーズに合わせたものを子どもを押し付けていないかの検討が必要</p> | <p>こども家庭庁のHPにある子ども基本法に則った抜本的な改革が、第3期つくば市子ども・子育て支援プランには必要だと考える。</p> <p>アンケートの結果は概ね大きな問題は無いように見えるが、子どもたちは郵送されたアンケートに答える形なので、家で親がいる環境で答えた可能性が高く、親の顔色を伺いつつ答えているため、大人の意向がかなり入っていると思われ、今回の結果を鵜呑みにするのはとても危険だと感じる。<br/>子どもの権利条約を知らない割合がとても高いことから、親も子どもこれまでの価値観で答えていると考えられる。</p> <p>大人の「よかれ」と思う気持ちは大切だが、立ち止まって、これまでの施策が子どもの権利を侵害していないか、大人のニーズに子どもを合わせさせていないかをよくよく検討する必要があると思う。<br/>また、真の意味で子どもの意見を聞く場を設ける必要があると考える。<br/>子どもの権利については、こちらを是非参考にして頂きたい。<br/>権利の一つである「遊ぶ」ことについての意見文ですが、ここにある基本的な考え方は、子どもの権利全てについて共通するものであり、まずは大人がこの考え方を知ることが必要だと思う。<br/><a href="https://www.ipajapan.org/es">https://www.ipajapan.org/es</a></p> <p>①とも重なるが、行政のみで対応するのではなく、これまでにさまざまな子ども支援活動をしてきた団体や個人のカも借り、連携して、つくばの子どもたちを育む環境を作る必要がある。<br/>環境を作るのはコミュニティなので、互いを知り支え合う「まちづくり」を視野に入れたプランを検討すべきと考える。</p> |
|-------------|--|---|

|             |   |   |
|-------------|---|---|
| <p>鈴木委員</p> | <p>(1)<br/>         ・市内の分娩施設の多様化<br/>         →現状、市内は総合病院、個人産院があるがどちらも分娩費用が高い。分娩費用を安く抑えられる施設を増やし、選択できるようにしてもらいたい。<br/>         ・産後ケア施設の拡充<br/>         ・子育て情報の発信&amp;見やすさ<br/>         ・伴走型相談支援のあり方の検討<br/>         ・子育て支援の地域格差</p> <p>(2)<br/>         ・公立幼稚園のあり方、役割の再検討<br/>         →3年保育にして変化があったのかどうか<br/>         ・小規模保育事業後の連携園の確立<br/>         ・幼稚園、保育所の地域格差</p> <p>(3)<br/>         ・学校、通学路等の環境整備<br/>         ・児童クラブ、児童館の地域格差<br/>         ・公園、室内遊び場の拡充（乳幼児だけではなく、小学生対象施設も）<br/>         ・まちづくりの検討<br/>         →住宅ばかり作るのではなく、緑があふれ景観や利便性なども意識し、自ずと人が集まってくる、子どもだけでも安心して過ごせる場。何年後か何十年後かを意識したまちづくりをしていてもらいたい。<br/>         住宅を作る、学校が足りない、学校を建てるではいけない気がする。</p> | <p>(4)<br/>         ・地域交流促進<br/>         →P19, 108の結果から「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してくれる環境であること」「子ども会やお祭りなど、子どもの参加できる活動や行事があること」の割合が多く、それに比べて「子育て仲間や友人を作れる環境であること」は低い。でも、地域の求めることとしての結果はつまり、「つながり作り」なのではないかと感じた。つながりができていれば、危険な遊びやいじめを注意してくれる環境にもつながる。その本質を改善する方法「つながり作り」の重要性を広めていくのが良いのではないか。<br/>         →よって、コミュニティスクールの一環で、子ども・学校・保護者・地域の交流を深めていったり、子育て支援拠点のあり方、伴走型相談支援でのつながりが大切になってくるのではないか。</p> <p>(5)<br/>         ・不登校の子どもに対する対応<br/>         ・学校、通学路などの環境整備<br/>         ・子どもたちが自由に意見を言える場の開催<br/>         →つくば市市報で掲載されていた、並木小の子どもたちが開催したような場が、つくば市全体、中学校学区などで定期的で開催してほしい。<br/>         →未来の大人たちと共にまちづくりをしていきたい。<br/>         →子どもたちが成長した時につくば市に戻って生活をしたい！と思える環境を大人たちが子どもたちと一緒に作っていかないと、これから先どんどん人口が減っていく一方である。</p> |
|-------------|---|---|

|              |   |  |
|--------------|---|--|
| <p>古谷野委員</p> | <p>①子どもの発達相談件数の増加に伴う課題や対策については、需要量に対して行政だけでは手に負えない現状がある。よって行政は民間事業者と連携し、官民が持続的で総合的な支援体制を段階的に構築する必要があると考える。具体的には、下記の点を留意する必要があると考える。</p> <p>(1)発達相談から具体的な支援への連携※事前に登録されている民間業者(児童発達支援事業・放課後デイサービス事業等)に繋げる※民間委託で業務分散</p> <p>(2)利用者が利用しやすい仕組みづくり※早期に利用ができる体制づくり。受給者証や診断書等を取得するまでに時間や手間がかかるので、民間の相談事業所などを有効に活用し、行政の負担を分散化することが必要</p> <p>(3)事業者支援※法改正による民間事業者の運営困難度が高くなっているため、持続して事業が成り立つ具体的な支援が必要(例えばゆとりある人員配置による補助や経営支援等)</p> <p>②保育の量的拡充と質の拡充の課題は、待機児童の解消という単純なものではなく、民間保育施設事業者が地域に根ざして継続的に地域市民の子育て支援を担っていることから、官民一体となって行政がどのように需要と供給の調整を図るかにあると考えられる。なぜならば、今後のつくば市の人口動態により、民間保育施設の経営状況が左右され、現に以前は人口増加だった都市部(水戸市、土浦市等)の保育施設が定員を割る現象が続き、保育施設の経営が逼迫している現状があるためです。よって、本課題で保育行政が今後求められるものは下記の点だと考える。</p> <p>(1)専門家や他市町村での成功事例などを調査し、具体的に段階的な行動計画が必要※例えば流山市で実施している送迎ステーション事業(解決案)</p> <p>(2)民間保育施設(社会福祉法人、学校法人等)は、地域の公益な財産の為、官民連携で行政が責任をもって地域の子育て支援の拠点化を図ることが必要。※何でも行政が行うのではなく、サービスの質の向上を図るうえで、業務分散化が必須。</p> |  |
| <p>落合委員</p>  | <p>(1)子どもの育ちと子育てを支援する切れ目のない包括的な支援の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出産時の支援(出産費用の助成、産後ケア施設利用支援、子供の一時預かり等、育児支援事業のメニュー化と助成)←同時に利用促進を図る広報強化</li> <li>・困難な状況に置かれたこどもと親を救うシステム構築(相談事業の充実、支援体制の構築)</li> <li>・出産や子供を育てることに対する当事者・周囲の理解を進める教育、ボランティアの育成</li> <li>・障害児保育事業の充実</li> </ul> <p>(2)幼児教育・保育の量的拡充と室の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士・幼稚園教諭と関連スタッフの資質向上教育プログラム策定</li> <li>・園等へのボランティア受け入れによる透明性の確保</li> </ul> <p>(3)地域や放課後における子どもの居場所作り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校・児童館・交流センターの連携、各地域施設の情報共有、保護者との意見交換会の実施など</li> </ul>  | <p>(4)子ども・若者育成支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こども会や地域の社会教育団体の育成と支援、学校以外の子供の居場所作り</li> <li>・「児童館・交流センター・保育園・幼稚園・学校等期間同士の連携・情報共有(地域懇談会の実施)</li> <li>・こども食堂活動の拡充支援</li> <li>・地域コーディネータ</li> </ul> <p>(5)子どもの権利について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校以外の地域でのこどもの居場所づくり(安心して過ごせる場所)</li> <li>・学校の中でこどもたちの様子を見守る大人の存在</li> <li>・学校の活動の中に地域の大人が関わる、ボランティアの受入</li> <li>・子供が安心して相談できる大人の育成</li> </ul> |

|      |  |  |
|------|--|--|
| 橋本委員 | <p>(2) 幼児教育・保育の量的拡充と質の向上について、当市の4月時点では待機児童は0となっています。急激な少子化や、コロナ禍のために出生数も激減しているということも影響しているのでしょう。これから先、未就園児(0~2才)の就園希望者は需要があると思いますが、現実、幼稚園等の施設や一部保育園でも充足率が充たされないこと(定員割れ)が生じてきているのも事実です。これからの保育園の設置や小規模保育施設の設置については慎重に実行されなければならないと思います。保育所業界の一部や、幼稚園業界から新たな施設の一時凍結や再検討を望む声が上がっています。</p> <p>質の向上というところでは、以前より申し上げていますように「保育の質のガイドライン」をより一歩進めて「幼児教育・保育の質のガイドライン」の作成を立ち上げて欲しい。</p> |  |
|------|--|--|



# つくば市公立保育所個別整備計画 (上横場保育所)

令和6年7月

つくば市こども部こども政策課

## 目次

|   |                               |    |
|---|-------------------------------|----|
| 1 | つくば市公立保育所個別整備計画（上横場保育所）について … | 1  |
| 2 | 上横場保育所の概要 ……………               | 3  |
| 3 | 建て替えにあたっての配慮 ……………            | 5  |
| 4 | 民間移管にあたっての基本的な考え方 ……………       | 5  |
| 5 | 民間移管の整備概要 ……………               | 6  |
| 6 | 民間移管の進め方について ……………            | 9  |
| 7 | 整備スケジュール ……………                | 11 |

## 1 つくば市公立保育所個別整備計画（上横場保育所）について

(1) つくば市では、新耐震基準※を満たしていない公立保育所が市内に9か所あり、早期の対応が必要であるため、令和2年(2020年)3月に「つくば市公立保育所の施設改善に関する基本方針」（以下、「基本方針」という）を策定しました。この基本方針では、保育所ごとの施設の状況に応じて施設改善の基本的方向について以下のように決めました。

### ①新耐震基準適用後に建設された施設

◎基本的方向：長寿命化のための大規模な修繕

### ②新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしている施設

◎基本的方向：長寿命化のための大規模な修繕及び必要に応じた改修

### ③新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設

◎基本的方向：建て替え

(2) 「基本方針」を踏まえて、新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設（(1)③）の早期対応のために、令和3年(2021年)8月に「つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針」（以下、「整備方針」という）を策定しました。その中で、新耐震基準を満たしていない9つの保育所の施設整備方針について以下のように決めました。

### 【9つの保育所の施設整備に係る基本的な考え方】

①施設整備の順番は、安全性を最優先に考え、 $I_s$  値/ $I_w$  値(建物の耐震性能を表すための指標)の低い順とする。

②将来にわたり持続可能な運営となるよう、エリアが近く統合できる保育所は統合を検討する。

③近隣公立保育所で、保育需要に対応できることを前提として該当施設を休所することも視野に入れる。

④公共施設などの跡地で利活用できる用地がある場合、積極的に活用する。

⑤公立保育所の配置については、つくば市全域の地域のバランスも考慮しながら、整備していく。

⑥速やかに複数の保育園を整備していくため、民間保育園の中でも実績のある社会福祉法人や学校法人による建設・運営を優先して検討する。

⑦9つの保育所の具体的な整備にあたっては、保育所ごとの個別整備計画を作成する。

(3) 上記を踏まえて、上横場保育所は、築 55 年の鉄筋コンクリート造の保育所であり、Is 値 0.45 と新耐震基準を満たさない施設であるため、早急に建て替える必要があること、また、上横場・谷田部地区は、一定の人口維持が見込まれるエリアのため、民間事業者の参入が期待できることから、整備方針のとおり、実績のある社会福祉法人等による運営を行うこととし、その整備・運営方法や、スケジュールなどの具体的な計画として「つくば市公立保育所個別整備計画（上横場保育所）」を策定しました。

(4) 公有地の利活用について（谷田部庁舎跡地）

上横場保育所の施設整備に関しては、整備方針に従い谷田部庁舎跡地について利活用を検討してきましたが、市として周辺の公共施設等と連携した土地活用を含め、地域に資する利活用方策の検討をしており、方策決定までに時間を要することから、上横場保育所の移管先として民間保育園に貸し出す候補地から外すこととしました。

※新耐震基準について

昭和 56 年の建築基準法改正で定められたもので、建物の耐震性能を表すための指標で Is 値（鉄骨等）と Iw 値（木造建築物）で表す。震度 6～7 程度の大規模地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性が低いとされる数値は、Is 値で 0.6 以上、Iw 値で 1.0 以上。

## 2 上横場保育所の概要



### (1) 上横場保育所の概要

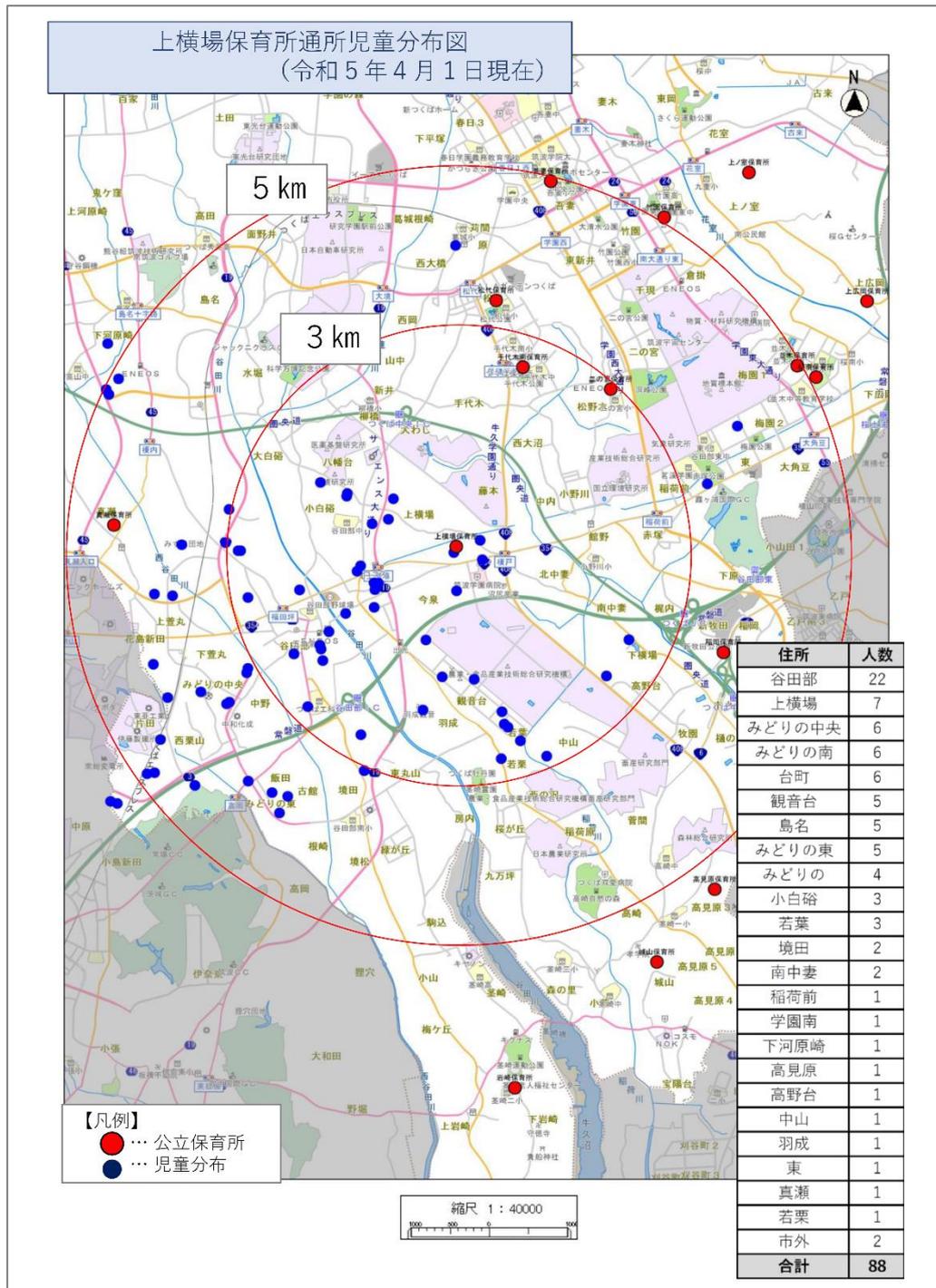
|   |             |  |
|---|-------------|--|
| 1 | 施設名称        | 上横場保育所   |
| 2 | 所在地         | つくば市上横場 1228   |
| 3 | 敷地・<br>延床面積 | 敷地面積：5870.65 m <sup>2</sup><br>延床面積：761.16 m <sup>2</sup>                              |
| 4 | 構造          | 鉄筋コンクリート造 平屋建て   |
| 5 | 建築年月日       | 昭和43年4月1日  |
| 6 | 認可定員        | 135人   |
| 7 | 立地条件        | つくばエクスプレス<br>「みどりの駅」から車で約15分<br>「万博記念公園駅」から車で約11分                                      |
| 8 | 周辺の状況       | 保育所の南側に国道354号線が走り、南側には常磐自動車道が位置している。東側には、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が南北に走っており、近隣には大型の物流倉庫が複数存在する。 |

### (2) 上横場保育所の入所児童数の推移（各年4月1日時点）

単位：人

|    | R2  | R3 | R4 | R5 |
|----|-----|----|----|----|
| 0歳 | 8   | 4  | 6  | 2  |
| 1歳 | 17  | 16 | 9  | 12 |
| 2歳 | 18  | 15 | 15 | 17 |
| 3歳 | 23  | 20 | 18 | 17 |
| 4歳 | 19  | 17 | 19 | 20 |
| 5歳 | 16  | 23 | 20 | 20 |
| 合計 | 101 | 95 | 87 | 88 |

【参考】上横場保育所の入所児童等の状況  
 上横場保育所の通所児童分布図（及び居住エリア）



通所児童数及び自宅からの直線距離内訳

令和5年4月1日時点

| 3 km以内 | 3 km~5 km | 5 km以上 | 合計(人) |
|--------|-----------|--------|-------|
| 51人    | 30人       | 7人     | 88人   |
| 58.0%  | 34.1%     | 7.9%   |       |

### 3 建て替えにあたっての配慮

上横場保育所の建て替えにあたっては、法人へ移管するまで通所児童の受入れを継続することや、新園舎を建設するにあたり、児童の通所や保育に危険がないように安全面への十分な配慮をしながら建て替えを進めることが重要です。よって、建て替えについては以下の点に配慮しながら進めます。

- (1) 新園舎の建設：選定委員会による審査を経て選定された法人が、現保育所とは別の敷地に建設します。
- (2) 保育の継続：法人への移管まで保育を継続します。
- (3) 児童の新規受入れ：移管の前年度まで、児童の新規受入れをします。
- (4) 修繕・点検：法人への移管まで継続して実施します。
- (5) 旧園舎の使用：法人への移管後は旧園舎の使用を停止します。  
(旧園舎の使用停止後は、解体及び跡地の利活用を図っていく予定です。)

### 4 民間移管にあたっての基本的な考え方

児童への配慮とともに保護者や地域との信頼関係が図られるよう、整備方針に基づき、以下の考え方のもとで進めていきます。

#### (1) 保育の質の確保・向上

移管後も良好な保育環境を継続するためには、保育実績等のある優良な法人を確保することが重要となります。法人は公募することとし、学識経験者や保育関係者等で構成される選定委員会において、応募事業者の保育内容等の提案を審査し、移管先法人を選定します。

移管後についても、移管先の法人に対して、移管条件の遵守や園の運営状況を客観的にチェックする福祉サービス第三者評価の受審の義務付け、また「保育所保育指針」や「つくば保育の質ガイドライン」に基づき、質の高い保育の提供と多様なニーズに対応していくことを求めています。

#### (2) 児童への配慮

保育内容や児童一人ひとりとの接し方など、児童に環境の変化による負担等の影響がないように、一定期間をかけて段階的に引継ぎを行っていきます。同時に、保護者、移管先法人、上横場保育所職員の信頼関係を構築し、児童がスムーズに新しい園での生活に移行できるように努めます。移管後も、保育所職員等の訪問等を通じて継続してフォローを行っていきます。

### (3) 保護者意見の反映

移管先法人決定後には、保護者、移管先法人及びつくば市による三者協議会を設置し、移管に伴う様々な事項について協議を行い、三者の合意形成を図ります。

また、移管後、一定期間が経過した後に保護者アンケートを実施し振り返りを行うことで、保育内容や園の運営について確認しながら、保育の質のさらなる向上を図ります。

### (4) 十分な情報提供

上横場保育所在籍児童の保護者向けに、個別整備計画策定時、移管先法人の決定時、移管に関する説明実施時の3回程度説明会を開催するほか、別途個別相談等を実施します。また、三者協議会にて話し合いや情報共有の場を設けます。

## 5 民間移管の整備概要

上横場保育所の整備にあたり、以下の手法や要件等に基づいて移管を進めていきます。

### (1) 移管後の施設形態

認可保育所とします。

### (2) 民間移管の手法

民間事業者が、多様化する保育ニーズに対して、自身の判断で柔軟に対応できるように民設民営とします。

### (3) 移管後の事業主体（整備・運営する法人）

認可保育所等の運営実績のある社会福祉法人や学校法人に移管します。

| 運営主体（候補） |  | 設立の公私区分      | 営利目的の有無 | 課税               |
|----------|--|--------------|---------|------------------|
| 社会福祉法人   | 社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立される公益法人 | 私(公益法人)      | 無       | 収益事業から生じた所得にのみ課税 |
| 学校法人     | 私立学校の設立を目的として、私立学校法の定めるところにより設立される公益法人     | 一部を除き私(公益法人) | 無       | 収益事業から生じた所得にのみ課税 |

#### (4) 民間移管における諸条件

上横場保育所の保育状況の継承や民間移管に伴う環境の変化に対する保護者の不安等を解消するため、以下の条件に基づき法人を募集します。

##### ア：職員

- 保育の質を確保するため、施設長や職員の経験年数等について一定の条件を満たすこと。

##### イ：保育サービス

- 0歳児の受入れや通常保育以外のサービスを実施することで多様化する保育ニーズに対応すること。
- 移管する前から上横場保育所に在籍している配慮が必要な児童が引き続き在籍できるようにすること。

##### ウ：保育の質の確保

- 移管先法人に対して、移管後一定年数以内に福祉サービス第三者評価を受審することを移管条件とし、移管後の保育内容を確認することで、保育の質の確保・向上を図ること。

##### エ：事業・行事の継続

- 移管前に実施していた事業・行事は移管後も原則継続して行うこと。

##### オ：苦情処理制度の整備

- 苦情解決責任者等を設置し、苦情解決のための仕組みを整備すること。

##### カ：職員の継続雇用

- 移管前に上横場保育所で従事していた正職員については他の公立保育所へ異動とし、会計年度任用職員については移管先法人への継続雇用として積極的な受入れを検討すること。

##### キ：児童への配慮

- 保育内容や児童一人ひとりとの接し方等、児童に環境の変化による負担等の影響がないように、一定期間をかけて段階的に引継ぎを行うこと。
- 移管先法人、保護者、上横場保育所職員の信頼関係を構築し、児童がスムーズに新しい園での生活に移行できるように努めること。
- 移管後も、保育所職員等の訪問・助言等を受けて、継続した児童のフォローを行っていくこと。

##### ク：三者協議会

- 移管先法人決定後、保護者、移管先法人及びつくば市による三者協議会において、移管に伴う様々な事項について協議を行い三者の合意形成を図るとともに、移管後も、一定期間、協議会を開催し保育内容等について調整すること。

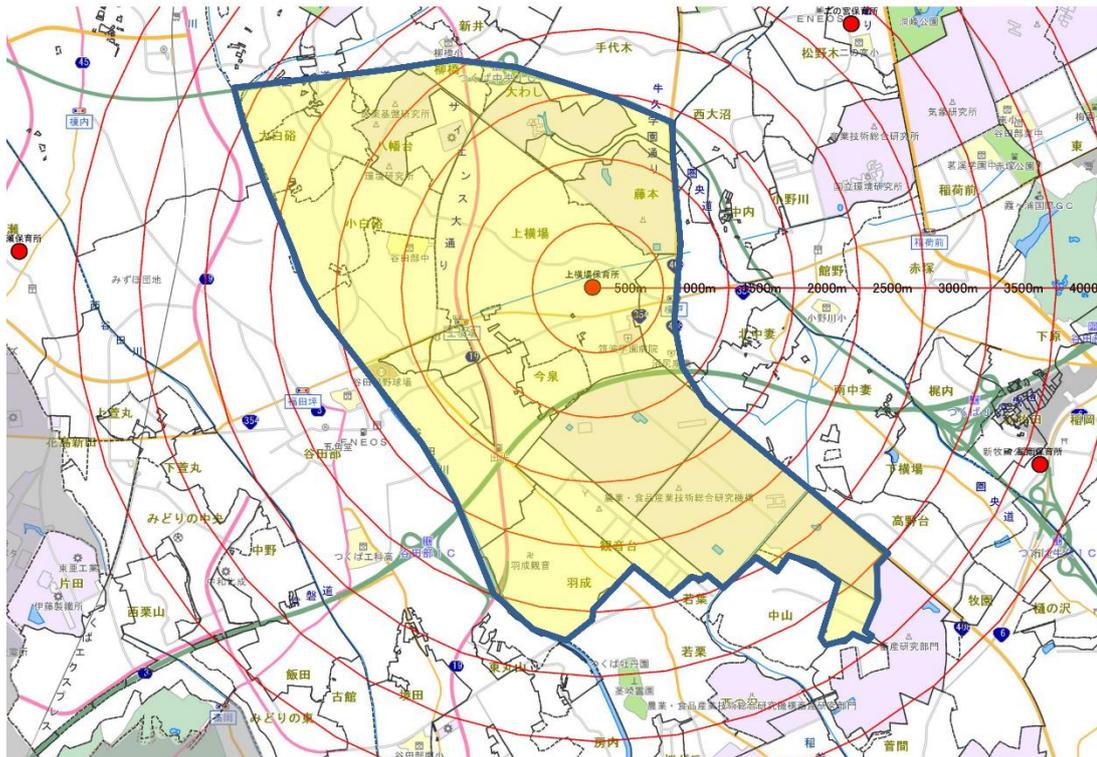
ケ：費用負担【実費徴収】

- 移管後の保育園にて保護者へ求める費用負担は原則、従前の公立保育所と同等程度とすること。

コ：定員・規模

- 移管後、上横場保育所の定員については近年の入所児童数を勘案し、100人以上とすること。

サ：募集想定エリア



## 6 民間移管の進め方について

民間移管にあたっては、保護者の不安の解消と保育の質の確保を念頭に置き、保護者の方等の意見を聞きながら進めていきます。

### (1) 保護者説明会の開催

個別整備計画策定時、移管先法人決定時、移管に関する説明時の3回程度説明会を開催し、保護者等に対して十分な情報提供を行うよう努めます。

|   | 説明会の開催                | 説明会の議題等                                     |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 個別整備計画(案)策定<br>保護者説明会 | ▶ 上横場保育所における民間移管の進め方や、法人の選定方法、選定スケジュール等について |
| 2 | 移管先法人に関する保護者説明会       | ▶ 移管先法人の紹介や、選定経過等の報告                        |
| 3 | 移管に関する説明についての保護者説明会   | ▶ 引継ぎの内容や移管後のスケジュール<br>▶ 移管先法人の職員紹介等        |

### (2) 移管先法人の選定

移管後の運営主体には、保護者の信頼の下での安定的・長期的な運営や保育サービスの維持・向上、市の子育て支援施策との連携が可能であることが必要とされることから、以下の流れに沿って選定を行います。

#### ①選定委員会の設置

移管先法人の選定には、客観性と専門性を確保する必要があることから、学識経験者や保育関係者、保護者代表者等で構成する選定委員会を設置します。

#### ②移管先法人の募集

移管先法人の募集については、公募により行います。

#### ③移管先法人の選定手順

選定委員会において、書類審査や面接等に基づき、選定を行います。選定委員会は、選定結果をつくば市に報告し、市はその報告に基づき移管先候補者を決定します。その後、選定された法人が、認可権者である茨城県に対して手続きを行います。

#### ④選定における留意事項

公立保育所から移管する園であることから、「つくば保育の質ガイドライン」に則った保育の質を維持・向上できる事業者であるか、応募事業者のこれまでの保育実績、保育に対する考え方や「5 民間移管の整備概要 (4) 民間移管における諸条件」を達成できるかなど、客観的な評価基準を設定します。

### (3) 三者協議会の設置

保護者・移管先法人・つくば市による三者協議会を設置し、保護者の意見や要望の反映に努めるとともに、移管に係る不安解消や信頼関係の構築を図りながら円滑な移管を目指します。また、移管後も、一定期間、協議会を開催し保育内容等について調整することとします。

### (4) 協定の締結

移管準備期間に行うべきことや双方の役割等についての確認、決定のためつくば市と選定事業者にて、協定を締結します。

### (5) 保育内容の引継ぎ

移管における職員の入れ替わりによる保育環境の変化が子どもたちに及ぼす影響を最小限にする必要があります。移管準備期間中に、現在在席している上横場保育所職員と移管先事業者職員の合同保育期間を設定し、子どもたちと新しい保育士が互いに早く慣れることができるよう努めます。

### (6) 移管後におけるつくば市の役割

移管後も、市は移管先法人に対して指導監督等を行う立場であり、必要に応じた助言・指導を行います。また、保護者・移管先法人・つくば市の三者間での信頼関係が重要であることから、移管後も必要に応じて三者協議会を開催し情報共有を行うなど、より良い保育環境の確保に努めます。

## 7 整備スケジュール

| 年度    | 内容                                   |
|-------|--------------------------------------|
| 令和5年度 | 個別整備計画（上横場保育所）（案）の策定                 |
| 令和6年度 | 第1回保護者説明会※の実施<br>地区への説明の実施           |
|       | 個別整備計画（上横場保育所）の決定                    |
|       | 整備・運営法人の事業者募集要項公表                    |
|       | 整備・運営法人の事業者公募開始                      |
|       | 選定会議の開催<br>整備・運営法人の事業者決定             |
|       | 第2回保護者説明会※の実施                        |
|       | 3月議会提出<br>令和7年度当初予算（上横場保育所整備に係る経費）   |
| 令和7年度 | 保護者・移管先法人・つくば市による三者協議会開催<br>（以降随時開催） |
|       | 新園舎建設開始                              |
|       | 第3回保護者説明会※の実施                        |
|       | 引継ぎ保育開始                              |
|       | つくば市立保育所条例改正                         |
| 令和8年度 | 新園舎での保育開始<br>保護者アンケートの実施             |

- ※ 第1回：個別整備計画（案）の説明  
 第2回：移管先法人決定の説明  
 第3回：移管に関する説明



# つくば市公立保育所個別整備計画 (高見原・城山保育所)

令和6年7月

つくば市こども部こども政策課

## 目次

|   |   |    |
|---|---|----|
| 1 | つくば市公立保育所個別整備計画（高見原・城山保育所）<br>について…………… | 1  |
| 2 | 高見原・城山保育所の概要……………                       | 3  |
| 3 | 保育所の統合……………                             | 6  |
| 4 | 建て替えにあたっての配慮……………                       | 6  |
| 5 | 民間移管にあたっての基本的な考え方……………                  | 7  |
| 6 | 民間移管の整備概要……………                          | 8  |
| 7 | 民間移管の進め方について……………                       | 11 |
| 8 | 整備スケジュール……………                           | 13 |

## 1 つくば市公立保育所個別整備計画（高見原・城山保育所）について

(1) つくば市では、新耐震基準※を満たしていない公立保育所が市内に9か所あり、早期の対応が必要であるため、令和2年(2020年)3月に「つくば市公立保育所の施設改善に関する基本方針」（以下、「基本方針」という）を策定しました。この基本方針では、保育所ごとの施設の状況に応じて施設改善の基本的方向について以下のように決めました。

### ①新耐震基準適用後に建設された施設

◎基本的方向：長寿命化のための大規模な修繕

### ②新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしている施設

◎基本的方向：長寿命化のための大規模な修繕及び必要に応じた改修

### ③新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設

◎基本的方向：建て替え

(2) 「基本方針」を踏まえて、新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設（(1)③）の早期対応のために、令和3年(2021年)8月に「つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針」（以下、「整備方針」という）を策定しました。その中で、新耐震基準を満たしていない9つの保育所の施設整備方針について以下のように決めました。

### 【9つの保育所の施設整備に係る基本的な考え方】

- ①施設整備の順番は、安全性を最優先に考え、 $I_s$  値/ $I_w$  値(建物の耐震性能を表すための指標)の低い順とする。
- ②将来にわたり持続可能な運営となるよう、エリアが近く統合できる保育所は統合を検討する。
- ③近隣公立保育所で、保育需要に対応できることを前提として該当施設を休所することも視野に入れる。
- ④公共施設などの跡地で利活用できる用地がある場合、積極的に活用する。
- ⑤公立保育所の配置については、つくば市全域の地域のバランスも考慮しながら、整備していく。
- ⑥速やかに複数の保育園を整備していくため、民間保育園の中でも実績のある社会福祉法人や学校法人による建設・運営を優先して検討する。
- ⑦9つの保育所の具体的な整備にあたっては、保育所ごとの個別整備計画を作成する。

(3) 上記を踏まえて、高見原保育所については、築47年の木造の保育所であり、lw値0.52、城山保育所については、築46年の木造の保育所であり、lw値0.79と新耐震基準を満たさない施設であるため、早急に建て替える必要があること、また、民間事業者の参入が期待できることなどから、整備方針のとおり、2保育所を統合した上で、実績のある社会福祉法人等による建設・運営を行うこととし、その整備・運営方法やスケジュールなどの具体的な計画として「つくば市公立保育所個別整備計画（高見原・城山保育所）」を策定しました。

#### (4) 高崎幼稚園跡地の活用について

高見原・城山保育所の施設整備に関しては、整備方針に従い高崎幼稚園跡地への民間事業者による新園舎の建設、運営を検討してきましたが、統合後の定員でイベント等を含めた公立保育所の継承を条件とした民間移管を実施するにあたって、当該跡地を利用した場合の駐車場確保に関する事業者への負担の懸念等から総合的に判断し、高崎幼稚園跡地は高見原・城山保育所の移管後の敷地としては利用しないこととしました。

#### ※新耐震基準について

昭和56年の建築基準法改正で定められたもので、建物の耐震性能を表すための指標でls値（鉄骨等）とlw値（木造建築物）で表す。震度6～7程度の大規模地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性が低いとされる数値は、ls値で0.6以上、lw値で1.0以上。

## 2 高見原・城山保育所の概要



高見原保育所



城山保育所

### (1) 高見原・城山保育所の概要

|   |             |   |   |
|---|-------------|---|---|
| 1 | 施設名称        | 高見原保育所  | 城山保育所   |
| 2 | 所在地         | つくば市高見原3丁目7番地 11  | つくば市高崎 667 番地   |
| 3 | 敷地・<br>延床面積 | 敷地面積：2,556 m <sup>2</sup><br>延床面積：544.87 m <sup>2</sup> | 敷地面積：2,150 m <sup>2</sup><br>延床面積：467.34 m <sup>2</sup> |
| 4 | 構造          | 木造 平屋建て   | 木造 平屋建て   |
| 5 | 建築年月日       | 昭和 52 年 3 月 1 日   | 昭和 53 年 3 月 1 日   |
| 6 | 認可定員        | 60 人  | 60 人  |
| 7 | 立地条件        | つくばエクスプレス<br>「つくば駅」から車で約 20 分                           | つくばエクスプレス<br>「つくば駅」から車で約 23 分                           |
| 8 | 周辺の<br>状況   | 市南部に位置しており、国道 408 号や複数の県道と近接している。                       |   |

### (2) 高見原保育所の入所児童数の推移（各年4月1日時点）

単位：人

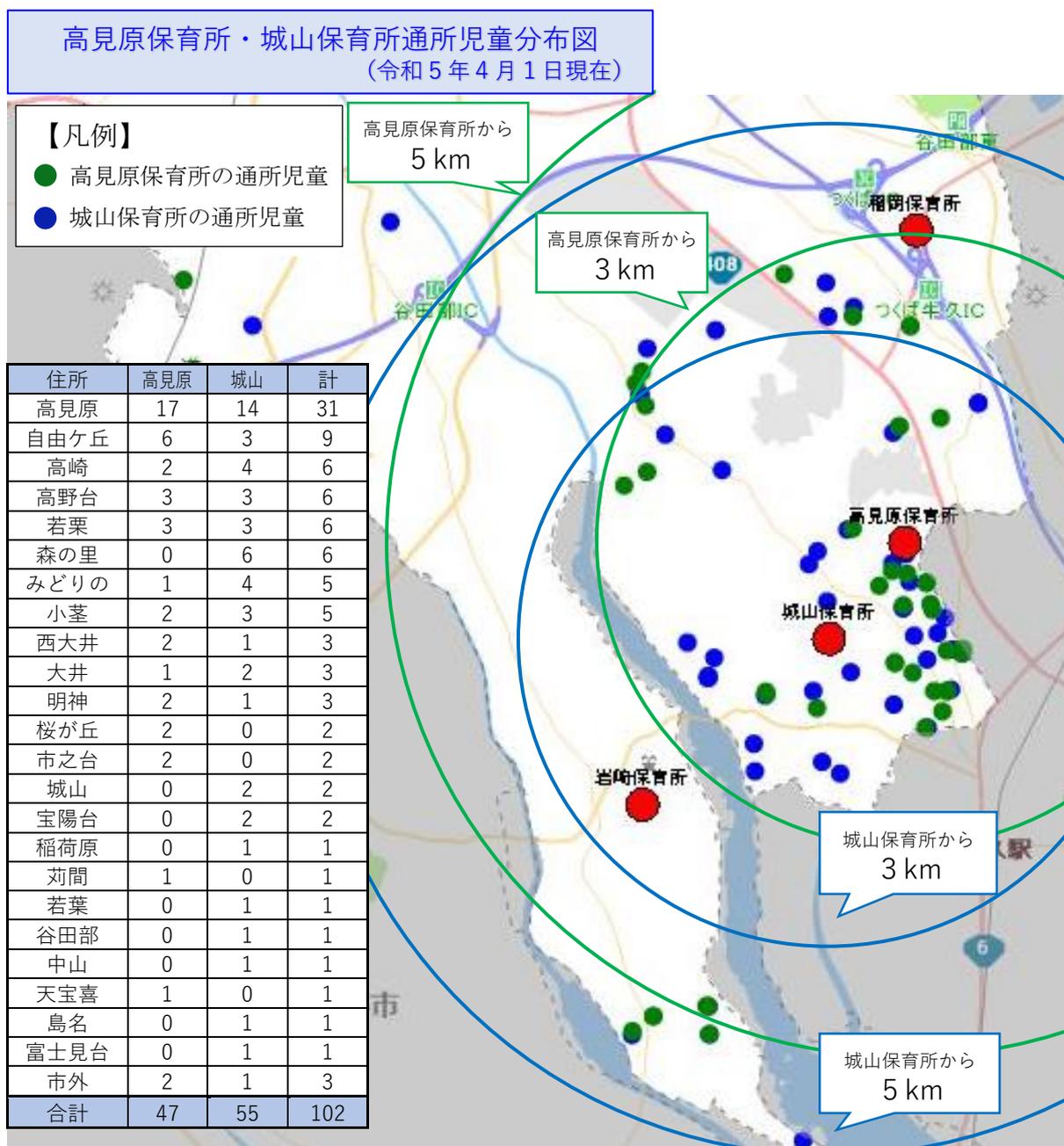
|    | R2 | R3 | R4 | R5 |
|----|----|----|----|----|
| 0歳 | 6  | 2  | 3  | 3  |
| 1歳 | 8  | 8  | 8  | 4  |
| 2歳 | 10 | 12 | 11 | 8  |
| 3歳 | 13 | 11 | 13 | 9  |
| 4歳 | 14 | 14 | 13 | 10 |
| 5歳 | 11 | 14 | 13 | 13 |
| 合計 | 62 | 61 | 61 | 47 |

(3) 城山保育所の入所児童数の推移（各年4月1日時点）

単位：人

|    | R2 | R3 | R4 | R5 |
|----|----|----|----|----|
| 0歳 |    |    |    |    |
| 1歳 | 6  | 8  | 6  | 8  |
| 2歳 | 10 | 11 | 10 | 11 |
| 3歳 | 14 | 8  | 14 | 13 |
| 4歳 | 14 | 13 | 8  | 15 |
| 5歳 | 10 | 13 | 13 | 8  |
| 合計 | 54 | 53 | 51 | 55 |

【参考】高見原・城山保育所の入所児童等の状況  
高見原・城山保育所の通所児童分布図（及び居住エリア）



【参考】通所児童数及び自宅からの直線距離内訳 令和5年4月1日時点

|        | 3km 以内  | 3km～5km | 5km 以上  | 合計 (人) |
|--------|---------|---------|---------|--------|
| 高見原保育所 | 35      | 5       | 7       | 47     |
| 城山保育所  | 37      | 11      | 7       | 55     |
| 計      | 72      | 16      | 14      | 102    |
| (割合)   | (70.6%) | (15.7%) | (13.7%) |        |

### 3 保育所の統合

整備方針に記載のとおり、保育所の統合を検討した結果、高見原保育所と城山保育所は、比較的距離が近いこと、両保育所とも高見原地区からの児童が多く通っていること、規模的にも統合可能であることから統合して建て替えを行います。

### 4 建て替えにあたっての配慮

高見原・城山保育所の建て替えにあたっては、法人へ移管するまで通所児童の受入れを継続することや、新園舎を建設するにあたり、児童の通所や保育に危険がないように安全面への十分な配慮をしながら建て替えを進めることが重要です。よって、建て替えについては以下の点に配慮しながら進めます。

- (1) 新園舎の建設：選定委員会による審査を経て選定された法人が、現保育所とは別の敷地に建設します。
- (2) 保育の継続：法人への移管まで保育を継続します。
- (3) 児童の新規受入れ：移管の前年度まで、児童の新規受入れをします。
- (4) 修繕・点検：法人への移管まで継続して実施します。
- (5) 旧園舎の使用：法人への移管後は旧園舎の使用を停止します。  
(旧園舎の使用停止後は、解体及び跡地の利活用を図っていく予定です。)

## 5 民間移管にあたっての基本的な考え方

児童への配慮とともに保護者や地域との信頼関係が図られるよう、整備方針に基づき、以下の考え方のもとで進めていきます。

### (1) 保育の質の確保・向上

移管後も良好な保育環境を継続するためには、保育実績等のある優良な法人を確保することが重要となります。法人は公募することとし、学識経験者や保育関係者等で構成される選定委員会において、応募事業者の保育内容等の提案を審査し、移管先法人を選定します。

移管後についても、移管先の法人に対して、移管条件の遵守や園の運営状況を客観的にチェックする福祉サービス第三者評価の受審の義務付け、また「保育所保育指針」や「つくば保育の質ガイドライン」に基づき、質の高い保育の提供と多様なニーズに対応していくことを求めています。

### (2) 児童への配慮

保育内容や児童一人ひとりとの接し方など、児童に環境の変化による負担等の影響がないように、一定期間をかけて段階的に引継ぎを行っていきます。同時に、保護者、移管先法人、高見原・城山保育所職員の信頼関係を構築し、児童がスムーズに新しい園での生活に移行できるように努めます。移管後も、保育所職員等の訪問等を通じて継続してフォローを行っていきます。

### (3) 保護者意見の反映

移管先法人決定後には、両保育所の保護者、移管先法人及びつくば市による三者協議会を設置し、移管に伴う様々な事項について協議を行い、三者の合意形成を図ります。

また、移管後、一定期間が経過した後に保護者アンケートを実施し振り返りを行うことで、保育内容や園の運営について確認しながら、保育の質のさらなる向上を図ります。

### (4) 十分な情報提供

高見原・城山保育所在籍児童の保護者向けに、個別整備計画策定時、移管先法人の決定時、移管に関する説明実施時の3回程度説明会を開催するほか、別途個別相談等を実施します。また、三者協議会にて話し合いや情報共有の場を設けます。

## 6 民間移管の整備概要

高見原・城山保育所の整備にあたり、以下の手法や要件等に基づいて移管を進めていきます。

### (1) 移管後の施設形態

認可保育所とします。

### (2) 民間移管の手法

民間事業者が、多様化する保育ニーズに対して、自身の判断で柔軟に対応できるように民設民営とします。

### (3) 移管後の事業主体（整備・運営する法人）

認可保育所等の運営実績のある社会福祉法人や学校法人に移管します。

| 運営主体（候補） |  | 設立の<br>公私区分      | 営利目的<br>の有無 | 課税               |
|----------|--|------------------|-------------|------------------|
| 社会福祉法人   | 社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立される公益法人 | 私(公益法人)          | 無           | 収益事業から生じた所得にのみ課税 |
| 学校法人     | 私立学校の設立を目的として、私立学校法の定めるところにより設立される公益法人     | 一部を除き私<br>(公益法人) | 無           | 収益事業から生じた所得にのみ課税 |

### (4) 民間移管における諸条件

高見原・城山保育所の保育状況の継承や民間移管に伴う環境の変化に対する保護者の不安等を解消するため、以下の条件に基づき法人を募集します。

#### ア：職員

- 保育の質を確保するため、施設長や職員の経験年数等について一定の条件を満たすこと。

#### イ：保育サービス

- 0歳児の受入れや通常保育以外のサービスを実施することで多様化する保育ニーズに対応すること。
- 移管する前から高見原・城山保育所に在籍している配慮が必要な児童が引き続き在籍できるようにすること。

ウ：保育の質の確保

- ・移管先法人に対して、移管後一定年数以内に福祉サービス第三者評価を受審することを移管条件とし、移管後の保育内容を確認することで、保育の質の確保・向上を図ること。

エ：事業・行事の継続

- ・移管前に実施していた事業・行事は移管後も原則継続して行うこと。

オ：苦情処理制度の整備

- ・苦情解決責任者等を設置し、苦情解決のための仕組みを整備すること。

カ：職員の継続雇用

- ・移管前に高見原・城山保育所で従事していた正職員については他の公立保育所へ異動とし、会計年度任用職員については移管先法人への継続雇用として積極的な受入れを検討すること。

キ：児童への配慮

- ・保育内容や児童一人ひとりとの接し方等、児童に環境の変化による負担等の影響がないように、一定期間をかけて段階的に引継ぎを行うこと。
- ・移管先法人、保護者、高見原・城山保育所職員の信頼関係を構築し、児童がスムーズに新しい園での生活に移行できるように努めること。
- ・移管後も、保育所職員等の訪問・助言等を受けて、継続した児童のフォローを行っていくこと。

ク：三者協議会

- ・移管先法人決定後、両保育所の保護者、移管先法人及びつくば市による三者協議会において、移管に伴う様々な事項について協議を行い三者の合意形成を図るとともに、移管後も、一定期間、協議会を開催し保育内容等について調整すること。

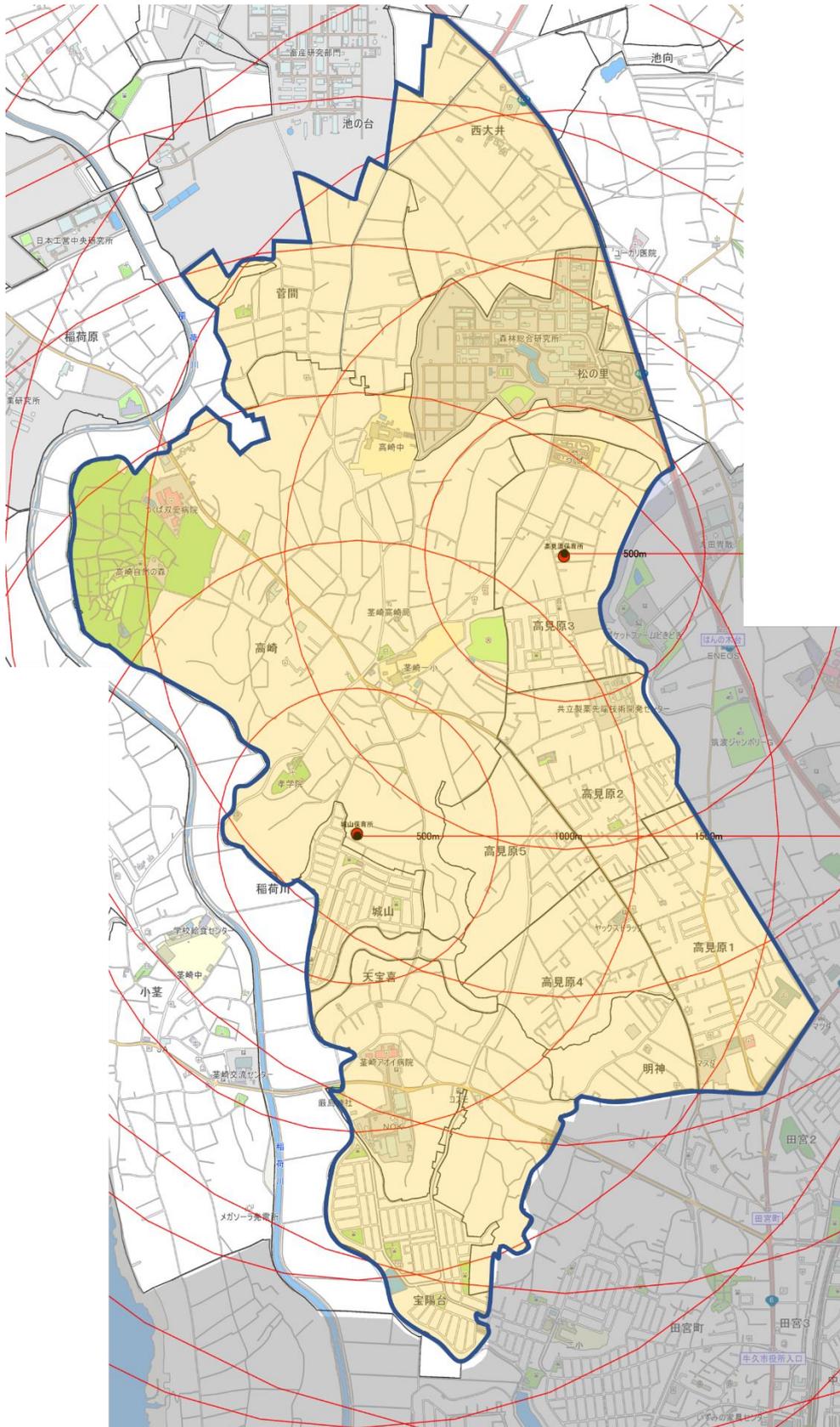
ケ：費用負担【実費徴収】

- ・移管後の保育園にて保護者へ求める費用負担は原則、従前の公立保育所と同等程度とすること。

コ：定員・規模

- ・移管後、高見原・城山保育所の定員については、現在の高見原保育所 60 人、城山保育所 60 人から、統合後は 120 人以上とすること。

サ：募集想定エリア



## 7 民間移管の進め方について

民間移管にあたっては、保護者の不安の解消と保育の質の確保を念頭に置き、保護者の方等の意見を聞きながら進めていきます。

### (1) 保護者説明会の開催

個別整備計画策定時、移管先法人決定時、移管に関する説明時の3回程度説明会を開催し保護者等に対して十分な情報提供を行うよう努めます。

|   | 説明会の開催                | 説明会の議題等  |
|---|-----------------------|--|
| 1 | 個別整備計画(案)策定<br>保護者説明会 | ▶ 高見原・城山保育所における民間移管の進め方や、法人の選定方法、選定スケジュール等について |
| 2 | 移管先法人に関する保護者説明会       | ▶ 移管先法人の紹介や、選定経過等の報告                           |
| 3 | 移管に関する説明についての保護者説明会   | ▶ 引継ぎの内容や移管後のスケジュール<br>▶ 移管先法人の職員紹介等           |

### (2) 移管先法人の選定

移管後の運営主体には、保護者の信頼の下での安定的・長期的な運営や保育サービスの維持・向上、市の子育て支援施策との連携が可能であることが必要とされることから、以下の流れに沿って選定を行います。

#### ①選定委員会の設置

移管先法人の選定には、客観性と専門性を確保する必要があることから、学識経験者や保育関係者、保護者代表者等で構成する選定委員会を設置します。

#### ②移管先法人の募集

移管先法人の募集については、公募により行います。

#### ③移管先法人の選定手順

選定委員会において、書類審査や面接等に基づき、選定を行います。選定委員会は、選定結果をつくば市に報告し、市はその報告に基づき移管先候補者を決定します。その後、選定された法人が、認可権者である茨城県に対して手続きを行います。

#### ④選定における留意事項

公立保育所から移管する園であることから、「つくば保育の質ガイドライン」に則った保育の質を維持・向上できる事業者であるか、応募事業者のこれまでの保育実績、保育に対する考え方や「6 民間移管の整備概要 (4) 民間移管における諸条件」を達成できるかなど、客観的な評価基準を設定します。

(3) 三者協議会の設置

保護者・移管先法人・つくば市による三者協議会を設置し、保護者の意見や要望の反映に努めるとともに、移管に係る不安解消や信頼関係の構築を図りながら円滑な移管を目指します。また、移管後も、一定期間、協議会を開催し保育内容等について調整することとします。

(4) 協定の締結

移管準備期間に行うべきことや双方の役割等についての確認、決定のためつくば市と選定事業者にて、協定を締結します。

(5) 保育内容の引継ぎ

移管における職員の入れ替わりによる保育環境の変化が子どもたちに及ぼす影響を最小限にする必要があります。移管準備期間中に、現在在席している高見原・城山保育所職員と移管先事業者職員の合同保育期間を設定し、子どもたちと新しい保育士が互いに早く慣れることができるよう努めます。

(6) 移管後におけるつくば市の役割

移管後も、市は移管先法人に対して指導監督等を行う立場であり、必要に応じた助言・指導を行います。また、保護者・移管先法人・つくば市の三者間での信頼関係が重要であることから、移管後も必要に応じて三者協議会を開催し情報共有を行うなど、より良い保育環境の確保に努めます。

## 8 整備スケジュール

| 年度    | 内容                                    |
|-------|---------------------------------------|
| 令和5年度 | 個別整備計画（高見原・城山保育所）（案）の策定               |
| 令和6年度 | 第1回保護者説明会※の実施<br>地区説明の実施              |
|       | 個別整備計画（高見原・城山保育所）の決定                  |
|       | 整備・運営法人の事業者募集要項公表                     |
|       | 整備・運営法人の事業者公募開始                       |
|       | 選定会議の開催                               |
|       | 整備・運営法人の事業者決定                         |
|       | 第2回保護者説明会※の実施                         |
| 令和7年度 | 3月議会提出<br>令和7年度当初予算（高見原・城山保育所整備に係る経費） |
|       | 保護者・移管先法人・つくば市による三者協議会開催<br>（以降随時開催）  |
|       | 新園舎建設開始                               |
|       | 第3回保護者説明会※の実施                         |
|       | 引継ぎ保育開始                               |
| 令和8年度 | つくば市立保育所条例改正                          |
|       | 新園舎での保育開始<br>保護者アンケートの実施              |

※第1回：個別整備計画（案）の説明

第2回：移管先法人決定の説明

第3回：移管に関する説明



## 令和6年（2024年）4月1日時点の待機児童数について

令和6年（2024年）4月1日時点の待機児童数は**0人（速報値）**となり、令和5年（2023年）4月1日時点と比べて**1人減少**となりました。申込者については、令和6年（2024年）4月1日時点で8,480人となり令和5年（2023年）4月1日と比べて152人増加となっています。施設数及び定員数は、待機児童解消のための施設整備により増加し、令和6年（2024年）4月1日時点で111施設 9,343人分の定員数を確保しています。

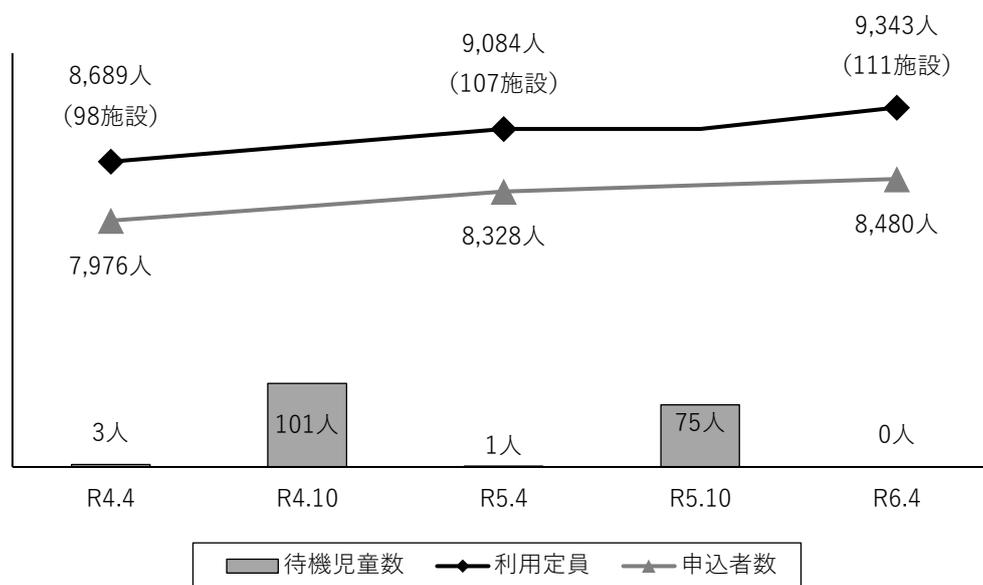


図1 利用定員・申込者数・待機児童数の推移

待機児童数については、子育て安心プランに沿って、保育施設の整備を積極的に進めたことにより、令和6年は**0人**となりました。

表1 年齢区分ごとの待機児童数の推移

|       | 令和4年 |     | 令和5年 |     | 令和6年     |
|-------|------|-----|------|-----|----------|
|       | 4月   | 10月 | 4月   | 10月 | 4月       |
| 0歳児   | —    | 11  | —    | 13  | —        |
| 1歳児   | —    | 19  | 1    | 30  | —        |
| 2歳児   | 1    | 41  | —    | 14  | —        |
| 3歳児以上 | 2    | 30  | —    | 18  | —        |
| 合計    | 3    | 101 | 1    | 75  | <b>0</b> |

一方で、年齢区分ごとに利用定員と申込者数を見ると、**1歳児**クラスと**2歳児**クラスにおいて申込者数が定員を超過している状況にあります。小規模保育事業の卒園後の受け皿としての役割も果たしている**3歳児**クラスについても、今後の申込者数の変動によっては申込者数が定員を超過する可能性が考えられます。

また、**保留者数**<sup>※</sup>からは、保育施設に入所できていない方が依然として約170人いることが分かります。

※ 入所が内定せず育児休業を延長している方や、特定の園を希望していることで入所が内定していない方

**表2 年齢区分ごとの利用定員及び申込者数の推移（※太枠内は申込者数が定員を超過）**

|         | 令和4年  |       | 令和5年  |       | 令和6年  |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
|         | 4月    | 10月   | 4月    | 10月   | 4月    |
| 0歳児定員   | 923   | 932   | 969   | 969   | 964   |
| 0歳児申込   | 538   | 1,017 | 566   | 1,019 | 500   |
| 1歳児定員   | 1,354 | 1,374 | 1,443 | 1,443 | 1,448 |
| 1歳児申込   | 1,402 | 1,496 | 1,486 | 1,615 | 1,475 |
| 2歳児定員   | 1,526 | 1,547 | 1,616 | 1,616 | 1,598 |
| 2歳児申込   | 1,552 | 1,607 | 1,561 | 1,596 | 1,660 |
| 3歳児定員   | 1,590 | 1,590 | 1,646 | 1,646 | 1,626 |
| 3歳児申込   | 1,531 | 1,572 | 1,583 | 1,603 | 1,623 |
| 4・5歳児定員 | 3,296 | 3,296 | 3,410 | 3,410 | 3,374 |
| 4・5歳児申込 | 2,953 | 2,970 | 3,132 | 3,164 | 3,222 |

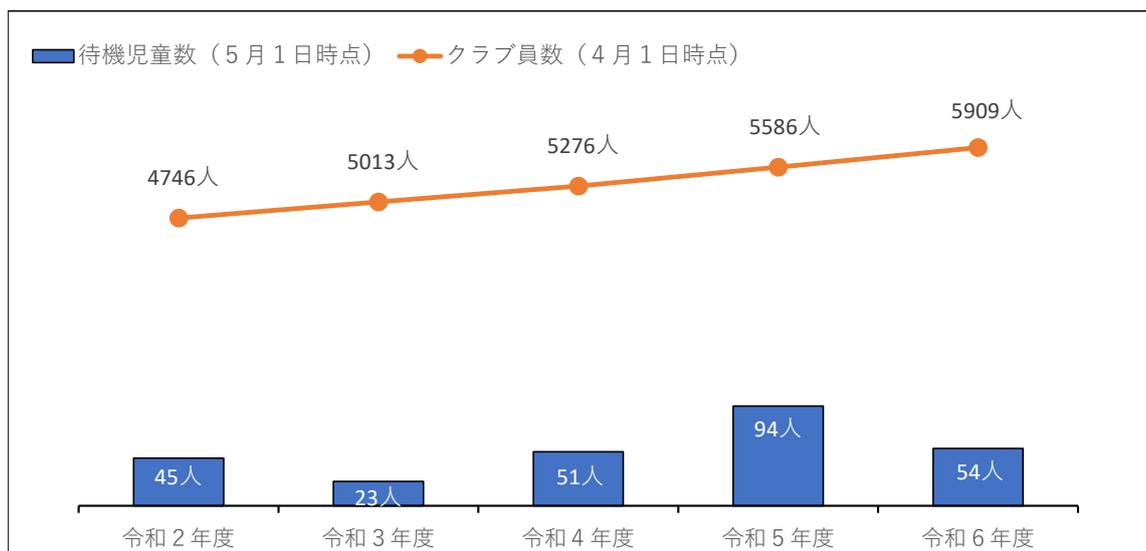
**表3 年齢区分ごとの保留者数の推移**

|       | 令和4年 |     | 令和5年 |     | 令和6年       |
|-------|------|-----|------|-----|------------|
|       | 4月   | 10月 | 4月   | 10月 | 4月         |
| 0歳児   | 35   | 261 | 21   | 224 | <b>6</b>   |
| 1歳児   | 113  | 104 | 97   | 116 | <b>77</b>  |
| 2歳児   | 56   | 37  | 45   | 33  | <b>38</b>  |
| 3歳児以上 | 40   | 30  | 80   | 50  | <b>48</b>  |
| 合計    | 244  | 432 | 243  | 443 | <b>169</b> |

## 令和6年度つくば市放課後児童クラブ待機児童について

報告 4

## ■待機児童数



待機児童解消のために、令和6年度に公設公営児童クラブ（みどりの南小学校児童クラブ（受入可能人数320人））を整備するとともに、民営児童クラブの誘致を継続したことで、令和6年度の待機児童数は54人となり、令和5年度と比べて50人減少しました。

54人のうち51人については、民営児童クラブにおいて、定員を上回る入会申込みがきたことで受け入れができなかったことによるものです。

待機児童解消に向けて、引き続き人口増加が見込まれるエリアを中心に、民間児童クラブの積極的誘致に努めます。

## ■学年別の待機児童数

|     | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1年生 | 2人    | 4人    | 8人    | 0人    | 11人   |
| 2年生 | 6人    | 2人    | 2人    | 0人    | 5人    |
| 3年生 | 2人    | 0人    | 1人    | 12人   | 8人    |
| 4年生 | 20人   | 8人    | 13人   | 32人   | 10人   |
| 5年生 | 12人   | 5人    | 15人   | 31人   | 13人   |
| 6年生 | 3人    | 4人    | 12人   | 19人   | 7人    |
| 合計  | 45人   | 23人   | 51人   | 94人   | 54人   |

待機児童数を学年別に見ると、4年生以上の待機児童数が全体に占める割合が大きいが、令和6年度においては、1～3年生の待機児童数が全体の45%の割合を占めています。

## ■運営別の待機児童数

|    | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 公営 | 33人   | 19人   | 50人   | 93人   | 3人    |
| 民営 | 12人   | 4人    | 1人    | 1人    | 51人   |
| 合計 | 45人   | 23人   | 51人   | 94人   | 54人   |

待機児童数を運営別に見ると、昨年度まで公営児童クラブの待機児童数が多い傾向にありましたが、令和6年度においては、民営児童クラブの待機児童数が全体の95%の割合を占めています。



# つくば市立放課後児童室の定員設定について

つくば市こども部こども育成課





## 現状

つくば市立放課後児童室（児童クラブ）の定員が定められておらず、国の運営基準を大幅に上回る状況で児童の受入れを実施している。

- ・児童館で運営する児童クラブでは、一般来館児童も多く利用しており、館内が過密状態になっている。
- ・過密状態で運営していた場合でも、申請条件を満たす児童の受入れについて、定員超過を理由に利用不許可とすることができない。

→トラブルの多発化、活動内容の制限、落ち着きのない生活環境等、**多くの問題を抱えた中での運営が常態化**

## 目的

国の運営基準に準じた定員を定めることで、つくば市立放課後児童室の**運営の適正化**を図るとともに、児童にとって**安心・安全な環境の提供**を行う。



## 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令)

- 「遊び及び生活の場としての機能」と「静養するための機能」を備えた区画（専用区画）を設けなければならない。
  - 遊び：体を動かす（動的活動）
  - 生活：おやつを食べる、本を読む、くつろぐ（静的活動）
  - 静養：体調不良時等に休息をとる
- 専用区画の面積は、**児童1人につきおおむね1.65㎡以上**でなければならない。
- 専用区画・設備・備品等は、開所時間を通じて児童クラブ用に供するものでなければならない。ただし、運営上支障がない場合は、この限りではない。

※参酌基準



## 今後の対応

- 令和6年9月議会で条例改正に係る議案を提出する。
  - 放課後児童室の定員を定める旨の記載を追加  
(定員数は条例施行規則内で記載)
  - つくば市の実態や現状に即し、安全な運営に適している定員数を規定**
  
- 3年間の経過措置期間を設定し、定員超過分の受入れを実施する。
  - 適正人数の周知期間、現在低学年の児童が高学年になるまでの経過期間を考慮
  - 段階的に受入れ人数を減らし、定員に近づけていく方法を、各児童館長等と協議
  - 各放課後児童室（児童クラブ）の実態に即した人数設定を実施**

## 会 議 録

|             |   |   |    |
|-------------|---|---|----|
| 会議の名称       | 令和6年度(2024年度)第3回つくば市子ども・子育て会議   |   |    |
| 開催日時        | 令和6年10月4日(金) 開会14時00分 閉会18時00分  |   |    |
| 開催場所        | つくば市役所 コミュニティ棟会議室(1)(2)   |   |    |
| 事務局(担当課)    | こども部事務局(こども政策課)   |   |    |
| 出席者         | 委員  | 土井 隆義(会長)、堀内 明由美、長塚 俊宏、千代原 義文、古谷野 好栄、橋本 幸雄、鈴木 朱里、大久保 良文、岡山 拓史、落合 美智子、間野 聡子、柳下 浩一郎、森田 修司、大戸 達之、宮本 美穂                       |    |
|             | その他   | 5-6(仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プラン策定支援業務委託受託者(株式会社名豊)   |    |
|             | 事務局   | (こども部)安曾部長、吉沼次長、大橋統括監<br>(こども政策課)木村課長、小野課長補佐、飯塚係長<br>(こども未来センター)大塚課長補佐<br>(幼児保育課)岩田課長、菊池課長補佐<br>(こども育成課)桐生課長<br>(学務課)笹本課長 |    |
| 公開・非公開の別    | <input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 | 傍聴者数  | 2名 |
| 非公開の場合はその理由 | つくば市情報公開条例第5条第1号、第3号に該当する情報を扱うため  |   |    |
| 議題          | 協 議 事 項   |   |    |
|             | (1) 第3期つくば市子ども・子育て支援プラン策定に向けた方針等について  |   |    |
|             | (2) つくば市立保育所における安全管理の取組について   |   |    |

| 会議録署名人  |   | 確定年月日 | 年 月 日 |
|---|---|-------|-------|
| 会議次第  | 1 開 会<br>2 あいさつ<br>3 協議事項<br>4 報告事項<br>5 そ の 他<br>6 閉 会 |       |       |
| <p>&lt;審議内容&gt;</p> <p><b>土井会長：</b>では本日の協議事項に入ります。本日協議事項は2つあります。まず第1点目、協議事項の1、第3期つくば市子ども子育て支援プラン策定に向けた方針につきましてです。まず事務局からのご説明をお願いいたします。</p> <p><b>事務局（こども政策課）：</b>資料に基づき説明。</p> <p><b>名豊：</b>資料に基づき説明。</p> <p><b>土井会長：</b>はいどうもありがとうございました。それでは、今のご説明を受けまして審議事項の1に入りたいと思います。まずは56ページまでですね。57ページからの第5章については、まだ検討中なので次回になります。56ページまで、第4章までは今回でほぼ確定で、次回でも微修正は行うことはできますが、そのあとはパブコメに入りますので、第4章までは今日、確定のところまで持っていきたいと考えております。量が多いので時間も長めにとっておりますが、ご協力をお願いいたします。第3章からが本題なのですが、計画の理念、基本目標ですね。その前に第2章までについて、前回の皆様方からいただいたご意見を踏まえて、先ほど説明がありましたように修正が加えられていますので、まずは第2章までを再度確認していただいて、ご意見、ご質問等があればご指摘をお願いしたいと思います。第2章までいかがでしょうか。</p> <p><b>古谷野委員：</b>保育協議会の古谷野です。よろしく申し上げます。今お話しして</p> |   |       |       |

いるこの時間は、前回決定したこととあとは変わったことの確認、さらに追加で意見などを入れる形でよいのでしょうか。

**土井課長**：もちろんです。

**古谷野委員**：ページで言いますと、大きい数字の 32 ページ、先ほどご説明いただいた課題というところですね。ここについて今後第 3 期という形になると思うのですが、この第 2 期の②番の次の 33 ページ、幼児教育の保育の量的拡充と質の向上というところについて、我々保育団体でも、隠れ待機児童がいるということで、施設の整備が大事だということは十分周知をしています。ただ、年度の初めには定員が少しずつ割れ始めていて、10 年後に子どもの数が少なくなってきた時の民間保育園の現状と課題というところでは、実は TX 沿線沿いでは足りないので作ってもというところなのですが、地域格差、人口格差がある人口がなかなか増えないようなところ、沿線沿いの外と言いますか、その定員割れが出てくるだろうということで、新しい施設を作り続けてもということで、民間保育園では、実は提案をさせていただいております。何かいい案がないかということで、流山の送迎ステーション事業のようなものを具体的に幼児保育課さんと対談のような形で話し合いはしているところです。第 3 期に向けて、そういった課題というのは、市全体でここには書かなくてはいけないのはもちろんわかるのですが、第 3 期の頃は人数がだんだん落ち着いてくる。こちらは本当に大事なプランなのかなと私は個人的に思っておりまして、事業者の課題として、作りすぎないように需要と供給のバランスを取って欲しいというような、何か言い方はちょっと難しいのですが。民間の課題ではやはりそういったところが、これからどんどん新しい施設が増えるのはもう仕方ないとは思ってはいますが、少し作り過ぎてしまって、その後、長年地域に根差して地域の子育て支援を支えているその保育の施設がどんどん淘汰されてはいけないというような考えのもと、せつかくある幼児施設をうまく使ってもらう有効活用というか、そこも今から考えてはいけないといけないということで、こ

ここに課題として1つそのようなことを入れてもらいたいと思います。

土井会長：橋本委員どうぞ。

橋本委員：橋本です。共通していて、前からその問題については、少し声を高らかにしております。必ずピークアウトが来ると思います。例えば3ページのところを読んだときに、今後も保育の質、量ともに確保を続けていく必要がありますとありますが、これはよくわかるのですけれども、これはTX沿線の新しく住宅ができていくあたりを言っているのだと思いますが、残念ながら民間保育園、幼稚園というのは公立よりも広域になるのですよね。そうすると、子どもがいなければどこまででも私たちは、迎えに行つて子どもを確保してこないと園の運営が成り立たないという現実が生じてしまうわけです。その1つの例として土浦市、牛久市の幼稚園がつくば市に大分入り込んでいますよね。かなりの子どもたちがそちらへ流れているのか取られたのか言葉は悪いですが、取られていると思わざるをえないところがあるのです。そうすると、要するに、私たちは利益を求めて事業をしているわけではなくて、あくまでも教育や福祉といった事業ですから、子どもの数がいなくなると運営の支障をきたしてくる事業なのですね。ですから、確保という言葉もいいのですが、量の確保を続けていくよりも、検討という言葉を入れて、検討及び確保を続けていくというような、何かここに検討するという言葉、文言を入れていただけると、単に増やしますよということではなくなってくると思うのですが、その辺はどうお考えいただけるかどうかということなのです。本当に私たちはもう死活問題です。やっとなら保育業界も腰を上げてくれてありがたいなと思うのですが、もう私たちの方は保育業界よりも早く、定員割れを起こしているということは事務局の方にも、それから市の方にもお願いしているわけではありますが、それが進むとどういう結果になるかという過当競争が始まって、質が落ちるので、やはりバランスということはとても大事ですので、このところを量と質の確保じゃなくて、ここに文言は、検討という言葉を加えながら、確保

していくというような文言に直してもらえればいいと思います。それから先へ行ってもいいですか。

**土井会長**：基本理念の別の論点ですか。今の話とは別の論点になりますか。

**橋本委員**：はい。

**土井会長**：そうしたら今の話が終わってからまたお願いします。よろしいですか。

**橋本委員**：2点あるのですが、5番の子ども子育て支援に関わる②なんですけれど。

**土井会長**：後の方がいいですね。

**橋本委員**：はい。

**土井会長**：まず今の点についていきたいと思います。具体的には例えば33ページのところにあります、見出しでいうと量的拡充と質の向上と書いてありますが、質の向上は当たり前ですが、量的拡充という方針自体が、もう曲がり角に来ているのではないだろうかというご趣旨ですよね。具体的には確保と上から7行目に書いてありますが、ここに検討というものを含めて、何か文案を直した方が良くはないだろうかということでこの計画は今後5年間続く計画ですから、最大5年後を見越して考えないといけないので、その時に、現在のよような量的拡充確保という方針で良いのかどうかということを、再度検討していただきたいというご趣旨だと思います。

これにつきまして他の委員の皆様、何かご意見ありますでしょうか。今2つ、お二方の委員からは意見が出ました。

**千代原委員**：千代原です。よろしく申し上げます。橋本先生と古谷野先生からご意見が出ましたけれども、学童保育の立場から意見を述べさせていただくと、全く同じなんですけれど、TX沿線沿いに限定するかどうかわかりませんが、子どもがすごく増えている。若い世代が増えるということはとてもいいことだろうと思うのですが、それに伴って沿線沿いの学童保育施設というの

が実際に足りない。全く足りないかというところ足りない傾向があるというところでしょうか。けれども、それは沿線沿いに限りすごく集中してるのかなど。例えばその沿線外の学童保育も私は回ってよく見るのですけれども、少しずつですけれども減っていったような感じはします。特に民設の学童保育を維持するためには、橋本先生の言ったように、子どもを送迎してやっていくという形が基本的なところなのですからけれども、取り合いみたいな形にならないためにも、今言った通り検討ということ、今後人口が減っていきますので人口形態を今見ていますけれども2040年ぐらいまで増加するという。ただ、いつ何どき減っていくかどうかわかりませんので、そういうことを考えると、人口が減ったとき、全体的なつくば市の各年齢層の人口が減ったときに、既存の施設を有効活用する方法を今から考えておくべきではないのかなと思います。

**土井会長：**サポートのご意見でしたが、他にいかがでしょうか。この件につきまして、反対の方はいらっしゃらないですか。では、事務局から何かこの件につきましてご意見があれば伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

**事務局（幼児保育課）：**幼児保育課の岩田です。ご意見ありがとうございます。幼児教育・保育の量的拡充と質の向上について幼児保育課からお答えさせていただければと思います。58ページのところです。教育保育の見込み量と確保方策、これはプランに必ず載せなければいけないものとして、数字の調整をしているところでございます。次回にはお示しできるのではないかと考えているところですが、数字の確認をしていく中で、もしかしたら人口減とか、エリアによる数字のことが見えてくる可能性もあるかと思っております。その数字を見ながら、また今日、委員の皆様からいただいた意見を基にこの課題に関しても、少し記載を変えていくということではできないかと思っております。

**土井会長：**ありがとうございます。では、そういった方針でここは修正をするということよろしいでしょうか。例えて言えば、各地区、或いは各地域の実情に応じた需要と供給のバランスを考えた検討を行いつつ等、そういった感じ

の文案でしょうかね。文案は完成させていただいて次回お示しをしますが、よろしいですか。では何かそういった形の修正を入れたいと思います。ありがとうございます。橋本委員はもう1件あったと思いますがそちらをお願いします。今の第2章までです。

**古谷野委員：**保育協議会の古谷野です。先ほど言った大きい数字の33ページの量的拡充と質の向上で、障害のある子どもや医療的ケア児の配慮が必要だと課題が上がっていると思うのですけれど、現在うちは児童発達支援施設をやり始めまして、色々なことがわかってきておりまして、色々な人に話を聞いてみますと、相談事業所という受給者証をもらう時に必要である相談事業所がちょっと少ないというところで、そういった相談事業所に電話をすとうちはいっぱいだからと。色々な事業でそういったことはいっぱいあると思うのですけれども、障害のある子の相談というのがこれから保育園でも就学のときも結構な問題にはなっているというところなんです。ここは5番の子ども子育て支援に係る課題というところなので、量が全然足りないなというところでは、もうちょっと増やしていかなければいけない。ここだと、健やかな成長を支えていくことが必要であるようにと、ふんわりしているので、障害のある子どもを預かることができる施設の量の課題がちゃんとあるというところをしっかりとこの辺でうたっておかないと、次の量へのところが右肩上がりではあると思うのですけれど、しっかりそこを支えていかないと、このペースではちょっと遅いのではないかなというのが、肌で感じた課題でありました。ここをうまく、課題が逼迫しているところは言っていたきたいなと個人的に思います。

**土井会長：**ありがとうございます。そうすると現状の中で成長されていくだけではなくて、ここにおいては量的拡大も含めた、より積極的な施策が必要だ。という書きぶりの方が良いということですね。間野委員お願いします。

**間野委員：**間野です。今のところに関連してなのですけれども、先日のアンケートの自由記述のところを読ませていただいた中で、そういったちょっとした

障害だったりとか、障害まではいかないのだけれど、少し自閉症気味だったりという色々な意見が自由記述であったのですけれども、その中で、気軽に相談できる場所も欲しいしそういったその受け皿になるようなそういった量的なところの不足をもうちょっとどうにかして欲しいということなど具体的に書いてくださっている方がいたのですね。

そのため、この辺りをふんわりではなくて、具体的にしっかりと課題としてちゃんと取り上げて拡充をいただきたいですし、継続していく部分、要は、小学校に入る前にそういったところのケアなどをもう少ししっかりとしてもらっていけば小学校へ上がったときに、スムーズに色々な支援が受けられる環境だったり、色々な手続きであったり、色々なものを整えられたというようなお話もありました。そのため、量だけではなくて、そういった継続的なところであったり、連携だったりというところが、質的な部分がすごく大事なのではないかと思いますので、付け加えなのですけれどもお願いします。

**土井会長：**例えば相談機関等の拡充、或いは充実なども含まれた方が良いということですか。他にこの件につきましてありますでしょうか。事務局の方はいかがですか。文案を作っていたいただいた事務局なので、この点につきましては今のような修正を加えることで、何か問題点等ありますか。橋本委員ありますか。

**橋本委員：**橋本です。②のところの真ん中辺から、保育ニーズの高まりに合わせて保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や、現場の負担低減、職員配置基準の改善を進めることが必要ですと。とてもいい文言だとは思いますが、現場で現実的にこれが可能なのかというのが、現実とかけ離れているかなという感じがするのです。今の保育士にしても幼稚園教諭にしても、人材確保が大変です。質が向上する向上しないという問題ではなくて、とにかく来たものは捕まえておけというのが現状ですし、例えば、前は採用試験というものをきちんと行えたのですけれども、採用試験も行うこともできず、1人採用の募集をかけても1人も来ないということもあるし、例えば、

園でこういう行事がありますというとも来ない。それからピアノをどのくらい弾けますかと聞いても駄目ですね。そういった本来は先生として、或いは保育士としての資質が問われている部分を、最初の採用のところでチェックすることができないということが現状なのです。それでも質を向上させようと。人間さえ増やせばといっても人間すらもない中で、どうやって増やしていったらいいのか、質を上げていったらいいのかというのが非常に大きな課題だと思います。最近の報道でも、大学の養成校がどんどん縮小されていってしまって、保育教諭等を希望する学生がいなくなってしまうと。だからその養成部門はやめるか、縮小するかという現状があります。今までも資格を取っている人達もいるのですけれども、なかなかその人たちが資格を持っていても現場に戻ってきてくれない。戻ってきたとしても、今度は賃金の最低賃金の引き上げなどの問題が生じてきて、扶養家族の範囲で働きたいというようなことがあると、賃金があると働く時間が減っていってしまうということも、もう生じているのですよね。だから、その辺も見据えてこの人材確保をどのように進めるのかということ、力を入れた表現にしてもらえればありがたいのですけれども皆さんのお知恵を借りて、その人材確保のための文言をいただければありがたいと思います。

**土井会長：**なかなか難しい課題ですけれども他の委員の方、何かご意見ありますか。

**間野委員：**すごく難しいなと思うのですけれども、今の新卒で就職を考えている人たちの就職先に対しての考え方というのが本当に変わってきているなというのはあちこちから聞くのですけれども。なので、定時で帰りたいとか、やっぱりコストパフォーマンスだとかタイムパフォーマンスと言われているときなので、本当に人の確保をすることはすごく難しくなっているのだろうなということを感じます。ここに書いてある文章は本当にこの通りだと思います。これを具体的にどう進めるかはものすごく難しいし、大変だなということは感じて

いるところです。この第2章の文章として、こういうふうなここを取り上げて書いてくださっているのはすごく大事ですし、いいなと思ったのですが、今、先生がおっしゃった部分というのは、何か本当に具体的な施策の方でしっかりと入れてもらうところだなと思うので、場合によっては第3章の方でもうちょっと文言的にというか具体的なところとか、入れられるならそっちがいいのか、それともこっちに入れたほうがいいのかわからないのですが、保育園や幼稚園での色々な努力だけではどうにもならない部分があると思うので、市の施策として何かしていただけたらというのは私も思うのですが、文言としてどういうふうにするかいいのかはちょっと思いつかないです。

**柳下委員：**表現の問題で、課題対策ですからやっぱり課題は課題だけの方がいいと思うのですよね。特にそのことを強調するとしたら、私だったらこの人材育成（処遇改善）とあるのですが、やっぱり最初の方がインパクトが高いので、人材確保を一番先に持ってきた方がいいのではないかと。それが第1の問題。順番がずれているからということはないのだけれど、最初に触れるものに重みがあるかなと思うので、特にこの人材育成確保については喫緊の課題であるとか後付で入れるか、あるいはそのことを直接入れることが全体のバランスがいいのかどうかは、また事務局で考えていただいて、やはり特設で書くということは、意味がとても変わるのでそれだけのものでないと困るのですよね、なぜここで入れないのだということになるので、ここは課題ということで、そういうのがバランス的にはいいのではないかと思います。

**土井会長：**ここは課題のところに、こうして改善を求めることが必要ですと書かれていれば、当然ながら第3期においては、これに該当する施策が入っていないとまずいわけですから、当然第3期の施策でこういうものを念頭に置いてそれを踏まえた上でここにはこれが必要ですと書かれていると思うのですが、ちょっと事務局の方にお伺いしたいのですがこれに対応するものはどんなものが第3期では入ってくるのですかね。

**名豊：**この課題に対応するものとしては、資料1－2で言いますと、48ページ。48ページの(1)教育保育の提供体制の整備の中の②保育人材の確保事業といったところが該当箇所かと思います。

**土井会長：**48ページを拝見すると、保育士や保育教諭教育、幼稚園教諭等を確保するため保育士等の処遇改善等を実施します。2つ目に、これの支援を行いますと書かれています。この具体的な中身の施策はあるということですね。処遇改善等を実施しますって書かれているわけだから、それに該当するし、具体的な施策はあるというふうに言っているわけですね。具体的にどんなものでしょうか。

**事務局（幼児保育課）：**幼児保育課の岩田です。まだ第3期というところで、まだ第2期の途中でありこの具体的な施策というところまで正直、執行部としてもそこまではなかなか踏み込めていないところで、あくまでこの中でこういうことをやっていきたいというのは第3期の計画になってくると思いますし、その計画に基づいてこれから来年度以降、どのように進めていくか、どういう施策がいいのかというところを事務局でいろいろ検討していきたいと思っています。その中でも例えば処遇改善というところであれば、保育所の保育士の方に月額3万円の処遇改善の助成金を支給し、保育士への定着というところを図っていたり、家賃補助というのはこれまでも行ってきたところですし、あと今年度で言えば保育所の1歳児の配置というのが国基準だと1対6、1人に対して6人というところで、これは保育園の努力によって1対5とできたときにはその1人分の補助をしますなど、少しでも先生方の働き方に対して補助となるようなものがあればというところで進めてきたところですし、今後もこういった課題があるということで整備をしていく必要があるというところで、第3期にもこの目標等を載せまして、色々なことを考えていきたいと考えております。

**土井会長：**ありがとうございます。ということ踏まえて、文案ですがいかがですか。橋本委員お願いします。



くださいというお話なのであれば、入れる場所等も踏まえましてこの部分は、あくまで幼児教育・保育の量的拡充と質の向上というところもありますので、内容とそれから、場合によっては入れる場所も一緒に確認しつつ、修正というのを、事務局で検討させていただければと思います。

**土井会長**：おそらく今の話は、幼児教育保育の中での質的向上のところ、医療的ケアが必要なお子さんたちについての問題なので、その相談機関という話だったと思いますから、多分ここになると思います。

**事務局（こども政策課）**：わかりました。それを前提として、協議したいと思います。

**土井会長**：ありがとうございます。他に、第2章までいかがでしょうか。

**鈴木委員**：鈴木です。34ページの③の地域や放課後における子どもの居場所づくりについてのところですが、こちらの文章の中で就学前児童の保護者と小学生の保護者とともに、保護者が放課後の時間に過ごさせたい場所についてというところで書いてあるのですけれども、こちらの書き方だと親の都合という捉え方になってしまって、実際の子どもたちがどういった場所で過ごしたいのかというところがここには盛り込まれていないのかなというところがありますので、子どもたちは遊びたいとか、そういったところもあると思うので。例えば自由記述などを見ていると、やはり学校のことに関して子どもたちが書いている意見がとてもあったので、学校の環境を良くするだとか、そういったところも盛り込めるようだったら盛り込んで欲しいと思うのです。学校というところになってくると、また課が違ってくるようになってきてしまって、難しい部分があるのかもしれないのですけれども、せっかく子どもたちのアンケートを聞いていますので、放課後に子どもがどういったところで過ごしたいのかというところの子どもの目線からの記述は載せていただきたいかなというふうに思います。

**土井会長**：ありがとうございます。まさに今後第3期では子どもの意見表明権が大きな論点でもあるので、子どもの意見を踏まえた上でという点は大切だと

と思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

**柳下委員：**柳下です。元教員 32 年なのですけれども、昔の子どもたちは放課後学校で遊んでいたのですよ。今、責任問題ということになるけれど、子どもたちは基本的に豊かな仲間と時間と空間があれば本当に豊かな体験ができるのです。だから、そういう体験をしていないと、選択肢にないのですよね。子どもがどれだけ豊かに育つかというのは、子どもたちにそういう場を体験して、他と比べてごらんなんて言ったら間違いなく選びますよ。なぜなら面白くて、人は豊かでハッピーですし、色々なことが起きるから。だから、先人たちの豊かな知識を考えれば、子どもたちはどういうところで育った方がいいのかというのは、自ずと皆さん、感じられると思うのですよね。この時代だからなかなかそこまではいかないと思うのですけれど、この書き方だと、自宅が最も多くなってしまっただけけれど、子どもが豊かな居場所づくりというのはもう少し考えていただいて。アンケートがすべてでは全くないと思います。子どもたち一人一人に聞けば全然違うと思いますので、アンケートにとらわれてしまうと、見失うのではないかなと。ちょっと余談なのだけれど、この前イタリアから来た方がいて、イタリアには塾がないのですよ。豊かですよ。子どもが旬な時間を取られてしまうということが、後でどれだけマイナスかということは大人になってわかるのですよね。だから大事なことを踏まえて、それが実現するようなことをベースには持っていきたいなと思います。

**土井会長：**ありがとうございます、他にいかがでしょうか。千代原委員お願いします。

**千代原委員：**放課後子どもがどう過ごすかという点で、選択肢の 1 つとして児童クラブを選んでいる子どもたちもたくさんいます。私も子どものとき、実は小学校で結構遊んでいたのですよ。友達と喧嘩をしたり笑ったり、そういう時間が結構長くて、今は責任問題ということもあって難しいのかもしれませんが、選択肢の 1 つとして児童クラブがあるのかなと。子どもたちの社交の場

としての児童クラブなのかなど。ただ、つくば市特有の人口激増、特に子ども子どもの激増ということは親、若い世代が入ってきているということもありますよね。なので、子どもたちのその過ごしやすい環境の1つとして児童クラブがあるということ、もう一度再確認する必要があるのかとちょっと皆さんの意見を聞いてそう思いました。ただ単に子どもを集めればいいだけではなくて、33ページにも記載があります②の幼児教育・保育の量的拡充と質の向上というところにも繋がるのですけれども、子どもだけ勝手に集まって過ごさないということもそれはもうできないので、見守る先生方等の人材確保ということを知ったのですが、人材確保は児童クラブの方でも難しく、応募をかけてもなかなか来ないということがあります。さらに保育園のように朝から晩まで、子どもが来て集まって過ごすというわけではなく、短時間なのでなおさら人材確保が難しい。短時間で3時間か4時間ぐらい働いてくださいということもなかなか難しいということなので、その辺りも踏まえて人材確保と処遇改善の項目を入れていただければありがたいと思います。

**土井会長：**今のご意見は放課後の居場所、見守る大人の人材確保ということですね。その文案がないのでそこを入れて欲しいということですね。今、2つの意見が出ていまして、1つは、子どもの自主性、子どもの主体性とか自主性を重んじた居場所づくり、或いはその選択権を重んじた居場所づくりというご意見と、それから見守る側の大人に対する待遇改善、という2つの意見が出ています。この件につきまして、他にご意見ありますか。反対意見はないですか。事務局はいかがですか。この点について、大人の都合ではなくて子ども自身の主体性、意向を重んじた居場所づくりというものと見守る側の大人の待遇改善ですよね。この2つの論点を、組み込んでもらいたいということです。

**事務局（こども政策課）：**今、土井会長にも言っていたところであるんですけど、そういったところも踏まえて、こういったご意見をいただいたということで、前向きに担当課と協議し、入れる方向で考えたいと思います。

**土井会長**：では、どういう形で入れるか、また検討させていただいて次回お示しをするということによろしいでしょうか。

**事務局（こども政策課）**：はい。

**土井会長**：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

**落合委員**：落合です。33 ページのところですが、最初のところで、「当市ではフルタイムで働く就学前児童の母親が増加しており」と書いてありますが、当市が特別ということはないのだろうと思うのですが、これを当市ではと書くと、つくば市が極端にフルタイムの母親が他の市町村と比べて多いという現状があるのですか。

**名豊**：株式会社名豊の大川でございます。フルタイムで働く母親が増えているかどうかというところについては地域差があるというのが現状でございます。つくば市の人口規模でいいますと、フルタイムが増えているというところがより顕著に見えております。ただ、県内の自治体等を踏まえますと、人口規模が少ない自治体についてはフルタイムではなくてパートタイムの母親が増えているというところがあります。その違いについては、よりフルタイムの母親の方が増えていきますと、長時間、保育ニーズが必要な方が増えているといったところはあるので、当市ではという形の記載をさせていただいているというところでございます。

**落合委員**：ありがとうございます。読んだ時に、ネガティブな感じがしたので言ってしまいました。当市ではこんなにフルタイムが増えているから困ったものだという印象を少し受けたので、増えているというのは、必ずしも特殊なことではないし、フルタイムで働く母親が増えるということも課題ではないと思うので、そういう印象を与えないような書き方が必要かなと思いました。

**土井会長**：他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。私もご検討お願いしたいところがあるのですが、4 ページのところでは計画の位置付けというところの3行目に書かれています。これは、子ども若者育成支援推進法第9条

第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」を一体的に策定したものです、と書かれています。つまり、子ども・若者計画の案の中に乗っかっているわけですね。私は今、東京都子ども・若者計画、第三期の策定にも関わっているのですが、見比べていて気づいたのですけれども、この東京都の子ども・若者計画は、計画の対象が、0歳児から30歳未満までなのですね。子ども・若者計画ですから、若者は一応29歳まで、20、30歳未満ということで、計画としては0歳から30歳未満が対象なのです。この中にですね、この計画の対象という項目があって、きちんとこの計画の対象は0歳から30歳未満ですと、施策によっては40歳までいくものがあるので、施策によっては43歳までですときちんと対象が書かれています。翻って、改めて見なおしてみますと、当市のこの計画は、計画の期間はあるのですが、計画の対象はどこにも書かれていないのです。そのため、きちんと計画の対象を書かないとまずいかなと思ったのが第1点です。それで、この計画の対象を書くときに、この計画の対象はどこまでですか、ということを書かないといけないときに、ではどうしようということ、で、実質的に私たちがやってきたのは、学童期までです。そうすると、東京都は、0歳児から30歳未満を対象として、この子ども・若者計画を作っていますけれども、当市としては、この計画については0歳児から学童期を対象とするものというふうにごどこかで書かないと、対象はどこかわからないと思うのです。そのため、それを書く必要があると気づいたので、ご提案させていただきたい。それをどのようにお考えかということです。書くならば、どの範囲にしますかということです。0歳児から学童期までで絞ってしまってもいいですか。そうすると、これは子ども・若者計画ですから、中学生高校生大学生の年齢はどうするのですかという話は、おそらくつくば市に対しては出てくると思います。でも、私たちがここでやるのは学童で決まりですと、この計画の対象は絞るべきではないだろうか。実際に施策の中身はそこまでに限定されていますから。中学生と高校生はほとんど入っていないわけですから、私は絞ら

ざるをえないかなと思っていますが、この点について皆さんご意見いかがでしょうか。

**大戸委員**：つくば市医師会の大戸です。まさしく会長のおっしゃる通りで、それに賛同します。6ページの、ここの人口の推移のところがですね。(1)のところでは14歳までになっていて、(2)のところは、17歳までというのが出ていて、これはどこを対象にしているのかあやふやだなと思ったので、やはりその子どもの定義をはっきりさせていただいて、その定義に沿ってここの人口も変えていただくことが必要かなと思っています。

**土井会長**：ありがとうございます。他はいかがでしょう。

**千代原委員**：千代原です。よろしくお願ひします。今、土井会長がおっしゃった、定義と範囲ですね。これは私も記載するべきだと思います。そうすると、おそらく第3期のプランを読んでいる人は、つくば市はこの範囲なのだということ明確になると思いますので、それを私は絶対記載するべきだと思います。

**土井会長**：では計画の対象ということで対象年齢を書くということで、その対象年齢としては、私たちが扱ってきたのは学童期までなので、そこまでで限定をかけるという、そういう書き方をするということがよろしいですか。この件について事務局はいかがでしょう。

**事務局（こども政策課）**：こども政策課です。そういった記載をされるということは特に問題ないかと思ひますので、記載する方法を考えたいと思ひますけれども、記載する場所というのはまたご検討いただけるのでしょうか。

**土井会長**：この場所、ここで決めた方がいいですか。

**事務局（こども政策課）**：一旦案でということであれば、もちろんそれでも大丈夫です。

**土井会長**：第1章の3に計画の期間とありますから、この前項じゃないですか

ね、計画の対象と入れるとすれば。3に計画の対象を入れて、4に計画の期間にするか。逆でもいいですけど。

**事務局（こども政策課）**：そういった今のお話を受けて1回事務局の方で案を作成させていただければと思います。

**土井会長**：ありがとうございます。橋本委員お願いします。

**橋本委員**：橋本です。やっぱりちょっと引っかかってしまったのが若者の定義づけ。

**土井会長**：私たちは若者を扱っていませんよ。

**橋本委員**：ここでしたらここに、若者と、入れることが難しくなってしまうのではないかと思うのですよ。

**土井会長**：若者は扱ってないのではないですか。あくまでも子ども子育て支援プランですよ。

**橋本委員**：さっきのご挨拶の中に若者というご挨拶もあったのですが、その若者はもう完全に省いてしまうということであればそれは問題ないと思います。

**土井会長**：この計画自体は市町村の子ども・若者計画に則って作られてはいるけれども、私たちが対象とするのは子どもですよということではないのですか。だから若者が必要であったら、それはまた別でちゃんとやってくださいと言わないといけないと思いますけど。

**橋本委員**：34ページの⑤のところ、若者が直面する様々な困難や課題についてと、若者っていう文言がありましたね。

**土井会長**：先にどうぞお願いします。

**柳下委員**：今回は仕方ないと思いますがゆくゆくは、その3次も若者まで入った計画ですよ。中学校高校もここにやはり入ってこない、全く駄目ですよ。文科省というか、子ども一体型としたら、30歳までの若者までの計画をみんな話合おうのが、未来像だと思います。

**土井会長**：そうするとそれは第4期ぐらいですか。今、何もないところで、すぐにはつukれないと思うので。では、確認です。計画の対象を入れるということと、私たちが対象とするのは、学童期までであるということですね。当然それに合わせて文言を位置づける必要があるところがあると思います。これはよろしいでしょうか。

**委員一同**：はい。

**土井会長**：ありがとうございます。ここはおそらく意見になると思います。つまり、全体の流れの中では、周辺部があった方がいいという意見もあるし、対象だけで絞った方がいいという意見もあると思いますので、それはどうしますか。ここで決めれば良いと思いますので。グラフとしては、学童期までで仕切った方がわかりやすいけれども、その上まであった方が流れがわかりやすいということもあるかもしれません。そこはいかがでしょうか。

**柳下委員**：これを見て、何が伝わるかですが、十分伝わると思うのですよね。もちろん揃えた方がいいかもしれない。このグラフ自体見れば意味はわかるので、別に構わないと思います。

**土井会長**：今のままでもいいのではないかというご意見ですね。どうしましょう。今2つ程出ています。学童期までの統計に絞るべきではないか、或いは、上まで載せておいてもいいのではないかというご意見と2つあると思います。他の皆さん方は いかがでしょうか。決めましょう、決めないと次に進めませんので。では、統計資料はこのままでいくということによろしいですか。ありがとうございます。時間が押して申し訳ないですが、もう1件、重要な点なので、ご指摘というかご意見をお願いしたいと思います。先程、橋本委員がおっしゃったところです。34 ページの、一番下側です(2)の⑤ですね。子ども・若者育成支援に関することというところです。この文言も書き換えないといけな  
いと思いますが、若者が直面する様々な困難や課題について、ここはいいと思うのです。なぜならば、幼児期学童期の経験が大きく影響を与えることがあり

ます。だからここが大切なんだと言っているのです。そこはいいと思うのです。しかし問題は最後のところですね。最後の2行目です。その後の人生における困難や課題に対して、切れ目のない支援、適切な支援を行っていくことが必要ですと書かれてしまうと、切れ目のない支援が必要なことから、この計画の中で、中学生高校生も対象とした施策をやらないといけなくなってくると思うのです。だからこの書き方はまずくて、私たちが対象とするのが、学童期までであるのならば、それがわかるような書き方をしないといけないと思うのです。切れ目のない支援は必要な方、当たり前なのだけれども、それを前提として、私たちはその前提のもとに、学童期に対してこういう支援を行っていくのだという書き方にしないと、多分中身とここが齟齬をきたしてしまうと思うのですがいかがでしょうか。よろしいですか。文案はこちらで検討させていただく点でここまでは絞らせていただきたいと思います。ありがとうございます。他に第2章まで、確認事項はありますでしょうか。修正ご意見ないでしょうか。では、第3章に入りたいと思います。基本理念とそのキャッチコピーですね。お送りした35ページのところに挙げてあるものは、前回のご意見を踏まえて、事務局の方で字体としたものになっています。キャッチコピーは違いますが、地の文の方です。そのあと皆様方に郵送で、ご意見を伺いました。これは卓上配付の資料の方ですね。まず、地の文からいきたいと思います。条文につきましては橋本委員から具体的にご意見が出ています。それから岡山委員と落合委員からも意見が出ていますが、具体的な修正案が出ているわけではないので、お読みいただいて、このようなご意見を踏まえて、且つ、橋本委員の具体的な修正文案が出ておりましたので、それを踏まえて、書き直したものが2ページ目にあります、赤と青が交じっているものになります。具体的な文案を示していただいた橋本委員のものを含めつつ、文章の論旨が通るように若干文言を入れながら直しているものになります。まずはこれをたたき台にしたいと思います。これをざっと読んでいただいて、ご意見をいただければと思いますのでお読み

ください。では、これはたたき台ですから、これを踏まえてフリーディスカッションでお願いしたいと思います。ここは総意で次の部分は完成させないといけないので。今は橋本委員だけのご意見ですから。

**柳下委員：**とてもいいと思います。子どもが真ん中つくばの子。とてもわかりやすくて。

**土井会長：**すいません。今は地の文です。

**柳下委員：**地の文も、とてもいいと思います。

**土井会長：**他の委員の方いかがですか。

**鈴木委員：**私も賛成でとてもいいのではないかと思うのですが、あとはこの基本理念に則って、中身がきちんと伴っていないとちぐはぐになってしまうかなという気がするのでそこをもう少し内容を詰めていけたらいいのかなと思います。

**土井会長：**他はいかがでしょう。ここは基本理念なので、多くの方が目を通すでしょうね。

**森田委員：**森田です。修正が入っている文章の一番最後ですけども、切れ目のない支援の充実を図っていきます、これはいいですかね。先程からの議論を聞いていると、どちらかというところ切れ目のない支援は、児童を超えたその上までという意味で、使われていた場合が多かったと思うので、これがもしそういう意味で入れているのであれば、ここは直したらいいと思いました。

**土井会長：**ありがとうございます。例えば切れ目のない支援の充実の一端などを図っていくという形ですかね。切れ目のない支援全体をここでやるわけではないので、おっしゃる通りだと思います。切れ目のない支援の基盤づくりですか。そういった感じになるかと思えます。ありがとうございます。他はいかがでしょう。

**古谷野委員：**保育協議会の古谷野です。子どもと家庭の福祉や教育とは、これは、子どもと家庭福祉ではなくて子どもと家庭、福祉と教育、そういった意味

なのではないかと思うのですけれど。家庭の福祉とは、となってしまうので。ここは点がつくのか、のがなくなるのか。そこが少し気になりました。

**土井会長**：これはわかりにくいということですね。つまり、子どもの福祉と教育、家庭の福祉と教育の意味なのか。或いは、子どもと家庭の福祉なのか、わからないということですか。

**古谷野委員**：はい。

**土井会長**：例えば、子どもの、等々、中黒にして、子ども・家庭の福祉・教育にすれば、子どもの福祉と教育、家庭の福祉と教育、になるという話になってくると思いますけれど。

**柳下委員**：これ、前段階にこども大綱においてはと書いてありますから、こども大綱の意味をきちんととらないとまずいのではないですか。

**土井会長**：おっしゃる通りですね。こども大綱どうですか。こども大綱を見ないといけないですね、どうなっていたか。事務局、すぐわかりますか。こども大綱の元がどうなっていたか。こども大綱ではこうなっていますということですから。

**名豊**：少しお時間をいただいてもよろしいでしょうか。

**土井会長**：確認をお願いします。そこはこども大綱の趣旨に合うように、わかるように直すということでもよろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

**千代原委員**：千代原です。よろしく申し上げます。橋本先生の地の部分ですね、2ページのところでしょうか。私も先程読んでみて、いいなと思ったのですが、改めて読んでみましたら本当に素晴らしい内容だと思いました。こども大綱のことも考えているのですけれども、とにかく幸せに暮らしていくことができるよう支援の充実を図っており、これは本当にすべきと、子どもの権利が保障されると。本当に素敵な内容かなと。ちょっと意見ですけれど、そう感じました。

**土井会長**：ありがとうございます。他の委員の皆様はいかがですか。では、今

出ましたご意見は、1つは最後のところの切れ目のない支援の充実のところ、切れ目のない支援の基盤づくりを充実させていくような文面に直すということ。それから、子どもと家庭の福祉や教育のところ、きちんと文意がとれるように、こども大綱の趣旨に合うように、検討するという2点です。他によろしいですか。ありがとうございます。では基本理念は確定ということにさせていただきます。実際に直した文章は次回もう一度お示しをいたします。では、それを踏まえたキャッチコピーですけれども、これも橋本委員からは、1案2案とあって、子どもが真ん中つくばのまちと、子どもが真ん中つくばの子というものが出ています。後のお二方、岡山委員からはここはなくて、落合委員からはご意見が書かれているのですが、落合委員、何かここで補いたいことはありますか。よろしいですか。

**落合委員：**はい。

**土井会長：**では、せっかく橋本委員から、出ていますのでこれをたたき台にしたいと思います。いかがでしょうか。子どもが真ん中つくばのまち、或いは、子どもが真ん中つくばの子、というのがたたき台になります。基本案です。

**千代原委員：**千代原です。よろしくお願ひします。キャッチコピーのところなのですけれども、第2期の35ページのところのキャッチコピー、基本理念が書かれています。橋本先生の第1案。子どもが真ん中つくばのまちなのですけれども、こういったキャッチコピーに関しては、やはりシンプルイズベスト。わかりやすい。長い文章は私の中ではNGで、キャッチコピーを考えるときにやはり20文字以内がいいのかなと。今のこの第1案なのですけれども14文字で、第2案が13文字で、文字数も少ない。何が言いたいのかというと、子どもが真ん中で大事なのだなと、真ん中なのだなと。そこを中心にしてやっていくのだなと。それがつくばのまちだなとということをストレートに、直球でおっしゃっているので、この第1案はとてもいいと思います。

**土井会長：**2案よりも1案ということですね。ご意見ありますでしょうか。他

の方は、2案がいいと言ってらっしゃいますか、或いは別の案がある方いらっしゃいますか。よろしいですか。2案は子が、重なるので私も一案がいいかなと思います。子と子が重ならない方がいいと思うので。他に何かご意見はありますか。では、代案がないようですので第1案の方の子どもがまんなかつくばのまちをキャッチコピーにすることによろしいですか。これは修正しようがないので、確定になりますけどよろしいですか。では、これで確定ということにさせていただきます。事務局としてはこれで問題はないですね。

**事務局（こども政策課）**：はい。

**土井会長**：ありがとうございます。では、続きまして36ページから、ここはもう通していきたいと思います。36ページから56ページまでですね。基本目標のところになっていきます。この資料はあらかじめ郵送されておりましたので、ざっと目を通していらっしゃるかと思います。ここはこういうふうにした方がよいというご意見を自由にご発言いただければと思います。36ページから56ページまでの間です。橋本委員お願いします。

**橋本委員**：橋本です。38ページになります。基本目標3、楽しく着実に育ち学ぶ力を育む幼児教育・保育の環境の充実とありますが、下から3行目。そこに「利用希望に対応しつつ、幼児教育・保育の場を確保する量の拡充とつくば保育の質のガイドライン等を活用した質の向上の両輪で、幼児教育・保育の環境を次の充実を図ります」とあるところで、つくば市の保育の質のガイドラインというのは、どこか偏った質になってしまっているのではないのかと思うのです。もし、ここにつくば保育の質ガイドラインというものを入れるとしたら、ここには、幼児教育と保育ということを書いてあるのですけれども、要するに、幼児教育と保育というものは、平成30年あたりから新制度が発足しまして、保育指針と幼稚園教育要領が合体した形になってきているのですよね。ですから、何をもって学んでいくのかという視点が保育指針と幼稚園教育要領が合体した、いわゆる幼保連携型の認定こども園の指針が、教育要領が、まずは組み込

まれてなきゃいけない。さらに、別な角度でとらえた、つくば市保育の質ガイドラインが、2つそろっていないと少し変だなという気がしてならないのですよね。例えば世田谷区で幼児教育保育推進ビジョンという指針を作っているのですけれども、これはもう皆さんにも何回も申し上げた通りなのですけれども、もしまだこれができていないとしたならば、国の策定した幼児教育の教育要領というものですか。その文言を入れて欲しいなと思います。要するにそれに基づいて、教育保育がされているわけですから、その文言を入れて欲しいと思います。

**土井会長：**そうすると、このつくば保育の質ガイドラインを活用した、ではまずいということですか。

**橋本委員：**まずいということではなくて、プラスで必要だということですよ。何をもって学んでいるのかということはありませんよね。ただ遊ばせているわけではなくて、学校でもそうですよね。それがきちんと保育所は保育所の保育指針、幼稚園は幼稚園教育要領というものがあつたわけですが、平成30年からの新制度の発足によって、それが合体した形、幼稚園も保育所も同じ方向を向いて、子どもたちに、教育保育をなささいということが、もう国の方ではうたわれていて、どこの市町村もそれはわかっているはずなのですよね。ですからそれを入れた方がいいと思うのです。古いとか新しいという問題ではなくて。

**土井会長：**今橋本委員がおっしゃったような、例えば、世田谷区のようなビジョンがあれば、それを書けるとは思いますけれど。まずはそれがあるかどうかだと思います。なければその都度これから検討して作るという感じですか。

**橋本委員：**橋本です。これを作るには本当に時間がかかります。専門家も入れてきちんと作らなきゃいけないと思うのですよね。つくば市保育の質ガイドラインも、プロジェクトを立ち上げて作ったガイドラインですから、それと同じぐらい、或いはそれ以上の手間がかかると思うのです。それをこのプランの中に入れるのは、少し間に合いませんので。

**土井会長**：これは5年計画ですから、5年間かけて作りましょうということはいいと思います。

**橋本委員**：それならそれで結構です。でもここで入れるのであれば、幼稚園教育要領のいわゆる幼児教育、保育要領たるものの文言を入れておいた方がいいと思うのです。

**土井会長**：そうすると、このガイドライン等を活用したというところにその2つを付け加えるということですね、列記をして。

**橋本委員**：はい。

**土井会長**：落合委員お願いします。

**落合委員**：落合です。ここにあるつくば市の保育の質ガイドラインという名称がどれくらいの方に周知されているのかなということが気になったのですね。今おっしゃっていたこととお聞きすると、概念としてもう保育と幼稚園は別物ではないという指針がもう国の方では出ているのに、ここに保育ということで限定して書いているのは、ちょっと不十分だということがよくご存じの方はわかってしまうし、よくわからない方にとっては、つくば保育の質ガイドラインとは何だろうというようなことになるのかなと思うので、ここはちょっと整理した方がいいかなと思いました。

**土井会長**：書き方としては、つくば保育の質ガイドラインを残すのならば、そのガイドラインのところに米印を書いておいて、このページの下のところに説明文を入れる等ですね、ガイドラインに説明文を入れる等。今のご意見は、そもそもガイドライン自体がわからないから、その説明文を入れておきましょうということですね。つくば独特の、そういうガイドラインを作ったわけですね。だからつくば市ではこういうものを作っていますという説明を下に注意書きで入れておけば、こういうものがあるのだなとわかりますよね。プラスあと2つ、必要だということですね。これは保育だけだからですね。いかがですか。

**古谷野委員**：保育協議会の古谷野です。先ほどの1章のところからの課題とい

うところで、既存施設の有効活用というところも、うたっていくのであれば、ここに一番最後の、38 ページの一番上の先ほど橋本先生が言った、質の向上の両輪で幼児教育保育の環境の充実を図ります、の前に、こういったものを入れるといいのではないかと思います。保育の環境の充実と既存保育施設の有効活用を図りますというような。要は、今後空いてくるであろう、施設の有効活用も十分にやっていった方が保育施設だけではないのですけれども、ここもとても大事なところなので、基本方針のところにそういった既存の施設も有効に使っていこうという文言があるといいのではないかと思いますけれど、よろしくお願ひします。

**土井会長：**今また別の論点ですね。まず先ほどのところはいいですか。ガイドラインプラス2つのものを付け加える。ガイドラインがよくわからないという話があったので、ガイドラインについては説明文を1点つけておく。

**間野委員：**確認なのですけれども、この基本目標の3が幼児教育と保育の環境ということで、保育だけではなくて、教育の要は幼稚園と保育園と両方ですという意味合いだからこうなっているのかと思うのですけれども、今、先生がおっしゃっていた幼児教育・保育の場を確保する量の拡充とそのガイドライン等を、という保育の質ガイドラインだけではなく、その幼児教育の方でも使っている指針というか、そういったものがあるからそれを両方ここへ入れたいという意味なのでしょう。

**橋本委員：**そういう意味ではなくて、きっと将来的には幼稚園も保育所もないのだと思うのです。同じ年齢の子を、就学前の子どもたちを預かっているわけだから、学びの場を同じにしなくてはならない。それぞれ今まで保育所は保育指針という指針に基づいて学びの場を確保して、幼稚園は文部科学省が教育要領という領域で学びの場を確保していたわけです。でもそれが新制度という同じ子どもたちに利益があるようにというようなことで国が進めてきていて、その改定をしたわけですね。保育指針と幼稚園教育要領というものを。それを合

体したものが今主流になっています。ですから、その主流になっているものを1つ入れる。つくばのガイドラインはそここのところあまり触れていないのですね。ハードとソフトといった場合には、どちらかというところ、つくばのガイドラインというのはハードに近いものがあります。そして、片方はソフトみたいな、そういう学びの世界はこういうことに基づいて、学んでいくのだというような指針になるわけですから、その2つを明記するということが正しいのではないのかなということでもあります。

**間野委員：**ありがとうございます。そうするとつくば保育の質ガイドラインと一緒に幼稚園教育要領。

**橋本委員：**幼稚園教育要領と今は言わないです。

**間野委員：**違うのですか。

**橋本委員：**もちろんありますよ、幼稚園教育要領はまだ生きています。けれども国の方針は、それを合体したもので幼児教育をしていくと。その中に幼稚園教育要領の5領域というものを十分に取り入れているはずですよ。だから、それが今まで別々のものだったものが1つになりつつある、もうなっているというのが現実ですので、それを入れるということが、大事なのだろうと思います。保育の質ガイドラインというのは、ある意味で、保育所向けだったような気もするのです。色々な事故があつたりなどするので。その事故を防ぐためのガイドラインのような部分が多いので。だけれども、それだけではなくて子どもたちの育ち、学びは、こういう指針に従って国は進めて欲しいという、そういうものがあるので、それをどこの園でも、保育所であろうが保育園であろうが幼稚園であろうがこども園であろうが同じものを使って学びを進めているというふうに考えてもらっていいのだと思います。

**落合委員：**落合です。今のお話を伺ってよくわかったのですが、いわゆる文科省と厚労省の縦割りの影響で実態としてはまだ1つになっていなくて、あまり詳しくない市民にとっては本当にわからない話なのだろうと思うのですね。で

すから、本来はつくば市でもそういったものを作っていなければいけないわけ  
ですよね。今のお話を伺ったら、それがまだできていないというのはその縦割  
りの壁が厚いということですよ。せつかくこども部ができたのに、そういう  
ことを感じまして、そこを何らかの形で入れるというのも難しいと思うので  
すが、注釈か何かで簡単に触れながら、その本文の中では、例えば国の指針を入  
れて、つくばでは主にハード面中心かもしれませんが、こんなものを作りました  
ということを入れるのかそれはそれでとても大切なことだと思うので、どう  
いうふうに入れたらいいかというのは全然構わないのですが。

**橋本委員**：先ほどから言っているように、このつくば市保育の質ガイドライン  
と幼稚園教育要領という文言を明記するだけでいいのだと思います。そうしま  
すと、プロから見てもこの両方はすぐわかると思うのです。

**落合委員**：それは対比するようなものではないから、その書き方によっては、  
対比するもののように、ちょっとこれは幼稚園向け、これは保育園向けという  
ような印象があるかなと思いました。

**橋本委員**：そこで教育保育と片方入っているから。片方は保育だけしか入って  
ないから、だからそんなふうに対比するものかと思われてしまうのですけれど  
も、つくば市はつくば市独自で子どもの安全を保障するためのガイドラインを  
作っていたのですよね。

**落合委員**：そうすると2つとおっしゃっていたのは、つくば保育の質のガイド  
ラインが1つとそれから国が出しているものですね。それで、つくば市もゆく  
ゆくはその国が出している方のつくば版を作りますよ、ということを書いてい  
くとすごくわかりやすすくないですか。

**土井会長**：ありがとうございました。事務局から話があるので先にどうぞ。

**事務局（こども政策課）**：申し訳ありません。今、つくば保育の質ガイドライ  
ンについて、深い議論していただいているところなのですが、ガイドラインの  
内容も、というお話だったので、担当課の方でつくば保育の質ガイドラインに

ついて説明ができればということで今資料をお持ちしますので、またそのときにご説明させていただければと思います。

**土井会長：**ありがとうございます。千代原委員お願いします。

**千代原委員：**千代原です。よろしくお願いします。保育のガイドライン、つくば市はあるのですよね。私はないと思っていたので。ないのだったら、つくればいい。それだけかなと思っていますね。世田谷区の保育の質ガイドラインというものを今、ホームページで見えて、これはなかなか面白いなと思ったので、もしないのだったら、次の第4期は5年後ですよね。5年かけて、しっかりとしたものをつくればいいのかと思ったのですけれど。

**古谷野委員：**保育協会の古谷野です。橋本先生のおっしゃっていることもとてもわかるので、子ども・子育て会議で、せつかくここまでつくば保育の質ガイドラインというものを作り上げているということと一般の市民の方がわかりやすくまとめていかなければいけないということがおそらく必要なのではないかと思うので、橋本先生が言われている文言を、このつくば保育の質ガイドラインの改定というか付け加えて、何かこう1つで、市民の方にわかりやすく説明できるといいのではないかと思うので、もう1つというのではなくて、改訂していくという意味で、バージョンアップしたものを作り上げていくというのはどうでしょうか。

**橋本委員：**橋本です。ありがとうございます。1つはつくば市独自で作った保育者、保育所向けのガイドラインなのです。幼稚園向けではないのです。しかし、幼稚園でもこの保育の質ガイドラインは非常に役には立ちます。子どもの安全を確保するために、色々なチェック項目があります。今、何かを出してくれるそうですからそれをご覧になればわかると思います。それから、私が言っているのは、あくまでも国が作っている保育指針。幼稚園であれば幼稚園教育要領。これは、先生たちがそれをもって、子どもたちの学びを保障するための指南書なのです。何も持たないで手ぶらでやっているわけではないですから。

平成 30 年、早くには平成 27 年の新制度という制度が始まったときに、改定作業をしたのですが学校の指針なんかも 5 年単位で改定しているのですよね。それに合わせて、保育指針と幼稚園教育要領を合体したものを作り上げたのです。それに基づいて幼児教育・保育、保育所も、幼稚園もこども園もそれに基づいて保育がされているということです。このつくば市の保育の質ガイドラインは、これはこれで独立したものです。それから、国が制定してあるものに基づいて、教育保育がされているということで、それも 1 つの独立したもので、この両方を用いて、つくば市内では、幼児教育保育が行われているのだとなればいいのであって。

**土井会長：**原案だと、つくば保育の質ガイドライン等を活用したと書いてあるのだけれど、その等の部分がわかるように、もう 1 個きちんと明記しましょうということでしょう。名豊さんどうぞ。

**名豊：**橋本先生のおっしゃっているのは、幼児期の終わりまでに育って欲しい 10 の姿と言ったところが該当すると思っています。こちらは平成 30 年に幼児教育の部分について同じ目標を幼稚園、そして保育園に建てるということで次の姿が示されておりまして、こちらをもとに皆さん見直し等されながら、垣根を越えてどういう子どもたちを育てていこうなどというところを挙げておりまして、4 章の具体的なページで言いますと、49 ページの①幼児教育及び保育の推進事業の中の幼児期の終わりまでに育って欲しい子どもの姿に向けてつくば保育の質ガイドライン等の活用、幼児教育の指針の制定等ですね。当初のところの中で、幼児期の終わりまでに育って欲しい子どもの姿に向けてというのも、こちらに記載しておりますので、こういう文言もですね、そちらの、保育のガイドライン等の等のところ、含めていくと、よりどういったところを基に幼児教育、教育保育として目指していくのかというのが文言として参考になるかなというふうに思っております。

**橋本委員：**ちょっと違うのですよね。

**柳下委員**：これを見るのは市民ですよ。誰に向けて書いているかという市民でいいのですよね。これはもちろん市役所の担当がこれを作成してこれに基づいて色々なアイデアを出していくと思うのですけれど。市民が見たときに、このガイドライン等だけでは、実態はわからないということですよ、実際の保育園や幼稚園がやっていることが。だからそこに、わかるように併記してくれというだけのことですよ。

**橋本委員**：つくば保育の質ガイドラインも、皆さん一般に配っているかという配っていないわけですよ。結局、見る人が見ればすぐわかってしまうことなので、プロの人たちが見ても、きちんと指導書に従って、教育保育がされているのだということが明記されていないと変だなと思うだけです。そんなに難しいことではないです。その文言を入れるだけで済むはずなのです。

**土井会長**：結局等々だとわからないから、明記しましょうということですよ。よろしいですか。それは明記するというので。事務局は大丈夫ですか。今の点は大丈夫ですか。明記するというのでよろしいですか。

**事務局（こども政策課）**：明記するという形で大丈夫なのですけれども、併せて今保育の質ガイドラインの内容のご説明も担当課からさせていただければと思います。

**事務局（幼児保育課）**：幼児保育課です。つくば保育の質ガイドラインが議題に何度か出てきましたので実際に冊子をお持ちさせていただきました。中身を見ていただければイメージがわくのではないかと思ったところです。1ページには、このガイドラインの策定の趣旨等を記載させていただいております。そういった中で、質の高い保育を行い、安心の子育てができるまちつくばを目指していきますというところを趣旨としてこのガイドラインが平成30年度に策定されたものとなっております。実際にはチェックボックス形式で他の自治体にはないような形式をとらせていただいて、全施設に配らせていただいて活用いただいているところでございます。保育の質ガイドラインについては以上に

なります。

**土井会長：**ありがとうございます。せっかくこのようなものを作っているわけですから、宣伝の意味も込めて、下の注意書きでこういったものを作っていますと一言データを入れておいたらどうですかと私はさっき申し上げました。千代原委員どうぞ。

**千代原委員：**皆さんにお詫びをしないといけないかなと思うのですが、つくば保育の質ガイドラインですね。私もすっかり忘れていて、平成 29 年度第 1 回つくば子ども・子育て会議で議題に上がっていますよね。確かに策定に関して、私もその時に関わっていたと思うのですが忘れていて。多分、見る人は見るのだけれど見ない人は見ないのかなと。見ても忘れちゃうのですよね、しっかりこの iPad の中に入っていたので。反省しました。ですので、せっかく素晴らしいものがあるので、これを最大限活用するべきだろうなと思います。橋本先生、ガイドラインのことですよね。お話しされておりましたよね。この文言を取り入れるという話ですよね。

**橋本委員：**いや、これはもう入っています。これは、このガイドラインという文言は入っています。さらに幼児教育や保育の教育要領というものを、やはりここに入れておかななくてはいけない。二本立てでないと、こっちはどちらかというチェック項目が多いでしょう。実を言うと、私の家内もこれを作成したときの作成委員なのです。一番最後の 27 ページ栄幼稚園副主任の橋本睦子と書いてあります。ですからこれを作成しているときに、無理やり幼稚園という文言を入れた。そうでなければ、保育所だけの文言で進んでしまう。そういった可能性があったのです。その作成の経過を話しますとね。

**土井会長：**では、この件はそれでよろしいですか。等のところをきちんとわかるように、もう 1 個入れる。せっかくこういったものを作っているのだから、その宣伝の意味も込めて、欄外にこういうものを作っていますとちょっと説明文に入れておく。ではこれはそういう対応としたいと思います。別件ですね。お

願います。

**大戸委員：**医師会の戸です。基本目標5の基本方針2のところ、困難を有する子どもの支援というところなのですけれども、引きこもり、不登校といったことは書いてあるのですけれども、この文言の中にあまり発達障害や神経発達症という言葉が出てこなくて、今は国が5歳児健診を始めて、そのターゲットは神経発達症です、それからクラスの中で10%以上発達障害で苦しんでいらっしゃる方が多いと。この41ページの体系のところを見たときに、発達障害と全く出てこなくて、おそらくそれで悩んでいるご家族がびっくりされるのではないかと。つくば市は全く発達障害をやっていないのかと。勘違いされてもいけないので、やはり神経発達症もしくは発達障害の文言を入れた方がいいと思います。

**土井会長：**ありがとうございます。いかがですか。今のご趣旨は神経発達症がもとで、引きこもりや不登校のあるテーマかもしれないけれども、そうではない例もあって、普通に学校に行っているけれども、そういった症例を抱えている人もいるから、そういった人に対する支援も必要なのだということですね。

**大戸委員：**しかし、神経発達症が一番のメインになりますので、これは欠かせないキーワードだと思います。

**土井会長：**それは引きこもり、不登校でなくても、学校の中で、そういった症状を抱えていて、生きづらさを抱えるのでそこに支援が必要だということですね。どうぞ事務局からお願いします。

**名豊：**名豊の大川でございます。貴重なご意見ありがとうございます。発達障害等の支援が必要な子どもたちという形で言いますと、基本目標の2の方で、子ども本人や、その養育をしておられる保護者の支援という形で記載をしております、こちらの方に、具体的な児童発達支援センターとの連携などを記載していきたいと考えております。

**大戸委員：**発達障害に関してすごく配慮された書き方をされていると見ていて

思ったのですけれども、やはりそのキーワードが入った方がご家族にはダイレクトに伝わるかなと思いますので、今も決して忌み嫌うような言葉ではございませんので、しっかりと加えていただきたいと思います。

**土井会長**：私は追えていないのですけれども、どこに今入っているのですか。

**名豊**：失礼しました。37 ページですね。基本目標 2 の、たしかな生命と元気を育む、安心して産み育てられる子育て環境の充実のページの基本方針の(2)、になります。発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実の中で、配慮を必要とする子どもの、という形で、少し配慮をした言い方にしているのですが、そこを発達障害と言い切ったほうが良いというご指摘というふうに受けとめさせていただきます。

**土井会長**：おそらくここは発達障害だけではなくて、発達障害には入れてはいない、例えば HSP 等あるのではないですか。そういったものも含まれてくるのではないですか。そうしますと、発達障害と書くと逆に、発達障害だけに限定されてしまう危険性はないかと少し危惧をするのですけれど。生きづらさの背後にあるのは発達障害が大きい問題ですが、診断をもらっていなくても、HSP 等人間関係がうまくいかない、そういった生きづらさをいっぱい抱えている子どもたちがいるわけですよね。それに対していろいろ配慮をしていくという観点からすると、発達障害だけを書くと、逆にそこに限定されてしまうのかな、ということをちょっと懸念するのですが。いかがでしょうか。

**大戸委員**：発達障害や神経発達症という言葉がここの中に、おそらく一言もないのではないかと。これに苦しんでいるご家族、お子さんもすごく多いので、発達障害の子をつくば市は応援しているのだ、ということがわかりやすくなると思います。

**間野委員**：今の発達の関係なのですけれども、41 ページを見ていただくと全体の計画の体系が見られるのですけれども、ここ発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実という基本目標の 2 のところ。これは生まれたときに判明し

た家庭に対しての支援のところが主になっているような感じがして、そこから成長していくに従って、例えば幼稚園・保育園ぐらいの頃の時期であったり、小学校に上がってからであったりと色々な困難を抱えるというところに繋がってくるのかなと思うのですが、その困難を有する子どもの支援というのは今度5番の(2)になるのですね。なので、何かそこが離れてしまっているというか、別になっているというか、そこが本当に障害を持ってらっしゃる色々な困難を抱えているお子さんの親御さんというのは、本当に切実だと思うので、きちんと支えられているなというか、先ほど先生がおっしゃったような市として応援していますよというところがわかるような形で書くとしたならば、どちらがいいのかということ少し迷うところだと思います。5の(2)に困難を有する子どもや家族の支援と書いてあるので、こっちに入っていた方がわかりやすいというか、市民として辿っていくときに障害があるとどっちなのだろうではないですけど、何か辿りやすいのかなということを思いました。

**土井会長：**それぞれの元になっている基本目標が違うので、重なってもいいというか、おっしゃるように(2)の方は生まれてからの色々な発達段階に至った、例えば発達が遅い等抱えてらっしゃるもの、また、身体的な発達の問題であるとか、場合によっては、それこそセクシュアリティの問題、LGBTの問題も入ってくるかもしれないし、色々あるでしょうということですよ。この5の方は、それが背景にある中で、具体的に色々な生きづらさを抱えている、困難を抱えている子どもたちに対する、或いはその親に対する支援ということなのです。だから、将来そういった発達障害、或いはそれこそ性的違和であるとか、色々なところから様々な困難を抱えている。その困難を抱えている子ども、家族に対して支援をしていきたいと思いますというのが5の方だと思うのです。そのため、例えば、発達障害、発達障害等に起因する困難を抱えているという形で入れるとそれだけではないということがわかると思います。いかがですか。

**千代原委員：**千代原です。大戸先生もおっしゃった神経発達症ですか。それが総称なのですよ。今、ホームページで検索して調べていたのですが、その神経発達症の中に色々なものがあるのですよね。総称ですよ。その文言を入れた方がいいということですね。その中に、例えば、LDであったり、色々なものがあるのですよね。そのため、神経発達症とおっしゃっているのですよね。

**大戸委員：**そうです。発達障害の障害という言葉が非常に危険な言葉で、障害の害もひらがなにしたり、そういった時代ですので、今、医学業界では神経発達症と言っておりますし、我々が説明するときも、子どもの前で発達障害と言わずにやはり神経発達症ですよ。そういった言い方になっております。

**千代原委員：**WHOの新障害国際分類で定義を日本が受け入れたと書いてあるので、あとはもう先生のおっしゃる通りですので障害という言葉がなくなって発達症ということですよ。

**大戸委員：**はい。

**千代原委員：**確認でした。ありがとうございます。

**柳下委員：**41ページを見ると、私も一番下の(2)の困難を有する、の困難という言葉は色々な意味を含むので、それは基本方針でいいと思うのです。その脇の基本事業の、不登校、引きこもり等の等が、学校でも発達障害の方がメインになっていますので、そちらの方が主で、もちろん不登校、引きこもりもそうなのですが、それに並び立つぐらい大事な言葉になっていると私も認識するので、基本事業の方には明記していただいた方がいい流れだと思います。

**土井会長：**いかがでしょうか。神経発達症等から起因する社会生活の活動上での困難を抱えてですね。

**大戸委員：**起因すると書かなくても、発達障害でなくても引きこもりや不登校を起こします。

**土井会長：**しかし、引きこもりと不登校の併記はおかしくないですか。ですから、発達症に起因だけではないけれども、例えば発達症、或いは私が申し上げ

たような、性別違和などもそうですよね。そういったものから、色々な引きこもりや不登校というものは生じてくるケースが多いわけですよね。

**大戸委員：**多いですけど別物であります。性的違和と発達障害はですね。ですから、そこに併記していただいて、等をとしていただいているのではないかと思います。つまり、引きこもりと不登校だけではなく、そこには発達障害という言葉も絶対に入れて欲しいです。単純にそういうことであります。その文言は事務局の方でうまいことやっていただければいいのではないかと思います。その文言がないというのはおかしいと思います。

**大久保委員：**大久保です。37 ページの基本方針の2の、配慮を必要とするというものは、今まで発達障害や不登校や引きこもりの方を指すと思うのですよね。ですから、発達障害のことを入れるならば、41 ページの5の基本事業の一番下の③として入れると、障害という言葉が駄目であったならば、ちょっと考えていただいて、発達障害の子の支援ということを入れたらどうでしょうか。

**土井会長：**もう1項目つけるということは、それに応じて基本目標のところに分かれているので、ここは3つになると、基本方針も(1)、(2)ですが、ここは(1)、(2)、(3)、もう1つ(3)を作るということですね。いかがでしょうか。

**大久保委員：**もしそれを発達障害の児童の支援に入るとすれば、そこへ入れたらどうでしょうか。

**土井会長：**ここはいいのでしょうか。すいません。困難を有する子どもの中に何かもう1つ設けるということですね。いかがですか。

**間野委員：**今回のこの策定は、年齢が学童期までというお話でしたよね。困難を有する子どもが自らそういった支援に行くというパターンはあまりないのかなという気がしてきました。そうなりますと、5番が自立支援とか、自殺対策の推進やヤングケアラー支援とあるのですけれども、年齢的なところが、もしかしたらこのところの枠組みとかその支援の方法等にも、この表記の仕

方は少し変わってきてしまうのかなと思います。

**土井会長**：ここは変わると思います。先ほど申し上げたように、この計画の対象が、学童期まで小学校までという限定をつけるならば、これヤングケアラー支援ということはおかしい話ですから、とらないといけないと思います。

**間野委員**：子ども本人が助けを求めるということがなかなか難しいかもしれないとなると、子ども本人というよりもやはり家庭が対象になってくるのかと。子どもを対象とするならば、学校の仕組みのようなどころへの対策といった感じになるのかなと思います。と、年齢が引っかかってしまったので。

**土井会長**：すいません。私も失言しましたけれど、ヤングケアラーは小学生でもありえますよね。その中で残さないといけないですね。小学生であっても親の面倒を見ている子はいますから、これは残さないといけないですね。失礼しました。そのため、対象は小学生まで。しかし小学生自身が自分で、社会生活の困難を抱えていて、支援をしている事はあるのではないのでしょうか。親御さんだけでなく。だから私はいいいのではないかと思いますけれど、子どもと親と両方があっても。

**森田委員**：森田です。この5を作った理由を僕はお伺いしたいのですけれども。前の第2期のときには1 2 3とある基本目標3つが、おそらく2 3 4に該当している部分なのかと思っています。今回新たに1と5が加わったと思っておりまして、5の部分は、おそらく子ども・若者に対する基本計画が必要だということで作っていると思うので、その子ども・若者の中にある、やるべきことが41ページにある。ヤングケアラーの対策、不登校・引きこもりに対する対策ということであれば、この2項目をやるためにその計画が作られたのかと思いましたので、大元の法律、基本目標5番を作ったのかという背景に立ち戻れば、入れるべきか入れないべきかということが出てくるのかなと思いました。その部分を説明いただきたいことと、もう1つ、今、困難を抱えている子どもの話全般をしていますけれども、おそらくつくば市の中では、こども未来センタ

一が作られて、体系図のところに出ているつくば市子ども未来プランの中で聞きした困難な子どもに対する計画ということで行っていた幅が広がったという話を聞きますけれども、おそらく子どもに対することをこの中でやっていたと思うので、もし全般に困難な子どものことを含めるのであればそちらを含めて、ここに入れるべきところは、子ども・若者育成支援推進法に基づいてやるべきことを入れればよいと思いました。

**土井会長：**これは国の方針で、1つは子どもの意見表明権、それからこの困難を抱えた子ども・若者支援、この2つが今度は入ったのですよね、国の方針として。そのため、それを受けてつくば市としても、この2つは入れざるをえない。ということになっているのだと私は理解しています。説明をどうぞ。

**名豊：**名豊の大川でございます。先生がおっしゃったところがそのままございまして、子ども若者育成の部分についてもこども大綱の方に入ってきたというところで、子どもの意見表明権を含めた子どもの権利と同様に充実をしていきたいという形で、既存の3つの柱に加えて2つを入れているという形になります。おっしゃる通り、5番目の目標については、ライフステージといったところの学童期までというところを、こども大綱と比較しながら、学童期までの部分を対象としてどういった支援が望ましいのか、必要な支援なのかというところが少し精査段階というところもありますので、そういったところもご指摘いただければありがたいなと思っております。

**古谷野委員：**古谷野です。先ほど事務局の方が系統立てて作っているところでは、この基本目標の2の基本方針の2、発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実で、右側の基本事業の児童発達支援センターとの連携というところで系統立てているというところなので、この神経発達症や発達障害といった文言を入れるのであれば、このような流れになると思うので、その発達や養育に悩みを抱える家庭の支援の充実というところで、文言の書き方も色々と特別な配慮があるので、事務局が系統立ててやっている等、全部に絡みがあるのですよ

ね。ということは、発達障害系はここら辺での明記が適切なんじゃないかなと  
感じますけれどもどうでしょうか。

**土井会長**：おそらく私が言ってもしょうがないですが、ご意見は、そういった  
発達を抱えていると、例えば学校でうまく人間関係に馴染めないとか、浮いて  
しまうとか、そういった学校生活上の困難があり、この困難を抱えた子どもに  
対する支援というものが新しい基本目標5で立てられているので、この日々の  
生活の中で困難を抱えているという背後にある1つの要因として、神経発達症  
もあるから、それを書き加えたらどうですかというご意見だと思うのですよね。  
おそらく2の方の発達の問題は前からあったものなのですよ。その問題とは  
別に先ほど私は起因と申し上げましたが、そこに起因して色々な生活の困難が  
生じており、その困難に対して色々な支援をしましょうというものがこの5な  
ので、そちらの方に神経発達症もありますよと書いた方がいいのではないかと  
いうご意見だと思います。よろしいですか。

**大戸委員**：5の2でも5でもどこでもいいです。

**土井会長**：これは神経発達症というと、2か5で迷うと思うのですが、つ  
くば市の男女共同参画の審議会で問題となっているのは性別違和の問題です。  
これもやはり色々な困難を抱える、学校の場合は特にそうですよね。中学生ぐ  
らいからが多いと思いますが、小学生でも高学年ぐらいになっていくと、性別  
違和を抱えている子どもが出てくるでしょう。そうすると、これもこの困難の  
1つの背景にあるわけですから、私は神経発達症を書くのであれば、性別違和  
も書くべきだと個人的には思います。これは発達の問題ではないのでいかがで  
すか。

**橋本委員**：非常に悩ましい問題ではありますが、会長のそういったご意見に私も  
同意します。

**土井会長**：まず、神経発達症はいいと思います。ただ、性別違和を私は書くべ  
きだと思いますがここは色々な立場があって、特に保守系の方々は、そこにつ



夫かなと思います。話をして、ジャッジをした方がいいと思います。

**森田委員：**僕はあまり賛成をしてはいなくて、基本方針でやりたいこととは何なのかと思った時に、41 ページのところを見ると、困難を有する子ども・若者やその家族の支援ということで、不登校引きこもり等の自立支援及び自殺対策の推進ということをやっていくのかなと思っており、やることは不登校に対して支援をやるので、原因は多分問わないのですよね。その時に、皆さん関心事いろいろあると思うのですけれども、おそらくそれ言い始めると、では、いじめはどうなのですかと。いじめや不登校の原因が多いのではないのですかという話に広がっていくと思うのですよね。やるべき事業を考えたらそこはあまりこだわって、あれがある、あれがないという話をするよりも僕はここはない方がいいと思いました。

**柳下委員：**やはりその1歩としては、書くことの効果がマイナスよりもプラスの方が多いいいというのであれば、私は書いた方がよいと思うのです。だから、それを書いたらこれも書かなきゃならないと言ったらそれはそれでまたここで出していただいて、そのことを書くことがいいことかどうかを議論すればいいことと思うのですよね。1歩進んだ世界を目指すまちでしたよね。

**橋本委員：**男か女かどうなのかというよりも1人の人間として見ていくということが一番大事なのだと思います。やっぱり仕事ができない、できるという問題ではなくて、きちんとやれる人たちが多いのだと思います。悩み苦しんできたわけですから。その人の一生を奪ってしまうのかということを考えたら、それはみんなが認め合う社会でないと私はいけないのではないかと思います。つくばが真ん中の町という言葉は、子どもが真ん中の町にならないのではないかと思います。色々な子どもがおりますけれども、そういったものを認め合い、許容し合うということがとても大事だと思いますので、どうぞ勇気を持ってやってください。

**土井会長：**基本的な考え方は違ってないと思うのです。どこまで書くかとい

う問題で、今の原案のように不登校、引きこもり等の支援で止めておくというのが1つの案であり、もう1つ、その最初に出たご意見は、そういった不登校引きこもりの背後には例えばいじめの問題もあるかもしれない。いじめの問題にしても、不登校の問題にしても、問題の背後の1つの要因としては、発達症の問題、或いは性別違和の問題もありますし、そこまで書き込むかどうかということだと思うのです。書き込むならば、いじめ、不登校、引きこもりの背後の1つの要因として発達症もありますと書き込むのであるならば、そこで発達症だけだと、アンバランスだと思うので、やはり性別違和も書かないと私はバランスがとれないのかなと思った次第です。

**大戸委員：**僕は入れた方がいいと思っているのですが、発達障害と性的違和の数としては圧倒的に発達障害になります。僕は性的違和を入れたほうが良いと思います。

**土井会長：**そもそも困難を抱えた子どもというのは、マイノリティというか、数が少ないからこういったことを書いているので、マジョリティではないわけですね。それは母集団としては、あった方がよいかもしれないですけども、よりマイノリティだから、それは入れないというのは少しまずいかなと私は思います。いかがでしょうか。間野委員どうぞ。

**間野委員：**不登校、引きこもりの原因になること全部を一纏めにするのであれば、逆に言うと不登校、引きこもりにならなければ問題ないと見えてしまうイメージを持っているので、不登校引きこもりの原因は色々とあって、そのようになってしまったというところの支援も大事なのですけれども、元々そういった障害を持っていたり、発達の問題があったり、マイノリティの方の困難であったり、生きづらさであったり、ストレスだったり、大変な思いをされていると思うので、そこに対してどんな人でもどんな子どもでも支援をきちんとしますよという意味で書くのであるならば、私はきちんと書いたほうが良いと思いますし、今、神経発達症と性別違和というものがありましたけれど、それ以外

にももしかしたら色々な困難があるので、その代表格として今2つ出ていますけれど、困難を抱えていたならば、そこに対してつくば市としてはきちんと支援をしていくというか、きちんとやりますよというところを入れていくのであれば書いていただいた方がいいと思います。

**落合委員：**今のお話を聞いて思ったのですが、これ以外にも色々あって、つくばでも、もともと外国の方は多いですが、また増えておられますので言葉の問題でとても困っている方もいらっしゃいます。子どもは親の仕事についてきたというケースが多いわけで、その子たちへの支援もここで何か入れられないかなと思いました。

**土井会長：**私も間野委員のお話を伺ってそう思いました。発達症、それから性別違和を入れるならば、つくばの大きな問題はこの外国籍の子どもの問題なので、やはり困難を抱えていますから、それも列記をして入れることはいいかなと思いました。などを付けるにせよ、1つの事例として、3つぐらいは並べて入れる。起因にすると不登校になっていなければいいのかという話になってしまうから、起因するのではなくてさっきおっしゃったように、列記するという形に並べて入れるという形の方がいいのだろうという話だと思いますそうすると今、5つですよ。不登校、ひきこもり、それから神経発達症それから性別違和、それから外国籍の問題ぐらいを列記して。まだありますか。

**宮本委員：**この基本方針の今のところに、いじめという言葉は入れてはいけないのですか。入れてもいいのかなと思うのですが。いじめから引きこもりになったり、不登校になったりということは考えられます。そのため、41ページに列記するものは代表的なもので、40ページの基本方針（2）の文面に付け加えるという方法はないかと思えます。この他にも外国籍のこと等、文面に加えるという方法はないのですか。

**土井会長：**2つの案が今出ています。1つは41ページの体系のところの下一番右側①②のところに③として付け加えるという話と、それから、40ページの

ところの、その地の文というか、基本目標5の基本方針(2)のその分はこの文章の中に、例えば発達障害、発達症、性別違和、或いはいじめ、外国籍等、そういうものを列記して並べて入れる。

**千代原委員：**今、宮本さんがおっしゃった通り、あくまでもこの体系のところはこのままにした方がいいと思います。困難ということは人それぞれ違って、今おっしゃったいじめだったり性別違和だったり数がいっぱいあるはずで。それをこの体系の中に入れることは少し無理があるのかなと思います。そのため、これはこのままにしておいて、基本目標5のところ、今、各委員が思いつくもの、今3つぐらい列挙されました。それを入れていただいて、そして最後に等と入れていただいて、この基本目標の中で示していけば、市民はなるほどなになるのではないかと思います。

**岡山委員：**岡山です。子育てをしている立場からこういったものを見させていただくと、こういったことが今後あるのかなという自分の立場で見ることができました。そのときにこういった困難、色々な発達症であったり、色々なことが今後起きたときにこの支援を行っていただけたらとなった場合に、第3期でどういったものがこれから出てくるのかと言ったときにその支援というものがどこまで、症状であったりいじめであったり、色々なものを列挙したときに、全部に当てはまったら全部支援してくれるのかというふうに単純に私は考えてしまうこともあるかなあと思ったので、そこを出すのであれば支援というその入口と出口をつないであげるというところは、1つ気になるかなあと思ったところです。また、この順番ですね。基本目標が今5つあります。生まれて、産前産後であったり、今のある程度の成長していった部分でのサポート、いろんなものが、基本目標として5つあるのですけれど、この順番というのはこのままがいいのか、生まれるということが、2番をスタートとするのであれば、生命と元気というものが一番上にあって、子どもの意見であったり、尊重というのはもう少し下の方に来るのかなと思います。これがどういった最終的な冊子に

なって、順番が横のような並びになったらあまり気にならないのかなと思ったのですが、今の縦の構造だと少し時系列というか、何か時間を感じる部分もあるので、ここの順番というのはもし変えられるのであれば、見直しはできるのかなというところが気になりました。

**土井会長：**ありがとうございます。今、2つのルートをお話くださったので、まず、順番のことはあとへ置いておきたいと思います。この支援は、私も少し気になっていて、指標目標5の基本方針のところ、いろいろと発達症、いじめ、或いは性別違和等を列挙していくと、当然ながら、第3期において、これは基本目標ですから、それに基づいてつくば市では何らかの施策をやっていってもらわないといけなくなるわけです。私たちはそれをつくば市に求めますかということだと思うのですね。つくば市の方、ご意見ありますか。

**事務局（こども政策課）：**この点については、なかなか難しいところなのですが、委員の皆さんがおっしゃったように、羅列という形で、多く出ればそれら1つ1つに対してどういう対応ができるかという検討は必要になってきます。ここはあくまで困難を有する子ども・若者層、家族の支援として、①のところは困難を有する子どもたちや若者の方々に対する自立支援や自殺対策の推進というところなので、例が上がっていき、そういった書き方でも大丈夫だと思うのですが、その1つ1つが妥当かについてはちょっと担当課とも協議はさせていただきたい部分かなとは思っています。

**土井会長：**駄目だということはなさそうなので、まず、現時点として私たちは列挙をさせてください。それに対して、次回までに、事務局の方でどういう対応ができるかお考えいただくということによろしいですかね。

**事務局（こども政策課）：**はい。

**土井会長：**ありがとうございます。ではこの点は、今上がったものを確認します。まず、発達症それからいじめ、性別違和、それから外国籍。それを列挙して書くということです。当然ながら、つくば市はそれに縛られるので、それに

基づいた施策が、この第3期に5年間かけて何かが求められるということにはなるかと思います。何かの施策をやってくださいということになると思います。よろしいですか。この点については、よろしいですか。それではこれは終わります。それからもう1つ出たご意見は、この基本目標の並び順の問題ですね。これはどういう順番で並んでいるか、最初に事務局から説明いただいた方が良いかと思います。

**名豊：**株式会社名豊でございます。こちらの基本目標の並び順につきましては、まず、今回のメインとしてはやはり子どもの権利を守っていくといったところが、1丁目1番地という形で最初に登場するといった見せ方をしています。また、最後に子ども・若者としておりますのは、困難を抱えたといったところを、すべてに包含するような形で様々なそうしたマイノリティの方も含めた対応をしていきたいというところを少し包含的な内容ということで最後に記載させていただいております。

**土井会長：**今のことを踏まえていかがですか。よろしいですか。子どもの人権、意見表明権が1丁目1番地のトップに来ている。困難は応用問題なので一番最後に置いてあると。あとは従来の並べ方かなという感じですね。

**名豊：**はい。

**土井会長：**ありがとうございます。では、他にご意見があったようですのでお願いします。

**鈴木委員：**鈴木です。今回、5つに分かれていて、支援であったり、サービスがメインになってきているのかなという感じがします。アンケートの結果からですと、つくば市にどういった施策があったらいいと思いますかという問いかけがあったと思うのですが、アンケートの答えからは子連れでお出かけするような楽しめる場所づくりですとか、子育てしやすい住居、街の環境面の充実、安心して過ごせる公園や遊び場の整備とかがありました。そういったところがあまり含まれていないなというところがあります。それも踏まえると

どちらかという子どもを預けるとか、親から離すような形の支援の取り組みが多くて、親子で楽しく遊べる場ですとか、そういった親子がより楽しく過ごせるような環境づくりのようなところの視点があまり含まれていないということが気になりました。そのため、先ほどキャッチコピーのところ子どもが真ん中つくばのまちというとても素晴らしいキャッチコピーが組まれたので、もっと子どもたちがわくわくするような事業展開なども含まれてもいいのではないのかなという気がしました。

**土井会長：**その観点から言うならば、どこに何を付け加えたらいいとお考えですか。

**鈴木委員：**基本目標の2の(1)の子育てしやすい環境整備事業であると思うのですけれども、そういったところに、例えば公園の整備の問題ですとか。あとは、5番などですかね。5番のところに。

**土井会長：**5番というのは基本目標の5ですか。

**鈴木委員：**5のところに、登下校や通学路であるとか、環境整備も盛り込んでもいいのかなと思います。前回、私は会議に出ていなかったのですけれども、皆さんの意見からも、今回、盛り込んだ方がいいのではないかという施策が皆さんから色々出ていたと思います。そういったところでやっぱり環境整備だとか都市計画だとか、子育て支援だけではなくて、やはり、環境も含めて子育てしやすいかどうかとなってくるのかなという気がします。つくば市全体としての環境も踏まえていけるといいなと思うのですけれども、こども政策課だけだと管轄外というところであるならば、他の課でこういった対応をしてもらえるのか、また、そういったところもこども政策課から担当課に言っていけるようなものの仕組みとかってできたりとしないのかなと思ったのですけれども。

**土井会長：**具体的な施策は色々な課から集めてきて、ここにまとめるので、例えば環境整備とかを入れる、それはできると思いますけど、それをこの中でど

この文面に入れるかということだと思います。

**柳下委員：**今言ったすべては大事なことだと思いますのだけれど、41 ページで言うと、2の基本目標2で、基本事業に子育てしやすい環境整備事業とありますよね。ほとんどそれに含まれますよね。今言った公園のこととか下校の安全等、今言ったことが何かできるとするならば、4の2)の子どもが主体的に活動するための支援の充実。ここはやっぱり親子でそういうことをやった方がいいですよ。体験学習とか、体験活動もあるのだけれど親子の遊びの機会とか場の充実がそこで色々なことが具体化されると思うので、今言ったことはここで全部入っているなと思ったのですけれど。それ1個1個上げると、大変な数になってしまうと思うのですけれど。

**間野委員：**この計画の体系を見てみると、ここに入れられそうだなと思うのですけれど、そのあとの第4章の施策の展開を見たときに、この子育てしやすい環境整備事業というのが、取り組みとしては一時預かりや、赤ちゃんの駅などになってしまうのです。今の第2期の支援プランを見ていても、そこですかということで、とてもショックであったという話は何度かしていると思うのですけれど、これも同じように思ってしまったって、子育てしやすい環境整備と言ったときにどんなことをしてくれるのだろうとみたときに、一時預かりだけなのだと思ってしまうのは、今回も一緒なのかなと思ってしまうって、今言ってくださっていたようなサービスの提供等だけではなくて、働いている人の一時預かりももちろん大事なのですけれど、それだけではなくて子育てしやすい環境ということ考えたときに、本当に子どもが真ん中というのであれば、子どもに本当に今必要とされているものがどこにあるの、どんな施策が必要なのか、それは子育てしている親御さんにとっても必要なものになるのです。そういったことを考えたときに、例えば今、コミュニティスクール等も、生涯学習推進課の方で動いていますけれども、何かそういったところとうまく連携ができないのかということや、地域も巻き込んで、子どもをみんなで育てていくというか育

んでいくというか、そういったところの施策をこのどこかに盛り込めないのかなということを思っています。しかし、それをどこへ入れるかということは少し考えていただきたいというか、子育ての環境と言ったときに、もっと広い意味で捉えられるはずなのに、そこだけになってしまっていることがとても残念なので、ぜひそこは入れていただきたいなと思います。

**土井会長：**文言としては今おっしゃったように子育てしやすい環境整備事業なのでしょうが、この、この基本方針の方は、継続的包括的な支援の充実となっているのでここではないですよ。そのため、そういった公園の整備であるとか、そういう意味での環境整備が必要なのだということだから、それはおそらく、該当する基本目標2のところ書き込まないと駄目ですよ。どこか本文にきちんと。それをどうするかですね。ここに出てきているのは、1も2も両方とも基本方針は支援の充実ですよ。両方ともね。いや、そうではないのだということですよ。だから、そういった基本方針を何かもう1個立てないといけないと思います。ここでは、そういった意味での環境整備が必要だということで、これは結構大きな修正になります。しかし、重要だと思います。他の委員の方いかがですか。そうすると、場所はここがいいのですよね。基本目標2の基本方針で、今2つの支援の充実が上がっておりますけれども、2つ来ているのです。ここだけ3つにはできないでしょうか。ここで基本方針1と2に分かれているものを、これらはどちらも支援の充実なので、基本事業の方で分けていただいて、1と2を一緒にして支援の充実で1本にさせていただいて、もう1つ、本来の意味での環境整備というものを基本方針として立てるという形ですか。少し大きな変更になりますけれど。これは、基本目標2の1で整備事業があり、2の方で支援の充実があるという形になっていくのかなと思います。

**名豊：**名豊の大川でございます。先ほど委員からもありました、公園等、子どもや保護者の方も含めた、そうした環境整備という形になりますと、少し基本

目標4の基本方針(2)の③の遊びの機会と場の充実といったところも少し関係があるような基本事業になっておりますので、そうしたところもち少し念頭に考えていただければありがたいと思います。

**土井会長**：ありがとうございます。こちらの方、骨子は時代時代に進むので、そこに押し込むかどうかです。今回は、遊びの機会と場の充実のところ、そういう環境整備を押し込んでいいですかという話だと思います。

**落合委員**：環境整備といったときに、ここで書いている環境整備のイメージと、間野委員がおっしゃったことがとても違うというか、より大きなところを見ているというのはよくわかるので、私もそれは大事だと思います。実際に、子どものそういった場を保障すると考えると、そういった場を作ることが必要で、公園の整備であったり例えば児童館を日曜日に開放するなど、そういった新しいものを作ることはできないでしょうが、例えば、この夏はすごく暑かったので、外で遊べと言ってもなかなか難しいですね。或いは、学校の開放であったり、それができるかどうかと言うことは別にして、ふた昔前ぐらいは子どもが、学校では放課後やお休みの日に遊ぶということが可能でしたが、確か池田小の事件からとても厳しくなって、私が住んでいる学区の中の小学校も、それまで全く塀などなかったのですけれど、塀ができて以前のように遊びに行くということはできなくなりました。子どもがどこで遊ぶかという、やはり先ほどの間野委員がおっしゃった子どもたちがどのような場所でというと、自宅が出てくるということは現実としてそういった場所しかないようなところがあるのだらうと思いますので、自宅以外に子どもが安心して遊べる場所というものをもう少し整備していかななくてはいけないということはとても大事なことだと思います。

**間野委員**：追加なのですけれども、アンケートの自由記載を読ませてもらった中で、環境と直結ではないかもしれないのですけれども、色々な意味で格差があるという話が出ており、地域格差で、中心部と周辺部では全く違うというこ

とや、中心部ばかりにお金が入って、周辺部の方はなかなかお金が入らなくて、設備がとても古かったり、学校がボロボロであったりという話があり、学校も中心部であっても大分経っている学校等では設備が大分古くなっており、それを綺麗にして欲しいという話があります。また、経済的な格差で、子どもにきちんとした経験をさせてあげられてない自分がとても情けないという話も出ていました。そのため、そういった意味での環境というか、どんな子ども、どこに住んでいても、どんな家庭環境であってもある程度の機会であったり、色々な場であったりが提供されるような、そういった意味での環境整備、機会の提供になってくるかもしれません。どこかに入っていたような気はするのですけれども。そういったところも必要と思いました。また、安全面のお話なども色々出ており、子どもが安全に遊べる場所をという話や、公園の整備であったり、通学路の整備であったりというところ、ここに盛り込めるものとは少し違うのかもしれないです。しかし、遊びの機会と場の充実というところに入る部分と思うのですが、54ページの遊びの機会と場の充実が、子どもが自由に伸び伸びと遊べるような機会・場所を提供し子どもやその保護者が安全に安心して過ごせる環境を整備しますというところに、そういったところは入ってくると思います。③の遊びの機会と場の充実というところに入ってくるものも多いかなと思うのですが、さっき言った、コミュニティスクールのような、地域で子どもを見ていくというようなところの取っかかりというか、そういったところの環境整備というものは入るのか微妙なところなのかと思うのですけれども。しかし、大きな意味での環境整備はすごく大事なのではないかと思いますので、どこにどう盛り込めばいいのか、ご意見をいただけたらと思います。

**土井会長：**4のところの③にある41ページの、遊びの機会と場の充実ということは、元となっている基本方針は、やはり支援の充実なのですよね。子どもが主体的に活動するための支援の充実なので、ここの具体的な文案は、39ページにありますけれども、例えば児童クラブの従事者や子ども教室の参加者の連携

を支援するや、特別な配慮を必要とする児童の受け入れを支援するなどの下に  
来ているのですね。そのためこの文脈に置くのがいいのか、或いはもっと違う  
意味で子どもが親と一緒に遊べるような公園と、その整備をするであるならば、  
2のところに基本目標で立てないといけないし、どちらで行きますかという話  
だと思ふのです。

**鈴木委員：**どちらでいきますかという、どちらにも欲しいというところでは  
あるのですけれども、それですと難しいので、どちらかに選ぶ方がよいですか。

**土井会長：**両方入れるということは、つまり2の方を新しく作るということ  
すから。そのため、それを求めますか、それとも原案に乗って、4の(2)の  
ところに押し込めることでよしとするのか。やはりそれでは不十分だから2の  
ところに新しい基本目標を立て、そういった環境整備というものを作るべきだ  
とするかどうかだと思ふのですね。両方ということは作るということです。

**鈴木委員：**そうですね。4であると、どちらかという子どもの放課後向けに  
なってくるので、どちらかというやはり親が関与していない子どもの居場所  
という意味合いがやはり強いところがあるので、そちらはやっぱり公園です  
と、そういったところで、基本目標の4のところに追加していただきたいこと  
と、それとは別に親子で楽しめる場というものも必要というところがあります  
ので、そちらは基本目標の2のところで、別に盛り込んでいただける方がいい  
のではないかと思います。

**土井会長：**いかがでしょうか。事務局どうぞ。

**名豊：**名豊の大川でございます。あくまで1つの案として、ということで述べ  
させていただきます。今、会長からあった通り、基本目標2の基本方針1につ  
いては継続的・包括的な支援の充実になっております。支援となっております  
ので、環境といったところは支援環境という形に、基本事業の分については内  
包されます。例えば基本方針を継続的・包括的な支援、環境の充実という形に  
少し幅を広げた概念にしていくことによって、支援だけではない環境について

も包含的に示せる基本方針としていくというところも、1つの案としてはあると思った次第でございます。

**土井会長**：ありがとうございます。つまり2の方を入れるということですね。それは今の位置にまぜるということですね。具体的な施策の方は、おそらくありますよね。それは4と重なってくると思いますけれど。

**鈴木委員**：鈴木です。今、名豊さんが言ったように支援と環境の整備を合わせてもらえるのであれば、そちらでも大丈夫かなと思います。

**土井会長**：他に意見はありますか。橋本委員どうぞ。

**橋本委員**：橋本です。非常に難しい内容で、たくさん市にお金があれば、色々なことが可能なのだろうと思いながら聞いておりました。つくば市内にはたくさんさんの公園があります。他の市町村から比べれば。しかし、そこで遊んでいる子どもたちの姿は、少ししか見られないのですよね。そのうえで、一応大川さんの話の中にも、児童クラブが、いっぱいになってしまっている。どこに施設を作っているかという、大体学校の近くです。それが便利ですからね。しかし、こんなに広い公園がたくさんあるのに、そこが少し無駄になってしまわないか。しかし、そこで遊ぶ子どもたちの安全・安心をどのように確保していけばよいのか。ということを考えていかななくてはいけないと思うのですよね。公園の中に施設を作れば、とても良い施設ができるのだと思います。しかし、それにはたくさんのお金と、それから安心・安全を確保するための要員、色々な構築物をつくらなくてはいけないということも考えると、この問題は理想であって、現実的に税金をたくさんもらわないと実現できないようなまちづくりになってしまうのではないかと思います。しかし、自分たちでできる範囲内で進めていかななくてはいけないけれども、あまりに絵に書いた餅になってしまうと、これはプランですから、実現不可能なことばかり書いても、それはまずいと思います。しかし、大事な子どもが楽しく、元気に、いっぱい遊べる場所を作ってあげなくてはいけない。しかし、その先に安全と安心をきちんと保障できる

かと言うと難しい現実がありますよね。結論は出ません。

**土井会長：**ですから、それを考慮して入れないのか。それでも私たちはつくば市にそれを求めると。そういった方針で入れるのかであると思います。それが実際にどこまでできるかはわかりませんが。反対の方はいらっしゃいますか。では、まずは基本目標2の基本方針1に、環境整備も少し加えた案を作っていたいただきたいということによろしいですか。

**間野委員：**今のコミュニティスクールの方の委員もさせてもらっている関係もありまして、また、生涯学習推進課の社会教育委員もさせてもらっているので、環境整備と言っても、色々なものを作らなくてはいけない、人を配置しなくてはいけないということはもちろんお金がかかってくるのですけれども、それ以外でも、もう少しコミュニティの力をうまく使うなど、何かできることということが結構あるのではないかなというイメージは持っております。そのため、たくさん予算がつかなくてもやれる方法はあるのではないかということは思うのですけれども。そのため、コミュニティスクールそのものをまだ知らない人も多いですし、そのため、話は変わるのですけれども、子どもの権利の保障で権利についての周知啓発というところが基本事業に入っているのですけれども、ひとまずそのコミュニティスクールというものがあるのでみんな一緒にやりませんか、のように啓発だけでも結構変わってくるのではないかと考えているのですけれども。そのため、限られた予算でありますし、今は人の確保もすごく大変と言われているところですので、難しいところではあるかとは思いますが、多分やりようかと思しますので、個人的にはぜひ入れていただきたいと思します。

**土井会長：**サポート意見がありました。反対意見はありますか。やはりそんなことはできないのだからやめるべきだと。ないですか。では、修正を求めることにいたします。時間が押しているのですが、1点、確認をさせてください。最初に橋本委員がおっしゃった38ページの基本目標3のところなのですけれ

ど、質の向上のところはさっき議論しましたが、その上の量の拡充はこのままでいいのでしょうか。先ほどの冒頭の話だと、量の拡充は考え直してくださいという話だと思いますけれど、ここはこのままでいいのですか。

**事務局（こども政策課）**：整合性を取りまして、ここまで直します。

**土井会長**：わかりました。それで検討します。ありがとうございます。他にご意見ありますか。

**森田委員**：位置付けの部分でしっかりした方がいいのかなと思っておりまして、第1章の部分に戻ってしまうのですけれど、4ページのところの計画の位置付けというところがあり、おそらく色々な法律や、色々な求められるものなどに基づいてこういったものを作っているのだなと思ったのですけれど、今回3つの法律と、あと、さっきからよく出てきているこども大綱の話がどこか、こども基本法に基づいてみたいな話もあったのですけれど、こども大綱が国の基本法に基づいて閣議決定されたというところがあって、それに何か色々と影響されているのかなということもあったので、それは入れてもいいと思ったのですがどうでしょうか。

**土井会長**：質問のご趣旨は何ですか。どこを確認しますか。

**森田委員**：こども大綱というのは、この位置付けの中に、今回の計画の位置付けには関係ないのですかというか、書いておかなくても大丈夫なのですかというところを確認したかったのです。

**土井会長**：4ページの上から3行目に入っております。こども大綱の方向性など国の動向を踏まえてと書いておりますね。

**森田委員**：上の3行目の位置づけるというところに、おそらく子ども・子育て支援法に基づいてや、色々な法律に基づいてこういうことを作ってきたということがあって、それと同じようにこども大綱ということも書かれていたので、今回のプランに大きく影響を与えているものではないのかなと思いました。必要ないのでしょうか。

**土井会長**：2の位置付けの方にも入れるべきだということでしょうか。

**森田委員**：とても影響が出ているような気がしました。特に今回、一番初めてのところの文章にも入れましたよね。こども大綱に基づきと入れたので、それがこの基本的な位置付けの中で全然触れられないということもどうかと思いました。

**土井会長**：いかがですか。お願いします。

**名豊**：名豊の大川でございます。こども大綱については内容を踏まえながら今回見直しをしておりますので、左側の子ども・子育て支援法等、と記載をしている図の中に、こども大綱という形で入れるというところは問題ないと思っておりますし、文章の中でも記載の位置付けで、こども大綱を踏まえてというところをこちらに明確に記載をさせていただいても問題はないかと思えます。

**土井会長**：では、この下の図に付け加えるということですね。こども大綱もですね。ありがとうございます。ちなみにこども大綱は、こどもひらがなで開いているのですね。こどもも全てひらがなですよ。これは年齢制限がないため、それこそ40歳でもいいですよということです。ですけど、私たちはその中で小学生を対象としますよと絞っているということです。再確認です。他にはよいですか。

**間野委員**：確認なのですが、40ページの基本目標の5に、若者という単語が多く出てくるのですけれど、こちらも文章は再考するということになるのですよね。

**土井会長**：ここは全て再考しないとまずいと思います。若者を取って、子どもで全部直していかないといけないと思います。

**間野委員**：ありがとうございます。

**古谷野委員**：38ページの、基本目標3に既存保育施設の有効活用という文言が適切かどうかなのではございますが、子どもの人数が減ってきたときの既存施設の有効活用が今後大事だと思いますので、その文言を入れてもらいたいというこ

とが1つです。

**土井会長**：それは先ほどご発言いただいたので大丈夫です。きちんと記録はとっておりますので。

**古谷野委員**：ありがとうございます。

**土井会長**：他には大丈夫ですか。ではこれで審議事項の1は終わりにしたいと思います。

(休憩)

(協議事項2)

**土井会長**：では、時間になりましたので会議を再開いたします。協議事項の2に進みます。つくば市保育所における安全管理の取り組みについてとなります。まずは事務局からの説明をお願いいたします。

**事務局（幼児保育課）**：資料に基づいて説明。

**土井会長**：ありがとうございました。引き続き事務局から追加があるようですので、そちらのご発言をいただいてから、審議いただきたいと思います。

**事務局（学務課）**：学務課の笹本と申します。幼稚園、公立幼稚園ですが、公立幼稚園についても、保育所と同じく、フェンスの改修について検討を進めている状況でございます。基本的に公立幼稚園が全部で15園ございまして、こちらの外構の調査については、先月の9月末までに完了している状況です。これから、こども部で出させていただいた安全基準がそのまま了承いただけるのであれば、幼稚園のフェンスの高さについても、地面から150センチということで、今後、改修工事を進めていければと考えております。簡単ですが、以上となります。

**土井会長**：ありがとうございました。ご説明は保育所でしたけれども、今のお話のように幼稚園も含めて、同じような方針でいかがかということでした。では、この点につきましてご意見、ご審議をお願いしたいと思いますのでご意見がある方はご発言ください。いかがでしょうか。お願いします。

**古谷野委員**：保育協会の古谷野です。私の園も、150センチ以上あるのですけれども、これが基本となっていければいいのではないかと思います。ただソフト面も、出入口の施錠の基本方針というか、そのあたりについてがないので、そこだけは少し気をつけた方がいいのではないかと思います。例えば、子どもの手が届かないところになどがあるのですけれども。また、暗証番号であったり、それは保護者が一緒にいるときに、子どもは見ているので、大体4歳、5歳ぐらいになると見えて、暗証番号も押しているのですよね。開け方などもわかるので、そのあたりの基準というのは難しいのですけれども、そこが盲点になるのではないかと思います。そこをよく検討していただいた方がいいかもしれません。

**土井会長**：ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

**宮本委員**：以前に手代木南保育所の塀が低いということを挙げたのですけれども、その後、150センチの塀になり、子どもたちが上っているという様子も見られませんし、門も低かったものが高くなったので、鍵の位置が高いうえに、門の鍵もとても硬いのですね。そのため、子どもたちが触っても絶対に開けられないとなったので、それはとてもよかったです。やはり鍵というのは、子どもたちの脱走など、そういったことも考えるためには必要なことかと思えます。

**橋本委員**：前回、古谷野先生が言ったことだと思うのですけれども、いわゆるフェンスの代わりというか、植栽があつて、そのあたりはどうなのかと。毛虫が来たり、木の隙間から抜け出したりと、植栽も大事だという話もあったのですけれども。そのあたりの回答が出ていないのではないかと思います。いかがでしょうか。

**土井会長**：では事務局からお願いします。

**事務局（幼児保育課）**：幼児保育課の岩田です。現在、植栽等で囲われている保育所等もごさいます。基本的にはすべての保育所において、150センチのフ

ェンスで加工するというところで検討をしているところです。広島市においても、確定ではないのですけれど、やはり生け垣の隙間からですね抜け出してしまったのではないかと推測されると、生け垣の管理とは非常に難しく、今我々として抜け出さないようにネット等ですべてを囲っているのですけれども、こちらの安全基準にすれば150センチのフェンスですべて囲おうと思っています。ただ、各保育所、先ほど幼稚園が15ヶ所とありましたが、今、公立保育所がつくば市において22ヶ所ありまして、新耐震基準を満たさない施設について民間移管をやっているところですが、最終的に15ヶ所になります。その15ヶ所は様々な形状になっておりますので、植栽等についても、各保育所ごとに適宜、フェンスで囲むのですけれども、植栽を残せるような所は残したり、そういったところは検討しながら、安全に子どもたちを保育できる環境にしていきながら、保育環境等もなるべく変えないように色々と検討させていただきたいと思います。以上です。

**土井会長：**ありがとうございます。他にご意見ありますか、ご質問ありますか。

**森田委員：**森田です。今回これがこの会議での審議事項になっているのはどういった背景でこれが審議事項に挙がっているのですか。なぜこれをやるのか唐突感があって、わからなかったのですけれども。

**事務局（幼児保育課）：**幼児保育課岩田です。こちらの審議事項は特にはこの部分をこれをやるということで決まっているものではなく、我々の方でご意見をいただければと思い審議していただいているところでございます。実際に抜け出した事案があったということ、広島市においても子ども・子育て会議の分科会において提言をしていただいているところで、我々だけで一方的に決定をするのではなくて、保育協議会の会長、園長、また、PTA会長、代表の方、市民の方など色々な方に、その150センチのフェンスの設置というものに関して、様々な意見をいただきながら我々も進めていきたいということで今回協議案件として、今年度1回目の会議からかけさせていただいたところです。

**土井会長**：会議で意見を出しているのので、それに基づいて検討されたもので、もう1度これでいいですかということです。では、私たちとしては、この方針でどうぞということよろしいですか。他の委員から追加でご要望がありましたら、それも含めた上で、この方針で進めてくださいということに私たちはしたいと思います。ありがとうございます。では、以上で審議事項を本日は終わりになりますが、その他に何か委員の皆様或いは事務局の方から、何かここに出したいものがありましたら、ご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。では、これで報告事項はありませんので、これですべて終わりになります。

**事務局（こども政策課）**：土井会長、ありがとうございました。本日の会議録は後日、皆様にご確認をいただいた後に、市のホームページで公開いたします。また、第4回つくば市子ども・子育て会議につきましては、協議事項1でもご説明させていただきました通り、11月中下旬頃に開催の見込みですのでよろしくお願いいたします。以上をもちまして、令和6年度第3回つくば市子ども・子育て会議を閉会いたします。

—以上—

# 令和6年度（2024年度）第3回つくば市子ども・子育て会議

日時：令和6年（2024年）10月4日（金）

14時00分から18時00分まで

場所：市役所コミュニティ棟1階 会議室（1）（2）

## 〈 次 第 〉

1 開 会

2 挨拶

3 協議事項

（1）第3期つくば市子ども・子育て支援プラン策定に向けた方針等について

（P. 1～）

（2）つくば市立保育所における安全管理の取組について

（P. 75～）

4 そ の 他

5 閉 会



## 令和6年度(2024年度)つくば市子ども・子育て会議 開催スケジュール(案)

注) 本スケジュールは、(仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プランに特化したものであり、それぞれの回に他の協議・報告事項があります。また、プラン業務の進捗状況によりスケジュールが前後することがあります。

| 回  | 日程         | 審議内容                                       |
|--|------------|--|
| 第1回【済】   | 5月28日(火曜日) |  |
| <p>(実施済み)</p> <p>★令和6年5月31日付の(仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プランのための課題の聴取シートについて(依頼)で、子ども・子育て会議委員様向けに、以下のことを聴取させていただきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期つくば市子ども・子育て支援プラン(P.27~28)に係る課題</li> <li>・第3期プランから新たに盛り込む予定の項目に係る課題</li> </ul> |            |  |
| 第2回【済】   | 8月9日(金曜日)  | (仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プラン(案)                 |
| <p>(実施済み)</p> <p>★令和6年9月2日付の(仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プラン(第3章 基本理念)に係るご意見聴取シートについて(依頼)で、子ども・子育て会議委員様向けに、以下のことを聴取させていただきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期プラン第3章 基本理念(キャッチコピー)について</li> <li>・第3期プラン第3章 基本理念(地の文)について</li> </ul> |            |  |
| 第3回  | 10月4日(本日)  | (仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プラン(案)                 |
| 第4回  | 11月中下旬頃    | (仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プラン(案)【 <u>諮問案件</u> 】  |
| <p>★パブリックコメント 令和7年1月14日から2月13日まで</p>   |            |  |
| 第5回  | 3月頃        | (仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プラン案(パブリックコメント反映版)のご報告 |



# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景・趣旨

我が国の子どもたちを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルや価値観のニーズが多様化し、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化に関する問題は依然として解決すべき課題となっています。また、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も近年顕在化しています。

近年の重要な展開として、令和5年（2023年）4月には、「子ども・子育て支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子ども・若者育成支援推進法」等を包含する基本法として、こども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。また、同じく令和5年（2023年）4月に、「こども家庭庁」が発足し、令和5年（2023年）12月には、こども基本法の理念に基づき、子ども政策を総合的に推進するための政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子どもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要であるとされています。

つくば市（以下、「当市」という）においては、出生率、合計特殊出生率ともに、県、国より高い水準で推移しています。また、みどりのや香取台といったつくばエクスプレス沿線開発地域、つくば駅周辺をはじめとする公務員宿舎跡地の再開発が進む研究学園地区等で子育て世代を中心に人口の流入が続いており、その保育ニーズの増加に対応するため、積極的な保育施設の新設整備を進めたことにより、国の定義で最大131人いた待機児童が令和6年（2024年）4月1日時点で0人となりました。しかしながら依然として潜在的待機児童数が100人を超えていることや76年ぶりとなる保育士配置基準の改正を踏まえ、今後も保育の質・量ともに確保を続けていく必要があります。

当市では、平成27年（2015年）3月に「つくば市子ども・子育て支援プラン」を、令和2年（2020年）3月に「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」を策定し、市民と共に力を合わせて、子育て、保育、教育、地域等の環境の整備・充実を図り、これから生まれる子どもも含めたすべての子どもが健やかに暮らし、育つ権利を保障することで、子どもたちがそれぞれに自身の未来を拓きつつ、共に未来の社会を担うことのでき

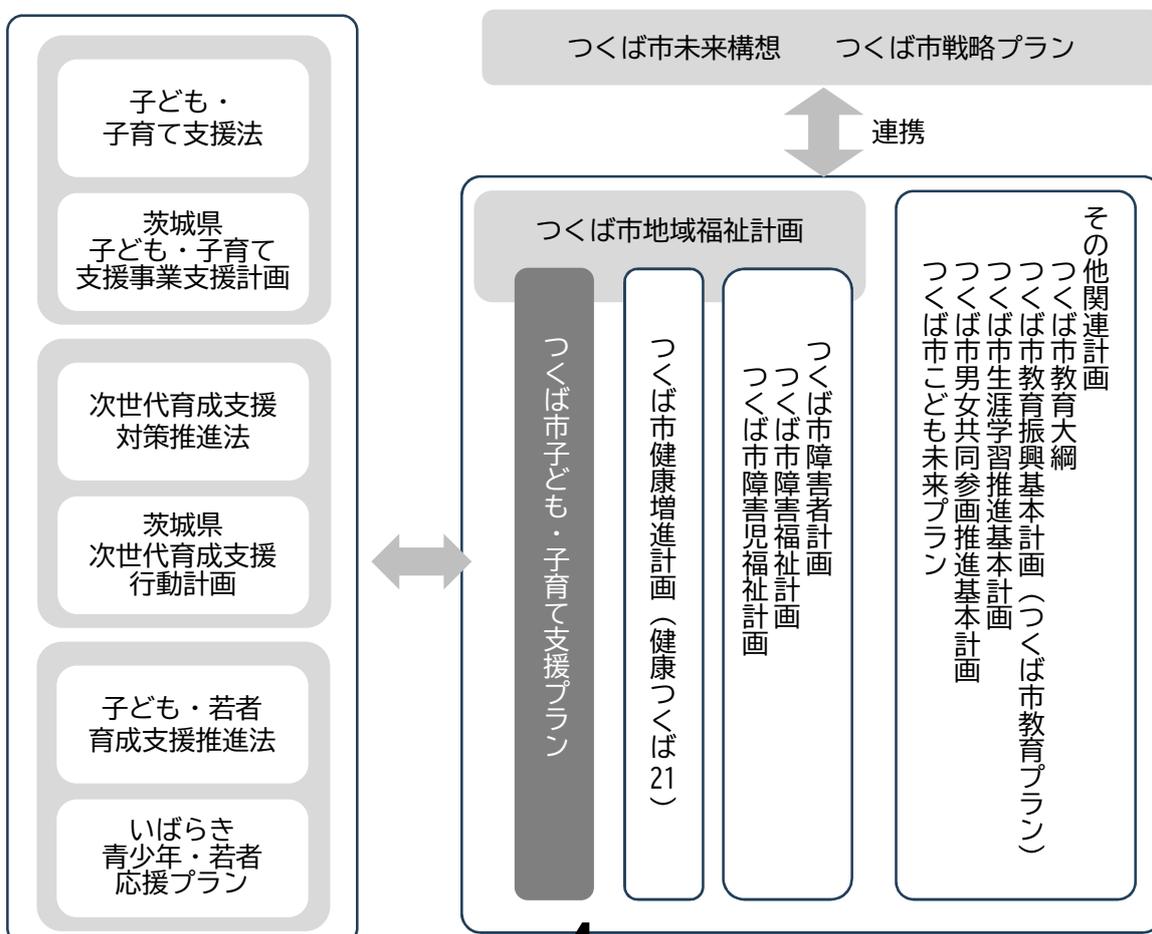
るまちづくりを進めてきました。

当市では、「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」の計画期間が終了することに伴い、社会情勢や「こども大綱」の方向性など国の動向を踏まえ、子どもの権利の擁護や、子ども・若者支援施策の充実を図るため「第3期つくば市子ども・子育て支援プラン」を策定し、そのプランに沿って計画的に施策を推進していきます。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項にもとづく「市町村子ども・若者計画」を一体的に策定したものです。

本計画は、まちづくりの理念や目指すまちの姿を示した「つくば市未来構想」とその実現のための主要な施策等を示した「つくば市戦略プラン」と連携を図りつつ、当市の子ども・子育て支援に関する事項を定める他の計画（地域福祉計画、健康増進計画、こども未来プラン、教育振興基本計画、障害福祉計画・障害児福祉計画等）と調和を保って策定しています。



### 3 計画の期間

本計画を構成する子ども・子育て支援事業計画及び行動計画については、それぞれ5年を1期とすることが法定されているため、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5か年を計画期間とします。

また、各年度において、実施状況や実績等について点検・評価を行うとともに、計画期間において、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

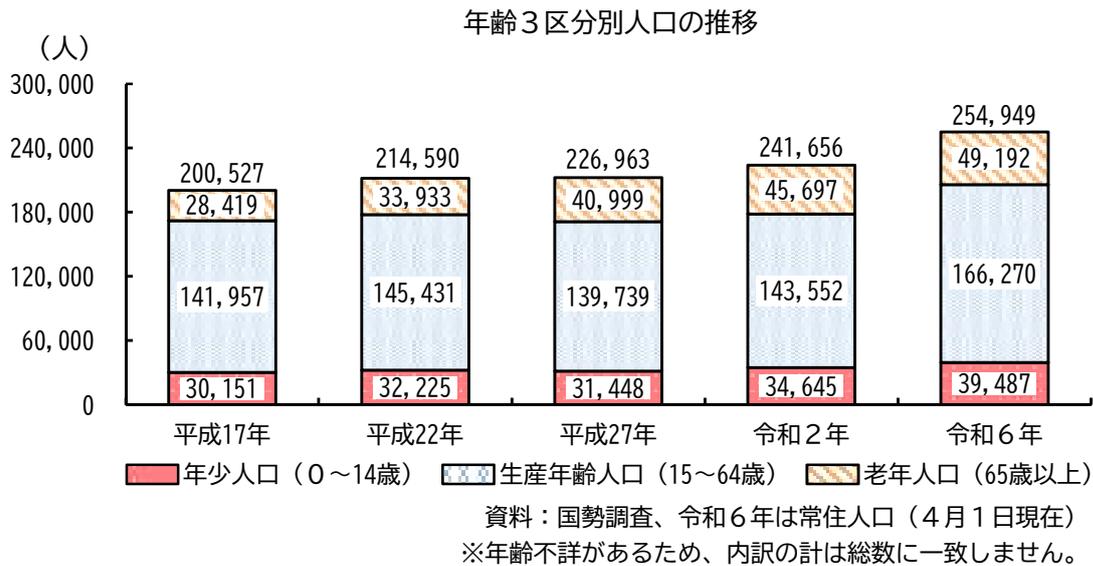
| 令和<br>2年度<br>(2020年度)   | 令和<br>3年度<br>(2021年度) | 令和<br>4年度<br>(2022年度) | 令和<br>5年度<br>(2023年度) | 令和<br>6年度<br>(2024年度) | 令和<br>7年度<br>(2025年度)   | 令和<br>8年度<br>(2026年度) | 令和<br>9年度<br>(2027年度) | 令和<br>10年度<br>(2028年度) | 令和<br>11年度<br>(2029年度) | 令和<br>12年度<br>(2030年度) |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 第2期つくば市<br>子ども・子育て支援プラン |                       |                       |                       |                       | 第3期つくば市<br>子ども・子育て支援プラン |                       |                       |                        |                        | 次期<br>計画               |
|                         |                       |                       |                       |                       | 適宜見直し                   |                       |                       |                        |                        |                        |

# 第2章 つくば市の子どもを取り巻く状況

## 1 子ども、子育て家庭の現状

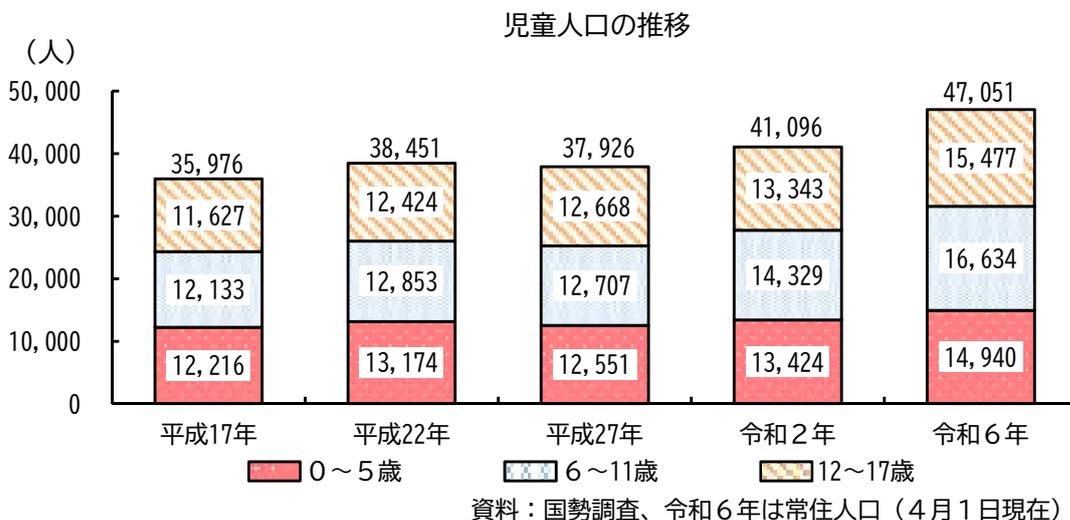
### (1) 人口の推移

当市の総人口は年々増加傾向にあり、令和6年（2024年）4月現在で254,949人となっています。年齢3区分別でみると老年人口は年々増加しており、年少人口、生産年齢人口においても増加傾向にあります。



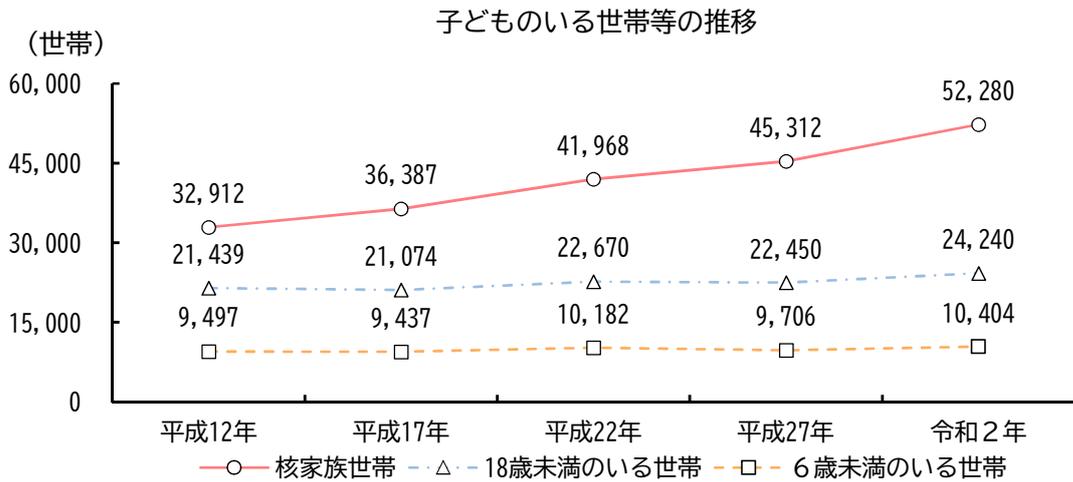
### (2) 児童人口の推移

当市の17歳までの児童人口については、令和6年（2024年）4月現在で47,051人となっています。平成27年（2015年）以降の児童人口は増加傾向にあります。



### (3) 子育て世帯等の現状

当市の子どものいる核家族世帯については年々増加傾向にあり、令和2年（2020年）で52,280世帯と、平成12年（2000年）に比べ約1.6倍となっています。一方、18歳未満のいる世帯、6歳未満のいる世帯については横ばいとなっており、それぞれ令和2年（2020年）で24,240世帯、10,404世帯となっています。

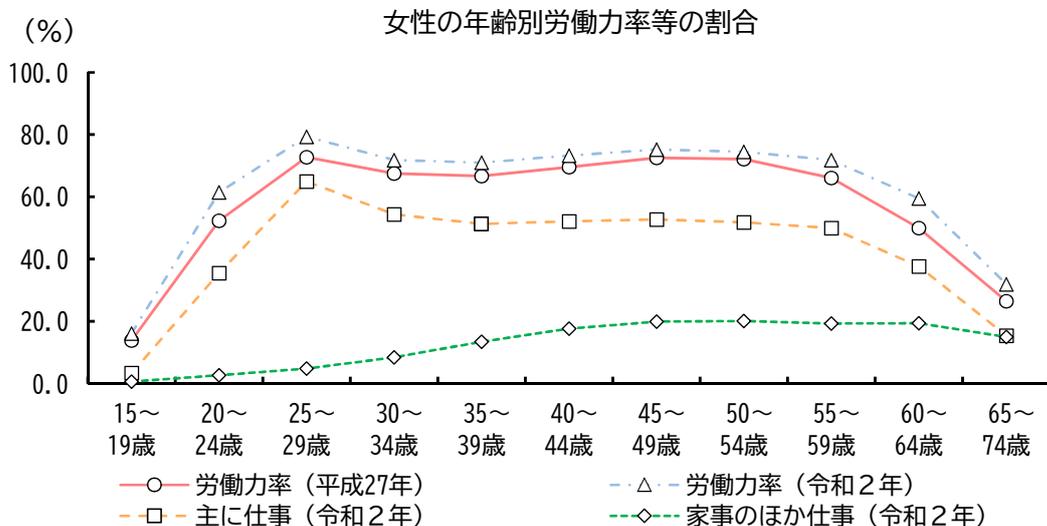


資料：国勢調査

### (4) 女性の労働力率

当市の女性の労働力率については、25歳から39歳にかけて結婚・出産等により労働力率が下がる「M字カーブ」を描いていますが、平成27年（2015年）と比較すると、令和2年（2020年）でM字カーブの谷が浅くなっています。

「主に仕事」の割合は、25～29歳の65.0%が最も高く、次いで30～34歳の54.3%となっており、「家事のほか仕事」を含めた労働力率の高い年齢は25～29歳で79.3%、45～49歳で75.2%となっています。



資料：国勢調査

※主に仕事：主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしている場合  
 家事のほか仕事：主に家事などをしていて、その傍ら少しでも収入を伴う仕事をしている場合

## (5) 出生数・出生率

当市の出生数・出生率については、令和4年（2022年）でそれぞれ2,178人、9.1となっており、出生率は、近年減少傾向にあります。県、国より高い水準で推移しています。また、当市の合計特殊出生率は、県、国に比べ高くなっていますが、年々減少傾向にあります。

出生数・出生率の推移

単位：人等

| 項目             |     | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年  | 令和3年  | 令和4年  |
|----------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 出生数（市）         |     | 2,196 | 2,231 | 2,133 | 2,167 | 2,178 |
| 出生率<br>（人口千人対） | 市   | 9.8   | 9.8   | 9.2   | 9.7   | 9.1   |
|                | 茨城県 | 6.8   | 6.4   | 6.2   | 5.9   | 5.7   |
|                | 国   | 7.4   | 7.0   | 6.8   | 6.6   | 6.3   |
| 合計特殊出生率        | 市   | 1.43  | 1.46  | 1.39  | 1.36  | 1.32  |
|                | 茨城県 | 1.44  | 1.39  | 1.34  | 1.30  | 1.27  |
|                | 国   | 1.42  | 1.36  | 1.33  | 1.30  | 1.26  |

資料：茨城県人口動態統計

## (6) 婚姻・離婚

当市の婚姻・離婚については、平成31年（2019年）以降減少傾向にあり、婚姻・離婚件数は令和4年（2022年）でそれぞれ1,290件、317件となっています。

婚姻率は県、国に比べ高めで推移し、また、離婚率は令和2年（2022年）以降低くなっています。

婚姻・離婚の状況の推移

単位：件等

|      |           | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年  | 令和3年  | 令和4年  |      |
|------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| つくば市 | 婚姻        | 1,312 | 1,361 | 1,248 | 1,204 | 1,290 |      |
|      | 離婚        | 367   | 382   | 382   | 352   | 317   |      |
|      | 婚姻率（人口千対） | 5.9   | 6.0   | 5.4   | 5.4   | 5.4   |      |
|      | 離婚率（人口千対） | 1.64  | 1.68  | 1.64  | 1.58  | 1.32  |      |
| 茨城県  | 婚姻率（人口千対） | 4.4   | 4.4   | 3.8   | 3.6   | 3.7   |      |
|      | 離婚率（人口千対） | 1.68  | 1.66  | 1.57  | 1.46  | 1.41  |      |
|      | 平均初婚年齢    | 夫     | 31.1  | 31.3  | 30.8  | 31.0  | 31.3 |
|      |           | 妻     | 29.1  | 29.4  | 29.2  | 29.3  | 29.6 |
| 全国   | 婚姻率（人口千対） | 4.7   | 4.8   | 4.3   | 4.1   | 4.1   |      |
|      | 離婚率（人口千対） | 1.68  | 1.69  | 1.57  | 1.50  | 1.47  |      |
|      | 平均初婚年齢    | 夫     | 31.1  | 31.2  | 31.0  | 31.0  | 31.1 |
|      |           | 妻     | 29.4  | 29.6  | 29.4  | 29.5  | 29.7 |

資料：茨城県人口動態統計

## 2 ニーズ調査結果・子育ての現状

### (1) アンケート調査の実施概要

#### ① 調査の目的

近年の社会動向の変化などを踏まえて、つくば市子ども・子育て支援プランの策定の基礎資料として、調査を実施しました。

#### ② 調査対象

つくば市在住の方の中から以下の年代ごとに無作為に抽出

- 就学前の子どもの保護者（令和5年（2023年）4月1日現在の0歳児～5歳児の保護者）
- 小学生の保護者（令和5年（2023年）4月1日現在の小学1年生～6年生の保護者）
- 小学生（4～6年生）（令和5（2023年）年4月1日現在の小学4年生～6年生）

#### ③ 調査期間

令和5年（2023年）12月14日から令和6年（2024年）1月19日

#### ④ 調査方法

郵送により調査票を配布し、郵送またはインターネットによる回答

#### ⑤ 回収状況

|            | 配布数    | 有効回答数  | 有効回答率 |
|------------|--------|--------|-------|
| 就学前児童の保護者  | 2,500通 | 1,336通 | 53.4% |
| 小学生の保護者    | 1,500通 | 714通   | 47.6% |
| 小学生（4～6年生） | 799通   | 294通   | 36.8% |

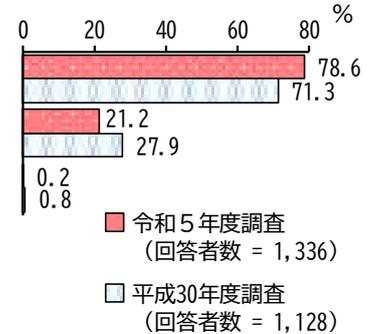
## (2) アンケート調査の主な結果（就学前児童の保護者）

### ① 保育園や幼稚園などの利用状況や意向について

#### ○ 幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育事業」を利用しているか（単数回答）

「利用している」の割合が 78.6%、  
「利用していない」の割合が 21.2%  
となっています。  
※1  
平成 30 年度調査と比較すると、「利  
用している」の割合が増加していま  
す。

利用している  
利用していない  
無回答



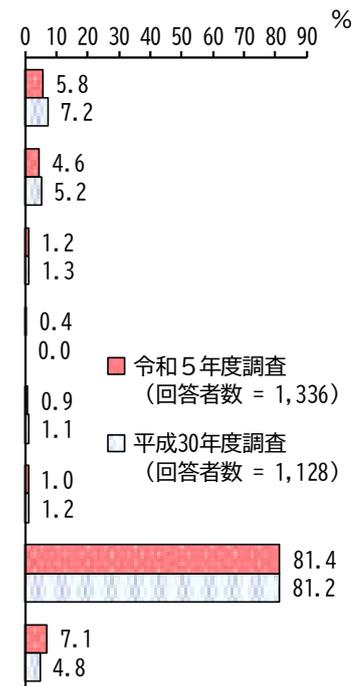
※1：「第1期つくば市子ども・子育て支援プラン」の改訂に向けた基礎資料とし、国が提示する基本指針に沿って、平成30年度にも同様のアンケート調査を実施しています。

### ② 不定期の教育・保育事業や一時預かり事業などの利用について

#### ○ 私用や親の通院、就労等の際に不定期的に利用している事業（複数回答）

「利用していない」の割合が  
81.4%と最も高くなっています。  
平成 30 年度調査と比較すると、大  
きな変化はみられません。

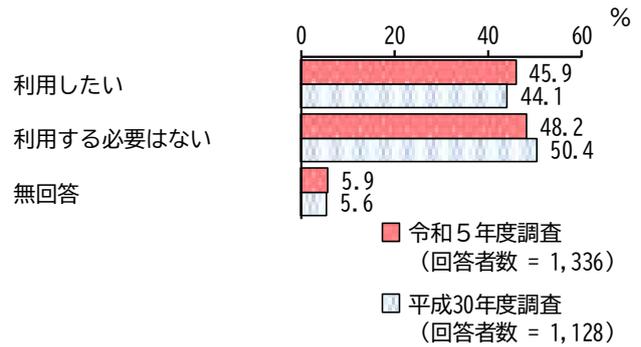
一時預かり  
幼稚園の預かり保育  
つくば子育てサポート  
サービス（ファミリーサ  
ポート）  
子育て短期支援事業のト  
ワイルドステイまたは  
休日預かり  
ベビーシッター  
その他  
利用していない  
無回答



○ 私用、親の通院、不定期の就労等での目的事業の利用希望（単数回答）

「利用したい」の割合が 45.9%、  
「利用する必要はない」の割合が  
48.2%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、大  
きな変化はみられません。

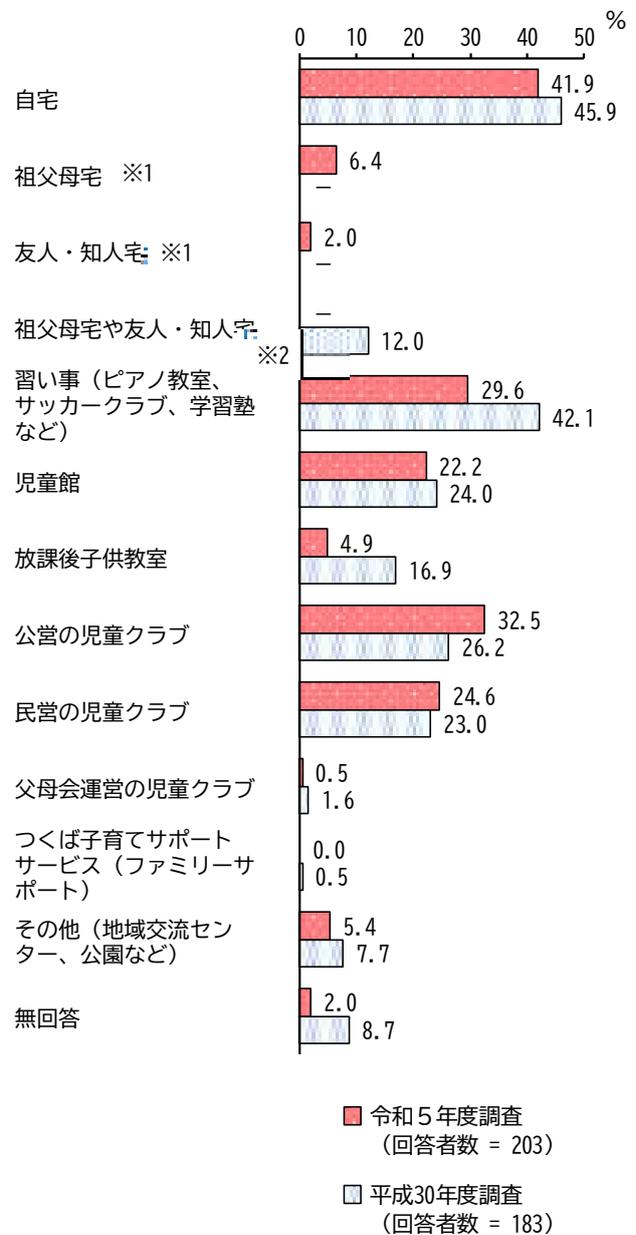


③ 小学校就学後の放課後の過ごし方について

○ 小学校1～3年生の間に放課後を過ごさせたい場所（複数回答）

「自宅」の割合が 41.9%と最も高  
く、次いで「公営の児童クラブ」の割  
合が 32.5%、「習い事（ピアノ教室、  
サッカークラブ、学習塾など）」の割  
合が 29.6%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「公  
営の児童クラブ」の割合が増加して  
います。一方、「習い事（ピアノ教室、  
サッカークラブ、学習塾など）」、「放  
課後子供教室」の割合が減少してい  
ます。

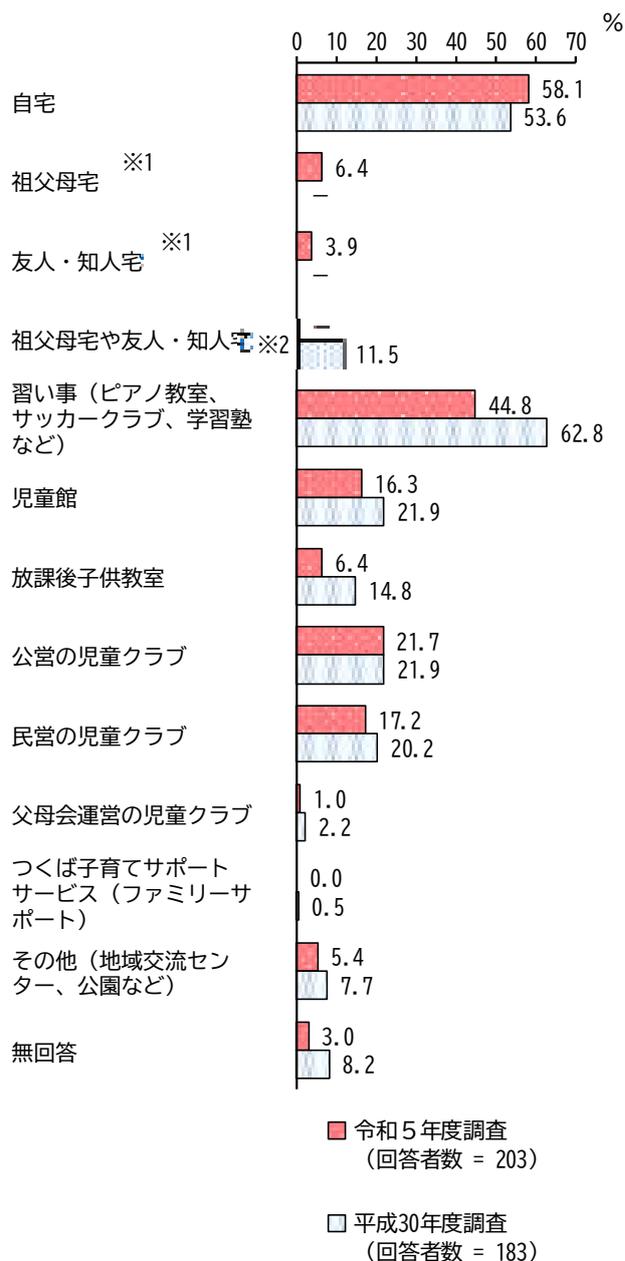


※1：平成 30 年度調査には、選択肢がありませんでした。  
※2：令和 5 年度調査には、選択肢がありませんでした。

○ 小学校4～6年生の間に放課後過ごさせたい場所（複数回答）

「自宅」の割合が58.1%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が44.8%、「公営の児童クラブ」の割合が21.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」、「児童館」、「放課後子供教室」の割合が減少しています。



※1：平成30年度調査には、選択肢がありませんでした。  
 ※2：令和5年度調査には、選択肢がありませんでした。

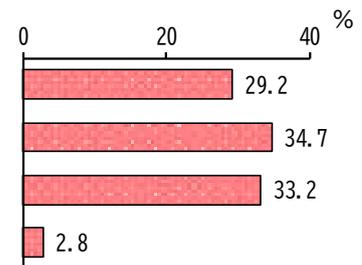
#### ④ 子どもの権利について

##### ○ 「子どもの権利条約」の認知度（単数回答）

「名前は知っているが内容は知らない」の割合が 34.7%と最も高く、次いで「知らない」の割合が 33.2%、「名前も内容も知っている」の割合が 29.2%となっています。

回答者数 = 1,336

名前も内容も知っている  
 名前は知っているが内容は知らない  
 知らない  
 無回答

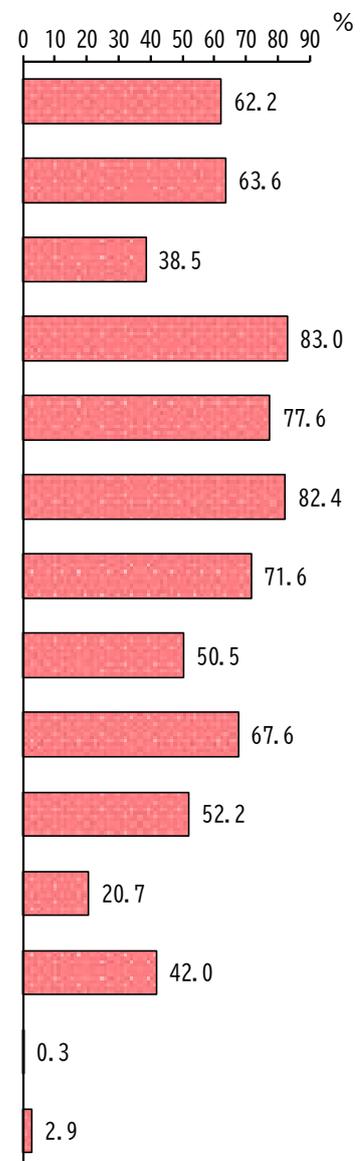


##### ○ 子どもの権利の中で特に大切だと思うこと（複数回答）

「暴力や言葉で傷つけないこと」の割合が 83.0%と最も高く、次いで「自分の考えを自由に言えること」の割合が 82.4%、「家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと」の割合が 77.6%となっています。

回答者数 = 1,336

人種や性別、宗教などで差別されないこと  
 障がいのある子が差別されないこと  
 子どもが知りたいことを隠さないこと  
 暴力や言葉で傷つけないこと  
 家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと  
 自分の考えを自由に言えること  
 人と違う自分らしさが認められること  
 自分の秘密が守られること  
 自分のことは自分で決められること  
 自由な時間をもつこと  
 自由な呼び掛けでグループを作り集まれること  
 必要な情報を知ることや、参加する手助けを受けられること  
 特にな  
 無回答

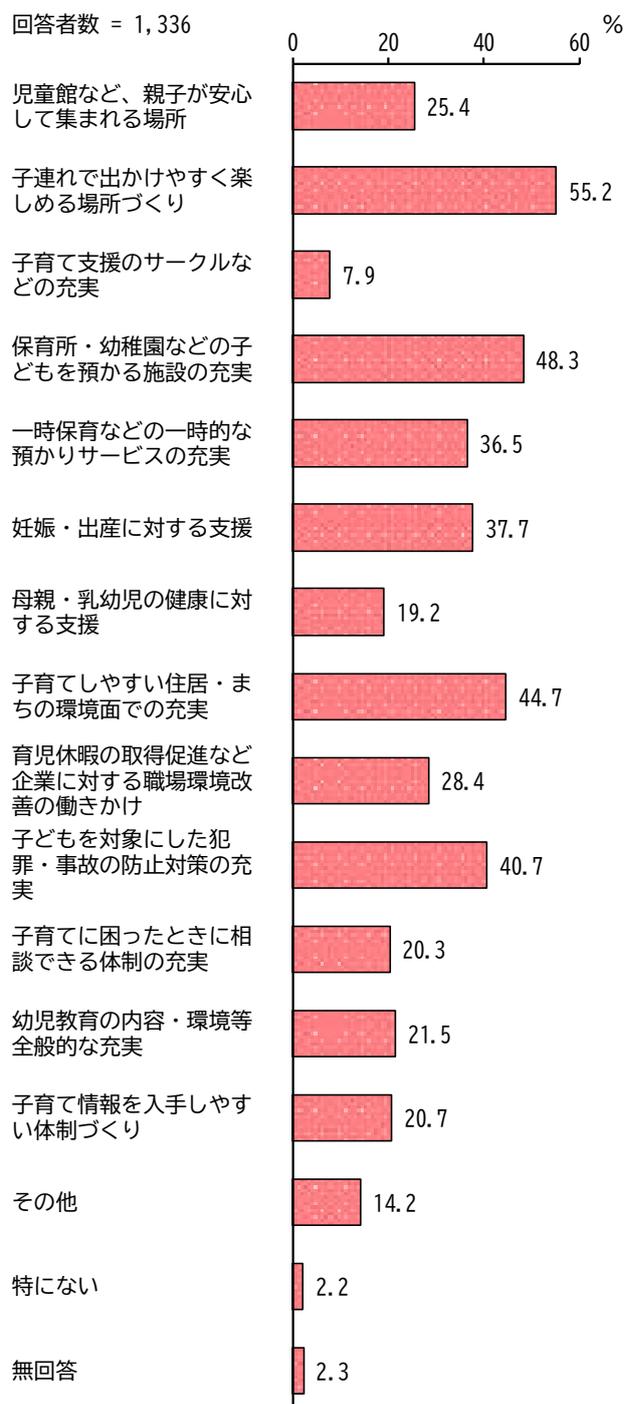


⑤ つくば市の子育て環境や支援対策について

○ 今後、つくば市で力を入れてほしい事業や対策（複数回答）

「子連れで出かけやすく楽しめる場所づくり」の割合が 55.2%と最も高く、次いで「保育所・幼稚園などの子どもを預かる施設の充実」の割合が 48.3%、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」の割合が 44.7%となっています。

回答者数 = 1,336



### (3) アンケート調査の主な結果 (小学生の保護者)

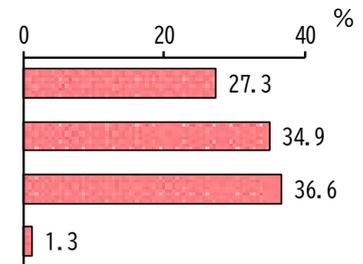
#### ① 子どもの権利について

##### ○ 「子どもの権利条約」の認知度 (単数回答)

「知らない」の割合が 36.6%と最も高く、次いで「名前は知っているが内容は知らない」の割合が 34.9%、「名前も内容も知っている」の割合が 27.3%となっています。

回答者数 = 714

名前も内容も知っている  
 名前は知っているが内容は知らない  
 知らない  
 無回答

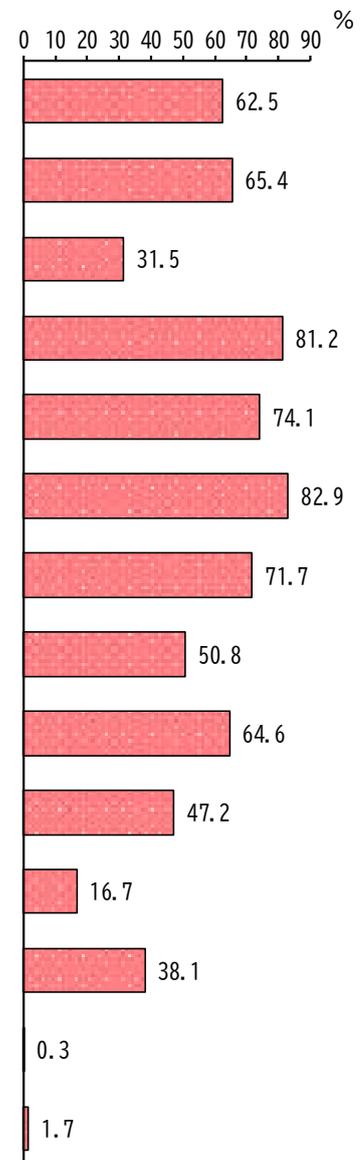


##### ○ 子どもの権利の中で特に大切だと思うこと (複数回答)

「自分の考えを自由に言えること」の割合が 82.9%と最も高く、次いで「暴力や言葉で傷つけないこと」の割合が 81.2%、「家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと」の割合が 74.1%となっています。

回答者数 = 714

人種や性別、宗教などで差別されないこと  
 障がいのある子が差別されないこと  
 こどもが知りたいことを隠さないこと  
 暴力や言葉で傷つけないこと  
 家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと  
 自分の考えを自由に言えること  
 人と違う自分らしさが認められること  
 自分の秘密が守られること  
 自分のことは自分で決められること  
 自由な時間をもつこと  
 自由な呼び掛けでグループを作り集まれること  
 必要な情報を知ることや、参加する手助けを受けられること  
 特にな  
 無回答

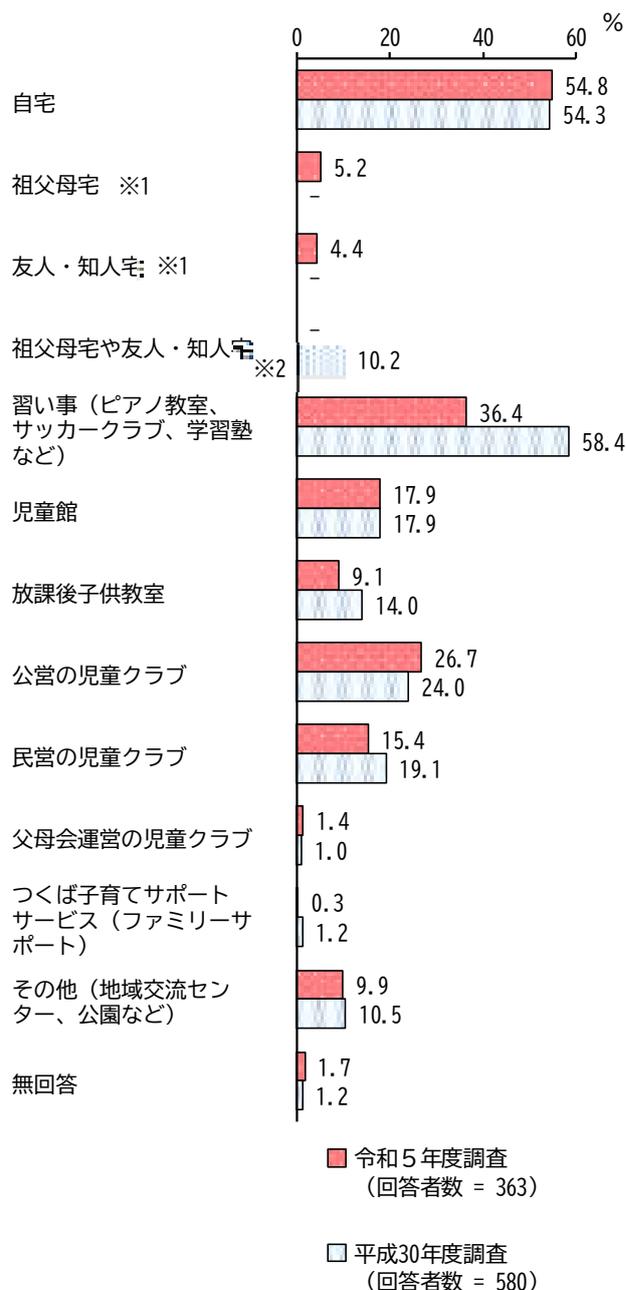


② お子さんの放課後の過ごし方について

○ 小学校1～3年生の間に放課後を過ごさせたい場所（複数回答）

「自宅」の割合が 54.8%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 36.4%、「公営の児童クラブ」の割合が 26.7%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が減少しています。

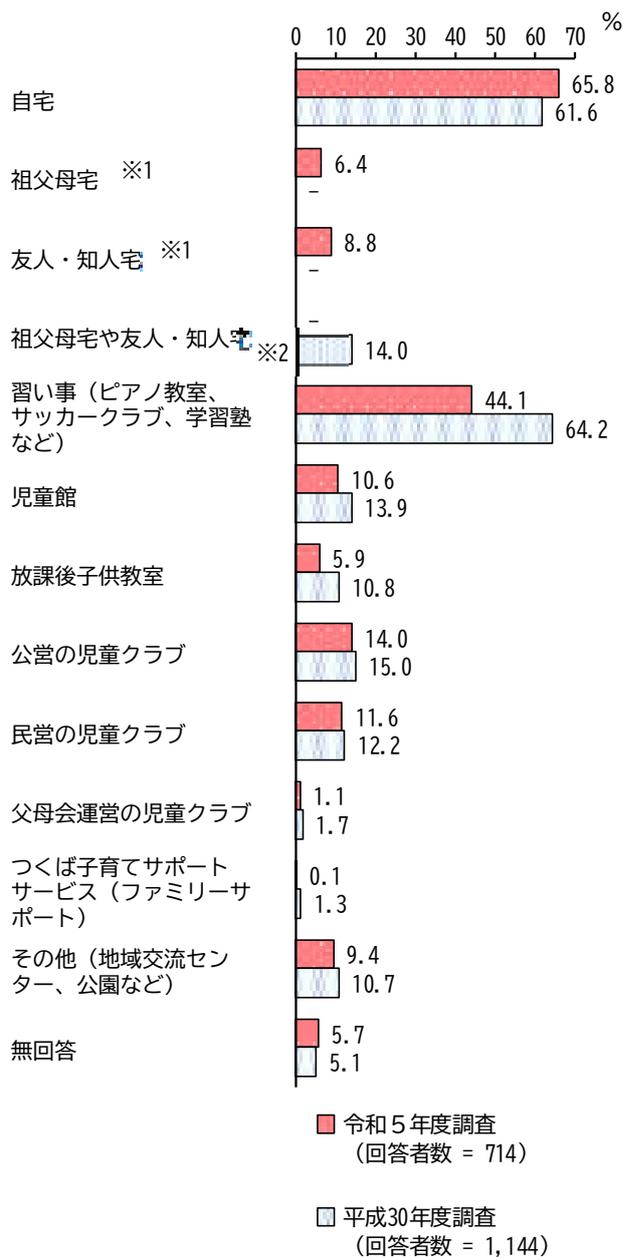


※1：平成 30 年度調査には、選択肢がありませんでした。  
 ※2：令和 5 年度調査には、選択肢がありませんでした。

○ 小学校4～6年生の間に放課後過ごさせたい場所（複数回答）

「自宅」の割合が 65.8%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 44.1%、「公営の児童クラブ」の割合が 14.0%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が減少しています。



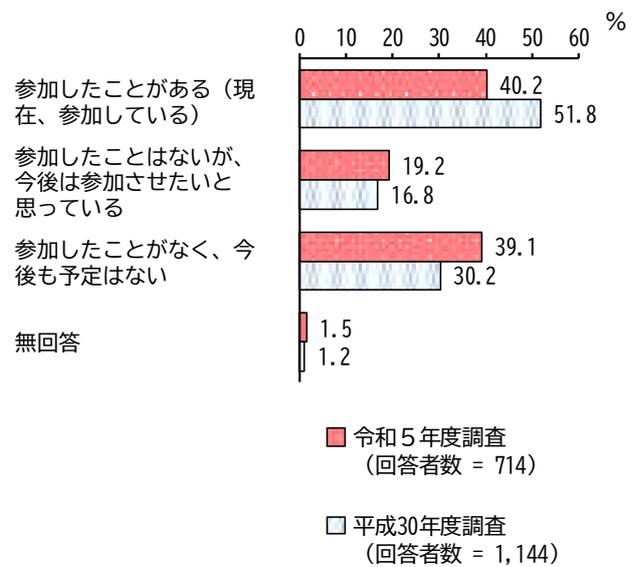
※1：平成 30 年度調査には、選択肢がありませんでした。

※2：令和 5 年度調査には、選択肢がありませんでした。

○ 学校以外の地域活動やグループ活動などへの参加状況（単数回答）

「参加したことがある（現在、参加している）」の割合が40.2%と最も高く、次いで「参加したことがなく、今後も予定はない」の割合が39.1%、「参加したことはないが、今後は参加させたいと思っている」の割合が19.2%となっています。

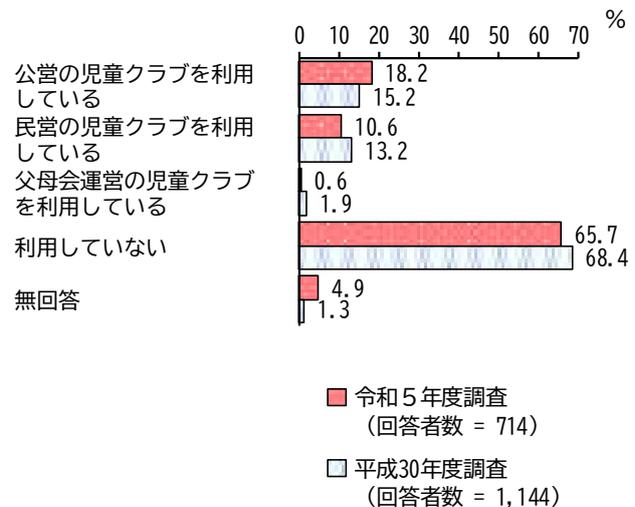
平成30年度調査と比較すると、「参加したことがなく、今後も予定はない」の割合が増加しています。一方、「参加したことがある（現在、参加している）」の割合が減少しています。



○ 児童クラブの利用状況（単数回答）

「利用していない」の割合が65.7%と最も高く、次いで「公営の児童クラブを利用している」の割合が18.2%、「民営の児童クラブを利用している」の割合が10.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



○ 放課後子供教室（交流ひろばを含む。）の参加状況（単数回答）

「放課後子供教室に参加したことがある」の割合が38.2%と最も高く、次いで「放課後子供教室を知っているが参加したことがない」の割合が34.5%、「放課後子供教室を知らなかった」の割合が24.9%となっています。

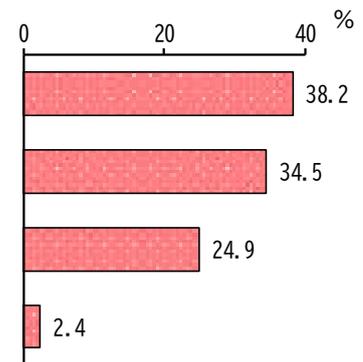
回答者数 = 714

放課後子供教室に参加したことがある

放課後子供教室を知っているが参加したことがない

放課後子供教室を知らなかった

無回答



○ 今後、放課後子供教室に参加したいか（単数回答）

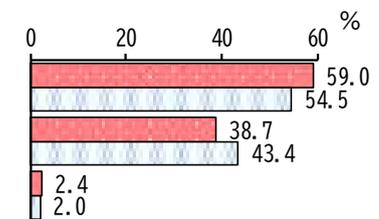
「放課後子供教室に参加したい」の割合が59.0%、「参加しない」の割合が38.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

放課後子供教室に参加したい

参加しない

無回答



■ 令和5年度調査  
(回答者数 = 714)

□ 平成30年度調査  
(回答者数 = 1,144)

(4) アンケート調査の主な結果（小学生（4～6年生））

○ 親や家族に意見を聞いてほしいと思うことの有無（単数回答）

「ない」の割合が52.4%と最も高く、次いで「ある」の割合が24.8%、「わからない」の割合が18.4%となっています。

回答者数 = 294

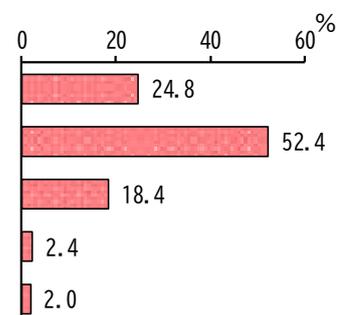
ある

ない

わからない

答えない

無回答



○ 「子どもの権利条約」の認知度（単数回答）

「聞いたことがない」の割合が 67.7%と最も高く、次いで「聞いたことはある」の割合が 20.4%となっています。

回答者数 = 294

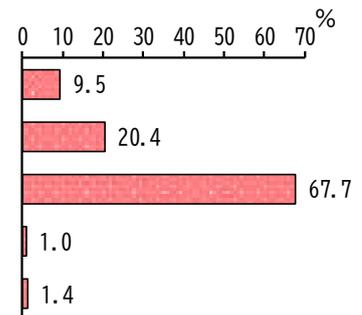
聞いたこともあるし、内容も知っている

聞いたことはある

聞いたことがない

答えない

無回答



○ 学校での不安や悩み（複数回答）

「悩みや心配なことはない」の割合が 54.8%と最も高く、次いで「勉強のこと」の割合が 16.7%、「友だちのこと」の割合が 12.6%、「友だちのいじめのこと」の割合が 3.1%、「友だちのクラブ活動のこと」の割合が 0.7%となっています。

回答者数 = 294

友だちのこと

いじめのこと

クラブ活動のこと

勉強のこと

進路のこと

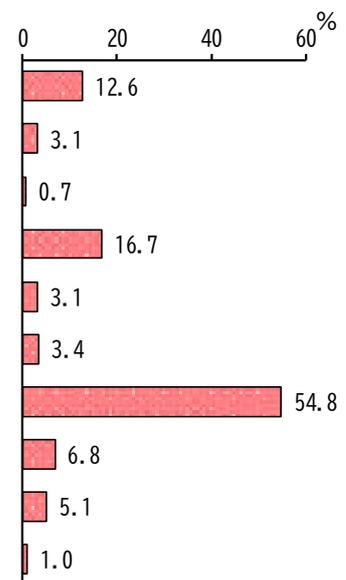
その他

悩みや心配なことはない

わからない

答えない

無回答



○ 学校以外での不安や悩み（複数回答）

「悩みや心配なことはない」の割合が 63.6%と最も高くなっています。

回答者数 = 294

家族のこと

友だちのこと

恋愛のこと

お金のこと

性格のこと

健康のこと

外見のこと

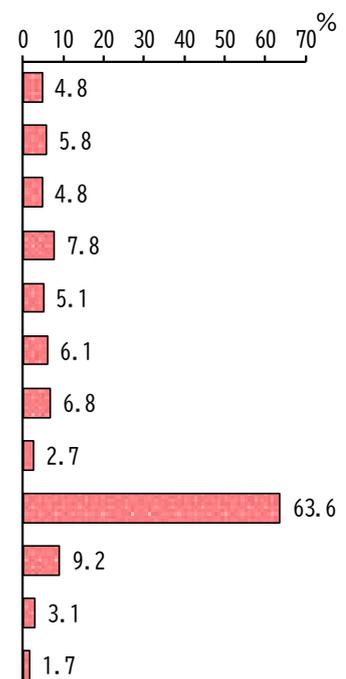
その他

悩みや心配なことはない

わからない

答えない

無回答



### 3 子ども・子育て支援事業の利用状況

#### (1) 教育・保育施設等

市内の教育・保育施設等の利用状況は次のとおりです。

##### ① 幼稚園・認定こども園（教育部分）

幼稚園・認定こども園は、令和4年度（2022年度）を除き、実績値が計画値を上回って推移しています。

##### 【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

|     |                | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値 |                | 5,001             | 5,031             | 5,031             | 4,537             |
| 実績値 | 特定教育・保育施設      | 3,717             | 3,747             | 3,387             | 3,187             |
|     | 確認を受けない<br>幼稚園 | 1,480             | 1,480             | 1,410             | 1,410             |
|     | 実績値 計          | 5,197             | 5,227             | 4,797             | 4,597             |

##### ② 認可保育所等

認可保育所等は令和5年度（2023年度）、実績値が計画値を下回って推移しています。2号認定、3号認定（0歳、1～2歳）ともに増加が続いています。

##### 【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

|              |                | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|--------------|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値          | 2号認定           | 4,332             | 4,731             | 4,911             | 5,096             |
|              | 3号認定（0歳）       | 837               | 864               | 885               | 969               |
|              | 3号認定<br>（1～2歳） | 2,452             | 2,669             | 2,814             | 3,059             |
|              | 3号認定 計         | 3,289             | 3,533             | 3,699             | 4,028             |
| 実績値/<br>利用定員 | 2号認定           | 4,390             | 4,787             | 4,886             | 5,056             |
|              | 3号認定（0歳）       | 836               | 903               | 923               | 969               |
|              | 3号認定<br>（1～2歳） | 2,492             | 2,776             | 2,880             | 3,059             |
|              | 3号認定 計         | 3,328             | 3,679             | 3,803             | 4,028             |

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法における地域子ども・子育て支援事業として位置づけられた事業の概況は以下のとおりです。

### ① 利用者支援事業

利用者支援事業は、計画値通りとなっています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

|     |         | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値 | 特定型・基本型 | 1                 | 1                 | 2                 | 2                 |
|     | 母子保健型   | 4                 | 4                 | 4                 | 4                 |
| 実績値 | 特定型・基本型 | 1                 | 1                 | 2                 | 2                 |
|     | 母子保健型   | 4                 | 4                 | 4                 | 4                 |

### ② 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、概ね計画値通りとなっています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

|     | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値 | 9 箇所              | 9 箇所              | 9 箇所              | 10 箇所             |
| 実績値 | 9 箇所              | 9 箇所              | 10 箇所             | 11 箇所             |

### ③ 一時預かり事業

一時預かり事業は、概ね計画値通りとなっています。一時預かり事業の中でも、一般型は増加が続いています。

#### <幼稚園型>

##### 【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

|     | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値 | 2 か所              | 2 か所              | 2 か所              | 2 か所              |
| 実績値 | 1 か所              | 1 か所              | 1 か所              | 2 か所              |

#### <一般型>

##### 【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

|     | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値 | 25 か所             | 28 か所             | 29 か所             | 30 か所             |
| 実績値 | 31 か所             | 36 か所             | 42 か所             | 50 か所             |

### ④ 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、計画値を実績値が大きく上回っています。

##### 【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

|     |                  | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値 | 確保量              | 2,160             | 2,880             | 2,880             | 2,880             |
|     | 実施箇所             | 3                 | 4                 | 4                 | 4                 |
| 実績値 | 確保量              | 3,252             | 6,396             | 5,358             | 4,860             |
|     | 実施箇所<br>(病児対応型)  | 4                 | 5                 | 5                 | 5                 |
|     | 実施箇所<br>(病後児対応型) | 1                 | 2                 | 3                 | 4                 |

⑤ ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンター事業の利用会員数は、令和4年度（2022年度）まで、計画を下回っていますが、増加が続き、令和5年度（2023年度）には計画を上回っています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

|     |       | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----|-------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値 | 利用会員数 | 1,307             | 1,307             | 1,307             | 1,307             |
|     | 協力会員数 | 245               | 245               | 245               | 245               |
| 実績値 | 利用会員数 | 1,122             | 1,156             | 1,211             | 1,336             |
|     | 両方会員数 | 45                | 41                | 42                | 31                |
|     | 協力会員数 | 173               | 168               | 171               | 181               |

※量の見込み（就学前）及び確保方策（就学前）は、一時預かり事業（幼稚園型以外）に計上。

⑥ 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、概ね計画値通りとなっています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

|     | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値 | 6 か所              | 6 か所              | 6 か所              | 6 か所              |
| 実績値 | 6 か所              | 6 か所              | 8 か所              | 9 か所              |

⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、概ね計画値通りとなっています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

|          | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値（訪問数） | 2,102             | 2,133             | 2,169             | 2,213             |
| 実績値（訪問数） | 2,232             | 2,170             | 2,293             | 2,281             |

⑧ 妊婦健診事業

妊婦健診事業の受診者数は、計画値をやや下回り推移しています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

|             | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値（延べ対象者数） | 29,862            | 30,366            | 30,982            | 31,290            |
| 実績値（延べ受診者数） | 24,620            | 25,637            | 24,835            | 21,955            |

※計画値（延べ対象者数）は、計画値（妊婦健診対象人数の見込量）×14回から算出。

⑨ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業の訪問数は、増減を繰り返しながら推移していますが、概ね計画値通りとなっています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

|          | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値（訪問数） | 252               | 255               | 260               | 265               |
| 実績値（訪問数） | 307               | 266               | 289               | 177               |

⑩ 時間外保育事業

時間外保育事業は、概ね計画値通りとなっています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

|      |    | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値  |    | 74 施設             | 82 施設             | 89 施設             | 96 施設             |
| 実績値  |    | 77 施設             | 86 施設             | 94 施設             | 100 施設            |
| （内訳） | 公立 | 16 施設             | 16 施設             | 16 施設             | 16 施設             |
|      | 民間 | 61 施設             | 70 施設             | 78 施設             | 84 施設             |

⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、実績値が計画値を下回っていますが、実際の必要量に対しては、すべて供給ができています。

|               | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 量の見込み（物品購入費等） | 15                | 15                | 15                | 15                |
| 実績値           | 7                 | 6                 | 4                 | 1                 |
| 量の見込み（副食費）    | 300               | 300               | 300               | 300               |
| 実績値           | 134               | 105               | 103               | 80                |

⑫ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業は、概ね計画値通りとなっています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

|      |         | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|------|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値  |         | 121               | 136               | 151               | 166               |
| 実績値  |         | 118               | 132               | 150               | 157               |
| (内訳) | 公設公営    | 56                | 63                | 71                | 70                |
|      | 公設指定管理者 | 2                 | 2                 | 2                 | 2                 |
|      | 公設民営    | 7                 | 7                 | 8                 | 7                 |
|      | 民設民営    | 53                | 60                | 69                | 78                |

※クラブ数は、定員40人規模（支援の単位）で算出。

### ⑬ 放課後子供教室

放課後子供教室については、実績値が計画値を下回っていますが、学校側が示す実施予定回数に対しては概ね実施することができています。

|                 | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 量の見込み(イベント実施回数) | 168               | 183               | 198               | 213               |
| 実績値             | 72                | 59                | 101               | 112               |

### ⑭ 放課後子供教室の定期開催実施校

放課後子供教室の定期開催実施校は、令和4年度(2022年度)以降増加しており、量の見込みを上回って推移しています。

|                 | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 学校数(計画値)        | 3                 | 3                 | 3                 | 4                 |
| 学校数             | 3                 | 3                 | 3                 | 4                 |
| 量の見込み(イベント実施回数) | 320               | 330               | 340               | 390               |
| 実績値             | 287               | 269               | 390               | 445               |

## 4 「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」の評価

当市では、毎年「つくば市子ども・子育て会議」において事業の実施状況に関する点検・評価を実施しており、その結果をホームページで公表してきました。

### (1) 重点事業の評価

第2期つくば市子ども・子育て支援プランでは下記①～③の重点事業を設定し、積極的に事業の推進を図ってきました。

令和5年度（2023年度）の44事業(※)についての評価は、「A：計画通り又は計画に先行して進んでいる」が70.5%、「B：おおむね計画通り」が25.0%、「C：遅れが生じている」が4.5%、です。「D：大幅に遅れが生じている」はありませんでした。

(※) 数量目標を設定していない（A～Dによる評価ができない）事業は含んでいません。

| 評価 | 進捗度（数値上の目安※（実際の確保数値/目標確保数値）） |            |
|----|------------------------------|------------|
| A  | 計画通り又は計画に先行して進んでいる           | 100%以上     |
| B  | おおむね計画通り                     | 80%～100%未満 |
| C  | 遅れが生じている                     | 50%～80%未満  |
| D  | 大幅に遅れが生じている                  | 50%未満      |

#### ① 教育・保育の見込量と確保方策

保育を必要とするすべての子どもの入所希望に対応し、待機児童の解消を図るとともに、幼児教育に対する多様化した市民ニーズに対応するため、市内の保育所・幼稚園・認定こども園について、公立・私立の特徴をいかし、整備・推進を図りました。

| 重点項目                     | 評価   |              |   |
|--------------------------|------|--------------|---|
| (1)教育保育の見込量<br>(全体)      | 1号認定 |              | A |
|                          | 2号認定 |              | A |
|                          | 3号認定 | 0歳児<br>1・2歳児 | A |
| (1)①教育保育の見込量<br>(北部エリア)  | 1号認定 |              | A |
|                          | 2号認定 |              | B |
|                          | 3号認定 | 0歳児<br>1・2歳児 | B |
| (1)②教育保育の見込量<br>(中央部エリア) | 1号認定 |              | A |
|                          | 2号認定 |              | A |
|                          | 3号認定 | 0歳児<br>1・2歳児 | A |
| (1)③教育保育の見込量<br>(南部エリア)  | 1号認定 |              | A |
|                          | 2号認定 |              | A |
|                          | 3号認定 | 0歳児<br>1・2歳児 | A |

## ② 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保方策

子どもとその保護者の身近な地域において子ども・子育て支援事業を実施し、教育・保育施設、地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等に努め、関係機関との連絡調整を図りました。

| 重点項目                            | 評価                     |             |   |
|---------------------------------|------------------------|-------------|---|
| ①利用者支援事業                        | 基本型・特定型                | A           |   |
|                                 | 母子保健型                  | A           |   |
| ②地域子育て支援拠点事業                    | 施設数                    | A           |   |
|                                 | 出張ひろば数                 | A           |   |
| ③一時預かり事業                        | 幼稚園型                   | 在園児対象型      | A |
|                                 |                        | 施設数         | A |
|                                 | 幼稚園型以外                 | 全体          | A |
|                                 |                        | うち一時預かり     | A |
| 施設数                             | A                      |             |   |
| ④病児保育事業                         | 病児対応型                  | A           |   |
|                                 | 施設数                    | A           |   |
| ⑤子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | 全体                     | B           |   |
|                                 | うち就学後                  | B           |   |
|                                 | 提供会員数                  | B           |   |
| ⑥子育て短期支援事業                      | 確保人数                   | A           |   |
|                                 | 施設数                    | A           |   |
| ⑦乳児家庭全戸訪問事業                     |                        | B           |   |
| ⑧妊婦健康診査事業                       | 延べ回数                   | B           |   |
| ⑨養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業           |                        | B           |   |
| ⑩時間外保育事業（延長保育事業）                |                        | A           |   |
| ⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業               | 物品購入費等                 | B           |   |
|                                 | 副食費                    | B           |   |
| ⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業     |                        |             |   |
| ⑬放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）          | 新たに開設する公設児童クラブの箇所数     | C           |   |
|                                 | 新たに開設する公設児童クラブのクラブ数    | A           |   |
|                                 | 新たに開設する民間児童クラブのクラブ数    | A           |   |
| ⑭放課後子供教室                        | 放課後子供教室のイベント開催         | イベント実施回数    | C |
|                                 | 放課後子供教室の定期開催実施校（交流ひろば） | 学校数（交流ひろば数） | A |
|                                 |                        | イベント実施回数    | B |

③ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、また、新制度に移行していない幼稚園にかかる就園奨励費の支給との連続性にも配慮し、次に示す給付方法を基本として継続して検討を行いました。

| 重点項目                | 評価 |
|---------------------|----|
| ①子育てのための施設等利用給付について |    |
| ②茨城県との連携について        |    |

④ 子ども・子育て会議における重点事業に関する評価

\*\*\*\*\*

## (2) 成果指標の評価

「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」において、市民による当市の子ども・子育て支援施策の総合評価として計画全体の成果指標を設定してします。

「保育所・幼稚園を含めた保育サービスを良好と思う保護者の割合」「放課後の子どもの生活を豊かにする事業が良好だと思う保護者の割合」が改善している一方で、「つくば市は子育てしやすいまちだと思う保護者の割合」「子育てに関して非常に不安や負担などを感じている保護者の割合」は悪化しています。

| 成果指標項目                          | 策定値<br>(H30年) | 目標値<br>(R6年度) | 現状値<br>(R5年) | 評価 | 備考                            |
|---------------------------------|---------------|---------------|--------------|----|-------------------------------|
| 基本目標Ⅰ たしかな生命と元気を育む              |               |               |              |    |                               |
| つくば市は子育てしやすいまちだと思う保護者の割合        | 59.9%         | 70.5%         | 55.6%        | ×  | 「子育てしやすい」と「どちらかといえば子育てしやすい」の計 |
| 子育てに関して非常に不安や負担などを感じている保護者の割合   | 9.2%          | 6.2%          | 13.6%        | ×  | 「非常に不安や負担を感じる」                |
| 基本目標Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む            |               |               |              |    |                               |
| 保育所等の待機児童ゼロ<br>(4月1日時点)         | 131人          | 0人            | 1人           | ○  |                               |
| 保育所・幼稚園を含めた保育サービスを良好と思う保護者の割合   | 63.7%         | 68.0%         | 73.8%        | ○  | 「良い」と「まあ良い」の計                 |
| 基本目標Ⅲ 主体的にして広く豊かな経験を育む          |               |               |              |    |                               |
| 放課後児童クラブ待機児童ゼロ(5月1日時点)          | 119人          | 0人            | 97人          | ○  |                               |
| 放課後の子どもの生活を豊かにする事業が良好だと思う保護者の割合 | 48.3%         | 53.0%         | 83.1%        | ○  | 「良い」と「まあ良い」の計                 |

○=改善 △=横ばい(標本誤差の範囲内の変化) ×=悪化

(注) 当初値は「第2期つくば市子育てアンケート・就学前調査結果」(平成30年11月実施)

## 5 子ども・子育て支援にかかわる課題

### (1) 第2期子ども・子育て支援プランの課題

#### ① 子どもの育ちと子育てを支援する切れ目のない包括的な支援の展開について

当市では、安心して出産できる環境を整え、母子保健事業と子育て支援事業それぞれを、関係機関が連携し、継続的・包括的に実施してきました。

アンケート調査において、子育てに関する相談窓口の認知度をみると、「つくば市子育て総合支援センター」や「保健センター」を知っている人が6割以上となっています。利用希望については、「家庭児童相談」や「家庭教育学級」、「子育てコーディネーター」等幅広い利用希望があります。一方、子育てに不安や負担を感じる保護者も多く、子育てに関する相談支援事業については、今後も、サービス利用の必要性のある保護者がサービスを必要なときに利用できるよう、情報提供の充実を進めるとともに、相談利用しやすい環境づくりを進め、切れ目のない包括的な支援を展開することが必要です。

また、発達や養育に悩む家庭への支援強化が求められています。アンケート調査では、子どもの健康や発育に関する悩みが多く、産後の不安や負担も大きくなっています。特に「十分な睡眠がとれない」や「心身の疲れ」が大きな問題となっています。支援のニーズとしては、母親が休息できるサービスや育児と家事を両立するための経済的支援、子どもを預けるサービス等が挙げられています。

そのため、周産期に求められる様々なニーズに対して、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない情報提供や相談支援の充実、保健・医療・福祉の支援体制の強化が必要です。

また、産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を図るとともに、予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、乳児院や母子生活支援施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取り組みを進めることが必要です。

## ② 幼児教育・保育の量的拡充と質の向上について

当市では、フルタイムで働く就学前児童の母親が増加しており、認可保育所等の利用も増加傾向にあります。今後も、共働き世帯や多様化する変則的な勤務をする保護者の多様なニーズに対応するため、教育・保育サービスの充実の検討が必要です。

さらに、保育所等の一時預かりや幼稚園の預かり保育などの事業については、利用を希望する人が多くなっていることから、一時預かり施設の充実を図り、さらにWebなどの活用により事業を利用しやすくする工夫が必要です。また、保育ニーズの高まりに合わせて、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進めることが必要です。

さらに子どもの豊かな育ちを促進するため、地域や家庭の環境にかかわらず、全ての子どもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、子どもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障し、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図ることが必要です。

また、障害のある子どもや医療的ケア児、外国籍の子どもをはじめ様々な文化を背景にもつ子どもなど特別な配慮を必要とする子どもを含め、一人ひとりの子どもの健やかな成長を支えていくことが必要です。

### ③ 地域や放課後における子どもの居場所づくりについて

「こども大綱」や「こどもの居場所に関する指針」では、全ての子どもや若者が安心・安全に過ごせる多様な居場所づくりが必要とされています。

そのような中で、アンケート調査では、就学前児童の保護者と小学生の保護者ともに、放課後の時間に過ごさせたい場所について、「自宅」が最も多く、次いで「習い事」や「児童クラブ」となっています。また、子どもの学校以外の地域活動やグループ活動については、「参加経験がある」と「今後の参加させたい」が合わせて半数を超えています。

本市においても、このような多様なニーズを踏まえた居場所を地域や民間事業者と連携して確保していくことが必要です。

また、加えて、障害のある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待やいじめを受けた児童及び外国につながる児童等配慮が必要な児童についても、放課後の居場所づくりも引き続き確保していくことが必要です。

## (2) 第3期プランから新たに盛り込む予定の項目に関する課題

### ④ 子どもの権利に関すること

子どもの権利について、アンケート調査によると、「子どもの権利条約」の認知度は保護者で3割、小学生本人で1割となっており、保護者が子どもの権利の中で特に大切だと思うことは「自分の考えを自由に言えること」が最も高い割合で、次いで「暴力や言葉で傷つけないこと」が高くなっています。今後は、子どもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成が必要です。また、子どもや若者が理解しやすい方法で情報提供を行い、子どもの権利について知る機会を創出することが求められます。

### ⑤ 子ども・若者育成支援に関すること

若者が直面するさまざまな困難や課題については、幼児期、学童期の経験が大きく影響を与えることがあります。

幼児期における親や養育者との触れ合いや愛着形成が、その後の社会的な関係や自己評価に大きな影響を与え、学童期においても、言語やコミュニケーションスキルの欠如は、学校での学業や友人関係に影響を及ぼし、自己肯定感にも関係します。また、学習障害やいじめなどの困難な状況は、特に大きな問題となり、その後の人生における困難や課題に対して、切れ目のない適切な支援を行っていくことが必要です。

## 第3章 計画の理念・基本目標

### 1 基本理念

「つくば市未来構想・戦略プラン」では、「つながりを力に未来をつくる」をまちづくりの理念としています。この理念の実現に向けて、子ども・子育て支援に関わる分野においては、「未来をつくる人が育つまち」という目標のもと、自分たちのまちと世界を知り、未来について考え、よりよい未来を次の世代に引き継いでいけるよう、自ら行動する人が育つまち、を目指しています。

また、「こども大綱」においては、子どもへの支援が途切れてしまうことなく、それぞれの特性や状況に応じて、子どもの権利が保障され、幸せに暮らしていけることが示されています。

当市においても、つくば市で暮らすすべての子どもが幸せに暮らしていくことができるよう、切れ目のない支援の充実を図っていきます。

#### 【 基 本 理 念 】（仮）

**共に、未来を拓く力をすべての子どもに育つまち**

## 2 基本目標

基本理念の実現に向け、5つの基本目標を掲げ、施策を展開していきます。また、本章では基本目標に紐づく基本方針及び、基本事業について体系化し、その中身については第4章（施策の展開）にてとりあげます。

### 基本目標1. こどもの意見の尊重及び権利を守る

#### ～こどもの意見表明の機会の確保、こどもの権利の保障～

すべての子どもが自らの意見を安心して表明できるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討します。聴取に当たっては、自ら声を上げにくい子どもの意見も取り入れられるよう留意し、意見や提案を当市の未来に反映できる仕組みを目指します。

#### 基本方針（1）こどもの権利の保障

すべての子どもや若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための周知や啓発を行います。また、子どもや若者だけでなく、子ども・若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わる大人への情報提供を推進します。

#### 基本方針（2）こどもの意見表明の機会の充実

子どもや若者が自由に意見を表明しやすい、環境整備と気運の醸成に取り組むとともに周知啓発を図ります。

## 基本目標2. たしかな生命と元気を育む

### ～安心して産み育てられる子育て環境の充実～

乳児期や幼児期は、子どもの生涯にわたる成長・発達の基礎を培い、未来を拓く力につながる生命力と活力を養う重要な時期です。家庭における子育ての環境によって、その育ちが阻害されることがないように妊娠期からの支援が重要であるとともに、子育て家庭が様々な悩みや不安を感じたときに孤立して子育ての力を失ってしまわないように継続的に、また周囲の力によって、関係を保つ必要があります。

そこで、妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

### 基本方針（1）継続的・包括的な支援の充実

健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、相談できる環境整備を進めるとともに、適切な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。

### 基本方針（2）発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

配慮を必要とする子どもの健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、子どもとその保護者に対応するきめ細かな支援の推進を図ります。

## 基本目標3.楽しく着実に育ち学ぶ力を育む ～幼児教育・保育の環境の充実～

幼児教育・保育施設は、子どもが周囲の人々から見守られるなかで、日々、楽しく、安心して暮らす場であると同時に、そこでの学びを通じて、生涯にわたる人間形成の基礎を培い、望ましい未来に向けて自らの力を試し、確かめ、培う場である必要があります。また、そのことで、義務教育以降の教育を受け入れる素地も形づくられます。

そこで、利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保する「量の拡充」と、つくば保育の質ガイドライン等を活用した「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

### 基本方針（１）教育・保育の提供体制の整備

入所待ち児童の解消及び教育ニーズへの対応のため、保護者の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育を提供できるよう進めていきます。

### 基本方針（２）子どもの豊かな育ちの促進

すべての子どもたちが年齢に応じて健やかな育ちを確保できるよう、それぞれの時期にふさわしい教育・保育が受けられるよう、職員に対する学びと育ちの連続性の共通理解を含めた資質向上のための研修、交流等の実施や、子ども同士の交流を進め、小学校への円滑な接続を図ります。

## 基本目標4.主体的にして広く豊かな経験を育む

### ～地域や放課後等における子どもの活動環境の充実～

学童期は、幼児期の発達的特徴を残しつつ、青年期の発達的特徴が芽生える時期であり、子どもの活動の場も広がってきます。そして、広がった活動の場で様々な経験を積むことで、自主性や社会性など、自身の、そして社会の未来を拓く力を身につけていくこととなります。

そこで、市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

### 基本方針（1）特色をいかした放課後等の居場所の整備

保育を必要とするすべての子どもが利用できるよう放課後児童クラブの整備を進めるとともに、すべての子どもが安全・安心で主体的な遊びと学びの活動ができるよう市民と力をあわせてつくば市の特色をいかした放課後等の居場所の整備を図ります。

### 基本方針（2）子どもが主体的に活動するための支援の充実

子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進するため、放課後児童クラブの従事者や放課後子供教室の参画者の連携を支援するとともに、特別な配慮を必要とする児童の受入れを支援します。

## 基本目標5.子ども・若者とその家族の支援

### ～子ども・若者の育成を支援します～

すべての子どもや家庭の相談事に対する支援の専門性を持った体制を構築し、子どもの最善の利益を尊重し、相談支援体制の更なる強化を図ります。

### 基本方針（1）すべての子ども・若者の健やかな育成

成長過程にある子ども・若者が、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、命を大切にする心や思いやりの心を養えるように、家庭の果たす役割の重要性を認識しつつ、家庭・学校・地域および関係機関が連携して支援します。

### 基本方針（2）困難を有する子ども・若者やその家族の支援

ひきこもり、不登校といった社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、社会生活を円滑に営むことができるよう、関係機関はもとより、当事者の住居その他の適切な場所において、必要な相談や助言、指導を行います。

### 3 計画の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 基本方針 ]

[ 基本事業 ]



# 第4章 施策の展開

## 基本目標1 こどもの意見の尊重及び権利を守る

～こどもの意見表明の機会の確保、こどもの権利の保障～

### 【目標】

すべての子どもが自らの意見を安心して表明できるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討します。聴取に当たっては、自ら声を上げにくい子どもの意見も取り入れられるよう留意し、意見や提案を当市の未来に反映できる仕組みを目指します。

### 【目標値】

| 指標             |            |
|----------------|------------|
| *****<br>***** |            |
| 計画策定時          | 目標(令和11年度) |
| ●%             | ●%         |

| 指標             |            |
|----------------|------------|
| *****<br>***** |            |
| 計画策定時          | 目標(令和11年度) |
| ●%             | ●%         |

### 【基本方針】

(基本目標)

1 こどもの意見の尊重  
及び権利を守る  
～こどもの意見表明の  
機会の確保、こどもの  
権利の保障～

(基本方針)

#### (1) こどもの権利の保障

- すべての子どもや若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための周知や啓発を行います。また、子どもや若者だけでなく、子ども・若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わる大人への情報提供を推進します。

#### (2) こどもの意見表明の機会の充実

- 子どもや若者が自由に意見を表明しやすい、環境整備と気運の醸成に取り組むとともに周知啓発を図ります。

## (1) こどもの権利の保障

イラストが入る予定です。

### 【取組】

#### こどもの権利についての周知・啓発

- こども基本法に基づき、「子どもの権利」についての周知・啓発を図るため、行政だけでなく、当事者である子どもを含めた広く市民を対象とし、情報発信等、身近なことから様々な機会の活用を図ります。

## (2) こどもの意見表明の機会の充実

イラストが入る予定です。

### 【取組】

#### こどもの意見表明の機会の確保

- 当市では、「世界のあしたが見えるまち」というビジョンのもと、「誰一人取り残さない」包摂の精神に基づき、子ども本人の意見も尊重します。そのために子どもが自分の意見を主体的に発言できるよう、意見を形成する力を養うとともに、意見表明する機会を図ります。

## 基本目標 2 たしかな生命と元気を育む

～安心して産み育てられる子育て環境の充実～

### 【 目 標 】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

### 【 目標値 】

| 指標             |            |
|----------------|------------|
| *****<br>***** |            |
| 計画策定時          | 目標(令和11年度) |
| ●%             | ●%         |

| 指標             |            |
|----------------|------------|
| *****<br>***** |            |
| 計画策定時          | 目標(令和11年度) |
| ●%             | ●%         |

### 【 基本方針 】

( 基本目標 )

2 たしかな生命と元気を育む  
～安心して産み育てられる子育て環境の充実～

( 基本方針 )

#### (1) 継続的・包括的な支援の充実

- 健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、相談できる環境整備を進めるとともに、適切な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。

#### (2) 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

- 配慮を必要とする子どもの健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、子どもとその保護者に対応するきめ細かな支援の推進を図ります。

## (1) 継続的・包括的な支援の充実

イラストが入る予定です。

### 【取組】

#### 子育てしやすい環境整備事業

- 保護者の突発的な事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かる事業の充実や、あかちゃんの駅の設置など安心して外出できる環境の整備を図ります。

## (2) 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

イラストが入る予定です。

### 【取組】

#### ① 産前・産後のサポート／ケア事業

- 妊産婦が持つ不安や悩みを軽減するために、産婦人科等の医療機関や助産所に来所してもらう参加型（デイサービス型）の産後ケアや、家庭を訪問する訪問型（アウトリーチ型）の養育支援訪問によって、傾聴や相談（寄添い）を行うとともに、助産師や保健師等による専門的な支援やケアを行います。

#### ② 児童発達支援センターとの連携

- 子育て世代包括支援事業や保育所等で把握した発達が気になる子どもについて、子どもとその家族を適切な支援につなげるとともに、児童発達支援センターの設置にあわせて連携の強化を図ります。

#### ③ こども家庭センター事業（こども未来センター）

- 児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び乳児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設です。当市では令和6年4月に、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども未来センター」を設置しました。

児童福祉と母子保健の相談機能を一体的に運営することにより、両部門の連携・協働を深め、子育てに不安を抱える妊産婦の支援、児童虐待の予防的な対応など、個々の家庭に応じた支援を行います。

## 基本目標3 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む ～幼児教育・保育の環境の充実～

### 【 目 標 】

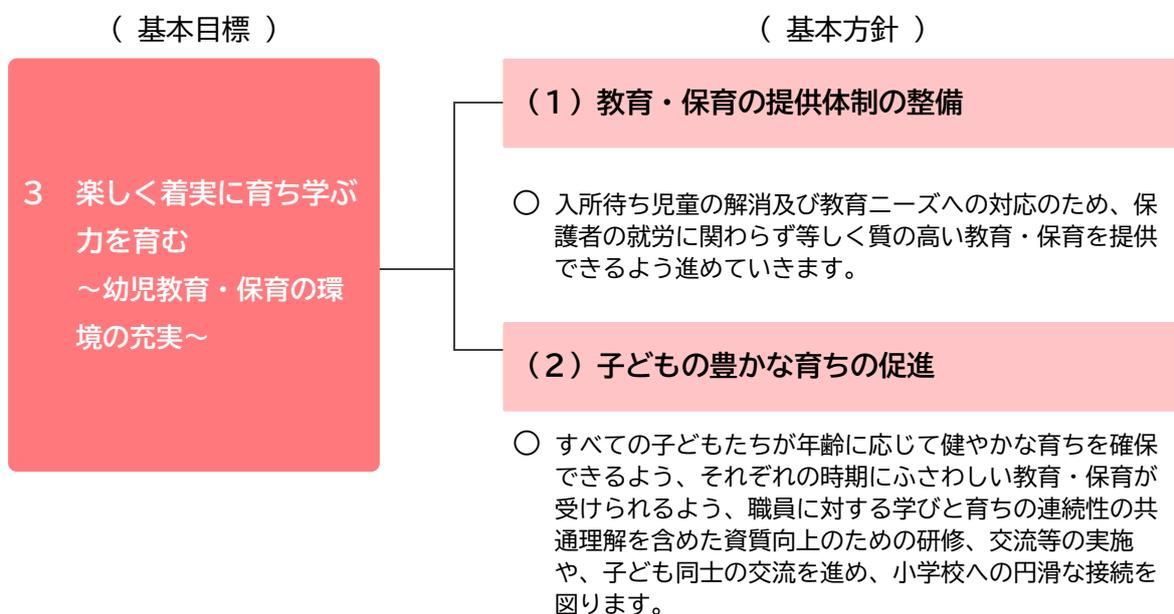
利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

### 【 目標値 】

| 指標             |            |
|----------------|------------|
| *****<br>***** |            |
| 計画策定時          | 目標(令和11年度) |
| ●%             | ●%         |

| 指標             |            |
|----------------|------------|
| *****<br>***** |            |
| 計画策定時          | 目標(令和11年度) |
| ●%             | ●%         |

### 【 基本方針 】



## (1) 教育・保育の提供体制の整備

イラストが入る予定です。

### 【取組】

- ① 教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業
  - 喫緊の課題である待機児童の解消を図るため、産休明けに求められる保育ニーズを的確に把握したり、地域ごとの保育ニーズの特徴を詳細に把握したりしながら、各種保育施設や地域型保育事業の特徴をいかした保育体制の整備を行います。
  - 利用希望を勘案し、公立・私立の特徴をいかしつつ、計画的に幼稚園・認定こども園の配置・定員管理を行います。
- ② 保育人材の確保事業
  - 保育士や保育教諭、幼稚園教諭を確保するため、保育士等の処遇改善等を実施します。
  - 保育者に選ばれ長く働くことができる保育所等となるように、保育者の適正な配置と良好な労働環境の確保ができるような支援を行います。

## (2) 子どもの豊かな育ちの促進

イラストが入る予定です。

### 【取組】

#### ① 幼児教育及び保育の推進事業

- 幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿に向けて、つくば保育の質ガイドラインの活用、幼児教育の指針の制定、幼児教育及び保育に関して高い専門性を有する人材の活用等を図ります。加えて、保育所・幼稚園から小学校・義務教育学校への円滑な移行が可能となるよう、関係機関の連携を強化します。

#### ② 特別な配慮を必要とする子どもの支援事業

- 国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。
- 発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用ができるように保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が専門的な知識・技術による支援を受けられるように、児童発達支援センターとの連携を図ります。

## 基本目標4 主体的にして広く豊かな経験を育む ～地域や放課後等における子どもの活動環境の充実～

### 【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

### 【目標値】

| 指標             |            |
|----------------|------------|
| *****<br>***** |            |
| 計画策定時          | 目標(令和11年度) |
| ●%             | ●%         |

| 指標             |            |
|----------------|------------|
| *****<br>***** |            |
| 計画策定時          | 目標(令和11年度) |
| ●%             | ●%         |

### 【基本方針】

(基本目標)

4 主体的にして広く豊かな経験を育む  
～地域や放課後等における子どもの活動環境の充実～

(基本方針)

#### (1) 特色をいかした放課後等の居場所の整備

- 保育を必要とするすべての子どもが利用できるよう放課後児童クラブの整備を進めるとともに、すべての子どもが安全・安心で主体的な遊びと学びの活動ができるよう市民と力をあわせてつくば市の特色をいかした放課後等の居場所の整備を図ります。

#### (2) 子どもが主体的に活動するための支援の充実

- 子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進するため、放課後児童クラブの従事者や放課後子供教室の参画者の連携を支援するとともに、特別な配慮を必要とする児童の受入れを支援します。

## (1) 特色をいかした放課後等の居場所の整備

イラストが入る予定です。

### 【取組】

#### ① 放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

- つくばエクスプレス沿線開発による急速な人口増加に伴い、当市の放課後児童クラブニーズが高まり、待機児童や床面積要件超過の課題が生じているため、国の面積要件（児童一人当たり 1.65 m<sup>2</sup>以上）に従い、児童クラブ室の増設や小学校の余裕教室等を活用するなどし、待機児童や床面積要件超過の課題を解決していきます。また、民設民営児童クラブの積極的な誘致を行い、多様な利用ニーズに対応していきます。
- 子ども一人ひとりの「遊びの場」や「生活の場」である放課後児童クラブにおいて、子どもの自主性と社会性の向上をより一層図るため、国の基準に従って放課後児童支援員の適正配置を推進していきます。また、放課後児童支援員の雇用確保策として、研修機会の拡大や民営児童クラブに対する処遇改善の補助金を拡大していきます。

## ② 放課後子供教室推進事業

- 放課後子供教室の事業拡充のため、市民ボランティアの掘り起こしや人材育成等に努めるとともに、子どもたちにとって放課後の魅力的な選択肢となるように、科学技術、国際性、自然環境等の当市の特性をいかして、研究機関・市民団体等との連携・協力により、多様な体験・交流活動の充実を図ります。
- 当市では、市内に各地域のニーズに応えるべく多数の児童館があり、放課後子供教室と同様に、様々な体験活動等の行事を実施して、この事業の一役を担っています。よって、計画期間内においては、放課後子供教室の専門の講師による魅力的な行事を児童館でも取り入れ、より一層、子どもたちの放課後の充実を図っていきます。
- 児童館のない小学校区では、子どもたちの居場所づくりのために、事業の推進をより一層強めていく必要があり、各小学校の利用ニーズに応じた放課後子供教室のメニューを実施するとともに、開催回数を増やしていきます。

## ③ 子どもの居場所・学習支援事業

- 経済的に困難を抱える世帯の子どもに対する支援として、地域や実施団体、大学、学校等と連携しながら、学習支援や安心できる居場所の提供を行います。

## (2) 子どもが主体的に活動するための支援の充実

イラストが入る予定です。

### 【取組】

#### ① 新・放課後子ども総合プランの継続的な運営事業

- 放課後のすべての子どもが主人公となり、多様な体験・活動を行うことができるよう、こども部、教育局及び学校が一体となって放課後対策の共通理解や情報共有を図るとともに、ボランティア等の地域人材を巻き込んで、放課後の居場所づくりを推進していきます。
- 当市は、全国的に見ても多数の児童館を有しており、児童館のある小学校区では、児童館の機能を活用し、施設内で放課後児童クラブの運営及び行事や遊び等を実施することで、新・放課後子ども総合プランを継続的に実践しています。今後もプランの強化のため、児童館の他の機能との調整を図りつつ、児童クラブ室の増築による定員拡大や放課後子供教室で実施する魅力的な遊び等の導入によって、小学生の放課後に関わる児童館機能の充実を図っていきます。
- 児童館のない小学校区について、子どもたちの居場所づくりのために、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携をより一層強めていく必要があり、放課後子供教室の開催数の増加に努めるとともに、児童クラブ員を含めた子どもたちが主体的に参加できるよう、学校の施設利用を促進し、職員間の情報共有や連携を密にしていきます。
- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な実施を推進するために、地域住民への呼びかけや地域ボランティアを募るなど、地域の実情を把握している人材の掘り起こしや育成支援を行っていき、地域全体を巻き込んだ事業展開を目指します。

## ② 特別な配慮を必要とする児童の支援事業

- 障害のある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待やいじめを受けた児童及び外国につながる児童等が、主体的に活動を行える放課後の居場所づくりを目指していきます。そのために学校や専門性を有する関係機関と連携を密にし、児童の情報や近況を把握するなどし、受入れ体制を構築していきます。

## ③ 遊びの機会と場の充実

- 子どもが自由にのびのびと遊べるような機会・場所を提供し、子どもやその保護者が安全に安心して過ごせる環境を整備します。

## 基本目標5 子ども・若者とその家族の支援 ～子ども・若者の育成を支援します～

### 【目標】

すべての子どもや家庭の相談事に対する支援の専門性を持った体制を構築し、子どもの最善の利益を尊重し、相談支援体制の更なる強化を図ります。

### 【目標値】

| 指標             |            |
|----------------|------------|
| *****<br>***** |            |
| 計画策定時          | 目標(令和11年度) |
| ●%             | ●%         |

| 指標             |            |
|----------------|------------|
| *****<br>***** |            |
| 計画策定時          | 目標(令和11年度) |
| ●%             | ●%         |

### 【基本方針】

(基本目標)

5 子ども・若者とその家族の支援  
～子ども・若者の育成を支援します～

(基本方針)

#### (1) すべての子ども・若者の健やかな育成

- 成長過程にある子ども・若者が、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、命を大切にす心や思いやりの心を養えるように、家庭の果たす役割の重要性を認識しつつ、家庭・学校・地域および関係機関が連携して支援します。

#### (2) 困難を有する子ども・若者やその家族の支援

- ひきこもり、不登校といった社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、社会生活を円滑に営むことができるよう、関係機関はもとより、当事者の住居その他の適切な場所において、必要な相談や助言、指導を行います。

(1) すべての子ども・若者の健やかな育成

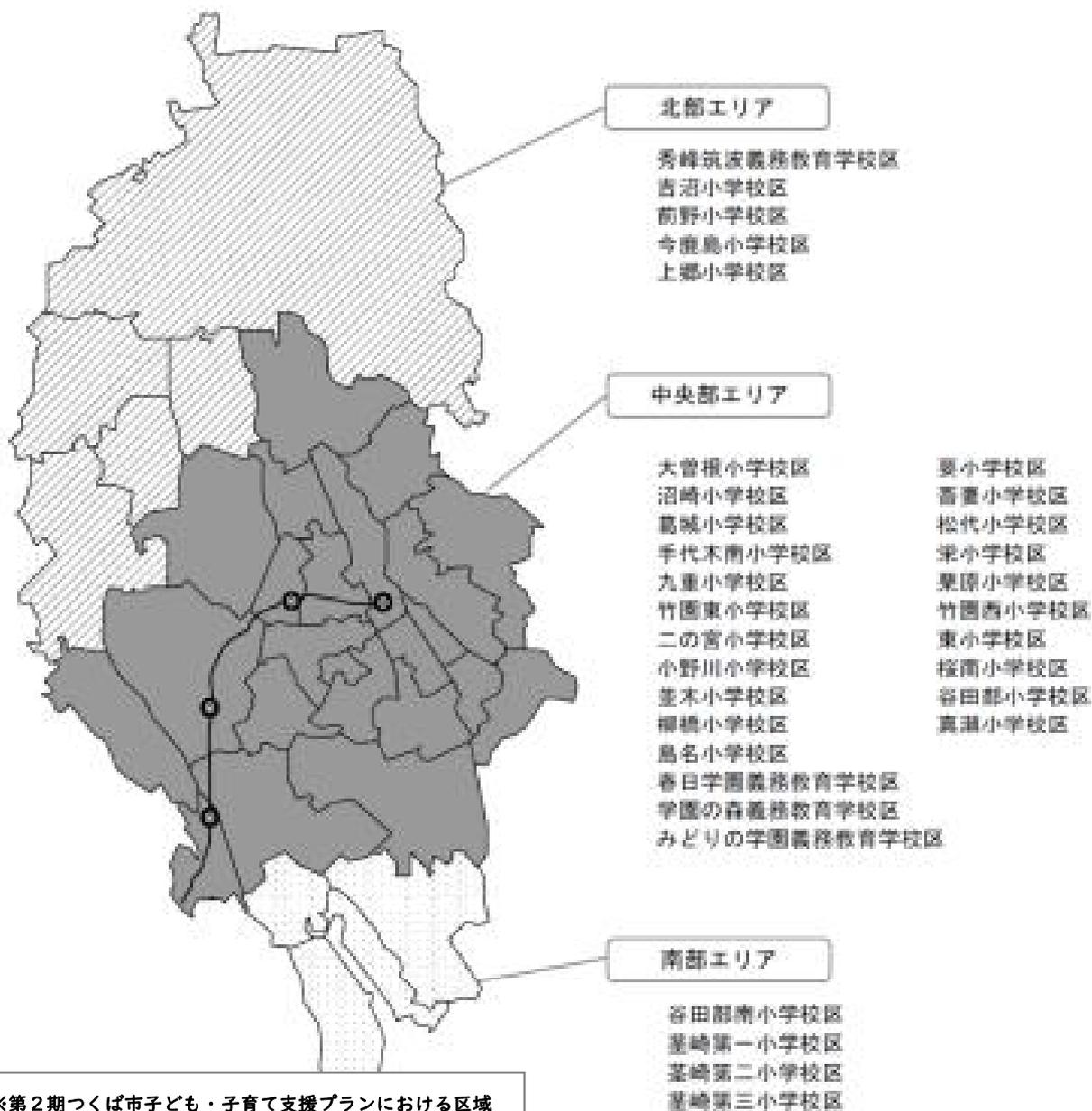
現在調整中であり、次回会議にてお示し予定です。

(2) 困難を有する子ども・若者やその家族の支援

現在調整中であり、次回会議にてお示し予定です。

# 第5章 重点事業

## 1 教育・保育提供区域の設定



※第2期つくば市子ども・子育て支援プランにおける区域を仮置きしています。

## 2 人口の見込み

\*\*\*\*\*

### 3 教育・保育の見込量と確保方策

#### (1) 市全体の教育・保育の見込量と確保方策

【令和7年度～令和11年度】

(単位：人)

| 年度        | 区分            | 1号認定          | 2号認定             |      | 3号認定 |       |
|-----------|---------------|---------------|------------------|------|------|-------|
|           |               |               | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 0歳児  | 1・2歳児 |
| 令和7年度     | ①量の見込み        |               |                  |      |      |       |
|           | 確 ②           | 特定教育・保育施設     |                  |      |      |       |
|           |               | 確認を受けない幼稚園    |                  |      |      |       |
|           |               | 特定地域型保育事業     |                  |      |      |       |
|           |               | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |      |      |       |
|           | ③確保見込量 (②の合計) |               |                  |      |      |       |
| 過不足 (③-①) |               |               |                  |      |      |       |
| 令和8年度     | ①量の見込み        |               |                  |      |      |       |
|           | 確 ②           | 特定教育・保育施設     |                  |      |      |       |
|           |               | 確認を受けない幼稚園    |                  |      |      |       |
|           |               | 特定地域型保育事業     |                  |      |      |       |
|           |               | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |      |      |       |
|           | ③確保見込量 (②の合計) |               |                  |      |      |       |
| 過不足 (③-①) |               |               |                  |      |      |       |
| 令和9年度     | ①量の見込み        |               |                  |      |      |       |
|           | 確 ②           | 特定教育・保育施設     |                  |      |      |       |
|           |               | 確認を受けない幼稚園    |                  |      |      |       |
|           |               | 特定地域型保育事業     |                  |      |      |       |
|           |               | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |      |      |       |
|           | ③確保見込量 (②の合計) |               |                  |      |      |       |
| 過不足 (③-①) |               |               |                  |      |      |       |
| 令和10年度    | ①量の見込み        |               |                  |      |      |       |
|           | 確 ②           | 特定教育・保育施設     |                  |      |      |       |
|           |               | 確認を受けない幼稚園    |                  |      |      |       |
|           |               | 特定地域型保育事業     |                  |      |      |       |
|           |               | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |      |      |       |
|           | ③確保見込量 (②の合計) |               |                  |      |      |       |
| 過不足 (③-①) |               |               |                  |      |      |       |
| 令和11年度    | ①量の見込み        |               |                  |      |      |       |
|           | 確 ②           | 特定教育・保育施設     |                  |      |      |       |
|           |               | 確認を受けない幼稚園    |                  |      |      |       |
|           |               | 特定地域型保育事業     |                  |      |      |       |
|           |               | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |      |      |       |
|           | ③確保見込量 (②の合計) |               |                  |      |      |       |
| 過不足 (③-①) |               |               |                  |      |      |       |

現在調整中であり、次回会議にてお示し予定です。

注：4月1日時点

## (2) エリア別の教育・保育の見込量と確保方策

### ① 北部エリア

(単位：人)

| 年度        | 区分            | 1号認定          | 2号認定             |      | 3号認定 |       |
|-----------|---------------|---------------|------------------|------|------|-------|
|           |               |               | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 0歳児  | 1・2歳児 |
| 令和7年度     | ①量の見込み        |               |                  |      |      |       |
|           | 確②            | 特定教育・保育施設     |                  |      |      |       |
|           |               | 確認を受けない幼稚園    |                  |      |      |       |
|           |               | 特定地域型保育事業     |                  |      |      |       |
|           |               | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |      |      |       |
|           | ③確保見込量 (②の合計) |               |                  |      |      |       |
| 過不足 (③-①) |               |               |                  |      |      |       |
| 令和8年度     | ①量の見込み        |               |                  |      |      |       |
|           | 確②            | 特定教育・保育施設     |                  |      |      |       |
|           |               | 確認を受けない幼稚園    |                  |      |      |       |
|           |               | 特定地域型保育事業     |                  |      |      |       |
|           |               | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |      |      |       |
|           | ③確保見込量 (②の合計) |               |                  |      |      |       |
| 過不足 (③-①) |               |               |                  |      |      |       |
| 令和9年度     | ①量の見込み        |               |                  |      |      |       |
|           | 確②            | 特定教育・保育施設     |                  |      |      |       |
|           |               | 確認を受けない幼稚園    |                  |      |      |       |
|           |               | 特定地域型保育事業     |                  |      |      |       |
|           |               | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |      |      |       |
|           | ③確保見込量 (②の合計) |               |                  |      |      |       |
| 過不足 (③-①) |               |               |                  |      |      |       |
| 令和10年度    | ①量の見込み        |               |                  |      |      |       |
|           | 確②            | 特定教育・保育施設     |                  |      |      |       |
|           |               | 確認を受けない幼稚園    |                  |      |      |       |
|           |               | 特定地域型保育事業     |                  |      |      |       |
|           |               | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |      |      |       |
|           | ③確保見込量 (②の合計) |               |                  |      |      |       |
| 過不足 (③-①) |               |               |                  |      |      |       |
| 令和11年度    | ①量の見込み        |               |                  |      |      |       |
|           | 確②            | 特定教育・保育施設     |                  |      |      |       |
|           |               | 確認を受けない幼稚園    |                  |      |      |       |
|           |               | 特定地域型保育事業     |                  |      |      |       |
|           |               | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |      |      |       |
|           | ③確保見込量 (②の合計) |               |                  |      |      |       |
| 過不足 (③-①) |               |               |                  |      |      |       |

現在調整中であり、次回会議にてお示し予定です。

注：4月1日時点

② 中央部エリア

(単位：人)

| 年度        | 区分            | 1号認定          | 2号認定             |      | 3号認定 |       |
|-----------|---------------|---------------|------------------|------|------|-------|
|           |               |               | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 0歳児  | 1・2歳児 |
| 令和7年度     | ①量の見込み        |               |                  |      |      |       |
|           | 確認②           | 特定教育・保育施設     |                  |      |      |       |
|           |               | 確認を受けない幼稚園    |                  |      |      |       |
|           |               | 特定地域型保育事業     |                  |      |      |       |
|           |               | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |      |      |       |
|           | ③確保見込量 (②の合計) |               |                  |      |      |       |
| 過不足 (③-①) |               |               |                  |      |      |       |
| 令和8年度     | ①量の見込み        |               |                  |      |      |       |
|           | 確認②           | 特定教育・保育施設     |                  |      |      |       |
|           |               | 確認を受けない幼稚園    |                  |      |      |       |
|           |               | 特定地域型保育事業     |                  |      |      |       |
|           |               | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |      |      |       |
|           | ③確保見込量 (②の合計) |               |                  |      |      |       |
| 過不足 (③-①) |               |               |                  |      |      |       |
| 令和9年度     | ①量の見込み        |               |                  |      |      |       |
|           | 確認②           | 特定教育・保育施設     |                  |      |      |       |
|           |               | 確認を受けない幼稚園    |                  |      |      |       |
|           |               | 特定地域型保育事業     |                  |      |      |       |
|           |               | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |      |      |       |
|           | ③確保見込量 (②の合計) |               |                  |      |      |       |
| 過不足 (③-①) |               |               |                  |      |      |       |
| 令和10年度    | ①量の見込み        |               |                  |      |      |       |
|           | 確認②           | 特定教育・保育施設     |                  |      |      |       |
|           |               | 確認を受けない幼稚園    |                  |      |      |       |
|           |               | 特定地域型保育事業     |                  |      |      |       |
|           |               | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |      |      |       |
|           | ③確保見込量 (②の合計) |               |                  |      |      |       |
| 過不足 (③-①) |               |               |                  |      |      |       |
| 令和11年度    | ①量の見込み        |               |                  |      |      |       |
|           | 確認②           | 特定教育・保育施設     |                  |      |      |       |
|           |               | 確認を受けない幼稚園    |                  |      |      |       |
|           |               | 特定地域型保育事業     |                  |      |      |       |
|           |               | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |      |      |       |
|           | ③確保見込量 (②の合計) |               |                  |      |      |       |
| 過不足 (③-①) |               |               |                  |      |      |       |

現在調整中であり、次回会議にてお示し予定です。

注：4月1日時点

### ③ 南部エリア

(単位：人)

| 年度        | 区分            | 1号認定          | 2号認定             |      | 3号認定 |       |
|-----------|---------------|---------------|------------------|------|------|-------|
|           |               |               | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 0歳児  | 1・2歳児 |
| 令和7年度     | ①量の見込み        |               |                  |      |      |       |
|           | 確②            | 特定教育・保育施設     |                  |      |      |       |
|           |               | 確認を受けない幼稚園    |                  |      |      |       |
|           |               | 特定地域型保育事業     |                  |      |      |       |
|           |               | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |      |      |       |
|           | ③確保見込量 (②の合計) |               |                  |      |      |       |
| 過不足 (③-①) |               |               |                  |      |      |       |
| 令和8年度     | ①量の見込み        |               |                  |      |      |       |
|           | 確②            | 特定教育・保育施設     |                  |      |      |       |
|           |               | 確認を受けない幼稚園    |                  |      |      |       |
|           |               | 特定地域型保育事業     |                  |      |      |       |
|           |               | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |      |      |       |
|           | ③確保見込量 (②の合計) |               |                  |      |      |       |
| 過不足 (③-①) |               |               |                  |      |      |       |
| 令和9年度     | ①量の見込み        |               |                  |      |      |       |
|           | 確②            | 特定教育・保育施設     |                  |      |      |       |
|           |               | 確認を受けない幼稚園    |                  |      |      |       |
|           |               | 特定地域型保育事業     |                  |      |      |       |
|           |               | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |      |      |       |
|           | ③確保見込量 (②の合計) |               |                  |      |      |       |
| 過不足 (③-①) |               |               |                  |      |      |       |
| 令和10年度    | ①量の見込み        |               |                  |      |      |       |
|           | 確②            | 特定教育・保育施設     |                  |      |      |       |
|           |               | 確認を受けない幼稚園    |                  |      |      |       |
|           |               | 特定地域型保育事業     |                  |      |      |       |
|           |               | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |      |      |       |
|           | ③確保見込量 (②の合計) |               |                  |      |      |       |
| 過不足 (③-①) |               |               |                  |      |      |       |
| 令和11年度    | ①量の見込み        |               |                  |      |      |       |
|           | 確②            | 特定教育・保育施設     |                  |      |      |       |
|           |               | 確認を受けない幼稚園    |                  |      |      |       |
|           |               | 特定地域型保育事業     |                  |      |      |       |
|           |               | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |      |      |       |
|           | ③確保見込量 (②の合計) |               |                  |      |      |       |
| 過不足 (③-①) |               |               |                  |      |      |       |

現在調整中であり、次回会議にてお示し予定です。

注：4月1日時点

## 4 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

子ども・子育てに関わるニーズに対応できるように、事業の拡充やサービスの質の向上に留意して確保方策を推進します。

### ① 利用者支援事業

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### 【 量の見込みと確保方策 】

\*\*\*\*\*

| 区分    |            | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|-------|------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み | 基本型・特定型    | 2か所            | 2か所            | 2か所            | 2か所             | 2か所             |
|       | こども家庭センター型 | 1か所            | 1か所            | 1か所            | 1か所             | 1か所             |
| 確保方策  | 基本型・特定型    | 2か所            | 2か所            | 2か所            | 2か所             | 2か所             |
|       | こども家庭センター型 | 1か所            | 1か所            | 1か所            | 1か所             | 1か所             |

### ② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

#### 【 量の見込みと確保方策 】

\*\*\*\*\*

(単位：人、か所)

| 区分                |       | 令和7年度<br>(1年目)                 | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|-------------------|-------|--------------------------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み<br>(年間利用人数) |       |                                |                |                |                 |                 |
| 確保方策              | 施設数   | <b>現在調整中であり、次回会議にてお示し予定です。</b> |                |                |                 |                 |
|                   | 出張広場数 |                                |                |                |                 |                 |

### ③ 一時預かり事業

#### ■ 幼稚園型

1号認定者を対象とする幼稚園や認定こども園において、保護者の希望に応じて、主に教育時間後や土曜・日曜、長期休業期間中に、幼稚園において教育活動を行う事業です。

#### 【 量の見込みと確保方策 】

\*\*\*\*\*

(単位：人、か所)

| 区分                   |        | 令和7年度<br>(1年目)                 | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|----------------------|--------|--------------------------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み<br>(1号認定の利用人数) |        |                                |                |                |                 |                 |
| 確保<br>方策             | 在園児対象型 | <b>現在調整中であり、次回会議にてお示し予定です。</b> |                |                |                 |                 |
|                      | 施設数    |                                |                |                |                 |                 |

#### ■ 幼稚園型以外

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、保護者が家庭での保育が困難となった乳幼児を一時的に預かる事業です。

#### 【 量の見込みと確保方策 】

\*\*\*\*\*

(単位：人、か所)

| 区分                |         | 令和7年度<br>(1年目)                 | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|-------------------|---------|--------------------------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み<br>(年間利用人数) |         |                                |                |                |                 |                 |
| 確保<br>方策          | 全体      | <b>現在調整中であり、次回会議にてお示し予定です。</b> |                |                |                 |                 |
|                   | うち一時預かり |                                |                |                |                 |                 |
|                   | 施設数     |                                |                |                |                 |                 |

注：確保方策（全体）には、子育て援助活動支援事業（就学前）を含む。

#### ④ 病児保育事業

乳幼児等が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

##### 【 量の見込みと確保方策 】

\*\*\*\*\*

(単位：人、か所)

| 区分                |       | 令和7年度<br>(1年目)                 | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|-------------------|-------|--------------------------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み<br>(年間利用人数) |       |                                |                |                |                 |                 |
| 確保<br>方策          | 病児対応型 | <b>現在調整中であり、次回会議にてお示し予定です。</b> |                |                |                 |                 |
|                   | 施設数   |                                |                |                |                 |                 |

#### ⑤ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

##### 【 量の見込みと確保方策 】

\*\*\*\*\*

(単位：人)

| 区分         |       | 令和7年度<br>(1年目)                 | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|------------|-------|--------------------------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み（就学後） |       |                                |                |                |                 |                 |
| 確保<br>方策   | 全体    | <b>現在調整中であり、次回会議にてお示し予定です。</b> |                |                |                 |                 |
|            | うち就学後 |                                |                |                |                 |                 |
|            | 提供会員数 |                                |                |                |                 |                 |

注：「量の見込み（就学前）」及び「確保方策（就学前）」は、一時預かり事業（幼稚園型以外）に計上。

⑥ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

\*\*\*\*\*

(単位：人、か所)

| 区分                |      | 令和7年度<br>(1年目)                 | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|-------------------|------|--------------------------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み<br>(年間利用人数) |      |                                |                |                |                 |                 |
| 確保<br>方策          | 確保人数 | <b>現在調整中であり、次回会議にてお示し予定です。</b> |                |                |                 |                 |
|                   | 施設数  |                                |                |                |                 |                 |

⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

保健師等がおおむね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握等を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

\*\*\*\*\*

(単位：人)

| 区分            | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|---------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み (出生見込数) | 2,277 人        | 2,273 人        | 2,240 人        | 2,190 人         | 2,117 人         |
| 確保方策 (訪問人数)   | 2,277 人        | 2,273 人        | 2,240 人        | 2,190 人         | 2,117 人         |

### ⑧ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対して、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じて医学的検査を実施する事業です。

#### 【 量の見込みと確保方策 】

\*\*\*\*\*

(単位：人、回)

| 区分          | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|-------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み(延べ人数) | 2,273人         | 2,240人         | 2,190人         | 2,117人          | 2,062人          |
| 量の見込み(延べ回数) | 31,822回        | 31,360回        | 30,660回        | 29,638回         | 28,868回         |
| 確保方策(延べ回数)  | 31,822回        | 31,360回        | 30,660回        | 29,638回         | 28,868回         |

### ⑨ 養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

また、要支援児童・要保護児童等を支援するために、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の取組を行う事業です。

#### 【 量の見込みと確保方策 】

\*\*\*\*\*

(単位：人)

| 区分                | 令和7年度<br>(1年目)                 | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|-------------------|--------------------------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み<br>(延べ訪問人数) | <b>現在調整中であり、次回会議にてお示し予定です。</b> |                |                |                 |                 |
| 確保方策<br>(延べ訪問人数)  |                                |                |                |                 |                 |

⑩ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所や認定こども園等で保育を実施する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

\*\*\*\*\*

| 区分 | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|----|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
|----|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|

量の見込み  
(1日当たりの利用人数)

確保方策(施設数)

**現在調整中であり、次回会議にてお示し予定です。**

⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して支払うべき日用品、文房具等その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等や新制度未移行幼稚園における副食の提供にかかる費用の一部を補助する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

\*\*\*\*\*

(単位：人)

| 区分            | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|---------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み(物品購入費等) | 15             | 15             | 15             | 15              | 15              |
| 量の見込み(副食費)    | 145            | 145            | 145            | 145             | 145             |

⑫ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

当面、市の窓口での業務の充実を図り、教育・保育に対する市民ニーズの増大に対応できるように多様な事業者の参入の促進を図ります。

⑬ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の余裕教室、児童館及び児童クラブ施設を利用して適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図る事業です。

【 確保方策 】

\*\*\*\*\*

【 量の見込み 】

■ 児童クラブ員数と児童クラブ数の見込量（各年度4月1日現在）

| 区分                      |     | 実績                      | 計画期間の見込        |                |                |                 |                 |
|-------------------------|-----|-------------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
|                         |     | 令和 年度                   | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
| 児童クラブ員数                 | 1年生 | 現在調整中であり、次回会議にてお示し予定です。 |                |                |                |                 |                 |
|                         | 2年生 |                         |                |                |                |                 |                 |
|                         | 3年生 |                         |                |                |                |                 |                 |
|                         | 4年生 |                         |                |                |                |                 |                 |
|                         | 5年生 |                         |                |                |                |                 |                 |
|                         | 6年生 |                         |                |                |                |                 |                 |
|                         | 合計  |                         |                |                |                |                 |                 |
| 児童クラブ数<br>(1クラブおおむね40人) |     |                         |                |                |                |                 |                 |

【 目標整備量 】

■ 新たに設置する放課後児童クラブ（施設の建築、余裕教室等の活用）

| 区分                      | 令和7年度<br>(1年目)          | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) | 5か年度の<br>増加数 |
|-------------------------|-------------------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|--------------|
| 新たに開設する<br>公設児童クラブの箇所数  | 現在調整中であり、次回会議にてお示し予定です。 |                |                |                 |                 |              |
| 新たに開設する<br>公設児童クラブのクラブ数 |                         |                |                |                 |                 |              |
| 新たに開設する<br>民間児童クラブのクラブ数 |                         |                |                |                 |                 |              |

注：公設児童クラブについては、40人規模の児童クラブ室を2部屋備える施設を建築した場合、箇所数1、クラブ数2とカウント。  
民間児童クラブについては、おおむね40人規模1部屋を開設することが多いため、クラブ数の目標値のみ表示。

⑭ 放課後子供教室

放課後において、学校施設等を活用してすべての児童の安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することで、児童の社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を養う事業です。

【単独事業としての方向性と放課後児童クラブとの一体的な実施】

\*\*\*\*\*

【 量の見込み 】

■ 放課後子供教室のイベント開催

| 区分       | 実績                             |       | 見込             |                | 計画期間の見込        |                 |                 |  |  |
|----------|--------------------------------|-------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|--|--|
|          | 令和 年度                          | 令和 年度 | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |  |  |
| イベント実施回数 | <b>現在調整中であり、次回会議にてお示し予定です。</b> |       |                |                |                |                 |                 |  |  |

■ 放課後子供教室の定期開催実施校

| 区分       | 実績                             |       | 見込             |                | 計画期間の見込        |                 |                 |  |  |
|----------|--------------------------------|-------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|--|--|
|          | 令和 年度                          | 令和 年度 | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |  |  |
| 学校数      | <b>現在調整中であり、次回会議にてお示し予定です。</b> |       |                |                |                |                 |                 |  |  |
| イベント実施回数 |                                |       |                |                |                |                 |                 |  |  |

沿革：平成30年度から秀峰筑波児童クラブ施設内で実施開始（イベント日以外にも学業日の毎日図書室等を開放）。令和元年度から学園の森とみどりの学園児童クラブ施設内で実施開始（週3回程度実施）。

⑮ 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することより、家庭や養育環境を整え、様々な不和を未然に防ぐことにつなげていく事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人日)

| 区分          | 令和7年度<br>(1年目)                 | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|-------------|--------------------------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み(延べ人数) | <b>現在調整中であり、次回会議にてお示し予定です。</b> |                |                |                 |                 |
| 確保方策(延べ人数)  |                                |                |                |                 |                 |

⑯ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人)

| 区分         | 令和7年度<br>(1年目)                 | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|------------|--------------------------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み(実人数) | <b>現在調整中であり、次回会議にてお示し予定です。</b> |                |                |                 |                 |
| 確保方策(実人数)  |                                |                |                |                 |                 |

⑰ 親子関係形成支援事業

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人)

| 区分         | 令和7年度<br>(1年目)                 | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|------------|--------------------------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み(実人数) | <b>現在調整中であり、次回会議にてお示し予定です。</b> |                |                |                 |                 |
| 確保方策(実人数)  |                                |                |                |                 |                 |

## 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、また、新制度に移行していない幼稚園にかかる就園奨励費の支給との連続性にも配慮し、次に示す給付方法を基本として継続して検討を行います。

### ① 子育てのための施設等利用給付について

子ども・子育て支援法第30条の11に基づき、新制度に移行していない幼稚園に対して施設等利用費を給付する場合は、幼稚園における円滑な運営に支障を来す事のないように一月ごとに給付を行います。

また、預かり保育事業や認可外保育施設等の利用日については、複数のサービスや施設を利用した場合にはそれぞれの利用料を合算し、上限額の範囲内において子育てのための施設等利用給付を受けることができるため、償還払いを原則とし、過誤請求・支払い防止に努めます。また、給付の実施回数は年4回を目安とします。

### ② 茨城県との連携について

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監査等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、茨城県に対し、施設等の所在等の情報提供、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請していく等、協力・連携をしていきます。



## 令和6年度第3回つくば市子ども・子育て会議 ～協議事項1の進め方について～

## &lt; 進 行 の 流 れ &gt;

協議資料 1-1 で事務局(こども政策課)から、今後のスケジュール(案)をご説明します。

↓

協議資料 1-2 について株式会社名豊よりご説明します。

↓

委員の皆様には、協議資料 1-2 の第3章基本理念(P.O)についてご協議していただきます。

※1 委員の皆様には事前に、当該基本理念に関してご意見を聴取させていただきました。いただいたご意見を踏まえ、事務局案(その2)を机上配布させていただきました。

※2 なお、本日の会議においては、基本理念(地の文)について確定いただきますようお願いいたします。基本理念(キャッチコピー)については、令和7年度から5年間のつくば市の子ども・子育て施策に係る根幹になりますので、次回会議で決定していただいても結構です。

↓

協議資料 1-2 の第4章以降(P.O～)についてご意見をいただきます。

↓

上記進行の上、次回の会議資料につきましては、事務局と相談の上、子ども・子育て会議会長一任とさせていただきますようお願いいたします。



## つくば市立保育所における安全管理の取組について

## これまでの経緯

## ○ フェンス等の隙間からの抜け出しについて

令和5年11月 つくば市立保育所において児童の抜け出し事案が2件発生  
 12月 11cmを超える隙間を危険箇所と定義<sup>※</sup>し、点検・応急処置を実施  
 令和6年2月～ 危険箇所に工事等を実施し、全箇所対応完了

▶ 今後も児童の抜け出しを防ぐため、フェンス等に11cmを超える隙間が生じないよう対応を継続していきます。

※ 日本産業規格（JIS）、住宅の品質確保の促進等に関する法律及び優良住宅部品認定基準におけるバルコニー等の転落防止の基準を参考としました。

## ○ フェンス等の乗り越えについて

保育施設におけるフェンス等の高さに関する基準等：特になし

▶ つくば市として、有識者や保育士等の意見を踏まえてフェンス等の高さに関する安全基準について一定の結論を出す予定です。

検討事項1 フェンス等の高さに関する基準を定めるか否か

検討事項2 基準を定める場合、どのような基準とするか

## 参考となる基準等

広島市では、令和4年「広島市立保育園における園児死亡事案の検証等に係る報告書」において「園庭と園外を隔てるフェンス等については、園児が容易に乗り越えられないと考えられる高さ150cm程度を目安とすること」という提言がなされています。

※ 転落防止の観点では、バルコニーに110cm以上の柵等を設けなければならないという基準（建築基準法等）や、保育施設の階段の降り口に120cm以上の柵等を設けなければならないという基準（東京都、横浜市独自の基準）が定められていますが、意図的な乗り越えは想定されていないものと考えられます。

※ なお、学校保健統計調査によると5歳の平均身長は110cm程度で推移しています。

### 第1回会議で出た主な意見（→詳細は参考資料1）

- 網状のものは足掛かりになってしまう。
- 抜け出そうと思っている児童の気持ちになって防いでいくのが大事。
- 公立保育所を利用している。周りのフェンスが低いのが気になっている。送迎時に小学生のきょうだい乗り越えてくることがあり、まねをする児童もいる。
- 保育士が見守っていて抜け出しを防止してくれているが、すきを狙って抜け出そうとする児童もいるので対策が必要。
- 保育の中で、児童が退屈していると別のところに興味がいってしまい、抜け出そうとすることがある。園庭の中に児童の興味を引くような遊具を作る等、園の外に気が向かないような仕掛けがあると良い。
- 隠れて何かをしたり、保育士の目を盗んだりするのは児童にとって楽しいもの。それをどう扱っていくかという視点も大切にしてもらいたい。

### 保育士から出た主な意見（→詳細は参考資料2）

- 登ろうとしている児童がいてもフェンスが高ければ時間がかかるため、登り切るまでに保育士がかけつけられる可能性が高くなる。その点で高いフェンスにする意味はある。
- 高さについては高ければ良いというものではないと思う。高さで防げば良いという考えではなく、保育士が見ていかなければいけない部分であるし、児童に教えていかなければいけないことだと思っている。
- 高さがあれば良いというものではないし、圧迫感もあると思う。
- 80cmでは低いと感じる。フェンスを高くして、あわせて鍵の位置も高くしたい。
- 抜け出しだけを考えると120cmぐらいあれば十分かと思うが、侵入等のリスクを考えると150cmぐらいあったほうが良いと思う。
- 120cmだと逆に登る意欲をそそられる児童もいると思う。少し高いぐらいだと挑戦する気持ちが湧いたり、遊び道具になってしまったりする可能性もある。
- 150cmのフェンスが設置されているので、児童には登れなさそうに見えると思う。
- 150cmのフェンスはかなり圧迫感があると思う。
- 高さだけでなく形状が重要で、網目が大きいと足がかかる。一方で、透過性が下がると圧迫感が増す。
- 縦格子フェンスは足をかけづらく登りにくい構造になっていると思う。いずれにしても保育士の配慮は必要だと思うし、児童にとってより良い環境とする必要がある。

## 安全基準(案)

|      |  |
|------|--|
| 適用施設 | つくば市立保育所   |
| 適用範囲 | 原則、児童が屋外活動を行う場所（園庭等）を囲うフェンス等   |
| 安全基準 | ①フェンス等の高さは <b>150cm以上（基礎部分の高さも含む）を原則とする。</b><br>②フェンス等の隙間は <b>11cm以下を原則とする。</b>  |
| 留意事項 | フェンス等の設置に当たっては登りやすい形状や圧迫感のあるもの等にならないよう配慮すること。また、フェンス等は抜け出しを完全に防止するものではないことから、保育者による適切な目配りや環境構成、児童への働きかけ等による安全管理体制の充実を図ること。 |

※ 既存設備（フェンス、コンクリートブロック等）の活用の可否や、植栽の有無、高さ及び奥行等、保育所によって状況が様々であることから、高さ150cm以上を原則としつつ、個別に抜け出し対策の有効性を検討しながら具体的な設計を行っていきます。

### 【考え方・根拠等】

- 一定の高さのあるフェンス等の設置を推進することにより、万が一フェンス等に登ろうとしている児童がいた場合でも、乗り越える前に保育者がかけつけられる可能性が高まるため、高さに関する基準を設けたいと考えています。
- 広島市の基準も参考に、未就学児がフェンス等の上部に容易に手をかけられない高さであると考え、標準的な高さを150cm以上としています（隙間11cm以下はJIS規格等を参考）。
- 今後、工事に必要な予算を確保し、対応可能な保育所から順次安全基準に従ったフェンス等の設置を進めていきたいと考えています\*。
- また、ハード面の対策とあわせてソフト面の対応を充実させることにより、つくば市立保育所における安全性の向上を推進していきます。

※ 新耐震基準に適合している保育所（民間移管又は閉所の対象外の保育所）から優先的に対応していく予定です。

## 保育所における安全性の向上

### ハード面

**高さ150cm以上\*、隙間11cm以下になるようフェンス等を設置**(形状や圧迫感等にも配慮)

※ 基礎と合わせて150cm以上となるものも含む。

### ソフト面

保育士の目配りや環境構成、児童への働きかけ等、日々の保育の積み重ねによる安全管理体制の充実

▶ 会議委員の皆様におかれましては、安全基準(案)について御協議をお願いいたします。

【参考資料1】子ども・子育て会議委員からの意見一覧（第1回会議）

- 網状のものは足掛かりになってしまう。
- 抜け出そうと思っている児童の気持ちになって防いでいくのが大事。
- 公立保育所を利用している。周りのフェンスが低いのが気になっている。送迎時に小学生のきょうだい乗り越えてくることがあり、まねをする児童もいる。
- 保育士が見守っていて抜け出しを防止してくれているが、すきを狙って抜け出そうとする児童もいるので対策が必要。
- この問題について、みんなで考えて解決していければ良いと思う。
- 安全管理は「これでよし」というものではなく定期的に見ていくべきものであると思う。小学校では保護者の方々にボランティアで入ってもらい、様々な視点からの点検を行ったことがある。
- 保育の中で、児童が退屈していると別のところに興味がいってしまい、抜け出そうとすることがある。園庭の中に児童の興味を引くような遊具を作る等、園の外に気が向かないような仕掛けがあると良い。
- 隠れて何かをしたり、保育士の目を盗んだりするのは児童にとって楽しいもの。それをどう扱っていくかという視点も大切にしてもらいたい。
- フェンスの乗り越えとは別になるが、送迎に使う門扉の暗証番号を児童に教えてしまう保護者がいる。
- 植栽にネットを張る場合は、内側ではなく外側にしたほうが良い（生き物を捕まえる等の活動を阻害してしまうため）。
- 抜け出しを防止することも大事だが、抜け出してしまった後にいかに早く見つけるかということも大事だと思う。デジタル機器を身に付けてすぐに検知できるようにする等のフォローを考えてみても良いと思う。
- 自分自身もかつて幼稚園を抜け出した経験がある。そのとき、町の人に声をかけてもらったのを覚えている。（抜け出したときのフォローという点で）地域の人の関心やつながりがとても大事。
- 参考意見にはなるが、抜け出してしまった場合の二次的な安全対策に関連して、アプリを使って迷子になった児童を探すという実証実験を筑波大学と学童保育で実施する予定になっている。
- 保育所では裏口のほうの門扉が閉まっていなかったりフェンスがなかったりする場所もあるので、裏口のほうもよく見てもらいたい。

## 【参考資料2】 公立保育所の保育士からの意見一覧

### 事例等

- 抜け出す意図があったかは不明だが、針金フェンスに足をかけていた児童を止めたことがある。
- フェンスに手をかけて登った児童がいたが、話を聞くと「上のほうにある葉っぱを取りたかった」という思いもよらない理由であった。
- フェンス脇にある国旗掲揚ポールに足をかけて乗り越えようとした児童がいた。
- 80cmのフェンスがあるが、脇に花壇があり5歳児が足をかけて登っていたことがある（保育士が気づいて降ろした）。
- 門扉の近くに切り株があり、切り株に乗ると登りやすくなっている。
- 新しいフェンスの内側に古く低いフェンスが残っており、足掛かりにしやすい構造になっていた（撤去済み）。
- フェンスが全体的に低く、登っている姿を見たこともある。児童の動きを予測し配慮しながら関わっているが、予測不能な動きをすることもある。登りたい児童は登ってしまう。
- 普通に遊んでいる児童は低いフェンスでも出ていかないが、抜け出そうという意思がある児童は高いフェンスでも挑戦してしまう。足がかかればある程度の高さがあっても登ろうとする。
- 集中して遊んでいるときにフェンスに気を取られることはないが、落ち着かないときに児童の注意がフェンスに向いてしまうことはある。
- 門扉の鍵が気になって触りに行ってしまう児童がいるので、保育士が気をつけて見るようにしている。
- 送迎時に保護者が立ち話をしているとフェンスに足をかけて登ってしまう児童がいる。
- お迎えが来たときにフェンスの基礎のコンクリートブロックに乗っている児童がいた。
- 保護者と一緒だと気持ちが大きくなってしまいう児童がいて、お迎えの際に乗り越えて帰っていくことがある。
- 保護者が低いフェンス（80cm）をまたいでくることがあり、その姿を児童も見ているのでまねをするかもしれない。
- 門扉が低く大人がまたいでくることがあり、児童がまねをする。

### 高さに関すること

- 抜け出そうとした事例があり、高さがあったほうが安全だと感じた。

- 高さがあれば登り切るまでの時間ができるので、対応しやすい部分はある。
- 登ろうとしている児童がいてもフェンスが高ければ時間がかかるため、登り切るまでに保育士がかけつけられる可能性が高くなる。その点で高いフェンスにする意味はある。
- 高さに関してはそれほど問題に感じたことはなく、むしろ足元の隙間のほうが大人の目線では気づきにくい。
- 高さについては高ければ良いというものではないと思う。高さで防げば良いという考えではなく、保育士が見ていかなければいけない部分であるし、児童に教えていかなければいけないことだと思っている。
- フェンス設置による安心感はあるが、一方で高さにより圧迫感が出てくる面もある。言い方は悪いが檻のようになってしまうのは良くない。
- 高さがあれば良いというものではないし、圧迫感もあると思う。
- 同じ高さのフェンスでも、砂場のほうにいくと堆積した砂により相対的に低くなっていることがある（掘削して対応済み）。
- 80cmのフェンスで囲われているが、おもちゃ等に足をかけて手を伸ばせば登れてしまうような感じがする。
- 80cmでは低いと感じる。フェンスを高くして、あわせて鍵の位置も高くしたい。
- 抜け出しだけを考えると120cmぐらいあれば十分かと思うが、侵入等のリスクを考えると150cmぐらいあったほうが良いと思う。
- 120cmだと逆に登る意欲をそそられる児童もいると思う。少し高いぐらいだと挑戦する気持ちが湧いたり、遊び道具になってしまったりする可能性もある。
- 150cmのフェンスが設置されているので、児童には登れなさそうに見えていると思う。
- 150cmのフェンスはかなり圧迫感があると思う。

### **形状に関すること**

- 高さよりも形状が大事だと思う。
- 以前、針金フェンスを使用している保育所にいた。足をかけやすい構造だと思う。
- フェンスの形状が大事。前にいた保育所では足を引っ掛けやすいものが使われていた。お迎えの保護者が見えたときにフェンスのほうに行き足引っ掛けていた児童もいた。
- 高さだけでなく形状が重要で、網目が大きいと足がかかると圧迫感が増す。
- 前にいた保育所では針金フェンスが使われており、網目が広がったりほつれたりして保育士が修繕することも多かった。
- 針金フェンスは老朽化すると針金部分が危険になることがある。

- 縦格子フェンスは足をかけづらく登りにくい構造になっていると思う。いずれにしても保育士の配慮は必要だと思うし、児童にとってより良い環境とする必要がある。
- フェンスの面の構造以外にも、フェンス上部の形状によって手のかけやすさが異なってくると思う。
- ブラウン系のフェンスを設置している。白いフェンスより圧迫感が少ないように感じる。

### 懸念点

- 植栽を撤去してフェンスに変える場合、外観が大きく変わってしまう。
- 透過性の高いフェンス等で園庭から外がよく見える場合、外周の道路で何か動きがあるとフェンスのほうに寄ってってしまう児童がいる。植栽で外があまり見えない保育所ではそのようなことは経験しなかった。フェンスに変更しても別の心配が出てくる可能性はある。

### その他

- 植栽が二重で迷路のようになっており、木がやせて抜けられそうに見えるところがある。植栽を一重にした上で、動物が入らない程度のフェンスがあれば十分と思う。
- 植栽に厚みがあり、中に入っていくのは痛いので基本的にそこから抜け出すことはないと思う。毛虫等もいるので近づけないようにしたほうが安心感はある。
- 植栽は冬場に枯れてくると隙間が大きくなるため管理が必要。
- フェンスのほうには近づかないで遊ぶ習慣がついている。
- フェンス下部に堆積していた土を掘り下げたことで劣化した部分が露出し、外遊びの際は注意を払っている。
- 植栽のところに潜っていったり外トイレの裏の死角に入っていたりすることがないよう、保育士が日々声かけをしている。
- 抜け出せる箇所がなければ安心ではあるが、それでも児童は予測できない動きをするもの。突発的な動きに対応できるよう保育士がしっかりと見ていることが大事。
- 門扉にぶつかるかもしれない、虫に刺されるかもしれない等、常に児童の動きには注意を払わなければいけないので、フェンスの有無や高さによらず保育士としての目線は変わらないと思う。
- 門扉側が見えにくくなっていて、送迎時にはきちんと閉めてもらわないと出られる状態になってしまうリスクがある。死角を作らないような保育士の意識や環境づくりが大事になる。

## 会 議 録

|             |   |  |    |
|-------------|---|--|----|
| 会議の名称       | 令和6年度（2024年度）第4回つくば市子ども・子育て会議   |  |    |
| 開催日時        | 令和6年11月25日（月） 開会13時30分 閉会17時30分   |  |    |
| 開催場所        | つくば市役所 2階 会議室201  |  |    |
| 事務局（担当課）    | こども部事務局（こども政策課）   |  |    |
| 出席者         | 委員  | 土井 隆義（会長）、堀内 明由美、深井 大洋、長塚 俊宏、千代原 義文、古谷野 好栄、浦里 晴美、鈴木 朱里、大久保 良文、園田 浩美、青山 夏樹、岡山 拓史、落合 美智子、間野 聡子、柳下 浩一朗、森田 修司                                      |    |
|             | その他   | 5-6（仮称）第3期つくば市子ども・子育て支援プラン策定支援業務委託受託者（株式会社名豊）  |    |
|             | 事務局   | （こども部）安曾部長、吉沼次長、大橋統括監<br>（こども政策課）木村課長、小野課長補佐、飯塚係長<br>（こども未来センター）中澤課長<br>（幼児保育課）岩田課長、菊池課長補佐<br>（こども育成課）小林課長補佐<br>（学 務 課）笹本課長<br>（教育局）吉沼局長、久保田次長 |    |
| 公開・非公開の別    | <input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 | 傍聴者数   | 2名 |
| 非公開の場合はその理由 | つくば市情報公開条例第5条 第1号、第3号に該当する情報を扱うため   |  |    |
| 議題          | 協 議 事 項   |  |    |
|             | (1) 小規模保育事業者認可に関する意見の聴取について（1事業者）   |  |    |
|             | (2) （仮称）第3期つくば市子ども・子育て支援プラン   |  |    |

|  |   |                                       |       |
|--|---|---------------------------------------|-------|
|  |   | (案) について                              |       |
|  |   | 報 告 事 項                               |       |
|  |   | (1) 令和6年度つくば市放課後児童クラブ待機児童数の<br>修正について |       |
| 会議録署名人   |   | 確定年月日                                 | 年 月 日 |
| 会<br>議<br>次<br>第   | 1 | 開 会                                   |       |
|  | 2 | あいさつ                                  |       |
|  | 3 | 協議事項                                  |       |
|  | 4 | 報告事項                                  |       |
|  | 5 | そ の 他                                 |       |
|  | 6 | 閉 会                                   |       |
| <p><b>土井会長：</b>では、今から始めたいと思います。本日は審議事項が2件あります。それから次第にもありますように、報告事項が1件あります。審議事項2が長丁場になりそうなので、少し順番が入れ替わりますが、事業者の方が来ていただいているので、これからお諮りしますが、協議事項の1、それから報告事項を間に入れたいと思います。報告事項が終わってから、審議事項の2をじっくりとやるという方針で進めたいと思いますので、その点をご了承いただければと思います。それではまず協議事項の1です。小規模保育事業者の認可に関する意見の聴取につきましてです。まず事務局から説明をお願いいたします。</p> <p><b>事務局（幼児保育課）：</b>（資料に基づいて説明。）</p> <p><b>土井会長：</b>どうもありがとうございます。今、事務局から説明がありましたがこの件につきましてこれからご審議をお願いいたします。また、つくば子ども・子育て会議条例第7条の規定に基づきまして、関係者の出席を求め、意見を述べさせることができます。本日、小規模保育事業者認可に関する意見の聴</p> |   |                                       |       |

取についての事業者が来ておりますので、内容について説明を求めることができますが、いかがいたしましょうか。

**委員一同：**（賛成）

**土井会長：**はい、わかりました。では、これから、事業者の方にお話を伺いたいと思います。まず、傍聴者の方をお願いをいたします。事業者に説明を求める際には、会議冒頭において非公開と決定しておりますので、一旦ご退室くださいますようお願いいたします。また名豊様におかれましても一旦ご退室をお願いいたします。

（名豊、傍聴者退出）

（非公開）

（傍聴者入室）

**土井会長：**では、これから審議を再開いたします。審議にあたりまして皆様にお願いがございます。審議中は、事業者個人に関わる名前、住所、出身地、職務経歴等についてのご発言は控えていただきますようお願いいたします。それでは改めましてご意見はありますでしょうか。最初にハード面からいきたいと思います。最初に間野委員とそれから園田委員から、動線の話があったと思いますが、こちらについてご質問いただいて、何か意見は付け加えましょうか、どうされますか。

**間野委員：**間野です。やはり少し怖いなと思い、車の出入りは終日あるかなという感じがします。加えて建物への入口が1か所だけで、階段もあまり広くはないようなので、園までの動線や、避難時の出て行くときの動きが危険箇所が多いのではないかなというのは気になりました。

まず、駐車場から建物に入るまでの間を検討してくださるとおっしゃっていたのですが、そこは本当に安全な経路が取れるようにというところで何かしらの対策を考えていただけたらいいかなということと、階段やエレベーターも小さいということでしたし、廊下も室内のところと、最後に避難経路の後ろ側のお

話もありましたけれども、お部屋の前後の2か所しか出入口がないので、小規模園ではあるのですけれども、一気に外に出なくてはといったときには、かなり混雑しそうなイメージを持ったので、その対策もしっかり取っていただかないと少し怖いかなと思ったのでお願いします。

**土井会長：**それは何か対策のプランを立ててもらいたいということですか。それとも、ハードを何か変更要求するわけではないですよ。

**間野委員：**ハードの変更はできるのでしょうか。

**土井会長：**これは条件をクリアしてできるわけですよ。だから、意見をつけるだけはしますけれども、おそらくそれは強制力がないとは思いますが。私たちがどういう意見を出すかですけれど、そこまで期待をするかどうか、要求するかどうかですね。それをお答えいただくかどうかは、条件をクリアしているので、それはわかりませんが、そこまで私たちとして要求を出すことはどうか、意見を出すかどうかだと思います。

**間野委員：**ハード面はこの図面も上がってきているので、かなり難しく、ハードも高いと思うのですけれども、せめて具体的にどういう形で、お子さんたちと先生方を外へ出すのかというところや、本当に通常通うときの動線の安全のところについては十分に考えていただきたいなと思いました。

**土井会長：**長塚委員はいかがですか。

**長塚委員：**長塚でございます。間野委員からお話があったとおり、緊急時の避難経路、外に出ればよいということではなくて、上でしょうから、建屋火災等のときに、十分に逃げる通路として使えるかどうかということも、やはり心配はあるでしょうから、そういったところ、運用面で普段から避難訓練等もされるのでしょうか、そのあたりをしっかりとやってもらえればよろしいかなと思います。

**土井会長：**ありがとうございます。園田委員はいかがですか。

**園田委員：**やはりケースに応じて、職員で研修を行っていただけたらと思いま

す。子どもが動かせる場合と、動かせない場合と、広い間口が必要な場合と等あるため、そういった複雑な事例を研修していただけたらと思います。学校もやっているのですが、そのように思いました。

**土井会長：**ありがとうございます。今のご意見をまとめますと、運用面について検討し、プラン等を考えていただきたいということと、研修をしっかりと行っていただきたいということかと思いますが、これは、この会の意見として市長に上げてよろしいでしょうか。ご異論がある方いらっしゃいますか。あるいはもっと付け加えるべきだという方はいらっしゃいますか。よろしいですか。ではハードについては、まずはそのように意見を出したいと思います。それから、職員のスペースについて、これもハードですが千代原委員からもご指摘がありました。いろいろと施設に融通をしてという話でしたが、どうでしょうかね。特に意見はつけなくてよろしいですか。

**委員一同：**（異議なし。）

**土井会長：**わかりました。それでは今度は職員の問題でまず出ていたのは古谷野委員がおっしゃっていた、看護師等専門の方を置かないというご方針なのですが、これで良いかどうかということですよ。これは先ほど浦里委員から出ましたけれども、同じ店舗に入っている医院との連携という話も関わってくるかもしれませんが、この点についてはどうでしょうか。

**古谷野委員：**配置の基準が、看護師がいなくても大丈夫だということなので、そのあたりは大丈夫なのですけれども、希望まではいいと思います。

**土井会長：**では特に意見としてはつけないということよろしいですか。この点はいいでしょうか。

**委員一同：**（異議なし。）

**土井会長：**それからもう1つは、これは古谷野委員と千代原委員からも出ていたと思いますが、職員の数の問題もご質問がありました。非常勤も含めてどうなのかという意見でしたが、これについてはいかがでしょうか。

**古谷野委員**：今やっているところで事足りているという話ではあるのですが、現状、うちの保育園でもやはり年休であったり、先ほど千代原委員からもあったような、労働環境という意味では少ないのですね。ただ、設置する場合は、やはり少なくてしょうがないのです。これはもう人手不足というところもあるのでこれを言ってしまうと、少しかわいそうなところもあるので。

**土井会長**：では、あえて意見としてつける必要はないということよろしいですか。ご意見がある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。では、特にこの件については意見としてはつきません。それから、深井委員から出ました連携の問題ですね。これはいかがいたしましょうか。何か希望を、こちらから意見を出しますでしょうか深井委員、いかがでしょうか。

**深井委員**：特に大きな意見はないのですが、3歳時点の保育所の受け皿があまりなさそうな気もするので、ある程度の見通しは立てておいた方がいいのではないかという気はしています。

**土井会長**：それは意見として出した方がいいということですか。

**深井委員**：出しておいた方がいいのではないかなと。

**土井会長**：はい。

**古谷野委員**：連携施設の件なのですけれども、結局は2歳児のときに、連携施設と、例えばアカデミア幼稚園というのであれば、保護者も含めて、その施設に見学をしたりとか、職員同士の交流であったり引き継ぎであったり、必ずしもそこには行かないとしても、その園庭に遊びに行くであったり、その想定をしておいた方がいいかという気はしています。今回の地域ですと、どこも保育園はいっぱいのお断りされているという時点で、受け皿はないと考えた方がいいと思うので、本当にそういう連携がアカデミア幼稚園しか取れなかったら、先ほど検索をしましたら、20分ぐらいなので、車で20分だと結構な距離なので、





人入っていて、3歳児が18人だと3人しか枠がない中で8人は受入れられないなど、そういった話もございます。中には15人から15人というところで全く枠がないというところから、受け皿に連携はできないなというお断りをされたという報告などもいくつかございまして、そのために2歳児から3歳児に上がる時なのですけれども、我々の方で独自に利用調整という調整を、転所と同じものになるのですけれども、ときに加点という形で、保護者にはサポートをしているという状況で、こちらはもしも受け皿が全部確保できないときには何かしらの策を講じなさいというのが条件等にありますので、そのような加点を行って、3歳児に行くときに、引き続き保育が利用できなくならないように、保護者さんのサポートは全員にしているところでございます。ただその受け皿や連携というところの課題感というのは、しっかりと我々も認識しておりますので、小規模保育事業者に寄り添いながら、そういった受け皿になるため、連携してもらう施設に何かしら口添えなど、そういったことがあった際には、ご協力できる範囲ではしていきたいと考えております。

**千代原委員：**千代原です。小規模保育園を作るということはニーズがあるから作る、設計するところのニーズがあるから、その設置者に作るという認識が私としてはあるのですけれども、ただ、つくば市として全体の統制として、配置基準、配置場所ですか。そういったものは、基準化、あるいはそういう考え方などはありますか。乱立してもいいというような形はおそらく取っていないと思うのですけれども、ある一定の制限をかけておかないと。これも過去に私は何度も言っているのですけれども、好き勝手なところに設置してしまう可能性がある。それは、ある程度制限をかけないといけないのかなと思います。バランスよく設置をする必要性があるのではないかということですがその点はいかがでしょうか。

**事務局（幼児保育課）：**幼児保育課です。認可保育所に関しましては、先ほど千代原委員からあったように、4月に6園、7園と今度開所するというところ

では公募という形をとっておりまして、認可保育施設に関しては、そのエリア等を限定して公募を行っているところです。ただ小規模保育事業に関しましては、そういった公募ではなくて相談からいろいろと始めているところですが、我々はやはりエリアを置いてしまうと、例えばみどりのですとか、万博記念公園といった沿線沿いというところが非常に保育ニーズが高いと認識しておりますので、相談段階から保育ニーズが高くないようなエリアで小規模保育事業をやりたいというときには、その相談の段階で、そのあたりでは見込めないと思うのでというようなところで、お断りをするようなお話をさせていただいております。

**千代原委員：**はい、わかりました。納得しました。ありがとうございます。

**土井会長：**では、意見として付けるのは、子どもの交流と、それから職員の交流、それも日常において、2つの面、それは受入れという面と、日頃の業務においてと2面ありましたけれども、それを考慮していただきたいということだったと思いますが、それでよろしいですか。他にこの連携について付け加えた方がいいことはありますでしょうか。

**千代原委員：**今、付け加えるものは。

**土井会長：**連携を考えるために、円滑に行かせるために、日常からの子どもの交流と、それから職員の交流について積極的に推進をしていただきたい。そのことを考えるときには2つの面があって、1つは、受け皿という面と、それから日常の活動の交流という面と、2面からやってもらいたいということだったと思います。

**千代原委員：**何か危機管理、避難など、そういった話は。

**土井会長：**それは先ほど出ました。

**千代原委員：**それを出さないのですか。

**土井会長：**それは、先ほど話をしたように、ハードの改修は求めないけれども、危機管理については、日頃から運用のマニュアルを作ったり、プランを立てて

いただくと同時に、避難訓練も実施をしていただきたいということにつけると  
いうことでした。

**千代原委員**：ありがとうございます。

**土井会長**：深井委員お願いします。

**深井委員**：加えてなのですけど、おそらく入所のタイミングで、連携施設が  
幼稚園なので、フルタイムの働き方を想定するとなると、延長保育を使うこと  
になると思うのです。そのときの費用感のようなものの説明というものはあつ  
た方がいいと思っています。幼稚園の場合は延長保育使うと大体1日1,000円  
ぐらいかかるので、フルタイムで働くというと、おそらく月2万から3万円ぐ  
らいプラスで払うことになるというのはおそらく、了承というか、事前説明が  
あつた方がいいのかなという気はしています。

**土井会長**：料金等も含めた情報の共有も徹底していただきたいということです  
ね。これでよろしいですか。

**深井委員**：はい。

**土井会長**：では、それを付け加えたいと思います。他にありますでしょうか。  
よろしいでしょうか。他に、これは意見として付け加えた方がよいということ  
がありましたら、ご発言いただければと思います。いかがでしょうか。よろし  
いですか。では、具体的な文言につきましては私の方にご一任いただければと  
思います。皆様には、一旦確認をさせていただきたいと思います。では、協議  
事項1はこれで終わりにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

**委員一同**：（異議なし。）

**土井会長**：ありがとうございます。では、報告事項をここで入れてから休憩を  
とりたいと思いますので、報告事項に移りたいと思います。令和6年度つくば  
市放課後児童クラブ待機児童数の修正につきましてです。では、事務局にご説  
明をお願いします。

**こども育成課**：こども育成課です。報告事項1になりますが、前回の第2回子

ども・子育て会議でご報告させていただいた、令和6年度のつくば市放課後児童クラブ待機児童数について修正がありましたので、ご報告させていただきます。修正が必要となった点は、令和6年度の実績数になりますが、前回の会議では54人と報告していたのですが、0人に修正となります。修正する理由についてですが、これまでつくば市では待機児童の数え方について、児童クラブへの入会申請において、希望した児童クラブに入れずに、どこの児童クラブにも入会しなかった児童を、待機児童としていましたが、茨城県から希望した放課後児童クラブへ入会できなかった児童について、通常の手続きにより20分から30分の範囲に、他に利用可能な児童クラブがある場合は待機児童とはされないという、ご指摘がありました。この指摘に基づいて、改めて54人について確認したところつくば市では、待機児童数が0人となりましたので、修正となります。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

**土井会長**：ありがとうございます。この件につきまして、何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。

**落合委員**：落合です。ここにある通常の手続きというのは徒歩という意味ですか。

**事務局（こども育成課）**：こども育成課です。つくばですと、通常は車も考えられ、車等も利用した場合での20分から30分というのも想定されるので、その場合は相当広いのですが、確認したときはそれよりも、狭い範囲でも、確認した上で見ております。

**土井会長**：他に質問はありますでしょうか。千代原委員お願いします。

**千代原委員**：千代原です。よろしくお願いいたします。修正理由の、通常の手続きにより20分から30分の範囲に他の利用可能な放課後児童クラブがある場合は、待機児童とされないと書いていますけれども、実際に児童クラブを利用しない子どもが発生すると思うのですけれども、それは待機児童とみなされないということになってしまうので、利用している人も利用していない人も一緒になっ

てしまうと思います。そういう定義になると、いつの時代でも、どの時代でも待機児童ゼロになってしまうのかと、思ってしまうのですけれども、20分から30分の範囲という、車ですよ。これが例えば車であったら10キロぐらい。10キロぐらいの範囲になってしまうと思うのですけれども、大体小学校の管理区域が、徒歩圏で10分から15分ぐらいですか。歩いて、長くても3キロぐらいでしょうか。そうすると、未来永劫待機児童ゼロになっちゃうと、私自身は思うのですけれども、その点についていかがでしょうか。

**事務局（こども育成課）**：こども育成課です。今の委員からいただいたとおり、少し広い範囲と取れるなということはあるのですが、基準として示されている中ではこういった地域の実情に応じたそれぞれの地域での交通手段というものが、決められたものとなっております。私の方でこの1点しかお伝えしなかったのですが、待機児童を確認する際のもう1点の要件がご本人様が最初希望されていたクラブと、同じぐらいの時間体の開所時刻というのが、その範囲内で必要となりますので、当然7時半から利用したかったといった方が、横に8時から開所している児童クラブあっても利用できない等もありますので、そういった時間要件等も確認した上で、そういったのもすべて対応できる児童クラブがあれば、待機児童とはみなされないという基準となっております。

**柳下委員**：柳下です。これは放課後ですよ。私のイメージだと、放課後2時から3時に行って利用するというイメージでいいのでしょうか。

**事務局（こども育成課）**：こども育成課です。失礼しました。そうですね、平日ですと放課後になるのですが、夏休み中ですか、長期休業中は朝からも利用が可能だったので。私の今の説明が通学時間の説明でした。

**柳下委員**：平日とすると、例えば3時に終わって、そこから徒歩でしか行けないですよ。子どもたちを、送って行くと暗くなってしまうので、待機児童の20、30分車でいけるところがあると、待機ではないというイメージが余りにもひどいのではないかと感じるのですよね。実際に、子どもが安全に行けな

いのではないかなと思います。行きたくてもいけないところでその代わりがあるから、待機児童にしないというような言い方なので、そこに行きなさいという意味なのだろうけれど、そこに行けないのではないですか。

**事務局（こども育成課）**：時間しかご説明をしなかったのですが民間の児童クラブですと、対応している小学校区等も決まっております、送迎のバスも出ているところが多いです。学校までお迎えも来てくれて、児童クラブまでバスで送迎をして対応していただけるので、そういった意味で小学校ごとに、このクラブで対応できますというようなものも、各クラブで規定されております。

**柳下委員**：すべてバスが出ているとは限らないのではないかと思います。だからそういったものを可能なものは可能とって構わないのだけれど、可能ではない場合はゼロとは言えないのではないかと思います。それは確実に可能でなければ、まずいのではないですか。

**事務局（こども育成課）**：ありがとうございます。そうですね。どうしても、送迎をすべての児童クラブで行っていたり、どこの地区までも行けるというものではないので、それだけを見ると、30分ですとそこまではいけないという方も出てきてしまう可能性があるかとは思いますが、今回のこの報告について、県の方からの指針に基づいた報告としては、この数となっているので、育成課としてもそういった本当に行けるところがないかですとか、より送迎している場所、児童クラブ等の把握をしっかり行った上で確認をしていきたいと思えます。

**間野委員**：根本的なところがよくわからなくなってしまったのですが、実際に児童クラブに行けなくなっている子もいるのだけれども、茨城県の指針では、ゼロとみなされるという意味なのですか。その根本が私はわからなくなってしまいました。

**土井会長**：今行けてはいないのだけれど、選り好みをしなければいけないところがあるでしょう。それを本人が行かないのだから、それは待機児童とはカウン

トしませんというのが県の方針なのだけれども、今おっしゃったのはそうは言っても、実際に本当はそれでいける人といけない人が実際にはいるのではないかと、今問題にされているのですよね。つまり、県の基準で言うならば、確かにその代替はあるかもしれないが、そこにすべてバスが出ているわけではないから、100%バスが出ているのだったら、それは、選り好みといえるかもしれないけれども、そうではないところもあるのであれば、それは本人が行きたくてもいけない場所ですよ。それを待機児童に入れないということは問題があるのではないですかというご趣旨だと思います。

**間野委員：**そうすると今回のこの報告としていただいているのは、その待機児童数の修正についてで、その修正についてはもう県の指摘からこのように修正せざるをえないということなのではないでしょうか。だとしたならば、ここでしている議論というのは修正についてはこれで仕方がないと。だけれど、実際の待機児童がいるというところの問題についてはこの報告の動向で議論するところではないのかなと。それこそ、この後の3つ目、協議の2つ目の、そちらにもものすごく関わってくるところなのかと思ったのですけれども。ひとまず報告としてはこの0でいくしかないということなのではないでしょうか。

**土井会長：**おっしゃるとおり、これは審議事項ではありません。報告事項なので、私たちはその報告に対して質問があれば質問をするということで、今、意見を申し上げて変えて欲しいと言えるものではないですよ。意見は報告に伴ってあげることはできると思いますけれど、例えば、県の方針で、その待機児童数をカウントするのはわかったけれども、例えばつくば市としては、独自の指標を作って、それも同時に併記をしてもらいたいなど、何かそういった意見はあってもいいかもしれません。

**間野委員：**それはとても同意します。

**柳下委員：**1ついいですか。これは54人ということですが、例えば事例はあるのですか。この20分から30分以内に希望したけれど、行けなかったか

ら他のところの送迎バスに乗って行っているという事例はあるのですか。

**事務局（こども育成課）**：第1希望の児童クラブに入れなかった場合にも近隣の他の児童クラブに空きがあった場合には、そちらを希望されて入っている方もいらっしゃいます。

**柳下委員**：どのくらいいらっしゃるのですか。

**事務局（こども育成課）**：他の第1希望ではないところに入られた方の数は、すぐにはわかりません。また、先ほども前回こちらで報告した54名なのですが、他に行けるクラブを確認する際に、その送迎がきちんとあって、学校からそのクラブへ行けるということを確認した上で、通えるところがあったため今回の県の指示に従った0名とする際にもそこは確認させていただいています。

**柳下委員**：なるほど、わかりました。

**千代原委員**：少し教えてください。県の何課の担当者は誰ですか。真面目にこれは問題だと思います。教えてください。

**事務局（こども育成課）**：この実施状況調査というものを送ってきた担当課を確認して、後程、ご報告させていただきます。

**土井会長**：何かこの件に追加で質問があればお願いします。では、最初は落合委員からいきましょうか。

**落合委員**：先程の確認になるのですが、民間の児童クラブの場合は学区が指定されているということだったのですが、他に何か条件はあるのですか。学区以外に何か。つまり、どこの児童館に行ってもいいわけではない、児童クラブに入れるわけではないということですね。

**事務局（こども育成課）**：こども育成課です。民間の児童クラブですと送迎もありますので、例えばつくばの一番南端にあるような児童クラブがなかなか一番北の端の児童から申し込みがあっても行けないので、クラブごとに、うちで対応できる小学校区はこちらとなりますという形で指定されています。

**落合委員**：各児童クラブは、1つの学区で決まっているのですか。

**事務局（こども育成課）**：いくつかの学校からの受入れを行っている児童クラブもあります。

**落合委員**：そうですね。自由に、遠くても選べるということはないのですね。できるだけそういうことが起きないように、ある程度近い近隣の学校の学区の中で通ってくださいという指定なのですね。

**事務局（こども育成課）**：そうです。民間児童クラブが届出をするときに児童クラブとして、どこの小学校からの児童を受けられますというような形で届出いただいています。

**落合委員**：他に何かあるのですか、そういった条件というのは。児童クラブが申請するときには。

**事務局（こども育成課）**：利用者が申請する際ですか。

**落合委員**：事業者です。

**事務局（こども育成課）**：届出ですとか、それぞれの面積ですとか、受入人数などの届出をいただいて国の基準といったものに合っているか、適合しているかということは、届出の際にいただいて確認しています。

**落合委員**：わかりました。ありがとうございました。

**青山委員**：青山です。まず1つ目なのですけれど、県からの指針ということで待機児童数が54人から0人に修正されたということは承知いたしました。一方なのですけれど、この54人っていう数字が全く意味をなさない数字かと言われるとそれは少し違うと思っております、県のその指針によって、確かに待機児童とはみなされないけれども、ただ一方で何らかの事情によって、入ることを取りやめざるをえなかったような事情というケースということはあると思うので、この54人という数字自体は何か意味があるものとして、受けとめる必要があるのかなと思っております。という意味で、土井先生がおっしゃったようなつくば市独自の基準として、1つ何かこういったものを持っておくのは有意義なことなのではないかなと考えました。もう1点、お伺いしたいことなの

ですけれど、通常の交通手段により 20 分から 30 分の範囲というのは、保護者の住んでいる住所からということですよ。学校などではなくて、保護者が放課後の児童クラブに最終的に迎えに行くときに、20 分から 30 分以内にその児童クラブがあるかどうかという意味合いなのではないでしょうか。私の理解が至っていなかったら申し訳ないのですけれど教えてください。

**事務局（こども育成課）**：ありがとうございます。最初に報告した 54 名なのですが、つくば市としてもこういった最初の希望のところに入れず、利用していないというイメージで、今までもこの人数を報告していたものになりますので、来年度以降も同じ人数というのは把握は可能ですので、まず希望したところに入れなかったり、それで利用されてない方というのは、市としても把握していきますし、確認はしていこうと思っております。もう 1 点、20 分から 30 分というもののなのですが、個別の、それぞれの方の自宅までは把握をしていないので、それぞれの小学校から見てというものになるので、その分狭くといいますか、一番端からなどではなく、学区としてのもので、20 分から 30 分というものは確認しております。

**青山委員**：わかりました。ありがとうございます。これもとても難しいところだと思うのですけれど、学校から 20 分から 30 分、通常の交通手段によりというところなのですけれど、保護者が児童クラブを選ぶ際のポイントは、民間でいうと、その民間の児童クラブがその学校に迎えに行っているかどうかというところは大事なのですけれど、加えて通勤経路などから近いかどうかということもとても大事なポイントかと思っております。学校から 20 分から 30 分の距離ということだけでもなかなか測りきれないところがあるのかなと思いつつ、伺っておりました。ありがとうございます。

**土井会長**：他に何かご質問はありますか。

**岡山委員**：岡山です。よろしく願いいたします。この条件は、令和 5 年より前の部分にこの条件を相当した場合でも 0 になってしまうものなのですか。そ

の相当した結果がこの94や、51という数になりますでしょうか。また、この茨城県が独自に決めたルールということだと思っておりますけれども、関東や、千葉、埼玉等、隣県が、こういった基準を出しているのかということがわかれば教えていただきたいと思いました。また、今子育てをしている者からすると、こういった情報が今後どこかに、3期のパンフレットや冊子の中に、掲載されるのかということをお願いしたいと思っております。

**事務局（こども育成課）**：ありがとうございます。まず、この令和5年度以前のものなのですが、こちらはすでに報告して公表しているものでしたので修正したものではありません。令和5年ですと94人とあるのですが、この方々を今回、県から指摘されたような確認方法で見た場合、幾つになるかという確認は取れてはいないのですが、おそらく、ゼロに近い数字にはなってくるものかと思っております。また、この基準なのですが、こちらが最後に公表されるときには県から国の方にも行っていますので基準自体は、全国として本来この待機児童というものを児童クラブで、数える際にはこの基準で使うというもので示されたものになります。

**千代原委員**：千代原です。ということは通達が出ているということですね。どういった通達か教えてください。

**事務局（こども育成課）**：児童クラブの実施要領調査というものがあまして、待機児童等の報告をする際の要領という形で示されております。こちら、つくば市から県の方に報告している担当課なのですが、子ども政策局少子化対策課というところに、この数字を報告しているものになります。

**千代原委員**：わかりました。

**土井会長**：深井委員お願いします。

**深井委員**：ありがとうございます。フォローなのですけれども、待機児童のこの定義に関しては、本当に二転三転するので、経年変化とはなかなか難しいということだけ、過去にそのデータを使ってきた者として共有させてください。2000

年頃から、保育所なども取っているのですけれど、これも待機児童の定義は本当に二転三転するし、実際のものとは違ったりしますので、実態を捉えているかどうかと言われるとなかなか難しいところがあるというところが現状かなと思います。おそらく2つ役割があると思っており、1つは他の自治体と足並みをそろえて同じ定義にしたときにどうかという判断をする。その意味では定義に従って、国の定義や、茨城県から提示されている定義に従って計算するというのは意味のあることかと思えます。もう1つは時系列で比較するとき、何かが起こっているのかなと思ってしまうので、その意味でも今までも意見が出てきていると思えますけれど、これまでと同じ定義だったときにどうだったかという数字と、新しく自治体ごとの差を見るときに、新しい定義に従ったときにどういう数字でしたということは並列して、説明するのがいいのではないかと思います。

**土井会長：**ありがとうございます。他に何かご意見、ご発言はありますでしょうか。では、これは審議事項ではないので、そういった報告がありましたということです。1点確認させてください。つくば市が県に報告するときは、その定義に則って報告しなければならないので、その報告をしていただくということですね。私がさっき言ったことをもう一度申し上げたいのですが、県にする報告以外に何かこの数字を公表するときに、つくば市独自の数え方で、数の算出をしたものの併記をしてはどうですかということをお市に、これは協議ではない要望ですけど、どうですかと少し思いつつだけで申し上げたのですが、この点、何かサポートすべきという意見もいくつかあったのでいかがでしょうか。私個人ではなく、皆さんがそういった意見をおっしゃるのであれば、そのように回答しますけれど。この数字自体は、定義に則って県に上げないといけないですが、同時につくば市としては、独自の算出ができるのだから、その数字を、県に上げる書類ではなくて、どこかにこの待機児童の数を公表するときには、合わせてつくば市独自の算出基準のものも併記をしてもらおうという

ことを会として要望しますかということです。ご異論はないですか。よろしいですか。

**柳下委員**：54人というものが載るということですよね。

**土井会長**：県に上げる書類には載らないと思います。県の定義に則ってあげますから。別の箇所での数字を出すときに、つくば市独自のものも出していたいただきたいということだと思いますが、よろしいですか。では、これは要望ですけど、そういったことを上げたいと思います。ありがとうございます。先ほど協議事項の1で確認事項を飛ばしました。市長からの諮問があって、今回はこの協議事項1の方ですね。意見の聴取について、私たちが意見を答申するわけですが、この答申及び答申を受けての事業者からの回答の周知につきましては、まだご説明していなかったもので、この件につきまして、事務局から改めてご説明をいただけますでしょうか。それから休憩を入れたいと思います。協議事項1のところですね。本会議における答申及び答申を受けての事業者から説明、回答の周知につきましてどういう方法かということ、事務局から説明をしていただきます。

**事務局（こども政策課）**：今回、本会議においてご審議いただきました、小規模保育事業者認可等に関する意見の聴取につきましては、本日の審議結果に基づいて、会長名で答申する形となります。答申の内容につきましては、委員の皆様へメールにてお知らせしたいと考えております。なお、ご意見に対して、事業者からの回答が提出されましたら、委員の皆様へメールにてお知らせしたいと考えております。事務局からは以上です。

**土井会長**：ありがとうございます。少し飛ばしてしまったので、この周知の方法につきまして何かご質問ご意見等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。では答申の内容については、私に一任をさせてください。今から10分休憩を入れたいと思います。3時20分から再開をしたいと思います。またよろしく願いいたします。では10分休憩をとります。

(休憩)

**土井会長**：では協議事項2に移りたいと思います。(仮称)第3期つくば市子ども子育てプラン(案)につきましてです。こちらは市長から当会議あてに諮問書が提出されておりますので、申し添えます。では協議事項2につきまして、まず事務局から説明をお願いいたします。

**事務局(こども政策課)**：(資料に基づいて説明)

**株式会社名豊**：(資料に基づいて説明)

**土井会長**：ありがとうございます。最初に今後の日程につきまして、それから2つ目に、データの数字も含めた訂正、修正、追加点。それから3番目に、皆様からの意見を踏まえた訂正案、修正案。最後に、前回までまだ未確定だったところの追加説明がありました。今、一括して説明いただいたので、すべてフォローできているかどうかわかりませんが、あらかじめ資料はお送りをしてあったと思いますので、目は通していらっしゃるかと思います。ただ、ご自身の発言されたところがどのように反映されているか、もう一度確認されたい方もいらっしゃるかもしれませんので、少し時間を取りたいと思います。時間は決めませんので皆様の顔が上がった時点で、再開はしますので、確認したいところがあれば少し確認をしてください。なかなか皆様全員の顔が上がらないのですけれども、随時、またご確認いただきながら審議に参加していただければと思います。では審議をお願いしたいと思いますが、最初に先ほど冒頭で数字の訂正がありましたが、この基礎データにつきまして、深井委員から、1つご指摘があったのでここで少しご発言いただいて、確認させていただければと思いますが、深井委員よろしいでしょうか。

**深井委員**：お手元の資料40ページですか。子育て世帯等の現状というところのグラフなのですけれども、子どものいる核家族世帯については年々増加傾向にあつて令和2年で52,280世帯となっているのですけれども、この52,280世帯の中には、子どものいない夫婦だけの核家族世帯も入っているので、子どものい

る核家族世帯という表現を直すか、この丸の核家族世帯と書いてあるグラフの方の数字を、子どものいる核家族世帯に直すか、どちらかの修正が必要かなと思います。

**土井会長：**重要なお指摘だと思います。ありがとうございます。文言と表記が違っている、ずれているので修正が必要だろうということだと思います。基礎データなどで直した方がいいと思いますが、どちらがよろしいでしょうか。

まず、名豊さんからご意見はありますか。

**名豊：**名豊の大川でございます。ご指摘ありがとうございます。令和2年度の数字を私の方で確認させていただきました。こちらについて52,280となっているのは、ご指摘どおり、核家族世帯というところで子どもがいる世帯もない家庭も含むという形になっております。24,240、また、10,404につきましては、子どもを含む核家族世帯という形で、年齢で指定をした構成になっておりまして、今、比較ができるような形で記載をしているのですけれども、こちらについては、核家族世帯というところの、52,280の部分で、少しコメントを変えさせていただきまして、子どもといったところを含まないとわかるように記載をしていくのか、それとも、こちら、52,280の推移自体を消したほうがいいのかについては、ちょっと検討させていただければと思っております。

**土井会長：**今のご趣旨はパブリックコメントまでに修正について考えさせていただきたいというご趣旨でしょうか。どちらが良いのか皆さん方でご意見ありますか。では千代原委員からお願いします。

**千代原委員：**千代原です。よろしくお願いします。40ページの(3)子育て世帯の現状ということで、今、深井委員からご指摘があった、52,280なのですが、このグラフのタイトルがもうすでに、子どものいる世帯等の推移なので、これを見た人は、このグラフは子どもがいる世帯の数字を表しているのだなと思います。そのため、これは実態に合わせた方がいいと私は思います。

**土井会長：**今、実線は核家族世帯全体だけれども、それを核家族の中で子ども

がいたる世帯に直すことですか。

**千代原委員**：上の赤のラインと下の青と黄色のラインが、2種類、2とおりの考え方が、1つの表の中に入っているのですけどもタイトルが、子どものいる世帯等と書いているので、紛らわしいと思うのです。子どもがいたる世帯になった世帯の推移に合わせてと私は言いたいと思います。

**柳下委員**：グラフの意味がわからなかったので教えていただければと思います。その手前で申し訳ないのですが、これは17歳と5歳の子がいたる場合には、どこに入るのですか。2人子どもがいたる場合は。

**深井委員**：国勢調査の定義からいうと、どれを使っているのかが分からないのですけれど、末子なのか、あるいは世帯の中に18歳未満がいたる世帯というのは、18歳未満のいたる世帯も入ってきますし、6歳未満のいたる世帯にも今の場合だと、兄弟の場合入ってくるので、ダブルカウントはありうると思います。

**柳下委員**：ダブルカウントというイメージでいいのですね。

**土井会長**：よろしいですか。他に何かご意見はありますか。

**間野委員**：間野です。この18歳未満のいたる世帯と6歳未満のいたる世帯は核家族というわけではないのですよね。

**深井委員**：18歳未満のいたる世帯も6歳未満のいたる世帯も核家族の世帯というのは核家族の定義が、未婚の子どもがいたる夫婦と子からなる世帯、あるいは母子世帯、あるいは夫婦のみの世帯なのです。この核家族の定義というのは、夫婦だけの場合と、未婚の子どもと親からなる世帯であり、その中で18歳未満のいたる世帯というのは、18歳未満の子どもがいたる核家族世帯、がこの数字ということなのです。例えば21,439から24,240になっています。

**間野委員**：このグラフに出ているのは基本はすべて核家族世帯で、そのうち18歳未満のいたる世帯と6歳未満のいたる世帯が入っているということなのですね。

**深井委員**：そのはずだと思います。定義上作ることができるのは、3世代同居で18歳未満のいたる世帯を作ることにはできるのですけれど、この書き方を見る限

り、それはしていないのではないかなという気はしています。ただ予想なので、チェックは必要かなと思います。

**間野委員**：そこも少しはっきりしないなと思っています。

**名豊**：ご指摘ありがとうございます。こちらについては再度精査をさせていただきたいと思いますが核家庭のうちの18歳、6歳という形で国勢調査から引っ張ってきたというところがあったと思います。ご指摘どおり、3世代同居の部分の方についても含まれている統計は別個ありますので、そちらについては同様に、平成12年からの統計になりますので、こちらも今の現行計画と同様の記載に1年加えた形になっておりますので、過去どういった統計をとっていたのかというところを、再度確認させていただいて、見直しさせていただきたいと思っております。

**間野委員**：そうすると、この子育て世帯等の現状というところの核家族世帯については年々増加傾向という書き方が、この下のグラフと合っているかというとも気になったので、確認させていただいて、どういう書きぶりにするのが正確に現状を表しているのかというところで、文章については、きちんと考えていただかないと齟齬が出てしまうのかなと思ったのでお願いします。

**土井会長**：おっしゃるとおりで核家族世帯が増えているのだけれど、子どもがいる核家族世帯が増えているどうかということはこの統計ではわからないですよねということですね。

**柳下委員**：そうするとこれは夫婦だけの家族とか、また母子とか、この18歳と6歳未満じゃないのが増えているというのは、このグラフから読み取れる感じはしますよね。逆に言うと、このグラフが言っている意味は、出す意味はそういったことをよく分析して書かれた方がいいと思います。すいません。わかりやすくお願いします。

**土井会長**：この後、パブリックコメントまではもう会議がないので、お任せするしかないと思いますが、それでよろしいですか。一応意見は募ったのでそれ

を反映させていただいて、考慮させていただいて、案を作させていただいて、パブリックコメント後にもう1回確認することはできますから、そこで最終確認させていただくと、パブリックコメントも含めてですね。よろしいでしょうか。では、全体を通しましてご自身が発言された内容に係るところもあるかと思えますので、ご意見がありましたらお願いします。ご質問でも構いません。ご発言をいただきたいと思えます。古谷野委員、お願いします。

**古谷野委員：**古谷野です。よろしくお願いします。118ページの次のページの一覧のところでは私が前回お話しした、2番と5番と11番なのですが、5番と11番、5番も読み取れる内容で問題はないかなと思うのですが、2番の66ページ。既存施設の有効活用といった文言を入れて欲しいと書きましたら、整合性がとれないというところで不記載なのですが、ここでいう、65ページと66ページでは子ども・子育て支援に関わる課題という中で、1番が、子育て支援プランの課題で、2番が、保育の適正な量と質の向上、というところで、今回我々が、橋本委員も常々言われていた作りすぎなのではないかというところであったり、我々の保育協議会の中でも再三言っている定員割れが既に起きているというような課題が、これは事業者課題なのですが、今利用者アンケートに基づいたもので作っているこの会ではあると思うのですが、再三そういった事業者の課題というところで、今後、ここに書いてある66ページの一番上の②の2行目の、今後も、地域ごとの子どもの人口の減少や保育ニーズの増加を勘案しと、それらしく書いてあるのですが、そのあと大事なところを付け加えていただきたいというところで、勘案し、共働き世帯や多様化する変則的な勤務をする保護者の多様なニーズに対応するため保育、教育保育サービスの充実というのは、これは当たり前のように保育園と幼稚園は既にやっているのです、それよりもこれからの人口減がつくば市であっても、5年後の見直しのこのプランで入れるか入れないかという問題にもなるのですけれども。10年後ぐらい先を見据えているのと今現状の保育施設のことを

考えると、このせっかく国と県と市が出し合った既存施設をしっかりと使っていないといけないというところの、検討が必要ですというのは、付け加えていただきたい、そう要望していきたい、意見したいと思います。よろしくお願いします。

**土井会長**：ありがとうございます。この件につきましては他の委員からご意見はありますか。

**柳下委員**：柳下です。既存施設を有効活用とは既に当たり前だと思って、それを入れるかどうかということなのですよ。入れないと、効果がないのであれば、入れたほうが良いと思います。

**土井会長**：他にご意見がある方はいらっしゃいますか。反対意見はありますか。ないですか。では、この件につきまして事務局の方のお考えはいかがでしょうか。有効活用も入れていただきたいということが、この会としての意見で、反対意見はないので、そういった要望が、会から出ていると理解できると思います。

**事務局（こども政策課）**：事務局からお答えさせていただきます。市の施策のところを内部で検討して、古谷野委員からいただいたご意見も踏まえこちらも考えさせていただき、パブリックコメントより前にご提案させていただければと思うのですがいかがでしょうか。

**土井会長**：今おっしゃったご趣旨はメール等でということでしょうか、確認というのは。

**事務局（こども政策課）**：基本的にはメールで、皆様に周知できるようにしたいと思います。

**土井会長**：よろしいでしょうか。ありがとうございます。では、そのようにさせていただきたいと思います。他にお気づきの点ありますか。鈴木委員お願いします。

**鈴木委員**：鈴木です。前回の意見のところ子ども目線からの意見を載せて

欲しいと提案させていただきました。先ほどの話ですと 70 ページの方に盛り込ませていただきましたということなのですが、こちらの基本方針(1)のところを見ると、多様な保護者のニーズに応じた支援や環境を充実しますとあるので、子どもの目線からの意見は反映されていないのかなと思いましたが、その「多様な保護者のニーズに応じた」を「多様な保護者と子どものニーズに応じた」というように子どもという言葉を入れていただけないかと思います。

**土井会長：**他の箇所には入っているところがありましたけれど、ここにも入れて欲しいというご意見ですよね。

**鈴木委員：**そうです。

**土井会長：**子どもの意見表明権等、いろいろと入っているので、ここにも入れたほうがいいのではないかというご意見ですね。

**鈴木委員：**また、78 ページにも加えさせていただきましたということですが、こちらも保護者目線のところだけなので、プラスして子どもが楽しく過ごせる環境ですとか、そういった文言が入ってもいいと思いました。

**土井会長：**何ページですか。

**鈴木委員：**78 ページの①の子育てしやすい環境整備事業のところですか。①のところで、一番最後の文言のところに保護者が安心して子育てできる環境の整備を図りますとあるので、こちらのところにもプラスして、子どもが楽しく過ごせる環境整備ですとか、子ども目線も取り入れてもらえたらなと思います。

**土井会長：**どちらも子育てに関するところですね。子育てなので、親の視点で書かれていたのかと思いますが、そこに子どもの視点もそこに入れるべきではないかというご趣旨だと思いますが、他の委員の方いかがでしょうか。異論はないですか。子育ての活動段階はないという意見もあるかもしれませんが、いいですか。では、こちら異論がないようなのですが事務局のお考えはいかがですか。千代原委員お願いします。

**千代原委員：**千代原です。今鈴木委員が言われた意見はとても大事なことで、橋本委員がおっしゃった、子どもがまんなかというスローガンがありましたね。実行するためにはやはり子どもたちが主役になって、主体的に子どもたちが活動するというような雰囲気や場であったり、そういった環境というのはすごく大事なことだと私は思うのですけれど、子育て支援プランというのは、誰をターゲットにして、誰に向けられたものなのかということを考えてとき、やはりそれは、親かと思うのです。鈴木さんの意見はリスペクトします。ですけれど、まず、子どもが主体的になって活動する。それは素晴らしいことです。それはとても大事なことのだけれど、その前提として、親がしっかりしないと駄目なのではないかと思います。ということなので、これは親に向けたものだから、今の意見を入れてもいいのですけれど、ターゲットが親に向けられたものだと思うので、僕は入れなくてもいいのかなと思いましたが、皆さんが入れた方がいいということであればそれでもいいと思います。ただ、あくまで子どもが主役になるためのものであって、子どもが中心に子ども真ん中、せっかく橋本委員がおっしゃったスローガンの子どもを真ん中にするための目標を最終目的にするための施策であって、そのための方針が、この子ども・子育て支援プランの1つだと思いますので、僕は入れなくてもいいのかなとは思いますが、皆さん意見をお願いします。

**土井会長：**まず、このプランのターゲットは市ですよ。親ではなくて市ですよ。私たちが市に、こういう施策をやってくださいということなので。

**千代原委員：**千代原です。最終的に市だろうと思うのですけれど、それをそのまま実行するのは市だろうと思うのですけれども、そういった動機づけであったり、そういうものを実際に第一線で考えて動くと言ったら、やはり親かなと思います。親も必要だと思います。

**土井会長：**私はどちらの意見もありますが、同時に76ページに例えば、子どもの権利保障や子どもの意見表明の機会の充実などを今回入れているのは、やは

りこういった大綱を踏まえて、子ども自身の意見表明の充実という点があるので、それが今回の1つの売りでもあるわけですね。そのため、ただ単に大人視点だけではなくて、子ども視点も大切にしましょうということではあると思います。

**柳下委員：**柳下です。これを入れた場合と入れない場合を考えると、私は入れたほうが良いと思うのです。なぜかという、やはりこれは市の職員が、担当の方がこれを見ていろいろと計画を立てていくときに、やはり子どものことを考えた視点を持つことが大事だと思うのですよね。だから、実際に入れた場合と入れていない場合で入れた方が価値があるという判断をするので入れたほうが良いと思います。保護者目線ではなくても価値があると思います。入れることで、職員がみんなで目指すものがこれだと、今言った子ども目線を大事にしているのだということが、やはりそういうところにも入っていくという姿勢が次のステップに行くのではないかと思います。ぜひ入れて欲しいです。

**間野委員：**間野です。同じなのですけれど、確かに基本目標の1で、子どもの意見の尊重及び権利を守るということが掲げられているので、今回の第3次のプランの目玉というか、根底にあるものと信じたいのですけれども、根底と言いつつ、この1番で上がっているがために、2、3、4、5が何もありません。そちらに何か子どもの意見を聞かなければならないとという言い過ぎかもしれないですけど、実際にそれぞれの施策について、子どもの意見をそこできちんと聞いていこうというところにはなかなか繋がりにくいかなという感じがしてしまって、基本目標の1についての計画のところ、そういったものをどんどん皆さんで知っていきましょうとか、76ページのところにイラストなどもあったりするのですけれど、周知啓発、また、機会の確保という、これだけではおそらく具体的なそれぞれの施策のところ、子どもの意見をきちんと言う機会をつくろうというところにまではなかなか繋がらないような気がします。それがとても大事で、大人ももちろん子どものためと思って言っていると

思いますけれども、直接子どもがどう思っているのかや、現状がどうなっているのかや、本当に子どもから聞く機会というのが、本当に今国としても、こども真ん中というのを言っているぐらいで、とても大事な部分だと思うので、私ぜひ入れてもらった方がいいと思います。

**土井会長：**ありがとうございます。千代原委員のご意見をサポートするならば、全体としてはそうだけれども、その該当の箇所は、子育てについて書いてある箇所だから、子育ての主体は親だから、そののところにを入れるのは、流れという趣旨としてどうかということはあるかと思しますので、それも含めて、ご意見いただければと思います。

**堀内委員：**堀内です。私も千代原委員と同じように感じておりまして、本当に大事なのですが、入れるべき場所を考えて、それに合うような、例えば今回の78ページの真ん中の取組①子育てしやすい環境整備事業の中だと、子育ての世帯同士など、やはり子育てしやすいというところが枕詞のところにあるのは、絶対駄目かということ、そうでもないのですが、それよりももう少し本当に子どもの意見をきちんと聞き出すことを大事にするという場所に置かないと、何か取ってつけたような形で、こちらの意図するような使われ方をしていただけないのではないかと感じました。

**土井会長：**今、両方の意見が出ているので、引き続き皆さんからご意見いただきたいと思います。園田委員お願いします。

**園田委員：**園田です。この議論がこんなに熱く語られることに私は感動しています。やはり子ども主体で、子どもの意見をしっかり聞いていこうと。つくば市の教育大綱「管理から自己決定へ」は保護者にも理解していただくよう周知しています。そしてルールメイキングなども、言葉だけにとらわれず、内容、活動を理解していただく。それを学校でも、地域の方と一緒にやっていると、この76ページなども、私はとても感銘を受けたのです。保護者に対してもこういった努力をしていきたい。誰が見ても、そこが重要な

だということを認識できるのであれば、入れてもいいのかなと思います。この熱い議論こそ私は価値あることだと思いました。

**土井会長**：ありがとうございます。ご趣旨は、子育ての主体は親だけれども、親にも、子どもの意見の尊重や意見表明等、親自身を大切にしてもらいたい。そのため、その親に対しては学習効果というか、そういった側面もあるのではないかというご趣旨かと思いましたが、他はいかがでしょうか。お願いします。

**森田委員**：森田です。そもそも74ページの、基本目標があつて基本方針があつて基本事業があつて、これをパッと見たときに何が何を言っているかと、もうすでにわからなくなっていると思うのですよね。僕はやはり、わかりやすさはとても大事だと思っており、2番で何をやっているかという、親から見た子育ての場なので、やはり子どものことが大事だと思うのですけれども。これはもうすでにこれだけわかりにくいため、わかりやすくするためには目的に沿った中身、つまり子育てに限定して書いた方がいいのではないかと私は思いました。

**間野委員**：間野です。文章それぞれに全部入れるのは確かにわかりにくくなりそうだと思います。その基本目標の1についてそこだけが独立したようにならないようにと言えればいいのでしょうか。そのため、この基本目標の1がすべてにかかってくる部分だということところがもう少し強調されるような、表現にどうか言い方になるといいと思ったので、その方が整理されるし、その全体でしていきたい部分なのだということところが伝わるような形になったらいいと思いましたがいかがでしょうか。

**土井会長**：これは結構大きなご意見ですね。74ページでいうと1が独立をさせてしまっているので、それだけが独立項目に見えるけども、2、3、4、5の根底に1があるということですよ。これをこれから直すと本当に大変だと思います。

**鈴木委員**：鈴木です。先ほど70ページに対応策としてこう書いてありますとい

うことでそちらに対して、やはり子どもも入れて欲しいということでしたので、全体的に見て少しわかりづらいというところもあるので、それならば72ページの主体的にして広く豊かな経験を育むというところがやはり子どもの目線を生かして、そういった場所づくりだとかも含まれているのかなと思うので、ここで放課後等に限定するのではなくて、通常の遊び場ですとか、通学路ですとか、そういった子ども目線からのものも入れ込んでもらえるという文章の方が素直ですか。どうなのでしょう。

**土井会長：**今おっしゃったのは、どこをどう変えるというご提案ですか。

**鈴木委員：**72ページの放課後などの居場所の整備というところで、子どもが、のところでいろいろと書かれていると思うのですが、その子どもが安全安心で主体的な遊びと、学びの活動ができるような場を作っていきますと書いてあるところをもう少し膨らませて、公園だとか、そういった子どもたち目線の遊び場の充実だとかの文言を加えてもらえるといいと思いました。

**土井会長：**そうしますと、その子ども目線に立ったということは入れずに、具体的な施策の内容についてももう少し幅を持たせる、放課後等の居場所だけではなくて、その整備の対象の幅を持たせるということですか。

**鈴木委員：**そうですね。前回の会議でも通学路ですとか、遊び場の充実だとか、子どもや親子で楽しめるような、サービスだけではなくてそういった場所も提供してもらいたい、と伝えたと思います。そういったところを盛り込むとしたら、ここの方がいいのかなと思ったのでここに踏まえてもらえるといいと思いました。

**土井会長：**わかりました。ありがとうございます。いかがでしょうか。直接的に子ども目線ということは書かなくても、こういった施策、具体的な整備のところでもっと整備の対象を増やして変えていけば、その意味が出ますよねということですね。今おっしゃっていることを、私はそう理解しました。

**鈴木委員：**しかし、子ども目線も追加してもらえるよりわかりやすいとは思

うのですけれども。

**柳下委員**：私もすっきりするのであれば、その方がいいなという感じでこの放課後等の、等が余りにもわかりづらいということですよ。そこをもう少し具体的に公園や、通学路などで子どもたちの楽しくなるようなということを、等をもう少し具体的にたくさん挙げていただいた方が、よりわかりやすいと私も思います。

**土井会長**：他の方はいかがでしょうか。そうしますと、鈴木委員としては前回は撤回で、むしろここを追加してもらいたいというご意見でよろしいですか。

**鈴木委員**：はい、そうです。

**土井会長**：では、それを踏まえて皆様方いかがでしょうか。放課後等の等をもっときちんと具体的に書き込んでいくということですが、この点はいかがですか。異論はないですか。では、この点につきましては事務局の方はいかがでしょうか。等になっているところをより具体的に膨らませていくというのが、今の会の意見ですが。

**事務局（こども政策課）**：ありがとうございます。基本目標4のところの子どもの目線を入れるというフレーズのところについては、少し検討させていただきたいと思います。というのは、ここで、基本目標の範囲や対象を広げてしまうと、これから先の74ページに書いてあるような基本方針や基本事業にまで関わってきます。根本を変えてしまうというような話になってしまいますので、子どもの目線を大切にしているということであれば、そこにある程度派生しないようなフレーズというかそういったところを少し考えさせていただきたいというところと、また、他の委員からもありましたけれども、すべての事業において子どもの目線というのを無視したり、ないがしろにするということでは全くなく、1つ1つの事業ごとに、どういうフレーズを入れるかというところを考えさせていただいて、入れているという趣旨ではもちろんありますので、基本目標4の72ページのところにつきましては、入れる部分も検討する

ことはできると思いますけれども、フレーズのところは少し考えさせていただきたいと思います。

**土井会長**：ちょっとよくわからなかったのですが、放課後等の等は具体的な事例を増やして書いて欲しいという意見でしたが、そこは対応されるということですか。等々にはしないということですか。

**事務局（こども政策課）**：そのあたりの部分については、基本方針や事業のところまでどう派生するかも踏まえて、担当課とも協議させていただいた上で検討させていただきたいと思います。

**千代原委員**：千代原です。今の意見についてですけれど、入れるか入れないかは判断していただくとして、仮に入れないとした場合としても今お話があったとおり、ないがしろにするというわけでもないし、だからといって前面に出すというわけではないということで、その中間をとって抛り所みたいな文言を少し考えていただいて、前面には出さないけれど、抛り所に近いような文言で修正していただければ、どちらともかぶるのではないかと思います。子どもを入れなかったとしても、寄り添うという姿勢を文言として入れるとか、あるいはそれに近いような抛り所みたいな文言を入れて追加していただければ、あるいは修正していただければそれでいいのかなと思います。

**土井委員**：鈴木委員、いかがですか。

**鈴木委員**：この前市長選があり、市長の99の公約のところに、全天候型の遊び場を検討しますという項目があったと思うのですが、そういった項目は結構皆さんは注目している、子育て世帯であれば結構注目しているかなと感じて、今回これを見ると、これはどこに一体含まれてるのかと思ってしまいましたので、こういった施策の中にも具体的に言葉として入っていると、よりいいのかなと感じたのですけれども、やはりそこは難しいということであれば致し方ない部分なのかなと思います。

**土井会長**：公約のプランの下は私たちですから、私たちが市に要求するかどう

かです。

**土井会長**：間野委員どうぞ。

**間野委員**：間野です。74 ページの計画の体系というところでいろいろと盛沢山にしてしまうと、そのあとの施策の展開にも、いろいろと影響が出てしまうのかもしれないということは、少し思いましたので、基本目標 4 の施策の展開の 84 ページ 85 ページから、88 ページまでを見てみると、さきほど鈴木委員が言っていた、公園など、そういったところの整備というのがおそらく一番最後の 88 ページの遊びの機会と場の充実という部分にかかってくるのではないかと思います。そのため、計画の言葉のなどのところに、いろいろと入れてしまうと、わかりにくいとかややこしくなりそうなので、その施策の展開の遊びの機会と場の充実、例えばなのですけれど、そこに子どもの意見も入れつつ、子どもが自由に伸び伸びと遊べるようなそういったものを入れていただくとか、私が提案させていただいた基本目標の 1 が、やはり 2 から 5 の全部にかかるといふところを、明確に書いていただいたり、75 ページの基本方針の下の方の 2 番の子どもの意見表明の機会の充実に、その子どもや若者が自由に意見を表明しやすいというところがあるのですけれど、それがどの施策にも繋がっているとか、ぜひそこはやってもらいたいのですけれど、そこをもう少し入れてもらえたら、鈴木委員のところにも入ってくることになるのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

**土井会長**：いくつか意見が出ているので少し整理をしたいと思いますが、まずは具体的な文言ですね。全体の図式ではなく、文言でどう対応をしてもらおうかということですが、間野委員から新たな箇所、ここに入れたらどうかというご意見もあったと思います。

**千代原委員**：千代原です。よろしくお願ひします。先ほど森田さんからの意見が出たように、やはりシンプルイズベストだと思うのです。74 ページです。基本理念、子どもがまんなかつくばのまち、基本目標は文字が多いのですね、入

れるのはいいのですけれど、できるだけシンプルに簡潔にまとめた方がいいと思います。そのため、入れる入れないを判断していただいたとしても、やはりシンプルにまとめることを念頭に置いて考えていただければと思います。

**土井会長**：他にご意見はありますか。

**森田委員**：森田です。繰り返しになるかもしれませんが、事務局からのご意見は、文言を入れたら具体的な施策の方をどうしますかという話だったと思うのですが、間野委員の言うとおりの88ページに、既に実現できる③があるということなので僕は入れてもいいと思います。それで、入れたらいいと思う場所は、72ページの一番上のところの子どもたちが、安全安心に過ごせると同時に、までは親目線かなと思うのですが、そのあとに主体的に活動できる環境の充実を図りますというところを、子どもたち目線の文言に変えたらいいのかなと、子どもたちが自由に楽しくのように考えたら、もうすべてそれで収まるのではないかなと僕は感じました。

**土井会長**：ありがとうございます。他にいかがですか。

**鈴木委員**：森田委員が言ってくださったようにまとめてもらえると私もいいのかなと思います。

**土井会長**：ありがとうございます。事務局はいかがでしょう。

**事務局（こども政策課）**：今、森田委員がおっしゃったような内容であれば検討できるのではないかと思います。ありがとうございます。

**土井会長**：ありがとうございます。では、文言についてはその方向でいきたいと思います。もう1つ間野委員からご提起があったのは、そもそも74ページのこの図でいう、1、2、3、4、5と独立しているのだけれど、むしろ2、3、4、5の前提に1があるのではないだろうかということでしたよね。2はどうかと思うのですが、でも3、4、5の背後には一番前提としてあるべきだとは思いますが、そういう形に、図の構成をこの後、1だけが独立しているので、むしろこの政策の前提条件として1があるのだという形がわかるような

図式にした方が良いのではないだろうかという、これは抜本的なご意見なのですがいかがでしょうか。他の委員の方いかがですか、この点について。

**柳下委員：**もしできたらすごいことだと思います。本当にそういった気持ちがあるからそういった図式になるわけで、普通はなかなか変えられないです。学校現場でそれは、難しかったことなのだけけれど、今本当に皆さんが、これがベースになってその2、3、4、5があると言ったら、そのように表すことは素敵だと思います。

**土井会長：**他の委員の方はいかがですか。いろいろな立場があるかと思います。

**千代原委員：**2分以内にまとめたいと思います。内容が濃いかもしれませんが、そもそも74ページに子どもの意見の尊重及び権利を守ると書いてあります。アンケートをとりました。そのアンケートを取った中で、この子どもの意見、子どもの権利条約についての周知が10%ぐらいでしたか。親も低かったです。何でそういうことになったのかなど。そういったことを私自身、私の大学の専門が法律なので、端的にお伝えします。日本という国は、明治維新がありました。明治維新があって、明治憲法ができました。それまでは江戸時代で、江戸時代から明治時代に突如と変わりました。これをよく考えると、例えば、フランス革命は1789年ですか。民衆が立ち上がってバスティーユを襲撃して、それで武器を奪って、最終的にはルイ16世の首を切りました。イギリスは1215年のマグナカルタ改定で、国民と王様との関係において信頼がありました。アメリカは独立戦争がありますけれども、そういう経緯があって、もともと、国民の中から権利というものを勝ち取るために、戦って得たものが権利です。日本の場合はそうではなくて、上の、役所から、政府から、もともとこういう権利があると言われ、そういった前提で下付されました。私は大学でそう習っています。そのため、前提条件として、権利を取得するというものですか。そういった概念が元々、ヨーロッパの人やアメリカの人とは、全然違います。そういったことを考えると、我々が権利というものが何かと聞いたときに、ガザ地

区では、戦争をしていますけれど、子どもたちは、多分こう言うと思うのですね。権利とは自分たちを守るもの、自分たちにいるものと、おそらく3歳4歳の子どもたちが、そう言うと思います。けれど、日本の子どもたちはそういった戦争などは経験していませんので、そのため、権利とは元々与えられたものという前提で成り立っている国なので、日本というのは、そういった文化なので、権利という概念が薄くなると思います。そのため、この子どもの権利条約と謳うのはいいのですが、もともとしっかりと政府も、我々の親も、そういった周知徹底ができていない、きちんとした勉強をされてないという認識です。私は大学に入って勉強をしましたので。そのため、話を戻しますけれども、基本目標1に出ていますよね。結論ですけれどもこれはやはり独立して、あるいは基本理念の下、あるいは同類と同じような形にして、提示していただいた上で、子どもの意見の尊重及び権利を守るということをやった方がいいのだらうと思います。それと同時に、しっかりと、こういうものは啓蒙活動、しっかりと権利というのはこういうものなのだと。そして、普通は権利を取得するのはすごく大変なのだと。そういったことをしっかりと啓蒙してもらわないといつまでたっても、周知徹底が10%から増えません。これは少し、考えていただければと思います。

**土井会長：**結論がわかりにくかったのですが、このままでいいのでしょうか。

**千代原委員：**そのため、先ほど言ったとおり、子どもがまんなかつくばのまちというところに、同列かあるいは、独立して1を作っていたらいい、その下に2から5を作ってもらったらいいです。

**土井会長：**そうしますと、今の基本理念と基本目標の間に、1を入れて、1から2、3、4が発生しており、根本的に間野委員にご賛成ということですね。

**千代原委員：**そういうことです。

**土井会長：**わかりました。

**間野委員：**間野です。今、国でもこどもまんなかと言ってこども家庭庁ができ

て、いろいろな施策が展開されていますけれども、それもやはり子どもの権利というものをもう少しみんなですっきりとわかって、それがきちんと人権教育というか、大人がまずはきちんとわかった上で、それをきちんと子どもに対しても、あなたにも権利があるよねという姿勢というか、そういったものができていくところで、おそらくそれがまた子どもにも伝わっていくというか、そういった形になると思うのですけれど、そこがないとおそらく、虐待や、いじめや暴力等そのあたりは結局人権教育がきちんとできていないから起こっているということもとても言われているというのは聞いていて、そのため、国連でも子どもの権利条約というのを、日本は批准しているのに人権教育はどうかという話があります。そのため、ここについては本当に市としてきちんとみんながそこを知っていこうというか、みんなで本当にお互いの権利を守るといふか尊重するといふか、そういうところが出てくるといいという個人的な願いがすごくあるのですけれども、ぜひそこについてはどの施策についても、子どもについての施策についてはここが本当に基本になってくるところかなと、大事な部分かなと思っておりますので、体系が書かれているのに、根本的で申し訳ないのですけれど、考え方としてはそういうことなのかなと思います。

**土井会長：**個々の施策は操作する必要はないと思うのですけれど、ひとまずこの74ページの樹形図の見せ方ですよね。見せ方を今、1から5まで並んでいるものを、1を左に持ってきて、子どもまんなくつくばのところに持ってきて、分かる見せ方をしたら、確かに学習効果は相当あります。これを見た時にイメージが違いますからね。大きいとは思いますが。今そういったご意見がお二方、会議から出ています。

**森田委員：**森田です。お2人の言うことはとてもよくわかり、子どもの権利に対することを強調していこうというのはとてもよくわかって、施策に対してもう少しやっっていこうという気持ちもわかったのですけれども、だからこそ、これは目標に対して施策ができるという作りにすべてしており、一番右上にある

とおり、子どもの権利についての周知啓発という、基本事業をやっつけようということが既に謳われていて、その元になるのがこの基本目標1だと考えると、やはり基本目標をきちんと立てて、それに対する基本施策を作っておいた方がいいのかなと思いました。もちろん図としては左側に、基本理念だと書くのはいいと思うのですが、基本的には今回主役につなげることが大事だと考えると、一番上に書いてくださっていますし右上に子どもの権利についての周知啓発というところを持ってきているこの作りというのは、これはこれですごい意味があるのではないかなと私は思います。

**土井会長：**ありがとうございます。おっしゃるように、個々の施策がここに基づいているので、そこは書かないといけないわけですから、そうすると例えば、両方、あえて重なりますが、付け加えるということはありませんよね。つまり基本目標1は残しておく、ここに置いておくと同時に、基本理念と基本目標の間に、ワンクッション入れて、そこに例えば70ページにあるような子どもの権利の保障、子どもの意見表明の機会の充実、そういった子ども目線を重視するのだという文言を入れて、そこから1、2、3、4、5と広がっていくということもあるかもしれないと思います。そうすると、個々の施策のところを、これは基本事業を維持できるので、間に少し1ページでは収まらないかもしれませんが、間にワンクッション、さらに挟み込んでスローガンのようになるかもしれませんが、74ページで言っているようなことを、もう一度、基本理念と基本目標目線、目標の間に入れ込むという案も伺っていて思いました。いかがでしょうか。

**堀内委員：**堀内です。私も全く同じことを考え、構成をどうしたらいいかということで、よく法律の前文のような、どういう位置付けでどうこれができたかということで、実際に68ページの基本理念に書かれてはいるので、この基本目標1が、どういった位置付けになるのかということ全体で行った上で、1、2、3、4、5と始めていけば、1に対する施策も繋がりということでもいいと

思います。そんなに長々とはいらなと思うのですが、いかがでしょうか。

**園田委員：**千代原委員のご意見で、いかにシンプルに、この図で見せるかということを考えていました。そうなりますと、子どもがまんなかつくばのまちの、その下に2つの、土井会長が言ってくださったデザインでシンプルに見せる。学校もランドデザインが各校にあります。おそらく、文字が多いものは、なかなか読んでもらえません。しかし、デザインや構図を工夫したり、文字数を少なくしたりで引きつけるものができます。この図は非常に重要ですので、先ほど、土井会長がおっしゃったようなことを入れながら、デザインを工夫しシンプルにと思いました。

**土井会長：**ありがとうございます。他の委員の方ご意見ありますか。古谷野委員お願いします。

**古谷野委員：**古谷野です。私はどちらでも大丈夫です。それよりも、先ほど言ったように68ページを読んでいたらここもわかるので、私はこのとおりの図で見やすいのではないかと思います。

**土井会長：**他にはいかがでしょうか。

**岡山委員：**私も伝わりやすさみたいところが肝かなと思っていて、1つ質問なのですけれど、この冊子というのは多言語化はされるものであったりするのですか。私は都内の区の広報課といろいろなプロジェクトを動かしているのですけれど、つくばにもやはり外国籍の方は非常に多いかと思うのですけれど、都内ですと10カ国程の言語を翻訳することが多いです。そうしますと、最近ですとミャンマーやラオスの山間部からも来られる方がいまして、母国語に直したとしても識字率が非常に低いので、そもそも文字でのコミュニケーションが非常に難しいということが結構あります。私がデザインを生業にしているということもあるのですけれど、イラストであったり、映像であったり、言葉を使わないコミュニケーションの時代に入ってきたかなと思うのです。いろいろな

コンテンツがすごくショート化していますので、長い文章などというのはやはりとても嫌われる傾向にあるのですね。そのため、ここまで来てそういったことを言ってしまうと非常に水を差すような部分もあるのですが、作ることが主旨かもしれないけど、その伝わりやすさであったり、使われ方というところまで、踏み込むことがこういった会を継続していくことの中で非常に重要な部分でもあると思ったので、多言語化ということがどう考えられて、それをどう配分するのはわからないのですが、それをどう考えられているかを少しお聞きしたいと思いました。

**土井会長：**多言語化はこれまでできてないですね。回答できるご意見はありますか。

**事務局（こども政策課）：**多言語化というところはこのプランについては考えていないところです。

**土井会長：**今後の課題になるかと思いますが、言葉を入れず、図からこちらの趣旨が伝わるかどうかということですよ。ここにワンクッション入れた方が、こちらの思いが伝わるのか、ない方がいいのかという問題だと思います。古谷野委員はどちらでもいいとおっしゃっていましたが、今のままでいいでしょうか。他の方はいかがですか。

**千代原委員：**千代原です。よろしくお願いします。今、意見がありました、68ページにも既に基本理念がこうであると。子どもまんなかつくばのまちと、橋本委員から挙げていただいたこの議論があると。そして、74ページに、こういうものがあるのだと。やはりシンプルイズベストだと思います。一番最初に、森田さんもおっしゃったとおり、子どもの意見の尊重、権利を守るとすでに書いているので、最初に何をテーマにするかということは、すごく大事なところだと思うので、この74ページに出ているもので、私はいいと思います。独立して、この子どもまんなかだつて、真ん中に権利があってそれでさらに枝分かれする。それが一番理想かもしれませんが、見ている方としてやはりシンプ

ルな方がいいかなと思いますので、複雑になるよりはシンプルな方がいいと思います。

**土井会長**：ありがとうございます。今おっしゃってくださったのは、そもそもこの子どもがまんなかつくばのまちという文言の中に、子どもの権利の保障とか、意見表明権の充実というものが入っているのだから、それは68ページを読めばわかることだから、あえて図表では入れなくてもいいではないだろうかというご意見です。

**大久保委員**：大久保です。果たして子どもの意見の尊重、権利を守る、子どもの保障だけが、子育てに影響するののかということ、やはり両親であり、祖父母の意見等、そういったものもありますから、それと一緒にやっていくものですから、子どもの意見の尊重の上に視点はあるかもしれませんが、子どもがまんなかつくばのまちと一番中心にあるものですから、それは、地域もありますし、先ほど言いました両親、祖父母、全体でやるわけですから、子どもの意見も様々ですよね。それを表明して、いろいろと話し合っただけで意見が通るといえるか、それが民主主義の基本ですからね。

機会の尊重、子どもの権利の保障、これはもちろんですけども、その視点を大事にして子どもまんなかつくばのまちとやっているものですから、全体を見ると、やはり先ほど言いましたように、ご両親、祖父母、それから地域の方、みんなで育てるものですので、今のままが、この計画の体系の方が、よろしいのではないかと私は思います。

**土井会長**：ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。間野委員お願いします。

**間野委員**：間野です。いろいろとご意見を伺っていたらこのままだでもいいかなと思いました。確かに68ページに基本理念として掲げられているので、それで確かに十分かもしれないということは思ったので、もう一度言わせていただきました。

**土井会長**：今の点ですが、今、大きな流れとしては、現状でいいのではないかという意見にまとまりつつありますが、よろしいですか。

**委員一同**：はい。

**土井会長**：わかりました。大切な議論をしていただいたと思っています。これで改めて確認されましたから、子どもまんなかつくばのまちの中身がきちんと確認されたのでいいと思います。では、続きまして間野委員どうぞ。

**間野委員**：今、コミュニティスクールのPTAの方で動いていたり、社会教育委員会もちょうど先週に委員会がありまして、そこでコミュニティスクールについての諮問があったので、それについての議論を多くしたのですけれども、今回の子ども子育て支援プランの中で、地域との連携というものがあちこちに出ているのですけれども、その地域にどう入ってもらうかや、地域との連携というものは入っているのですけれど、具体的にそういったものを、地域とどのように何かをやっていこうというところが出ていない、施策のところがないというのがとても気になっています。地域のコミュニティの中の繋がりであったりとか、そういうところで、やはり子育て支援にも繋がる部分や、子どもの見守りに繋がる部分など、とてもたくさんあると思うのですけれども、それこそ放課後の居場所であったり。しかし、そのあたりの地域への働きかけのところというのはどこかに入れられないのかというのがとても気になって、地域と連携ということは書いてあるのですけれども、その施策の部分ではっきりと書かれているような施策の展開のところ、書かれているところがないことがとても気になっています。そのため、78ページの目標2の子育てしやすい環境整備のところなどに入ってくるのか。または、放課後の居場所の整備というところなどに入ってくるのか、どこがいいのかといいますか、どこかに入れられるのかというのが私としてもはっきりと言えないのですけれども、地域の力というか、地域への働きかけというのは、やはり少し子ども子育てについては必要なのではないかと思うので、ご検討いただけたらと思ったのですが、いかがでしょう

か。

**土井会長**：この点につきましてはまず事務局の方から、ご意見があれば伺いたいと思います。お願いします。

**名豊**：株式会社名豊の大川でございます。地域のところと関わる部分につきましては、特に委員さんからご指摘いただいたコミュニティスクールの部分につきましては、90 ページの③、つくばの多様な資源を生かした体験や自らの気付きを通じた学びの推進といったところが、やはり地域の方が、学校の教育の施策を検討する際の、学校協議会等に参画していただきまして、どういった学びを進めていくかというところで、豊かな自然であるとか科学技術・スポーツといったところを、地域の資源を題材にしながら学んでいくという取組の中で、それぞれの学校ごとの、そうした特色を生かした、学びが地域とともにある学校という形で進めていくというところで、こちらの内容に記載させていただいております。また加えまして、当日ですね、修正となりました当日差し替えページということで、87 ページということで、87 ページと 91 ページということでお手元に配付させていただきましたが、こちらの 87 ページの赤書きのところも具体的な地域との連携という部分につきましては、追加させていただきたいと思っております。

**間野委員**：間野ですけれども、コミュニティスクールというと学校で、学校の学習を地域で支えるというところに目が行きがちで、今回のこの差し替えのページのところや、盛り込んでいただいている部分になると思うのですけれども、先日の社会教育委員会で話が出てきた生涯学習という目線を見たときに、コミュニティスクールとは言うのですけれども、地域の人たちが、それこそ子育て中の方、ご高齢の方みんなが入ってきて、子どもの学びを支えつつ、自分たちも学んだり、繋がりを作ったり、子育て中のお父さんお母さんがそこに参加したならば、何かそこでまた得るものがあったり、地域の繋がりのような部分がとても大きいという話が出てきていましたので、この目標の 2 などの継続的包

括的な支援及び環境の充実というところには、私は結構入ってくると思っています。そのため、もちろんサービスや行政で行っているいろいろな支援事業はもちろん大事ですし、そこは継続というか、ぜひ充実していただきたいのですが、けれども、それ以外の狭間に落ちてしまうとか、そこまでいかなくても予防的な関わり的に地域が繋がることで、ご近所さんと繋がることで、そういった子育て世帯の支えになったり助けになったりという部分があると思っています。そのため、地域との連携地域づくりという、行政の方の、地域づくりの推進ではないけれど、その辺りが実はすごく大事じゃないかとも思います。先ほどの放課後に限らず、何か全体的なその地域との連携という部分もどこかに入れていただけたらなと思いました。

**堀内委員：**堀内です。私も間野委員のご提案はとても大事だと感じておりまして、見た方がわかるような書き方をしておくことと実際の施策なり、何かアクションに繋がるのではないかと感じています。基本目標の2、3、4は、比較的世代がはっきりして、対象が、小さい子、幼児、学童、放課後となっているのですが、5はすべての世代で、家庭や地域へと広がっていて先ほどの質疑で90ページの③がそれに相当すると回答いただいて、ここの書き方をもう少し間野委員が提案されたような教育に関わる側も地域側も本当に多様な人材があって、お互いに学び合うとか、サポートし合うとか、その繋がりなど、キーワードはこまめに出ているので、それを意識した文言に工夫して、実際のその施策につなげていただくと、落としどころとしては1つあり得るのではないかと感じました。ぜひこの点は大事にしていきたいなと感じています。

**土井会長：**はい、ありがとうございます。他にはいかがですか。では園田委員、どうぞ。

**園田委員：**園田です。コミュニティスクールの話が出たので、お話しさせていただきます。本校は持続可能な取組にすることを大切に、地域の行事や、まちづくり、社会づくりに子どもが参画するという視点で、コミュニティスクール

を行っております。1つは、吾妻祭りやランタンアート等の地域行事。教育課程の中にも位置付けており、その中に発表、プレゼン、図工の制作もあります。2つ目は環境教育。サイエンスキッズリーグなどいろいろなものを科学の街でやっておりますのでそういったものを地域の人材を活かしながら参加していきます。3つ目は防災です。国総研もありますので、防災キャンプであったり、炊き出し訓練であったり、そういったものを、休日に、地域の方々と、みんなでやっていく。学校の先生は持続可能な取組にするために、この3つをチームで取り組んでいますので、負担にならないようにしています。③番の中に、まちづくり、社会づくりに参画していくとか地域の人材を活かすなど、そういった文言が入るといいと思い、紹介をさせていただきました。

**土井会長：**ありがとうございます。

**浦里委員：**みらい子育てネットの浦里です。実は私たちは児童館を拠点に活動をしており、単位クラブについては未来子育てネットと名乗っているのですが、市の大きな単位としては、地域活動連絡協議会と言ってまさに地域活動なのですけれども、地域活動と名乗っているのも、この子育て支援のこういったものに私たちの活動が載ってこないというのは、長年の悩みだったわけです。やっていることは子育て支援ではあるのですが、私たちはこども家庭庁の傘下にある全国組織のクラブなのですけれども、なかなか宣伝というか、活動が見えにくいのか、子育て支援の中に載ってこないということがあります。87ページなのですけれども、差し替えになっているのですが、小学校があつて、児童館があつて児童クラブがある、この絵は正しいのですけれども、つくば市においては、児童館が児童クラブの専用施設であるかのような、理解をされています。児童館というのは、0歳から18歳までの子どもと、子育て支援者が使える施設なのです。しかし、そういった理解がなくて、午前中に明かりを消していたり、本当は雨の日などに、子育て親子が自由に出入りできる施設なのですけれども、そういった理解がないというかわかっていないというか、児童館の

定義を理解されていない行政の部分であったり、また職員の部分であったりします。ですから、地域と私たちは地域と児童館を結ぶ役割の活動をしております。

**土井会長**：ありがとうございます。87ページのこの図は正しいということですよ。これは正しいのですよね。

**浦里委員**：それは正しいのですけれども、下の部分に、もう少し児童クラブ以外の子どもたちの支援もする役割もありますというものをつけていただきたいです。児童館の役割とは、児童クラブだけではないので、地域の子どもたちのための施設であって、職員は地域の子どもたちの支援をする。また子育て支援者の支援をするという文言を。

**土井会長**：そういった文言を取り入れたほうがいいというご意見ですね。わかりました。

**浦里委員**：児童館ガイドラインというもので、そこに私たちのクラブは明記されているのですが、それがこのつくば市においてはわかっただけなので、市長が、雨の日に使える施設をと言っておりますけれども、児童館があるじゃないかと私たちは思うのです。

**土井会長**：まず、この点についていかがでしょうか。児童館のところに文言を付け加えることについては、事務局の方はいかがですか。もうちょっと言葉を補う等ですね。

**事務局（こども政策課）**：事務局です。当施策に紐づいている部分などもあるので、今すぐに入れるとはお答えできないのですけれども、持ち帰って検討をさせていただきたいと思います。

**土井会長**：そういった意見が出ましたので、それは文言として付け加えることを検討していただきたいということは会として申し上げたいです。落合委員どうぞ。

**落合委員**：2点あります。1つは、36ページのところなのですが。

**土井会長**：別の観点ですか。別のところはまだ終わってないので。

**落合委員**：はい。

**土井会長**：では、児童館をご検討いただくということでよろしいですね。もう1点、地域との連携、地域づくりの話ですね。これは例えば90ページの③のところの文言をもう少し工夫をしてもらいたいというご趣旨ですね。例えばですね。

**間野委員**：間野ですけれども、90ページのところもそうなのですが、浦里委員がおっしゃっていた児童館もそういったいろいろな地域の人たちの力も入っていたり、活動を実際に行っているけれども、なかなか周知されないというか、そうなっている部分もいろいろとある中で、やはり地域の人たちがもう既に支援をしているところが、児童館に限らず他にもあるので、例えば児童館のことについて、87ページに書いてありますけれども、そこについては放課後児童クラブの運営という行政でされているサービスの部分を書いてある印象がするので、それ以外にも、地域の皆さんもここに入っているし、入ってきていただいているような、地域のコミュニティの皆さんの力もここにに入れていきたいと思います。いろいろな、何かそういったところが入ってきてもいいのかなと思います。いろいろな行政の事業についての、説明が充実している印象がするのですけれども、そこに少し加えていただけたら嬉しいと思います。コミュニティのいろいろな力が今後子ども子育てのところでは、とても大事になってくる部分だと思うので。どこかそこを強調というか、もう少ししっかりと書いていただけたら嬉しいと思います。

**土井会長**：では、そのご意見を踏まえて、この地域づくりについてどこか加えるべき点がないか。ご検討いただきたいということでよろしいですか。今すぐおそらく答えられないと思うので、ただ1つ申し上げておきたいのは施策に紐づいているかどうかわからないというご意見なのですが、施策があつてこの形を作るわけではないので、むしろこの計画に則つて施策をしてくださいと申し

上げているので、施策はないからできないことなのではなくて、なかったらそうした福祉施策をこれからやってくださいと私たちの立場としては、言うことになると思います。

**長塚委員：**長塚でございます。実は谷田部小学校で、昨日なのですけれども、この150周年記念ということに合わせて、町民劇団と子どもたちがコラボで昨日演劇をしました。皆さん、平日なのですけれども、子どもたちを対象に、市民ホールやたべ、谷田部小学校の子どもたちは800人近くいますんで、ほとんどが保護者で入れないのですけれども、もう一度再演します。明日10時からです。これはもともと地域の学校とのコミュニティというよりも、もっと垣根をずっと低くして、年間いろいろなところで子どもたちの協力はもらっているのですけれども、多分その集大成なのではないかと思っています。もし、お時間ある方は10時からです。私も受付にいます。約1時間半、いろいろな場面があると思います。子どもたちも、もちろん出演しますし、校長先生も出演します。そんなことで、もしかすると、今その最先端を行っているのではないかと思っています。谷田部小学校です。よろしくお願ひします。

**土井会長：**ありがとうございます。では、落合委員お願ひします。

**落合委員：**36ページなのですが、文言のことで申し訳ございません。当初、少子高齢化や核家族化の進行によりというところの、この核家族化の進行によりというところが、さきほど、最初の頃に出ていた、40ページのグラフとも関係するかと思うのですが、少し意味が漠然としているのでこの核家族化の進行というのはもうすでに一定の、今進行しているというよりも、定着していると思うのですが、実際今も問題なのはむしろ単独世帯の問題というか、特徴的なのは単独世帯の増加やそれから家族の形態の多様化だと思うので、そこの文言を変えてもらった方がいいと思ったのです。

**土井会長：**まずはその点についていかがですか。

**名豊：**はい、ありがとうございます。核家族化の進行についても世帯の変化の

1つで、近年、単独世帯が増えてきていると認識しております。その部分について単独世帯の増加の部分の背景としては若者、そして高齢者の単独世帯が背景的に増えているというところがありますので、そこは子育て世帯の部分の関係するところと、どのように繋がっていくのかという整理が必要かなと感じております。ただ、そうした暮らし方、生き方の多様化といった2点目の部分については本当にご指摘どおりでありまして、同じ世代であってもなかなか価値観が違うといったところで繋がりにくいというのは、おっしゃるとおりだと思いますので、そちらを踏まえて、記載させていただければと思います。ありがとうございます。

**落合委員：**その核家族化の進行という言葉が、一般的には子どもがいる世帯の家族世帯が増えているという印象なので、実態としては子どものいる世帯が増えているというわけではないというところも、大事なところだと読んだときの印象が事実とずれているという、グラフと同じなのですが、そこが気になりました。あともう1つなのですが、外国籍の子どもというところなのですが、何ページだったでしょうか。外国籍の子どもの配慮のところなのですが。

**土井会長：**お探しいただいている間に、他にご意見ある方がいればお願いします。それでは深井委員お願いします。

**深井委員：**意見というか、少し気になったところの共有をさせてください。おそらくスローガンですか、基本理念のところですか。2つあって、74ページと68ページです。これはすごく重要なところだと思っており、私は前回いなかったのですが、子どもがまんなくつくばのまちというところの後と、真ん中の後に、少しスペースがあるといいと思っておりました。というのも、最初に読んだときに僕は知らなかったのですが、子ども我慢に見えたのです。

**土井会長：**これは大丈夫ですね。

**事務局（こども政策課）：**はい。

**土井会長：**ありがとうございます。落合委員、見つかりましたか。

**落合委員**：66 ページです。66 ページの下から 3 行目のところです。障害のある子どもや医療的ケア児、外国籍の子どもをはじめというところなのですが、実際には外国籍の子どもだけが問題ではないのもう少し言葉の範囲を広くするというか、緩やかにして、例えば、様々な言語文化的背景の外国にルーツのある子どもなど、特別な配慮を必要とする子ども等に変えたらどうかと思ったのですが外国籍だけを、強調すると、例として挙げているとしても、実際にはそれだけではないので、もう少し含みを持たせる表現がいいと思いました。

**土井会長**：この件について事務局いかがでしょうか。国籍は日本でも外国ルーツという方もいらっしゃることもそうですよね。66 ページ。

**名豊**：名豊の大川でございます。ご指摘どおり、ルーツといったところの方がお子さんは国籍が日本国籍であっても、親御さんが外国籍の方で、日本語の支援が必要というところで、国の方もルーツをという形で外国籍から少し対象を広げてという記載があります。88 ページの中にも、②の特別な配慮を必要とする児童の支援事業の中で、2 行目に外国にルーツを持つ児童等という形の記載もありますので、統一した表現になるように、調整させていただければというふうに思っております。

**土井会長**：ありがとうございます。よろしいでしょうか。他にご指摘の点ありますか。鈴木委員お願いします。

**鈴木委員**：鈴木です。こちらの施策の基本方針など、そういった細かいところについても今聞いても大丈夫ですか。

**土井会長**：今日が最後なので、この後はパブリックコメントですから、質問をしておいてください。

**鈴木委員**：75 ページの子どもの意見表明の機会の充実というところなのですが、この、子どもの意見を聞き取る方法の手段等いろいろとあるのですが、その子どもの意見を聞く大人側の学びの場や、大人側がこういうことを気をつけて聞かないといけない等そういった聞く側のところもあると良いと

思ったのですけれどもいかがでしょうか。

**土井会長**：おそらく趣旨として、それが環境整備の中に入っているのかなと思いましたが。入っているのであれば大丈夫なのですが、少しそこが気になったので、確認のために聞いてみました。事務局いかがですか。

**名豊**：名豊の大川でございます。おっしゃるとおりで、子どもの意見表明の機会の充実については、子どもたちの意見を聞いていくという形を、機会であったり、そうした聞く人であったりというところも含めて機会という形でしております。子どもたちだけが力を養うという形だけではなくて、その周りの大人がしっかりと理解しながら、子どもたちの意見だけではなくて子どもたちの感情を酌み取るといったところもこの意見表明権の中には含まれておりますので、そうしたところも踏まえているというところでございます。

**土井会長**：この文言中に入っているということですね。

**名豊**：はい。

**土井会長**：ということのようですが、それであれば大丈夫ですか。

**鈴木委員**：はい。

**土井会長**：園田委員どうぞ。

**園田委員**：私は前回欠席しているのですが、こちらの対応一覧の14番と15番を土井会長がおそらくお話をされて、91ページに、この文言が入ったのだと思うのです。91ページ、取組①の3つ目なのですからけれども、限定してしまうとなれば発達に課題がある子どもではどうかと思いました。また、外国にルーツのある子ども、いじめ等の様々な背景がある子どもとするほうがよいかと思いました。

**土井会長**：ありがとうございます。今日は大戸委員がご欠席なので、この件についてもう少し触れておかないといけないと思いますが、発達障害という言葉が大戸委員から、今は、医学の現場ではむしろ神経発達症を使っており、そちらにしてもらいたいという意見がありました。今、事務局から出ている案は、これまでいろいろな条文が発達障害を使っているのもので、それと合わせるという

意味で発達障害ということ以案が出てきているわけですが、私も少し調べましたけれども、神経発達症という場合は発達障害だけではなくて、もう少し広い概念なのですよね。つくば市としてはそれも扱ってはいるので、やはり発達障害だけではないということであるならば、神経発達症もあったほうがいいたろうということ、ここはあらかじめ事務局の方に確認をしていただきました。そこで文言を合わせたいというご意見だったのですが、例えば、神経発達症（発達障害）というような例、併記をする形ならば、何とかいけるのではないだろうかというのが今の事務局からの回答になっています。まずはこの点ですが、いかがでしょうか。特に堀内委員も医師なので、いかがでしょうか。

**堀内委員：**ありがとうございます。併記が私はいいと思います。やはり医学的に間違った言葉を使うのは不適切ですが、かといってそこにこだわりすぎてわかりにくくなってしまうのも良くないと思いますので、それを合わせての案だと考えました。

**土井会長：**神経発達症（発達障害）で問題ないですか。括弧、中点、スラッシュ等、どうなのでしょう。何か神経発達の方が、もう少し包括概念ですよね。その中に発達障害も入っているなど、発達障害などとあれば、おそらく括弧と言い換えになると思うのでイコールになってしまうと思うのです。

**堀内委員：**括弧の中で（発達障害など）であれば、誤りではないのではないかと思います。

**土井会長：**事務局、いかがでしょうか。

**事務局（こども政策課）：**もう1度確認させていただいてよろしいですか。

**土井会長：**神経発達症（発達障害など）です。などをつけます。

**事務局（こども政策課）：**ひとまず検討させていただきたいと思います。

**土井会長：**イコールではないので、神経発達症となった障害が含まれる包含関係にあるので、それがわかるような表記にしてもらいたいということですね。それから、性的少数者も変えたほうが良いのではないかとご意見でしたか。

これは大丈夫ですか。外国籍のところは先ほどのようなルーツがある人とそろえた方がいいのではないかというご意見ですね。ここは大丈夫ですかね。外国籍をルーツの表現に直します。

**事務局（こども政策課）**：外国籍のところについては大丈夫です。合わせて、文言はまた検討させていただきたいと思います。

**落合委員**：1点確認をさせていただきたく、神経発達症のところから始めて神経発達症、障害など括弧閉じ、性的少数者、それから、外国にルーツのある方であったり、いじめや様々な背景がある子どもとなってくるのですけれど、日本語としては、性的少数者、いじめと様々な背景がある子どもとなってくるのですけれど。また、神経発達症のところは、何かどういった表現がよろしいのか、それも全部にかかって、様々な背景がある子どもにかかるという考え方だと、性的少数者のところをどうしようかなという逆の考え方もあるかなと思うのですが、そこがふと気になってしまったのですが。

**事務局（こども政策課）**：そのあたりもお任せであれば、検討して、土井会長とご相談させていただきながら決めていければと思います。

**土井会長**：これは日本語での表記の問題なので、性的少数者であつての背景のある子どもとはおかしいということですね。

**事務局（こども政策課）**：そこはこちらで預らせていただきたいと思います。

**土井会長**：日本語として通じるようにということですね。他にご意見ありますでしょうか。間野委員、どうぞ。今日が最後ですので、どうぞ。

**間野委員**：間野です。76 ページの子どもの権利の保障のところなのですが、イラストの周知啓発のところは学校や幼稚園、保育園を入れていただきたいと思ったのですがいかがでしょうか。

**土井会長**：右側の行政、市民、子育て家庭のところはですか。

**間野委員**：もう1つ、学校の職員や、通っている子どもたちは市内の学校、幼稚園、保育園であっても市外から来ている方もいらっしゃると思うので、職員

さんも含めてなのですけれども、これは学校関係も入れていただけたらと思いました。

**土井会長**：事務局いかがでしょうか。イラストは作り直しになるので時間的な問題もあるかと思います。そもそも学校を入れることの是非もあると思います。

**名豊**：ありがとうございます。子どもたちの意見を聞き取るというところについては、各ライフステージで確保されるということが重要でございます。その中に学校の重要な先生や、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの方が聞いていくというところも重要な視点かと思います。記載につきましては、教育委員会に確認をさせていただきながら、国の方針であるとか、こども大綱に沿った形でちょっと見直しをさせていただきますとありがたいと思っております。

**土井会長**：ということはイラストに学校を付け加える方向でご検討くださるということですか。行政には入らないというご趣旨でしょうか。森田委員どうぞ。

**森田委員**：これも具体的な施策に関する部分なのかと思うのですけれど。学校への周知啓発というところがそもそも学校は教育をする場所で先生方にはもう十分、周知啓発をされているのかと思ったので、具体的な施策としてはどういうイメージに繋がるかと思ったのですけれど、もちろん学校に対して知ってもらうことはとても大事なのですけれども、これは具体的な施策として、学校に対して周知啓発というか、むしろ学校から周知啓発というか、教育する場所なのかなと思ったので、具体的な施策としてはフィットしないかなという感覚は持ちました。

**土井会長**：こちらは施策で入っていたのではなかったですか。学校の教育の問題は。

**森田委員**：教育という施策があるのであればフィットするかなと思います。

**土井会長**：性的少数者の問題や人権の問題は、学校でということは入っていると私は記憶をしているのですが違いましたか。

**名豊：**名豊の大川でございます。イラスト部分につきましては学校を特だしをしていくのか、行政の方に含める形、市民という形で広くという形で表現しております。また実際のパブリックコメント等の部分について、教育委員会との部分についての協議といったところが、間に合うかどうかも含めて、預からせていただいてもよろしいでしょうか。

**土井会長：**よろしいですか。

**森田委員：**はい。

**土井会長：**他はいかがでしょうか。よろしいですか。お願いします。

**深井委員：**とても細かい点なのですが、まず75ページです。計画策定時のところの就学前が29.22%になっており、ここだけ、桁数が2つ入っているので、揃えた方がいいと思います。目標のところは50.0%と10.0%ってあって、ここは、0までついているのですけれど、他のページですと、0がなかったりするので、ここはおそらく、小数点1桁まで表示するということが統一した方がいいということが1点目です。2点目が、97ページ以降のところ、97ページのところはいいのですけれど、98ページ99ページになったときに、この過不足のところ、括弧があるものと括弧がないものがあるのです。この括弧の意味がわからないのです。

**土井会長：**表の中で括弧があるものとないものですね。

**深井委員：**表の中の数字で括弧があるものとないものがありまして、これ以降も統一的ではない気がしましたのでそこだけ指摘をさせていただきたいという点、また、1桁のときに全角になっているパターンと半角のパターンがあるのです。例えばなののですけれど、99ページのところを見ていただくと、令和9年度のところの過不足6は全角なののですけれど、その隣の(2)が半角なのです。さほど大したことではないと思うので、一応指摘だけさせていただきます。

**土井会長：**ありがとうございます。とても助かります。括弧のことだけわかりますか。括弧があるパターンとないパターンは何が違うのか。

**名豊**：量の見込みのところについての(2)についてですが、こちらについては、量の見込みから、過去の見込み量を引いたらマイナスになる部分について括弧書きをさせていただいております。

**土井会長**：今のご説明でわかりましたか。私は違いがわからなかったのですが。

**事務局（こども政策課）**：申し訳ございません。その部分については記載をマイナス等にするという方向で検討したいと思います。

**土井会長**：読み手がわかるようにしていただければと思います。

**名豊**：数字の1桁、2桁というところの統一についてなのですが、本文中についてはちょっとまた全文確認をさせていただきますが、1桁については全角2桁以上については半角という形で記載をしておりますが、表の表内については1桁でも全角だと違和感が生じる部分がありますので、そこは調整させていただきたいと思います。ただ、表内にヶ所というものがついていますと、例えば、101 ページについては、表内であっても全角の方が日本語と表記する場合については、全角箇所の方が見やすい部分もあるかと思っておりますので、そこはちょっと統一のルールと、例外については見やすさという形を留意して、見直させていただければと思います。

**土井会長**：見たときに違和感がなければ良いと思いますので、違和感がないようにしていただければと思います。間野委員どうぞ。

**間野委員**：もう1つ誤植といたしますか、98 ページの、表の中の確保見込み量のところは③になりますよね。でも何か②になってしまっているところがあるので、これはおそらく修正いただいた方がいいと思います。

**事務局（こども政策課）**：ありがとうございます。おっしゃるとおりで誤植だと思いますので、そこは修正させていただきます。ありがとうございます。

**土井会長**：ありがとうございます。詳細なご指摘、ありがとうございます。

**名豊**：申し訳ございませんが、②のところも確という形で、消えているのですが正しくは確保方策という4文字の漢字が入るのが正しくなっております、

今、確②という形になっておりますが、これが図の PDF 変換で縦になっていたものが横に変換されたという形になりまして、方策が消えてしまっておりますので、こちらについては、パブリックコメント前に、しっかりと縦になっているかどうかについては確認させていただきます。

**土井会長：**ありがとうございます。他にありますか。よろしいですか。ではないようですのでここで打ち止めとさせていただきたいと思えます。十分ご意見が表明できなかつたということもあるかもしれません。この点につきましては、この後取りまとめた後、パブリックコメントにかけます。皆様も市民の一員ですから、当然ながら、パブリックコメントの中で、皆様のご意見を市に届けることはできますので、一市民としてパブリックコメントに意見を表明していただければ良いかと思えます。そうしますと、それを踏まえて、パブリックコメントの後にまたこの会議がありますから、そこで最終的な検討ということになります。では、今いただきました修正の有無も具体的な文言は私の方に一任させてください。もう日程がないので、確認させていただくことは、皆さんにメールで確認させていただきますが、基本的な文言は一任させていただければと思っております。それでは、まずはパブリックコメントを実施していくということで、ご承認いただいてよろしいでしょうか。

**委員一同：**はい。

**土井会長：**ありがとうございます。では、そのようにしたいと思います。以上で協議事項の2の審議を終了いたします。どうもご協力ありがとうございました。では、その他、何か委員の皆様、あるいは事務局ありますでしょうか。ないですね。では、長時間にわたりまして慎重なご審議どうもありがとうございました。これをもちまして議事進行を事務局にお返しいたします。

**事務局（こども政策課）：**土井会長ありがとうございました。本日の会議録は後日、皆様にご確認をいただいた後に、市のホームページで公開いたします。また、第5回つくば市子ども・子育て会議につきましては、2月から3月ごろ

の見込みですので、よろしくお願いいたします。では、以上をもちまして、令和6年度第4回つくば市子ども・子育て会議を閉会いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

# 令和6年度（2024年度）第4回つくば市子ども・子育て会議

日時：令和6年（2024年）11月25日（月）

13時30分から17時00分まで

場所：市役所2階 会議室201

## 〈 次 第 〉

1 開 会

2 挨拶

3 協議事項

(1) 小規模保育事業者認可に関する意見の聴取について（1事業者）（P. 1～）

(2) （仮称）第3期つくば市子ども・子育て支援プラン（案）について（P. 29～）

4 報告事項

(1) 令和6年度つくば市放課後児童クラブ待機児童数の修正について  
（P. 117～）

5 その他



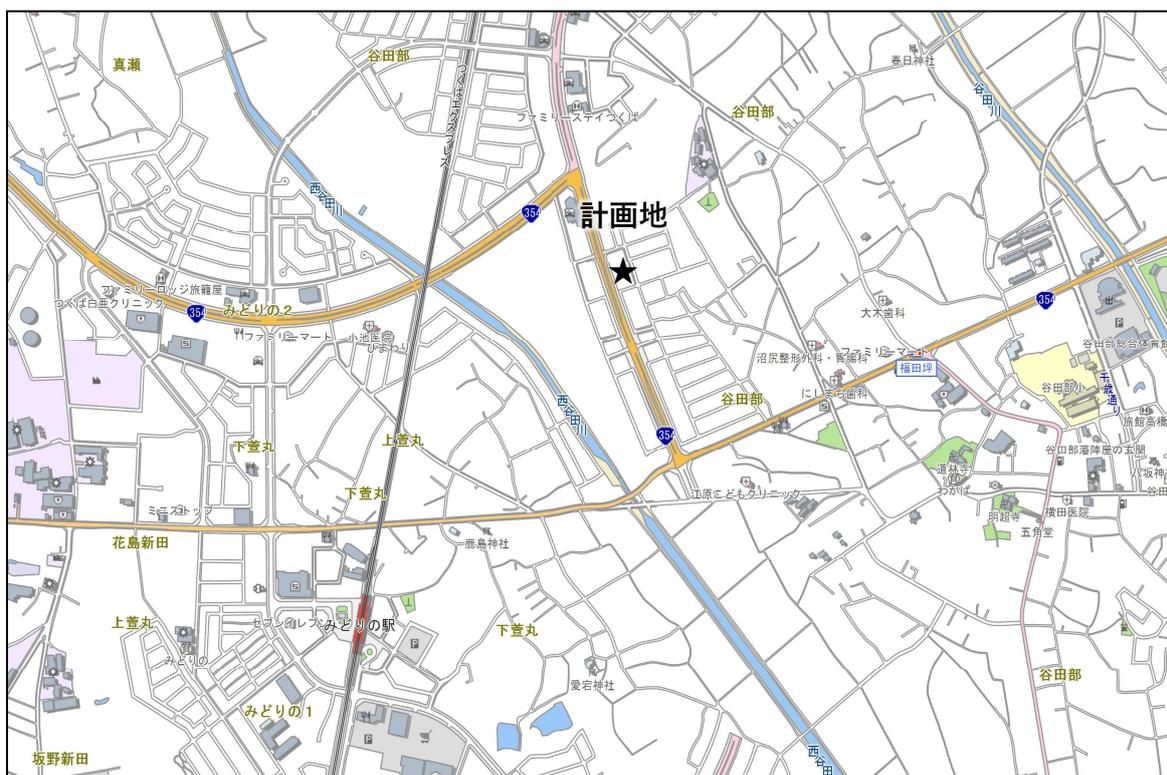
## 協議事項 小規模保育事業者認可等に関する意見の聴取について

下記の案件につきまして事前相談がありましたので、つくば市家庭的保育事業等の認可等に関する規則第3条の規定により委員の皆様の意見を求めます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

### 記

- 仮 称 スクルドエンジェル保育園みどりの園  
設 置 者 株式会社シニーパークシィジャパン 代表取締役 里内 美帆  
設置予定地 つくば市陣場 G17 街区 1, 2, 3  
定 員 19名（0歳児3名、1歳児8名、2歳児8名）  
設置予定日 令和7年（2025年）4月1日





## 小規模保育事業の概要及び認可等に関する意見の聴取について

### 小規模保育事業とは

待機児童が多い3歳児未満の保育の受け皿を増やすため、子ども・子育て支援新制度で新設された「地域型保育事業」の1類型です。定員が6人～19人と少人数であることから、子どもの発達に応じたきめ細やかな保育が行える事業となっています。

小規模保育事業にはA型、B型、C型の3類型があり、それぞれに基準が設定されています。市内には令和6年4月現在25の小規模保育事業所があり、全てA型となっています。

主な小規模保育事業の基準（面積、人員等）

|        | A型  | B型                          | C型     |
|--------|---|-----------------------------|--------|
| 定員     | 6人～19人  | 6人～19人                      | 6人～10人 |
| 必要な設備  | 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室、調理設備、便所                    |                             |        |
| 保育室等面積 | ○ 0、1歳児：1人につき3.3㎡以上<br>○ 2歳児：1人につき1.98㎡以上     | ○ 全年齢1人につき3.3㎡以上            |        |
| 屋外遊戯場  | ○ 2歳児1人につき3.3㎡以上<br>※ 屋外遊戯場は、敷地外の代替地（公園等）も可能。 |                             |        |
| 職員資格*  | 保育士   | 保育士+保育従事者                   | 家庭的保育者 |
| 職員配置   | ○ 0歳児 3：1<br>○ 1・2歳児 6：1 +1人                  | ○ 3：1<br>※ 家庭的保育補助者がいる場合5：2 |        |

※ A型・B型については、1人に限り、保健師・看護師・准看護師を保育士とみなすことができます。

※ B型の保育従事者とは、自治体で実施している子育て支援員研修を修了した者を指します。ただし、職員配置の1/2以上は保育士である必要があります。

※ 家庭的保育者とは、原則保育士等の有資格者であり、自治体で実施している子育て支援員研修を修了した者を指します。ただし、無資格者についても自治体で実施している家庭的保育者認定研修を受講することで、家庭的保育者の資格を得ることができます。

○ その他、各種法令・通達等で示された基準（建築、消防、経営基盤、衛生管理、安全管理、保育指針…etc.）を満たした上で施設整備及び運営を行います。

### 特定地域型保育事業の利用定員について

第二期子ども・子育て支援プランでは、中央部エリアにおいて地域型保育事業を整備する計画となっています。確保量としては、各年度76人分の受け皿を確保する計画であり、事業者の提案状況や児童の申込状況等を勘案しながら整備を進めています。

※ 令和6年度整備分（令和6年4月2日～令和7年4月1日開園）は、今回の事業者（利用定員19人）を含めて現時点で57人分の整備を見込んでいます。

### 意見聴取の目的について

地域型保育事業の認可に当たっては、児童福祉法等法令の定めにより、あらかじめ児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴取することとなっています。つくば市では計画段階で意見聴取を行うことで、より良い保育施設の設置を目指しています。



## 令和6年度(2024年度)つくば市子ども・子育て会議 開催スケジュール(案)

注) 本スケジュールは、(仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プランに特化したものであり、それぞれの回に他の協議・報告事項があります。また、プラン業務の進捗状況によりスケジュールが前後することがあります。

| 回  | 日程         | 審議内容                                       |
|--|------------|--|
| 第1回【済】   | 5月28日(火曜日) |  |
| <p>(実施済み)</p> <p>★令和6年5月31日付の(仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プランのための課題の聴取シートについて(依頼)で、子ども・子育て会議委員様向けに、以下のことを聴取させていただきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期つくば市子ども・子育て支援プラン(P.27~28)に係る課題</li> <li>・第3期プランから新たに盛り込む予定の項目に係る課題</li> </ul> |            |  |
| 第2回【済】   | 8月9日(金曜日)  | (仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プラン(案)                 |
| <p>(実施済み)</p> <p>★令和6年9月2日付の(仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プラン(第3章 基本理念)に係るご意見聴取シートについて(依頼)で、子ども・子育て会議委員様向けに、以下のことを聴取させていただきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期プラン第3章 基本理念(キャッチコピー)について</li> <li>・第3期プラン第3章 基本理念(地の文)について</li> </ul> |            |  |
| 第3回【済】   | 10月4日(金曜日) | (仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プラン(案)                 |
| 第4回  | 11月25日(本日) | 第3期子ども・子育て支援プラン(案)                         |
| <p>★パブリックコメント 令和7年1月14日から2月13日まで</p>   |            |  |
| 第5回  | 2~3月頃      | (仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プラン案(パブリックコメント反映版)のご報告 |





# 第3期 つくば市 子ども・ 子育て支援 プラン（案）

令和7年(2025年)3月

〔対象期間〕

令和7年度(2025年度)から

令和11年度(2029年度)まで

# はじめに

市長あいさつ文

令和7年（2025年）3月

つくば市長 ●● ●●

# 目 次

|                                   |           |
|-----------------------------------|-----------|
| はじめに.....                         | 2         |
| 目 次.....                          | 3         |
| <b>第1章 計画の概要.....</b>             | <b>6</b>  |
| 1 計画策定の背景・趣旨.....                 | 6         |
| 2 計画の位置づけ.....                    | 7         |
| 3 計画の対象.....                      | 8         |
| 4 計画の期間.....                      | 8         |
| <b>第2章 つくば市の子どもを取り巻く状況.....</b>   | <b>9</b>  |
| 1 子ども、子育て家庭の現状.....               | 9         |
| (1) 人口の推移.....                    | 9         |
| (2) 児童人口の推移.....                  | 9         |
| (3) 子育て世帯等の現状.....                | 10        |
| (4) 女性の労働力率.....                  | 10        |
| (5) 出生数・出生率.....                  | 11        |
| (6) 婚姻・離婚.....                    | 11        |
| 2 ニーズ調査結果・子育ての現状.....             | 12        |
| (1) アンケート調査の実施概要.....             | 12        |
| (2) アンケート調査の主な結果（就学前児童の保護者）.....  | 13        |
| (3) アンケート調査の主な結果（小学生の保護者）.....    | 18        |
| (4) アンケート調査の主な結果（小学生（4～6年生））..... | 22        |
| 3 子ども・子育て支援事業の利用状況.....           | 24        |
| (1) 教育・保育施設等.....                 | 24        |
| (2) 地域子ども・子育て支援事業.....            | 25        |
| 4 「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」の評価.....   | 31        |
| (1) 重点事業の評価.....                  | 31        |
| (2) 成果指標の評価.....                  | 34        |
| 5 子ども・子育て支援にかかわる課題.....           | 35        |
| (1) 第2期子ども・子育て支援プランの課題.....       | 35        |
| (2) 第3期プランから新たに追加する課題.....        | 37        |
| <b>第3章 計画の理念・基本目標.....</b>        | <b>38</b> |
| 1 基本理念.....                       | 38        |
| 2 基本目標.....                       | 39        |

|   |    |
|---|----|
| 基本目標1.子どもの意見の尊重及び権利を守る ～子どもの意見表明の機会の確保、子どもの権利の保障～ | 39 |
| 基本方針(1)子どもの権利の保障                                  | 39 |
| 基本方針(2)子どもの意見表明の機会の充実                             | 39 |
| 基本目標2.たしかな生命と元気を育む ～安心して産み育てられる子育て環境の充実～          | 40 |
| 基本方針(1)継続的・包括的な支援及び環境の充実                          | 40 |
| 基本方針(2)発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実                      | 40 |
| 基本目標3.楽しく着実に育ち学ぶ力を育む ～幼児教育・保育の環境の充実～              | 41 |
| 基本方針(1)教育・保育の提供体制の整備                              | 41 |
| 基本方針(2)子どもの豊かな育ちの促進                               | 41 |
| 基本目標4.主体的にして広く豊かな経験を育む ～地域や放課後等における子どもの活動環境の充実～   | 42 |
| 基本方針(1)特色をいかした放課後等の居場所の整備                         | 42 |
| 基本方針(2)子どもが主体的に活動するための支援の充実                       | 42 |
| 基本目標5.子ども・若者の育成支援 ～子ども・若者とその家族の支援～                | 43 |
| 基本方針(1)すべての子ども・若者の健やかな育成                          | 43 |
| 基本方針(2)困難を有する子ども・若者やその家族の支援                       | 43 |
| 3 計画の体系   | 44 |

## 第4章 施策の展開 45

|   |    |
|---|----|
| 基本目標1 子どもの意見の尊重及び権利を守る ～子どもの意見表明の機会の確保、子どもの権利の保障～ | 45 |
| (1)子どもの権利の保障                                      | 46 |
| 基本目標2 たしかな生命と元気を育む ～安心して産み育てられる子育て環境の充実～          | 47 |
| (1)継続的・包括的な支援及び環境の充実                              | 48 |
| (2)発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実                          | 49 |
| 基本目標3 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む ～幼児教育・保育の環境の充実～              | 51 |
| (1)教育・保育の提供体制の整備                                  | 52 |
| (2)子どもの豊かな育ちの促進                                   | 53 |
| 基本目標4 主体的にして広く豊かな経験を育む ～地域や放課後等における子どもの活動環境の充実～   | 54 |
| (1)特色をいかした放課後等の居場所の整備                             | 55 |
| (2)子どもが主体的に活動するための支援の充実                           | 57 |
| 基本目標5 子ども・若者の育成支援 ～子ども・若者とその家族の支援～                | 59 |
| (1)すべての子ども・若者の健やかな育成                              | 60 |

## 第5章 重点事業 62

|                    |    |
|--------------------|----|
| 1 教育・保育提供区域の設定     | 62 |
| 2 人口の見込み           | 64 |
| 3 教育・保育の量の見込みと確保方策 | 66 |

|                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| (1) 市全体の教育・保育の量の見込みと確保方策 .....  | 66        |
| (2) エリア別の教育・保育の量の見込みと確保方策 ..... | 68        |
| 4 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策 .....  | 71        |
| 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 ..... | 81        |
| <b>第6章 計画の推進体制 .....</b>        | <b>82</b> |
| 1 市内の連携協力の推進 .....              | 82        |
| 2 子どもの意見を尊重した施策の推進 .....        | 82        |
| 3 計画の進捗管理 .....                 | 82        |
| <b>参考資料 .....</b>               | <b>83</b> |

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景・趣旨

我が国の子どもたちを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルや価値観のニーズが多様化し、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化に関する問題は依然として解決すべき課題となっています。また、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も近年顕在化しています。

近年の重要な展開として、令和5年（2023年）4月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。また、同じく令和5年（2023年）4月に、「こども家庭庁」が発足し、令和5年（2023年）12月には、こども基本法の理念に基づき、子ども政策を総合的に推進するための政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子どもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要であるとされています。

つくば市（以下、「当市」という）においては、出生率について県、国より高い水準で推移しています。また、みどりのや香取台といったつくばエクスプレス沿線開発地域、つくば駅周辺をはじめとする公務員宿舎跡地の再開発が進む研究学園地区等で子育て世代を中心に人口の流入が続いており、その保育ニーズの増加に対応するため、積極的な保育施設の新設整備を進めたことにより、国の定義で最大131人いた待機児童が令和6年（2024年）4月1日時点で0人となりました。しかしながら依然として潜在的待機児童数が100人を超えていることや76年ぶりとなる保育士配置基準の改正を踏まえ、今後も保育の質・量ともに適正に確保を続けていく必要があります。

当市では、平成27年（2015年）3月に「つくば市子ども・子育て支援プラン」を、令和2年（2020年）3月に「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」を策定し、市民と共に力を合わせて、子育て、保育、教育、地域等の環境の整備・充実を図り、これから生まれる子どもも含めたすべての子どもが健やかに暮らし、育つ権利を保障することで、子どもたちがそれぞれに自身の未来を拓きつつ、共に未来の社会を担うことのできるまちづくりを進めてきました。

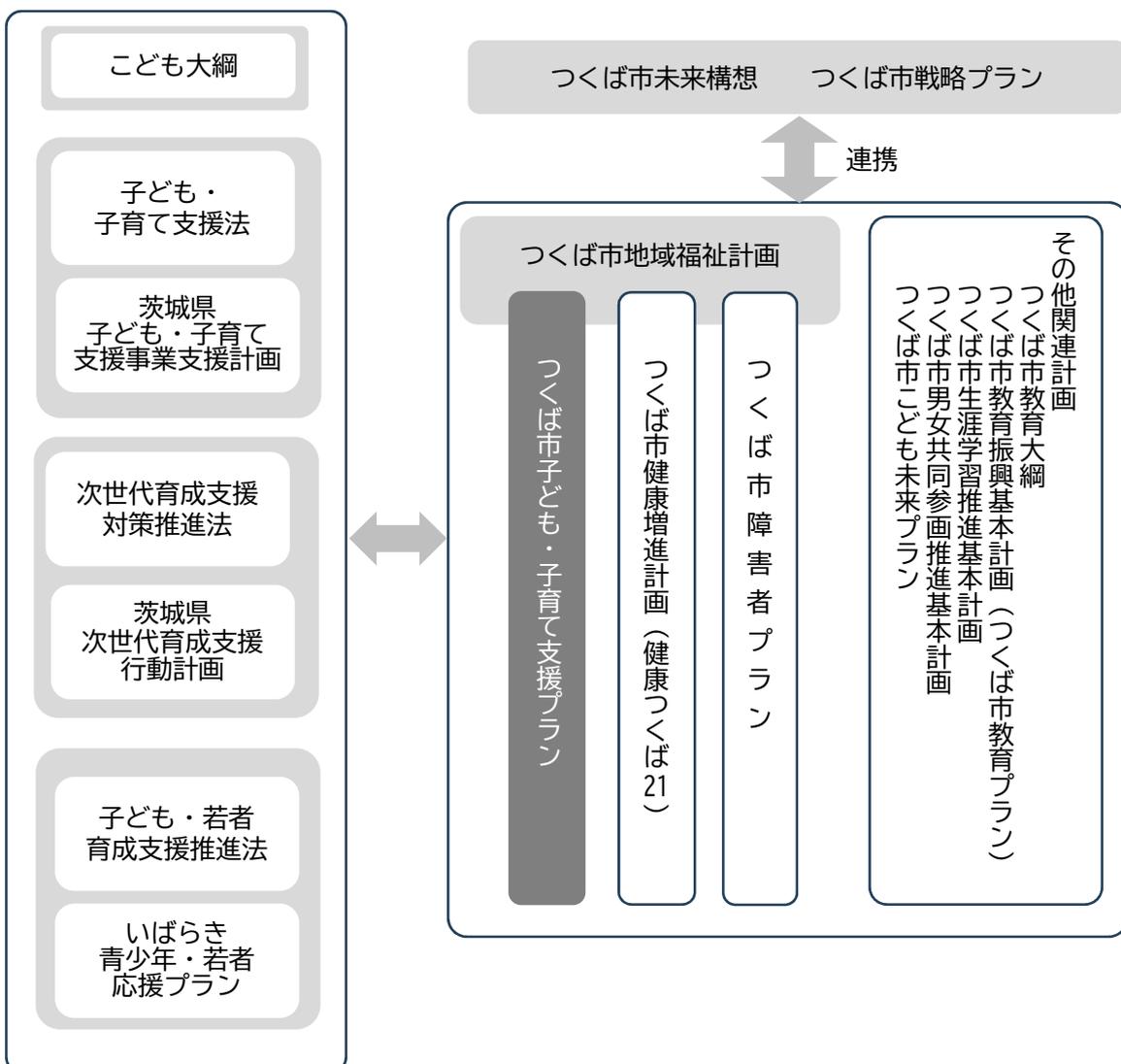
当市では、「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」の計画期間が終了することに伴い、社会情勢や「こども大綱」の方向性など国の動向を踏まえ、子どもの権利の擁護

や、子ども・若者支援施策の充実を図るため「第3期つくば市子ども・子育て支援プラン」を策定し、そのプランに沿って計画的に施策を推進していきます。

## 2 計画の位置づけ

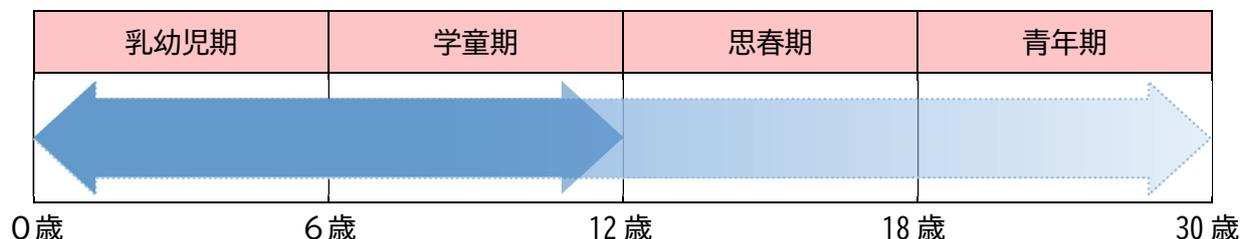
本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項にもとづく「市町村子ども・若者計画」を一体的に策定したものです。

本計画は、まちづくりの理念や目指すまちの姿を示した「つくば市未来構想」とその実現のための主要な施策等を示した「つくば市戦略プラン」と連携を図りつつ、当市の子ども・子育て支援に関する事項を定める他の計画（地域福祉計画、健康増進計画、子ども未来プラン、教育振興基本計画、障害者プラン等）と調和を保って策定しています。



### 3 計画の対象

本計画の対象は、妊娠期、乳幼児期、学童期の子どもや保護者を基本とし、その対象年代以降の子ども・若者への成長も見すえた支援を位置付けています。



### 4 計画の期間

本計画を構成する子ども・子育て支援事業計画及び行動計画については、それぞれ5年を1期とすることが法定されているため、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5か年を計画期間とします。

また、各年度において、実施状況や実績等について点検・評価を行うとともに、計画期間において、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

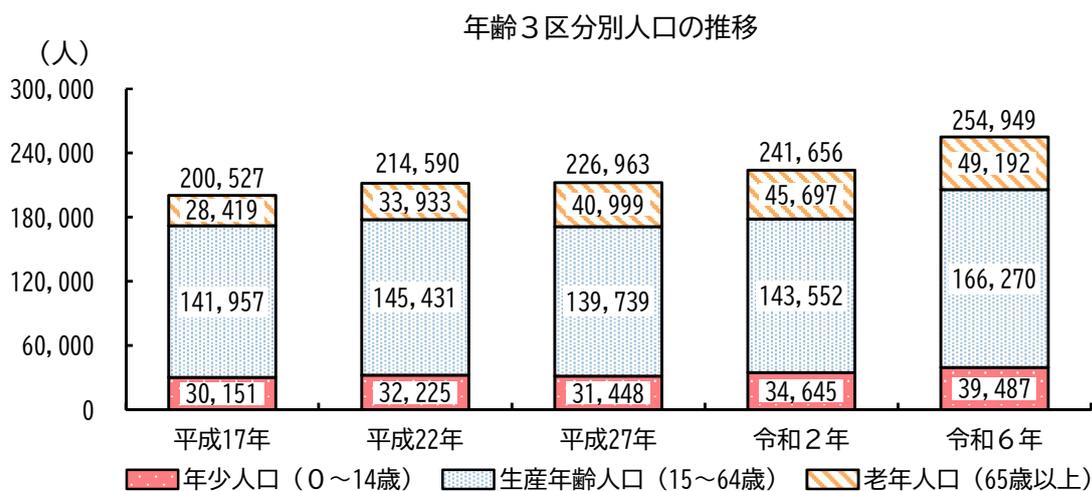
| 令和2年度<br>(2020年度)       | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度)       | 令和8年度<br>(2026年度) | 令和9年度<br>(2027年度) | 令和10年度<br>(2028年度) | 令和11年度<br>(2029年度) | 令和12年度<br>(2030年度) |
|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 第2期つくば市<br>子ども・子育て支援プラン |                   |                   |                   |                   | 第3期つくば市<br>子ども・子育て支援プラン |                   |                   |                    |                    | 次期<br>計画           |
|                         |                   |                   |                   |                   | 適宜見直し                   |                   |                   |                    |                    |                    |

# 第2章 つくば市の子どもを取り巻く状況

## 1 子ども、子育て家庭の現状

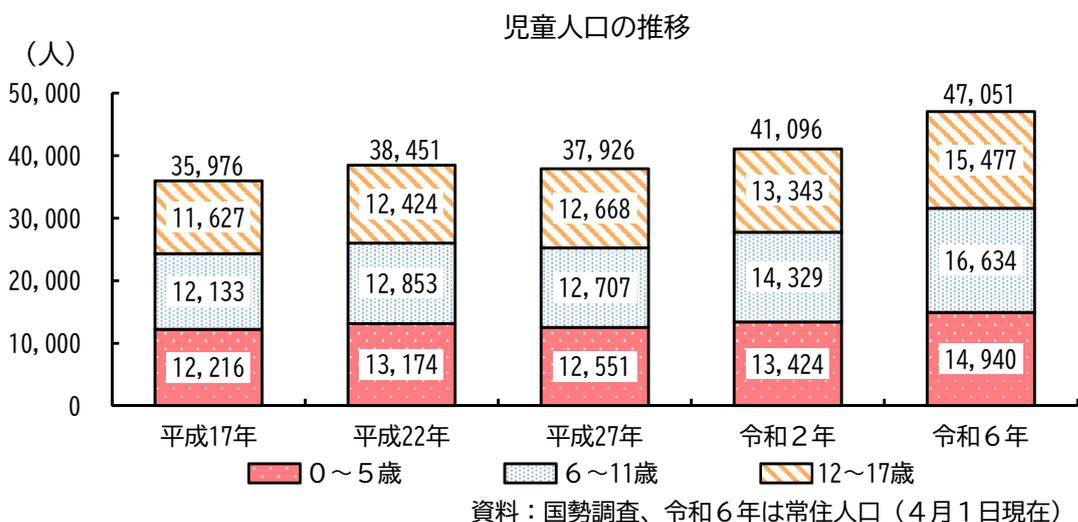
### (1) 人口の推移

当市の総人口は年々増加傾向にあり、令和6年（2024年）4月現在で254,949人となっています。年齢3区分別でみると老年人口は年々増加しており、年少人口、生産年齢人口においても増加傾向にあります。



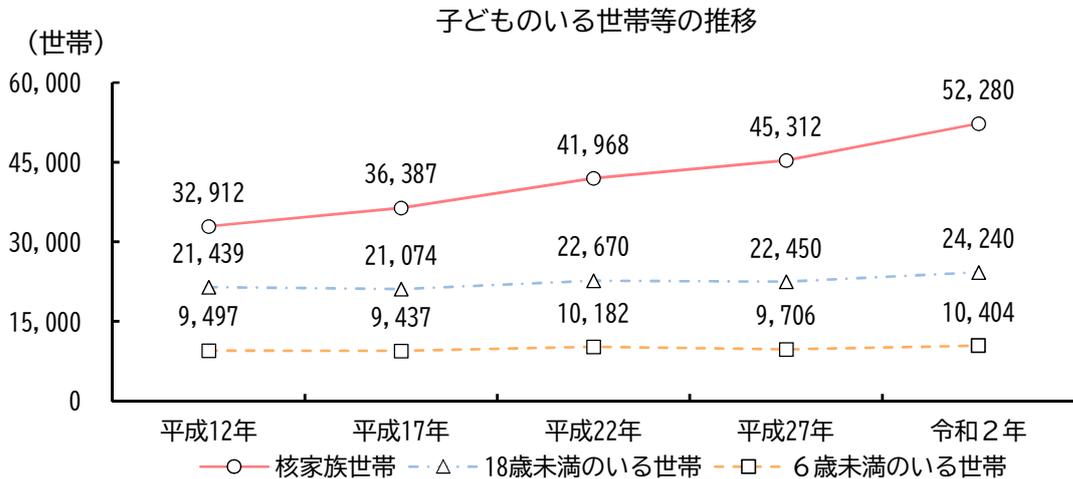
### (2) 児童人口の推移

当市の17歳までの児童人口については、令和6年（2024年）4月現在で47,051人となっています。平成27年（2015年）以降の児童人口は増加傾向にあります。



### (3) 子育て世帯等の現状

当市の子どものいる核家族世帯については年々増加傾向にあり、令和2年（2020年）で52,280世帯と、平成12年（2000年）に比べ約1.6倍となっています。一方、18歳未満のいる世帯、6歳未満のいる世帯については横ばいとなっており、それぞれ令和2年（2020年）で24,240世帯、10,404世帯となっています。

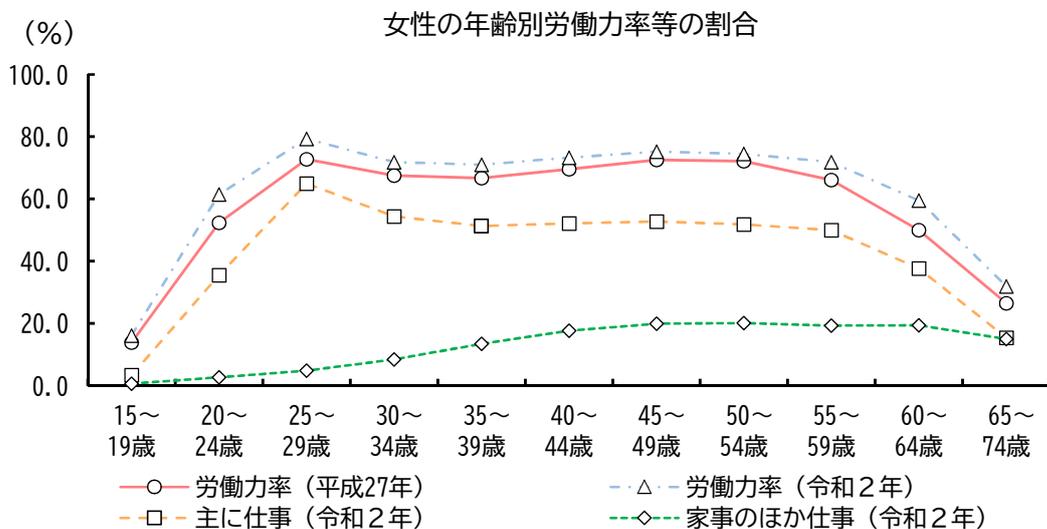


資料：国勢調査

### (4) 女性の労働力率

当市の女性の労働力率については、25歳から39歳にかけて結婚・出産等により労働力率が下がる「M字カーブ」を描いていますが、平成27年（2015年）と比較すると、令和2年（2020年）でM字カーブの谷が浅くなっています。

「主に仕事」の割合は、25～29歳の65.0%が最も高く、次いで30～34歳の54.3%となっており、「家事のほか仕事」を含めた労働力率の高い年齢は25～29歳で79.3%、45～49歳で75.2%となっています。



資料：国勢調査

※主に仕事：主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしている場合  
 家事のほか仕事：主に家事などをしていて、その傍ら少しでも収入を伴う仕事をしている場合

## (5) 出生数・出生率

当市の出生数・出生率については、令和4年（2022年）でそれぞれ2,178人、9.1となっており、出生率は、近年減少傾向にあります。県、国より高い水準で推移しています。

出生数・出生率の推移

単位：人等

| 項目             |      | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年  | 令和3年  | 令和4年  |
|----------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 出生数（市）         |      | 2,196 | 2,231 | 2,133 | 2,167 | 2,178 |
| 出生率<br>（人口千人対） | つくば市 | 9.8   | 9.8   | 9.2   | 9.7   | 9.1   |
|                | 茨城県  | 6.8   | 6.4   | 6.2   | 5.9   | 5.7   |
|                | 国    | 7.4   | 7.0   | 6.8   | 6.6   | 6.3   |
| 合計特殊出生率        | 茨城県  | 1.44  | 1.39  | 1.34  | 1.30  | 1.27  |
|                | 国    | 1.42  | 1.36  | 1.33  | 1.30  | 1.26  |

資料：茨城県人口動態統計

## (6) 婚姻・離婚

当市の婚姻・離婚については、平成31年（2019年）以降減少傾向にあり、婚姻・離婚件数は令和4年（2022年）でそれぞれ1,290件、317件となっています。

婚姻率は県、国に比べ高めで推移し、また、離婚率は令和2年（2022年）以降低くなっています。

婚姻・離婚の状況の推移

単位：件等

|      |           | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年  | 令和3年  | 令和4年  |      |
|------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| つくば市 | 婚姻        | 1,312 | 1,361 | 1,248 | 1,204 | 1,290 |      |
|      | 離婚        | 367   | 382   | 382   | 352   | 317   |      |
|      | 婚姻率（人口千対） | 5.9   | 6.0   | 5.4   | 5.4   | 5.4   |      |
|      | 離婚率（人口千対） | 1.64  | 1.68  | 1.64  | 1.58  | 1.32  |      |
| 茨城県  | 婚姻率（人口千対） | 4.4   | 4.4   | 3.8   | 3.6   | 3.7   |      |
|      | 離婚率（人口千対） | 1.68  | 1.66  | 1.57  | 1.46  | 1.41  |      |
|      | 平均初婚年齢    | 夫     | 31.1  | 31.3  | 30.8  | 31.0  | 31.3 |
|      |           | 妻     | 29.1  | 29.4  | 29.2  | 29.3  | 29.6 |
| 全国   | 婚姻率（人口千対） | 4.7   | 4.8   | 4.3   | 4.1   | 4.1   |      |
|      | 離婚率（人口千対） | 1.68  | 1.69  | 1.57  | 1.50  | 1.47  |      |
|      | 平均初婚年齢    | 夫     | 31.1  | 31.2  | 31.0  | 31.0  | 31.1 |
|      |           | 妻     | 29.4  | 29.6  | 29.4  | 29.5  | 29.7 |

資料：茨城県人口動態統計

## 2 ニーズ調査結果・子育ての現状

### (1) アンケート調査の実施概要

#### ① 調査の目的

近年の社会動向の変化などを踏まえて、つくば市子ども・子育て支援プランの策定の基礎資料として、調査を実施しました。

#### ② 調査対象

つくば市在住の方の中から以下の年代ごとに無作為に抽出

○ 就学前の子どもの保護者（令和5年（2023年）4月1日現在の0歳児～5歳児の保護者）

○ 小学生の保護者（令和5年（2023年）4月1日現在の小学1年生～6年生の保護者）

○ 小学生（4～6年生）（令和5（2023年）年4月1日現在の小学4年生～6年生）

※抽出にあたっては、「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」の教育・保育の提供区域（北部・中央部・南部）ごとに、十分な回答数の確保を見込んだ割合での配布数としています。

#### ③ 調査期間

令和5年（2023年）12月14日から令和6年（2024年）1月19日まで

#### ④ 調査方法

郵送により調査票を配布し、郵送またはインターネットによる回答

#### ⑤ 回収状況

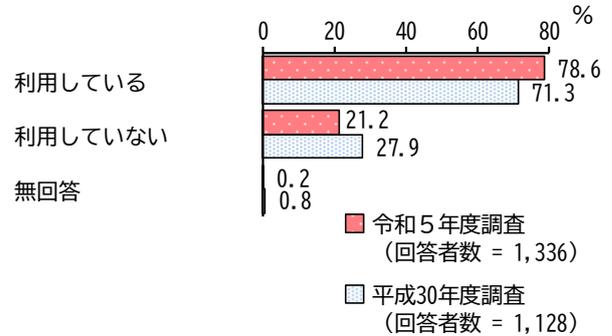
|            | 配布数    | 有効回答数  | 有効回答率 |
|------------|--------|--------|-------|
| 就学前児童の保護者  | 2,500通 | 1,336通 | 53.4% |
| 小学生の保護者    | 1,500通 | 714通   | 47.6% |
| 小学生（4～6年生） | 799通   | 294通   | 36.8% |

## (2) アンケート調査の主な結果（就学前児童の保護者）

### ① 保育園や幼稚園などの利用状況や意向について

- 幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育事業」を利用しているか  
（単数回答）

「利用している」の割合が 78.6%、  
「利用していない」の割合が 21.2%  
となっています。  
※1  
平成 30 年度調査と比較すると、「利  
用している」の割合が増加していま  
す。

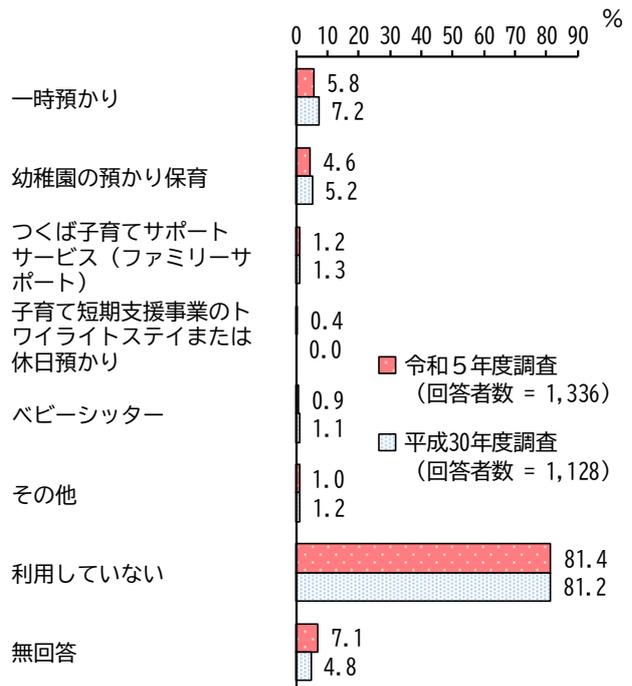


※1：「第1期つくば市子ども・子育て支援プラン」の改訂に向けた基礎資料とし、国が提示する基本指針に沿って、平成30年度にも同様のアンケート調査を実施しています。

### ② 不定期の教育・保育事業や一時預かり事業などの利用について

- 私用や親の通院、就労等の際に不定期に利用している事業（複数回答）

「利用していない」の割合が  
81.4%と最も高くなっています。  
平成 30 年度調査と比較すると、大  
きな変化はみられません。



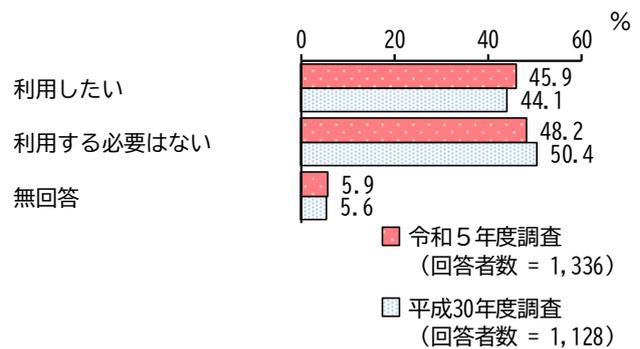
○ 私用、親の通院、不定期の就労等での目的事業の利用希望（単数回答）

「利用したい」の割合が 45.9%、

「利用する必要はない」の割合

が 48.2%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

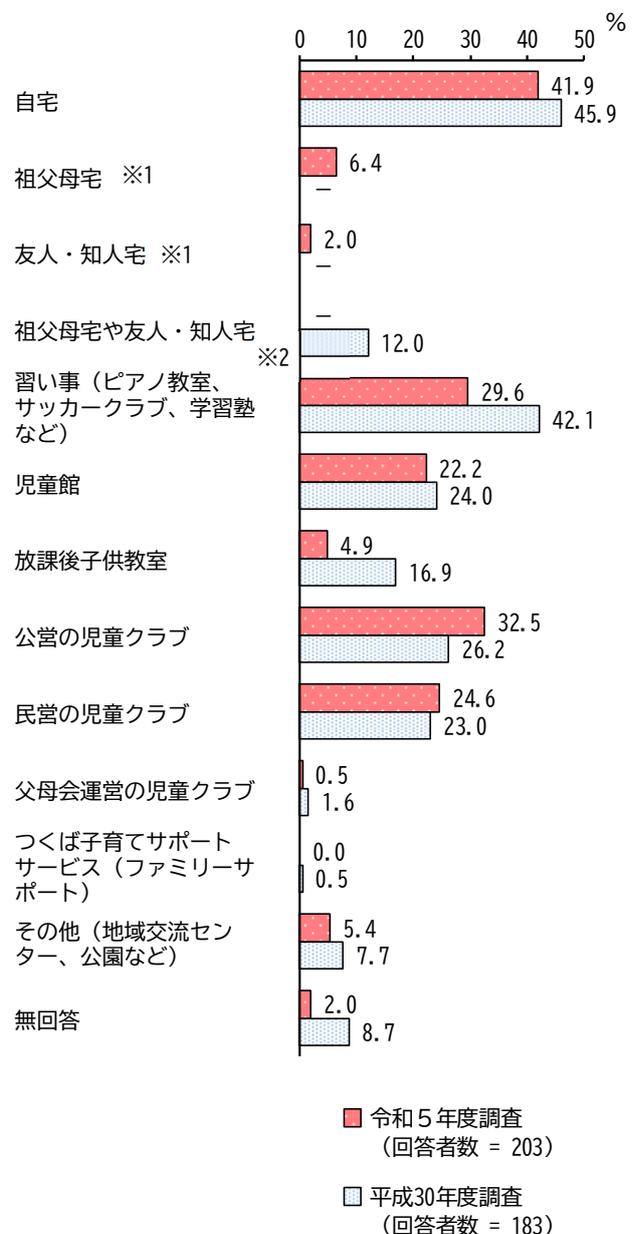


③ 小学校就学後の放課後の過ごし方について

○ 小学校1～3年生の間に放課後を過ごさせたい場所（複数回答）

「自宅」の割合が 41.9%と最も高く、次いで「公営の児童クラブ」の割合が 32.5%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 29.6%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「公営の児童クラブ」の割合が増加しています。一方、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」、「放課後子供教室」の割合が減少しています。



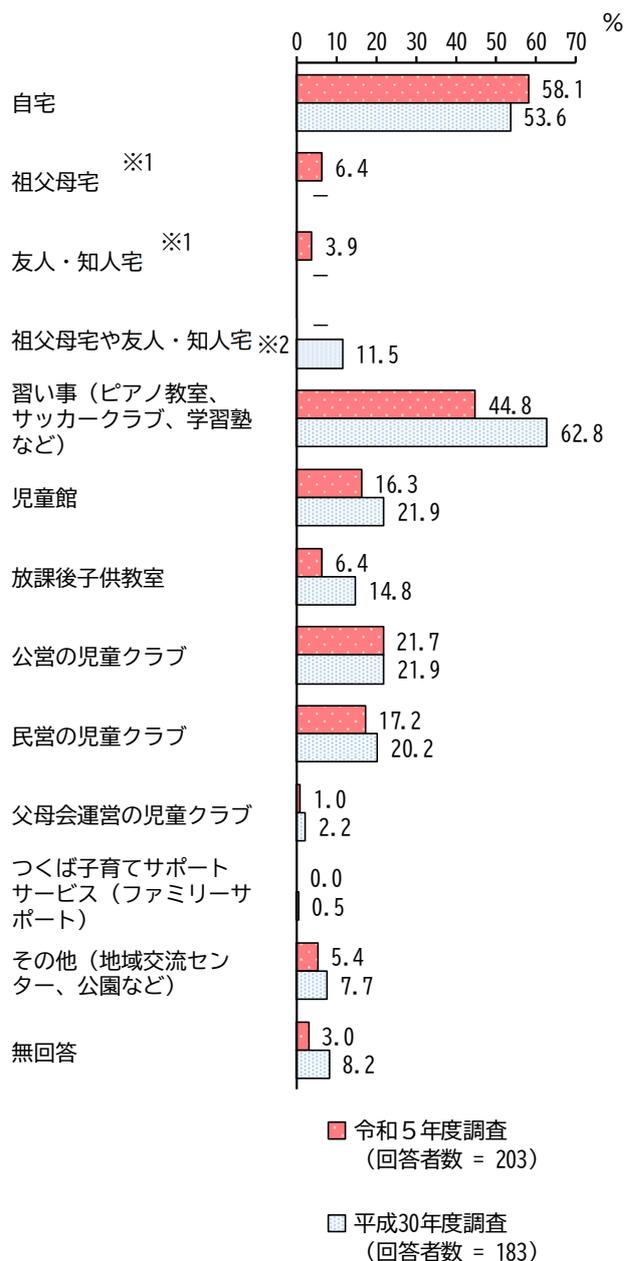
※1：平成 30 年度調査には、選択肢がありませんでした。

※2：令和 5 年度調査には、選択肢がありませんでした。

○ 小学校4～6年生の間に放課後過ごさせたい場所（複数回答）

「自宅」の割合が58.1%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が44.8%、「公営の児童クラブ」の割合が21.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」、「児童館」、「放課後子供教室」の割合が減少しています。



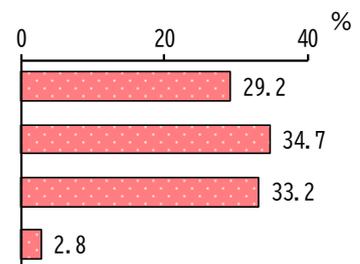
※1：平成30年度調査には、選択肢がありませんでした。  
 ※2：令和5年度調査には、選択肢がありませんでした。

#### ④ 子どもの権利について

##### ○ 「子どもの権利条約」の認知度（単数回答）

「名前は知っているが内容は知らない」の割合が 34.7%と最も高く、次いで「知らない」の割合が 33.2%、「名前も内容も知っている」の割合が 29.2%となっています。

回答者数 = 1,336

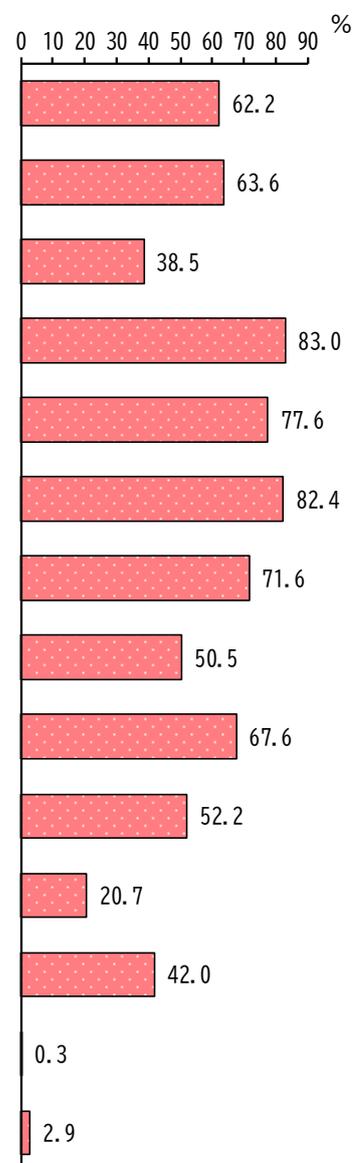


##### ○ 子どもの権利の中で特に大切だと思うこと（複数回答）

「暴力や言葉で傷つけないこと」の割合が 83.0%と最も高く、次いで「自分の考えを自由に言えること」の割合が 82.4%、「家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと」の割合が 77.6%となっています。

回答者数 = 1,336

人種や性別、宗教などで差別されないこと  
 障がいのある子が差別されないこと  
 子どもが知りたいことを隠さないこと  
 暴力や言葉で傷つけないこと  
 家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと  
 自分の考えを自由に言えること  
 人と違う自分らしさが認められること  
 自分の秘密が守られること  
 自分のことは自分で決められること  
 自由な時間をもつこと  
 自由な呼び掛けでグループを作り集まれること  
 必要な情報を知ることや、参加する手助けを受けられること  
 特にな  
 無回答



⑤ つくば市の子育て環境や支援対策について

○ 今後、つくば市で力を入れてほしい事業や対策（複数回答）

「子連れで出かけやすく楽しめる場所づくり」の割合が 55.2%と最も高く、次いで「保育所・幼稚園などの子どもを預かる施設の充実」の割合が 48.3%、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」の割合が 44.7%となっています。

回答者数 = 1,336

児童館など、親子が安心して集まれる場所

子連れで出かけやすく楽しめる場所づくり

子育て支援のサークルなどの充実

保育所・幼稚園などの子どもを預かる施設の充実

一時保育などの一時的な預かりサービスの充実

妊娠・出産に対する支援

母親・乳幼児の健康に対する支援

子育てしやすい住居・まちの環境面での充実

育児休暇の取得促進など企業に対する職場環境改善の働きかけ

子どもを対象にした犯罪・事故の防止対策の充実

子育てに困ったときに相談できる体制の充実

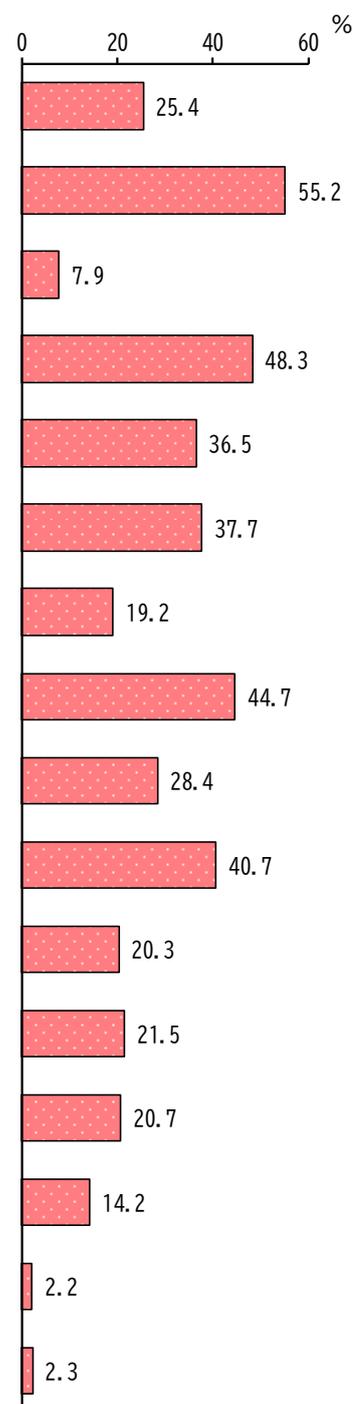
幼児教育の内容・環境等全般的な充実

子育て情報を入手しやすい体制づくり

その他

特にない

無回答



### (3) アンケート調査の主な結果 (小学生の保護者)

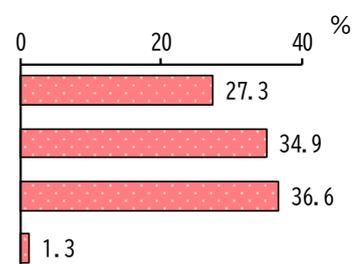
#### ① 子どもの権利について

##### ○ 「子どもの権利条約」の認知度 (単数回答)

「知らない」の割合が 36.6%と最も高く、次いで「名前は知っているが内容は知らない」の割合が 34.9%、「名前も内容も知っている」の割合が 27.3%となっています。

回答者数 = 714

名前も内容も知っている  
 名前は知っているが内容は知らない  
 知らない  
 無回答

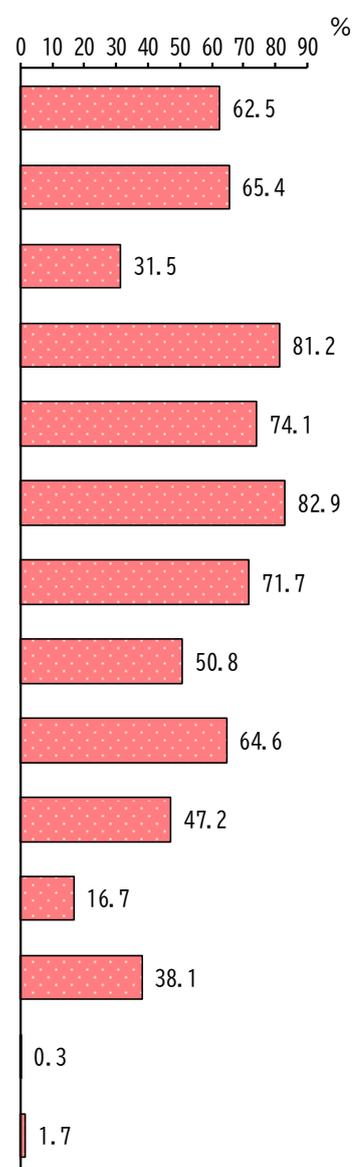


##### ○ 子どもの権利の中で特に大切だと思うこと (複数回答)

「自分の考えを自由に言えること」の割合が 82.9%と最も高く、次いで「暴力や言葉で傷つけないこと」の割合が 81.2%、「家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと」の割合が 74.1%となっています。

回答者数 = 714

人種や性別、宗教などで差別されないこと  
 障がいのある子が差別されないこと  
 こどもが知りたいことを隠さないこと  
 暴力や言葉で傷つけないこと  
 家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと  
 自分の考えを自由に言えること  
 人と違う自分らしさが認められること  
 自分の秘密が守られること  
 自分のことは自分で決められること  
 自由な時間をもつこと  
 自由な呼び掛けでグループを作り集まれること  
 必要な情報を知ることや、参加する手助けを受けられること  
 特にな  
 無回答

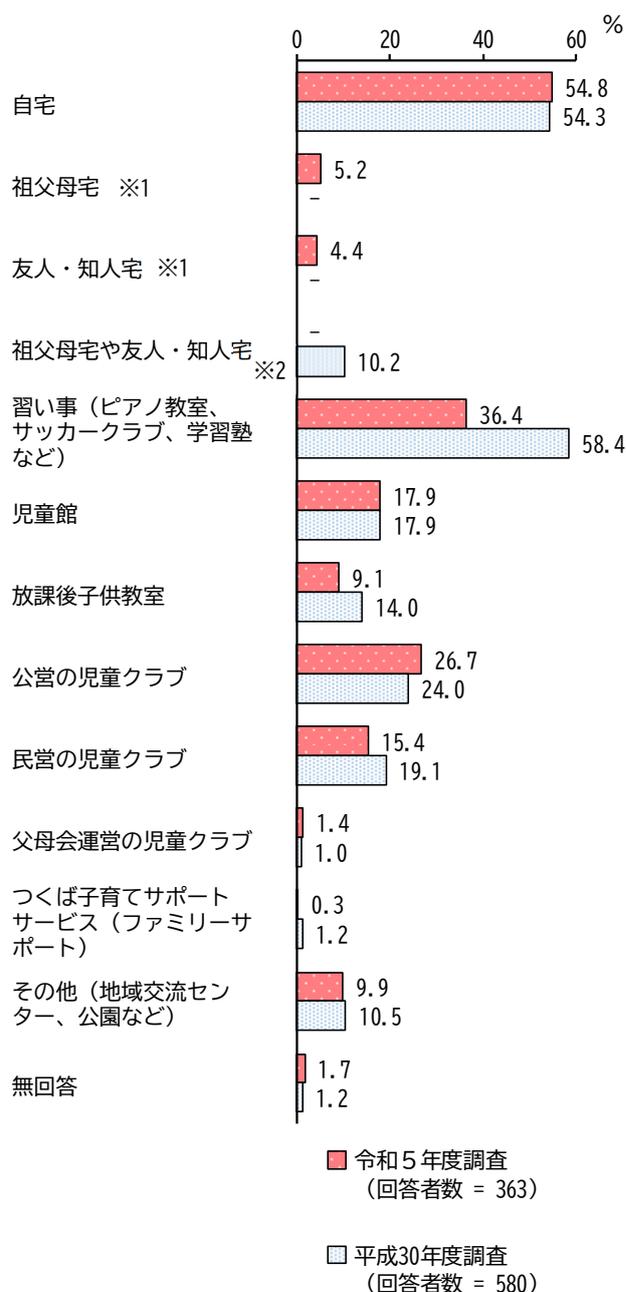


② お子さんの放課後の過ごし方について

○ 小学校1～3年生の間に放課後を過ごさせたい場所（複数回答）

「自宅」の割合が 54.8%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 36.4%、「公営の児童クラブ」の割合が 26.7%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が減少しています。

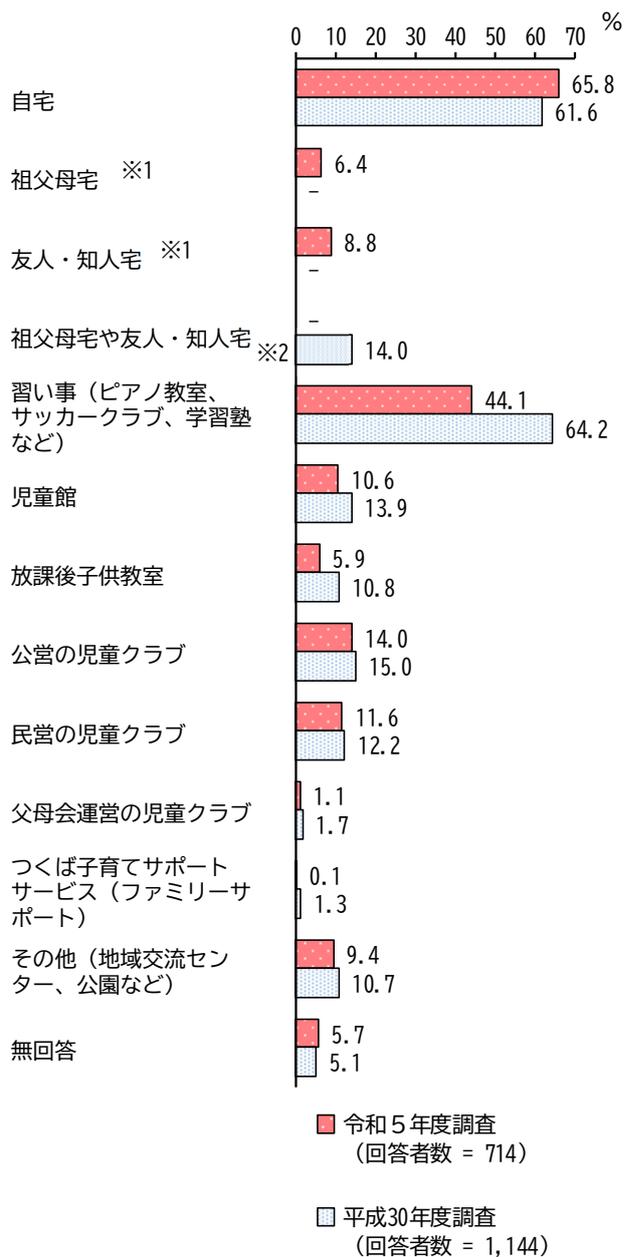


※1：平成 30 年度調査には、選択肢がありませんでした。  
 ※2：令和 5 年度調査には、選択肢がありませんでした。

○ 小学校4～6年生の間に放課後過ごさせたい場所（複数回答）

「自宅」の割合が 65.8%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 44.1%、「公営の児童クラブ」の割合が 14.0%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が減少しています。

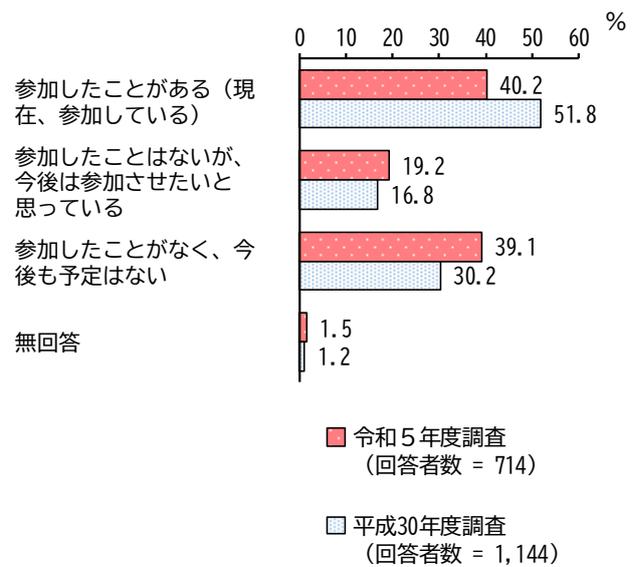


※1：平成 30 年度調査には、選択肢がありませんでした。  
 ※2：令和 5 年度調査には、選択肢がありませんでした。

○ 学校以外の地域活動やグループ活動などへの参加状況（単数回答）

「参加したことがある（現在、参加している）」の割合が40.2%と最も高く、次いで「参加したことがなく、今後も予定はない」の割合が39.1%、「参加したことはないが、今後は参加させたいと思っている」の割合が19.2%となっています。

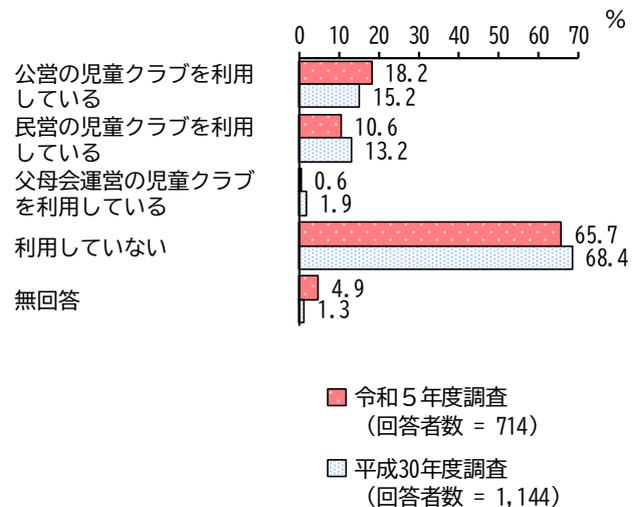
平成30年度調査と比較すると、「参加したことがなく、今後も予定はない」の割合が増加しています。一方、「参加したことがある（現在、参加している）」の割合が減少しています。



○ 児童クラブの利用状況（単数回答）

「利用していない」の割合が65.7%と最も高く、次いで「公営の児童クラブを利用している」の割合が18.2%、「民営の児童クラブを利用している」の割合が10.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



○ 放課後子供教室（交流ひろばを含む。）の参加状況（単数回答）

「放課後子供教室に参加したことがある」の割合が38.2%と最も高く、次いで「放課後子供教室を知っているが参加したことがない」の割合が34.5%、「放課後子供教室を知らなかった」の割合が24.9%となっています。

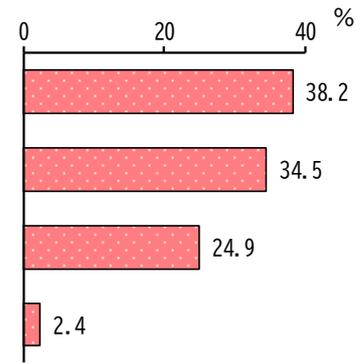
回答者数 = 714

放課後子供教室に参加したことがある

放課後子供教室を知っているが参加したことがない

放課後子供教室を知らなかった

無回答



○ 今後、放課後子供教室に参加したいか（単数回答）

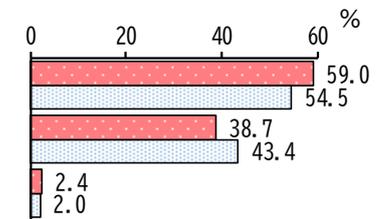
「放課後子供教室に参加したい」の割合が59.0%、「参加しない」の割合が38.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

放課後子供教室に参加したい

参加しない

無回答



■ 令和5年度調査  
(回答者数 = 714)

□ 平成30年度調査  
(回答者数 = 1,144)

(4) アンケート調査の主な結果（小学生（4～6年生））

○ 親や家族に意見を聞いてほしいと思うことの有無（単数回答）

「ない」の割合が52.4%と最も高く、次いで「ある」の割合が24.8%、「わからない」の割合が18.4%となっています。

回答者数 = 294

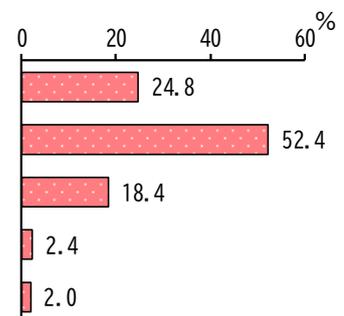
ある

ない

わからない

答えない

無回答

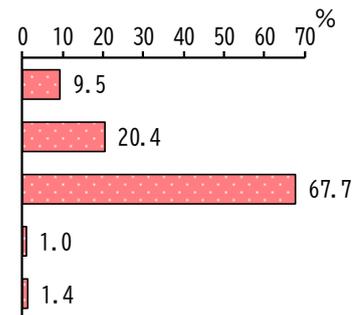


○ 「子どもの権利条約」の認知度（単数回答）

「聞いたことがない」の割合が 67.7%と最も高く、次いで「聞いたことはある」の割合が 20.4%となっています。

回答者数 = 294

聞いたこともあるし、内容も知っている  
聞いたことはある  
聞いたことがない  
答えない  
無回答

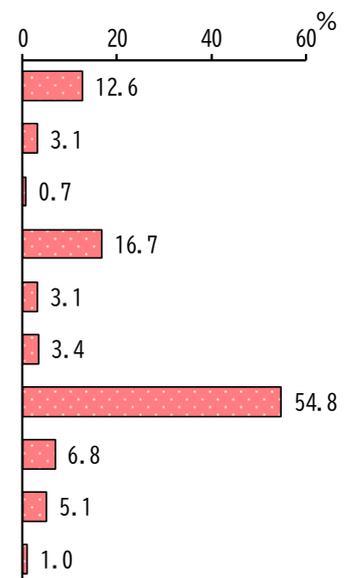


○ 学校での不安や悩み（複数回答）

「悩みや心配なことはない」の割合が 54.8%と最も高く、次いで「勉強のこと」の割合が 16.7%、「友だちのこと」の割合が 12.6%、「友だちのいじめのこと」の割合が 3.1%、「友だちのクラブ活動のこと」の割合が 0.7%となっています。

回答者数 = 294

友だちのこと  
いじめのこと  
クラブ活動のこと  
勉強のこと  
進路のこと  
その他  
悩みや心配なことはない  
わからない  
答えない  
無回答



○ 学校以外での不安や悩み（複数回答）

「悩みや心配なことはない」の割合が 63.6%と最も高くなっています。

回答者数 = 294

家族のこと  
友だちのこと  
恋愛のこと  
お金のこと  
性格のこと  
健康のこと  
外見のこと  
その他  
悩みや心配なことはない  
わからない  
答えない  
無回答



### 3 子ども・子育て支援事業の利用状況

#### (1) 教育・保育施設等

市内の教育・保育施設等の利用状況は次のとおりです。

##### ① 幼稚園・認定こども園（教育部分）

幼稚園・認定こども園は、令和4年度（2022年度）を除き、実績値が計画値を上回って推移しています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：人）

|     |                | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値 |                | 5,001             | 5,031             | 5,031             | 4,537             |
| 実績値 | 特定教育・保育施設      | 3,717             | 3,747             | 3,387             | 3,166             |
|     | 確認を受けない<br>幼稚園 | 1,480             | 1,480             | 1,410             | 1,410             |
|     | 実績値 計          | 5,197             | 5,227             | 4,797             | 4,576             |

##### ② 認可保育所等

認可保育所等は令和5年度（2023年度）、実績値が計画値を下回って推移しています。2号認定、3号認定（0歳、1～2歳）ともに増加が続いています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：人）

|              |                | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|--------------|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値          | 2号認定           | 4,332             | 4,731             | 4,911             | 5,096             |
|              | 3号認定（0歳）       | 837               | 864               | 885               | 969               |
|              | 3号認定<br>（1～2歳） | 2,452             | 2,669             | 2,814             | 3,059             |
|              | 3号認定 計         | 3,289             | 3,533             | 3,699             | 4,028             |
| 実績値/<br>利用定員 | 2号認定           | 4,390             | 4,787             | 4,886             | 5,056             |
|              | 3号認定（0歳）       | 836               | 903               | 923               | 969               |
|              | 3号認定<br>（1～2歳） | 2,492             | 2,776             | 2,880             | 3,059             |
|              | 3号認定 計         | 3,328             | 3,679             | 3,803             | 4,028             |

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法における地域子ども・子育て支援事業として位置づけられた事業の概況は以下のとおりです。

### ① 利用者支援事業

利用者支援事業は、計画値通りとなっています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：か所）

|     |         | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値 | 特定型・基本型 | 1                 | 1                 | 2                 | 2                 |
|     | 母子保健型   | 4                 | 4                 | 4                 | 4                 |
| 実績値 | 特定型・基本型 | 1                 | 1                 | 2                 | 2                 |
|     | 母子保健型   | 4                 | 4                 | 4                 | 4                 |

### ② 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、概ね計画値通りとなっています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：か所）

|     | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値 | 9                 | 9                 | 9                 | 10                |
| 実績値 | 9                 | 9                 | 10                | 11                |

### ③ 一時預かり事業

一時預かり事業は、概ね計画値通りとなっています。一時預かり事業の中でも、一般型は増加が続いています。

#### <幼稚園型>

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：か所）

|     | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値 | 2                 | 2                 | 2                 | 2                 |
| 実績値 | 1                 | 1                 | 1                 | 2                 |

#### <一般型>

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：か所）

|     | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値 | 25                | 28                | 29                | 30                |
| 実績値 | 31                | 36                | 42                | 50                |

### ④ 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、計画値を実績値が大きく上回っています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：人、か所）

|     |                  | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値 | 確保量              | 2,160             | 2,880             | 2,880             | 2,880             |
|     | 実施箇所             | 3                 | 4                 | 4                 | 4                 |
| 実績値 | 確保量              | 3,252             | 6,396             | 5,358             | 4,860             |
|     | 実施箇所<br>(病児対応型)  | 4                 | 5                 | 5                 | 5                 |
|     | 実施箇所<br>(病後児対応型) | 1                 | 2                 | 3                 | 4                 |

⑤ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業の利用会員数は、令和4年度（2022年度）まで、計画を下回っていますが、増加が続き、令和5年度（2023年度）には計画値を上回っています。提供会員数はいずれの年度も計画値を実績値が下回っています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：人）

|     |       | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----|-------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値 | 利用会員数 | 1,307             | 1,307             | 1,307             | 1,307             |
|     | 提供会員数 | 245               | 245               | 245               | 245               |
| 実績値 | 利用会員数 | 1,122             | 1,156             | 1,211             | 1,336             |
|     | 両方会員数 | 45                | 41                | 42                | 31                |
|     | 提供会員数 | 173               | 168               | 171               | 181               |

※量の見込み（就学前）及び確保方策（就学前）は、一時預かり事業（幼稚園型以外）に計上。

⑥ 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、概ね計画値通りとなっています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：か所）

|     | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値 | 6                 | 6                 | 6                 | 6                 |
| 実績値 | 6                 | 6                 | 8                 | 9                 |

⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、概ね計画値通りとなっています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：人）

|          | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値（訪問数） | 2,102             | 2,133             | 2,169             | 2,213             |
| 実績値（訪問数） | 2,232             | 2,170             | 2,293             | 2,281             |

⑧ 妊婦健康診査事業

妊婦健診事業の受診者数は、計画値をやや下回り推移しています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：回）

|           | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値（延べ回数） | 29,862            | 30,366            | 30,982            | 31,290            |
| 実績値（延べ回数） | 24,620            | 25,637            | 24,835            | 21,955            |

※計画値（延べ回数）は、計画値（妊婦健診対象人数の見込量）×14回から算出。

⑨ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業の訪問数は、増減を繰り返しながら推移していますが、概ね計画値通りとなっています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：人）

|          | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値（訪問数） | 252               | 255               | 260               | 265               |
| 実績値（訪問数） | 307               | 266               | 289               | 177               |

⑩ 時間外保育事業（延長保育事業）

時間外保育事業は、概ね計画値通りとなっています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：か所）

|      |    | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値  |    | 74                | 82                | 89                | 96                |
| 実績値  |    | 77                | 86                | 94                | 100               |
| （内訳） | 公立 | 16                | 16                | 16                | 16                |
|      | 民間 | 61                | 70                | 78                | 84                |

⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、実績値が計画値を下回っていますが、実際の必要量に対しては、すべて供給ができています。

(単位：人)

|               | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 量の見込み(物品購入費等) | 15                | 15                | 15                | 15                |
| 実績値           | 7                 | 6                 | 4                 | 1                 |
| 量の見込み(副食費)    | 300               | 300               | 300               | 300               |
| 実績値           | 134               | 105               | 103               | 80                |

⑫ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

放課後児童健全育成事業は、概ね計画値通りとなっています。

【計画値(確保方策)の見込量に対する実績】(単位：クラブ)

|      |         | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|------|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 計画値  |         | 121               | 136               | 151               | 166               |
| 実績値  |         | 118               | 132               | 150               | 157               |
| (内訳) | 公設公営    | 56                | 63                | 71                | 70                |
|      | 公設指定管理者 | 2                 | 2                 | 2                 | 2                 |
|      | 公設民営    | 7                 | 7                 | 8                 | 7                 |
|      | 民設民営    | 53                | 60                | 69                | 78                |

※クラブ数は、定員40人規模(支援の単位)で算出。

### ⑬ 放課後子供教室

放課後子供教室については、実績値が計画値を下回っていますが、学校側が示す実施予定回数に対しては概ね実施することができています。

(単位：回)

|                 | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 量の見込み(イベント実施回数) | 168               | 183               | 198               | 213               |
| 実績値             | 72                | 59                | 101               | 112               |

### ⑭ 放課後子供教室の定期開催実施校

放課後子供教室の定期開催実施校は、令和4年度(2022年度)以降増加しており、量の見込みを上回って推移しています。

(単位：校、回)

|                 | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 学校数(計画値)        | 3                 | 3                 | 3                 | 4                 |
| 学校数             | 3                 | 3                 | 3                 | 4                 |
| 量の見込み(イベント実施回数) | 320               | 330               | 340               | 390               |
| 実績値             | 287               | 269               | 390               | 445               |

## 4 「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」の評価

当市では、毎年「つくば市子ども・子育て会議」において事業の実施状況に関する点検・評価を実施しており、その結果をホームページで公表してきました。

### (1) 重点事業の評価

第2期つくば市子ども・子育て支援プランでは下記①～③の重点事業を設定し、積極的に事業の推進を図ってきました。

令和5年度（2023年度）の44事業（※）についての評価は、「A：計画通り又は計画に先行して進んでいる」が70.5%、「B：おおむね計画通り」が25.0%、「C：遅れが生じている」が4.5%、です。「D：大幅に遅れが生じている」はありませんでした。

（※）数量目標を設定していない（A～Dによる評価ができない）事業は含んでいません。

| 評価 | 進捗度（実際の確保数値/目標確保数値） |            |
|----|---------------------|------------|
| A  | 計画通り又は計画に先行して進んでいる  | 100%以上     |
| B  | おおむね計画通り            | 80%～100%未満 |
| C  | 遅れが生じている            | 50%～80%未満  |
| D  | 大幅に遅れが生じている         | 50%未満      |

#### ① 教育・保育の見込量と確保方策

保育を必要とするすべての子どもの入所希望に対応し、待機児童の解消を図るとともに、幼児教育に対する多様化した市民ニーズに対応するため、市内の保育所・幼稚園・認定こども園について、公立・私立の特徴をいかし、整備・推進を図りました。

| 重点事業                     | 評価   |     |   |
|--------------------------|------|-----|---|
| (1)教育保育の見込量<br>(全体)      | 1号認定 |     | A |
|                          | 2号認定 |     | A |
|                          | 3号認定 | 0歳児 | A |
| 1・2歳児                    |      | A   |   |
| (1)①教育保育の見込量<br>(北部エリア)  | 1号認定 |     | A |
|                          | 2号認定 |     | B |
|                          | 3号認定 | 0歳児 | A |
| 1・2歳児                    |      | B   |   |
| (1)②教育保育の見込量<br>(中央部エリア) | 1号認定 |     | A |
|                          | 2号認定 |     | A |
|                          | 3号認定 | 0歳児 | A |
| 1・2歳児                    |      | A   |   |
| (1)③教育保育の見込量<br>(南部エリア)  | 1号認定 |     | A |
|                          | 2号認定 |     | A |
|                          | 3号認定 | 0歳児 | A |
| 1・2歳児                    |      | A   |   |

## ② 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保方策

子どもとその保護者の身近な地域において子ども・子育て支援事業を実施し、教育・保育施設、地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等に努め、関係機関との連絡調整を図りました。

| 重点事業                            | 評価                     |             |   |
|---------------------------------|------------------------|-------------|---|
| ①利用者支援事業                        | 基本型・特定型                | A           |   |
|                                 | 母子保健型                  | A           |   |
| ②地域子育て支援拠点事業                    | 施設数                    | A           |   |
|                                 | 出張ひろば数                 | A           |   |
| ③一時預かり事業                        | 幼稚園型                   | 在園児対象型      | A |
|                                 |                        | 施設数         | A |
|                                 | 幼稚園型以外                 | 全体          | A |
|                                 |                        | うち一時預かり     | A |
| 施設数                             | A                      |             |   |
| ④病児保育事業                         | 病児対応型                  | A           |   |
|                                 | 施設数                    | A           |   |
| ⑤子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | 全体                     | B           |   |
|                                 | うち就学後                  | B           |   |
|                                 | 提供会員数                  | B           |   |
| ⑥子育て短期支援事業                      | 確保人数                   | A           |   |
|                                 | 施設数                    | A           |   |
| ⑦乳児家庭全戸訪問事業                     |                        | B           |   |
| ⑧妊婦健康診査事業                       | 延べ回数                   | B           |   |
| ⑨養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業           |                        | B           |   |
| ⑩時間外保育事業（延長保育事業）                |                        | A           |   |
| ⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業               | 物品購入費等                 | B           |   |
|                                 | 副食費                    | B           |   |
| ⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業     |                        |             |   |
| ⑬放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）          | 新たに開設する公設児童クラブの箇所数     | A           |   |
|                                 | 新たに開設する公設児童クラブのクラブ数    | A           |   |
|                                 | 新たに開設する民間児童クラブのクラブ数    | A           |   |
| ⑭放課後子供教室                        | 放課後子供教室のイベント開催         | イベント実施回数    | B |
|                                 | 放課後子供教室の定期開催実施校（交流ひろば） | 学校数（交流ひろば数） | A |
|                                 |                        | イベント実施回数    | B |

### ③ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、また、新制度に移行していない幼稚園にかかる就園奨励費の支給との連続性にも配慮し、次に示す給付方法を基本として継続して検討を行いました。

| 重点事業                    | 評価 |
|-------------------------|----|
| ①子育てのための施設等<br>利用給付について |    |
| ②茨城県との連携につ<br>いて        |    |

## (2) 成果指標の評価

「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」において、市民による当市の子ども・子育て支援施策の総合評価として計画全体の成果指標を設定してします。

「保育所・幼稚園を含めた保育サービスを良好と思う保護者の割合」「放課後の子どもの生活を豊かにする事業が良好だと思う保護者の割合」が改善している一方で、「つくば市は子育てしやすいまちだと思う保護者の割合」「子育てに関して非常に不安や負担などを感じている保護者の割合」は悪化しています。

| 成果指標項目                          | 策定値<br>H30年度<br>(2018年度) | 目標値<br>R6年度<br>(2024年度) | 現状値<br>R5年度<br>(2023年度) | 評価 | 備考                            |
|---------------------------------|--------------------------|-------------------------|-------------------------|----|-------------------------------|
| 基本目標Ⅰ たしかな生命と元気を育む              |                          |                         |                         |    |                               |
| つくば市は子育てしやすいまちだと思う保護者の割合        | 59.9%                    | 70.5%                   | 55.6%                   | ×  | 「子育てしやすい」と「どちらかといえば子育てしやすい」の計 |
| 子育てに関して非常に不安や負担などを感じている保護者の割合   | 9.2%                     | 6.2%                    | 13.6%                   | ×  | 「非常に不安や負担を感じる」                |
| 基本目標Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む            |                          |                         |                         |    |                               |
| 保育所等の待機児童ゼロ<br>(4月1日時点)         | 131人                     | 0人                      | 1人                      | ○  |                               |
| 保育所・幼稚園を含めた保育サービスを良好と思う保護者の割合   | 63.7%                    | 68.0%                   | 73.8%                   | ○  | 「良い」と「まあ良い」の計                 |
| 基本目標Ⅲ 主体的にして広く豊かな経験を育む          |                          |                         |                         |    |                               |
| 放課後児童クラブ待機児童ゼロ(5月1日時点)          | 119人                     | 0人                      | 94人                     | ○  |                               |
| 放課後の子どもの生活を豊かにする事業が良好だと思う保護者の割合 | 48.3%                    | 53.0%                   | 83.1%                   | ○  | 「良い」と「まあ良い」の計                 |

○=改善 △=横ばい(標本誤差の範囲内の変化) ×=悪化

(注) 策定値は第2期つくば市子育てアンケート就学前調査結果(平成30年11月実施)より。

## 5 子ども・子育て支援にかかわる課題

### (1) 第2期子ども・子育て支援プランの課題

#### ① 子どもの育ちと子育てを支援する切れ目のない包括的な支援の展開について

当市では、安心して出産できる環境を整え、母子保健事業と子育て支援事業それぞれを、関係機関が連携し、継続的・包括的に実施してきました。

アンケート調査において、子育てに関する相談窓口の認知度をみると、「つくば市子育て総合支援センター」や「保健センター」を知っている人が6割以上となっています。利用希望については、「家庭児童相談」や「家庭教育学級」、「子育てコーディネーター」等幅広い利用希望があります。一方、子育てに不安や負担を感じる保護者も多く、子育てに関する相談支援事業については、今後も、サービス利用の必要性のある保護者がサービスを必要なときに利用できるよう、情報提供の充実を進めるとともに、相談・利用がしやすい環境づくりを進め、切れ目のない包括的な支援を展開することが必要です。

また、発達や養育に悩む家庭への支援強化が求められています。アンケート調査では、子どもの健康や発育に関する悩みが多く、産後の不安や負担も大きくなっています。特に「十分な睡眠がとれない」や「心身の疲れ」が大きな問題となっています。支援のニーズとしては、母親が休息できるサービスや育児と家事を両立するための経済的支援、子どもを預けるサービス等が挙げられています。

そのため、周産期に求められる様々なニーズに対して、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない情報提供や相談支援の充実、保健・医療・福祉の支援体制の強化が必要です。

また、産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を図るとともに、予期せぬ妊娠等に悩む方が必要な支援を受けられるよう、乳児院や母子生活支援施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取り組みを進めることが必要です。

## ② 幼児教育・保育の適正な量の確保と質の向上について

アンケート調査において、フルタイムで働く就学前児童の保護者が増加しており、認可保育所等の利用も増加傾向にあります。今後も、地域ごとの子どもの人口の減少や保育ニーズの増加を勘案し、共働き世帯や多様化する変則的な勤務をする保護者の多様なニーズに対応するため、教育・保育サービスの充実の検討が必要です。

保育所等の一時預かりや幼稚園の預かり保育などの事業については、利用を希望する人が多くなっていることから、一時預かり施設の充実を図り、さらにWebなどの活用により事業を利用しやすくする工夫が必要です。

また、保育ニーズの高まりに合わせて、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材確保・育成・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進めることが必要です。

さらに、子どもの豊かな育ちを促進するため、地域や家庭の環境にかかわらず、全ての子どもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、子どもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障し、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図ることが必要です。

また、障害のある子どもや医療的ケア児、外国籍の子どもをはじめ様々な文化を背景にもつ子どもなど特別な配慮を必要とする子どもを含め、一人ひとりの子どもの健全な成長を支えていくことが必要です。

### ③ 地域や放課後における子どもの居場所づくりについて

「こども大綱」や「こどもの居場所に関する指針」では、全ての子どもや若者が安心・安全に過ごせる多様な居場所づくりが必要とされています。

そのような中で、アンケート調査では、就学前児童の保護者と小学生の保護者ともに、放課後の時間に過ごさせたい場所について、「自宅」が最も多く、次いで「習い事」や「児童クラブ」となっています。また、子どもの学校以外の地域活動やグループ活動については、「参加経験がある」と「今後の参加させたい」が合わせて半数を超えています。

当市においても、このような多様なニーズを踏まえた居場所を地域や民間事業者と連携して適正に確保していくことや人材確保のための処遇改善等が必要です。

また、加えて、障害のある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待やいじめを受けた児童及び外国にルーツをもつ児童等配慮が必要な児童についても、放課後の居場所を引き続き確保していくことが必要です。

## (2) 第3期プランから新たに追加する課題

### ① 子どもの権利に関すること

子どもの権利について、アンケート調査によると、「子どもの権利条約」の認知度は保護者で3割、小学生本人で1割となっており、保護者が子どもの権利の中で特に大切だと思うことは「自分の考えを自由に言えること」が最も高い割合で、次いで「暴力や言葉で傷つけないこと」が高くなっています。今後は、子どもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成が必要です。また、子どもや若者が理解しやすい方法で情報提供を行い、子どもの権利について知る機会を創出することが求められます。

### ② 子ども・若者育成支援に関すること

若者が直面するさまざまな困難や課題については、幼児期、学童期の経験が大きく影響を与えることがあります。

幼児期における親や養育者との触れ合いや愛着形成が、その後の社会的な関係や自己評価に大きな影響を与え、学童期においても、言語やコミュニケーションスキルの欠如は、学校での学業や友人関係に影響を及ぼし、自己肯定感にも関係します。特に学習障害やいじめなどの困難な状況を抱えている子どもや若者は、その後の人生における困難や課題を抱えがちです。このような状況に置かれている子どもや若者に対して切れ目のない支援の基盤づくりが必要です。

## 第3章 計画の理念・基本目標

### 1 基本理念

「つくば市未来構想・戦略プラン」では、「つながりを力に未来をつくる」をまちづくりの理念としています。この理念の実現に向け、子ども・若者の分野の目指すまちの姿として「未来をつくる人が育つまち」を掲げ、子育て環境が充実した、親子が一緒に楽しみながら成長できるまち、子どもたちが自分の好きなことを見つけ、個性を伸ばしながら未来を切り拓いていく力を育めるまちを目指しています。

また、「こども大綱」においては、子どもや若者への必要なサポートが年齢で途切れてしまうことなく、子どもや若者を、それぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示しており、当市においても、基本理念に則り、つくば市で暮らすすべての子どもが幸せに暮らしていくことができるよう、切れ目のない支援の基盤づくりの充実を図っていきます。

#### 【 基 本 理 念 】

子どもがまんなかつくばのまち

## 2 基本目標

基本理念の実現に向け、5つの基本目標を掲げ、施策を展開していきます。また、本章では基本目標に紐づく基本方針及び、基本事業について体系化し、その中身については第4章（施策の展開）にてとりあげます。

### 基本目標1.子どもの意見の尊重及び権利を守る

#### ～子どもの意見表明の機会の確保、子どもの権利の保障～

すべての子どもが自らの意見を安心して表明できるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討します。聴取に当たっては、自ら声を上げにくい子どもの意見も取り入れられるよう留意し、意見や提案を当市の未来に反映できる仕組みを目指します。

#### 基本方針（1）子どもの権利の保障

すべての子どもや若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための周知や啓発を行います。また、子どもや若者だけでなく、子ども・若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わる大人への情報提供を推進します。

#### 基本方針（2）子どもの意見表明の機会の充実

子どもや若者が自由に意見を表明しやすい、環境整備と気運の醸成に取り組むとともに周知啓発を図ります。

## 基本目標2. たしかな生命と元気を育む

### ～安心して産み育てられる子育て環境の充実～

乳児期や幼児期は、子どもの生涯にわたる成長・発達的基础を培い、未来を拓く力につながる生命力と活力を養う重要な時期です。家庭における子育ての環境によって、その育ちが阻害されることがないように妊娠期からの支援が重要であるとともに、子育て家庭が様々な悩みや不安を感じたときに孤立して子育ての力を失ってしまわないように継続的に、また周囲の力によって、関係を保つ必要があります。

そこで、妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

### 基本方針（1）継続的・包括的な支援及び環境の充実

子育て中の保護者が安心して子育てができるよう、多様な保護者のニーズに応じた支援や環境を充実します。また、「こども未来センター」を中心に、児童福祉と母子保健が連携・協働し、子育てに不安を抱える保護者や子どもの支援を包括的に行います。

### 基本方針（2）発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

配慮を必要とする子どもの健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、子どもとその保護者に対応するきめ細かな支援の推進を図ります。

## 基本目標3. 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

### ～幼児教育・保育の環境の充実～

幼児教育・保育施設は、子どもが周囲の人々から見守られるなかで、日々、楽しく、安心して暮らす場であると同時に、そこでの学びにつながる遊び等を通じて、生涯にわたる人間形成の基礎を培い、望ましい未来に向けて自らの力を試し、確かめ、培う場である必要があります。また、そのことで、義務教育以降の教育を受け入れる素地も形づくられます。

そこで、保護者の利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保する適正な量の確保と、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、つくば保育の質ガイドライン<sup>(※)</sup>等を活用した質の向上の両輪で幼児教育・保育環境の充実を図ります。

### 基本方針（1）教育・保育の提供体制の整備

入所待ち児童の解消及び教育ニーズへの対応のため、質の高い教育・保育を提供できるよう取組を進めていきます。

### 基本方針（2）子どもの豊かな育ちの促進

すべての子どもたちが年齢に応じて健やかな育ちを確保できるよう、それぞれの時期にふさわしい教育・保育が受けられるよう、職員に対する育ちと学びの連続性の共通理解を含めた資質向上のための研修、交流等の実施や、子ども同士の交流を進め、小学校教育への円滑な接続を図ります。

※) 国が定める保育所保育指針などを踏まえ、「安心の子育てができるつくば」を目指していくため平成31年度に策定したものです。保育に関わる一人ひとりが「つくば保育の質ガイドライン」を活用し、また、つくばらしさや地域の資源もいかしながら子どもたちを支え、市内のどの保育施設においても質の高い保育が受けられるよう、具体的な保育の方向性や守るべき事項を定めています。

## 基本目標4.主体的にして広く豊かな経験を育む

### ～地域や放課後等における子どもの活動環境の充実～

学童期は、幼児期の発達的特徴を残しつつ、青年期の発達的特徴が芽生える時期であり、子どもの活動の場も広がってきます。そして、広がった活動の場で様々な経験を積むことで、自主性や社会性など、自身の、そして社会の未来を拓く力を身につけていくこととなります。

そこで、市民の協力を得ながら当市の特色をいかした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

### 基本方針（1）特色をいかした放課後等の居場所の整備

保育を必要とするすべての子どもが利用できるよう放課後児童クラブの整備を進めるとともに、すべての子どもが安全・安心で主体的な遊びと学びの活動ができるよう市民と力をあわせて当市の特色をいかした放課後等の居場所の整備を図ります。

### 基本方針（2）子どもが主体的に活動するための支援の充実

子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進するため、放課後児童クラブの従事者や放課後子供教室の参画者の連携を支援するとともに、特別な配慮を必要とする児童の受入れを支援します。

## 基本目標5.子ども・若者の育成支援 ～子ども・若者とその家族の支援～

すべての子ども一人ひとりが、人と人とのつながりにより、自主的に持続可能な社会をつくるための力を育むとともに、当市の恵まれた環境をいかし実際の体験を通して自ら学ぶことにより学びの基礎作りを図ります。

すべての子どもや家庭の相談事に対する専門性を持った支援体制を構築し、子どもの最善の利益を尊重し、相談支援体制の更なる強化を図ります。

### 基本方針（1）すべての子ども・若者の健やかな育成

すべての子ども・若者が、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、命を大切にする心や思いやりの心を養えるように、家庭の果たす役割の重要性を認識しつつ、家庭・学校・地域および関係機関が連携して支援します。

### 基本方針（2）困難を抱える子ども・若者やその家族の支援

社会的な自立のための支援を必要とする子ども・若者に対し、社会生活を円滑に営むことができるよう、関係機関はもとより、当事者の住居その他の適切な場所において、必要な相談や助言、指導を行います。

### 3 計画の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 基本方針 ]

[ 基本事業 ]



# 第4章 施策の展開

## 基本目標1 子どもの意見の尊重及び権利を守る

～子どもの意見表明の機会の確保、子どもの権利の保障～

### 【 目標値 】

| 指標                           |            |
|------------------------------|------------|
| 「子どもの権利条約」について内容を知っている保護者の割合 |            |
| 計画策定時                        | 目標(令和11年度) |
| 就学前：29.22%<br>小学生：27.3%      | 50.0%      |

| 指標                               |            |
|----------------------------------|------------|
| 親や家族の人にもっとあなたの意見を聞いてほしいと思う小学生の割合 |            |
| 計画策定時                            | 目標(令和11年度) |
| 24.8%                            | 10.0%      |

### 【 基本方針 】

( 基本目標 )

1 子どもの意見の尊重  
及び権利を守る  
～子どもの意見表明の  
機会の確保、子どもの  
権利の保障～

( 基本方針 )

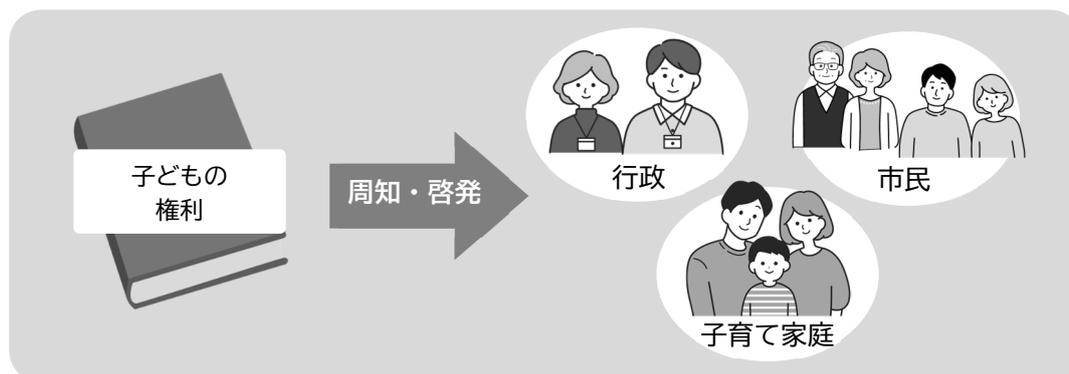
#### (1) 子どもの権利の保障

- すべての子どもや若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための周知や啓発を行います。また、子どもや若者だけでなく、子ども・若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わる大人への情報提供を推進します。

#### (2) 子どもの意見表明の機会の充実

- 子どもや若者が自由に意見を表明しやすい、環境整備と気運の醸成に取り組むとともに周知啓発を図ります。

## (1) 子どもの権利の保障

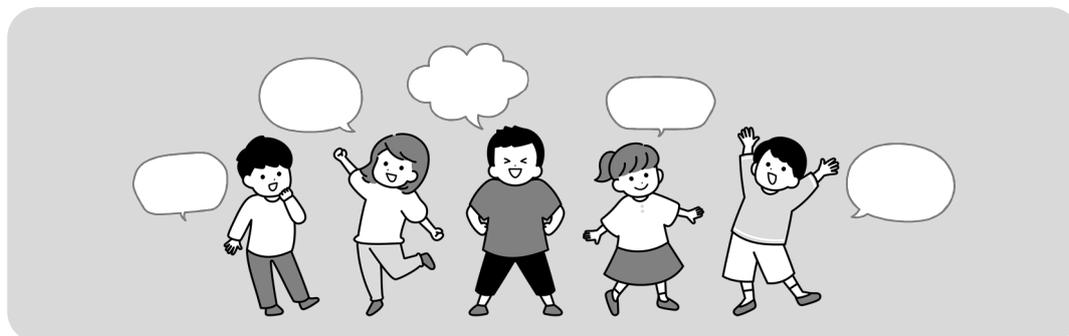


### 【取組】

子どもの権利についての周知・啓発

- こども基本法に基づき、「子どもの権利」についての周知・啓発を図るため、行政だけでなく、当事者である子どもを含めた広く市民を対象とし、情報発信等、身近なことから様々な機会の活用を図ります。

## (2) 子どもの意見表明の機会の充実



### 【取組】

子どもの意見表明の機会の確保

- 当市では、「世界のあしたが見えるまち」というビジョンのもと、「誰一人取り残さない」包摂の精神に基づき、子ども本人の意見も尊重します。そのために子どもが自分の意見を主体的に発言できるよう、意見を形成する力を養うとともに、意見表明する機会を図ります。

## 基本目標 2 たしかな生命と元気を育む ～安心して産み育てられる子育て環境の充実～

### 【 目標値 】

| 指標                           |              |
|------------------------------|--------------|
| つくば市は子育てしやすいまちだと思<br>う保護者の割合 |              |
| 計画策定時                        | 目標(令和 11 年度) |
| 55.6%                        | 70.5%        |

| 指標                                |              |
|-----------------------------------|--------------|
| 子育てに関して非常に不安や負担な<br>どを感じている保護者の割合 |              |
| 計画策定時                             | 目標(令和 11 年度) |
| 13.6%                             | 6.2%         |

### 【 基本方針 】

( 基本目標 )

2 たしかな生命と元気を  
育む  
～安心して産み育てら  
れる子育て環境の充実  
～

( 基本方針 )

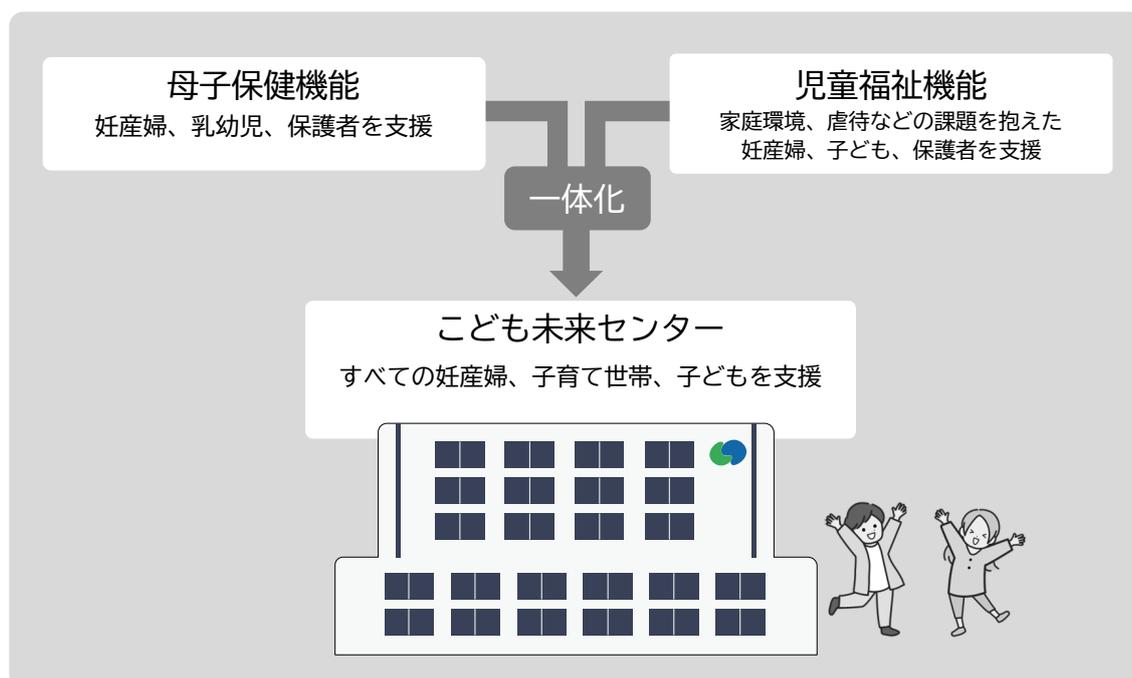
#### (1) 継続的・包括的な支援及び環境の充実

- 子育て中の保護者が安心して子育てができるよう、多様な保護者のニーズに応じた支援や環境を充実します。また、「こども未来センター」を中心に、児童福祉と母子保健が連携・協働し、子育てに不安を抱える保護者や子どもの支援を包括的に行います。

#### (2) 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

- 配慮を必要とする子どもの健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、子どもとその保護者に対応するきめ細かな支援の推進を図ります。

## (1) 継続的・包括的な支援及び環境の充実



### 【取組】

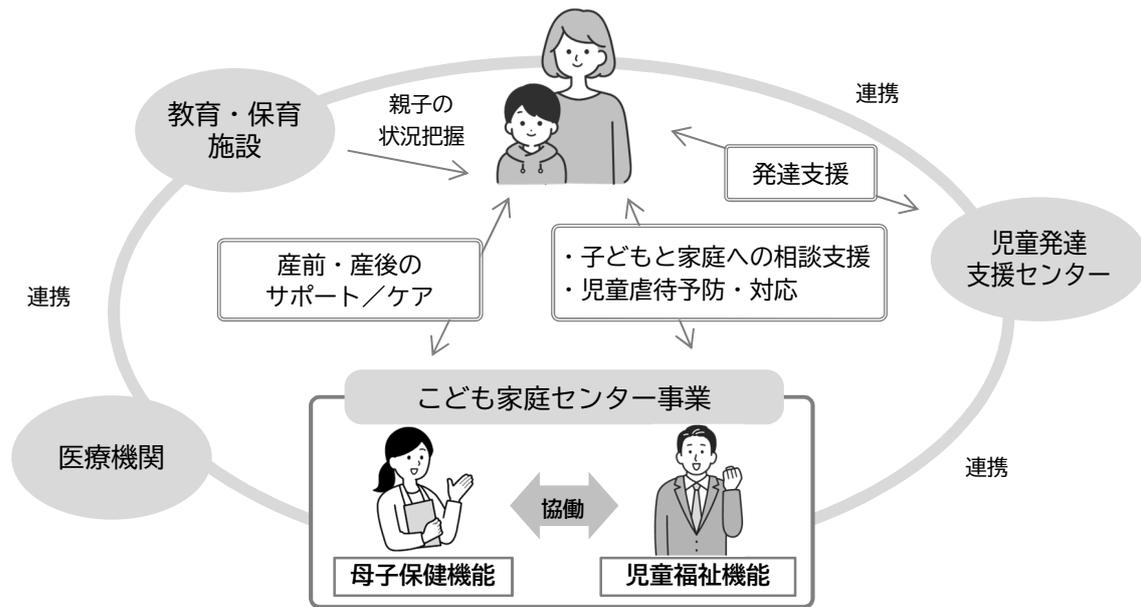
#### ① 子育てしやすい環境整備事業

- 突発的な事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かる事業の充実、また、子育て世帯同士、地域とのつながりの創出や各種子育て支援を実施する施設として地域子育て支援拠点の設置など、保護者が安心して子育てできる環境の整備を図ります。

#### ② こども家庭センター事業（こども未来センター【母子保健】）

- こども家庭センターは、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して児童福祉と母子保健の一体的な相談支援を行う機関として、児童福祉法及び母子保健法に定められています。当市では令和6年4月に「こども未来センター」という名称で、こども家庭センターを設置しました。  
こども未来センターの母子保健担当では、妊娠・出産期から子育て期（主に乳幼児期まで）における、妊産婦健診、乳幼児健診等の母子健診事業を行うとともに、妊娠届出時の妊婦面談、あかちゃん訪問時の養育者面談等の機会を活用し、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦・子育て世帯が安心して産み育てられるよう、伴走型相談支援を行います。

## (2) 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実



### 【取組】

#### ① 産前・産後のサポート／ケア事業

- 妊産婦が持つ不安や悩みを軽減するために、施設に宿泊または日帰りで利用する助産師等が行う産後ケア（短期入所型・通所型）、助産師が自宅に訪問する産後ケア（訪問型）を行います。また、保健師等が家庭訪問による相談支援を行う養育支援訪問やボランティアによる妊産婦に寄り添った相談支援を行うホームスタート事業も行います。

#### ② 児童発達支援センターとの連携

- こども家庭センター事業（こども未来センター）や保育所等で把握した発達が気になる子どもについて、子どもとその家族を適切な支援につなげるとともに、児童発達支援センターの設置にあわせて連携の強化を図ります。

#### ③ こども家庭センター事業（こども未来センター【児童福祉】）

- こども家庭センターは、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して児童福祉と母子保健の一体的な相談支援を行う機関として、児童福祉法及び母子保健法に定められています。当市では令和6年4月に「こども未来センター」という名称で、こども家庭センターを設置しました。

こども未来センターの児童福祉担当では、妊娠・出産期から子育て期（18歳未満の児童まで）を対象とするこども家庭相談において、子育ての不

安、家庭の悩みから児童虐待、家庭環境に関することまで様々な相談に応じ必要なサービスにつなぐと共に、関係機関と連携して子育ての孤立化、養育困難等の子育て家庭の状況を把握しながら支援していきます。

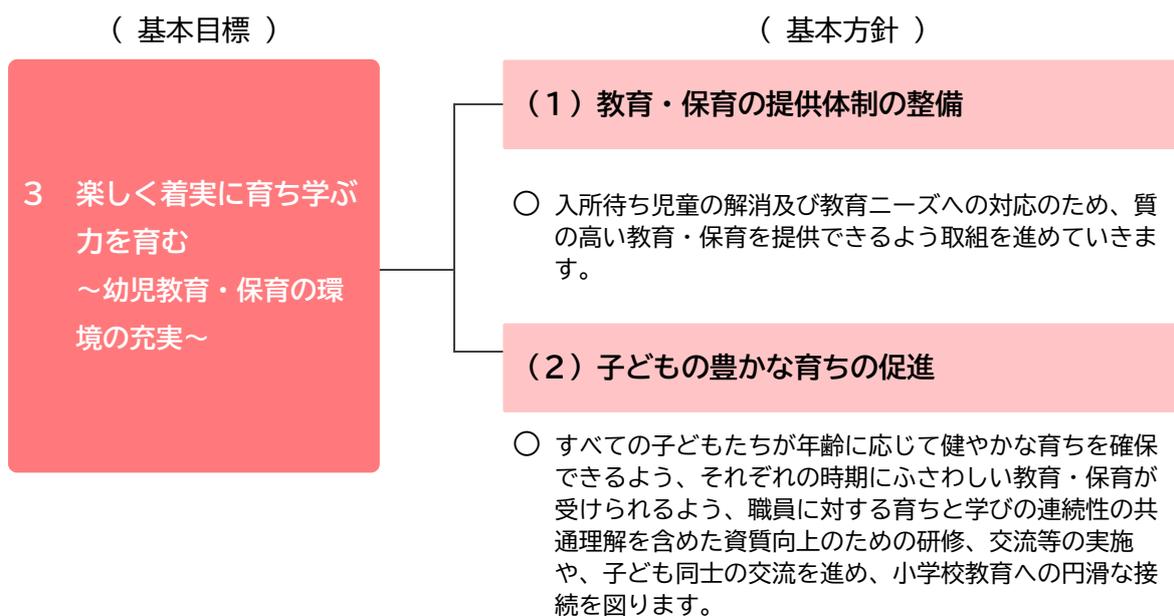
## 基本目標3 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む ～幼児教育・保育の環境の充実～

### 【 目標値 】

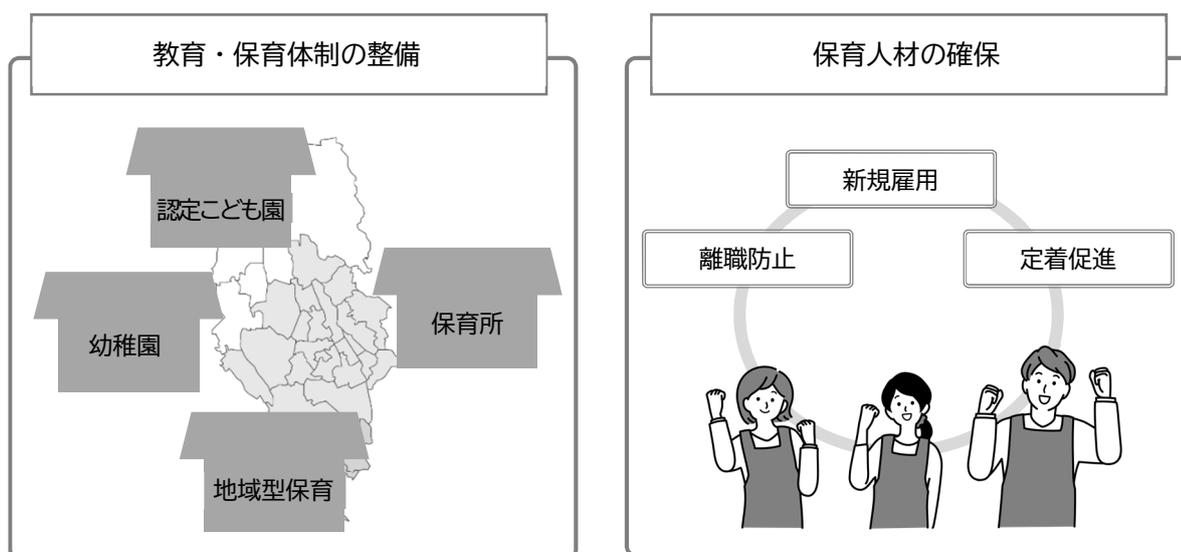
| 指標                      |            |
|-------------------------|------------|
| 保育所等の待機児童ゼロ<br>(4月1日時点) |            |
| 計画策定時                   | 目標(令和11年度) |
| 0人                      | 0人         |

| 指標                            |            |
|-------------------------------|------------|
| 保育所・幼稚園を含めた保育サービスを良好と思う保護者の割合 |            |
| 計画策定時                         | 目標(令和11年度) |
| 73.8%                         | 85.0%      |

### 【 基本方針 】



## (1) 教育・保育の提供体制の整備



### 【取組】

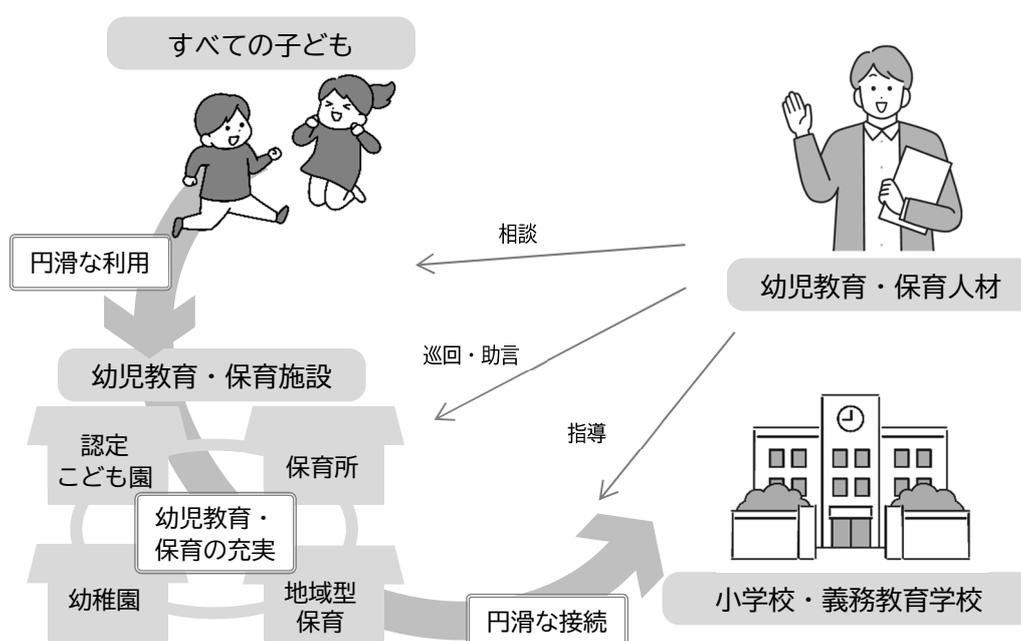
#### ① 教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業

- 待機児童0人の維持を図るため、産休明けに求められる保育ニーズを的確に把握したり、地域ごとの保育ニーズの特徴を詳細に把握したりしながら、各種保育施設や地域型保育事業の特徴をいかした保育体制の整備を行います。
- 利用希望を勘案し、公立・私立の特徴をいかしつつ、計画的に幼稚園・認定こども園の配置・定員管理を行います。

#### ② 保育人材の確保事業

- 保育士や保育教諭、幼稚園教諭を確保するため、保育士等の処遇改善等を実施します。
- 保育士等に選ばれ長く働くことができる保育所等となるように、保育士等の適正な配置と良好な労働環境の確保ができるような支援を行います。

## (2) 子どもの豊かな育ちの促進



### 【取組】

#### ① 幼児教育及び保育の推進事業

- 幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿に向けて、つくば保育の質ガイドラインの活用、幼児教育の指針の制定、幼児教育及び保育に関して高い専門性を有する人材の活用等を図ります。加えて、保育所・幼稚園から小学校・義務教育学校への円滑な移行が可能となるよう、関係機関の連携を強化します。

#### ② 特別な配慮を必要とする子どもの支援事業

- 当市は約 150 の国と地域から多数の外国籍の方が集まった都市であるため海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国にルーツをもつ幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。
- 発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用ができるように保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が専門的な知識・技術による支援を受けられるように、児童発達支援センターとの連携を図ります。

## 基本目標4 主体的にして広く豊かな経験を育む ～地域や放課後等における子どもの活動環境の充実～

### 【 目標値 】

| 指標                         |            |
|----------------------------|------------|
| 放課後児童クラブ待機児童ゼロ<br>(5月1日時点) |            |
| 計画策定時                      | 目標(令和11年度) |
| 0人                         | 0人         |

| 指標                                  |            |
|-------------------------------------|------------|
| 放課後の子どもの生活を豊かにする<br>事業が良好だと思ふ保護者の割合 |            |
| 計画策定時                               | 目標(令和11年度) |
| 83.1%                               | 90%        |

### 【 基本方針 】

( 基本目標 )

4 主体的にして広く豊かな経験を育む  
～地域や放課後等における子どもの活動環境の充実～

( 基本方針 )

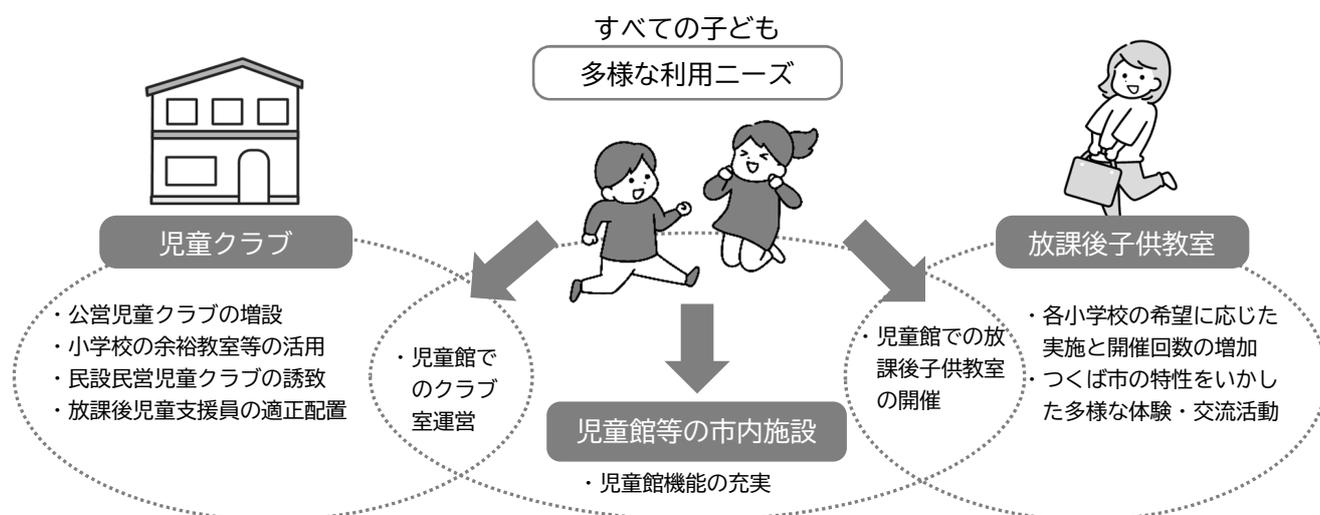
#### (1) 特色をいかした放課後等の居場所の整備

- 保育を必要とするすべての子どもが利用できるよう放課後児童クラブの整備を進めるとともに、すべての子どもが安全・安心で主体的な遊びと学びの活動ができるよう市民と力をあわせて当市の特色をいかした放課後等の居場所の整備を図ります。

#### (2) 子どもが主体的に活動するための支援の充実

- 子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進するため、放課後児童クラブの従事者や放課後子供教室の参画者の連携を支援するとともに、特別な配慮を必要とする児童の受入れを支援します。

## (1) 特色をいかした放課後等の居場所の整備



### 【取組】

#### ① 放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

- つくばエクスプレス沿線開発地域などによる人口の増加が続いており、当市の放課後児童クラブニーズは依然高まっています。その中で、待機児童や床面積要件超過の課題が生じているため、国の基準に従い、児童クラブ室の増設や小学校の余裕教室等を活用するなど、待機児童や床面積要件超過の課題を解決していきます。また、民設民営児童クラブの積極的な誘致を行い、多様な利用ニーズに対応していきます。
- 子ども一人ひとりの「遊びの場」や「生活の場」である放課後児童クラブにおいて、国の基準に従い、放課後児童支援員の適正配置を行い、子どもの自主性と社会性の向上をより一層図っていきます。また、放課後児童支援員の雇用確保策として、児童クラブに対する処遇改善の補助金の拡充をしていきます。

## ② 放課後子供教室推進事業

- 放課後子供教室の事業拡充のため、市民ボランティアの掘り起こしや人材育成等に努めるとともに、子どもたちにとって放課後の魅力的な選択肢となるように、科学技術、国際性、自然環境等の当市の特性をいかして、研究機関・市民団体等との連携・協力により、多様な体験・交流活動の充実を図ります。
- 当市では放課後子供教室の専用スペース「交流ひろば」が4か所あり、児童のニーズに応えるべく様々な体験活動等の行事を実施しており、この事業の一役を担っています。専門的知識を有する講師による魅力的な行事を行い、より一層、子どもたちの放課後の充実を図っています。
- 市内全小学校、義務教育学校を対象に、各学校のニーズに応じた放課後子供教室のプログラムを実施するとともに、児童の放課後の居場所の一つとして、開催回数を増やしていきます。

## ③ 子どもの居場所・学習支援事業

- 経済的に困難を抱える世帯の子どもに対する支援として、地域や実施団体、大学、学校等と連携しながら、学習支援や安心できる居場所の提供を行います。

## (2) 子どもが主体的に活動するための支援の充実



### 【取組】

- ① 新・放課後子ども総合プラン及び放課後児童対策パッケージの継続的な運営事業
  - 放課後のすべての子どもが主人公となり、多様な体験・活動を行うことができるよう、こども部、教育局及び学校が一体となって放課後対策の共通理解や情報共有を図るとともに、ボランティア等の地域人材を巻き込んで、放課後の居場所づくりを推進していきます。
  - 当市は、全国的に見ても多数の児童館を有しており、児童館のある小学校区では、児童館の機能を活用し、施設内で放課後児童クラブの運営及び行事や遊び等を実施することで、新・放課後子ども総合プランを継続的に実践しています。今後もプランの強化のため、児童館の他の機能との調整を図りつつ、児童クラブ室の拡大や放課後子供教室で実施する魅力的な遊び等の導入によって、小学生の放課後に関わる児童館機能の充実を図っていきます。
  - 児童館のない小学校区について、子どもたちの居場所づくりのために、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携をより一層強めていく必要があり、放課後子供教室の開催数の増加に努めるとともに、児童クラブ員を含めた子どもたちが主体的に参加できるよう、学校の施設利用を促進し、職員間の情報共有や連携を密にしていきます。
  - 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な実施を推進するために、地域住民への呼びかけや地域ボランティアを募るなど、地域人材の掘り起こしや育成支援を行っていき、地域全体を巻き込んだ事業展開を目指します。
  - **放課後の学校施設を活用したアフタースクールでは、子どもたちが自ら「好き」や「得意」を見つけられるよう、様々な活動を体験できる居場所を提供していきます。**

## ② 特別な配慮を必要とする児童の支援事業

- 障害のある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待やいじめを受けた児童及び外国ルーツをもつ児童等が、主体的に活動を行える放課後の居場所づくりを目指していきます。そのために学校や専門性を有する関係機関と連携を密にし、児童の情報や近況を把握するなどし、受入れ体制を構築していきます。

## ③ 遊びの機会と場の充実

- 子どもが自由にのびのびと遊べるような機会・場所を提供し、子どもやその保護者が安全に安心して過ごせる環境を整備します。

## 基本目標5 子ども・若者の育成支援 ～子ども・若者とその家族の支援～

### 【 目標値 】

| 指標                        |            |
|---------------------------|------------|
| 自分にはよいところがあると思う<br>小学生の割合 |            |
| 計画策定時                     | 目標(令和11年度) |
| 74.9%                     | 85%        |

### 【 基本方針 】

( 基本目標 )

5 子ども・若者の育成支援  
～子ども・若者とその家族の  
支援～

( 基本方針 )

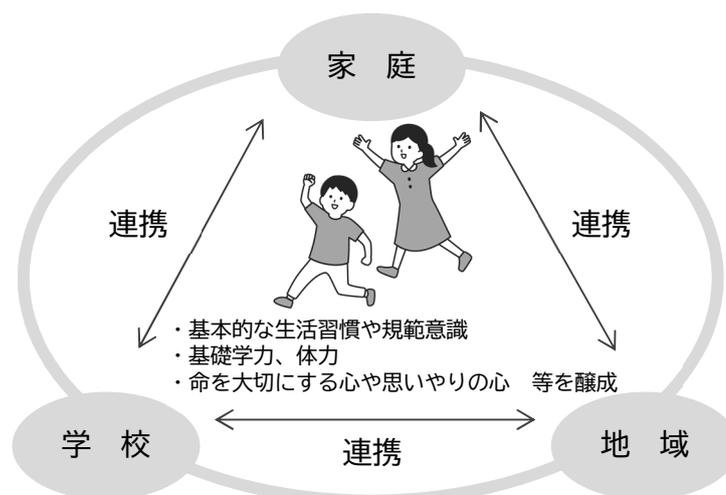
#### (1) すべての子ども・若者の健やかな育成

- すべての子ども・若者が、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、命を大切にす  
る心や思いやりの心を養えるように、家庭の果たす役割の  
重要性を認識しつつ、家庭・学校・地域および関係機関  
が連携して支援します。

#### (2) 困難を抱える子ども・若者やその家族の支援

- 社会的な自立のための支援を必要とする子ども・若者に  
対し、社会生活を円滑に営むことができるよう、関係機  
関はもとより、当事者の住居その他の適切な場所におい  
て、必要な相談や助言、指導を行います。

## (1) すべての子ども・若者の健やかな育成



### 【取組】

#### ① 学びにつながる育成の推進

- すべての子ども・若者が、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、学びへの意欲を支援することで、命を大切にする心や思いやりの心、好奇心や探求心、協調性・忍耐力など、将来の社会を生きる力を育みます。

#### ② 健やかな心と体の育成及び健康教育の推進と多様性に関する意識の醸成

- 子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、栄養や食事に関する正しい知識と望ましい食習慣、食事のバランスや食べ方について、子どもの育ちにに応じて、学校・家庭・地域が連携し、普及・啓発を図ります。
- 学校や家庭、地域などあらゆる場面において、誰もが自分の生き方を決定し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、性別に関わりなく多様な生き方を選択でき、互いを尊重し認め合う意識を醸成します。
- 不登校児童生徒支援に関しては、不登校は問題行動ではないという認識の下、学校に登校することのみを目標にするのではなく、社会的自立に向けた力を育み、一人ひとりが幸せな人生を送ることができるよう、児童生徒の視点に立って様々な支援をしていきます。

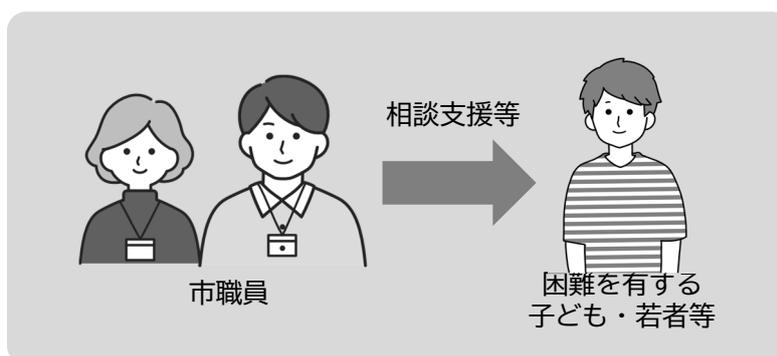
#### ③ つくばの多様な資源を活かした体験や自らの気づきを通じた学びの推進

- 豊かな創造力と想像力、思考力、コミュニケーション力などを養うため郷土・文化、科学技術、スポーツなど、子どもたちが様々な遊びや体験を通し、また

地域とのつながりにより、将来への気づきにつながるとともに、心身を育む機会を創出し、当市の次代の担い手につなげていきます。

- 科学技術を担う人材との交流を通じて、課題を発見する力、情報を整理・分析する力、課題を解決する力などを育む「体験型科学教育」を推進します。

## (2) 困難を抱える子ども・若者やその家族の支援



### 【取組】

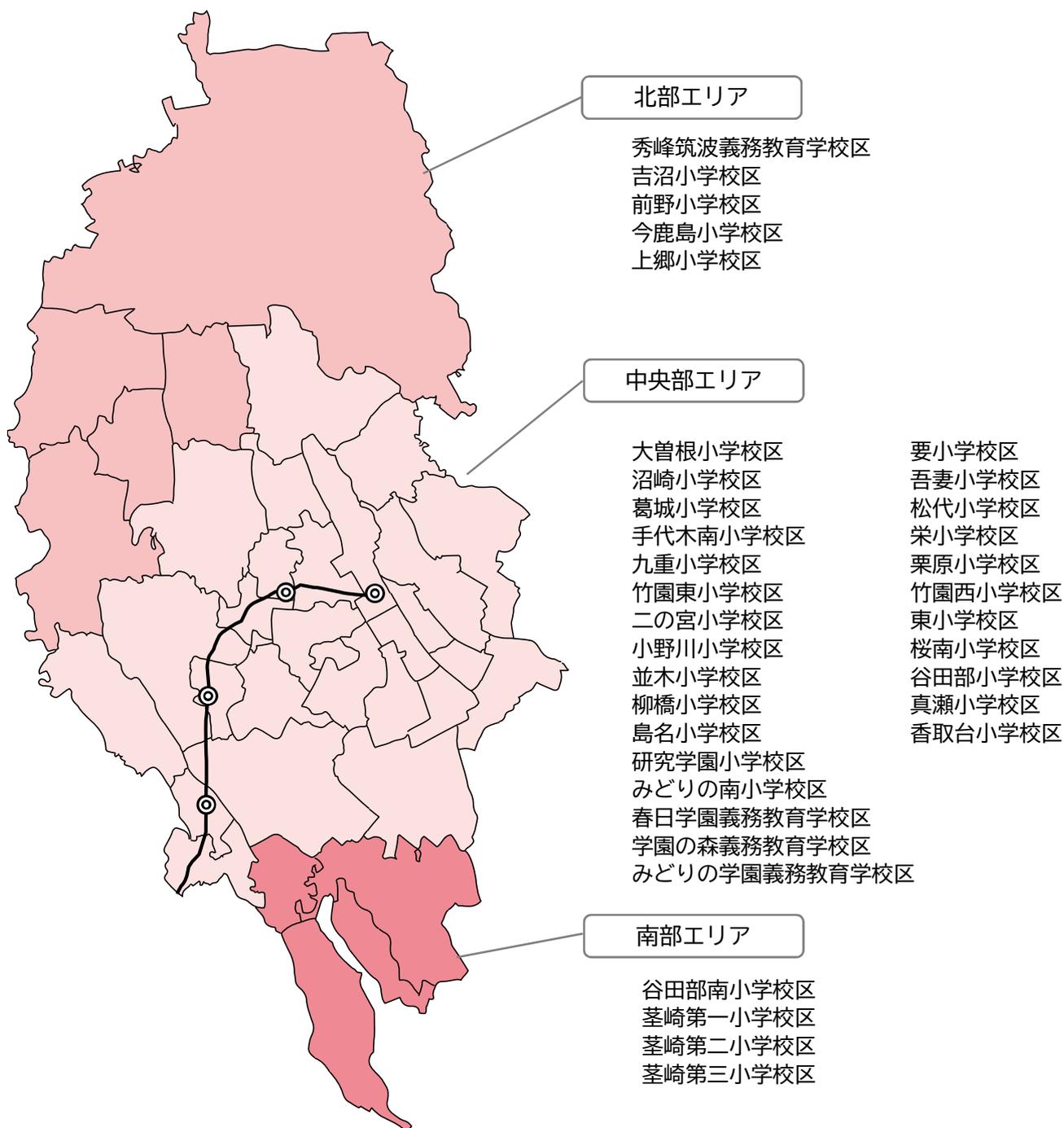
- ① 社会的な自立に向けた取組及び自殺対策の推進
  - ひきこもりの状態にある子どもや若者、その家族に対し、必要に応じた相談支援体制を実施します。
  - 自らのこころの健康を保持し、周囲のこころの健康の変化に気づくことができる子どもの育成を図ります。
  - 発達障害、性的少数者、外国籍、いじめ等の様々な背景がある子どもに対して、その背景を理解し、適切な支援を行います。
  - **中高生から20代までの若者の居場所や相談、活動の支援などをする場を設置して、行政の支援が入りにくい年代へのサポートを充実させます。**
- ② ヤングケアラー支援
  - ヤングケアラーを必要な支援につなぐため、ヤングケアラーへの理解を深める情報を発信するとともに、学校、高齢者や障害者の相談支援事業所等の関係機関の連携や、積極的な情報収集を図り、相談しやすい環境づくりを進めていきます。

# 第5章 重点事業

## 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条及び「基本指針」では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定することとされています。

当市の認可保育所等の申込率やつくばエクスプレス沿線地域の待機児童の発生状況を勘案し、教育・保育提供区域の基本区域として3つのエリアを設定します。



また、地域子ども・子育て支援事業については、事業ごとの性格や特徴から提供区域を定めます。

- 1) 教育・保育施設、地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く）及び教育・保育施設と一体的な性格をもつ時間外保育事業は基本区域とします。
- 2) その他の事業は事業の性格から、市全域での提供事業とします。

事業ごとの提供区域

| 区分            | 事業                         | 基本目標 | 区域   | 備考          |
|---------------|----------------------------|------|------|-------------|
| 教育・保育施設       | 保育所                        | Ⅲ    | 基本区域 |             |
|               | 幼稚園                        | Ⅲ    |      |             |
|               | 認定こども園                     | Ⅲ    |      |             |
| 地域型保育事業       | 小規模保育事業                    | Ⅲ    | 基本区域 |             |
|               | 家庭的保育事業                    | Ⅲ    |      |             |
|               | 事業所内保育事業                   | Ⅲ    |      |             |
|               | 居宅訪問型保育事業                  | Ⅲ    | 市全域  |             |
| 地域子ども・子育て支援事業 | 利用者支援事業                    | Ⅱ    | 市全域  |             |
|               | 地域子育て支援拠点事業                | Ⅱ    | 市全域  |             |
|               | 一時預かり事業                    | Ⅱ    | 市全域  |             |
|               | 病児保育事業                     | Ⅱ    | 市全域  |             |
|               | 子育て援助活動支援事業                | Ⅱ    | 市全域  |             |
|               | 子育て短期支援事業                  | Ⅱ    | 市全域  |             |
|               | 乳児家庭全戸訪問事業                 | Ⅱ    | 市全域  |             |
|               | 妊婦健診事業                     | Ⅱ    | 市全域  |             |
|               | 養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業       | Ⅱ    | 市全域  |             |
|               | 時間外保育事業                    | Ⅲ    | 基本区域 | 教育・保育施設との連携 |
|               | 実費徴収に係る補足給付を行う事業           | Ⅲ    | 市全域  |             |
|               | 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | Ⅲ    | 市全域  |             |
|               | 放課後児童健全育成事業                | Ⅳ    | 市全域  |             |
|               | 放課後子供教室                    | Ⅳ    | 市全域  |             |
|               | 子育て世帯訪問支援事業                | Ⅱ    | 市全域  |             |
|               | 児童育成支援拠点事業                 | Ⅱ    | 市全域  |             |
| 親子関係形成支援事業    | Ⅱ                          | 市全域  |      |             |

## 2 人口の見込み

本計画における人口の見込みは、令和5年10月1日時点の住民基本台帳人口を基準として、一般的な推計手法であるコーホート要因法を用いて、小地域・1歳階級で推計しています。

【市全体】

(単位：人)

|           | 令和7年度         | 令和8年度         | 令和9年度         | 令和10年度        | 令和11年度        |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 0歳        | 2,277         | 2,273         | 2,240         | 2,190         | 2,117         |
| 1歳        | 2,361         | 2,353         | 2,325         | 2,286         | 2,236         |
| 2歳        | 2,518         | 2,445         | 2,411         | 2,374         | 2,334         |
| 3歳        | 2,611         | 2,593         | 2,488         | 2,448         | 2,409         |
| 4歳        | 2,710         | 2,716         | 2,669         | 2,555         | 2,510         |
| 5歳        | 2,838         | 2,825         | 2,796         | 2,736         | 2,619         |
| <b>小計</b> | <b>15,315</b> | <b>15,205</b> | <b>14,929</b> | <b>14,589</b> | <b>14,225</b> |
| 6歳        | 2,897         | 2,935         | 2,894         | 2,853         | 2,787         |
| 7歳        | 2,858         | 2,958         | 2,978         | 2,927         | 2,881         |
| 8歳        | 2,908         | 2,920         | 2,998         | 3,010         | 2,956         |
| 9歳        | 2,892         | 2,962         | 2,960         | 3,030         | 3,038         |
| 10歳       | 2,827         | 2,937         | 2,994         | 2,986         | 3,050         |
| 11歳       | 2,794         | 2,854         | 2,952         | 3,002         | 2,990         |
| <b>小計</b> | <b>17,176</b> | <b>17,566</b> | <b>17,776</b> | <b>17,808</b> | <b>17,702</b> |
| <b>合計</b> | <b>32,491</b> | <b>32,771</b> | <b>32,705</b> | <b>32,397</b> | <b>31,927</b> |

## 【北部エリア】

(単位：人)

|     | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 0歳  | 134   | 141   | 145   | 147    | 145    |
| 1歳  | 140   | 139   | 146   | 149    | 151    |
| 2歳  | 161   | 146   | 145   | 151    | 154    |
| 3歳  | 161   | 166   | 151   | 151    | 156    |
| 4歳  | 178   | 165   | 169   | 156    | 155    |
| 5歳  | 176   | 181   | 170   | 173    | 161    |
| 6歳  | 197   | 180   | 185   | 174    | 177    |
| 7歳  | 203   | 199   | 184   | 188    | 177    |
| 8歳  | 218   | 205   | 201   | 187    | 191    |
| 9歳  | 223   | 220   | 208   | 204    | 190    |
| 10歳 | 231   | 225   | 222   | 210    | 206    |
| 11歳 | 261   | 233   | 228   | 224    | 212    |
| 合計  | 2,283 | 2,201 | 2,153 | 2,114  | 2,076  |

## 【中央部エリア】

(単位：人)

|     | 令和7年度  | 令和8年度  | 令和9年度  | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 0歳  | 2,046  | 2,037  | 1,993  | 1,938  | 1,872  |
| 1歳  | 2,118  | 2,110  | 2,076  | 2,028  | 1,974  |
| 2歳  | 2,244  | 2,190  | 2,158  | 2,114  | 2,066  |
| 3歳  | 2,338  | 2,312  | 2,223  | 2,184  | 2,139  |
| 4歳  | 2,420  | 2,435  | 2,381  | 2,280  | 2,238  |
| 5歳  | 2,528  | 2,527  | 2,507  | 2,441  | 2,336  |
| 6歳  | 2,568  | 2,619  | 2,588  | 2,556  | 2,486  |
| 7歳  | 2,518  | 2,624  | 2,656  | 2,614  | 2,577  |
| 8歳  | 2,555  | 2,576  | 2,659  | 2,683  | 2,637  |
| 9歳  | 2,520  | 2,605  | 2,611  | 2,686  | 2,706  |
| 10歳 | 2,440  | 2,562  | 2,633  | 2,632  | 2,702  |
| 11歳 | 2,373  | 2,463  | 2,571  | 2,635  | 2,631  |
| 合計  | 28,669 | 29,060 | 29,056 | 28,793 | 28,365 |

## 【南部エリア】

(単位：人)

|     | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 0歳  | 97    | 96    | 103   | 105    | 101    |
| 1歳  | 103   | 103   | 103   | 109    | 110    |
| 2歳  | 113   | 109   | 109   | 109    | 114    |
| 3歳  | 112   | 116   | 114   | 113    | 113    |
| 4歳  | 113   | 115   | 119   | 118    | 117    |
| 5歳  | 133   | 117   | 119   | 122    | 122    |
| 6歳  | 133   | 136   | 121   | 123    | 125    |
| 7歳  | 137   | 135   | 138   | 124    | 126    |
| 8歳  | 135   | 140   | 137   | 140    | 127    |
| 9歳  | 149   | 137   | 142   | 140    | 142    |
| 10歳 | 156   | 150   | 139   | 144    | 142    |
| 11歳 | 160   | 157   | 152   | 142    | 146    |
| 合計  | 1,539 | 1,510 | 1,496 | 1,489  | 1,486  |

### 3 教育・保育の量の見込みと確保方策

#### (1) 市全体の教育・保育の量の見込みと確保方策

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査等から算出した教育・保育の見込み量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の充実を図ります。

また満3歳児以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との円滑な連携が可能となるように支援します。

計画期間である令和7年度から令和11年度における、市全体の教育・保育の見込量と確保方策は次頁に示す通りです。

【令和7年度～令和11年度】

(単位：人)

| 年度       | 区分           | 1号認定          | 2号認定             |       | 3号認定  |       |       |
|----------|--------------|---------------|------------------|-------|-------|-------|-------|
|          |              |               | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外  | 0歳児   | 1・2歳児 |       |
| 令和7年度    | ①量の見込み       | 2,202         | 390              | 4,894 | 893   | 3,285 |       |
|          | 確②           | 特定教育・保育施設     | 2,673            | 480   | 4,910 | 905   | 2,835 |
|          |              | 確認を受けない幼稚園    | 420              |       |       |       |       |
|          |              | 特定地域型保育事業     |                  |       |       | 94    | 382   |
|          |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |       | 84    | 31    | 90    |
|          | ③確保見込量(②の合計) | 3,093         | 480              | 4,994 | 1,030 | 3,307 |       |
| 過不足(③-①) | 891          | 90            | 100              | 137   | 22    |       |       |
| 令和8年度    | ① 量の見込み      | 2,196         | 396              | 5,016 | 891   | 3,308 |       |
|          | 確②           | 特定教育・保育施設     | 2,673            | 480   | 4,968 | 923   | 2,934 |
|          |              | 確認を受けない幼稚園    | 420              |       |       |       |       |
|          |              | 特定地域型保育事業     |                  |       |       | 100   | 414   |
|          |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |       | 84    | 31    | 90    |
|          | ③確保見込量(②の合計) | 3,093         | 480              | 5,052 | 1,054 | 3,438 |       |
| 過不足(③-①) | 897          | 84            | 36               | 163   | 130   |       |       |
| 令和9年度    | ① 量の見込み      | 2,148         | 396              | 5,036 | 879   | 3,327 |       |
|          | 確②           | 特定教育・保育施設     | 2,673            | 480   | 5,076 | 935   | 2,994 |
|          |              | 確認を受けない幼稚園    | 420              |       |       |       |       |
|          |              | 特定地域型保育事業     |                  |       |       | 103   | 430   |
|          |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |       | 84    | 31    | 90    |
|          | ③確保見込量(②の合計) | 3,093         | 480              | 5,160 | 1,069 | 3,514 |       |
| 過不足(③-①) | 945          | 84            | 124              | 190   | 187   |       |       |
| 令和10年度   | ① 量の見込み      | 2,089         | 394              | 5,036 | 860   | 3,332 |       |
|          | 確②           | 特定教育・保育施設     | 2,673            | 480   | 5,076 | 935   | 2,994 |
|          |              | 確認を受けない幼稚園    | 420              |       |       |       |       |
|          |              | 特定地域型保育事業     |                  |       |       | 103   | 430   |
|          |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |       | 84    | 31    | 90    |
|          | ③確保見込量(②の合計) | 3,093         | 480              | 5,160 | 1,069 | 3,514 |       |
| 過不足(③-①) | 1,004        | 86            | 124              | 209   | 182   |       |       |
| 令和11年度   | ① 量の見込み      | 2,036         | 392              | 5,021 | 831   | 3,307 |       |
|          | 確②           | 特定教育・保育施設     | 2,673            | 480   | 5,076 | 935   | 2,994 |
|          |              | 確認を受けない幼稚園    | 420              |       |       |       |       |
|          |              | 特定地域型保育事業     |                  |       |       | 103   | 430   |
|          |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |       | 84    | 31    | 90    |
|          | ③確保見込量(②の合計) | 3,093         | 480              | 5,160 | 1,069 | 3,514 |       |
| 過不足(③-①) | 1,057        | 88            | 139              | 238   | 207   |       |       |

注：4月1日時点

## (2) エリア別の教育・保育の量の見込みと確保方策

### ① 北部エリア

認可保育所等への申込状況と待機児童の発生に留意しながら、中央部エリアにある認可保育所等の利用等により対応を図ります。

(単位：人)

| 年度        | 区分             | 1号認定          | 2号認定             |      | 3号認定 |       |     |
|-----------|----------------|---------------|------------------|------|------|-------|-----|
|           |                |               | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 0歳児  | 1・2歳児 |     |
| 令和7年度     | ① 量の見込み        | 95            | 32               | 323  | 25   | 208   |     |
|           | 確②             | 特定教育・保育施設     | 540              |      | 530  | 42    | 188 |
|           |                | 確認を受けない幼稚園    | 420              |      |      |       |     |
|           |                | 特定地域型保育事業     |                  |      |      |       |     |
|           |                | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |      |      |       |     |
|           | ② 確保見込量 (②の合計) | 960           | 0                | 530  | 42   | 188   |     |
| 過不足 (③-①) | 865            | (32)          | 207              | 17   | (20) |       |     |
| 令和8年度     | ① 量の見込み        | 94            | 32               | 323  | 25   | 208   |     |
|           | 確②             | 特定教育・保育施設     | 540              |      | 480  | 42    | 178 |
|           |                | 確認を受けない幼稚園    | 420              |      |      |       |     |
|           |                | 特定地域型保育事業     |                  |      |      |       |     |
|           |                | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |      |      |       |     |
|           | ② 確保見込量 (②の合計) | 960           | 0                | 480  | 42   | 178   |     |
| 過不足 (③-①) | 866            | (32)          | 157              | 17   | (30) |       |     |
| 令和9年度     | ① 量の見込み        | 90            | 32               | 323  | 25   | 208   |     |
|           | 確②             | 特定教育・保育施設     | 540              |      | 480  | 42    | 178 |
|           |                | 確認を受けない幼稚園    | 420              |      |      |       |     |
|           |                | 特定地域型保育事業     |                  |      |      |       |     |
|           |                | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |      |      |       |     |
|           | ② 確保見込量 (②の合計) | 960           | 0                | 480  | 42   | 178   |     |
| 過不足 (③-①) | 870            | (32)          | 157              | 17   | (30) |       |     |
| 令和10年度    | ① 量の見込み        | 88            | 32               | 323  | 25   | 208   |     |
|           | 確②             | 特定教育・保育施設     | 540              |      | 480  | 42    | 178 |
|           |                | 確認を受けない幼稚園    | 420              |      |      |       |     |
|           |                | 特定地域型保育事業     |                  |      |      |       |     |
|           |                | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |      |      |       |     |
|           | ② 確保見込量 (②の合計) | 960           | 0                | 480  | 42   | 178   |     |
| 過不足 (③-①) | 872            | (32)          | 157              | 17   | (30) |       |     |
| 令和11年度    | ① 量の見込み        | 87            | 32               | 323  | 25   | 208   |     |
|           | 確②             | 特定教育・保育施設     | 540              |      | 480  | 42    | 178 |
|           |                | 確認を受けない幼稚園    | 420              |      |      |       |     |
|           |                | 特定地域型保育事業     |                  |      |      |       |     |
|           |                | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |      |      |       |     |
|           | ③確保見込量 (②の合計)  | 960           | 0                | 480  | 42   | 178   |     |
| 過不足 (③-①) | 873            | (32)          | 157              | 17   | (30) |       |     |

注：4月1日時点

② 中央部エリア

教育の提供量については、私立幼稚園・認定こども園において専用バスによる送迎があることから、北部エリア・南部エリアの施設により対応を図ります。

保育の提供量については、令和9年度までは、定員90人規模の保育所整備を基本として、年度末にかけての待機児童の発生状況に留意しながら事業者からの提案状況を勘案し、地域型保育事業の整備も含め柔軟に対応することで確保していきます。

また、つくば市全体でつくば保育の質ガイドラインの活用を含め、施設運営事業者と連携しながら教育・保育の質の向上に取り組んでいきます。

(単位：人)

| 年度       | 区分     | 1号認定          | 2号認定             |       | 3号認定  |       |       |
|----------|--------|---------------|------------------|-------|-------|-------|-------|
|          |        |               | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外  | 0歳児   | 1・2歳児 |       |
| 令和7年度    | ①量の見込み | 2,002         | 338              | 4,366 | 849   | 2,947 |       |
|          | 確②     | 特定教育・保育施設     | 1,695            | 350   | 4,204 | 816   | 2,500 |
|          |        | 確認を受けない幼稚園    |                  |       |       |       |       |
|          |        | 特定地域型保育事業     |                  |       |       | 94    | 382   |
|          |        | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |       | 84    | 31    | 90    |
|          |        | ③確保見込量(②の合計)  | 1,695            | 350   | 4,288 | 941   | 2,972 |
| 過不足(③-①) | (307)  | 12            | (78)             | 92    | 25    |       |       |
| 令和8年度    | ①量の見込み | 1,999         | 344              | 4,488 | 847   | 2,970 |       |
|          | 確②     | 特定教育・保育施設     | 1,695            | 350   | 4,314 | 835   | 2,606 |
|          |        | 確認を受けない幼稚園    |                  |       |       |       |       |
|          |        | 特定地域型保育事業     |                  |       |       | 100   | 414   |
|          |        | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |       | 84    | 31    | 90    |
|          |        | ③確保見込量(②の合計)  | 1,695            | 350   | 4,398 | 966   | 3,110 |
| 過不足(③-①) | (304)  | 6             | (90)             | 119   | 140   |       |       |
| 令和9年度    | ①量の見込み | 1,954         | 344              | 4,508 | 835   | 2,989 |       |
|          | 確②     | 特定教育・保育施設     | 1,695            | 350   | 4,422 | 847   | 2,666 |
|          |        | 確認を受けない幼稚園    |                  |       |       |       |       |
|          |        | 特定地域型保育事業     |                  |       |       | 103   | 430   |
|          |        | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |       | 84    | 31    | 90    |
|          |        | ③確保見込量(②の合計)  | 1,695            | 350   | 4,506 | 981   | 3,186 |
| 過不足(③-①) | (259)  | 6             | (2)              | 146   | 197   |       |       |
| 令和10年度   | ①量の見込み | 1,897         | 342              | 4,508 | 816   | 2,994 |       |
|          | 確②     | 特定教育・保育施設     | 1,695            | 350   | 4,422 | 847   | 2,666 |
|          |        | 確認を受けない幼稚園    |                  |       |       |       |       |
|          |        | 特定地域型保育事業     |                  |       |       | 103   | 430   |
|          |        | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |       | 84    | 31    | 90    |
|          |        | ③確保見込量(②の合計)  | 1,695            | 350   | 4,506 | 981   | 3,186 |
| 過不足(③-①) | (202)  | 8             | (2)              | 165   | 192   |       |       |
| 令和11年度   | ①量の見込み | 1,845         | 340              | 4,493 | 787   | 2,969 |       |
|          | 確②     | 特定教育・保育施設     | 1,695            | 350   | 4,422 | 847   | 2,666 |
|          |        | 確認を受けない幼稚園    |                  |       |       |       |       |
|          |        | 特定地域型保育事業     |                  |       |       | 103   | 430   |
|          |        | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |       | 84    | 31    | 90    |
|          |        | ③確保見込量(②の合計)  | 1,695            | 350   | 4,506 | 981   | 3,186 |
| 過不足(③-①) | (150)  | 10            | 13               | 194   | 217   |       |       |

注：4月1日時点

③ 南部エリア

認可保育所等への申込状況と待機児童の発生に留意しながら、中央部エリアにある認可保育所等の利用等により対応を図ります。

(単位：人)

| 年度       | 区分           | 1号認定          | 2号認定             |      | 3号認定 |       |     |
|----------|--------------|---------------|------------------|------|------|-------|-----|
|          |              |               | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 0歳児  | 1・2歳児 |     |
| 令和7年度    | ①量の見込み       | 105           | 20               | 205  | 19   | 130   |     |
|          | 確②           | 特定教育・保育施設     | 438              | 130  | 176  | 47    | 147 |
|          |              | 確認を受けない幼稚園    |                  |      |      |       |     |
|          |              | 特定地域型保育事業     |                  |      |      |       |     |
|          |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |      |      |       |     |
|          | ③確保見込量（②の合計） | 438           | 130              | 176  | 47   | 147   |     |
| 過不足（③－①） | 333          | 110           | (29)             | 28   | 17   |       |     |
| 令和8年度    | ①量の見込み       | 103           | 20               | 205  | 19   | 130   |     |
|          | 確②           | 特定教育・保育施設     | 438              | 130  | 174  | 46    | 150 |
|          |              | 確認を受けない幼稚園    |                  |      |      |       |     |
|          |              | 特定地域型保育事業     |                  |      |      |       |     |
|          |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |      |      |       |     |
|          | ③確保見込量（②の合計） | 438           | 130              | 174  | 46   | 150   |     |
| 過不足（③－①） | 335          | 110           | (31)             | 27   | 20   |       |     |
| 令和9年度    | ①量の見込み       | 104           | 20               | 205  | 19   | 130   |     |
|          | 確②           | 特定教育・保育施設     | 438              | 130  | 174  | 46    | 150 |
|          |              | 確認を受けない幼稚園    |                  |      |      |       |     |
|          |              | 特定地域型保育事業     |                  |      |      |       |     |
|          |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |      |      |       |     |
|          | ③確保見込量（②の合計） | 438           | 130              | 174  | 46   | 150   |     |
| 過不足（③－①） | 334          | 110           | (31)             | 27   | 20   |       |     |
| 令和10年度   | ①量の見込み       | 104           | 20               | 205  | 19   | 130   |     |
|          | 確②           | 特定教育・保育施設     | 438              | 130  | 174  | 46    | 150 |
|          |              | 確認を受けない幼稚園    |                  |      |      |       |     |
|          |              | 特定地域型保育事業     |                  |      |      |       |     |
|          |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |      |      |       |     |
|          | ③確保見込量（②の合計） | 438           | 130              | 174  | 46   | 150   |     |
| 過不足（③－①） | 334          | 110           | (31)             | 27   | 20   |       |     |
| 令和11年度   | ①量の見込み       | 104           | 20               | 205  | 19   | 130   |     |
|          | 確②           | 特定教育・保育施設     | 438              | 130  | 174  | 46    | 150 |
|          |              | 確認を受けない幼稚園    |                  |      |      |       |     |
|          |              | 特定地域型保育事業     |                  |      |      |       |     |
|          |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |                  |      |      |       |     |
|          | ③確保見込量（②の合計） | 438           | 130              | 174  | 46   | 150   |     |
| 過不足（③－①） | 334          | 110           | (31)             | 27   | 20   |       |     |

注：4月1日時点

## 4 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

子ども・子育てに関わるニーズに対応できるように、事業の拡充やサービスの質の向上に留意して確保方策を推進します。

### ① 利用者支援事業

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### 【 量の見込みと確保方策 】

児童福祉と母子保健の相談機能を一体的に運営する、こども家庭センターとして市役所に「こども未来センター」を設置し、妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のないサポートを実施します。また、市役所で実施する特定型（保育コンシェルジュ）に加えて、子育て総合支援センターで実施する基本型（子育てコーディネーター）の実施により利用者支援の充実を図ります。

| 区分    |            | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|-------|------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み | 基本型・特定型    | 2か所            | 2か所            | 2か所            | 2か所             | 2か所             |
|       | こども家庭センター型 | 1か所            | 1か所            | 1か所            | 1か所             | 1か所             |
| 確保方策  | 基本型・特定型    | 2か所            | 2か所            | 2か所            | 2か所             | 2か所             |
|       | こども家庭センター型 | 1か所            | 1か所            | 1か所            | 1か所             | 1か所             |

### ② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

#### 【 量の見込みと確保方策 】

利用者の見込み量に対応できるよう、施設の適正な配置及び出張子育て広場の実施箇所の継続的な見直しを行います。

(単位：人、か所)

| 区分                |       | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|-------------------|-------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み<br>(年間利用人数) |       | 143,313        | 141,612        | 139,724        | 137,194         | 133,923         |
| 確保方策              | 施設数   | 11             | 12             | 12             | 12              | 12              |
|                   | 出張広場数 | 7              | 7              | 7              | 7               | 7               |

### ③ 一時預かり事業

#### ■ 幼稚園型

1号認定者を対象とする幼稚園や認定こども園において、保護者の希望に応じて、主に教育時間後や土曜・日曜、長期休業期間中に、幼稚園において教育活動を行う事業です。

#### 【 量の見込みと確保方策 】

認定こども園や私立幼稚園における預かり保育への支援を継続します。

(単位:人、か所)

| 区分                   |        | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|----------------------|--------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み<br>(1号認定の利用人数) |        | 26,339         | 26,258         | 25,676         | 24,982          | 24,336          |
| 確保<br>方策             | 在園児対象型 | 31,415         | 31,415         | 31,415         | 31,415          | 31,415          |
|                      | 施設数    | 7              | 7              | 7              | 7               | 7               |

#### ■ 幼稚園型以外

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、保護者が家庭での保育が困難となった乳幼児を一時的に預かる事業です。

#### 【 量の見込みと確保方策 】

保育所・認定こども園の整備にあわせて実施箇所の増加を図ります。

(単位:人、か所)

| 区分                |         | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|-------------------|---------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み<br>(年間利用人数) |         | 55,517         | 55,008         | 54,119         | 52,984          | 51,682          |
| 確保<br>方策          | 全体      | 91,349         | 97,093         | 99,933         | 99,883          | 99,830          |
|                   | うち一時預かり | 89,118         | 94,878         | 97,758         | 97,758          | 97,758          |
|                   | 施設数     | 63             | 67             | 69             | 69              | 69              |

注：確保方策（全体）には、子育て援助活動支援事業（就学前）を含む。

#### ④ 病児・病後児保育事業

乳幼児等が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

##### 【 量の見込みと確保方策 】

過去の利用実績を勘案した量を見込み、利用量の増加に対して、利用者のニーズを考慮した適正な配置に努めます。

(単位:人、か所)

| 区分                |              | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|-------------------|--------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み<br>(年間利用人数) |              | 1,162          | 1,172          | 1,170          | 1,159           | 1,142           |
| 確保<br>方策          | 病児対応型        | 5,760          | 5,760          | 5,760          | 5,760           | 5,760           |
|                   | 病後児対応型       | 1,920          | 1,920          | 1,920          | 1,920           | 1,920           |
|                   | 体調不良児<br>対応型 | 11,760         | 13,200         | 13,680         | 13,680          | 13,680          |
|                   | 施設数          | 30             | 33             | 34             | 34              | 34              |

#### ⑤ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

##### 【 量の見込みと確保方策 】

会員登録制のため、援助を行う提供会員の確保によって、見込み量に対応できるよう努めます。

(単位:人)

| 区分         |       | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|------------|-------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み（就学後） |       | 795            | 813            | 823            | 824             | 819             |
| 確保<br>方策   | 全体    | 3,026          | 3,028          | 2,998          | 2,949           | 2,891           |
|            | うち就学後 | 795            | 813            | 823            | 824             | 819             |
|            | 提供会員数 | 217            | 220            | 222            | 225             | 228             |

注:「量の見込み(就学前)」及び「確保方策(就学前)」は、一時預かり事業(幼稚園型以外)に計上。

## ⑥ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行う事業です。

### 【 量の見込みと確保方策 】

実際の利用状況と整備状況を勘案し、量を見込みます。

児童養護施設数には限りがあるため、当事業を委託できる里親を増やすことで利用日数を確保します。

(単位：日、か所)

| 区分                  |        | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|---------------------|--------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み<br>(年間延べ利用日数) |        | 426            | 468            | 510            | 552             | 594             |
| 確保<br>方策            | 確保延べ日数 | 426            | 468            | 510            | 552             | 594             |
|                     | 施設数    | 11             | 12             | 13             | 14              | 15              |

※「確保方策（施設数）」は、里親を含んでいます。

## ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

保健師等がおおむね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握等を行う事業です。

### 【 量の見込みと確保方策 】

乳児家庭全戸訪問事業の実施率を維持し、月齢にあわせた支援を行います。また、訪問できなかった場合は、関係各課と連携して状況把握に努めます。

(単位：人)

| 区分           | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|--------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み（出生見込数） | 2,277          | 2,273          | 2,240          | 2,190           | 2,117           |
| 確保方策（訪問人数）   | 2,277          | 2,273          | 2,240          | 2,190           | 2,117           |

## ⑧ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対して、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じて医学的検査を実施する事業です。

### 【 量の見込みと確保方策 】

市内の医療機関等との協力・連携により、対象者への事業の周知をはじめ、健診もれがないように業務を推進します。

(単位:人、回)

| 区分          | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|-------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み(延べ人数) | 2,273          | 2,240          | 2,190          | 2,117           | 2,062           |
| 量の見込み(延べ回数) | 31,822         | 31,360         | 30,660         | 29,638          | 28,868          |
| 確保方策(延べ回数)  | 31,822         | 31,360         | 30,660         | 29,638          | 28,868          |

## ⑨ 養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

また、要支援児童・要保護児童等を支援するために、要保護児童対策地域協議会を運営します。

### 【 量の見込みと確保方策 】

実際の訪問実績を勘案し、量を見込みます。

養育支援が必要な家庭に対して、家庭訪問や保健センター等での面談、電話での相談を通して、適切な指導・助言・相談に対応できるように、必要な人材の確保と関係機関との連携を行い、養育支援体制を確保します。

また、要保護児童対策地域協議会については、対象事案・ケースの相談支援を適切に実施できるよう開催します。

(単位:人)

| 区分                | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|-------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み<br>(延べ訪問人数) | 158            | 156            | 154            | 150             | 146             |
| 確保方策<br>(延べ訪問人数)  | 158            | 156            | 154            | 150             | 146             |

## ⑩ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所や認定こども園等で保育を実施する事業です。

### 【 量の見込みと確保方策 】

保護者の就労時間だけでなく就労時間帯も勘案しながら、新たに整備する認可保育所等において実施し、実施箇所の増加を図ります。

（単位：人、か所）

| 区分                    | 令和7年度<br>（1年目） | 令和8年度<br>（2年目） | 令和9年度<br>（3年目） | 令和10年度<br>（4年目） | 令和11年度<br>（5年目） |
|-----------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み<br>（1日当たりの利用人数） | 1,964          | 1,950          | 1,914          | 1,871           | 1,824           |
| 確保方策（施設数）             | 116            | 119            | 122            | 122             | 122             |

## ⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して支払うべき日用品、文房具等その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等や新制度未移行幼稚園における副食の提供にかかる費用の一部を補助する事業です。

### 【 量の見込みと確保方策 】

幼児教育・保育の無償化にあわせ、低所得で生計が困難である保護者や保護者の世帯所得の状況等を勘案して定める市の基準に該当する対象者に対して補助を行います。

（単位：人）

| 区分            | 令和7年度<br>（1年目） | 令和8年度<br>（2年目） | 令和9年度<br>（3年目） | 令和10年度<br>（4年目） | 令和11年度<br>（5年目） |
|---------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み（物品購入費等） | 15             | 15             | 15             | 15              | 15              |
| 量の見込み（副食費）    | 145            | 145            | 145            | 145             | 145             |

## ⑫ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

市の窓口での業務の実施により、教育・保育に対する市民ニーズの増大に対応できるように多様な事業者の参入を図ります。また、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援を行います。

### ⑬ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の余裕教室、児童館及び児童クラブ施設を利用して適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図る事業です。

#### 【 確保方策 】

現在、児童クラブの専用スペースの確保については、児童館に併設した施設、単独の児童クラブ施設及び小学校の余裕教室等の活用の3種類の手法で実施しています。しかし、児童館に併設した施設や児童クラブ施設においては、児童クラブの需要に見合うスペースが十分に確保できていない状況です。

この課題を解決するために、小学校に余裕教室等がある場合は、児童クラブ室としての活用を推進していきます。また、つくばエクスプレス沿線開発に伴う人口急増地区や待機児童などの課題が発生している小学校区については、民設民営児童クラブの積極的な誘致を図っていきます。

#### 【 量の見込み 】

##### ■ 児童クラブ員数と児童クラブ数の見込み量（各年度4月1日現在）

| 区分                      |     | 実績    | 計画期間の見込        |                |                |                 |                 |
|-------------------------|-----|-------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
|                         |     | 令和6年度 | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
| 児童クラブ員数                 | 1年生 | 1,457 | 1,493          | 1,512          | 1,491          | 1,470           | 1,436           |
|                         | 2年生 | 1,345 | 1,396          | 1,445          | 1,455          | 1,430           | 1,407           |
|                         | 3年生 | 1,237 | 1,241          | 1,246          | 1,279          | 1,284           | 1,261           |
|                         | 4年生 | 953   | 932            | 955            | 954            | 977             | 980             |
|                         | 5年生 | 596   | 583            | 606            | 618            | 616             | 630             |
|                         | 6年生 | 351   | 358            | 366            | 378            | 385             | 383             |
|                         | 合計  | 5,939 | 6,003          | 6,130          | 6,175          | 6,162           | 6,097           |
| 児童クラブ数<br>(1クラブおおむね40人) |     | 168   | 170            | 174            | 176            | 177             | 178             |

#### 【 目標整備量 】

##### ■ 新たに設置する放課後児童クラブ

| 区分                    | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) | 5か年度の<br>増加数 |
|-----------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|--------------|
| 新たに開設する公営児童クラブの支援の単位数 | 1              | 2              | 1              | 0               | 0               | 4            |
| 新たに開設する民営児童クラブの支援の単位数 | 1              | 2              | 1              | 1               | 1               | 6            |

注：支援の単位とは、同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一支援の単位の児童はおおむね40人。いわゆる「クラス」のこと。

#### ⑭ 放課後子供教室

放課後において、学校施設等を活用してすべての児童の安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することで、児童の社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を養う事業です。

##### 【単独事業としての方向性と放課後児童クラブとの一体的な実施】

本市では、全市立小学校の学校施設内で放課後子供教室を実施しています。

現行の実施状況は、年度当初の学校への希望調査の結果に基づき実施している学校開催に加え、放課後児童クラブ内の放課後子供教室専用スペース「交流ひろば」での実施を基調としています。近年、保護者や学校のニーズが増加していることから、当計画期間内においても、質と量の両面で一層の充実を図っていきます。

具体的な考え方として、本市は他自治体と比較してより多くの児童館を有していますが、逆に児童館のない小学校区の児童にとっては、放課後の選択肢が少なくなっている状況にあると考えられるため、特に学校開催の充実を図っていきます。

国の「放課後児童対策パッケージ」（放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の一体的な実施）については、平成30年度から本市独自で放課後児童クラブ施設内において放課後子供教室専用スペースとして開設し、令和6年度現在4か所ある交流ひろばで定期開催を実施しています。交流ひろばを両事業一体的に実践できる場であるにとらえ、放課後児童クラブ員を含め、保護者の就労等に関わらず、児童へプログラムを提供し、プランの実施を進めていきます。また、教育局や学校との連携のみならず、地域全体を巻き込んでいくことが事業拡充の鍵と考えます。そのために、人材の掘り起こしや育成のための地域への呼びかけを積極的に行っていきます。

##### 【量の見込み】

##### ■ 放課後子供教室のイベント開催

(単位：回)

| 区分       | 実績    | 見込    | 計画期間の見込        |                |                |                 |                 |
|----------|-------|-------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
|          | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
| イベント実施回数 | 557   | 618   | 646            | 665            | 680            | 695             | 710             |

注：「放課後子供教室推進事業補助金」を充てない放課後子供教室イベント開催分も含む。

### ⑮ 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することより、家庭や養育環境を整え、様々な不和を未然に防ぐことにつなげていく事業です。

#### 【 量の見込みと確保方策 】

実際の利用状況を勘案し、量を見込み、必要量の確保に努めます。

(単位：人日)

| 区分          | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|-------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み(延べ人数) | 322            | 320            | 314            | 307             | 299             |
| 確保方策(延べ人数)  | 322            | 320            | 314            | 307             | 299             |

### ⑯ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に複合的な課題を抱える児童に家庭や学校以外の安心できる居場所を提供し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

#### 【 量の見込みと確保方策 】

実際の利用状況と整備状況を勘案し、量を見込み、子育て支援に十分な実績があるNPO等の実施団体と連携をとり事業を実施します。

(単位：人)

| 区分         | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み(実人数) | 35             | 35             | 35             | 35              | 34              |
| 確保方策(実人数)  | 35             | 35             | 35             | 35              | 34              |

### ⑰ 親子関係形成支援事業

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

#### 【 量の見込みと確保方策 】

実際の利用状況を勘案し、量を見込み、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等を対象にペアレント・トレーニング講座を開催します。

(単位：人)

| 区分         | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み(実人数) | 10             | 10             | 10             | 10              | 10              |
| 確保方策(実人数)  | 10             | 10             | 10             | 10              | 10              |

⑱ 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

量の見込みに対応できるよう確保を図ります。

(単位：回)

| 区分    | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|-------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み | 6,335          | 6,326          | 6,233          | 6,095           | 5,892           |
| 確保方策  | 6,335          | 6,326          | 6,233          | 6,095           | 5,892           |

⑲ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

利用者の見込み量に対応できるよう確保を図ります。

(単位：人)

| 区分    |    | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|-------|----|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み | 0歳 | —              | 12             | 12             | 38              | 37              |
|       | 1歳 | —              | 14             | 13             | 39              | 37              |
|       | 2歳 | —              | 13             | 12             | 37              | 35              |
| 確保方策  | 0歳 | —              | 21             | 30             | 39              | 39              |
|       | 1歳 | —              | 23             | 33             | 39              | 39              |
|       | 2歳 | —              | 28             | 38             | 43              | 43              |

⑳ 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

量の見込みに対応できるよう確保を図ります。

(単位：回)

| 区分          | 令和7年度<br>(1年目) | 令和8年度<br>(2年目) | 令和9年度<br>(3年目) | 令和10年度<br>(4年目) | 令和11年度<br>(5年目) |
|-------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み（延べ人数） | 478            | 525            | 564            | 595             | 620             |
| 確保方策（延べ人数）  | 478            | 525            | 564            | 595             | 620             |

## 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、また、新制度に移行していない幼稚園にかかる就園奨励費の支給との連続性にも配慮し、次に示す給付方法を基本として継続して検討を行います。

### ① 子育てのための施設等利用給付について

子ども・子育て支援法第30条の11に基づき、新制度に移行していない幼稚園に対して施設等利用費を給付する場合は、幼稚園における円滑な運営に支障を来す事のないように一月ごとに給付を行います。

また、預かり保育事業や認可外保育施設等の利用日については、複数のサービスや施設を利用した場合にはそれぞれの利用料を合算し、上限額の範囲内において子育てのための施設等利用給付を受けることができるため、償還払いを原則とし、過誤請求・支払い防止に努めます。また、給付の実施回数は年4回を目安とします。

### ② 茨城県との連携について

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監査等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、茨城県に対し、施設等の所在等の情報提供、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請していく等、協力・連携をしていきます。

# 第6章 計画の推進体制

## 1 庁内の連携協力の推進

本計画の実現に向けては、子育て、福祉、健康、教育などの各分野と連携を図りつつ、子どもを中心として市役所の各所管が一体となって取り組みを進めていきます。

また、園、学校、家庭、地域、各種団体など多様な主体と連携・協力し、社会全体で推進することとします。

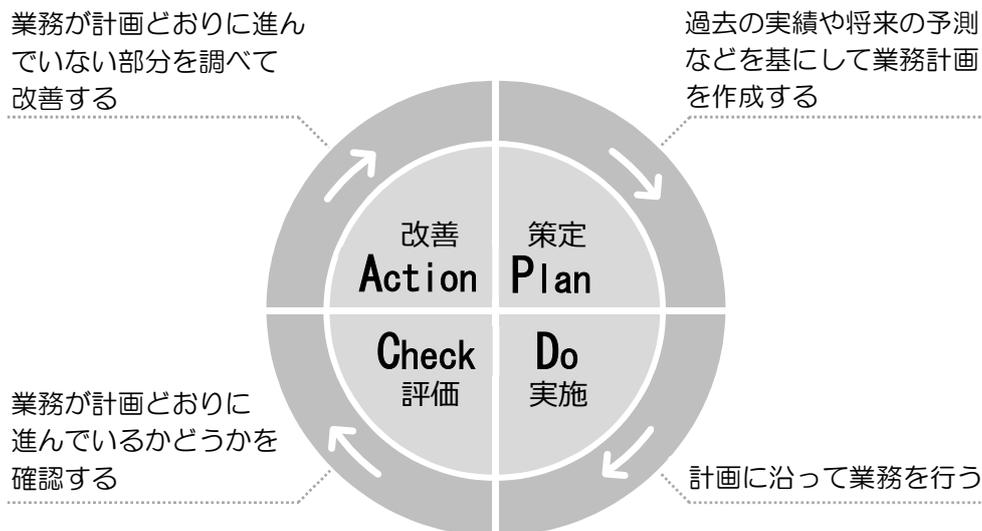
## 2 子どもの意見を尊重した施策の推進

令和5年4月に施行された「こども基本法」においては、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が基本理念として明示されており、本計画に掲げる施策の推進においては、子どもの意見やニーズを把握するように努め、子どもの意見を尊重しながら取り組みを進めていきます。

## 3 計画の進捗管理

各年度において、施策の実施状況や実績等について点検・評価し、その結果を市のホームページ等により公表します。

また、PDCAサイクルの実施を基本方針とし、点検・評価結果に基づいて、対策の実施や、必要に応じて内容の見直しを行い、事業の進捗を図ります。



# 参考資料

## 1 計画策定体制・策定の経緯

第3期つくば市子ども・子育て支援プランの策定にあたっては、つくば市子ども・子育て会議条例に基づき設置した「つくば市子ども・子育て会議」において審議しました。

同会議は、当市の子ども・子育てに関する市民代表、事業者、団体・機関及び有識者によって構成されています。

また、子育て家庭を始め、広く市民の意見を反映させるため、ニーズ調査、パブリックコメントを実施しました。

| 年度                | 月日                     | 内容  |
|-------------------|------------------------|---|
| 令和5年度<br>(2023年度) | 11月17日(金)              | 第3回つくば市子ども・子育て会議<br>「(仮称)第三期つくば市子ども・子育て支援プランの策定に伴うニーズ調査について」    |
|                   | 12月14日(木)～令和6年1月19日(金) | つくば市子育てアンケート(ニーズ調査)   |
|                   | 3月12日(火)               | 第4回つくば市子ども・子育て会議<br>「(仮称)第三期つくば市子ども・子育て支援プランの策定に伴うニーズ調査の結果について」 |
| 令和6年度<br>(2024年度) | 8月9日(金)                | 第2回つくば市子ども・子育て会議<br>「第3期つくば市子ども・子育て支援プラン策定に向けた方針等について」          |
|                   | 10月4日(金)               | 第3回つくば市子ども・子育て会議<br>「第3期つくば市子ども・子育て支援プラン策定に向けた方針等について」          |
|                   | 11月25日(月)              | 第4回つくば市子ども・子育て会議<br>「(仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プラン(案)について」            |
|                   | 令和7年1月14日(火)～2月13日(木)  | パブリックコメント   |
|                   | 令和7年2～3月               | 第5回つくば市子ども・子育て会議<br>「*****」                                     |
|                   |                        |   |

## 2 つくば市子ども・子育て会議条例

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として次条の事務を処理するため、つくば市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、法第72条第1項各号に掲げる事務について調査審議し、答申する。

### (組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関する各種団体の代表者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の意見の聴取)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

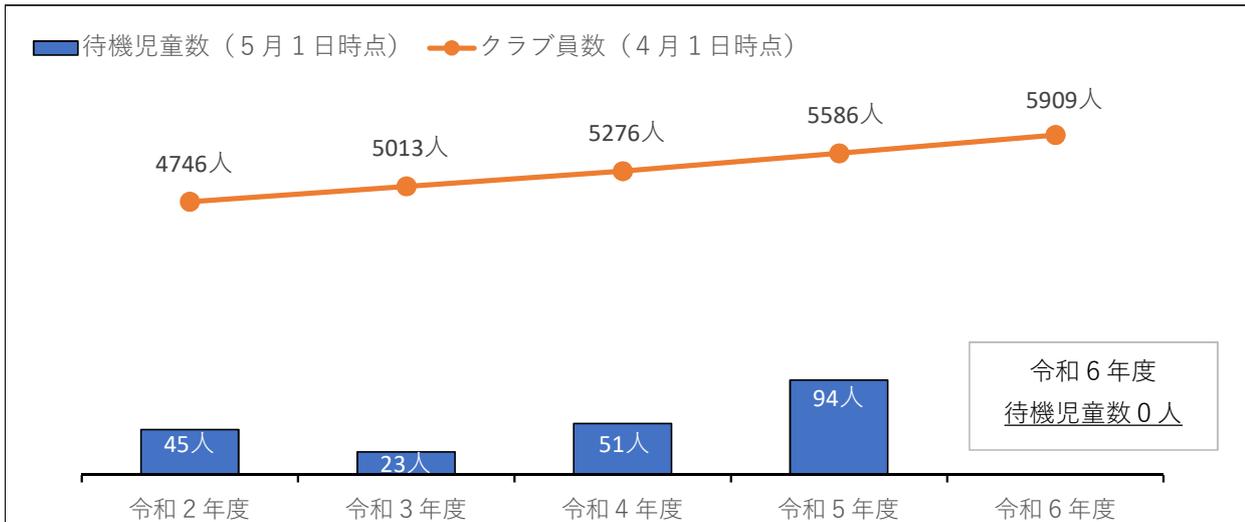
第8条 子ども・子育て会議の庶務は、こども部において処理する。

### 3 令和5年度・6年度つくば市子ども・子育て会議委員

| 区分       | 氏名   | 所属                     |
|----------|--|------------------------|
| 議会       | 長塚 俊宏  | つくば市議会議員               |
| 幼稚園PTA   | 樽味 幸恵<br>阿部 未保子  | つくば市立幼稚園PTA連絡協議会       |
| 児童クラブ    | 千代原 義文   | つくば市学童保育連絡協議会<br>会長    |
| 学識経験者    | 土井 隆義<br>堀内 明由美<br>深井 太洋   | 大学教授等                  |
| 民間保育園    | 古谷野 好栄   | つくば市民間保育協議会            |
| 民間幼稚園    | 橋本 幸雄  | つくば市私立幼稚園・認定こども園協議会    |
| 子育て支援団体  | 浦里 晴美  | つくば市地域活動連絡協議会          |
|          | 鈴木 朱里  | 特定非営利活動法人ままとーん         |
| 主任児童委員   | 大久保 良文   | つくば市主任児童委員連絡会          |
| 公立小中学校長  | 柳下 英子<br>藤岡 賢治<br>園田 浩美  | つくば市立小中学校長会            |
| 公募       | 落合 美智子<br>宮下 信一<br>トモル ソロンゴ<br>根津 陽子<br>村上 義孝<br>青山 夏樹<br>岡山 拓史<br>間野 聡子<br>柳下 浩一郎 | こどもの保護者、子育て支援に関心がある市民等 |
| 小・中学校PTA | 内野 隆之<br>森田 修司   | つくば市PTA連絡協議会           |
| 小児医療     | 江原 孝郎<br>大戸 達之   | つくば市医師会                |
| 保育園保護者会  | 宮本 美穂  | つくば市保育所・園父母の会連絡協議会     |

令和 6 年度つくば市放課後児童クラブ待機児童数の修正について

■待機児童数



【待機児童数の修正内容】

本年 8 月 9 日に開催した令和 6 年度 (2024 年度) 第 2 回子ども・子育て会議で報告した令和 6 年度つくば市放課後児童クラブ待機児童数について、54 人から 0 人へ修正します。

【修正理由】

これまでつくば市では待機児童の数え方について、放課後児童クラブへの入会申請において、どこかの放課後児童クラブへも入会しなかった児童を待機児童としていましたが、茨城県から「希望した放課後児童クラブへ入会できなかった児童について、通常の交通手段により 20～30 分の範囲に他の利用可能な放課後児童クラブがある場合は待機児童とはされない」との指摘により、待機児童数が 0 人となりました。

■学年別の待機児童数

|      | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 年生 | 2 人     | 4 人     | 8 人     | 0 人     | 0 人     |
| 2 年生 | 6 人     | 2 人     | 2 人     | 0 人     | 0 人     |
| 3 年生 | 2 人     | 0 人     | 1 人     | 12 人    | 0 人     |
| 4 年生 | 20 人    | 8 人     | 13 人    | 32 人    | 0 人     |
| 5 年生 | 12 人    | 5 人     | 15 人    | 31 人    | 0 人     |
| 6 年生 | 3 人     | 4 人     | 12 人    | 19 人    | 0 人     |
| 合計   | 45 人    | 23 人    | 51 人    | 94 人    | 0 人     |

■運営別の待機児童数

|    | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 公営 | 33 人    | 19 人    | 50 人    | 93 人    | 0 人     |
| 民営 | 12 人    | 4 人     | 1 人     | 1 人     | 0 人     |
| 合計 | 45 人    | 23 人    | 51 人    | 94 人    | 0 人     |

